

東北学院大学 経済学論集

岩本由輝教授 退任記念号

献辞	原田善教(1)
岩本由輝教授略歴	(2)
岩本由輝教授著作目録	(4)
400年目の烈震・大津波と東京電力福島第1原発の事故	岩本由輝(51)
〔論 文〕	
信州上田藩上塩尻村永統講の一考察 — 奥印帳を手がかりとして —	岩間剛城(69)
近世後期の京都錦高倉青物市場の動向	宇佐美英機(83)
小高から中村へ — 戦国武将相馬義胤の転換点 —	岡田清一(99)
「地域エリート」の存立構造とその変遷 — 昭和30年代卒農業高校OBの事例を通して —	奥井亜紗子(111)
仙台藩領における黒松海岸林の成立	菊池慶子(127)
「タイ近代の土地政策と森林政策の関係」	北原淳(139)
イギリス農業革命からみたフェンとマーシュ	國方敬司(151)
大正期仙台市の電気料金値上げ問題	雲然祥子(165)
ロンドン金市場の金融史研究, 1600-2004年〜とくに両大戦間期に関して〜 サイモン・ジェイムス・バイスウェイ	(195)
明治期日本鉄道会社仙台停車場の位置決定過程と受益者負担	佐々木秀之(211)
近世農業水利施設の普請と維持管理の費用分担に見る藩と村 — 山形五堰を事例として —	佐藤章夫(235)
日英村落史的対比研究方法論・2011	高橋基泰(259)
ロバート・トレンズの1833年4月議会演説	竹内洋(277)
現代の東北農村のムラにおける共同性 — 山形県庄内地方宝谷の事例 —	永野由紀子(291)
「家」を比較研究するための覚え書き — 経済史研究の視点から —	長谷部弘(313)
戦後の姫路市における公設小売市場の展開	廣田誠(323)
タイ東北部における郡(アンプー)の社会史 — マハーサーカーム県チェンユーン郡を中心として —	藤井勝(339)
武士の嗜み、武士の威厳 その二 — 仙台藩士の行列に関する基礎的研究 —	堀田幸義(363)
大正初期岩手県農村の分析 — 「岩手県江刺郡藤里村々是調査」を中心に —	三浦黎明(389)
近世期における田地所有者と耕作者の変遷史 — 信州小県郡上塩尻村の事例より —	山内太(403)
家訓の現代的意味に関する社会学的考察	米村千代(419)
~~~~~	
日本のブロードバンド市場における競争政策とその政策評価について — 予備的考察 — (I)	山崎和郎(433)
災害と外国人 — 母国に「逃げる」ことを中心に —	郭基煥(447)
Global Indeterminacy in a Model with Public Health Spending	細谷圭(459)

2011年12月

(第177号)

東北学院大学学術研究会



東 北 学 院 大 学

經 济 学 論 集

第 177 号

岩本由輝教授 退任記念号





岩本由輝教授



## 献 辞

### 岩本由輝教授のご退任によせて

岩本由輝先生は、2011年3月31日をもって東北学院大学をご退任されました。先生は、1967年3月に東北大学大学院経済学研究科博士課程を修了され、経済学博士の学位を取得されるとともに、山形大学に奉職され、教育・研究の歩みを始められました。その後、1988年4月に本学経済学部にて教授として着任されました。本学では、大学院経済学研究科専攻主任、大学院経済学研究科長を歴任され、経済学部と大学院経済学研究科の充実・発展にご尽力されました。この間、多くの学生・院生を指導され、社会に有為の人材を送り出してこられました。

先生は「地域経済史」を担当され、東北地域の経済・社会の発展を鋭い歴史認識に基づいて展開されてきました。講義では、平易で親しみのある語り口で学生に語りかけ、歴史のおもしろさに多くの学生が魅了されたようです。様々な講演会や研究会で先生のお話を拝聴するたびに、先生のお話の奥行きの高さに私自身も魅了されたことを思い出します。また、先生は常にどんな時にも時間があれば原稿を執筆されていて、その姿を鮮明に記憶しています。本号に掲載された先生の研究業績を一覧すれば、誰もが驚嘆することと思います。その数えきれない論文数からすると、いったいつ食事しているのだろうかなど、先生の生活時間について疑問を持ってしまいます。その意味では、先生はまさに私どもが見ならうべき研究者の鏡であると思います。

先生は、市場史研究会の代表世話人や比較家族史学会の会長をお務めになり、学会を通して日本における地域社会史・地域経済史の研究の進展や後進の育成に大いに貢献されました。また、日タイ交流史と日タイ農村社会研究のためタイの研究者との共同研究プロジェクトとして「日タイセミナー」を結成し、その日本側代表を務められ、国際的にも研究領域を広げられてきました。

さらに、本学の歴史を明らかにするプロジェクトとして、本学創立120周年記念事業「大正デモクラシーと東北学院」調査委員会委員長を務められ、記念図録『大正デモクラシーと東北学院－杉山元治郎と鈴木義男－』を刊行されました。その後、本学の創立の解明に向けて私学事業団補助事業「杉山元治郎と鈴木義男の事績を通してみる東北学院の建学の精神」の研究代表者も務められました。

岩本由輝先生のこうした学内外におけるご活躍とご貢献に対する敬意と感謝の意を込めて、また今後の先生のご健勝を大いに祈念し、『東北学院大学経済学論集』第177号をご退任記念号として先生にお捧げいたします。

経済学部長 原 田 善 教

## 岩本由輝教授略年譜

- 1937年4月8日 東京府東京市中野区住吉町30番地（現東京都中野区東中野）で生まれる
- 1944年3月13日 福島県相馬郡大野村（現相馬市）に疎開
- 1944年4月 大野村立大野国民学校に入学
- 1950年3月 大野村立大野小学校を卒業
- 1950年4月 大野村立大野中学校に入学
- 1953年3月 大野村立大野中学校を卒業
- 1953年4月 福島県立相馬高等学校に入学
- 1956年3月 福島県立相馬高等学校を卒業
- 1957年4月 東北大学経済学部に入學
- 1961年3月 東北大学経済学部を卒業
- 1961年4月 東北大学大学院経済学研究科修士課程に入學
- 1963年3月 東北大学大学院経済学研究科修士課程を修了
- 1963年4月 東北大学大学院経済学研究科博士課程に入學
- 1967年3月 東北大学大学院経済学研究科博士課程を修了
- 1967年3月 経済学博士取得
- 1967年4月 山形大学文理学部講師に採用・経済理論（実質は日本経済史）／演習
- 1967年6月 山形大学人文学部講師に配置替・日本経済史／演習
- 1968年10月 山形大学人文学部助教授に昇任・日本経済史／演習
- 1970年4月 山形県立米沢女子短期大学非常勤講師・経済学（1971年3月まで）
- 1973年4月 東北学院大学経済学部二部非常勤講師・資本主義発達史（1974年3月まで）
- 1974年5月 茨城大学人文学部非常勤講師・日本経済史（1975年3月まで）
- 1974年9月 アメリカ合衆国ワシントン大学比較外国地域研究所に客員研究員として出張（1975年2月まで）
- 1975年4月 東北学院大学経済学部二部非常勤講師・資本主義発達史／日本経済史（1988年3月まで）
- 1979年11月 山形大学人文学部教授に昇任・日本経済史／演習
- 1984年4月 山形県立米沢女子短期大学非常勤講師・経済学（1986年3月まで）
- 1986年4月 東北大学経済学部非常勤講師・日本経済史（1987年3月まで）
- 1986年4月 東北大学大学院経済学研究科非常勤講師・日本経済史特論／日本経済史特殊研究（1987年3月まで）
- 1987年3月 カナダ、ブリティッシュ・コロンビア大学アジア研究センター客員教授として柳田國男論の集中講義を行う（1987年3月中）

- 1988年 3月 山形大学人文学部教授を辞任
- 1988年 4月 東北学院大学経済学部教授に就任・経済史特殊講義（のち地域経済史，文学部兼担により日本経済史）／演習／東北経済論Ⅰ（のち文学部・法学部・教養学部兼担により東北地域論）
- 1990年 4月 東北大学大学院経済学研究科非常勤講師・日本経済史特論（1991年3月まで）
- 1991年 4月 東北学院大学大学院経済学研究科兼担・経済史特論Ⅱ／演習／特殊研究（2011年3月まで）
- 1991年12月 国立歴史民俗博物館民俗研究部客員教授（1995年3月まで）
- 1993年 4月 東北大学教養部非常勤講師・経済学B（1994年3月まで）
- 1993年10月 神戸大学文学部非常勤講師・社会学特殊講義（1994年3月まで）
- 1993年10月 神戸大学大学院文学研究科非常勤講師・経験社会学特殊研究（1994年3月まで）
- 1994年 4月 市場史研究会代表世話人（2004年3月まで）
- 1995年 4月 宮城教育大学非常勤講師・経済学普通講義B（1996年3月まで）
- 1996年 4月 東北学院大学大学院経済学研究科専攻主任（2000年3月まで）
- 1997年 4月 宮城教育大学非常勤講師・経済学講義B（1998年3月まで）
- 1999年 4月 宮城教育大学非常勤講師・経済学B（2003年3月まで）
- 1999年 4月 東北文化学園大学医療福祉学部非常勤講師・現代史（2006年9月まで，ただし，毎年度4月～9月任用）
- 2001年 4月 東北学院大学大学院経済学研究科長（2005年3月まで）
- 2001年 4月 東北大学経済学部非常勤講師・日本経済史（2002年3月まで）
- 2005年 4月 東北学院大学嘱託教授となる
- 2005年 6月 比較家族史学会会長（2008年6月まで）
- 2006年 4月 東北学院大学大学院法務研究科兼担・東北地域社会論（2011年3月まで）
- 2011年 3月31日 東北学院大学教授退任
- 2011年 4月 1日 東北学院大学名誉教授となる

# 著 作 目 録

## 一 著 書

- 『近世漁村共同体の変遷過程—商品経済の進展と村落共同体—』 塙書房 1970年1月
- 『明治期における地主経営の展開—長野県岡谷・今井作内家を中心に—』 山川出版社 1974年3月
- 『柳田國男の農政学』 御茶の水書房 1976年7月
- 『近世漁村共同体の変遷過程—商品経済の進展と村落共同体—』（再版） 御茶の水書房 1977年11月
- 『柳田國男の共同体論—共同体論をめぐる思想的状況—』 御茶の水書房 1978年7月
- 『南部鼻曲り鮭』 日本経済評論社 1979年11月
- 『カール・マルクス著・笹原潮風訳「賃銀労働及び資本」について』 山形資本論研究会 1980年7月
- 『きき書き六万石の職人衆—相馬の社会史—』 刀水書房 1980年10月
- 『柳田國男—民俗学への模索—』 柏書房 1982年3月
- 『続・柳田國男—民俗学の周縁—』 柏書房 1983年2月
- 『もう一つの遠野物語』 刀水書房 1983年5月
- 『山形県の百年』 山川出版社 1985年8月
- 『論争する柳田國男—農政学から民俗学への視座—』 御茶の水書房 1985年12月
- 『村と土地の社会史—若干の事例による通時的考察—』 刀水書房 1989年4月
- 『柳田國男を読み直す』 世界思想社 1990年9月
- 『柳田民俗学と天皇制』 吉川弘文館 1992年12月
- 『東北開発—二〇年—』 刀水書房 1994年2月
- 『もう一つの遠野物語』〔追補版〕 刀水書房 1994年2月
- 『東北開発人物史—15人の先覚者たち—』 刀水書房 1998年3月
- 『歴史としての相馬—花は相馬に実は伊達に—』 刀水書房 2000年8月
- 『東北地域産業史—伝統文化を背景に—』 刀水書房 2002年3月
- 『東北開発—二〇年—（増補版）』 刀水書房 2009年3月
- 『本石米と仙台藩の経済』 大崎八幡宮 2009年10月

## 二 共 著

- 中村吉治・島田隆・矢木明夫・村長利根朗著『解体期封建農村の研究—諏訪藩今井村—』「資本主義の展開と地主制」（矢木明夫と共同執筆）「今井村家系譜」（島田隆と共編） 創文社

1962年3月

中村吉治教授還暦記念論集刊行会編『共同体の史的考察』「近世漁村の共同体の変遷—盛岡藩津軽石村の鮭留漁の漁業権をめぐる—」「古代共同体論のうち〈考古学的考察〉」日本評論社 1965年2月

村落社会研究会編『村落社会研究』第1集「むらの解体—商品経済の進展と村落共同体—」塙書房 1965年10月

中村吉治編『体系日本史叢書 社会史』I「縄文文化民の生活と社会」「弥生文化民の生活と社会」「氏姓社会」山川出版社 1965年10月

中村吉治編『体系日本史叢書 社会史』II「近代の家族と個人」「近代の権力機構」「資本家と賃労働者」山川出版社 1965年12月

中村吉治編『日本経済史』「原始経済」「古代経済」「資本主義成立期の商工業」山川出版社 1968年1月

中村吉治編『宮城県農民運動史』「明治前期宮城県の経済構造のうち〈資本主義の形成〉」「宮城県の資本主義のうち〈商工業と金融〉」「第一次世界大戦後の宮城県経済と地主制のうち〈商工業と金融〉」「農業恐慌と準戦時体制のうち〈商工業と金融〉」日本評論社 1968年3月

森嘉兵衛教授退官記念論文集刊行会編『社会経済史の諸問題』（合冊版）「近世後期東北地方における鉄取引についての一考察」法政大学出版局 1969年6月

森嘉兵衛教授退官記念論文集刊行会編『社会経済史の諸問題』（I）（分冊版）「近世後期東北地方における鉄取引についての一考察」法政大学出版局 1969年6月

山形県歴史教育者協議会・山形近代史研究会編『山形農民のたたかひの歴史』「延享四年の上山一揆について」山形県歴史教育者協議会 1969年8月

村落社会研究会編『村落社会研究』第7集「〈今井邨系図〉にみる近世農民の家」塙書房 1971年10月

高橋幸八郎編『日本近代化の研究』上巻「諏訪製糸同盟の成立期における活動」東京大学出版会 1972年1月

山崎教授還暦記念論文集刊行会編『山崎吉雄教授還暦記念論文集』「製糸業の進展と水利組織の変化」山崎教授還暦記念論文集刊行会 1972年2月

嶋田隆・矢木明夫編『歴史科学としての経済学』「原始共同体的生産様式」「古代的生産様式」「封建的生産様式」「自由主義の経済政策」山川出版社 1972年2月

村落社会研究会編『村落社会研究』第10集「戦前日本資本主義の農村把握のしくみについて—諏訪製糸同盟の活動を通じて—」塙書房 1974年10月

嶋田隆・矢木明夫編『日本経済史』「原始経済」「古代経済」「資本主義成立期の商工業」山川出版社 1978年4月

山形新聞社編『山形博物誌』「山寺（山形市）」山形新聞社 1978年11月

山形県民俗・歴史論集編集委員会編『山形県民俗・歴史論集』第2集「小作争議における耕作権

- 確保闘争についての一試論—土地所有の歴史的意味— 東北出版企画 1978年11月
- 村落社会研究会編『村落社会研究』第15集「農村自治と農民運動—山形県の事例から—」御茶の水書房 1979年10月
- 山形新聞社編『続山形博物誌』「月光川のサケ漁」山形新聞社 1979年11月
- 牧田茂編『評伝柳田國男』「農政学者」日本書籍株式会社 1979年7月
- 三上昭美編『日本古文書学講座』第10巻 近代編Ⅱ「社会関係文書—労働問題—」雄山閣 1980年7月
- 山形県民俗・歴史論集編集委員会編『山形県民俗・歴史論集』第3集「土地所有の歴史的意味再論」東北出版企画 1980年7月
- ふすま同窓会本部六十年祭実行委員会編『われらここに聚う』「岡本堅次先生のこと」ふすま同窓会本部六十年祭実行委員会 1980年10月
- 中村吉治編『宮城県農民運動史』（復刻版）「明治前期宮城県の経済構造のうち〈資本主義の形成〉」「宮城県の資本主義のうち〈商工業と金融〉」「第一次世界大戦後の宮城県経済と地主制のうち〈商工業と金融〉」「農業恐慌と準戦時体制のうち〈商工業と金融〉」国書刊行会 1982年7月
- 村落社会研究会編『村落社会研究』第18集「一九八一年度研究会報告と大会討議の要点」御茶の水書房 1982年10月
- 網野善彦編『日本民俗文化大系 6 漂泊と定着』「移住と開発の歴史—ムラ、の形成と変貌—」小学館 1984年3月
- 福島県教育委員会編『福島県浜通りの海事習俗』「海の交通のうち〈船問屋の活動〉〈東回り海運〉」福島県教育委員会 1984年3月
- NIRA編『雪国の未来社会を考える国際シンポジウム—雪国における新しいいきかたくらしかたの創造をめざして—』「Cコース 文化—農民芸能—黒川能、」第四分科会〈雪国の地方文化〉報告 総合研究開発機構 1984年8月
- 山形県克雪研究会編『雪国・山形の風土と文化—外国人の見た雪国山形の印象記—』「第四分科会総括報告」山形県企画調整部 1984年12月
- 日本民話の会編『遠野の手帖』「遠野の河童」「森田元美さんのこと」国土社 1985年9月
- 村落社会研究会編『村落社会研究』第21集「戦前における農政と村落」御茶の水書房 1985年10月
- 大野公民館編『大野地区の伝説と昔話』「戊辰戦争と大坪」大野公民館 1986年3月
- 嶋田 隆・矢木明夫編『歴史科学としての経済学』〔新版〕「原始共同体的生産様式」「古代的生産様式」「封建的生産様式」山川出版社 1986年6月
- 山形新聞社編『やまがた歳時記』「鮭漁・火合わせの神事」山形新聞社 1986年11月
- 小林清治編『福島の研究』5 方言・民俗篇「相馬の職人—城下における職人町の名残り」と旅作法を中心として— 清文堂出版株式会社 1986年12月

- 村落社会研究会編『村落社会研究』第23集「本源的土地所有と“ムラ”の土地利用秩序」御茶の水書房 1987年9月
- 木戸田四郎教授退官記念論文集編集委員会編『近代日本社会発展史論』「北陸浄土真宗信徒移民の展開」ぺりかん社 1988年3月
- 東敏雄・丹野清秋編『近代日本社会発展史論』「北陸浄土真宗信徒移民の展開」ぺりかん社 1988年3月
- 山形県総務部生涯教育振興局編『より豊かに生きるために』「山形の風土—その特性を掘り下げる—」山形県総務部生涯教育振興局 1989年1月
- 金沢規雄・横井博・浅野晃編『奥の細道とみちのく文学の旅』「鶴が岡・酒田」「酒田から越後へ」里文出版 1989年8月
- 村落社会研究会編『村落社会研究』第25集〈現代農村の家と村落—農村社会編成の論理と展開 I—〉「史学・経済史学の研究動向」農山漁村文化協会 1989年9月
- 鳥越皓之編『民俗学を学ぶ人のために』「民俗学の限界」世界思想社 1989年12月
- 八戸市教育委員会編『伝統と未来—平成元年度八戸市民大学講座講演集—』「農政学者柳田國男と『遠野物語』」八戸市教育委員会 1990年3月
- 日本村落史講座編集委員会『日本村落史講座』7・生活Ⅱ・近世「漁業の発展と村落」雄山閣 1990年5月
- 島崎稔追悼文集刊行委員会編『回想・島崎稔』「一つの時代のきびしさ」時潮社 1991年5月
- 永原慶二・住谷一彦・鎌田浩編『家と家父長制』「労働組織としての家父長制家族—柳田・有賀におけるそのとらえ方—」早稲田大学出版部 1992年7月
- 村落社会研究会編『村落社会研究』第28集〈家族農業経営の危機—その国際比較—〉「史学・経済史学の研究動向」農山漁村文化協会 1992年10月
- 笹谷満教授遺稿集刊行委員会編『ボレラスの如く』「雷嫌いの雷オヤジ」笹谷満教授遺稿集刊行委員会 1994年5月
- 朝尾直弘・網野善彦・石井進・鹿野政直・早川庄八・安丸良夫編『岩波講座・日本通史』18巻 近代3「故郷・離郷・異郷」岩波書店 1994年7月
- 安孫子麟編『日本地主制と近代村落』「松ヶ岡開墾場における土地共有制」創風社 1994年10月
- 村落社会研究会編『村落社会研究』第30集〈家族農業経営の変革と継承〉「日本史学における村落研究—関係論の共同体論の展開—」農山漁村文化協会 1994年10月
- 播磨学研究所編『再考柳田國男』「論争する柳田國男と民俗学」神戸新聞総合出版センター 1994年12月
- 山形県生涯学習人材育成機構編『山形の人』1「山形の先人たち」池田成彬 山形県生涯学習人材育成機構 1994年12月
- 山形県生涯学習人材育成機構編『山形の人』2「本間光丘」「大熊信行」「三島通庸」山形県生涯学習人材育成機構 1994年12月

“The Development of Exchange of Commodities and the Transformation of the Fishing Village Community”. Kanoksak Kaewthep(ed.) *The Village Community in Historical Copmparison*. The Political Economy Centre, Faculty of Economics, Chulalongkorn University, January 1995

安田初雄・小林清治監修『福島県風土記』「相馬市一海と緑の城下町・民謡のふるさと一」「鹿島町一ゆとりと安らぎのある万葉の里一」「新地町一調和のとれた活力ある住みよい町一」 旺文社 1995年11月

大島暁雄・松崎憲三・宮本袈娑雄・岩崎敏夫編『日本民俗調査報告書集成 北海道・東北の民俗 福島県編』「福島県の民俗」のうち「相馬市原釜（松川）」、「勿来地方の民俗」のうち「村の組織」「農業」「漁業」「商業」, 「西会津地方の民俗」のうち「村の組織」「交易」「宿場」 三一書房 1995年11月

岩本由輝・大藤修編『家族と地域社会』「農村における家族と地域社会—既存のフレームワークの再検討のために—」 早稲田大学出版部 1996年3月

長谷川善計・江守五夫・肥前栄一編『家・屋敷地と霊・呪術』「税（ウダツ）と沽券（コケン）」 早稲田大学出版部 1996年3月

財団法人東北産業活性化センター編『東北新世紀—創造への挑戦—』「東北七地域の生成過程と二一世紀—新潟県と東北六県の一体性についての歴史的考察—」 日本地域社会研究所 1996年4月

“Village and Family for Kunio Yanagita”. Chatthip Nartsupha(ed.) *History of the Village Community in Japan*. The Political Economy Centre, Faculty of Economics, Chulalongkorn University, April 1996

石内徹編『柳田国男『遠野物語』作品論集成』Ⅱ「農政学者—民俗学への推進—」『『遠野物語』の舞台裏』「外からの東北像」「遠野の河童」 大空社 1996年6月

石内徹編『柳田国男『遠野物語』作品論集成』Ⅲ「補訂・柳田国男の紀行文芸をめぐって—『グリムの昔話』における書き替えの問題を含めて—」(上)「補訂・柳田国男の紀行文芸をめぐって—『グリムの昔話』における書き替えの問題を含めて—」(下)「農政学者柳田国男と『遠野物語』」 大空社 1996年6月

石内徹編『柳田国男『遠野物語』作品論集成』Ⅳ「サムトの婆をめぐって」『『サムトの婆』再考—『遠野物語』初稿考察の一環として—』「『遠野物語』をめぐる柳田国男と佐々木喜善」『『遠野物語』初稿を読んで（一）—第一話から第二六話まで—』「『遠野物語』初稿を読んで（二）—第二七話から第五三話まで—』「『遠野物語』初稿を読んで（三）—第五四話から第七三話まで—」「サムトの婆々と佐々木喜善」 大空社 1996年6月

宮田登編『談合と贈与』「ムラの談合 —談合の民俗—」 小学館 1997年3月

岩本由輝・国方敬司編『家と共同体—日欧比較の視点から—』「柳田国男の共同体論」「商品経済の進展と漁村共同体の変遷」 法政大学出版局 1997年3月

- 赤田光男・香月洋一郎・小松一彦・野本寛一・福田アジオ編『講座 日本の民俗学5・生業の民俗』「サケ」 雄山閣出版株式会社 1997年10月
- “Foreword”, *Proceedings of the 3rd Thai-Japanese Seminar, 29-30 October, 1994 at Tono Museum, Tono, Iwate, Japan* (ed.) Organizing Committee of the 3rd Thai-Japanese Seminar, Tohoku Gakuin University. January 1998.
- 東敏雄先生退官記念論文集編集委員会編『地域社会の歴史と構造』「ある村の経済更生運動の栄光と挫折—福島県伊達郡石戸村の事例—」 御茶の水書房 1998年3月
- 丹野清秋編『地域社会の歴史と構造』「ある村の経済更生運動の栄光と挫折—福島県伊達郡石戸村の事例—」 御茶の水書房 1998年3月
- 山形県生涯学習人材育成機構編『山形県の先達者』1 「三浦新七」「原田好太郎」 山形県生涯学習人材育成機構 1998年3月
- 山形県生涯学習人材育成機構編『山形県の先達者』2 「斎藤外市」 山形県生涯学習人材育成機構 1998年3月
- 東北学院大学史学科編『歴史のなかの東北—日本の東北・アジアの東北—』「東北開発を考える—内からの開発・外からの開発—」 河出書房新社 1998年4月
- 東北大学大学院情報科学研究科人間社会情報科学専攻社会構造変動論研究室編『報告集 シンポジウム 東アジア社会の構造と変動—伝統・変革・課題—』「日本農民の家と産業発展—国際比較の視点から—」 東北大学大学院情報科学研究科人間社会情報科学専攻社会構造変動論研究室 1998年5月
- 高槻博追悼集刊行委員会編『瞬（またたき）—高槻博追悼集—』「高槻博さんのこと」 高槻博追悼集刊行委員会 1998年10月
- 中村勝編『市と糶』「タイは市場のなかにある—私の採訪ノートから—」 中央印刷出版部 1999年8月
- 東北地区私立大学就職問題協議会編『東北地区私立大学就職問題協議会20年のあゆみ』「東北発展の原点—人材こそ財—」 東北地区私立大学就職問題協議会 2000年3月
- 北川隆吉編『有賀喜左衛門研究—社会学の思想・理論・方法—』「有賀喜左衛門と柳田国男」 東信堂 2000年10月
- 野馬追の里原町市立博物館編『相馬の鋳物師—かなものの歴史と技術—』「前近代における鉄と相馬—生産された鉄と輸入された鉄—」 野馬追の里原町市立博物館 2001年3月
- 21世紀東北地域経済産業政策のあり方検討室編『21世紀東北地域経済産業政策のあり方に関する調査報告書』「東北地域の経済産業政策史」 経済産業省東北経済産業局 2001年3月
- 佐々木潤之助編『日本家族史論集』第1巻・家族史の方法「労働組織としての家父長制家族—柳田・有賀におけるそのとらえ方—」 吉川弘文館 2002年5月
- 楊棟梁・巖紹縯・趙徳宇・劉雨珍編『変動期的東亜社会與文化』「作為—国民俗学的日本民俗学—以柳田国男與亞洲關係為例—（喬林生訳・劉雨珍校）」 天津人民出版社 2002年8月

‘Introduction: The THAI-JAPANESE SEMINAR’, ‘An Approach to Village Studies in Japan with Tohoku Region’, Akira Nozaki and Chris Baker (eds), *Village Communities, States, and Traders: Essays in honor of Chatthip Nartsupha*, Thai-Japanese Seminar and Agangsan Publishing House, Jan.2003

永原慶二・住谷一彦・鎌田浩編『家と家父長制』〔新装版〕「労働組織としての家父長制家族—柳田・有賀におけるそのとらえ方—」早稲田大学出版部 2003年7月

大石直正・難波信雄編『平泉と奥州道中』「地域経済の変貌」吉川弘文館 2003年8月

岩本由輝・大藤修編『家族と地域社会』〔新装版〕「農村における家族と地域社会—既存のフレームワークの再検討のために—」早稲田大学出版部 2004年3月

赤坂憲雄・菊地和博編『東北学』「近代『東北』の中央からの『開発』史」京都造形芸術大学 2004年4月

京都造形芸術大学編『東北学への招待』「近代『東北』の中央からの『開発』史」角川書店 2004年5月

日本村落研究会編『村落社会研究』第41集〈消費される農村—ポスト生産主義下の「新たな農村問題」—〉「史学・経済史学の研究動向」農山漁村文化協会 2005年11月

近畿大学日本文化研究所編『日本文化の諸相—その継承と創造—』「家存統戦略としての養子・婿養子」風媒社 2006年3月

長谷川善計・江守五夫・肥前栄一編『家・屋敷地と霊・呪術』〔新装版〕「税（ウダツ）と沽券（コケン）」早稲田大学出版部 2006年5月

諏訪春雄編『非婚・崩壊・少子化—どこへ行く日本の家族—』「地域のなかの家族」勉誠出版 2006年8月

東北学院資料室運営委員会「大正デモクラシーと東北学院」調査委員会編『大正デモクラシーと東北学院—杉山元治郎と鈴木義男—』「杉山元治郎」学校法人東北学院 2006年10月

今谷明・大濱徹也・尾形勇・樺山紘一・木畑洋一編『20世紀の歴史家たち』第5巻 日本編（続）「中村吉治」刀水書房 2006年12月

日本村落研究学会編・池上甲一責任編集『むらの資源を研究する—フィールドからの思想—』「漁村における共同体」農山漁村文化協会 2007年3月

北山郁子編・岩本由輝解題『不敗の農民運動家矢後嘉蔵—生涯と事績—』「矢後嘉蔵の土着の思想と『永小作権』」刀水書房 2008年7月

石井正巳・遠野物語研究所編『遠野物語と21世紀—近代日本への挑戦—』「米山俊直・加藤秀俊『北上の文化』」谷川健一『原風土の相貌』三弥井書店 2009年6月

國方敬司・長谷部弘・永野由紀子編『家の存続戦略と婚姻』「近世大名における家存統戦略—出羽久保田藩佐竹氏と陸奥中村藩相馬氏との重縁関係にみる—」刀水書房 2009年10月

土生慶子編『東北電力界功労者の一人太田千之助の資料集』「発刊に寄せて—太田千之助のことども—」南北社 2010年6月

### 三 自治体史および社史・業界史など

日本電信電話公社東北通信局編『東北の電信電話史』「緒言」「前史—電信の夜明け—」「明治前期—創業より日清戦争のころまで」「明治後期—日清戦争後から明治の終りまで」電気通信  
共済会東北支部 1967年1月

福島県編『福島県史』第24巻 民俗2「福島県の民俗—相馬市原釜（松川）」福島県 1967年3  
月

いわき市史編さん委員会編『いわき市史』第7巻 民俗「漁業」福島県いわき市 1972年2月  
山形市市史編さん委員会・山形市市史編集委員会編『山形市史』下巻「郵便・電信・電話の開設」「私  
設鉄道誘致の動き」「産業革命の進展と商都山形」「近代産業の振興」山形市 1975年2月

山形県編『山形県史』本篇5 商工業編「殖産興業の展開」「鉾山開発」「通信（郵便・電信・電  
話）の普及」「電気事業の伸張」「鉾山業の展開」「工業の集中と統制」「商業統制」「軍需産  
業の展開」山形県 1975年3月

相馬市史編纂会編『相馬市史』第3巻 民俗・人物編「商業・交通・運輸」「諸職」福島県相馬  
市 1975年3月

福島県相馬郡小高町教育委員会編『小高町史』「商業・交通・運輸」「諸職」福島県相馬郡小高  
町 1975年10月

飯舘村史編纂委員会編『飯舘村史』第3巻 民俗「商業・交通・運輸」「諸職」福島県相馬郡飯  
舘村 1976年2月

岩手町史編纂委員会編『岩手町史』「江戸時代の岩手町」「山形地区の民間信仰の状況」「民俗の  
うち〈衣食住〉〈冠婚葬祭〉〈社交〉〈年中行事〉」「昔話と伝説」岩手県岩手郡岩手町 1976  
年3月

福島県相馬高等学校創立八十周年記念事業実行委員会編『相中・相高八十年』「私の相高三年間」  
福島県立相馬高等学校創立八十周年記念事業実行委員会 1987年5月

相馬市史編纂会編『相馬市史』第2巻 論考下「近世後期東北地方における鉄取引について」「相  
馬地方の耕地整理について」「福島県相馬郡大野村村是について」福島県相馬市 1978年12  
月

飯舘村史編纂委員会編『飯舘村史』第1巻 通史「近現代（ただし〈教育〉を除く）」「附『資料・  
郷土誌』解題」福島県相馬郡飯舘村 1979年12月

山形市市史編さん委員会・山形市市史編集委員会編『山形市史』近現代編「市の社会事業」「東  
北振興と農山漁村経済更生運動」山形市 1980年3月

山形市市史編さん委員会・山形市市史編集委員会編『山形市史』現代編「地方自治体の合併」「産  
業経済の発展」「市街化調整区域の設定」山形市 1981年3月

山形県労働組合評議会編『山形県労評三十年史』「山形県労評成立前史」「県労評の成立と急速な

前進「県労評活動の本格的展開」「引き続き反合理化闘争」 第一書林 1983年12月  
大熊町史編纂委員会編『大熊町史』第1巻 通史「自治」「水産業のうち〈鮭の生態〉〈熊川の鮭漁の歴史〉〈鮭資源の保護〉」「電力」 福島県双葉郡大熊町 1985年3月  
白い国の詩編『東北の電気物語』『山形県の電気事業史』『国家統制時代の電気事業史』 東北電力株式会社 1988年7月  
山形県建設業協会編『郷土を築いて四十年 ―山形県建設業協会の歩み―』 山形県建設業協会 1989年10月  
山形県建設業協会編『山形県建設百二十年史』 山形県建設業協会 1989年10月  
仙台市史編さん委員会編『仙台市史』特別編4 市民生活「勤工場・呉服店・デパート」「卸売市場と公設小売市場」「屋台」「生活環境の都市化」「ごみとし尿」「人力車と集合馬車」「木道と鉄道」「土族の生業とその授産」「職人・職工・労働者」「職種の多様化」「行商」「仲間と組合」「小作人と農民組合」「自作農と村づくり」「勤労奉仕からボランティアへ」 仙台市 1997年3月  
仙台市史編さん委員会編『仙台市史』特別編6 民俗「町の構成」「仙台の地名」「都市仙台における商業」「あとがき」 仙台市 1998年3月  
「東北新世紀」編集事務局編『東北新世紀―東北電力創立50周年記念―』「第1部クロニクル1945-1984」(塩野米松と共同監修) 東北電力株式会社 2001年9月  
南相馬市教育委員会小高区地域教育課編『おだかの人物』おだかの歴史 特別編1 人物編「社会運動家 杉山元治郎」 南相馬市 2006年3月  
仙台市史編さん委員会編『仙台市史』通史編6 近代1「市営事業の展開―衛生・病院事業, 上下水道事業, 電気事業・ガス事業, 都市化と環境関係事業―」「市民と経済―日本鉄道の開通と市街の変化, 街の工場と商店, 銀行と各種金融機関, 商工関係の諸団体と諸組合, 仙台煙草製造所と片倉組仙台製糸所―」 仙台市 2008年3月  
仙台市史編さん委員会編『仙台市史』通史編7 近代2「産業と経済のうち〈商工業の展開〉〈軽工業の展開〉」「社会事業のうち〈国民健康保険〉」「産業経済の変化のうち〈東北振興運動〉」「恐慌と産業経済のうち〈恐慌と銀行再編〉」「民衆運動のうち〈米騒動〉〈民衆運動の発展〉〈思想・民衆運動弾圧の強化〉〈戦争と民衆運動〉(〈米騒動〉以外は難波信雄と共同執筆)」 仙台市 2009年3月  
仙台市史編さん委員会編『仙台市史』通史編8 現代1「公益事業―鉄道, 郵政・電信・電話・専売, 電気事業の再編と仙台―」「諸産業と金融のうち〈農地改革〉〈商工業(ただし鉱業を除く)〉」 仙台市 2011年5月

#### 四 史料・資料編纂

福島県編『福島県史』第9巻 近世資料2「文化七年・十年南部鉄買上げ代運漕料」 福島県

1965年12月

- 「諏訪郡今井村家系譜」(1)～(18)〈島田隆と共編〉『月報社会史』第1巻第1号～第2巻第6号  
東北大学経済学部日本経済史研究室 1966年4月～1967年9月
- 「盛岡藩津軽石村漁業関係史料」(1)～(9)『月報・社会史研究』第2巻第7号～『季刊社会史研究』  
第3巻第3号 東北大学経済学部日本経済史研究室 1967年10月～1968年10月
- 相馬市史編纂会編『相馬市史』第4巻 奥相志 福島県相馬市 1969年3月
- 『諏訪製糸同盟「交渉録」「取調筆記」』上・中・下 東北大学経済学部経済史研究室 1969年3  
月～1970年3月
- 『自文化元年至天保六年南部野田鉄買入に関する仕切および目録』 相馬郷土研究会 1969年4  
月
- 相馬市史編纂会編『相馬市史』第5巻 資料編2 史書類ほか 福島県相馬市 1971年12月
- 『福島県相馬郡大野村是』 相馬郷土研究会 1975年12月
- 相馬市史編纂会編『相馬市史』第6巻 資料編3 史書・文化財 福島県相馬市 1976年3月
- 飯館村史編纂委員会編『飯館村史』第2巻 資料「近現代のうち〈政治〉〈土地〉〈産業経済〉〈開  
発・移住〉〈社会〉」 福島県相馬郡飯館村 1977年2月
- 「真野村・上真野村是」『草原』第2号 鹿島町文化協会 1979年3月
- 山形市市史編さん委員会・山形市市史編集委員会編『山形市史』資料編4 市・村合併資料「大  
曾根・山寺村の編入合併」 山形市 1979年3月
- 「出羽村農村調査資料（大正三年）・出羽村経済更生計画書（昭和八年）ほか」『山形市史資料』  
第62号 山形市 1981年9月
- 「復刻山形県社会運動史」『季刊・場』1981冬 ぐるうぶ場 1982年2月
- 持館泰校訂『吉田屋源兵衛覚日記』第1冊，第2冊の1・2，第3冊の1・2，第4冊の1・2，  
第5冊の1・2，第6冊の1・2，第7冊の1・2，第8冊の1・2・3，第9冊の1・2・  
3 解題（続刊中）～ 相馬郷土研究会 1984年11月～（続刊中）
- 鹿島町史編纂委員会編『鹿島町史』第5巻 近現代資料 福島県相馬郡鹿島町 1992年3月
- 福島県立相馬高等学校創立百周年記念事業編集委員会編『相中相高百年史』「資料編のうち〈(1)  
相馬中学校の中村町設置が決定するまで〉〈(2)初代校長自殺事件記事〉〈(3)戦時体制下の学徒  
動員〉」 福島県立相馬高等学校創立百周年記念事業委員会 1998年7月
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史』資料編5 近代現代1 交通建設「道路規制から交通規制  
へ」「日本鉄道会社と国有鉄道」 仙台市 1999年3月
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史』資料編6 近代現代2 産業経済「金融」 仙台市 2001  
年9月
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史』資料編7 近代現代3 社会生活「仙台空襲の記録」 仙  
台市 2004年3月
- 奈良女子大学人間文化研究科「南方熊楠の学際的研究」プロジェクト編『南方熊楠に学ぶ』「新

出資料紹介：佐々木喜善の南方熊楠宛書簡」（横山茂雄と共同翻字） 研究代表者横山茂雄  
2004年3月

仙台市史編さん委員会編『仙台市史』資料編8 近代現代4 政治・行政・財政「戦前の労働運動・農民運動・社会運動」 仙台市2006年3月

東北学院史研究会編『平成20年度教育・学習方法等改善支援事業報告書』（杉山元治郎・鈴木義男の事績を通して見る東北学院の建学の精神〈研究代表者岩本由輝〉）「翻刻：杉山元治郎の受講ノート〈『神学緒論』院長ディヴィッド・ボーマン・シュネーダー担当，ただしシュネーダー賜暇婦米のため冒頭以外は教授笹尾条太郎担当〉〈『倫理学』教授アレン・リライン・ファウスト担当〉〈『弁証学・基督教起源論・唯物論』教授アレン・リライン・ファウスト担当〉〈『哲学史』教授出村悌三郎担当〉」 「翻刻：Collect of Solomon'Vol.1〈杉山元治郎の東六番丁教会牧師就任時の説教集〉」 学校法人東北学院 2009年3月

東北学院史研究会編『平成21年度教育・学習方法等改善支援事業報告書』（創業者の事績を通して見る東北学院の建学の精神〈研究代表者仁昌寺正一〉）「翻刻：木下彰の受講ノート〈『行政法学総論』東北帝国大学法文学部教授鈴木義男担当〉」 「翻刻：杉山元治郎の受講ノート〈『心理学』教授出村悌三郎担当〉」 学校法人東北学院 2010年3月

東北学院史研究会編『平成22年度日本私立学校振興・共済事業団学術研究資金助成研究報告書』（キリスト教教育と近代日本の知識人形成—東北学院を事例として—〈研究代表者仁昌寺正一〉）「翻刻：杉山元治郎の受講ノート〈『世界宗教史』教授笹尾条太郎担当〉」 学校法人東北学院 2011年3月

東北学院資料室運営委員会編『野澤正「東北学院労働会歴史」』 「翻刻・注・解題」（『東北学院資料室』Vol.10別冊） 学校法人東北学院 2011年4月

## 五 論 文

「明治初年の村方騒動—諏訪郡今井村—」『東北大学研究年報 経済学』第25巻第2号 1963年10月

「相馬市原釜（松川）」福島県教育委員会編『福島県の民俗—民俗資料緊急調査報告書—』 福島県教育委員会 1964年3月

「明治期における今井作内家の手作地経営—雇用労働の問題を中心に—」『東北大学研究年報 経済学』第26巻第2号 1964年11月

「技術の進歩と文化遺産の保存」『柴田農高新聞』第41号 宮城県立柴田農林高等学校 1965年7月

「家紋の変質」『衣服文化』第94号 文化服装学院出版局 1965年8月

「曲り角をまがった日本農業」『柴田農高新聞』第45号 1965年12月

「明治期における今井四郎左衛門家の農業経営」『東北大学研究年報 経済学』第27巻第3・4

- 合冊号 1966年3月
- 「南部野田鉄取引小考」『磐城民俗研究会会報』第4号 1966年3月
- 「村の組織・農業・漁業・商業」福島県教育委員会編『勿来地方の民俗—新産業都市指定地区民俗資料調査報告書—』福島県教育委員会 1966年3月
- 「私と読書」『図書館報』第1号 宮城県立柴田農林高校図書委員会 1966年3月
- 「近世後期における分家の諸形態—盛岡藩津軽石村盛合家の例を中心に—」『東北民俗』第1輯 東北民俗の会 1966年6月
- 「三日正月のこと」『月報・社会史研究』第1巻第4号 東北大学経済学部日本経済史研究室 1966年7月
- 「仙南製糸業研究余滴」『柴田農高新聞』第46号 1966年7月
- 「農業経営の転換期とプラス・アルファ・ターン」『柴田農高新聞』第47号 1966年12月
- 「宮城県における蚕糸改良運動の展開—明治前半期を中心として—」『東北大学研究年報 経済学』第28巻第2号 1966年12月
- 「もちつき雑感」『望峰』第10号 宮城県立柴田農林高等学校生徒会 1967年3月
- 「近世前中期の三陸地方における市の変遷」『東北民俗』第2輯 東北民俗の会 1967年5月
- 「柴田郡立農業講習所のこと」『柴田農高新聞』第48号 1967年7月
- 「九面における漁業」『磐城民俗研究会会報』第5号 1967年8月
- 「近世前期の漁村共同体と商品経済」『山形大学紀要 社会科学』第3巻第1号 1968年1月
- 「近世中期の盛岡藩における特権商人の推移とその基盤—盛岡藩吉里吉里村前川家を中心に—」『東北大学研究年報 経済学』第29巻第1・2合冊号 1968年3月
- 「伝説に及ぼす社会情勢の変化—『民衆の英雄』の現代的意味—」『河北新報』1968年6月5日号
- 「明治期における今井作内家の家計」『東北大学研究年報 経済学』第29巻第3・4合冊号 1968年6月
- 「大網の年中行事」『季刊・社会史研究』第3巻第3号 東北大学経済学部日本経済史研究室 1968年10月
- 「延享四年の上山一揆について」『歴史の研究』第13号 山形歴史学会 1968年12月
- 「明治二〇年代における岩手県漁業の状況」『山形大学紀要 社会科学』第3巻第2号 1969年1月
- 「大網探訪録」『季刊・社会史研究』第3巻第4号 東北大学経済学部日本経済史研究室 1969年1月
- 「村の組織・交易・宿場」福島県教育委員会編『西会津地方の民俗—振興山村指定地区民俗資料調査報告書—』福島県教育委員会 1969年3月
- 「伝説におよぼす社会情勢の変化」『東北民俗』第4輯 東北民俗の会 1969年5月
- 「滅びゆく民俗の記録—山形県湯殿山ろくの大網部落—」『河北新報』1969年6月9日号

- 「『もがり』考」『もがり』第2号 もがり同人 1969年8月
- 「私のルング・ワンダリングー 一つの読書のすすめ」『人文ニュース』第15号 山形大学人文  
学部 1970年2月
- 「『むら』での調査おぼえがき」『研究通信』第65号 村落社会研究会 1970年2月
- 「諏訪製糸業地帯における労働者登録制度」『東北大学研究年報 経済学』第31巻第4号 1970  
年7月
- 「一九六五年以降の共同体研究の動向」『共同体の史的考察』（第2刷付録）日本評論社 1970  
年8月
- 「職人・職工・労働者—読書のすすめの一つとして—」『人文ニュース』第2巻第9号 山形大  
学人文学部 1970年10月
- 「村落研究についての一つの提言」『研究通信』第74号 村落社会研究会 1970年12月
- 「諏訪製糸業における賃金計算基準」『山形大学紀要 社会科学』第3巻第4号 1971年1月
- 「明治末年における諏訪製糸同盟の活動」『東北大学研究年報 経済学』第32巻第1号 1971年  
9月
- 「松ヶ岡開墾場における士族授産事業の展開」『歴史の研究』第14号 山形歴史学会 1972年1  
月
- 「本と学問—杉本栄一氏による経済学史の三類型—」『せいきょう』第40号 山形大学生協同  
組合組織部 1972年7月
- 「郷土について」『相馬史学会 会報』第24号 1973年3月
- 「人文学部—無用の効用・学部紹介をかねて—」『学園だより』第30号 山形大学 1973年4月
- 「柳田國男における日本の都市理念」『社会科学の方法』第4巻第3号 御茶の水書房 1973年  
4月
- 「共通課題の論議を推進するために」『研究通信』第85号 村落社会研究会 1973年4月
- 「再び共通課題の論議を推進するために」『研究通信』第86号 村落社会研究会 1973年5月
- 「貨幣発生前史—飛鳥の檀家制度から—」『やまがた労働たより』第26巻第7号 山形県商工労  
働部労政課 1973年7月
- 「八百屋のある村」『やまがた散歩』第12号 やまがた散歩社 1973年10月
- 「わたしの研究・わたしの郷土—産業の変遷—」『朝日新聞』地方総合版 1973年12月2日号
- 「史料の採訪と保管—大学における研究者の立場—」『学園だより』第31号 山形大学 1974年  
1月
- 「柳田國男の農政学」(1)~(3)『山形大学紀要 社会科学』第5巻第1号~第6巻第1号 1974年  
10月~1975年7月
- 「神のいない祭り—崩壊する共同体—」『山形新聞』1974年10月3日号
- 「モリノヤマと祖霊」上・下『山形新聞』1974年10月14日号, 15日号
- 「アメリカの米」『山形新聞』1974年10月23日号

- 「シアトルのバス」『山形新聞』 1974年11月6日号
- 「アメリカ版カセドリ」『山形新聞』 1974年11月23日号
- 「シアトルからの手紙」(1)～(2)『人文ニュース』 第6巻第4号～第5号 山形大学人文学部  
1974年11月～12月
- 「米国の物価と暮らし」『山形新聞』 1974年12月23日号
- 「ワシントン大学について」『人文学部 家庭通信』 山形大学人文学部後援会 1975年1月
- 「ワシントン大学の日本研究」『河北新報』 1975年2月1日号
- 「アメリカ・ひとり旅」『山形新聞』 1975年2月26日号
- 「コンピューター史学」『山形新聞』 1975年3月20日号
- 「アメリカの日本史研究」①～⑤『河北新報』 1975年4月26日, 29日, 5月10日・13日・17日  
号
- 「ワシントン大学における日本語教育」『人文ニュース』 第7巻第1号 山形大学人文学部  
1975年4月
- 「柳田國男の農政学—早すぎた登場・遅すぎた評価—」『山形新聞』 1975年5月20日号
- 「共同体幻想」『山形新聞』 1975年6月30日号
- 「海の向うで日本をみれば……」『人文学部 家庭通信』 山形大学人文学部後援会 1975年6月
- 「アメリカの年中行事—ハローウィンとサンクス・ギビング・デーとクリスマス」『磐城民俗』  
第13号 磐城民俗研究会 1975年6月
- 「ワシントン大学」『社会科学の方法』 第8巻第8号 御茶の水書房 1975年8月
- 「資本主義下の農業の特質と結びつく家族経営・労働組織としての農民家族—現段階におけるそ  
の破壊と新しい農民家族の形成—」『研究通信』 第98号 村落社会研究会 1975年9月
- 「柳田國男の共同体論」『社会科学の方法』 第8巻第10号 御茶の水書房 1975年10月
- 「新版手作り農業」『山形新聞』 1975年10月14日号
- 「わたし作る人 ぼく食べる人」『山形新聞』 1975年10月25日号
- 「柳田國男と山形」(上・下)『山形新聞』 1975年10月30日, 11月8日号
- 「マイカー家族」『山形新聞』 1975年12月25日号
- 「ある入会の終焉」『山形新聞』 1976年1月8日号
- 「柳田國男の共同体観の形成」『磐城民俗』 第14号 磐城民俗研究会 1976年3月
- 「アメリカの大学図書館と日本研究」『中央図書館—山形大学附属図書館報—』 第15号 山形大  
学附属図書館 1976年3月
- 「県農民運動の足あと」(1)～(293)『やまがた散歩』 第44号～第339号 やまがた散歩社  
1976年6月～2000年1月
- 「対抗する官・民経済学と日本資本主義」(高木郁朗と共同執筆)『流動』 第8巻第7号 1976年  
7月
- 「山寺—山形市—」『山形新聞』 1976年7月1日号

- 「埋もれていた本邦初訳—賃労働と資本—」(上・下)『山形新聞』 1976年10月14日, 16日号
- 「モリノヤマ—鶴岡市—」『山形新聞』 1976年11月4日号
- 「柳田國男と福島県の産業組合」『磐城民俗』第15号 磐城民俗研究会 1976年12月
- 「埋もれていた本邦初訳—明治四二年笹原潮風訳『賃労働と資本』—」『経済評論』第25巻第14号 日本評論社 1976年12月
- 「商品、と貨物、」『社会科学の方法』第9巻第1号 御茶の水書房 1977年1月
- 「柳田國男の共同体認識—ムラ、とイエ、の把握をめぐって—」『伝統と現代』第43号 伝統と現代社 1977年1月
- 「柳田國男の産馬政策論」『山形大学紀要 社会科学』第7巻第2号 1977年2月
- 「地域主義の落とし穴」『経済セミナー』第265号 日本評論社 1977年2月
- 「国民経済の要請、にあえぐ日本農業」『労働経済旬報』第1023号 労働経済社 1977年2月
- 「柳田國男の読み方」『学園だより』第38号 山形大学 1977年4月
- 「人文学部と学際的研究の試み—柳田國男を通じての日本社会の学際的研究—」『進研ニュース』第32号 福武書店 1977年4月
- 「地域主義について—杉岡碩夫氏の反論に答える—」『経済セミナー』第269号 日本評論社 1977年6月
- 「1900年代における山形県村山地方中農の所有農具について」『山形大学附属郷土博物館報』第4号 山形大学附属郷土博物館 1977年7月
- 「都市と農村—歴史の流れの中で—」『山形新聞』 1977年10月4日号
- 「地域史への提言—研究と教育—」その6 『歴史公論』第3巻第11号 雄山閣 1977年11月
- 「むら、の歴史」(1)~(4) 『新しい村づくり』第1巻第5号~8号 全国土地改良事業団体連合会 1978年1~9月
- 「小説のモデルとしての柳田國男」『磐城民俗』第17号 磐城民俗研究会 1978年2月
- 「私と相馬」(1)~(5)『相馬通信』第5~20号 スミノ印刷 1978年5月~1984年10月
- 「地域史への提言—研究と教育—」その13 地域研究にあたり考えるべきことは『歴史公論』第4巻第6号 雄山閣 1978年6月
- 「一九一〇年前後における小作料金納化の是非をめぐる論争について—柳田國男・小林丑三郎・田中穂積・横井時敬・桑田熊蔵—」『山形大学紀要 社会科学』第9巻第1号 1978年7月
- 「柳田國男—農政学から民俗学へ—」『評論—経済と金融—』第20号 日本経済評論社 1978年11月
- 「小説のモデルとしての柳田國男」『社会科学の方法』第11巻第12号 御茶の水書房 1978年12月
- 「山びこ学校、のその後—時代の波に流される—」『教育の森』第4巻第1号 毎日新聞社 1979年1月
- 「地域史への提言—研究と教育—」その20 共同体の歴史的な性格を再論する『歴史公論』第5

巻第1号 雄山閣 1979年1月

「柳田國男『聳入考』と柳井統子『父』—小説のモデルとしての柳田國男—」『磐城民俗』第19号 磐城民俗研究会 1979年1月

「月光川のサケ漁—遊佐町—」『山形新聞』 1979年1月9日号

「福島県伊達郡靈山町調査」(調査報告) 農政調査委員会編『農村集落構造分析報告書(昭和53年度)』 農政調査委員会 1979年3月

「泉 鏡花『湯島詣』と柳田國男—小説のモデルとしての柳田國男—」『東北民俗』第13輯 東北民俗の会 1979年5月

「私の天皇制体験—今後をうたがう—」『信州白樺』第33号 信州白樺 1979年5月

「歴史の中での高齢者問題」(上・下)『山形新聞』 1979年8月23日, 24日号

「高度成長期以前の山形県の製造業」『商工情報』第5巻第11号 山形県商工情報センター 1979年9月

「日本の民芸—その根なし草的性格—」『場』第3巻第4号 場出版局 1979年9月

「常民の世界—『遠野物語』の描いたもの—」『山形新聞』夕刊 1979年9月26日号

「続高度成長期以前の山形県の製造業」『商工情報』第5巻第13号 山形県商工情報センター 1979年10月

「能力主義的平等主義の意味—熊沢・高木論争によせて—」『労働問題』第266号 日本評論社 1979年10月

「第三回山形大学公開講座『社会科学と人間』について」『学園だより』第43号 山形大学 1979年11月

「私にとっての専門」『経済ゼミナール協議会機関紙』第5号 山形大学人文学部経済ゼミナール協議会機関紙編集局 1979年11月

「ハメエバの由来」『羽黒根』第15号 相馬市立大野小学校PTA 1979年11月

「日本—地主の転身 上(本間家の経営哲学とその展開)・下(華麗なる一族、にみる戦後)」『エコノミスト』第57巻第45, 46号 毎日新聞社 1979年11月6日, 13日号

「共同体論争をめぐって」『経済評論』第28巻第12号 日本評論社 1979年12月

「ある共同体肯定論者の走狗性について」『西南地域史研究』第3輯 文献出版 1980年1月

「柳田國男の最初の論争—西垣恒矩・有働良夫—」『山形大学紀要 社会科学』第10巻第2号 1980年1月

「『遠野物語』の描いたもの」(1)~(12)『場』第3巻第7号~第4巻第1号 場出版局 1980年1月~1981年3月

「福島県伊達郡靈山町調査」(調査報告) 農政調査委員会編『農村集落構造分析報告書』(昭和54年度) 農政調査委員会 1980年3月

「柳田國男の山形での講演」『中央図書館—山形大学附属図書館報—』第19号 山形大学附属図書館 1980年3月

- 「島崎藤村『椰子の実』と柳田國男『北へ』第2号 山形文学伝習所 1980年4月
- 「『文学界』時代の島崎藤村と柳田國男『東北民俗』第14輯 東北民俗の会 1980年5月
- 「国木田独歩と柳田國男—小説のモデルとしての柳田國男—」上・下 『磐城民俗』第20～21号 磐城民俗研究会 1980年5月～12月
- 「感じたまゝを書く、ことと聞ききたるまゝを記す、こと」『高校国語研究会紀要』第7号 相双地区高校国語教育研究会 1980年6月
- 「もう一つの『遠野物語』」『山形新聞』夕刊 1980年7月29日号
- 「柳田國男『商業人口に就て』を読んで」『評論』第41号 日本経済評論社 1980年8月
- 「広がる地名研究の輪」『山形新聞』夕刊 1981年5月16日号
- 「小諸における島崎藤村と柳田國男」『東北民俗』第15輯 東北民俗の会 1981年5月
- 「舶来品は高い」『経済学批判』第10号 社会評論社 1981年6月
- 「盛岡藩における幕末藩政改革」(1), (2), (3)『山形大学紀要 社会科学』第12巻第1号～第18巻第12号 1981年7月～1988年1月
- 「福島県霊山町における農用地利用増進事業の実態について」『研究通信』第125号 村落社会研究会 1981年9月
- 「成長産業としての農業」『山形新聞』夕刊 1981年9月18日号
- 「自由民権—福島と山形をつなぐもの—」『信州白樺』第44・45・46合併号 信州白樺 1981年10月
- 「解説・中村寅一氏の人と業績」中村寅一著『村の生活の記録』下 刀水書房 1981年10月
- 「『賃労働と資本』の本邦初訳と雑誌『木鐸』」『季刊場』1981秋 ぐるうぶ場 1981年10月
- 「アンニャとオンツァマ」『羽黒根』第23号 相馬市立大野小学校PTA 1982年3月
- 「私にとって経済学とは何か」『人文ニュース』第14巻第1号 山形大学人文学部 1982年4月
- 「北陸浄土真宗信徒の関東移民—相馬地方への移民の前史として—」『相馬郷土』創刊号 相馬郷土研究会 1982年4月
- 「『賃労働と資本』の本邦初訳の底本をめぐる」『社会科学の方法』第15巻第4号 御茶の水書房 1982年4月
- 「島崎藤村と柳田國男の相互批判」『東北民俗』第16輯 東北民俗の会 1982年5月
- 「大杉栄 若き日の手紙」『遺言』第61号 黒痴社 1982年6月
- 「柳田國男と河上肇」『河上肇全集』第2巻・月報7 岩波書店 1982年7月
- 「相馬の職人」『歴史手帖』第10巻第8号 名著出版 1982年8月
- 「岩崎敏夫の人となり」岩崎敏夫『東北民間信仰の研究』上巻解説 名著出版 1982年8月
- 「浄土真宗移民の問題を」『出版ニュース』出版ニュース社 1982年8月中旬号
- 「ポリティカル・エコノミーとしての柳田民俗学」『経済学批判』第12号 社会評論社 1983年1月
- 「信州伊那と東北との間」『信濃毎日新聞』1983年2月8日号

- 「奥の細道帰り道」『山形新聞』夕刊 1983年2月18日号
- 「盛岡藩小本川における直営鮭漁場の成立」『東北大学研究年報 経済学』第44巻第4号 1983年3月
- 「虚構としての共同体復権」『信濃毎日新聞』1983年6月2日号
- 「最上川流域の変遷—支配権力と交通運輸体系—」『地方史研究』第33巻第4号 地方史研究協議会 1983年8月
- 「いま、なぜ、社会史なのか」『経済評論』第32巻第10号 日本評論社 1983年10月
- 「『遠野物語』と山形」『山形新聞』夕刊 1983年10月19日号
- 「柳田國男のふるさと—辻川点描—」『磐城民俗』第24号 1983年11月
- 「北陸浄土真宗信徒移民への金沢藩の対応—相馬地方への移民を外からみる—」『相馬郷土』第2号 1983年12月
- 「雪国の地方文化—国際シンポジウム雑感—」『山形新聞』夕刊 1984年2月21日号
- 「柳田國男の『日本的なるもの、にひそむ西洋の影』」『福島民俗』第12号 1984年3月
- 「遠野の河童」「石野元美さんのこと」『民話の手帖』第19号 日本民話の会 1984年4月
- 「島崎藤村と柳田國男の疎隔とその後」『東北民俗』第18輯 1984年5月
- 「戦前における農政と村落」『研究通信』第138号 村落社会研究会 1984年9月
- 「国際聯盟常設委任統治委員としての柳田國男」『東国民衆史』第11号 武蔵書房 1984年11月
- 「島崎藤村を通じてみた柳田國男」『信濃教育』第1176号 信濃教育会 1984年11月
- 「周作人の『遠野物語』評」『雪国の春』第12号 柳田國男を読む会 1985年2月
- 「憶説『東北』論—辺境が自己主張する条件—」『エコノミスト』第63巻第17号 毎日新聞社 1985年4月16日号
- 「火合わせの神事」『山形新聞』夕刊 1985年7月16日号
- 「新渡戸家三代の経綸」1～9および補遺『東北の進路』第2巻第5号～第3巻第4号 行政問題研究所 1985年7月～1986年4月
- 「鮭漁」『山形新聞』夕刊 1985年11月12日号
- 「裁判官長尾信論」『相馬通信』第21号 スミノ印刷 1985年12月
- 「盛岡藩津軽石川と南部鼻曲り鮭」上・下 『歴史評論』第433～434号 校倉書房 1986年4月～5月
- 「本間家十代物語」①～⑪『東北の進路』第3巻第6号～第4巻第7号 行政問題研究所 1986年6月～1987年7月
- 「共同体—戦後何を否定し、いままた、何が肯定されようとしているのか—」『歴史学研究』第561号 1986年11月
- 「補訂・柳田國男の紀行文芸をめぐって」上・下 『雪国の春』第13号～第14号 柳田國男を読む会 1986年11月～1987年10月
- 「三島土木行政の再評価」『日本計画行政学会東北支部だより』第1号 日本計画行政学会東

- 北支部 1986年12月
- 「柳田國男の限界と可能性」『季刊iichiko』第2号 日本バリエールアートセンター 1987年1月
- 「山形商業の発達」(上)・(下)『山形新聞』1987年2月26日, 3月4日号
- 「史料解読の難しさ—今後の自戒のために—」『中央図書館—山形大学附属図書館報—』第26号 1987年3月
- 「カナダ柳田学事始」上・下 『山形新聞』夕刊 1987年4月14日, 15日号
- 「柳田近代主義批判の意義と限界—常民の学のなかの皇室—」『季刊クライシス』第30号 社会評論社 1987年4月
- 「我が晩香披 (ヴァンクーヴァー) での片々記」『人文ニュース』第19巻第1号 山形大学人文学部 1987年4月
- 「ヴァンクーヴァーの名園を訪ねて」『全コン東北支部会報』第35号 1987年5月
- 「柳田國男と折口信夫—山人の問題をめぐって—」『折口学と近代』第13号 折口信夫講読会 1987年8月
- 「中村社会史学の軌跡」『伊那路』第31巻第8号 1987年8月
- 「浄土真宗信徒移民の経路について」上・下 『相馬郷土』第4号～第5号 1987年11月～1989年8月
- 「日本におけるセメント生産の歴史」『全コン東北支部会報』第37号 1988年1月
- 「親鸞廿四輩旧跡巡拝と欠落移民」『日本歴史』第477号 吉川弘文館 1988年2月
- 「カナダにおける柳田学」『折口信夫購読会報』第7号 折口信夫購読会 1988年2月
- 「有賀喜左衛門と柳田國男— `イエ、との葛藤をめぐって—」『信州白樺』第67号 銀河書房 1988年2月
- 「伊具郡小斎村における農地改革」『農地改革による農業変革の理論的実証的分析—宮城県を事例として—』昭和61・62年度科学研究書補助金 総合研究(A)報告書(研究代表者安孫子麟) 1988年3月
- 「商の文化・行商」『白い国の詩』381号 東北電力株式会社 1988年5月
- 「制度的な村と実態としての `ムラ、」『歴史地名通信』第11号 平凡社地方資料センター 1988年7月
- 「浄土真宗信徒移民の経路についての—考察」『山形大学紀要 社会科学』19-1 1988年7月
- 「中村吉治著『老閑堂追憶記』解題」刀水書房 1988年7月
- 「東国政権の潜在可能性— `西、に対抗する力持つ—」『北海道新聞』夕刊 1988年8月4日号
- 「東北からの発言—世界と直結する独自性—」『北海道新聞』夕刊 1988年8月5日
- 「農民芸能—黒川能」『NIRA政策研究』1-11 総合研究開発機構 1988年11月
- 「東北興業株式会社成立前史」上・下 『東北学院大学論集 経済学』第109号～第110号 1988年12月～1989年3月

- 「東北という地域の形成—東北開発の前提として—」『東北開発研究』第72号 東北開発研究センター 1989年1月
- 「昭和史と東北農村」『河北新報』夕刊 1989年1月21日号
- 「巨大地主酒田本間家の経営の推移」(1～3)『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第8号～第10号 1989年2月～1991年2月
- 「中央からの東北開発構想」『東北開発研究』第73号 東北開発研究センター 1989年5月
- 「布川・布佐点描」『東北民俗』第23輯 東北民俗の会 1989年5月
- 「長い交流の歴史—ともに歩んだ—〇〇年—」『山形新聞』 1989年6月29日号
- 「歴史学と民俗学—『共同体』論をめぐって—」『歴史学研究月報』No.355 1989年7月
- 「東北開発の点と線」『東北開発研究』第74号 東北開発研究センター 1989年8月
- 「東北外資本の東北投資と東北の従属」『東北開発研究』第75号 東北開発研究センター 1989年10月
- 「『柳田國男』—屋敷と家族に関連して—」『比較家族史研究』第4号 弘文堂 1989年12月
- 「東北振興と東北救済」『東北開発研究』第76号 東北開発研究センター 1990年1月
- 「浄土真宗信徒移民史研究の前進のために」『茨城近代史研究』第5号 茨城の近代を考える会 1990年1月
- 「明治・大正期の東北経済—東北産業の成り立ちと今後の展望—」東北産業経済研究所 第9回シンポジウム『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第9号 1990年2月
- 「解題 地名を通して歴史を考える—新妻三男『相馬地名考』再刊に寄せて—」新妻三男『相馬地名考』相馬郷土研究会 1990年2月
- 「柳田國男の樺太旅行」『磐城民俗』第27号 磐城民俗研究会 1990年3月
- 「昭和恐慌と東北振興」『東北開発研究』第77号 東北開発研究センター 1990年4月
- 「電気百年」①～③『米沢新聞』 1990年4月5日号～6月2日号
- 「柳田國男と酒」『東北民俗』第24輯 東北民俗の会 1990年5月
- 「歴史に生きる農民像」『研究通信』160 村落社会研究会 1990年5月
- 「東北における巨大プロジェクトはいま—ゆれるモデル農村・秋田県大潟村から—」『山形県の社会経済』1990年年報 第3号 山形県経済社会研究所 1990年6月
- 「国策としての東北振興」『東北開発研究』第78号 東北開発研究センター 1990年7月
- 「柳田國男と大嘗祭」『歴史書通信』No.72 歴史書懇話会 1990年8月
- 「戦時経済と東北開発」(1～2)『東北開発研究』第79号～第80号 東北開発研究センター 1990年10月～1991年1月
- 「『遠野物語』八十年—柳田國男の人物像を語る—」『岩手日報』夕刊 1990年12月10日
- 「『柳田國男全集』27・解説」筑摩書房 1990年12月
- 「田山花袋の作品を通してみた柳田國男の青春—利根川下流域の地誌・民俗誌的考察を兼ねて—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第34集 1991年3月

- 「松ヶ岡開墾場について」『歴史と地理—日本史の研究—』427 山川出版社 1991年3月
- 「『遠野物語』八十年」『法経』第25号 盛岡短期大学法経学科学学生会 1991年3月
- 「柳田國男の生涯と孤独」『世界思想』第18号 世界思想社 1991年春
- 「大嘗祭後の柳田國男」『東北民俗』第25輯 東北民俗の会 1991年5月
- 「敗戦後の東北開発」『東北開発研究』第81号 東北開発研究センター 1991年5月
- 「東北三法の制定と東北開発」『東北開発研究』第82号 東北開発研究センター 1991年7月
- 「東北における巨大プロジェクトはいま—青函トンネルが地域にもたらしたもの・青森県三厩村—」『山形県の社会経済』1991年年報 第4号 山形県経済社会研究所 1991年8月
- 「山形県における全通労働運動」(1)～(6・完)『東北学院大学論集 経済学』第117号～第122号 1991年9月～1993年3月
- 「全国総合開発計画の策定以降の東北開発」『東北開発研究』第83号 東北開発研究センター 1991年10月
- 「税のあがる話—占有と標識—」『歴博』50 国立歴史民俗博物館 1991年12月
- 「新渡戸七郎—安積疎水建設工事の測量技師—」『東北開発研究』第84号 東北開発研究センター 1992年1月
- 「地方城下町と市の歴史—問題提起にかえて—」「第15回市場史研究会の回顧」『市場史研究』第10号 そしえて 1992年2月
- 「八郎潟干拓地・大潟村の成立と展開」(1)～(10)〈係争中の裁判に資料がかかわるため中断〉『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第11号～第20号 1992年2月～2001年3月
- 「柳田國男における「福祉」の認識」『東北学院大学社会福祉研究所紀要』第9号 1992年3月
- 「占有と標識」『東北大学研究年報 経済学』第53巻第4号 東北大学経済学会 1992年3月
- 「地名からみた現相馬市域の古代・中世」『相馬郷土』第7号 相馬郷土研究会 1992年3月
- 「仙台市における電気事業」『市史せんだい』第1号 仙台市 1992年3月
- 「白井遠平—東北外資本の常磐炭田開発のエージェント—」『東北開発研究』第85号 東北開発研究センター 1992年4月
- 「内藤久寛—越後の日石から世界の日石へ—」『東北開発研究』第86号 東北開発研究センター 1992年7月
- 「日本村落史研究史」『研究通信』169 村落社会研究会 1992年8月
- 「東北における巨大プロジェクトはいま—青森県むつ市・むつ製鉄株式会社—」『山形県の社会経済』1992年年報 第5号 山形県経済社会研究所 1992年8月
- 「塚田正一—電気事業に生命をかけて—」『東北開発研究』第87号 東北開発研究センター 1992年10月
- 「仙台市における公設市場の開設」『市史せんだい』第2号 仙台市 1992年12月
- 「内ヶ崎賛五郎—日本の復興は東北からをモットーに—」『東北開発研究』第88号 東北開発研究センター 1993年1月

- 「タイ東部の米づくり」『河北新報』 1993年1月21日号
- 「タイの国際セミナーに参加—村落共同体研究で討論—」『東北学院時報』 第503号 1993年2月
- 「サムトの婆をめぐって」『平成四年度 博物館講座 講義集』Ⅱ 遠野市立博物館 1993年3月
- 「斎藤憲三—未知の物質フェライトの工業化を推進—」『東北開発研究』 第89号 東北開発研究センター 1993年4月
- 「第二三回研究大会の開催にあたって」『会報・比較家族史』 20 比較家族史学会 1993年4月
- 「タイ農村での一宿一飯の記—私の採訪ノートから—」『東北民俗』 第27輯 東北民俗の会 1993年6月
- 「知事を先頭に非買同盟組合」『市場史研究』 第12号 そしえて 1993年6月
- 「植民地政策と柳田國男—朝鮮・台湾—」『国文学—解釈と教材の研究—』 第38巻第8号 学燈社 1993年7月
- 「藤田謙一—家出息子から財界巨頭へ—」『東北開発研究』 第90号 東北開発研究センター 1993年7月
- 「三本木原開発と浄土真宗信徒移民の導入」『東北学院大学東北文化研究所紀要』 第25号 1993年8月
- 「もう一人の柳田國男」〈上・中・下〉『沖縄タイムス』 1993年8月23日, 24日, 25日号
- 「東北における巨大プロジェクトはいま—酒田住軽アルミ(株)の挫折—」『山形県の社会経済』 1993年年報 第6号 山形県経済社会研究所 1993年9月
- 「1950年代の山形県における全通労働運動」(1)～(13・完)『東北学院大学論集 経済学』 第123号～第135号 1993年9月～1997年9月
- 「亀井文平—一代にして地方総合商社の基礎を築く—」『東北開発研究』 第91号 東北開発研究センター 1993年10月
- 「わたしのやまがた論—発信する文化—」『山形新聞』 1993年10月14日号
- 「中国に対する植民地政策と柳田國男」『歴史書通信』 No.91 歴史書懇話会 1993年11月
- 「東北開発一二〇年の歴史から学ぶこと」『佐藤誼政治経済農業研究所報告』 第6号 佐藤誼政治経済農業研究所 1993年11月
- 「館の下焼について」『第二回館の下焼展示会展示目録』 館の下焼保存会 1993年11月
- 「『サムトの婆』再考—『遠野物語』の初稿考察の一環として—」『国立歴史民俗博物館研究報告』 第51集 1993年11月
- 「中條政恒—郡山市の基礎づくりに邁進—」『東北開発研究』 第92号 東北開発研究センター 1994年1月
- 「世変わりの時期は暗く始まる—東北地方から日本がみえる—」『エコノミスト』 毎日新聞社 1994年1月18日号
- 「仙台市における公設市場の波紋」「仙台市公設市場での出店をめぐる争い」「仙台市に物価の目

- 付役登場』『市場史研究』第13号 そしえて 1994年2月
- 「地域呼称としての相馬の成立」『相馬郷土』第9号 相馬郷土研究会 1994年3月
- 「地域開発政策の地域に与えたひずみ」(1)～(2)『民研論稿』第15号～第16号 山形県国民教育研究所 1994年3月～1997年3月
- 「農地忘れた国土政策」『河北新報』1994年4月5日号
- 「タイ農村の『一宿一飯の記』」上・下『エコノミスト』毎日新聞社 1994年4月5日～12日号
- 「中村長助—カナダの森林と漁場に逞しく生きた—」『東北開発研究』第93号 東北開発研究センター 1994年4月
- 「水上助三郎—オットセイ王から耕海富国をめざして—」『東北開発研究』第94号 東北開発研究センター 1994年7月
- 「幻の四ッ谷用水はいま天に架かる」『仙台市政だより』1474号 仙台市総務局秘書広報課 1994年8月
- 「『物語・東北開発120年史』総括編」『東北開発研究』第95号 東北開発研究センター 1994年10月
- 「『遠野物語』をめぐる柳田國男と佐々木喜善」『フォークロア』第5号 本阿弥書店 1994年11月
- 「経済学部設置30周年・文学部創設35周年—OBを招き記念講演会—」『東北学院時報』523号 1994年12月
- 「東北七地域の生成過程と二十一世紀—新潟県と東北六県の一体性についての歴史的考察—」『IVICT情報』28 (財東北産業活性化センター 1994年12月)
- 「『遠野物語』初稿を読んで—第一話から第二六話まで—」『平成五年度博物館講座 講義集』Ⅲ 遠野市立博物館 1994年12月
- 「明治期の東北開発と相馬」『相馬ロータリークラブ会報』1587回 相馬ロータリークラブ 1995年2月4日号
- 「相馬における米と繭の農業の展開」『相馬ロータリークラブ会報』1591回 相馬ロータリークラブ 1995年3月4日号
- 「北陸地域における流通史・市場史へのアプローチ」『市場史研究』第14号 そしえて 1995年3月
- 「塩の道の歴史的考察—東北における肋骨道路の役割—」『IVICT情報』29 (財東北産業活性化センター 1995年3月)
- 「みやぎの歴史にみる企業家精神」『MRIRA』第3号 (財宮城県地域振興センター 1995年3月)
- 「仙台のビール工場とシカゴのアル・カポネの生みの親は国際連盟の提唱者ウィルソン」『仙台市政だより』1483号 仙台市総務局秘書広報課 1995年5月
- 「地方史研究の現状③岩手県—近代—」『日本歴史』第565号 吉川弘文館 1995年6月

- 「輓近温泉私観」『温泉』第689号 日本温泉協会 1995年6月
- 「三本木原開発と浄土真宗信徒移民の導入」学術文献刊行会編『日本史学年次別論文集』近世2 (1993) 朋文出版 1995年7月
- 「一事例を通してみた陸奥中村藩における浄土真宗信徒移民の受容」『東北学院大学東北文化研究所紀要』第27号 1995年8月
- 「タイの東北・日本の東北」『山形県の社会経済』1995年 年報第8号 1995年9月
- 「中世の相馬における当山派の拠点は歡喜寺だった」『えおひっぷす』91 1995年10月
- 「phīとphi」『仙台・南アジア研究会季報』第4号 南アジア研究会 1995年10月
- 「花は相馬に実は伊達に」『えおひっぷす』92 1995年11月
- 「タイの女性と仏教」『仙台・南アジア研究会季報』第5号 南アジア研究会 1995年12月
- 「『遠野物語』初稿を読んで(2)―第二七話から第五三話まで―」「『遠野物語』初稿を読んで(3)―第五四話から第七三話まで―」『平成六年度博物館講座 講義集』IV 遠野市立博物館 1995年12月
- 「三島通庸―開発独裁政権の政策推進者―」『東北開発研究』第100号 東北開発センター 1996年1月
- 「近世中村城の造営と城下町中村の形成―奥州浜街道と字多川の経路の推移―」『国立歴史民俗博物館研究報告』第67集 国立歴史民俗博物館 1996年3月
- 「山の民の来る市」『仙台・南アジア研究会季報』第6号 南アジア研究会 1996年3月
- 「柳田國男の共同体と封建制のとらえ方―その社会経済史学への影響―」『真宗寺講義だより』新編第19号 無量山真宗寺 1996年3月
- 「サムトの婆々と佐々木喜善」『東北民俗』第30輯 1996年6月
- 「山の民の村」『仙台・南アジア研究会季報』第7号 南アジア研究会 1996年6月
- 「根岸の里は仙台地ビール発祥の地―松倉ビール・宮城ビール―」『仙台市政だより』1498号 仙台市総務局秘書部広報課 1996年8月
- 「陸奥中村藩における新百姓取立政策の展開」(1)～(4・完)『東北学院大学東北文化研究所紀要』第28号～第31号 1996年8月～1999年8月
- 「〘成功、が失敗のはじまりだった―山形県総合開発計画の検証(1)―」『山形県の社会経済』1996年 年報第9号 山形県経済社会研究所 1996年9月
- 「鯛はタイでも腐っても鯛」『仙台・南アジア研究会季報』第8号 南アジア研究会 1996年10月
- 「一通の手紙―佐々木喜善から水野葉舟(盈太郎)へ―」『磐城民俗』第30号 磐城民俗研究会 1996年11月
- 「仙台市における勸工場・公設市場・卸売市場・百貨店」『市場史研究』第16号 そしえて 1996年11月
- 「チャンプアク市場の肉売場」『仙台・南アジア研究会季報』第9号 南アジア研究会 1996年

12月

- 「花は相馬に実は伊達に一中村（相馬）藩・仙台（伊達）藩・米沢（上杉）藩をめぐる境界争論一」『相馬郷土』第12号 相馬郷土研究会 1997年3月
- 「旧暦四月八日のこと」『えおひっぶす』109 1997年4月
- 「山寺とモン族の市」『仙台・南アジア研究会季報』第10号 南アジア研究会 南アジア研究会 1997年3月
- 「『遠野物語』初稿を読んで（四）一第七四話から第一〇八話まで一」「『遠野物語』初稿を読んで（五）一初稿に載っていない話一」『平成七年度博物館講座講義集』V 遠野市博物館 1997年5月
- 「チェンマイのナイト・バザール」『仙台・南アジア研究会季報』第11号 南アジア研究会 1997年6月
- 「リスクを負う勇気持て」『河北新報』夕刊 1997年6月4日号
- 「自分で使える史料の量」“Assist News” No.14 東北学院大学経済研究資料室 1997年7月
- 「『仙台市史 特別編6 民俗』の刊行にあたって」『市史せんだい』第7号 仙台市 1997年7月
- 「柳田國男『炭焼日記』と岩崎敏夫『東北民俗学研究』第5号 東北学院大学民俗学OB会 1997年9月
- 「福祉が喰いものにされる前—山形県総合開発計画の検証(2)—」『山形県の社会経済』1997年年報第10号 山形県経済社会研究所 1997年9月
- 「ダヌムン・サドゥアク水上マーケット」『仙台・南アジア研究会季報』第12号 南アジア研究会 1997年11月
- 「柳田國男と市場問題」『市場史研究』第17号 そしえて 1997年11月
- 「私の民俗誌論」『日本民俗誌集成・編集のしおり』6 三一書房 1997年11月
- 「一事例を通してみた陸奥中村藩における浄土真宗信徒移民の受容」学術文献刊行会編『日本史学年次別論文集』近世2 朋文出版 1997年11月
- 「史料三点—浄土真宗と移民—」真宗寺仏教青年会編『同心』35号 無量山真宗寺 1997年12月
- 「1960年代の山形県における全通労働運動」(1)～(8・完)『東北学院大学論集・経済学』第136号～第143号 1997年12月～2000年3月
- 「ナコーン・パトムの門前市」『仙台・南アジア研究会季報』第13号 南アジア研究会 1998年1月
- 「山形県の金融機関の現況—ビックバンを前に、どうする、どうなる—」『山形県の現在と未来』研究所十周年記念増刊号 山形県経済社会研究会 1998年2月
- 「相馬—城下町—」「相馬野馬追」『別冊太陽コレクション・城下町散歩』8—仙台・東北・北海道の城下町— 平凡社 1998年4月
- 「バンコクのウィークエンド・マーケット」『仙台・南アジア研究会季報』第14号 南アジア研

究会 1998年4月

「青森県のリンゴ」『東北開発研究』第108号 東北開発研究センター 1998年4月

「燕の金属洋食器」『東北開発研究』第109号 東北開発研究センター 1998年7月

「柳田國男とハーン」『國文学—解釈と教材の研究—』第43巻第8号 学燈社 1998年7月

「マーブクロンセンター」『仙台・南アジア研究会季報』第15号 南アジア研究会 1998年7月

「人口の県外流出を促したもの—山形県総合開発計画の検証(3)—」『山形県の社会経済』1998年  
年報第10号 山形県経済社会研究所 1998年9月

「白石の温麺」『東北開発研究所』第110号 東北開発研究センター 1998年10月

「南光州駅前朝市」『仙台・南アジア研究会季報』第16号 南アジア研究会 1998年10月

「中里介山『大菩薩峠』と相馬」(上・下)『えおひっぶす』127～128 相馬郷土研究会 1998  
年10月～11月

「相馬陶器と小野相馬焼」『月刊健康』No.486 月刊健康刊行所 1998年12月

「光州市近郊の六斎市—和順邑場—」『仙台・南アジア研究会季報』第17号 南アジア研究会  
1998年12月

「山形県の金山杉」『東北開発研究』第111号 東北開発研究センター 1999年1月

「近世中村城および城下町中村とその周辺における寺社配置」『国立歴史民俗博物館研究報告』  
第78号 国立歴史民俗博物館 1999年3月

「東北開発の歴史を考える三部作—私の研究—」『東北学院時報』第570号 学校法人東北学院  
1999年3月

「京城のウェディング・ドレス通り」『仙台・南アジア研究会季報』第18号 南アジア研究会  
1999年3月

「秋田の酒」『東北開発研究』第112号 東北開発研究センター 1999年4月

「会津本郷焼」『東北開発研究』第113号 東北開発研究センター 1999年7月

「那覇のマチとマチグラー」『季刊hitakami』第2号 アジアひたかみ研究会 1999年9月

「県民の都市化要求への対応とは—山形県総合開発計画の検証(4)—」『山形県の社会経済』第  
12号 1999年9月

「南部の鼻曲り(岩手県)」『東北開発研究』第114号 東北開発研究センター 1999年10月

「特集 市場を通じてみたアジアのなかの沖縄：問題提起—中世から現代へ、そして未来へ—」  
『市場史研究』第19号 そしえて 1999年11月

「仙台駅の位置が決まるまで」『仙台市政だより』1539号 仙台市 2000年1月

「白根・三条・長岡の仏壇(新潟県)」『東北開発研究』第115号 東北開発研究センター 2000  
年1月

「ナーファヌマチ」『季刊hitakami』第3号 アジアひたかみ研究会 2000年3月

「陸奥中村藩における新百姓取立政策—浄土真宗信徒移民の導入—」『東北経済学会誌』1999年

- 度 東北経済学会 2000年3月
- 「仙台味噌（宮城県）」『東北開発研究』第116号 東北開発研究センター 2000年4月
- 「戦前の那覇市場は公設市場か—那覇市と沖縄県の見解の対立をめぐって—」『季刊hitakami』第4号 アジアひたかみ研究会 2000年5月
- 「柳田國男に忌み嫌われた民俗学者・赤松啓介逝く」『季刊hitakami』第4号 アジアひたかみ研究会 2000年5月
- 「南部鉄器（岩手県）」『東北開発研究』第117号 東北開発研究センター 2000年7月
- 「陸奥中村藩中郷萱浜村における新百姓取立政策—二宮尊徳仕法の一環として—」『東北学院大学東北文化研究所紀要』第32号 東北学院大学東北文化研究所 2000年8月
- 「1970年代の山形県における全通労働運動(1)～(9・完)』『東北学院大学論集 経済学』第144～153号 東北学院大学学術研究会 2000年9月～2003年9月
- 「澳門返還の日の西双版納」『山形県の社会経済』第13号 山形県社会経済研究所 2000年9月
- 「津軽塗（山形県）」『東北開発研究』第118号 東北開発研究センター 2000年10月
- 「The Formation and Transition of Tohoku Region at Economy in Japan」『東北学院大学論集 経済学』第145号（上）東北学院大学学術研究会 2000年12月
- 「SipsongpannaとXisuangbanna」『季刊hitakami』増刊号〈特集日タイセミナー・雲南シブソンパンナの旅〉アジアひたかみ研究会 2001年1月
- 「川俣羽二重（福島県）」『東北開発研究』第119号 東北開発研究センター 2001年1月
- 「第50回大会を引き受けて」『研究通信』第200号 日本村落社会研究学会 2001年1月
- 「青年学徒坂内亀彦の地域研究の試み—松岡静雄・山田孝雄・柳田國男との書信の交換を通じて—」『福島の民俗』第29号 福島県民俗学会 2001年3月
- 「伊能嘉矩と『遠野物語』」「伊能嘉矩と『遠野物語』拾遺」『平成8年度博物館講座講義集』IV 遠野市立博物館 2001年3月
- 「総論」「仙台市における公設市場—戦前を中心に—」「沖縄県公設小売市場成立前史」『文部省科学研究費助成金・基盤研究B一般(1)報告書・わが国における公設小売市場の形成と展開に関する研究』〔課題番号10430018〕（研究代表者岩本由輝）2001年3月
- 「コケにされた相馬大膳亮」『相馬郷土』第16号 相馬郷土研究会 2001年3月
- 「さくらんぼ（山形県）」『東北開発研究』第120号 東北開発研究センター 2001年4月
- 「鉄の生産と環境への憂慮—原町市立博物館『相馬の鋳物師』展に寄せて—」『文化福島』第354号 福島県文化振興事業団 2001年6月
- 「作辦—国民俗学的日本民俗学—通過柳田國男思想与亜州的關係—」南開大学日本研究中心・東亜比較文化国際会議編『国際政治経済体系与東亜』（国際学術検討会〈系列之三〉變動期的東亜社会与文化第五論文）南開大学日本研究中心 2001年9月
- 「陸奥中村藩における新百姓取立に関する史料拾遺」『東北学院大学東北文化研究所紀要』第33号 東北学院大学東北文化研究所 2001年9月

- 「20世紀前半の山形経済」『環境問題・資源問題に直面するなかで—山形県総合開発の検証(5)—』  
『山形県の社会経済(2001年)』第14号 山形県社会経済研究所 2001年9月
- 「飯岡春波と周辺の人々」『えおひっばす』164 相馬郷土研究会 2001年11月
- 「中村正西寺のできるまで」『浜推進協だより』第22号 真宗大谷派仙台教区浜組推進員連絡協  
議会 2001年11月
- 「交通—人力車から地下鉄まで—」『近現代仙台の経済と市民生活』(平成13年度東北学院大学公  
開講義) 東北学院大学経済学部 2001年12月
- 「移民と宗教—私の研究—」『東北学院時報』第601号 学校法人東北学院 2002年1月
- 「修士論文の一部が国際学術出版物に」『ウーラノス』第9号 東北学院大学 2002年2月
- 「『栃木県史』史料編などにみる中世の遠野」『村落社会研究』第8巻第2号(通巻16号) 農山  
漁村文化協会 2002年3月
- 「中村正西寺の成立と僧発教の相続」『相馬郷土』第17号 相馬郷土研究会 2002年3月
- 「経済の変動—脱工業化をめぐる摩擦—」『山形県の社会経済』(2002年)第15号 山形県経済社  
会研究所 2002年9月
- 「仙台に設立された移民会社の顛末—沖繩県における営業活動を中心に—」『東北学院大学東北  
文化研究所紀要』第34号 東北学院大学東北文化研究所 2002年9月
- 「前近代における鉄と相馬—生産された鉄と移入された鉄—」『市場史研究』第22号 市場史研  
究会 2002年11月
- 「舟運が地域経済を支えた東北七河川」『季刊河川レビュー』第120号 新公論社 2002年11月
- 「三居沢における試験点燈—日本最初の水力発電—」『白い国の詩』558号 東北電力株式会社社  
会地域交流部 2003年2月
- 「東北初の電気事業—宮城水力紡績と仙台電燈—」『白い国の詩』559号 東北電力株式会社地域  
交流部 2003年3月
- 「陸奥中村藩中郷萱浜村における新百姓取立—二宮尊徳仕法の一環として—」学術文献刊行会編  
『日本史学年次別論文集』近世2・2000年 朋文出版 2003年3月
- 「長距離送電のはじまり—日本で二番目の営業用水力発電所—」『白い国の詩』560号 東北電力  
株式会社地域交流部 2003年4月
- 「東北における汽力発電—青森電燈と新潟電燈の開業—」『白い国の詩』561号 東北電力株式  
社地域交流部 2003年5月
- 「鉱山などにおける自家発電—中央鉱山資本の進出—」『白い国の詩』562号 東北電力株式  
社地域交流部 2003年6月
- 「地主と石油事業者の電気事業—新潟電燈と北越水力電気—」『白い国の詩』563号 東北電力  
株式会社広報・地域交流部 2003年7月
- 「水の多目的利用の始まり—両羽絹糸紡績・米沢水力電気・鶴岡水力電気—」『白い国の詩』564  
号 東北電力株式会社広報・地域交流部 2003年8月

- 「電気事業の“種蒔く人”―秋田電気の成立まで―」『白い国の詩』565号 東北電力株式会社広報・地域交流部 2003年9月
- 「近世初期における人返しの協定と実態―陸奥中村藩と仙台藩における関係を中心に―」『東北学院大学東北文化研究所紀要』第35号 東北学院大学東北文化研究所 2003年9月
- 「東北学院の歴史と先人たち―大正デモクラシーと東北学院―」『東北学院時報』第619号 学校法人東北学院 2003年9月
- 「石川啄木の電気事業への期待―盛岡電気の開業まで―」『白い国の詩』566号 東北電力株式会社広報・地域交流部 2003年10月
- 「中村藩江戸下屋敷取得の事情」『えおひっぶす』187 相馬郷土研究会 2003年10月
- 「京浜工業地帯への電力供給―猪苗代水力電気と東京電燈―」『白い国の詩』567号 東北電力株式会社広報・地域交流部 2003年11月
- 「余剰電気とカーバイド工業―宮城紡績電燈と北越水力電気―」『白い国の詩』568号 東北電力株式会社広報・地域交流部 2003年12月
- 「杉山元治郎と東北学院―大正デモクラシーの実践的体現者―」『東北学院資料室』Vol.3 学校法人東北学院 2003年12月
- 「1980年代の山形県における全通労働運動」(1)～(7・完)『東北学院大学論集経済学』第154～160号 東北学院大学学術研究会 2003年12月～2005年12月
- 「農事電化のはじまり―鶴岡水力電気と矢馳揚水機組合―」『白い国の詩』570号 東北電力株式会社広報・地域交流部 2004年2月
- 「東北地方の電車事業―温泉や観光地を結んで―」『白い国の詩』571号 東北電力株式会社広報・地域交流部 2004年3月
- 「陸奥中村藩の江戸屋敷」『相馬郷土』第19号 相馬郷土研究会 2004年3月
- 「大島高任の洋式高炉の建設と柳田國男『遠野物語』の山人」『比較家族史研究』第18号 弘文堂 2004年3月
- 「電気事業国家管理の進行―東北振興電力・日本発送電・東北配電―」『白い国の詩』572号 東北電力株式会社広報・地域交流部 2004年4月
- 「一事例を通してみた陸奥中村藩における浄土真宗信徒移民の受容」『標葉郷土』第1号 浪江町郷土史研究会 2004年4月
- 「東北電力株式会社の誕生―白洲次郎と内ヶ崎賛五郎―」『白い国の詩』573号 東北電力株式会社広報・地域交流部 2004年5月
- 「只見川の電源開発―日本のTVA東北版―」『白い国の詩』574号 東北電力株式会社広報・地域交流部 2004年6月
- 「揚水式発電所の戦前と戦後―運転開始当時、東洋一の沼沢沼発電所―」『白い国の詩』575号 東北電力株式会社広報・地域交流部 2004年7月
- 「新鋭火力電源開発事業の展開―八戸・仙台・新潟の火力発電所―」『白い国の詩』576号 東北

- 電力株式会社広報・地域交流部 2004年8月  
「家庭電化の“三種の神器”―電気冷蔵庫・電気洗濯機・電気掃除機―」『白い国の詩』577号  
東北電力株式会社広報・地域交流部 2004年9月  
「火力発電技術の発展と模索―新仙台火力発電所の稼働―」『白い国の詩』578号 東北電力株式  
会社広報・地域交流部 2004年10月  
「コンバインド・サイクルの誕生―熱効率最高水準の実現・東新潟火力発電所―」『白い国の詩』  
579号 東北電力株式会社広報・地域交流部 2004年11月  
「特別展示・大正デモクラシーと東北学院―杉山元治郎と鈴木義男―」『東北学院時報』632号  
学校法人東北学院 2004年11月  
「近世初期の陸奥中村藩と仙台藩における人返しの実態・補遺」『東北学院大学東北文化研究所  
紀要』第36号 東北学院大学東北文化研究所 2004年11月  
「“第三の火”をともして―女川原子力発電所の誕生―」『白い国の詩』580号 東北電力株式  
会社広報・地域交流部 2004年12月  
「韓国の六斎市・五日場」『市場史研究』第24号 市場史研究会 そしえて 2004年12月  
「特別展示・大正デモクラシーと東北学院―杉山元治郎と鈴木義男―」『東北学院資料室』No.4  
学校法人東北学院 2004年12月  
「大地と風土に電源を求めて―東北の地熱・風力発電所―」『白い国の詩』582号 東北電力株式  
会社広報・地域交流部 2005年2月  
「はがき通信〈仁橋御手形〉」『日本歴史』第681号 吉川弘文館 2005年2月  
「仙台藩領における北上川筋の河川舟運に関する―考察―迫川・江合川・鳴瀬川筋および阿武隈  
川を含む―」『アジア流域文化論研究』1 東北学院大学オープンリサーチセンター 2005  
年3月  
「電気事業の新たな発展―電力の自由化―」『白い国の詩』583号 東北電力株式会社広報・地域  
交流部 2005年3月  
「府県制度確立以前における県政の一端―角田県を事例として―」『相馬郷土』第20号 相馬郷  
土研究会 2005年3月  
「総論」 「沖縄県中央卸売市場の開設と展開」 『科学研究費補助金・基盤研究B一般(1)研究成果報  
告書』 〈我が国における卸売市場の形成と展開に関する研究〔課題番号14330024〕〉 (研究代  
表者岩本由輝) 2005年3月  
「仙台に設立された移民会社の顛末―沖縄県における営業活動を中心に―」 学術文献刊行会編『日  
本史学年次別論文集』近代2 2002(平成14)年 朋文出版 2005年4月  
「杉山元治郎の故郷(1)~(2)」 『ウーラノス』22~23 東北学院大学 2006年5月~10月  
「己百丸・己千丸の原釜初入津と積立始め」 『磐城民俗』第34号 磐城民俗研究会 2005年7月  
「飛脚情報と地方商人―陸奥中村藩の―商家番頭の日記による―」 市場史研究 第26号 そしえ  
て 2006年12月

- 「幕末期陸奥中村藩における御趣意船の建造—吉田屋源兵衛覚日記を中心に—」『東北学院大学東北文化研究所紀要』第37号 東北学院大学東北文化研究所 2005年11月
- 「大正デモクラシーと東北学院」『3L通信・Lux Mundi』Vol.2 東北学院庶務部校務課 2006年1月
- 「角田県における北海道移民—封建家臣団解体の一過程として—」(1)~(2)『相馬郷土』第21~22号 郷土研究会 2006年3月~2007年3月
- 「1990年代の山形県における全通労働運動」(1)~(8・完)『東北学院大学経済学論集』第161~168号 東北学院大学学術研究会 2006年3月~2008年9月
- 「旭紡織株式会社の設立と顛末」『市史せんだい』Vol.16 仙台市博物館 2006年9月
- 「出羽久保田藩佐竹氏と陸奥中村藩相馬氏との重縁関係」(上)・(下)『東北学院大学東北文化研究所紀要』第38~39号 東北学院大学東北文化研究所 2006年11月~2007年12月
- 「杉山元治郎と社会主義」『東北学院資料室』No.6 学校法人東北学院 2006年12月
- 「レオン・ゾルブラッドと真壁仁」『真壁仁研究』第7号 東北芸術工科大学東北文化研究センター 2007年1月
- 「杉山元治郎の受洗」『ウーラノス』24 東北学院大学 2007年2月
- 「追悼号の刊行にあたって」『比較家族史研究』21 弘文堂 2007年3月
- 「日英同盟の金融的背景の推移」『ヨーロッパ文化史』第8号 東北学院大学ヨーロッパ文化研究所・東北学院大学大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻 2007年3月
- 「現仙台市域における産業組合」『農林金融』第60巻第5号 農林中央金庫 2007年5月
- 「『子供は知らなくていい』話」『えおひっぶす』230 相馬郷土研究会 2007年5月
- 「杉山元治郎と『真紅』事件」『ウーラノス』25 東北学院大学 2007年5月
- ‘YAMADA NAGAMASA AND HIS RELATIONS WITH SIAM’, *The Journal of the Siam Society* Vol.95, Amarint Printing and Publishing Public Company Limited, Bangkok, Thailand, June 2007
- 「閏五月中の申の日の野馬追」『えおひっぶす』232 相馬郷土研究会 2007年7月
- 「『墓地及埋葬取締規則』の施行と墓地慣行との軋轢—現仙台市域を中心に—」『研究通信』No.220 日本村落研究学会 2007年10月
- 「杉山元治郎と一冊の聖書」『ウーラノス』26 東北学院大学 2007年11月
- 「日本農民組合設立に向けて」『東北学院資料室』No.7 学校法人東北学院 2007年12月
- 「閏五月に執行された野馬追本祭」『えおひっぶす』238 相馬郷土研究会 2008年1月
- 「仙台藩領における北上川の河岸」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』27 東北学院大学東北産業経済研究所 2008年2月
- 「服忌中の藩主と野馬追」『えおひっぶす』239 相馬郷土研究会 2008年2月
- 「杉山元治郎 東北学院へ入学」『ウーラノス』27 東北学院大学 2008年2月
- 「角田県における神仏分離そのほか」『相馬郷土』23 相馬郷土研究会 2008年3月

- 「仙台藩領における北上川筋の河川舟運に関する一考察—迫川・江合川・鳴瀬川筋および阿武隈川筋を含む—」 学術文献刊行会編『日本史学年次別論文集』8近世1〈2005（平成17）年〉 朋文出版 2008年5月
- 「双鶴丸は原釜・請戸に回航したか」『えおひっぶす』242 相馬郷土研究会 2008年5月
- 「幕末期中村藩の後期高齢者への処置」『えおひっぶす』243 相馬郷土研究会 2008年6月
- 「唐土の鳥と蒙古の碑」『磐城民俗』35 磐城民俗研究会 2008年6月
- 「杉山元治郎とディヴィッド・ボーマン・シュネーダー」『ウーラノス』28 東北学院大学 2008年7月
- 「近代墓地法制の形成・展開と墓地慣行との軋轢—旧城下仙台を中心に—」(1) (2)～（続刊中） 『東北学院大学東北文化研究所紀要』40, 41 東北学院大学東北文化研究所 2008年12月, 2009年12月～（続刊中）
- 「杉山元治郎とクロス協会の結成」『ウーラノス』29 東北学院大学 2008年12月
- 「杉山元治郎と日本農民福音学校」(1)～(2)『東北学院資料室』No. 8～9 学校法人東北学院 2008年12月～2010年4月
- 「2000年代の山形県における全通労働運動」(1)～(7・完)『東北学院大学経済学論集』第169～175号 東北学院大学学術研究会 2008年12月～2010年12月
- 「沖縄県公設市場成立前史」マチグワー楽会編『市場の歴史・未来・魅力・問題点を考える』マチグワー楽会設立準備会 2009年3月
- 「総論」『平成20年度教育・学習方法等改善支援事業報告書・杉山元治郎・鈴木義男の事績を通して見る東北学院の建学の精神』（研究代表者岩本由輝） 2009年3月
- 「もう一つの相馬氏—相馬治胤と相馬義胤—」（上・中・下）『相馬郷土』第24～26号 相馬郷土研究会 2009年3月～2011年3月
- 「『杉山元治郎・鈴木義男の事績を通して見る東北学院の建学の精神』を刊行」『東北学院時報』第683号 学校法人東北学院 2009年6月
- 「出羽久保田藩佐竹氏と陸奥中村藩相馬氏との重縁関係」（上）学術文献刊行会編『日本史学年次別論文集』近世1〈2006（平成18）年〉 朋文出版 2009年6月
- 「『大正デモクラシーと東北学院—杉山元治郎と鈴木義男—』—刊行から2年—」（仁昌寺正一と共同執筆）『東北学院大学教職員修養会・キリスト者教員研究会報告書』10 東北学院大学 2009年7月
- 「文人画家？杉山元治郎」『ウーラノス』30 東北学院大学 2009年9月
- 「杉山元治郎の牧師就任と罹病」『ウーラノス』31 東北学院大学 2009年12月
- 「受戸浜宿志賀七重郎と大南部・小南部と鉏鉄取引」『アジア流域文化研究』VI 東北学院大学 アジア流域文化研究所 2010年3月
- 「杉山元治郎と小高農民高等学校—古稀過ぎでの老耄の61年ぶりの復習を兼ねて—」『平成21年度 教育・学習方法等改善支援事業報告書・創業者の事績を通して見る東北学院の建学の精

- 神』（研究代表者仁昌寺正一） 学校法人東北学院 2010年3月
- 「豆腐がつなぐ湯殿山麓と琉球紅型—六浄とルクジュウ—」『東北民俗』第44輯 東北民俗の会  
2010年7月
- 「杉山元治郎，小高教会牧師として再出発」『ウーラノス』32 東北学院大学 2010年7月
- 「『遠野物語』は3つあった」『怪』0030 角川書店 2010年7月
- 「柳田國男と現代民俗学—柳田民俗学の現代的意味—」『神奈川大学論』第66号 2010年7月
- 「出羽久保田藩佐竹氏と陸奥中村藩相馬氏との重縁関係」（下）学術文献刊行会編『日本史学年  
次別論文集』近世1 2007（平成19）年 朋文出版 2010年7月
- 「私の職人論」（上・下）『建設通信新聞』日刊建設通信新聞社 2010年11月10日，12月3日号
- 「金山の原町河岸について」『えおひっぶす』273 相馬郷土研究会 2010年12月
- 「杉山元治郎と私立小高農民高等学校」『ウーラノス』33 東北学院大学 2010年12月
- 「三越仙台支店進出反対運動と全日本専門店会聯盟（日専聯）の設立」『市場史研究』第30号  
アイノア 2011年1月
- 「仙台市・宮城県における公益電気事業と太田千之助」『東北学院大学経済学論集』第176号 東  
北学院大学学術研究会 2011年3月
- 「キリスト教と近代日本の知識人—吉野作造・鈴木文治・杉山元治郎（1）～ 『平成22年度日本  
私立学校振興・共済事業団学術研究資金助成研究報告書・キリスト教教育と近代日本の知識  
人形成—東北学院を事例として—』（研究代表者仁昌寺正一） 学校法人東北学院 2011年3  
月～
- 「阿武隈川・白石川における河岸の変遷—丸森地区を中心に—」『アジア流域文化研究』Ⅶ 東  
北学院大学アジア流域文化研究所 2011年3月
- 「近世陸奥中村藩における浄土真宗信徒移民の導入—木幡彦兵衛の覚書にみるその実態—」『村  
落社会研究』第17巻第2号（第34号） 農山漁村文化協会 2011年4月
- 「〔東日本大震災に想う〕400年目の烈震・津波」『Forum Opinion』13 NPO現代の理論・社会  
フォーラムForum Opinion編集委員会 2011年6月
- 「大イチョウと津波—『痕跡』後世に残したい—」『河北新報』2011年7月24日号
- 「400年目の烈震・津波と東京電力福島第一原発の事故」『研究通信』No.232 日本村落研究学会  
2011年9月
- 「原発立地と津波に関する口碑伝説」『歴史書通信』No.198 歴史書懇話会 2011年11月
- 「中村開府直前，中村を訪れた南蛮人」『えおひっぶす』280 相馬郷土研究会 2011年11月
- 「地震・津波，そして原発事故」『クリエーター』19 山形県経済社会研究所 2011年秋

## 六 翻 訳

- Y・ブロムレイ「ソヴィエト民族誌学の現状」『社会科学』17号 社会科学社 1978年9月

- 柳田國男「委任統治領における原住民の福祉と発展」(1923年7月20日～8月10日『国際聯盟常設委任統治委員会第3回会議議事録』所収)『磐城民俗』第22号 磐城民俗研究会, 1981年4月(のち岩本由輝『もう一つの遠野物語』刀水書房, 1983年5月, 岩本由輝『もう一つの遠野物語』〈追補版〉刀水書房, 1994年2月に収録)
- パースック・ボンパイチット クリス・ベーカー共著 北原淳・野崎明監訳 日タイセミナー訳『タイ国—近現代の経済と政治—』「第13章 結論」(野崎明と共訳)刀水書房 2006年11月

## 七 書 評

- 「書評・文化財保護委員会編『田植の習俗 I 岩手県江刺・遠野』を読んで」『磐城民俗研究会会報』第3号 磐城民俗研究会 1965年10月
- 「書評・竹内利美編『下北の村落社会—産業構造と村落体制—』」『河北新報』1968年4月29日号
- 「書評・森芳三著『明治期初期独占論』」『人文ニュース』第8号 山形大学人文学部 1969年10月
- 「書評・“The Ming Tribute Grain System” by Hoshi Ayao: Translated by Mark Elvin」『人文ニュース』第2巻第5号 山形大学人文学部 1970年6月
- 「書評・岩崎敏夫著『二宮尊徳仕法の研究—相馬藩を中心として—』」『福島民友』1970年10月29日号
- 「書評・鈴木良一著『日本中世の農民問題』」『日本読書新聞』1971年11月8日号
- 「書評・大谷瑞郎著『幕藩体制と明治維新』」『日本読書新聞』1973年4月9日号
- 「書評・星斌夫著『中国—近代史話—』」『せいきょう』第47号 山形大学生生活協同組合組織部 1973年4月
- 「書評・大川健嗣著『出稼ぎの経済学』」『山形新聞』1974年9月28日号
- 「書評・菅野正・田原音和・細谷昂著『稲作農業の展開と村落構造—山形県西田川郡旧京田村林崎の事例—』」『山形新聞』1976年3月30日号
- 「書評・『山形県民俗・歴史論集』第一集」『山形新聞』1977年5月14日号
- 「書評・『伝統—その歴史と伝承—』」『広報 いいだて』第267号 飯館村役場広報委員会 1977年9月
- 「書評・大島清・山下惣一著『それでも農民は生きる』」『エコノミスト』毎日新聞社 1988年10月11日号
- 「書評・『山形史学研究』第13・14合併号(工藤定雄教授定年退官記念号)」『山形新聞』1978年5月25日号
- 「書評・八木繁樹著『新編・報徳読本』」『エコノミスト』毎日新聞社 1978年10月18日号
- 「書評・中村吉治著『家の歴史』」『出版ダイジェスト』第912号 梓会出版ダイジェスト社

1978年11月

「共同体論への視座—『社会学叢書』（御茶の水書房）によせて—」『図書新聞』 1979年1月13日号

「書評・庄司吉之助著『近代地方民衆運動史』」『週刊読書人』 1979年1月22日号

「書評・大川健嗣著『戦後日本資本主義と農業』」『山形新聞』 1979年3月5日号

「書評・茶屋十六著『安家村俊作—三閉伊一揆の民衆像—』」『山形新聞』 1980年9月8日号

「書評・堀三千著『父との散歩』」『本と批判』 第71号 日本エディタースクール出版局 1980年9月

「書評・『桜田勝徳著作集』 1『漁村民俗誌』」『歴史公論』 第6巻第10号 1980年10月

「書評・松村好之著『逆境に耳ひらき』」『山形新聞』 1981年7月20日号

「書評・田中庄一著『南部うるし』」『歴史公論』 第8巻第3号 1982年3月

「書評・川本彰著『日本人と集団主義—土地と血—』」『週刊読書人』 1982年6月28日号

「書評・田中浩著『近代日本におけるジャーナリズムの政治的機能』」『山形新聞』 夕刊 1982年9月1日号

「書評・岩崎敏夫著『東北民間信仰の研究』 上』」『山形新聞』 1982年10月4日号

「書評・山下文雄著『哀史三陸大津波』」『日本読書新聞』 1982年11月1日号

「書評・高桑守史著『漁村民俗論の課題』」『週刊読書人』 1983年4月18日号

「書評・岩崎敏夫著『東北民間信仰の研究』 下』」『山形新聞』 1983年6月6日号

「書評・小林茂著『日本屎尿問題源流考』」『日本読書新聞』 1984年4月16日号

「書評・菅野正・田原音和・細谷昂著『東北農民の思想と行動』」『山形新聞』 夕刊 1984年6月15日号

「書評・橋本鉄男著『琵琶湖の民俗誌』」『日本読書新聞』 1984年7月9日号

「書評・D・スチュアート著・福鎌忠恕訳『アダム・スミスの生涯と著作』」『山形新聞』 1984年8月13日号

「書評・鳥越皓之・嘉田由紀子編『水と人の環境史—琵琶湖報告書—』」『エコノミスト』 毎日新聞社 1985年1月29日号

「書評・『シンポジウム・東北文化と日本』」『山形新聞』 夕刊 1985年1月30日号

「書評・成松佐恵子著『近世東北農村の人びと—奥州安積郡下守屋村—』」『週刊読書人』 1985年4月15日号

「書評・大場正巳著『本間家の俵田渡口米制の実証分析—地代形態の推転—』」『山形新聞』 夕刊 1985年4月24日号

「書評・大沼保昭著『東京裁判から戦後責任の思想へ』」『山形新聞』 夕刊 1985年7月4日号

「書評・岡谷公二著『貴族院書記官長柳田國男』」『週刊読書人』 1985年9月23日号

「書評・高田宏著『雪日本心日本』」『中央公論』 第101巻第1号 中央公論社 1986年1月

「書評・大石嘉一郎編『近代日本における地主経営の展開』」『日本歴史』 第453号 吉川弘文館

1986年2月

「書評・谷川健一著『白鳥伝説』』『週刊読書人』 1986年3月31日号

「書評・川田稔著『柳田國男の思想史的研究』』『土地制度史学』第111号 農林統計協会 1986年4月

「書評・斎藤博著『地域社会史の誕生』』『エコノミスト』 毎日新聞社 1986年11月4日号

「書評・菅野健吉著『上山農民組合史』』『山形新聞』夕刊 1987年7月23日号

「書評・網野善彦・谷川道雄著『交感する中世—日本と中国—』網野善彦・川村湊著『列島と半島の社会史—新しい歴史像を求めて—』』『週刊読書人』 1988年10月24日号

「書評・中央大学人文科学研究所編『民衆文化の構成と展開—遠野物語から民衆的イベントへ—』』『中央評論』41-2 中央大学 1989年6月

“Book Review, *Native Sources of Japanese Industrialization, 1750-1920* by Thomas C.Smith.”

*Journal of Japanese Studies*, Vol.16 No.2. University of Washington, Summer 1990.

「書評・川田稔著『柳田國男の思想史研究』』『日本歴史』第496号 吉川弘文館 1989年9月

「書評・後藤明他著『歴史における自然』』『歴史学研究』610 青木書店 1990年9月

「書評・坂本進一郎著『米盗り物語—「モデル農村」に見る日本型ムラ意識の構造—』農林水産省図書館編『農林水産図書館資料月報』42-5 農林統計協会 1991年5月

「書評・東条由紀彦著『製糸同盟の女工登録制度』』『日本史研究』348 日本史研究会 1991年8月

「書評・福田アジオ著『柳田國男の民俗学』』『週刊読書人』 1992年5月18日号

「書評・細谷昂・中島信博・小林一穂・秋葉節夫・伊藤勇著『農民生活における個と集団』』『河北新報』 1993年5月16日号

「書評・川田稔著『柳田國男—「固有信仰」の世界—』』『歴史学研究』647 1993年7月

「書評・中村靖彦著『コメ開放—どう変わるか日本農業—』』『沖繩タイムス』夕刊 1994年3月22日号

「書評・赤坂憲雄著『遠野／物語考』』『山形新聞』夕刊 1994年4月14日号

「書評・祖田修・大原興太郎著『現代日本の農業観—その現実と展望—』』『エコノミスト』 毎日新聞社 1995年3月14日号

「書評・長谷部弘著『市場経済の形成と地域—十八、十九世紀の福島信達地方の製糸業—』』『社会経済史学』61-1 有斐閣 1995年5月

「書評・北原淳著『共同体の思想—村落開発理論の比較社会学—』』『農業と経済』62-11 富民協会 1996年10月

「書評・新庄市史編纂室編『新庄市史』第4巻・近現代（上）』『山形新聞』夕刊 1996年11月12日号

「書評・石内徹編『柳田國男「遠野物語」作品論集成』全四巻』『折口信夫研究会報』第31号 折口信夫研究会 1997年6月

- 「書評・藤井隆至著『柳田國男・経世済民の学—経済・倫理・教育—』『社会経済史学』63-5  
1998年1月
- 「書評・藤井勝著『家と同族の歴史社会学』『村落社会研究』第8号 農山漁村文化協会 1998  
年3月
- 「書評・綱澤満昭著『柳田國男讃歌への疑念—日本の近代知を問う—』『図書新聞』1998年6  
月20日号
- 「内容紹介『近代日本産業史・経営史・府県統計書集成』『東北学院時報』第574号 学校法人  
東北学院 1990年7月
- 「書評・高橋美貴著『近世漁業社会史の研究—近代前期漁業政策の展開と成り立ち—』『社会経  
済史学』65-2 1999年7月
- 「書評・佐藤次高・岸本美緒著『市場の地域史』『市場史研究』19 そしえて 1999年11月
- 「書評・菅豊著『修験がつくる民俗史—鮭をめぐる儀礼と信仰—』『日本民俗学』第225号 日本  
民俗学会 2001年2月
- 「書評・高橋基泰著『村の相伝（近代英国編）—親族構造・相続慣行・世代継承—』『村落社会  
研究』第15号 農山漁村文化協会 2001年9月
- 「書評・菊池暁著『柳田國男と民俗学の近代—奥能登のアエノコトの二十世紀—』『図書新聞』  
2002年1月26日号
- 「書評・福田アジオ編『北小浦の民俗—柳田國男の世界を歩く—』『図書新聞』2003年1月25  
日号
- 「書評・桜井徳太郎『私説柳田國男』『図書新聞』2003年10月11日号
- 「書評・綱澤満昭『農の思想と日本近代』『図書新聞』2004年11月27日号
- 「書評・秀村選三著『幕末期薩摩藩の農業と社会』—大隈国高山郷士守屋家をめぐって—『創文』  
475号 創文社 2005年5月
- 「書評・鳥越皓之著『柳田国男のフィロソフィー』『村落社会研究』第24号 農山漁村文化協会  
2006年3月
- 「書評・伊藤幹治著『日本人の人類学的自画像—柳田国男と日本文化論再考—』『図書新聞』  
2006年10月21日号
- 「書評・安藤清一・高嶋雅明・天野雅敏編『近世近代の歴史と社会』『社会経済史学』76-3  
2010年11月

## 八 事典執筆項目

- 「かんごくべや 監獄部屋」『社会科学大事典』第4巻 鹿島出版会 1968年10月
- 「くるめがすり 久留米餅」『社会科学大事典』第5巻 鹿島出版会 1968年12月
- 「こうじゅんしゃ 交詢社」『社会科学大事典』第7巻 鹿島出版会 1969年4月

「しお 塩」「しぞく 士族」「しぞくじゅさん 士族授産」『社会科学大事典』第8巻 鹿島出版会 1969年6月

「たわらもの 俵物」『社会科学大事典』第12巻 鹿島出版会 1970年2月

「とうじ 杜氏」『社会科学大事典』第13巻 鹿島出版会 1970年4月

「なやせいど 納屋制度」「にしまわりこうろ 西廻航路」『社会科学大事典』第14巻 鹿島出版会 1970年6月

「ひがしまわりこうろ 東廻航路」『社会科学大事典』第15巻 鹿島出版会 1970年8月

「まびき 間引」「みょうじたいとう 苗字帯刀」『社会科学大事典』第17巻 鹿島出版会 1970年12月

「わっぱそうどう わっぱ騒動」『社会科学大事典』第19巻 鹿島出版会 1971年4月

「いち 市」「しおつくり 塩つくり」「むら 村」「やごう 屋号」「ゆい 結」「わたし 渡し」『福島県百科事典』福島民報社 1980年11月

「いりあいけん 入会権」「ちょうそんがっぺいふんそう 町村合併紛争」「マーク・ゲイン Mark Gain」『山形県大百科辞典』山形放送 1983年6月

「おうしゅうどうちゅう 奥州道中」『世界歴史大事典（レトリカ）』第3巻 教育出版センター 1986年1月

「しょくさんこうぎょう 殖産興業」『世界歴史大事典（レトリカ）』第10巻 教育出版センター 1986年1月

「ふうど 風土」『世界歴史大事典（レトリカ）』第16巻 教育出版センター 1986年1月

「やなぎたくにお 柳田國男」『世界歴史大事典（レトリカ）』第19巻 教育出版センター 1986年1月

「橋孝三郎 たちばなこうざぶろう」『国史大辞典』第9巻 吉川弘文館 1988年9月

「長野 朗 ながのあきら」『国史大辞典』第10巻 吉川弘文館 1988年9月

「中村吉治 なかむらきちじ」『現代日本朝日人物事典』朝日新聞社 1990年12月

「鮭 さけ」『日本史大事典』第3巻 平凡社 1993年5月

「相馬市 そうまし」『日本歴史地名体系』第7巻「福島県の地名」平凡社 1993年6月

「中村吉治 なかむらきちじ」「七色 なないろ」『日本史大事典』第5巻 平凡社 1993年11月

「佐藤卯兵衛」『朝日日本歴史人物辞典』朝日新聞社 1994年11月

「家意識」「家殺し」「親方取婚」「オヤコ」「出稼ぎ」「封建遺制」「家毀ち〔やこぼち〕」比較家族史学会編『事典家族』弘文堂 1996年2月

「小説に描かれた柳田國男」「植民地政策」「炭焼日記」「国際連盟」野村純一・三浦佑之・宮田登・吉川祐子編『柳田國男事典』勉誠出版 1998年7月

「おおしままさたか 大島正隆」「おのたけお 小野武夫」「おろしうり 卸売」「ききみみそうし 聴耳草紙」「ききん 飢饉」「ぎそう 義倉」「きょうさんそんらく 共産村落」「げんしきょうさんせい 原始共産制」「ささききぜん 佐々木喜善」「しょうぎょう 商業」「しょ

- うにん 商人」「そうば 相場」福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司・神田利子・中込睦子・渡辺欣雄編『日本民俗大辞典』上 吉川弘文館 1999年10月
- 「たむらひろし 田村浩」「とおのものがたり 遠野物語」「とんや 問屋」「なかがい 仲買」「れいがい 冷害」「わたくし 私」福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司・神田利子・中込睦子・渡辺欣雄編『日本民俗大辞典』下 吉川弘文館 2000年4月
- 「岩本由輝『柳田国男の共同体論』御茶の水書房 1978」「中村吉治『近世初期農政史研究』岩波書店 1970」「中村吉治『中世社会の研究』河出書房 1939」「中村吉治『日本の村落共同体』日本評論社 1957 (ジャパン・パブリッシャーズ, 1977)」「中村吉治『土一揆研究』校倉書房 1974」黒田日出男・加藤友康・保谷徹・加藤陽子編『日本史文献事典』弘文堂 2003年12月
- 「営林署 えいりんしょ」「雁木 がんぎ」「区画整理事業 くかくせいりじぎょう」「国勢調査 こくせいちょうさ」「鮭 さけ」「三業地さんぎょうち」歴史学会編『郷土史大辞典』上 朝倉書店 2005年6月
- 「農業基本法 のうぎょうきほんほう」「農業経営〔近代〕のうぎょうけいえい」「納税組合のうぜいくみあい」「農談会 のうだんかい」「農地委員会 のうちいいんかい」「農地改革のうちいかく」「圃場整備 ほじょうせいび」歴史学会編『郷土史大辞典』下 朝倉書店 2005年6月
- 「電気化学 electro-chemistry」「東北水力発電」天沢退二郎・金子務・鈴木貞美編『宮澤賢治イーハトヴ事典』弘文堂 2010年12月

## 九 雑 纂

- 「単位制度への不満の持つ意味」『人文ニュース』第7号 山形大学人文学部 1969年9月
- 「近況」『経和会々報』第4号 経和会 1970年3月
- 「棒ダラの味」『河北新報』1973年1月16日号
- 「湯治場変身」『河北新報』1973年2月6日号
- 「伝統鑄物の苦悩」『河北新報』1973年2月27日号
- 「仏壇屋繁盛記」『河北新報』1973年3月20日号
- 「霞(かすみ)は食べる」『河北新報』1973年4月1日号
- 「山菜の季節」『河北新報』1973年5月1日号
- 「水利と藩領」『河北新報』1973年5月22日号
- 「紅花と清風」『河北新報』1973年6月12日号
- 「ヌカミソ海を渡る」『やまがた散歩』第14号 やまがた散歩社 1973年12月
- 「『奥様』のちから」『やまがた散歩』第31号 やまがた散歩社 1975年5月
- 「アメリカ人のお国自慢」『教養部だより』第11号 山形大学教養部 1975年9月

「偶感」『人文ニュース』第8巻第4号 山形大学人文学部 1977年2月  
「わが青春のとき」『自治会ニュース』 人文学部自治会執行委員会 1977年4月  
「今様浦島太郎の話」『トム・チャム・ゴロニタ』第5号 大野幼稚園さくら組 1977年6月  
「就職開拓に赴いて」『人文ニュース』第9巻第3号 山形大学人文学部 1977年8月  
「私の女性観」『大学祭・人文学部企画』 1977年11月  
「三宝柑」『羽黒根』第9号 相馬市立大野小学校PTA 1977年12月  
「オッチョコチョイの話」『羽黒根』第13号 相馬市立大野小学校PTA 1979年3月  
「新しい諸君を迎えて」『明日へ向って翔べ、青春』 山形大学全学新歓実行委員会 1979年4月  
「潮干狩の雑感」『中村一中PTA会報』 相馬市立中村第一中学校PTA教養委員会 1979年12月  
「寝言・繰り言・世迷い言—歓迎のことばにかえて—」『人文ニュース』第12巻第1号 山形大学人文学部 1980年4月  
「なぜ、の疑問をつねに持て」『81新たな創造への飛翔』 山形大学全学新歓実行委員会 1981年4月  
「欲しい積極的気概一守りに強い長所踏まえ—」『読売新聞』山形版 1983年5月28日号  
「外から見た相馬」『ミニコミ御茶の間』'83-4 松永商事株式会社 1983年10月  
「実習校訪問印象記」『人文ニュース』第17巻第2号 山形大学人文学部 1985年10月  
「角野憲夫さんをしのんで」『相馬郷土』第3号 相馬郷土研究会 1985年12月  
「中村吉治先生のこと」『東京経和会報』第7号 東京経和会 1987年2月  
「立つ鳥あとを濁したかも…」『人文ニュース』第19巻第3号 1988年3月  
「人文学部を語る」『学園だより』第60号 山形大学 1988年4月  
「ある『生涯学習』のかたち」『ウーラノス』第3号 東北学院大学設置50周年記念事業実施委員会 2000年2月  
「嶋田隆さんを偲んで」『研究通信』第198号 日本村落社会研究学会 2000年5月  
「『国際化』を实践して」『ウーラノス』第4号 東北学院大学設置50周年記念事業実施委員会 2000年6月  
「社会人修士を送り出して」『ウーラノス』第7号 東北学院大学 2001年6月  
「哀悼 和田文夫さん」『磐城民俗』第38号 磐城民俗研究会 2003年6月  
「新進博士の誕生と活躍」『ウーラノス』第14号 東北学院大学広報編集委員会 2003年10月  
「岩崎敏夫先生を偲ぶ」『東北民俗』第39輯 東北民俗の会 2005年6月

#### 十 対談・対話・座談会・シンポジウムなど（活字化されているもののみ）

「むらの日本人—土地—」上・中・下（三沢賢吾との対談）『河北新報』1973年2月7, 8, 9日号  
「むらの日本人—カネ—」上・中・下（村越八郎との対談）『河北新報』1973年2月16, 17, 18日号

日号

「シリーズ座談 地域史構成のための視座をもとめて①～③・『地域史』への発題から〈その1～3〉」(西垣晴次・樺山紘一との座談)『歴史公論』第5巻第10～12号 雄山閣 1979年8～12月

「シリーズ座談 地域史構成のための視座をもとめて④～⑦・地域史を『歴史』にする〈その1～4〉」(塚本学をゲストに西垣晴次・樺山紘一との座談)『歴史公論』第6巻第1～4号 雄山閣 1980年1～4月

「座談会・農業断層」上・下(栗野武夫・佐藤藤三郎との座談)『朝日新聞』山形版 1980年2月20, 21日号

「シリーズ座談 地域史構成のための視座をもとめて⑧～⑩・生活記録運動から水俣まで〈その1～3〉」(鶴見和子をゲストに西垣晴次・樺山紘一との座談)『歴史公論』第6巻第6～8号 雄山閣 1980年6～8月

「シリーズ座談 地域史構成のための視座をもとめて⑪～⑬・地理学と民俗学と地域史と〈その1～3〉」(千葉徳爾をゲストに西垣晴次・樺山紘一との座談)『歴史公論』第6巻第12号～第7巻第2号 1980年12月～1981年2月

「シリーズ座談 地域史構成のための視座をもとめて⑭～⑯・共同体論から封建論争まで〈その1～3〉」(中村吉治をゲストに西垣晴次・樺山紘一との座談)『歴史公論』第7巻第6～8号 雄山閣 1981年6月～8月

「シリーズ座談 地域史構成のための視座をもとめて⑰～⑱・社会構造はシステムじゃない〈その1～3〉」(中野卓をゲストに西垣晴次と樺山紘一との座談)『歴史公論』第8巻第8～10号 雄山閣 1982年8～10月

岩本由輝・樺山紘一・米山俊直共著『対話「東北」論』I 岩本由輝×樺山紘一 エッソ株式会社 1982年12月

「シンポジウム県都山形のきょう明日を考える」(伊藤善市をコーディネーとして佐藤和夫・福士昌寿とともにパネリストとして参加)『読売新聞』山形版 1983年5月22日, 29日号

岩本由輝・樺山紘一・米山俊直共著『対話「東北」論』I 岩本由輝×樺山紘一 福武書店 1984年1月

「特集座談会“国家権力史観”を穿つ列島地域史論—社会史研究の具体的前進のために—」(塚本学・網野善彦との座談)『日本読書新聞』 1984年3月5日号

「わが大学の著者と語る—『対話「東北」論』を読む—」(清野裕英との対談)『読書のいずみ』 22 全国大学生生活協同組合連合会 1985年3月

「どうなる日本の農業地帯座談会—いま山村の人びとは…」(乗本吉郎・原剛との座談)『月刊自治研』334号 自治研中央推進委員会事務局 1987年7月

「文化と産業—新東北の魅力おこしを考える—」(伊藤善市・東島末起との対談)東北地域産業おこし推進連絡会議編『発展する東北, '90地域産業おこしフェア報告書』 東北電力株式

会社 1990年12月

「第二国土軸専門委員会—第二国土軸形成にむけて—」(青山正彦・長谷川公一・渡辺和夫・渡辺良平と討論)『河北新報』1992年6月2日号

「第二国土軸専門委員会—『世界の中の東北』を語る—」(青山正彦・長谷川公一・渡辺和夫・渡辺良平と討論)『河北新報』1992年8月20日号

「第二国土軸専門委員会—地方分権と行政を語る—」(青山正彦・長谷川公一・渡辺和夫・渡辺良平と討論)『河北新報』1992年9月20日号

「第二国土軸専門委員会—『新しい生活圏』を語る—」(青山正彦・長谷川公一・渡辺和夫・渡辺良平と討論)『河北新報』1992年10月20日号

「第二国土軸専門委員会—人材育成と文化の創造—」(青山正彦・長谷川公一・渡辺和夫・渡辺良平と討論)『河北新報』1992年11月19日号

「第二国土軸専門委員会—高齢化社会の進展を語る—」(青山正彦・長谷川公一・渡辺和夫・渡辺良平と討論)『河北新報』1992年12月19日号

「第二国土軸専門委員会—第二国土軸推進の具体策—」(青山正彦・長谷川公一・渡辺和夫・渡辺良平と討論)『河北新報』1993年1月4日号

「第二国土軸専門委員会—人口減少社会の対応探る—」(青山正彦・長谷川公一・渡辺和夫・渡辺良平と討論)『河北新報』1993年1月28日号

「第二国土軸専門委員会—最終提言を終えて—」(青山正彦・長谷川公一・渡辺和夫・渡辺良平と討論)『河北新報』第三朝刊 1993年4月1日号

「紙上対談 新幹線開業—東北の戦後50年・その光と影—」(笹森正との対談)『毎日新聞』1994年5月26日号

「仙台のごみ・し尿・下水処理の歴史を語る」(野池達也・須藤隆・堀江正一・佐藤孝好との座談)『市史せんだい』第5号 仙台市 1995年7月

「青葉山県有地&東北大片平キャンパス—大学移転とまちづくり座談会—」(伊藤弘昌・荒木喜美子・日向則子との座談)『河北新報』夕刊 1996年4月21日号

「思い出の秋保電鉄」(佐藤四郎・菅原勝行・早坂淳・鶴飼幸子・相原陽三との座談)『市史せんだい』第7号 仙台市 1997年7月

「ヒトの移動と社会史」(國方弘司と長谷部弘との座談)岩本由輝教授還暦記念論集編集委員会編『「ヒト」と移動の社会史』刀水書房 1998年6月

「ヒトの移動と社会史」(國方弘司と長谷部弘との座談)「ヒト」の移動の社会史編集委員会編『「ヒト」移動の社会史』刀水書房 1998年6月

高田宏編『対話「東北」論』I 岩本由輝×樺山紘一 刀水書房 2003年8月

「仙台の燃料事情いまむかし」(飯泉茂・石田琢二・伊藤民雄・大柳雄彦・越路守・鶴飼幸子との座談)『市史せんだい』第12号 仙台市博物館 2002年7月

「座談会 タイは今?—『タイ国』の著者を囲んで—」(パースック・ボンバイチット／クリス・

ベーカー／野崎明／サイモン・ジェームス・バイスウェイとの座談)『刀水』No.10 刀水書房 2007年5月

「シンポジウム 北上川舟運を通してみる鉄道開通以前の物流体系」(仁昌寺正一を司会に守屋嘉美・内城弘隆・邊見清二とともにパネリストとして参加)『東北学院大学産業経済研究所紀要』第27号 東北学院大学東北産業経済研究所 2008年2月

「山本明先生追悼座談会」(八牧喜子・石橋康三・山崎秀夫・木幡テイ・大迫徳行・大迫富子・二本松文雄との座談)『磐城民俗』第36号, 2011年9月

#### 十一 学会報告(1988年以前における東北経済学会などでの報告は資料がなく省略した)

「近世漁村の共同体の変遷—盛岡藩津軽石川における鮭留漁の漁業権をめぐる—」村落社会研究会第12回大会 主催 慶応義塾大学 会場 神奈川県足柄下郡箱根町文部省共済組合強羅静雲荘 1964年9月23～24日

「『今井邸系図』にみる近世農民の家」村落社会研究会第18回大会 主催 東北大学・山形大学 会場 山形県天童市新庄館 1970年10月28～29日

「近代日本における都市と農村—戦前日本資本主義の農村把握のしくみ—」村落社会研究会第21回大会 主催 愛知大学 会場 三重県志摩郡浜島町合歓の郷 1978年10月30～31日

「農民運動の基盤について—山形県農民運動史の事例から—」村落社会研究会第26回大会 主催 山梨大学 会場 山梨県南都留郡河口湖町地方職員共済組合保養所富士桜荘 1978年10月25～26日

「本源的土地所有とムラの土地利用」村落社会研究会第34回大会 主催 島根大学 会場 島根県八束郡玉湯町玉造温泉ホテル玉泉 1986年11月20～21日

「労働組織としての家父長制家族—柳田國男と有賀喜左衛門におけるその把え方—」比較家族史学会第13回大会 主催 専修大学 会場 専修大学神田校舎 1988年6月18～19日

「秋田県大潟村の農業経営と村落」村落社会研究会第37回大会 主催 早稲田大学 会場 岐阜県大野郡白川村荻町公民館 1989年10月8～9日

「地方城下町と市の歴史」市場史研究会第15回大会 主催 東北学院大学 会場 山形県立図書館3階特別会議室 1991年5月8～9日

「占有と標識」東北経済学会第45回大会 主催 山形大学人文学部 会場 山形大学人文学部 1991年9月28日

‘On Village Study in Japan: The Village community in Historical Comparison’ The 1st International Seminar, “The Village Community in Historical Comparison” The Ayutthaya Historical Study Centre, December 25-26, 1992.

‘The Development of Exchange of Commodities and the Transformation of the Fishing Village Community’ The 2nd International Seminar “The Village Community in Historical

Comparison” The Ayutthaya Historical Study Centre, August 29-30,1993.

「仙台市における勤工場・公設市場・卸売市場」 市場史研究会第24回大会 主催 東北学院大学経済学部 会場 八戸地域地場産業振興センター 1995年10月15～16日

‘Village and Family for Kunio yanagita’, The 4th Tai-Japanese Seminar “History of Village Community in Japan”, Faculty of Economics, Chulalongkorn University, December 9-10,1995.

「問題提起・売り物になる酒, ならない酒」 市場史研究会第25回大会 主催 広島大学生物生産学部 会場 広島大学生物生産学部 1996年6月21～22日

「柳田國男のいわゆる市場問題について」 市場史研究会第26回大会 主催 追手門大学経済学部 会場 追手門大学経済学部 1996年10月12～13日

‘Kunio Yanagita and the issue of the market(1)’ The 5th Japan Thai Seminar, “The Village Community in Historical Comparison” at The Ideha Bunka Kinenkan, August 29-31.1997.

「日本農民の家と産業発展—国際比較の観点から—」 シンポジウム『東アジア社会の構造と変動—伝統・変革・課題—』 主催 東北大学大学院情報科学研究科 会場 東北大学青葉記念館 1997年9月6～7日

「市場を通じてみたアジアのなかの沖縄—問題提起—」 市場史研究会第29回大会 主催 琉球大学農学部 会場 琉球大学農学部 1998年5月9～10日

「陸奥中村藩における新百姓取立政策—浄土真宗信徒移民の導入—」 東北経済学会第53回大会 主催 岩手県立大学総合政策学部 会場 岩手県立大学総合政策学部 1999年9月18日

「陸奥中村藩における新百姓取立政策と浄土真宗信徒移民の導入—近世のムラの本質を探る—」 日本村落社会研究学会第47回大会 主催 東洋大学社会学部 会場 東洋大学白山キャンパス 1999年10月16～17日

「天明の飢饉による移住政策と農民家族—陸奥中村藩の本願寺門徒移民の例—」 比較家族史学会第36回大会 主催 九州大学大学院法学研究科 会場 九州大学国際ホール 1999年10月23～24日

「問題提起—公設市場の形成と展開—」 市場史研究会第32回大会 主催 名古屋学院大学経済学部 会場 名古屋市国際会議場 1999年10月30日

‘Kunio Yanagita and Issue of Marcket(2)’ The 6th Japan Thai Seminar “The Village Community in Historical Comparsion” at SASA Hall, Chulalongkon University, December 17-18,1999.

‘The Fomation and Transition Tohoku Region in Japan’ International Seminar to Mark the 50th Anniversary of Tohoku Gakuin’s Inauguration from a College to a University-Historical and Analytical Studies on Peripheratization in the Asian Region;the Case of Korea, Thailand and Japan-at 2nd Conference Room, Tsuchitoi Campus, Tohoku Gakuin University, June 3-4,2000.

「近世後期陸奥中村藩における新百姓の受容—中郷萱浜村の事例から—」 日本村落社会研究学

- 会第48回大会 主催 愛媛大学農学部 会場 愛媛県宇和郡明浜町中央公民館 2000年11月7～10日
- 「前近代における鉄と相馬—生産された鉄と移入された鉄—」 市場史研究会第35回大会 主催 東北大学大学院経済学研究科 会場 東北大学大学院経済学研究科会議室 2001年6月30日～7月1日
- 「基調講演・一国民俗学としての日本民俗学—柳田国男のアジアとのかかわりを通じて—」(国際学術シンポジウム・変動期における東アジアの社会と文化) 主催 中国天津市 南開大学日本研究センター・東アジア比較文化国際会議 会場 南開大学日本研究センター・翔宇ホール 2001年9月7～10日
- 'Approaches to village studies in Japan with special references to Tohoku region Seminar on a history of the village economy of Southern Isan in comparative perspective', January 1-6, 2002, Rajabhat Institute, Surin, Thailand (organized by the research project on the Thai village economy, Chulalongkon University, in cooperation with Rajabhat Institute, Surin)
- 「『遠野物語』の山人と贋銭製造」 比較家族史学会第21回研究大会 主催 東北学院大学 会場 遠野市立博物館 2002年5月24～25日
- 「大島高任の洋式高炉建設と『遠野物語』の山人」 日本村落研究学会第50周年記念大会 主催 東北学院大学 会場 遠野市立博物館 2002年10月11～13日
- 'Japanese Folklore Studies as the National Ethnology: Through Kunio Yanagita's connection to Asia' The 8th Japanese-Thai Seminar December 9-15, 2002 Chiang, Mai, Thailand and Luang- prabang, Laos
- 「那覇中央卸売市場の成立にいたるまで—水産部門の脱落をめぐって—」 市場史研究会第39回大会 主催：長野経済短期大学 会場：長野経済短期大学第512号室 2003年6月14～15日
- 'Yamada Nagamasa and his relationship with Siam', The 9th Thai-Japanese Seminar, December 13-16, 2004, Ryukyu University.
- 「家存続戦略としての婿養子—大名家臣団を事例に—」 比較家族史学会第27回研究大会 主催：山形大学 会場：山形大学 2005年5月
- 「幕末期造船市場と陸奥中村藩における御趣意船の建造」 市場史研究会第43回大会 主催：東北学院大学 会場：マリングート塩釜 2005年6月10～11日
- 「飛脚情報と地方商人」 市場史研究会第44回大会 主催：関西学院大学 会場：関西学院大学梅田サテライトキャンパス 2005年11月26日
- 「コメンテーター・日本近現代史の立場から」 シンポジウム：『アジア世界における大英帝国と大日本帝国』 主催：東北学院大学ヨーロッパ文化研究所 共催：社会経済史学会東北部会 会場：東北学院大学押川記念ホール 2005年12月15日
- 「近代墓地法制の施行と墓地慣行との軋轢—現仙台市域を中心に—」 日本村落研究学会第55回大会 主催：鹿児島大学 会場：鹿児島県肝属郡南大隈町中央公民館 2007年11月30日～

12月2日

'Thai-Japanese Diplomacy in the Documents of the Tokugawa Period' The 10th Japan-Thai Seminar at Hotel Grand Tower Inn, Bangkok, Thailand, Cec. 2008 (タイ国情不安のため中止, 発表原稿のみ提出)

「三越仙台支店進出反対運動と全日本専門店会聯盟(日専聯)の成立」市場史研究会第51回大会 主催: 東北学院大学, 会場: 石巻商工会議所会議室 2009年6月6, 7日

'Japan/Siam Relations, 1599-1745: As Revealed By The Diplomatic Records of The Tokugawa Shogunate', 21st International Conference of the International Association of Historians of Asia (IAHA), River View Hotel, Singapore, Republic of Singapore, 24-26 June 2010

「一大名側室の一生とその実兄の藩士取立一家存続戦略研究の一環として」比較家族史学会 2010年度秋季研究大会 主催: 埼玉学園大学 会場: 埼玉学園大学 2010年11月13日

「宮沢賢治とマーケティング」市場史研究学会第54回大会 主催 富士大学 会場 富士大学 2011年6月4日～5日

「400年目の地震・津波と東京電力福島第一原発の問題」宮城歴史科学研究会2011年度大会, 主催: 東北学院大学 会場: 東北大学大学院文学研究科川内南キャンパス研究棟, 2011年9月17日

「400年目の烈震・津波と東京電力福島第一原発の事故」日本村落研究学会第59回大会, 主催: 熊本大学 会場: 熊本県阿蘇郡小国町木魂館および旧北里小学校体育館 2011年10月28日～30日



【巻頭論文】

## 400年目の烈震・大津波と東京電力福島第1原発の事故

岩本由輝

### 1. 現福島県浜通りは“貞観津波”の激甚地帯

3.11大震災以来、1,000年に1回の大地震・大津波ということで、1,142年前の869（貞観11）年5月26日発生の“貞観津波”がしばしば引き合いに出される。六国史の1つ『日本三代実録』の同日条に、

（五月）廿六日癸未。陸奥國地大震動。流光如_レ晝隱映。頃之。人民叫呼。伏不_レ能_レ起。或屋_レ仆壓死。或地裂埋殮。馬牛駭奔。或相昇踏。城墉倉庫。門櫓墻壁。頽落顛覆。不_レ知_レ其數_一。海口哮吼。聲似_レ雷霆_一。驚濤涌潮。沍洄漲長。忽至_レ城下_一。去_レ海數十百里。浩々不_レ弁_レ其涯涘_一。原野道路。忽為_レ滄溟_一。乘_レ船不_レ遑。登_レ山難_レ及。溺死者千許。資産苗稼。殆無_レ子遺_一焉（新訂増補国史大系『日本三代実録』吉川弘文館、1934年7月、248頁）。

とあり、多くの“日本史年表”に採録されているから当然であろう。文意は、

5月26日、陸奥国（現福島県・宮城県・岩手県・青森県）地方で大地震があった。稲妻で昼のように明るく、隠れているものまで映し出すとあるから、夜のことであった。人々はやたらに叫び、倒れて起きることもできず、あるいは建物が倒れて圧死し、あるいは地面が裂け、生き埋めとなる。牛馬はただ驚き、走りまわり、あるいはたがいに踏みつけあっている。陸奥国府多賀城の城郭、倉庫、門、櫓、まがき、壁で崩れ落ちたり、転覆したものの数は知れない。海はほえまくり、その声は雷や稲妻に似ている。びっくりするほどの大波と湧き出てくる潮がさかのぼり、みなぎってたちまち城下にいたる。この城下は多賀城のそれであるが、大津波は海を去ること「数十百里」に達し、その限りをわきまえないところがある。そのため原野や道路はたちまち大海原になり、船に乗ろうにもそのいとまもなく、山に登ろうとしても行くことができず、溺死者が1,000人ばかり出た。資産や稲の苗もほとんど残るものがなかった。

というものである。津波が「去海数十百里」とあるのはいささかオーバーであるが、とにかく多賀城に近い七北田川はじめ各河川をかなり上流までさかのぼったのであろう。ただし、当時は1里=6町の小里であるから、後年の1里=36町の6分の1ということは知っておく必要がある。そうすると、1里は655メートル、10里で6.55キロメートル、100里は65.5キロメートルということになる。ちなみに、中国では現在も1里=6町の小里であるから、“万里の長城”、毛沢東の“長征2万里”の長さを考えるとき参考にもなろう。

いずれにせよ、陸奥国の被害が大きかったので、3か月ほどのちの『日本三代実録』同年9月7日条に、

(九月) 七日辛酉……以_レ從五位上行左衛門權佐兼因幡權介紀朝臣春枝_ニ。為_レ下_ニ檢陸奥國地震使_上。判官一人。主典一人(同上, 251頁)。

とあるように紀朝臣春枝なる人物を陸奥国地震の検使に任じて、判官1人、主典1人とともに陸奥国の実情視察のために派遣している。なお、ここで紀春枝の肩書に「從五位上行左衛門權佐兼因幡權介」とあるうちの、「行」は“こう”と読み、位の高い者をその位の相当官より低い官職に着けると、その官を「行」するといひ、位と官の間に「行」という文字を入れるのである。官位に相当する官が少ないとき、こうした便法がとられたのであろう。また「權」は“ごん”で、仮あるいは副という意味である。当時の四等官は守(かみ)、介(すけ)、尉(じょう)、目(さかん)であるが、介は佐・允とも、尉は丞・掾、目は録・典とも表記される。ちなみに紀に同行した判官は尉、主典は目に相当する。

ところで、私が『日本三代実録』のこの年の記事のなかで、とくに注目したいのは、10月13日条の清和天皇の詔において、おそらく陸奥国地震の検使として派遣された紀春枝の復命報告にもとづくものであろうが、

(十月) 十三日丁酉。詔曰。……如_レ聞。陸奥國境。地震尤甚。或海水暴溢而為_レ患。或城宇頽壓而致_レ殃。百姓何辜。罹_レ斯禍毒_ニ。憮然媿懼。責深在_レ予。今遣_下使者_ニ。就布_中恩煦_上。使与_レ國司_ニ。不_レ論_レ民夷_ニ。勤自臨撫。既死者盡加_レ収殯_ニ。其存者詳崇_レ振恤_ニ。其被_レ害太甚者。勿_レ輸_レ租調_ニ。鰥寡孤●。窮不_レ能_レ自立者。在所斟量。厚宜_レ支濟_ニ。務盡_レ衿恤之旨_ニ。俾_レ若_レ朕親觀_レ焉(同上, 252頁)。

と述べているところである。●とあるところは熟語からいえば獨であろう。文意は、

聞くところによれば、陸奥国境において地震が最も激しく、あるいは「海水暴溢」、すなわち津波が猛威をふるってうれいをなし、あるいは城や家が崩れ潰れてわざわいをいたす。百姓、すなわち人民は何の罪があつてこうした災厄にかかるのであろうか。(予は)自失し、恥じて懼れるばかりであり、責任は深く予にあるのである。今使者を(陸奥国に)遣わして恩と恵を施すこととし、使者は現地の国司とともに、民もいまだ朝廷に服しておらない化外の者も區別せず、つとめてみずから(現場に)のぞんで慰め、すでに死せる者はことごとく棺におさめてもがりをし、生存者にはあまねく元気がでるように恵を厚くしてやり、その被害の大いに甚だしき者には租調、すなわち課税することをやめ、男女それぞれの一人者やみなしご、さらには窮乏して自立できない者には、その在所において事情をくみとり、厚い支給をよろしく行なうべきである。つとめて憐みと恵を尽すこと、朕みずからがみているかのごとく適切にならしめよ。

というものである。このときの地震や津波が陸奥国でも、とくに「国境」において激甚であつたということは、3.11震災を考えると重要である。陸奥国において「国境」といえば、「境」を接するのは常陸国(現茨城県)であるから、そこに最寄りの「陸奥国境」となれば、現福島県浜通り地方ということになるが、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所のある福島県双葉郡大熊町および双葉町はその浜通りの中央部である。どうも私たちには、津波というと、ともすれば

三陸地方、リアス式海岸を連想する常識的思い込みがあるが、それは1896（明治29）年6月25日と1933（昭和8）年3月3日の三陸地震大津波を事例に社会科や理科の授業を通じて教えられてきたためではなかろうか。しかし、この『日本三代実録』の記事をみると、福島県浜通り地方の被害が大きかったことがわかるのである。その意味で今回の東電福島第一原発での事故を考えると、福島県浜通り地方がその立地として決して適当ではなかったことがここから窺うことができるので私は注目したいのである。ただし、古代史の専門家から「陸奥国境」ということばについて、当時の「境」はその境界ではなく、その境内、すなわち国内と解すべきとの批判が出されそうであるが、「陸奥国地」で発生した地震の検使に派遣されたものが、わざわざ「陸奥国内」という意味で、「陸奥国境。地震尤甚。或海水暴溢而為患」というのも奇妙に感じられるので、ここでの「境」は境界という意味にこだわっておき、「常陸国」に接するあたり、すなわち陸奥国南部のこととする。また、もう1つ注目したいのは、天皇が詔のなかで、この地震・津波について、「百姓何辜。罹_レ斬禍毒_レ。憊然媿懼。責深在_レ予」として、地震・津波を東京都知事石原慎太郎のように天罰などとは決してとらえず、「責深在_レ予」としていることである。これは為政者の倫理の問題である。石原は間もなく宮城県知事村井嘉浩の抗議で天罰云々は引っ込めたが、こうした発言が自然に口からついて出てくるあたりはまさに為政者としての倫理が問われなければならないところである。実は1923（大正12）年9月1日の関東大震災のときにも、この種の天罰説が出されたことに柳田國男が憤然として抗議しているのである。柳田は関東大震災当時、国際聯盟常設委任統治委員会委員としてスイスのジュネーヴの聯盟本部に出張中で、たまたま滞在していたロンドンにおいて震災の報に接したが、その委員を辞任して帰国してのち、1925（大正14）年9月5日に行なわれた啓明会琉球講演会での「南島研究の現状」（のち、『青年と学問』日本青年館、1928年4月、に収録）と題する講演の冒頭において、

大地震の当時は私はロンドンに居た。殆ど有り得べからざる母国大厄難の報に接して、動顛しない者は一人も無いといふ有様であつた。丸二年前のたしか今日ではなかつたかと思ふ。丁抹に開かれた万国議員会議に列席した数名の代議士が、林大使の宅に集まつて悲みと憂ひの会話を交へて居る中に、或一人の年長議員は、最も沈痛なる口調を以て斯ういふことを謂つた。是は全く神の罰だ。あんまり近頃の間人が軽佻浮薄に流れて居たからだと謂つた（『柳田國男全集』第4巻、筑摩書房、1998年3月、78頁）。

と述べている。ここに丁抹とあるのはデンマーク、林大使とあるのは当時の駐英大使林権助である。柳田はこの「年長議員」の発言に対し、

私は之を聴いて、斯ういふ大きな愁傷の中ではあつたが、尚強硬なる抗議を提出せざるを得なかつたのである。本所深川あたりの狭苦しい町裏に住んで、被服廠に通げ込んで一命を助からうとした者の大部分は、寧ろ平生から放縱な生活を為し得なかつた人々では無いか、彼らが他の碌でも無い市民に代つて、この惨酷なる制裁を受けなければならぬ理由はどこに在るかと言問した（同上、78頁）。

のであった。大いに座は白けたであろうが、ときにのぞんで変な通俗道德のからんだ非合理的な発

言を許さないのが柳田の本領である。かつて横井時敬が、農村を健康とみ、都市を不健康ときめつけ、農村青年が都市に流出することを、いわゆる都会熱として熱病扱いをして憂えたとき、そのこと自体、何の根拠もなく、農村問題は道徳論では説くことはできないと、完膚なきまでに批判した柳田の合理性がここにおいても発揮されたのである。柳田はさらに続けて、

此君のしたやうな断定は、勿論一種の激語、もしくは愚痴とも名くべきものであつて、まじめに其論理の正しいか否かを討究するにも足らぬのは明かだが、往々にして此方法を以て何等かの教訓とあきらめを罹災民に与へようとするのが、ごく古代からの東洋風である為か、帰朝して後に人から聞いて見ると、東京に於てもより多くの尊敬を受けて居る老人たちの中に、やはり熱烈に右の天譴を唱へた人があつたさうである。誠に苦々しいことだと思ふ（同上、78頁）。

といい、そのうえで、

昔は周公といふ人は、若き王様に過ちがある時に、我子の伯禽を鞭つたといふ話がある。又鶴千代君の身边に警戒の必要があると、千松が飢ゑて死んだといふ先例もあるが、君臣親子兄弟朋友の間ならばいざ知らず、又始めから其覚悟があるならば兎も角も、単に同時代の国民だと云ふのみで、平素は何等の連帯も無く、又は相互の干渉も指導も戒飭も力及ばぬ者が、代つて罪せられる理由は無い。例へば銀座通りで不良青年がたわけを尽した故に、本所で貧家の子が焼け死ななければならぬといふ馬鹿げた道理は無く、それは又制裁でも何でも無いのである。

殊に東京や横浜の市などは、殆ど公共団体とも名け能はざる空漠たる無数家庭のかたまりである。幸福にも不幸にも、常からして何等の統一は無かつたのである。之に向つてソドム・ゴモラの旧式な説明をすることは、因果説としても極度に不完全なものであつた（同上、78～9頁）。

ということをあえて強調しなければならなかったのは、日本では何か天災があつたりすると、いつでもこのような無責任な因果説が、とくに為政者の側からしたり顔で出されることを日頃から苦々しく思っていたからであつた。そして、このたびは石原慎太郎がその愚をやつてのけたのである。しかも石原には例の太陽族時代に「銀座通りで不良青年がたわけを尽した」類いの所業があつたのであるから、ますますもって始末が悪い。やけに道学者ぶつた最近の石原をみるにつけ、あの石原も年をとって人間ができたというべきか、出来損つたというべきか、私にはことばを選ぶことができない。ちなみに、ソドムとゴモラとは『旧約聖書』の「創世記」に登場する死海沿岸の地名であり、その住民の不信仰さや不道徳な行為のため神の怒りに触れ、天の火によって焼き滅され、死海に没したというユダヤ教やキリスト教における天罰説にかかわる話であるが、柳田は多くの人々が巻きこまれる天災に関してこの種のいかにもとってつけたような天罰説にくみすることはなかつたのである。

なお、『日本三代実録』同年12月14日条には伊勢大神宮に、同29日条には石清水神社に朝廷は使者を派遣して告文を捧げているが、前者では「…陸奥國又異_レ常_留地震之灾言上_{多利}。自餘國々_毛。又頗有_二件灾_{一止}言上_{多利}…」(前掲『日本三代実録』255頁)という、後者では「…然間_余陸奥國又

異_レ常_奈留_留地震之灾_二言上_多利_利。自餘國々_毛。又頗有_二件灾_一止言上_多利_利…」（同上、257頁）という文言がみられる。「灾」は「災」であるが、とにかく陸奥国大地震がもたらした災害がいかに大きなものであったか、そして、この年はまた他の国々でも地震災害が多かったことが窺える。こうしたこととの直接の関連ははっきりしないが、同年12月25日条に「授_二陸奥國正五位上勲九等菟田嶺神從四位下_一。上野國正五位下赤城神。伊賀保神並正五位上。從五位上甲波宿祢神。近江國從五位上新川神並正五位下。美濃國正六位上金神從五位下」（同上、256頁）とあるように、各地の神々の位階昇進が行なわれている。陸奥国では正五位上であった菟田嶺神、すなわち蔵王連峯刈田岳の位階が從四位下となる。陸奥国大地震が刈田岳の神の怒りとみなして、その怒りを宥めるための措置かも知れない。現代ならば、さしずめ気象庁が刈田岳の噴火警戒度を一段階引きあげたといったところであろうか。

## 2. “慶長津波”の到達点をめぐる口碑と記録

私が3.11大震災に遭遇したのは、東北学院大学土樋キャンパス5号館5階会議室での全学教授会の席上においてであったが、14時46分に起きたこれまで経験したことのない強烈な長い本震がおさまったあと、道1つ距てた東北大学片平南キャンパスのテニスコートにとりあえず避難した。そこで断続的に起る余震を無気味に感じながらいたときに、相馬港に7メートル30センチの津波が襲来したという情報が入った（実際にはもっと高かったらしいが、検潮計で計測できたのがこの数字であったようである）。その瞬間、私は1944（昭和19）年3月、福島県相馬郡大野村（現相馬市）塚部の祖父の生家に縁故疎開して間もなく、祖父の義妹に連れられて村内黒木の諏訪神社に集落内の出征兵士の武運長久祈願のためのお百度詣りで立ち寄ったとき、彼女が神社の鳥居の前のいちょうの大木をさして、

昔、大津波があったとき、このいちょうのてっぺんさ、舟つないだんだと。

と教えてくれたことを思い出し、あの話は単なる伝説ではなかったということを確認させられた。実はこれに関連する話として、1950（昭和25）年9月に相馬女子高等学校（現相馬東高等学校）郷土研究クラブの生徒を民俗学者岩崎敏夫（当時、相馬高等学校教諭、のち東北学院大学文学部教授）が指導して編集した『相馬伝説集』に、

### 諏訪の銀杏と杉

相馬郡大野村黒木街道から少し西に入つたところに、諏訪神社があります。その神社の入口に大きな銀杏の木があり、その根が二間四方に擴つて、毎年紅葉の頃になると葉が真中から枯れ初め、そしてその頃から次第に下の方に移つて来ると云います。そうなれば麦蒔きをいそがねばならないと里の人は云い伝えています。

同じ境内に杉の大木がありますが、これは大昔大津浪のあつた時、そのいただきに舟をつないだということで大層有名であります（福島県相馬女子高等学校生徒会郷土研究クラブ編『相馬伝説集』福島県相馬女子高等学校生徒会、1950年9月、43頁）。

というものが載せられている。ここではいちょうは麦の蒔き時の指標とされ、津波で船をつない

だのは杉になっている。この杉には姥杉という名前が付けられているが、社殿のうしろにある。いちょうとともに1981（昭和56）年に相馬市指定天然記念物となっており、いずれも樹齢500年とある。ただ、樹齢500年となると、今年から数えて1,142年前の“貞観津波”にはかかわれない。ちなみにこの諏訪神社のこの地への鎮座は1535（天文4）年4月19日である。

そこでもう少し後代の津波がないかと考え、陸奥中村藩相馬氏の年譜記録である『相馬藩世紀』第一をみると、「(相馬)利胤朝臣年譜」の1611（慶長16）年10月28日条に、

一、十月廿八日、海邊生波二而相馬領ノ者七百人溺死（『相馬藩世紀』第一、続群書類従完成会、1999年6月、14頁）、

という記事があった。「生波」とあるが、「七百人溺死」とあるから津波であることは間違いない。ただ、手許の“日本史年表”のいくつかをみてもこの津波のことは載っていない。ちょうど400年前のことで、相馬氏が居城を中世以来の行方郡小高村（現福島県南相馬市小高区）から宇多郡中村（現相馬市）に移す1か月前である。中村藩が成立する直前のことであるが、とにかく中村藩は北から現相馬市、南相馬市、相馬郡飯館村、双葉郡浪江町、双葉町、葛尾村（のうち落合、野川、下野川）で、最も南は双葉郡大熊町である。大熊町と双葉町は東京電力福島第一原発の所在地である。相馬氏の居城が小高にあった時点での溺死者700のなかにはとうぜん現大熊町域や双葉町域の住民も多く含まれているはずである。“貞観津波”での被害がこのあたりで大きかったことはさきに『日本三代実録』に出てきた陸奥国地震検使の復命報告でもみたとおりである。とにかくこの一帯の「海邊」が「津波は三陸」という何となくつくられてきた私たちの常識とは違って400年前にも大津波に襲われているのである。そうなればもちろん中村藩だけのことではない。現いわき市域や茨城県域については、いまだ史料を探しあぐねているが、仙台藩伊達氏の年譜記録『伊達治家記録』の「貞山公（伊達政宗）」巻22をみると、同日条に、

一、十月己亥小廿八日甲午、巳刻過キ、御領内大地震津波入ル。御領内ニ於テ千七百八十三人溺死シ、牛馬八十五匹溺死ス（『伊達治家記録』二、宝文堂、1973年2月、563頁）。

とある。「巳刻過キ」とあるから、同日の午前10時過ぎということになる。このときの津波について政宗は、当時大御所として駿府（現静岡市）にいた徳川家康を訪ねて、その耳にも入れており、その方が詳しいところがある。大御所家康の動静を記録した「駿府記」（『史籍雜纂』二）の同年11月晦日条にそれがあるが、この地震津波の1と月ばかりのちのことである。そこには、

（十一月）晦日、松平陸奥守政宗獻_レ初鱈_一、就_レ之政宗領所海涯人屋、波濤大漲來悉流失、溺死者五千人、世曰_レ津波_一云々、本多上野介言_レ上_一之、此日政宗為_レ求_レ肴遣_レ侍二人_一、則此者驅_レ漁人_一將_レ出_レ釣舟_一、漁人云、今日潮色異常、天氣不快、難_レ出_レ舟之由申_レ之、一人者應_レ此儀_一止_レ之、一人者請_レ主命_一不_レ行、誣_レ其君_一者也、非_レ可_レ止、而終漁人六七人強相_レ具_一之、出_レ舟數十町_一、時海面滔天、大浪如_レ山來、失_レ肝失_レ魂之處、此舟浮_レ彼波上_一不_レ沈、而後至_レ波平處_一、此時靜_レ心開_レ眼見_レ之、彼漁人所_レ住_レ之里邊、山上之松傍也、是所謂千貫松也、則繫_レ舟於彼松_一、波濤退去後、舟_一在松梢_一、其後彼者漁人、相共下_レ山至_レ麓里_一、一字不_レ殘流失、而所_レ止_レ之一人、所_レ殘漁人、無_レ遁者_一没_レ波死、政宗聞_レ此事、彼者與_レ俸祿_一、政宗語_レ之由、

後藤少三郎於_レ御前_レ言_レ上_レ之_レ，仰曰，彼者依_レ重_レ其主命_レ而免_レ災難_レ，退得_レ福者也云々，此日南部津輕海邊人屋溺失，而人馬三千餘死云々（『史籍雜纂』二，続群書類従完成会，1911年11月，224頁），

と記されている。文意は、

11月晦日，松平陸奥守政宗，すなわち伊達政宗が大御所家康に初鱈を献上しにやってきた。このとき政宗は所領内の海辺の人や建物が（去る10月28日に）大波がやって来てことごとく流失し，溺死者が（最終的に）5千人ほど出たが，世にいう津波というものであるといていたと，家康側近の本多上野介正純が聞き，家康に言上している。此日，すなわち10月28日，政宗は（晩のおかずにでもする）肴を求めるため，侍2人を浜に使いにやった。そこで使いに行った侍2人は漁師に命令してまさに釣舟を出させようとした。しかし，漁師たちは口々に，今日はどうも潮の色合いが異常であるし，天気もよろしくないから舟を出すことはできないといった。そこで侍のうち1人は，そうかといって舟を出すのをやめたが，もう1人の侍は殿の命令を受けて実行しないのは殿をあざむくものであるから舟を出すのをやめてはいけないと頑張り，ついに漁師6，7人を強引に引きつれて舟を出させた。舟が沖に出て数十町ほど行ったとき，海面が天にむかって盛り上がり，山のような大波がやってきた。あまりのことに肝も魂も失ってしまったが，この舟はその大波の上に浮かんで沈まなかった。そののち波が平らなところに入ったので，心を静め，眼を開いてみると，漁師たちの住んでいる里に近い山の松の木の傍らにいた。これが，いわゆる千貫松である。そこで舟をその松の木につないで，津波が引いたあとでみると，舟は松の梢のところにあった。その後，強引に舟を出させた侍と乗っていた漁師が連れ立って千貫松の山を下り，漁師たちの住む麓の里に行ってみたら，家は一軒残らず流されてしまい，舟を出さないことを承知したもう1人の侍も，舟に乗らないで残った漁師たちも津波から通れた者はなく，波にさらわれて死んでしまっていた。そして，こうしたいきさつがあつてのち，政宗は強引に舟を出させて助かった侍に俸禄を与えることにしていたことを，家康の側近後藤少三郎光次が家康の面前で話したところ，これを聞いた家康は強引に舟を出した侍は殿の命令を重んじたことで災難を免れ，そのあとで俸禄を得る地位の武士になったわけであるな，といったということである。なお，此日，すなわち10月28日には南部，すなわち盛岡藩や津輕，すなわち弘前藩の海辺でも人や家が津波で流され，人馬3千余りが死んだということである。

というものである。これは伝聞記録であるが，千貫松への繫舟の話がその当時に記録されたものであり，年代のはっきりしない口碑である黒木のいちょうや姥杉への繫舟伝説が明らかにこのときの津波のものであることを裏付けてくれることになる。千貫松は阿武隈川畔の現宮城県岩沼市南長谷の千貫山である。そうなるとその村の漁師たちの住む里は現名取市関上あたりであろうか。3.11大震災で名取市から岩沼市にわたる仙台空港が大きな被害を受け，両市の沿岸部でも津波での死者や行方不明者が多く出ているが，ちょうど400年前の津波は，到達点からいえば，今回よりももっと大きなものであったことがわかる。なお，伊達政宗が松平陸奥守と標記されるとき

松平は賜姓であるが、とにかく伊達氏が徳川の配下に入っていることを示すために公的にはこうした標記がなされるのである。仙台市に東照宮があるのもまさにその一環である。また、魚を求めに行った侍というのは、おそらく政宗の小姓あたりであろうが、そのうちの強引に舟を出して助かった1人が俸禄取りの武士になったわけである。

ところで「駿府記」によれば、このときの津波は盛岡藩南部氏や弘前藩津軽氏の所領にも及んでいたことがわかるが、盛岡藩における記録として、沢内勇三が「古実伝書記」からの引用として、

（慶長十六年）十月二十八日大津波、黒田村数戸残り、宮古村全流失せり（沢内『郷土史 鉾浦史話』付宮古郷土年表、郷土史同好会、1955年3月、161頁）。

ということを挙げている。また、沢内は、その後、「震災予防調査会報告」から、

（慶長十六年）十月二十八日（陽十二月二日）、三陸の地大いに震ひ、仙台及び南部、津軽、松前諸領の沿岸海嘯を颯く。

とか、

（この日）、大地震三度仕、其次大津波出来致候て山田浦は房ヶ沢（山田町の西二十町許りの処）まで打参に候由、二の波は寺沢（山田町小丘の後に当たる小字）まで参り候、三の波は山田川橋の上迄参候由に御座候。倅浦々にて人死数知れず、鶉ノ住居、大槌村横沢の間にて二十人、津軽石にて男女五百十人、大槌、津軽石は市日にて数多く死申候。倅浦々に人馬共々其数知れ不申候。口碑によれば此際津波は小鳥谷より大浦に越したりと云ふ（宮古郷土誌編集委員編『宮古のあゆみ』宮古市役所、1974年3月、62頁）。

という資料を引いたうえで、

以上の文献から当時の模様が推察されるが、宮古でも口碑によると、八幡山麓にあった常安寺は住職が小山田に法要で留守中流されてしまったといわれている。また、鉾ヶ崎では、蛸ノ浜を越えた波と宮古湾をめぐって北進した激浪がはげしくぶつかって、家屋が倒壊流失して、ほとんどの住家と人畜を押し流したといわれ、当時宮古村、黒田村（沢田、横町、小沢の一帯）で民家二百余戸の内、わずかに数軒が小沢の方に残っただけというから実に最大の津波であったことがわかる。

津波後、南部藩主は三陸の被災地を南から巡視して、宮古には二十日間も滞在し、宮古街の復興計画を立てた。この時、本町を中心に町割を定めたもので、これが現在の宮古街の基礎となっている（同上、62頁）。

と述べている。とにかく3.11大震災でも大きな被害が生じた現岩手県宮古市から下閉伊郡山田町、上閉伊郡大槌町、釜石市あたりの当時の被災状況が窺える。

これらのことから、あまりつかわれていないが、私はこの400年前の津波を“慶長津波”と名づけ、“貞観津波”とともに、津波、三陸、リアス式という常識にとらわれてはならないことを強調する論拠としたい。そして、1,142年前はおろか、400年前でもさきの黒木の諏訪神社のいちょうや姥杉に関する口碑のように津波があったのは「大昔」のこととして年代は不明になってしまっているが、改めてそれぞれの地域における津波の到達点に関する古記録は口碑や伝説を含めてないが

しろにすることができないことを今日身に沁みて感じさせられているところである。とにかく私が満6歳から古稀過ぎてまで毎年のように海水浴や汐干狩で親しんできた相馬市の原釜・松川浦・岩の子・磯部などは津波で壊滅し、眼もあてられない状態にある。

### 3. 400年目の烈震の可能性の認識は意外なところに

ところで、福島県浜通り地方に、津波とはいっていないが、400年ぐらいごとに烈震以上の地震が起こることを認識していた証拠が意外なところにあったのである。それは1970（昭和45）年8月に東京電力株式会社が福島原子力発電所（当時）のまさに第1号機を建設するにあたって日本原子力産業会議が作成した福島県双葉郡大熊町長者原地区を原発敷地として適当であると判断するにいたった立地調査である『原子力発電所と地域社会・地域調査専門委員会報告書（各論）』の「地震」に関する項目において、

福島県周辺においては強震以上の地震は約一五〇年に一度、烈震以上のものは約四〇〇年に一度くらいの割合でしか起こっておらず、福島県周辺は地震活動性の低い地域であるといえる。したがって福島県周辺で過去に震害を受けた経験も少なく、とりわけ当敷地付近においては、特に顕著な被害を受けたという記録は見当たらない（大熊町史編纂委員会大熊町史編纂室編『大熊町史』第1巻・通史、大熊町、1985年3月、839頁所引）。

ときわめてあっけらかんと書かれている部分である。当時は、強震とか烈震という表現が用いられていたことを思い出すが、強震は現在の震度5、烈震は震度6に相当する。ただし、ここでは「烈震以上のものは約四〇〇年に一度くらいの割合でしか起こっておらず」といい、それが原発の立地条件にふさわしくないというためにはなく、むしろ差し支えないというための修飾句として使われているのである。しかし、実は「四百年」という数字はそれ自体ニュートラルなものであるが、同じ数字でも「四百年に一度くらいの割合で起こる」というのと「四百年に一度くらいの割合でしか起こらない」というのとではまったく逆の意味をもつことになる。ことばの魔術である。いつを起点にして400年といったのかは分らないが、おそらく1896（明治29）年6月15日の、あるいは1933（昭和8）年3月3日の三陸地震大津波を、または1923（大正12）年9月1日の関東大震災あたりを起点にして、それなら300年以上も先であると考え、「でしか」という表現にしたのかも知れない。もし1611（慶長16）年10月28日の“慶長津波”を知っていれば、1970（昭和45）年という『報告書』の作成年次からいって、400年に残すこと、あと40年ばかりしかないわけであるから、さすがに「でしか」とは書けなかったのではなかろうか。そして、皮肉とも何ともいいようがないが、その1611（慶長16）年からちょうど400年目の2011（平成23）年に3.11大震災が発生し、烈震だけに留まらず、とてつもない大津波を伴って敷地として適当とされたところに建てられた東京電力第1福島原発を襲ったのである。報告書では、「福島県周辺で過去に震害を受けた経験も少なく、とりわけ当敷地付近においては、特に顕著な被害を受けたという記録は見当たらない」とあるが、100年以内ぐらいならともかく、400年となると大昔とうことで口碑伝説を除けば、“科学的”に信用されるような記録はなかなか残らないのであるから恐ろしい。

それでもさきにもみたように黒木の諏訪神社の津波のさいの繫舟伝説は今から60年くらい前までは口碑として語られ続けていたのである。ちなみに東京電力福島第1原発のある大熊町の海岸から8～10キロメートル西方の野上地区にも「魚畑^{いよばたけ}からかい森」の伝説があった。それは、

野上向山に「魚畑^{いよばたけ}からかい森」がある。大昔、大津波が起きてこの地一帯が海水に浸され、その水が引いたあと魚介類が残ったので名付けられたという<『双葉郷土誌』>(同上, 1212頁)。というものであった。この大津波はおそらくすでにみた400年前の“慶長津波”をさしているのであろう。実は今回の津波でも相馬市岩の子地区で冠水した家の土蔵の扉を開けたらウナギやボラが入っていたという話を聞いている。

また、さきの日本原子力産業会議の『報告書』は、「地形」の項目においては、

当該地は、標高一〇〇メートルから二〇〇メートルのなだらかな相双丘陵地帯南部の海岸段丘地帯であって、標高五〇メートル以下の極めて平坦な地形を呈した山林原野であり、東部海岸線はすべて急しゅんな断崖となっている。なお、当該地の西約七キロメートルの丘陵地帯の西縁部には、北一〇度西方向に双葉断層帯が縦断しており、この断層帯の西側地域一帯は阿武隈山脈の東縁部に当たり、平均標高五〇〇～七〇〇メートルの穏やかな山容をもつ丘陵地帯を形成している。

一方、海岸線はほぼ南北に走り、満潮時には海面は崖尻まで達するが、干潮時には狭い砂浜が現れる。敷地前面の海底形状は、汀線に並行して高低差二～三米の不規則な起伏が存在するが、海底こう配は全体として沖合い四五〇メートル付近までは約六〇分の一で、それより沖合は約一三〇分の一となっている(同上, 838頁所引)。

と記しており、双葉断層帯の存在を認識しているが、それが原発の立地条件にさしさわりのあるものとはまったく考えていないのである。

さらに、「地質」の項目では、

当該地の地質は、新第三紀鮮新世の相馬層群の上層である富岡層とこれを被覆する洪積世の海岸段丘堆積物から構成されている。

富岡層の層厚は二〇〇～四〇〇メートルであり、その地層構成は下部で砂岩・泥岩の互層、上部ではレンズ状の砂層を挟む凝灰質微粒砂岩及び泥岩から成っている。富岡層を被覆して分布している海岸段丘堆積物は厚さがほぼ五～一〇メートルであり、これを構成している物質は、円礫・砂・レルト及び粘土である。弾性波探査によると、縦波の伝播速度は地表層で毎秒〇・三～〇・七キロメートル、泥岩層で毎秒一・七キロメートル程度である。なお、原子炉構造物を置く岩盤の極限支持力は一平方メートル当たり七〇〇～一〇〇〇トン程度である(同上, 838頁所引)。

とあり、これも立地条件として適当であるとの判断にくみしている。ただ、近年、双葉断層帯は全国的にも危険な活断層帯の1つに挙げられるようになっていた矢先に今回の震災が到来したのである。

ところで、日本原子力産業会議の同『報告書』には、大熊町における用地買収が比較的短期間

に進み、原発の設置が可能になったのかということの理由について、

1. 福島県は産業の振興策などで県全体がかなり急速に発展途上にあるが、その中で立地点周辺は、最も後進的でかつ開発の決め手がない地域であったため、地域開発の契機になるという期待が大であった。特に県、町の当事者などの希望が大きかった。
2. 昭和三十二年（一九五七）前後に、大熊町では既に早稲田大学・東京農業大学に依頼して地域開発を目標とする総合的調査が行なわれており、行政的段階での地域開発への歩みがみられている。また部落組織も、第二次世界大戦以前に旧来のものを細分化し、行政の下部機関として改組している。この地区への原子力発電所誘致が比較的抵抗が少なかったのは、これらの社会的背景にもよっていると思われる。
3. 隣接地区などでは、精農家が多く、生産意欲が大きいための反対機運があるのとは対照的に、特に当該地区は開拓農家が主体で、生産力・定着力ともに低いという事情にあった。
4. 一次買収地区の主体が、一会社の遊休地であったことも挙げられる（同上、837頁所引）。ということにあったと分析している。

ここに出てくる一次買収地区の主体となった一会社とは、国土計画興業株式会社のことである。この会社は1920年3月25日に堤康次郎によって設立された箱根土地株式会社の後身であるが、1944年2月に国土計画興業株式会社と社名変更し、その後も1965年6月に株式会社国土計画、1992年7月に株式会社コクトと社名変更を重ねてきた西武鉄道グループの親会社であり、2006年2月1日のグループ再編によって解散している（由井常彦編『堤康次郎』リポート、1996年4月、所載年表など）。その経緯は、このぐらいいして東京電力株式会社の福島原子力発電所建設のために一次買収とされたところは、1939年に建設に着手され、1941年4月1日から使用開始された陸軍航空基地としての熊谷飛行隊警備分隊飛行場の跡地であった。国土計画興業株式会社は、敗戦後、この跡地30万坪を塩専売法臨時特例にもとづく自家製塩を行なうための塩田設置用を買収していた。しかし、製塩は採算がとれないまま終始し、間もなく塩専売法臨時特例も解消されてしまったので、国土計画興業株式会社が遊休地として所有していたものを東京電力株式会社が直接買収したものである。なお、買収時の国土計画興業株式会社の代表取締役は堤義明であった（前掲『大熊町史』第1巻、779頁）。そして、これを皮切りとして、一般民有地の買収については福島県が斡旋し、福島県開発公社が実施業務を担当することで、第1期分30万坪、第2期分36万坪を東京電力株式会社に取得させたのである。いずれにせよ東京電力福島原子力発電所の所要面積96万坪はこのようにして確保されたのであり、大熊町が原発を誘致したといわれる背景にはこうした動きがあったのである。

要するに、大熊町が典型的な過疎地であったから、原発の“適地”として選ばれたことになるが、そのことは前掲『報告書』の敷地の概況として明からさまに、

福島原子力発電所の立地点は、東京の北方二二〇キロメートル、福島県太平洋岸のほぼ中央に位置し、敷地総面積は約三二〇平方メートルである。原子炉の設置地点から最寄りの人家までの距離は約一キロメートルで、周辺の人口分布も稀薄であり、近接した市街地としては約八・

五キロメートルに、昭和四十年（一九六五）十月現在人口約二万三〇〇〇人の浪江町がある（前掲『大熊町史』第1巻，837頁所引）。

と書いているところに現われている。つまり、東京から遠いこと、人口稠密な地域から離れていることだけが立地条件として重視されているのをみれば、いかに技術的に安全性が強調されようともすでに原子力発電所の危険性が如実に示されているのである。もし日本原子力産業会議のメンバーや東京電力株式会社がいうように絶対に安全なものであるならば、原発は東京のどまんなか、たとえば東京電力株式会社の本社敷地内に設置すればよいはずである。東京電力株式会社というのは、今回のことからはっきりしたように東京の、あるいは首都圏を供給区域とする電力会社でしかないのであるからとうぜんのことであろう。それをわざわざ福島県くんだりまで（最近では青森県下北郡東通村にまで）設置場所を求めているのは、今回のような形での原発によって生ずる危険を東京から回避させようとする以外の何ものでもなかったのである。

とにかく当時、人口2万3,000人の双葉郡浪江町までは約8キロメートル離れているとの記載はあるが、それより原子炉設置地点に近いところに当時の人口7,629人の同郡大熊町、それに隣接する人口7,117人の同郡双葉町、人口1万1,948人の同郡富岡町が存在していることはまったく無視されているのである。人口が2万人とまとまらなければ、その住民の存在などは問題にもされていなかったのである。そのことは「原子炉の設置地点から最寄りの人家までの距離は約1kmで、周辺の人口分布も稀薄であり」という表現で片付けられているところに明らかである。そうしたところに住んでいる人間の人格など「稀薄」なものとして扱うことにしているから顧慮にも値しなかったのである。今回の事故で露呈された東京電力株式会社の地域住民に対する“お前ら出て行け式”の傍若無人というべき傲慢さはここにすでに発端していたのである。

今回の事故が起きたとき、東京電力株式会社は“想定外”ということばを連発していたが、人口稠密なところを避けるという態度をとったところにすでにこうした危険の可能性は想定済みであったのである。しかし、それをいえば、未必の故意による犯罪行為を認めることになる。このためみずからがあたかも無知・無能であることをあえてさらけ出すような形で“想定外”を連発していい逃がれをしようとしたにすぎないのである。ただ、現実に想定外であったのは、東京電力株式会社の当時から現在までの幹部のいずれもが、今回のような事故が自分の現役時代に起こるとは思っていなかったことだけであろう。それは放射線で汚染した水を処理するのに用意していたのが、牛豚舎からの汚染水漏れ対策ではあるまいに新聞紙とおが屑だけであったというところに如実に現われている。しょせんは自分が責任ある地位にいるときに事故さえ起らなければ、あとは野となれ山となれという態度がみえみえである。いずれにせよ原子力を扱うときの心構えすら持たないドロナワ式で、フランスやアメリカ合衆国の技術で循環注水冷却装置を作り、何とか切り抜けようとしているわけであるが、その運転にいたるまでの過程で、開と閉の弁を逆に取り付けたり、継ぎ目のねじの締め方が足りずにそれが外れたり、送水に使うホースに穴があいていたり、水位の設定を誤ったりなど、自分たちが何を扱っているかの認識すらみられないいたらくは目を覆うばかりである。そして、今度はそのいいわけに“初期故障”ということばを使ってご

まかそうとした。こうした会社にそもそも原子力を扱う資格など存在しないとしかいいようがないのである。

#### 4. 原発の事故への心配は杞憂ではなかった

実は、私は前掲『大熊町史』の第1巻・通史の「電力」の章を担当したが、そこではこの地方における電気事業の「前史」から始めて、「原子力発電所用地の選定」の経過、「原子力発電所の立地調査」、「原子力発電所の建設」について触れたうえ、とくに「原発の事故」という一項を設け、

原子力発電所は巨大なエネルギーを生み出す。しかし、原子力の制御は難しい。放射能など、現在の最高の科学技術をもってしても、人間はそれを完全に自分のものにすることができないのである。もしできていると思ひ、原発は絶対安全と考えているとしたら、それはその人間のおごりにすぎない。いつ人間の手綱を離れて飛び出すか予測がつかない状態にあるわけであるから、ちょっとした気のゆるみがたちまち取り返しのつかない事故につながるのだから恐ろしい。そうしたことを最も端的に示したのが、昭和五十四年（一九七九）年三月二十八日、アメリカペンシルベニア州のスリーマイル島で起きた加圧水型原子炉に生じた事故である。

この事故の報が入ると、大熊町の人々は大変な不安におそわれた。また、福島県も浜通りに原発銀座を持つだけに県原子力対策室を中心に強い緊迫感に見舞われることになる。そして、大熊町にある東京電力福島第一原子力発電所は、スリーマイル島で事故を起こした加圧水型ではなく沸騰水型原子炉によるものではあるが、四月二十三日、仙台通産局の検査官による国の特別保安監査が行われ、また県と大熊町・双葉町による立ち入り調査が四月二十七、八日の両日にわたって行われている。

しかし、東電福島第一原発が特別保安監査を受けたのは、このスリーマイル島の事故のときが最初ではない。昭和四十八年（一九七三）六月二十五日午後四時三二分に、この発電所自体が作業員のミスで放射性廃液貯蔵庫から中レベルの放射性廃液が建物外に流出するという日本原子力発電始まって以来の事故を起こしたときにすでに受けていたのである。ただ、このときの東電のとった態度は地元をないがしろにし、場合によってはその信用を失ってもやむをえないものであった。東電では、事故発見とともに、放射能で汚染した土を除去し、また建物内にたまっていた廃液を含んだ水を処理し、これら作業に従事した作業員の被曝線量も安全基準を超えるものではなかったといわれている。

問題はこの間、事故について大熊町に何の連絡もなかったことである。当時、大熊町では、町長の志賀秀正が病気で入院中であり、助役の遠藤正が事実上職務を代行していたが、その遠藤は東電から何の連絡も受けておらず、六月二十六日午後四時、共同通信福島支局の記者から事故についてのコメントを求められ、初めて事故を知ったのである。寝耳に水の遠藤は、早速、第一原発に電話を入れ、詰問した。第一原発では大熊町に六月二十六日午後二時一〇分に報告したと答えたが、その報告はまだ遠藤のところには届いていなかったのである。

問題はそこにあるのではない。第一原発が大熊町に事故を報告したのが、廃液漏れの発見から二二時間もたってからという地元に対するいい加減さが問題なのである。もしかすると、県・町・東電との間に結ばれている安全協定を無視して内部でこっそり処理しようと図ったのが、遅延の原因であると疑えば疑えないこともないのである。そのさい、報告を受けた六月一日に開設されたばかりの経済企画庁の福島原子力連絡調整官事務所の担当者の不慣れからくる不手際もあったといわれている。

とにかく第一原発を詰問して事故を聞き出した遠藤は、午後四時四〇分、入院中の志賀を訪ね、「怒りましょう」といったことは、いろいろなニュアンスにとられているが、東電を信用していた町当局の東電から裏切られたという気持ちがきわめて率直に現れているといえよう。「信用」、それだけが原発のある町の当局だけではなく、住民たちの唯一の頼みなのである。東京電力のような大きな会社が町や住民のためにならないことはしないはずという「信用」のみが、みずから何の技術的な手立ても持たない住民たちを「安心」させているのである。その「信用」だけは裏切らないでほしいものである。

ただ、このように、東電を「信用」している住民たちも、原発がやがて耐用年数がきたとき、そこはまったく使用不可能な廃墟となるのではなからうかということに「不安」を持っている。それこそ本当の意味でのポスト原発である。そうなったとき、現在の町の財政の歳入面の圧倒的部分をなしている原発からの固定資産税収入などもなくなるのである。大熊町の住民たちは、現在、すでに東京電力が隣接の双葉郡広野町に広野火力発電所を建設し、また、東北電力が原町市・相馬郡鹿島町や相馬市・相馬郡新地町に火発を造ろうとする計画を持っていることをみて、原発はすでに時代遅れになっており、これからは火発の時代が来るのではないかとささやき始めているのである。発電コストが最も安いといわれた原発も、そのような神話はすでに崩壊しているのである。

なお、福島第一原発の沸騰水型原子炉を造ったアメリカのゼネラル・エレクトリック（G・E）社はすでに原子力部門から撤退方針を打ち出しているということも、何か原発の将来を物語っているように思えてならない（同上、843～5頁）。

と書いて擱筆している。放射能とあるところは、現在では放射線と訂正されるべきであろうが、当時は専門家でも放射能といていたように思える。その後、別に注目されることもなかったが、東京電力福島第一原発の事故があって前掲『大熊町史』第1巻を読まれた何人かの方から「原発との共存共栄」がいわれているなかで、上述のような文章をよく書くことができたなという問い合わせの電話を私は受けることになった。しかし、上述の文章をみて分るように、この記述はすでに大熊町助役から町長になり、大熊町史編纂委員長をつとめていた遠藤正がメモにもとづいて話してくれたことを私がまとめたものであるが、少なくとも遠藤には“原発との共存共栄”といった雰囲気はまったくなかったのである。遠藤が私の聞き取りに応じてくれたのは1979年3月の例のスリーマイル島の原発事故があって間もない頃であった。たしかに福島原発は1971（昭和46）年3月26日に第1号機（46万kw）の運転開始を皮切りに、1974（昭和49）年7月18日に第2号機（78

万4000kw), 1976(昭和51)年3月27日に第3号機(78万4000kw), 1978(昭和53)年4月18日に第5号機(78万4000kw), 同年10月12日に少しく遅れて第4号機(78万4000kw), 1979(昭和54)年10月24日に第6号機(110万kw)の運転開始があり, 最終出力469万6000kwが達成されていたものの, 遠藤には東京電力がこの間において各地に大型火力発電所を相次いで建設および運転開始しているのを見るにつけ, 福島原発のある大熊町(1~4号機)と双葉町(5~6号機)が原発基地として孤立させられてしまうことを非常に気にしていることがみてとれたのであり, みずから“原発との共存共栄”を口にする気分などむしろ持ちえなかったといつてよい。なお, 東京電力は, 1974(昭和49)年6月1日, 双葉郡富岡町と楡葉町に福島第二原子力発電所の建設にともない, 大熊町と双葉町にまたがる福島原発を福島第一原子力発電所と名称変更していたにもかかわらず, 遠藤がしきりに口にしたのは, 原発がやがて耐用年数がきたあとをどうするかという心配であったのである。遠藤としては原発のある町の町長としてきわめて正直にその悩みを明かしてくれたのである。私はそれを承けて「それこそ本当の意味でのポスト原発である」と書いたわけである。

したがって, 原発との“共存共栄”が声高にいわれるのは, この『大熊町史』刊行以後, 遠藤のあとの町長のもとにおいてということになる。そして, “原発との共存共栄”と裏腹に, 遠藤が経験したような東京電力の事故隠蔽の体質は懲りることなく続けられ, 福島県や関係町村はそのたびに“不快感を示す”ということが儀式化していたなかで今回の事故を迎えてしまったのである。

## 5. むすびにかえて

最後に私にとって前掲『大熊町史』第1巻の私の執筆部分に対する問い合わせの過程で, 私が本来なら退去すべきは原発であるのに, 危険地域に指定された原発周辺の地域住民が国家権力によって待避を強制される不条理を述べたとき, あるマスコミ関係者が, あとで不用意な発言であったと釈明はしたが, 「しかし, 原発は地元が誘致したからきたのでしょうか」と発言したことはきわめて腹立たしいことであった。たしかに日本原子力産業会議が作成した例の『報告書』が述べているように, 「特に県, 町の当事者などの希望が大きかった」ことは事実である。しかし, それは「当事者」がそのようにしなければならぬ状況に追い込まれての「希望」であったことへの目配りが欠如している発言であったからである。このマスコミ人には, 「部落組織も, 第二次世界大戦以前に旧来のものを細分化し, 行政の下部機関として改組」されていたものを手玉にとって地元の誘致機運を醸成したものであることへの理解などまったくみられないのである。「行政の下部機関として改組」された「部落組織」など, 皇国農村体制のもとで創出された上意下達組織としての隣組や, そのうえに置かれた部落常会なのである。少なくとも労働組織・生産組織としての共同体ではないのである。大体, 本来の労働組織・生産組織としての共同体は, “向う三軒両隣”といった屋並みで構成されるといった類いの安易な可視的なものではないのである。可視的でないのはたとえば水田農業を主体とした耕土に各農家の圃場は隣組の屋並みの順で並んで存在しているわけではないのであるからあたりまえのことである。河川灌漑と溜池灌漑で

は異なることもあるが、水田農業のための労働組織は基本的には水系の上流から下流に向けて圃場の利用をめぐる構成されるものであり、田植・除草・稲刈などにおいて共同で作業に従事している人々は決して隣組の構成員とは一致しないのである。第2次世界大戦中に「隣組単位で農作業をやれといわれたのが一番参ったよ」という証言を私は農村調査を本格的にやる以前から農作業の現場で聞いているのである。ただ、支配権力の側からいえば、こうした不可視の、日々組み合わせのかわる共同体の把握などしようがないのである。したがって向う三軒両隣といった形での家並みによる把握をもってよしとするが、それは皇国農村体制のもとでの隣組ばかりではなかった。日本ではしばしば権力は5を単位に、住民の把握につとめようとした。古くは古代の律令制のもと5戸をもって保となし、50戸をもって里とするなど、また、近世封建制のもとでは5人組制度を作っている。ただ、こうした組織は貢租・夫役の徴達のためや相互監視・隣保責任をとらせるためにはきわめて有効であったのである。そして、3.11震災後の仮設住宅への入居に5戸単位、10戸単位の組織を作らせようとして総スカンを喰った市町村もみられたが、由来、日本では支配権力は5を単位として統括するのが好みのものである。支配権力のみならず、研究者のなかにもこうした隣組をみて共同体は健在などとほざく向きがあるのであるから笑止である。もとより近世の村などもよくいわれるような自然村ではない。近世権力が設定した行政村にすぎないのであるが、近代になると、1874（明治7）年に始まる地租改正、1878（明治11）年の三新法、1889（明治22）年の市制・町村制のもとで一層行政村としての性格を強めていき、その過程で旧村は字あるいは大字といわれることになる。そして、1911（明治44）年の市制・町村制の改正が行なわれるまでに、旧村が経済的基盤として有していた入会地的な山林原野が、一部に財産区の設定はみられても部落有財産の統一という形で地域住民から収奪されてしまうことになったし、財産区が設定されたところでも、その利用にあたっては国の指示にしたがう市町村による容喙から自由ではなかった。さらに、旧村の精神的基盤であった神社もまた神社合祀という形で本来の住民の手から離れてしまい、国家神道の末端に組みこまれることになってしまったのである。

したがって、このような形で弱められ、単に屋並みで向う三軒両隣式に作られた隣組など、とくに混住化や兼業化が進んだ時代になると、上意下達に利用することは赤子の手をひねるよりも簡単であったのである。それから例の『報告書』では、「当該地区」には「生産意欲が大きい」「反対機運」を有する「精農家が多く」なく、「生産力・定着力ともに低い」「開拓農家が主体」であることも原発立地にとって利点であることを挙げている。

とにかく「当該地区」の以上のような弱点を利用して、地元からの「誘致」を演出させたのである。こうしたことは九州電力株式会社が原発誘致あるいは運転再開の公聴会のために社をあげて原発推進派のやらせ発言をやらせようとしていたことや、また、保安院そのものが、やらせに加担をしていたことはもはや日本相撲協会の八百長どころではないスキャンダルであるといっておこう。もしかすると、そうしたやらせをやっていない電力会社など一社もないのかも知れないというのが目下本稿校正中に感じているところである。

私は、すでに述べたように1944（昭和19）年3月に、国民学校入学のためほんのたまさかのつ

もりで祖父の生家のある相馬に縁故疎開という形で移動してきたが、結果的に、山形大学に21年間在職したことはあるといえ、ついでに住家を相馬とすることになってしまった。この間、私の一生がよかった悪かったかは別としても、私に疎開という移動がなければ、相馬の東京電力第一原発の北方48km地点でこうした文章を書くことにはならなかったであろう。私の自宅のあるあたりは移転を強制される地点には入っていないが、移転を強制された地域の人々に今回の移転でどのような生涯がもたらされるかは、実は他人事ではないのである。それにつけても、私は後期高齢者入りまであと1年を前にして、再び疎開することだけは願ひ下げにしたい。私の住んでいる地域の放射線量は測定値が発表されはじめた3月下旬には0.6マイクロシーベルトであったが、4月には0.5、5月には0.4、6月には0.3となり、7月になると0.2マイクロシーベルト台になり、8月に入ってからとはときに0.17～0.19マイクロシーベルトになることもあるという状況であった。しかし、9月に入って台風12号と台風15号が通過したあと、風雨によって自然除染された空中の放射線が私の住む地域に飛散してきたのか、0.3マイクロシーベルト台を示すようになり、10月に入っても変わらず無気味である。私の近くでは相馬市役所と相馬公立病院と曹洞宗慶徳寺が毎朝8時に測定値を発表するが、私は犬の散歩をしながらそれぞれの数値をみて歩き、公的機関の数値と慶徳寺の数値をくらべて公的機関の数値が低いときは慶徳寺の数値を信用することになっている。

公的機関の数値を私が信用しないのは、そこに行政的な“配慮”，ありていにいってごまかしがなされ、また“隠蔽”が日常的に行なわれていないという保証がまったくないからである。“隠蔽”の最たるものといえば、文部科学省原子力安全課所管の“SPEEDI”の3.11震災にともなう原発事故で各地に飛散した放射線値の公表を3か月も放置したという事実である。私はそれ以来，“その名にたがう愚鈍なスピーディ”という蔑称を奉ることになっているが，“SPEEDI”は“System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information”の略語で、「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム」のことである。それがあの「緊急時」にまったく「迅速」に機能せず、数値が人為的に“隠蔽”され続けたことは犯罪行為ということばで呼ぶ以外、表現のしようのないということを強調して当面、筆を置くこととする。



## 近世後期の京都錦高倉青物市場の動向

宇佐美 英 機

### はじめに

近世期の京都における青物市場は、いまだその実態に関しては不明なことが多く、具体的な事実・事例分析の蓄積が重要であることは、かつて別稿でも述べたところである¹⁾。しかし、その後も研究は深化せず、依然として史実の解明が必要な状況にあるといえる。本稿では、このような研究状況に鑑み、別稿に引き続き安永4（1775）年以降の錦高倉青物市場の状況を中心に解明したい。

### 第1節 錦高倉青物市場の沿革と明和・安永期の実態

別稿で述べたように、この市場は寛永年中（1624～43）に京都所司代板倉周防守重宗へ出願して「青物市」を免許され、「御書物」を下付されて営業してきたが、「御書物」は宝永5（1708）年の大火で焼失した、とする伝承を持っている。この伝承が正しいかどうかについて確証することは困難であるが、まずこの点から検討しておこう。

市立での認可状が現存しないため断定は困難であるが、貞享2（1685）年刊行の『京羽二重巻一』²⁾には、「高倉通」に関して、「にしき下 青物問屋」の記述が見られ、また、『日次』³⁾の末尾に「錦小路通高倉東南角、寛永年より市始ル、市元祖之八代目柵屋源左衛門」とある。すでに指摘したように『日次』は八代柵屋源左衛門が書き残したものであるが、明和・安永期における、町奉行所による市場差留に対する再開訴願活動の推移を記している。末尾にある「寛永年より市始ル」という記述を全面的に信頼することは困難ではあるものの、恐らくは『京羽二重』が記すところの「にしき下 青物問屋」は、柵屋源左衛門家を指すのではないかと考えられる。ただ、「問屋」があったと記すものの、はたして「問屋」であったのか、また立売市場が存在したのかどうかについては定かではない。とはいえ、少なくとも貞享2年時点で高倉通錦下るにおいて青物が取り扱われていたことは事実であろう。

また、貞享3年の序をもつ『雍州府志 巻六』⁴⁾には、「野菜之類在五條橋東南、凡自正月二日

1) 拙稿「京都錦高倉青物市場の公認をめぐる」（中村勝責任編集『市と糶』所収、中央印刷出版部、1999年）。

2) 野間光辰編『新修京都叢書 第二巻』所収、臨川書店、1993年。

3) 「明和八卯年十二月二十二日ヨリ同九年辰二月晦日マテ 日次 坤」「明和九辰年六月十日ヨリ安永三年年九月三十日マテ 日次 坤」（京都大学文学部所蔵「京都錦小路青物市場記録」）。以下、本稿では『日次』と略称する。また、特に断らない限り、本稿の叙述は「京都錦小路青物市場記録」（全9冊）の中の史料を用い、史料名のみを記すこととする。

なお、「日次」の表紙・一部分は、『若冲ワンダーランド』29頁（MIHO MUSEUM, 2009年）に掲げられているので参照されたい。

4) 野間光辰編『新修京都叢書 第十巻』所収、臨川書店、1994年。

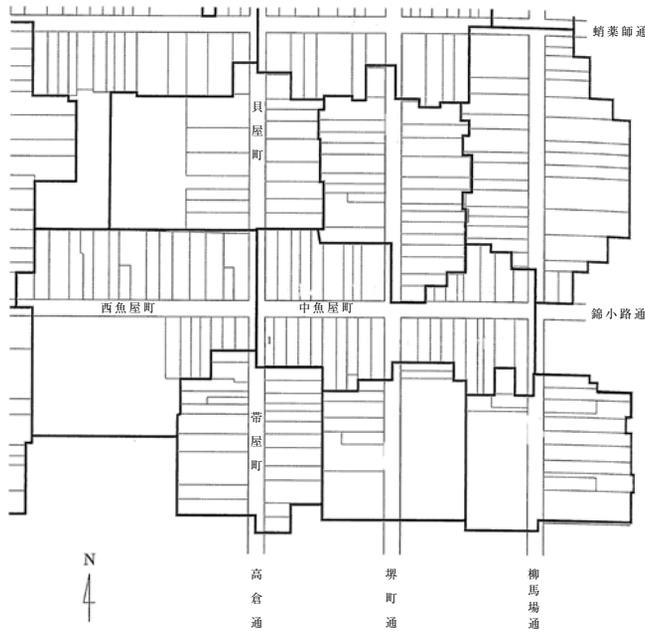
至十二月晦日，朝暮二時商賈群集，惣称市」とあり，五条問屋市場が開市されていたことを伝えており，この時点では五条問屋市場が盛況であったと考えられる。

その後の実態はほとんど不明であるが，明和8（1771）年末～安永3年頃の状況を記す『日次』によれば，青物は近在村々から出荷・販売されており，立売市場は高倉錦下る帯屋町，同上る貝屋町，錦高倉東入る中魚屋町，同西入る西魚屋町の四町の店前路上で開かれていたが，主要には高倉通りで行われていたと考えられる。時期は下るが明治2（1869）年10月作成の「下京四番組絵図」で各町と宅地割を復元された日向進氏によれば，当該四町は図1のようであった⁵⁾。

図1によれば帯屋町東側には12，西側には11の屋敷地を数えることができる。一方，明和8年当時に店前を貸していた町人と出荷者住所・人名は，表1に示した通りであった。

図・表を照合すると，榊屋源左衛門の「高倉錦小路南東木戸外」とは中魚屋町地籍の部分であり，苺屋嘉兵衛の「高倉通錦小路西南木戸外」は西魚屋の地籍部分であったと考えられる。また，榊屋源左衛門から平野屋三右衛門までは帯屋町東側の住人であり，苺屋嘉兵衛から井筒屋吉兵衛までが西側の住人であったとすれば，少なくとも東側には9軒，西側には10軒の家屋敷があったということになる。この史料は，「町内見世前貸シ候家毎ニ参り候者」の名前を書き付けたもの

図1 錦高倉四町



5) 日向進『近世京都町屋の形成と展開の過程に関する史的研究』184頁所掲図（自家版，1983年）。本稿では，当該地域の部分に加筆した図（拙稿「私の伊藤若冲」，前掲『若冲ワンダーランド』所収）を修正して掲げた。なお，図中の錦小路通高倉東南角（地番1）が榊屋源左衛門の屋敷であり，間口3間1寸5分・裏行15間2尺4寸5分であった。おそらく，この屋敷の裏に続く帯屋町東北の屋敷も榊屋のものであったと推測できる。

近世後期の京都錦高倉青物市場の動向

表1 錦高倉青物立売市場出荷人

番号	出荷場所	出荷人名	出荷人住所	店前貸町人名
1	高倉錦小路南東木戸外	山家屋長兵衛	高倉通松原角	桝屋源左衛門
2	同上	百姓 源右衛門	大宮通木津屋橋下ル町	同上
3	高倉通錦小路下ル木戸より南	出作り 次郎兵衛		同上
4	同上	仁兵衛	上河原町生洲町	同上
5	同上	同 源右衛門	上河原町駒之町	同上
6	同上	同 長兵衛	上河原町丸屋町	同上
7	同上	同 佐兵衛	(同上)	同上
8	同上	同 甚兵衛	(同上)	同上
9	同上	同 与兵衛	(同上)	同上
10	同上	同 五兵衛	(同上)	同上
11	同上	同 三郎兵衛	上河原町銚田町	同上
12	同上	百姓 孫右衛門	西九条	同上
13	同上	同 三郎兵衛	(同上)	同上
14	同上	同 喜兵衛	(同上)	同上
15	同上	同 利兵衛	塩小路	同上
16	同上	同 善六	(同上)	同上
17	同上	同 惣兵衛	(同上)	同上
18	同上	河内屋平右衛門	不動堂	同上
19	同上	百姓 七郎兵衛	(同上)	同上
20	同上	同 庄吉	(同上)	同上
21	同上	同 平右衛門	(同上)	同上
22	同上	同 吉兵衛	伏見山崎町	同上
23	同上	同 五郎兵衛	(同上)	同上
24	同上	同 藤兵衛	大宮通木津橋下ル町	同上
25	同上	天満屋市兵衛	新宮川五条上ル町	同上
26	同上	百姓 伝兵衛	伏見稲荷前	同上
27	同上	いも屋権右衛門	大宮通七条下ル三丁目	浜屋清兵衛
28	同上	いも屋嘉兵衛	(同上)	同上
29	同上	くわへ屋甚兵衛	七条通堀川西入町	同上
30	同上	山城屋安兵衛	西六条台所門通七条下ル丁	浜田屋伊兵衛
31	同上	万屋伊兵衛	五条通若宮八幡前	同上
32	同上	万屋源七	木津屋橋油小路西入丁	同上
33	同上	柏屋吉左衛門	木津屋橋栗嶋西入丁	同上
34	同上	くわへ屋源三郎	西七条村	大和屋清七
35	同上	八百屋徳兵衛	上御堂番場町	同上
36	同上	人しん屋勘兵衛	きこくノ馬場	糸花屋茂兵衛
37	同上	みつは屋伊兵衛	伏見深草	同上
38	同上	芋屋清兵衛	伏見分レ	河内屋市郎兵衛
39	同上	八百屋清八	不動堂	同上
40	同上	せり屋与惣兵衛	鳥羽	同上
41	同上	八百屋善次郎	西六条	玉屋伊右衛門
42	同上	百姓 清兵衛	不動堂	同上
43	同上	同 七兵衛	不動堂	同上
44	同上	同 三右衛門	西九条村	同上
45	同上	同 市兵衛	西七条村	同上
46	同上	奎屋庄三郎	伏見榎木橋町	分銅屋源兵衛
47	同上	百姓 源兵衛	西七条村	平野屋三右衛門
48	同上	同 金蔵	不動堂村	同上
49	同上	同 亀之助	(同上)	同上
50	同上	同 次郎兵衛	伏見	同上
51	同上	同 三右衛門	広橋村	同上
52	同上	同 久兵衛	(同上)	同上
53	高倉通錦小路西南木戸外	万屋与右衛門	五条間屋町老丁目	莫屋嘉兵衛
54	同上	大和屋九兵衛	(同上)	同上
55	同上	丸屋市兵衛	五条間屋町式丁目	同上
56	同上	炭屋平兵衛	大宮通松わら下ル式丁目	同上
57	同上	丹波屋武兵衛	(同上)	同上

58	同上	紀国屋久兵衛	七条通大宮東入ル町	同上
59	高倉通錦小路下ル木戸より南	大和屋権兵衛		葛屋嘉兵衛
60	同上	■屋小兵衛	巷ノ町松原下ル三丁目	同上
61	同上	近江屋清兵衛	(同上)	同上
62	同上	笹屋治兵衛	同 式丁目	同上
63	同上	住屋吉兵衛	油小路木津橋上ル丁	同上
64	同上	井筒屋善兵衛	台所門七条下ル丁	同上
65	同上	油屋庄兵衛	同 式丁目	同上
66	同上	八幡屋弥兵衛	大宮通松わら下五丁目	沢治屋彦右衛門
67	同上	いも屋利兵衛	伏見七瀬川	同上
68	同上	孫兵衛	(同上)	同上
69	同上	利右衛門	(同上)	同上
70	同上	百姓 吉兵衛	(同上)	同上
71	同上	同 四郎兵衛	(同上)	同上
72	同上	同 伊兵衛	(同上)	同上
73	同上	同 平兵衛	(同上)	同上
74	同上	同 平八	(同上)	同上
75	同上	同 甚四郎	(同上)	同上
76	同上	坂本屋吉兵衛	巷貫町	同上
77	同上	万屋吉兵衛	(同上)	同上
78	同上	丹波屋与兵衛	万寿寺通高倉西入ル丁	同上
79	同上	河内屋九兵衛	大宮通木津橋上ル丁	同上
80	同上	炭屋喜兵衛	東寺領裏方町	同上
81	同上	伏見屋源兵衛	五条間屋丁三丁目	同上
82	同上	百姓 藤兵衛	壬生村	江戸屋九右衛門
83	同上	同 喜兵衛	(同上)	同上
84	同上	同 兵左衛門	(同上)	同上
85	同上	山城屋万助	伏見阿波橋杉本町	駿河屋与兵衛
86	同上	近江屋庄兵衛	東洞院御伊勢殿町	同上
87	同上	近江屋太助	伏見肥後町	同上
88	同上	八百屋清左衛門	大仏中仰屋町	同上
89	同上	万屋喜右衛門	東寺地内町	同上
90	同上	芋屋市良兵衛	(同上)	同上
91	同上	久我屋伝兵衛	油小路木津屋橋上ル丁	柏屋九兵衛
92	同上	柿屋善兵衛	伏見両替町	同上
93	同上	明石屋半兵衛	同 道後橋	同上
94	同上	荒物屋庄二郎	大仏馬町	同上
95	同上	くわへ屋七兵衛	鉄炮町七条下ル丁	同上
96	同上	芋屋藤兵衛	東寺出在家町	同上
97	同上	芋屋喜兵衛	八条中町	同上
98	同上	百姓 仁兵衛	西九条藤之木	泉屋儀兵衛
99	同上	同 吉兵衛	同 横町	同上
100	同上	同 伝兵衛	七条出屋敷靴屋丁	同上
101	同上	同 茂兵衛	餅屋町	同上
102	同上	丹波屋久兵衛	中堂寺	淡路屋伝七
103	同上	百姓 忠二郎	木津屋橋	同上
104	同上	百姓 惣兵衛	大宮八条	伊勢屋新七
105	同上	同 源兵衛	東寺田中	同上
106	同上	同 佐二兵衛	西九条村	同上
107	同上	同 喜兵衛	東六条	同上
108	同上	百姓 吉兵衛	伏見深草	伊勢屋作十郎
109	同上	同 亀	中堂寺	同上
110	同上	同 利兵衛	東寺	同上
111	同上	百姓 与兵衛	壬生村	井筒屋吉兵衛
112	同上	同 忠兵衛	(同上)	同上
113	同上	同 忠太	(同上)	同上
114	同上	同 四良兵衛	伏見七瀬川	同上

出典：「明和八卯年十二月廿二日ヨリ同九年辰二月晦日マテ 日次 坤」

であるから、図1の筆数に変化がなかったとすれば、ほとんどの町人の店前は立売市場に提供されていたといえる。もっとも、後述から明らかになるように、天明8（1788）年の大火を契機に町人の出入りがあったものと考えられるため、居屋敷の分統合があったことも十分考えられる。

さて、表1から判明することは、町家で最も多人数に店前を貸しているのは榊屋源左衛門であった。木戸の内外を併せて26名に貸与していることが知られる。次に貸与人数が多いのは沢治屋彦右衛門の16名であり、苺屋嘉兵衛がこれにつき13名となっている。ここでは114名の出荷者を数えることができるので、3名の店前だけで出荷者の約半数を収容できる間口があったと考えられる。表1に現れる町人名は、おそらく帯屋町の住人であったと推測できるが、断定するだけの史料は残されていない。しかし、人名が高倉通に面した帯屋町の北側から順に記されているとすれば、東側に榊屋源左衛門の店があったことは確実なので、苺屋、沢治屋は西側にあったと見てよいだろう。この点については、後に再びふれたい。

ところで、出荷者は全員で114名であるが、これらの肩書きに注目すると、屋号を持つ者が54名、「百姓」「出作り」と肩書なしの者の合計は60名となる。そもそもこのような出荷者が書き上げられた直接的理由は、奉行所による出荷者のうちの仲買商売の頭取者の調査命令によるものである。したがって、屋号を持つ者は奉行所がいうところの仲買商であったと考えられる。また、出荷者の住所からは、洛中の周辺部の町々や洛中に近接した西・南部の村々に居住する者たちであることが明らかとなる。とりわけ注目されるのは、後日に対立関係が問題となる五条問屋町や問屋市場所在地の者が出荷者として名を現していることであろう。問屋市場所在地内にも利害を異にする者がいたことを、ここでは確認しておきたい。さらに、表に現れる人名の者だけが出荷者すべてであったかどうかが問題であるが、明和9年7月の記述によれば、「百姓中、中買中、凡五百人余」とある。この数字にも根拠があるわけではないが、毎日のごとく市場へ野菜を運ぶことなく、主に生産に従事しながら時折出荷している百姓を考慮に入れば、右のような数字になるのではないかと思われる。

それはともあれ、錦高倉青物市場は、明和9年1月15日、五条問屋町の請願を受け入れた奉行所により、市場の営業を差し留められ、再開の運動の結果、2月晦日に冥加銀を年に16枚上納するという条件で再営業が認められた。これにより実質上、初めて青物立売市場が公認されたといえることができる。しかし、五条問屋町が冥加銀30枚を上納する代わりに錦高倉市場を差し留めてもらいたいという請願を行ったことにより、7月3日に再度開市を禁じられてしまった。

この五条問屋町との確執による市場差し留めに対して、錦高倉四丁町は、幕府代官や奉行所与力らの助言を受けながら、青物出荷者が居住する村々とともに市場再開の訴願運動を続け、ついに安永3年8月29日、冥加銀35枚を上納することで青物立売市場として公認されたのである。この際、錦高倉四丁町と訴願運動をともにした7か村（西九条・西七条・西塩小路・東寺廻り・上鳥羽・壬生・中堂寺）は一札を交わした。この一札は、錦高倉四丁町から7か村庄屋にあてたものであるが、そこでは冥加銀の上納について、年35枚の冥加銀は、出荷者が店前借用銀として町へ支払った代銀の中から四丁町が積み立てて置き、上納時（毎年末）に村方の指示を受けて村

方に納め、村方から奉行所へ納められるものとされている。店前借用銀は、訴願運動のさなかの安永2年6月23日、村方からの願いにより実現するようになっていたものである。それ以前には4～6文の「棒銭」⁶⁾が出されていたが、これは恐らく一荷につき礼銭として支払われていたものであろう。それを村方が店前の路上を借用するという形式に改めたものと思われる。そして、そのことについては、安永3年8月29日の町奉行所の申し渡し（市場公認）の際に、「右四丁町ニ而見世前借り受、前々通百性直売之義指免候」と述べるところからも、奉行所の意向でもあったことがわかる。また、この市場においては「問屋ケ間敷」ことは禁止しており、立売市場として維持されることが定められていたこともわかる。

## 二 錦高倉青物市場の動向

安永3年8月29日の申し渡しにより錦高倉青物市場は再開を許され、町方から壬生村ほか六か村に対して市場再開の運動参加のお礼として毎年各村へ差し出されていた酒6斗（後に1斗）も、寛政12（1800）年8月9日の寄合に際して廃止されることとなった。この寄合は、天明8年1月の大火によって町方が罹災したため、冥加銀上納を赦免されていたが、火災後10年余り経過したため以前の通り銀35枚上納するよにとの申し渡しがあり、それを受けて持たれたものであった。この寄合においては、村々が対談のうえ願書が提出されたが、そこでは火災後の状況を次のように記している⁷⁾。

乍恐火災後者町々家建も揃兼、明キ地面等多有之、夫々手作ニ而明キ地面へ青物作付候故、直売場へ之買人も寄り兼候故、自然と右場所へ百性とも持出候青物捌方甚不景氣ニ相成候故、近頃ニ而者右立売場四丁町へ立会候百性共も捌方薄く相成候ニ付、自青物持出候百性共も無数相成、唯今ニ而者火災以前之三四歩一通り之捌方ニ而、其上青物商ひ之義者前に錢極メ之義ニ而、是迎も已前は錢相庭も宜舗、当時錢相場下直成時節ニ而何角ニ指支等も御座候

すなわち、火災後の市場は町人の青物自給策や錢安相場のせいで衰微状態にあることを述べ、このような状況が続けば相続にも差し支えるという理由から、冥加銀を年15枚に減額してくれるように願ったのである。

この願書で注目されるのは、「七ヶ村惣代」の壬生村庄屋九郎右衛門・中堂寺村庄屋半左衛門および「錦高倉四丁惣代」の年寄伊右衛門に加えて、「百性商人中惣代宗兵衛・同吉兵衛」が連署していることである。「百性商人中惣代」の名称は、それまでに提出された多くの願書にはなかったものである。ところが右の百性商人中惣代願書により、青物を生産・販売する百姓商人た

6) 「棒銭」は、前掲拙稿では「棒銭」と解説している。原文では「棒」と「捧」は明確に判別しがたく、どちらにも読める。しかし、青物荷を担ってきた天秤棒を象徴するものと考えた方が適切ではないかと考え、本稿では「棒銭」と改めておく。いずれが正しいかの結論は、留保しておきたい。

7) 「錦小路高倉市場 商人名寄帳 市場一件之 写」。これは外表紙の題であり、内表紙に「安永三年甲午八月廿九日 錦高倉青物直売御免留書」とある冊子に収められた文書の写しである。以下の叙述は、特に断らない限り、ここに納められた史料による。なお、この願書とほぼ同一のものが北村論文に全文翻刻されている（北村貞樹「近世市場形成期に於ける二つの道－錦高倉蔬菜市場を中心とする覚書－」、『大阪大学経済学』第5巻第3・4号、1956年）。

ちが仲間組織を結成し、惣代を選出するようになっている事実を確認できるのである。

このような組織が「丸札」「半札」という札を所持した百姓商人たちによって構成されていたことは、「青物市場商人顔付写」（寛政12年12月付）によって事情がある程度明らかになる。これによれば、「丸札」に直して「貳百六拾枚」の札が存在したことがわかる。例えば、「壬生上組」には丸札が22枚あり、「壬生下組」には丸札22枚と半札が15枚あった。史料では丸札を所持しているとされる百姓たちが75名、半札の者が95名（他1名は不明）書き上げられており、小計では171名となっている。それぞれの「組」が持つ丸札・半札には欠員も見られ、また、「外・外仲間」とする札にも丸札・半札がある。丸札と半札にはどのような権利の差があったのか、組ごとの配分はどのように決められたのかは、全く分からない。しかし、寛政12年時点で錦高倉青物市場への出荷と販売は、札を所持する百姓商人たちによって運営されていたことは疑いを入れないものである。このさい、町方の「升源・大次・扇権」は、3軒で「錦組」として丸札1枚とされており、この点、後述のように町方の優位性の低下を示すものである。

また、百姓商人仲間が組に分かれていたことは明らかであるが、史料では「壬生上」「壬生下」「中堂寺」「西塩小路」「西九条」「西七条」「東寺」「鳥羽」「田町」「四ツ塚」「下川西」「長楽寺」「聚楽」「五条」「上伏見」「下伏見西」「東塩小路」「河原町」「不動堂」「ふしみ大亀谷」「錦」「西京」の22組を数えることができる。これらの組は、表1に現れている出荷者の居住地を網羅している状況を反映しているといえよう。

さて、先の願いは聞き届けられることなく返却されてしまったため、8月16日に改めて出願した。そして、12月13日にも再度願書を提出して減額を願った。その願書では、火災後は不景気が続き、以前のように6・700人もの立売人が罷出ることなく200人程度に減少し、かつ四丁町での売場も二丁町の間立ち並び売ることも出来ない状態であることを述べ、このような状態では年貢上納にも支障が生じることになり、冥加銀を18枚上納することにしてもらいたいと願っている。また、売り場は高倉錦小路上る町と、下る町の二町にすることを許可を求めている。もっとも、好況になれば銀35枚上納するとも言っている。この願いは、享和元(1801)年11月23日に聞き届けられ、前年分より銀18枚の冥加銀上納に改められた。18枚の冥加銀は、「町分商人」と村方が半銀づつ出銀し、七か村惣代方へ「年行事」より差し出し、惣代が上納することとされたのである。

さて、この冥加銀上納で注目されるのは、安永3年に市場再開が実現したおりの取り極めでは、村方の指図次第に四丁町から村方に出銀し、村方から上納することとされていた。町奉行所もそれが百姓直売りの条件としていたのである。しかし、この度の納め方を見るならば、「町分商人」と村方が半分づつ上納するように命じられている。

史料では「庄屋惣代壱人、商人惣代壱人」が「兩人二而相納」とあり人名は記されていないが、半銀を出す「町分商人」とは錦高倉四丁町の商人のことであろう。したがって、このことから錦高倉四丁町による市場運営の主導性は失われ、在方七か村と百姓商人、とりわけ後者が新しい勢力として台頭したものと考えられる。その理由の第一は、やはり天明の大火による錦高倉四丁町の罹災と、そのことによる町方経済力の衰退が考えられる。市場の維持運営は、罹災しなかった

在方による主導力の逆転現象として結果したものと思われる。

享和元年12月、冥加銀上納方法の改正が行われたのと同時に次のような一札が認められている。

一札

一、錦高倉四丁町之間店先、商人中立売場所ニ借シ置申上候ニ、家別銘々渡世之表たりとも、右市場相済候迄ハ一切為出申間鋪候、乍併升源、扇権、大治、右三軒者前々より八百屋渡世ニ付、此度以相對商人仲ケ間へ加入被致、店先二間之間売場ニいたし候、右之外塩物者勿論何商売ニよらず店先へ一切為出申間鋪候、仍而一札如件

享和元年西十二月

高倉四丁町惣代

年寄 伊右衛門

五人組 利兵衛

同 久兵衛

同 清兵衛

七ヶ村庄屋中

同百姓商人惣代中

この一札に記すところによれば、錦高倉四丁町の商人の店先は青物立売場所として貸与されており、青物売買（市場）が営業を済ませるまでは、自分の商売のために利用しないこととされている。しかし、升源、扇権、大治については以前から八百屋渡世であったことを考慮して、店先の2間を売場とすることが認められている。しかし、それは3軒が「商人仲ケ間」に加入することによって許された行為であったと判断される。この一事を見ても、七か村と百姓商人が錦高倉市場に対して占めた特権の大きさを知ることができる。3軒の八百屋も「店先二間之間売場」に制限され、商人仲間へ加入することでようやく営業を許される状況に追い込まれているのである。それゆえ、以前より四丁町の主たる商売であった塩物販売などですら閉市後に行うことを余儀なくされているのである。そして、かかる一札を受けて七か村惣代・百姓商人惣代は、四丁町町中に対して「万一口論ケ間鋪義有之候ハ、早速仲ケ間中より取鎮」めることを約束する一札を差入れている。「口論ケ間鋪義」の「取鎮」めについても、以前は町方が「御村方世話掛申間鋪候事」と取り決めており、主客が逆転していることを確認できるのである。

ところで、同時に「惣商人中」は「御村方庄屋中様」宛で一札を差し出しているが、それによれば、冥加銀は、火災以前は「日々棒銭六文之内ニ而町分ニ預ケ置」き、12月納めの節に町分から村方へ取り寄せて上納してきたが、この度は「棒銭五文之内ニ而冥加銀半銀日々預ケ置」き、納めの節に取り寄せて、「都合拾八枚」は商人方から村方年番へ差し出すと約束している。このさい、「不寄何事市場之義ニ付、御入用御座候ハ、町商人双方より急度相立、村方庄屋衆へ少しも御難掛申間敷候」と述べているところから、市場に関しては四丁町と百姓商人が責任を負う主体となっていることを知ることができる。しかし、主導権が百姓商人側にあったと思われることは、前述の通りである。この一札で連署している「仲間惣代」は、以下の通りであった。

壬生村惣兵衛・西九条村吉兵衛・壬生上組八左衛門・同下組庄兵衛・中堂寺茂兵衛・西九条勘七・東寺吉郎兵衛・西七条庄兵衛・西塩小路嘉平次・鳥羽政次郎・聚楽伊兵衛・西九条源七・西院（人

名脱)・下川原西吉左衛門・四ツ塚伝四郎・大宮田町太兵衛・不動堂久兵衛・東塩小路清兵衛・川原町弥兵衛・五条次郎助・伏見上組惣代利兵衛・同西組惣代吉兵衛・同大亀谷惣代九兵衛・長楽寺伝兵衛・西八条村太兵衛

上述の組名と若干異なる名称があり、とりわけ「西京」の代わりに「西院」が見られるが、これは地域的に考えても同一異称ではないかと思われる。

また、「組合世話年行事・商人惣代」は二年交代で順廻されたが、その際、「上壬生・下壬生」「中堂寺・五条」「西九条・伏見」「東寺・不動堂」「鳥羽・下川原・四ツ塚」「西七条・東塩小路」「西塩小路・河原町・大宮田町」が小地域ごとの組合であった。

同時に町中からも同文の一札が庄屋中宛に差し出されたようであるが、そのさい町中の間口が記されている。そこに上げられた人名と間口は表2の通りである。

史料では、「間口」と「表口」の表記が見られるが、同一の事ではないかと考えられる。また、それぞれに即して本稿では小計をしているが、史料では総計して「メ百拾貳間」とされている。ここに記された人物はすべて帯屋町の商人ではなく中魚屋町・西魚屋町の者を含んでいるが、屋敷地がどのようになっているのかは定かにできない。ただ、表1に現れている店前を貸している商人名とほとんど共通しないことが判明する。このことから、天明の大火を挟んで屋敷地所有者の入れ替わりが激しかったことを推測できる。ともあれ、この時点では、上記の商人の店前が青物市場に提供されたことは確実であろう。

また、文化2（1805）年2月18日改めの「錦小路高倉市場四町名印鑑」なる史料にも間口が記されている。それを表2と比較すると、「材木屋七郎右衛門」の名前は見えず、替わって「二間

表2 錦高倉町店前貸間口(享和1年12月)

間口	貸人名	表口	貸人名
3間半	材木屋七郎右衛門 代高宮屋平助	3間	近江屋小八
3間	浜田屋藤松	2間	河内屋清兵衛
2間	美濃屋吉兵衛	6間半	近江屋久兵衛
1間半	淡路屋伝七	20間	升屋源左衛門
2間半	奈良屋三郎兵衛	2間	升屋源左衛門(錦通東入る)
3間	井筒屋幸次郎 代近江屋伊兵衛	15間	近江屋宇兵衛
3間	糀屋利兵衛	1間	近江屋宇兵衛 代---
4間	清水屋次兵衛 代平野屋三右衛門	2間	槌屋喜右衛門
3間	津国屋権兵衛	15間	誉田屋久右衛門(錦上る東側)
		2間	誉田屋久右衛門
		3間	大黒屋源助(西入る北側)
		15間	大黒屋源助(西入る西側)
25間半		86間半	

出典：「錦小路高倉市場商人名寄帳 市場一件之写」

半「平野屋三右衛門」の名前が見える。間口は差し引きすると一間減少したかに思えるが、「升屋源左衛門」の20間が21間半となっており、逆に半間分貸与する間口が増えているのである。これらの総計112間半の間口を持つ商人たちが「立売持場所持主」であり、その店前で青物立売市場が開設されていたのである。高倉四丁町は、もしこの持主が替わることがあったならば、その節には七か村惣代に届けることを約束している。

さて、文化8年12月に5か条からなる「定」が「高倉市場商人惣代中」に宛てて認められている。「定」の規定自体は、市場商人として守るべき一般的事項であるが、差出人として「不動堂表惣代」3名と「二条惣代」3名が連署・捺印していることが注目される。不動堂村には従前より商人がいたことは明らかであるが、「二条」の商人はこれまで見られなかったものである。したがって、「不動堂表」と記す商人仲間もこれまでの「不動堂」の仲間と同一異称なのか新規参加者の仲間なのか定かではないにせよ、「二条」は明らかに新規参加の商人仲間であろう。そうだとすれば、百姓商人たちの錦高倉市場への参入が増加していることを示唆するものといえよう。

ところで、五条問屋町においては、文化11年7月3日、青物売買仲間の取り締まりのため、この市場限りで仲買一統が連印した「問屋名前帳面」を奉行所に提出している。この帳面は今に伝わらないが、問屋・仲買が共存する市場であるがゆえに、相互規制が厳しかったものといえる。ここでの仲買は、問屋町五条下の一・二丁目の「店江市立仕候仲買渡世之者共」を対象としており、作成の理由は仲買たちには「是迄仲ケ間も無之不取極之義共有之候」ためであった。これは問屋による仲買規制の強化策であるとみなすこともできるが、冥加銀を提出して株仲間として公認されていた問屋が、町奉行所の威を借りて規制せざるを得ない程に仲買勢力が拡大していることの反映であると考えられる。

この五条問屋町における動きに対して奉行所は、錦高倉市場も「類商売」をしている町方なので「自然差支之儀茂無之哉」と尋ねている。その際、「青物市立仕候高倉通錦下ル町、同上ル町、同所東へ入町、右市立引請町」の代表として帯屋町「年寄利兵衛、五人組久兵衛」は、「七ヶ村青物商売いたし候者、末々青物持参、当町内におゐて市立致し売捌」いているため、七か村に掛け合ったところ、五条問屋町二丁限りの商売のことであり差し支えないとのことであると返答している。錦高倉市場が七か村中心の立売市場であることの意識に変わりはないのである。ただ、「市立引請町」として「高倉通錦東へ入町（中魚屋町）」はあるものの、西へ入町（西魚屋町）の名が見えないことは、表2の「大黒屋源助」たちを考えると不正確ではないかと思われる。

### 三 二か所仲買排除の動き

錦高倉市場に青物を出荷していた百姓商人たちは、錦小路高倉西入る西魚屋町にある薩摩藩屋敷に上使が到着・発駕する両日のみ市留めとなることを除き、毎朝五つ時から四つ半時まで営業をしていた⁸⁾。開市の刻限は惣代と相談して決められ、右の刻限は可変的なものであった。しかし、

8) 本節および次節の叙述は、特に断らない限り「文政式己卯年八月吉辰 青物市場用留御公用并入札掛且店方且諸控留 伊藤氏」に写された史料による。

「正昼」には全員が引き上げるように村方惣代が指導していた。また、上使逗留中は「溝きわより式尺斗外ニ杭を打込」み、「東西側とも上下へ繩を張、此繩張より外へ荷物出さる様」にし、「市終候へハ直様繩張・杭とも取払」わなければならなかった。さらに、日覆い・庇の類も取り扱うこととされていた。もっとも、右の次第は文政5（1822）年4月から5月にかけての上使逗留時の記録であり、当初から変わらずそうであったかどうかは不明である。このように、秩序だった市場が開かれていたように見えるが、やはり内部には紛議の火種が存在していた。そのことが露呈したのも文政5年正月のことであった。

前年冬以来、「川東八百屋一統」が「錦東店八百屋」を頼んで市惣代に歎願したいことがあると寄り合いを数度持った。それは次の2通の「一札」から事情が判明する。

一札

錦高倉青物立売市商人より八百屋得意先へ代呂もの持参致、商内致候者有之、八百屋売さきおのつから手せはに相成候二付、右直売之儀相止メさせ呉候様、八百屋方より被申出候二付、此度惣代一統相談之上、已来此方向高倉市立中買之者よりも、右八百屋売さき料理屋杯へ代呂物持参致直売之儀、已来急度為致申間鋪候、為後日之一札、依而如件

文政五年壬午正月

錦高倉市場商人之内

五条問屋町惣代

近江屋次郎助 印

右同断惣代

錦高倉市場

万屋与右衛門

惣代 伊右衛門

嘉平次殿

但し、此伊右衛門ハ三哲烏芋や也、嘉平次ハ塩小路也

一札

一、錦高倉青物市立売商内之儀者其場所限り之商内ニ致可申之所、八百屋売さき江代呂もの持参いたし商内仕候者有之候二付、此度市惣代衆中より尚又已来右之趣不相成候様被申出、則其許方より一札御差入被下候上者、右市場所限り之商内而已ニ仕、他行料理屋杯へ代呂物持参いたし商内、已来急度致間鋪候、為後日之連印一札、依而如件

文政五年壬午正月

錦高倉市場立売商人

五条問屋町

津国屋与三吉

錦高倉市場立売商人

(以下、9名略)

五条問屋町

惣代 近江屋次郎助殿

万屋与右衛門殿

「川東八百屋一統」の嘆願は、他の史料の記述とも併せて読むならば、問屋町仲買の者が円山・下川原・祇園新地近辺の料理屋などへ直接青物を販売することを禁止してもらいたいということであった。当該地域は川東八百屋の商圈であり得意先が多かったのであろう。ところが、問屋町の仲買商が直接青物を販売するという事態が生じ、それは小売商の商業権益を侵害するものであるため、規制を求めて「市惣代」への取次を依頼したと思われる。

この動きの中では、錦高倉の八百屋は「東店」・「西店」と二つに区別されていたことが分かる。東西の区分は、おそらく高倉通りの東側か西側かの違いであろう。内済後持たれた寄合には、「東店六人」「西店」二人が出席し、西店の他二人は欠席とされていることから、おそらく10人の構成員であったのではないかと思われる。また、後者の「一札」からは、問屋町の「錦高倉市場立売」仲買の者は惣代を含め12名であったことも明らかとなる。

この一件では、仲買の者があっさりとし惣代の指示を受けて川東地域への青物直接販売を自粛することを了承しており、組織の統制が有効であるように窺える。しかし、仲買商による商業権益や商圈の侵害は、決して一過性のものではなかったと思われる。文政8年末に生じた事件は、そのことを示すものといえよう。

12月26日朝、不動堂・五条問屋町の仲買惣代として兩人づつが帯屋町年寄方を訪れている。彼らが述べるところによれば、23日に市惣代である西七条村藤喜・塩小路村嘉平次が以下のように告げた。

村方不景氣ニ而御上納年貢等不都合ニ付、是迄七ヶ村之者共売捌候青物、此後壺荷之物者式荷ニいたし増荷致方、左候而者場所せはく候間、右式ヶ所之仲買衆立売之義断申度、則来春二日之初市より場所明ヶ候やう、尚悉舗事者村方庄屋ニ而聞取呉候

この申し渡しは、しかし、七か村以外の他村からも出荷人がいるにも拘わらず二か所の仲買のみが排除されることになり、当惑した挙げ句に村方への掛け合いを依頼してきたのである。

この件については町方も承知していなかったため、両所の者と寄合を開催した。そこで町方からは、両所のみを場所を空けてもらいたいというのは、年貢上納に不都合であるとか増荷のためだとは思えない、むしろ「年来之宿意を持込候而之事」ではないかとの判断が示された。それゆえ、両所から庄屋方へ直々内談することとなり、両所は七か村年番である東寺廻り・鳥羽村庄屋などを順次訪れ掛け合いに及んだ。翌29日には町方でも伏見や川原町の連中と話し合いをしたり、問屋町とも連絡を取ったりして、村方へ掛け合う心づもりに決していたおり、両所に庄屋方からの連絡が入り、東寺庄屋弥平次・同所惣代に面会したところ、七か村が内談した結果、これまで通り初市立をしても構わないとされた。

結果的には数日で解決した五条問屋町・不動堂仲買排除運動であったが、なぜ特定の二か所だけが対象となったのだろうか。そのことを明らかにする史料を掲げよう。

此度右式ヶ所之中買を当市立差止メ度存付候者村々ニ有之趣、其訳ハ丹波より他国もの入込候荷物、五条問屋又者不動堂問屋杯へ参候荷物、途中ニ而出買いたし候者有之候処、右ニ而者右式ヶ所之問屋迷惑ニ及、当夏已来公辺ニ相成、右途中ニ而出買致候者被召出、已来問屋

共へ參候荷物、途中ニ而出買不相成候趣嚴敷被仰渡、然ル処、是迄出買致来候者と問屋と相對之上、已来ハ出買いたし度候ハ、壺荷ニ付三拾貳文宛、買候ものより問屋方へ口錢を遣ス約速之趣ニ而、日々丹波口江問屋より出張之人出テ有之、是迄出買いたし候もの勝手悪敷相成候をうらみ、右式ヶ所之仲買ともハ同所問屋ニテ代呂物買入、当立売場ニ而売捌之仲買五、六十人斗も有之事故、此者とも当市場差止メ候へ者、差当たり問屋之者とも迷惑いたし、右出張之人ニ而も差扣候様之振合ニも可相成、又壺ツニ者右仲買之者ハ、当市場所柄ニテ此方軒上場を問広取居候義杯を恨ミ、稀ニ立売ニ參候ものとも七郷之立売場所へ差扣へ置候を、無遠慮よき場所を広取候杯をねたみ、町方七郷庄屋等へも不及沙太ニも、時之惣代と申合せ、私欲をめくらし、時節柄諸ヲ混雜、町内迄も騒候段甚以人氣悪鋪取斗候処、庄屋向ニテ賢察有之、おたやかに初市も一統打揃候やう取片付られ候段、尤ニ候事、元来、右様式ヶ所迎も年来当町内ニテ商内致来候者、俄ニ御年貢上納不都合万端ニテ七郷之者売場所廣ク致度杯と申出差止メ候とも、町内家々軒下之事ニ候へハ、壺番ニ町内へも相談も可有之処、余り勝手儘成申出方、品ニ寄候ハ、急度村方へも町方より引合ニ及度次第ニ候処、まつ事濟重畳々々

この史料からこのたびの五条問屋町・不動堂仲買の排除の動きには、二つの遠因があったことが判明する。それらは、村々に共通する想いであったことも冒頭の一節に読みとることができよう。第一には、出買衆の「うらみ」であり、第二には稀に立売りに来る者の「ねたみ」である。

第一については、両所の問屋へ運ばれる青物荷物を途中で「出買」するものが多くなったため、これを禁止するべく町奉行所へ出訴し、出買行為の差し止めの裁許を受け勝訴となっていた問屋自体が、口錢を取ることで行為を追認していたことがわかる。問屋は丹波口へ出張人を派遣し、厳格に口錢を徴収したのであろう。そのような問屋を困らせるために、問屋がいる五条問屋町と不動堂の仲買に犠牲を強いたのである。しかし、このような行動は、現実に出買衆の中には両所だけではなく七か村の者もいたということを示している。なぜなら、百姓商人の中に出買衆がいないのであれば、「うらみ」は出買衆に向けられるべきものであろう。ところが、五条問屋町・不動堂の問屋に対する「うらみ」は、その地の仲買に対する立売市場からの排除という手段を通じて晴らされようとした。この限りで、両所の仲買たちは犠牲者でもあった。ただ、史料では両所の仲買で錦高倉市場で立売する者が5, 60人存在すると記すことは、事実なのかどうか定かではない。

第二については、立売市場の荷捌き場所が「七郷」のものと「仲買」のものに区別化され、後者が広く場所を占有していたことを推測させる。それは、明和期（表1）における店前出荷人は百姓・仲買が混在している状況であると思われるところから判断すれば、新しい形態であるといえる。とはいえ、このことは確定できる材料を欠き、断定は留保せざるを得ない。また、七か村から「稀ニ立売ニ參」る者の存在が明らかであるが、彼たちと前述の札との関係は不明である。しかし、本来的にこのような百姓たちの営業行為は許されているものではないだろうか。

第一・二点で示された「うらみ」や「ねたみ」の存在は、一方で問屋に対する仲買・百姓商人

たちの勢力拡大の実態を示すものと考えられる。しかし、他方ではそのような惣代を頂点とする百姓商人仲間であっても、七か村庄屋と町方の意向を無視、否定するまでには至らず、庄屋の指導に従うことで立売市場の維持が図られていることも明らかであろう。そして町方は、営業権益の弱体化は否めないとしても、店前を貸与しているという一事において優位性を保とうとしている。「町内家々軒下之事ニ候へハ、壺番ニ町内へも相談も可有之処、余り勝手儘成申出方」とする一節は、町方のそのような意識の反映であろう。

#### 四 立売市場の青物商い

錦高倉市場をめぐる町方、村方、商人仲間、仲買などの動きは、上に述べた時期以降、具体的な相互関係については史料の制約から明らかではない。その中において、次の史料は青物商いに関する新しい事実を知らせてくれるものである。

一、天保八年西五月十六日、貝屋町大治郎之跡玉喜と申八百屋、札付商ひいたし候ニ付、不案内之段、前々此市場ニ而札付之義者不相成ニ付、早々札引可申段、惣代ともより及引合ニ候得とも、兎角利不尽成事而已申、取用ひす、不得止事呼寄、立合之上、為申聞札引させ候事

市惣代  
           東寺      甚兵衛  
           西九条   安兵衛  
 市年寄  
           淡治屋久兵衛  
 町年寄  
           茂右衛門  
           店  源七

但し、得心之上、跡ニ而玉喜へも一献催ス

右の史料で注目されるのは、「札付商ひ」についてであろう。貝屋町で新たに八百屋商売を始めた「玉喜」が商品に「札」を付けて営業した行為が咎められている。この「札」とは値札と考えられるが、値札をつけて青物販売することは、この市場では以前から禁止されているという理由で、札の撤収が勧奨され、交渉のうえ実行されたことがわかる。値札が禁止されていたということは、当市場での青物販売は相対価格でされるという商業慣行の下にあったということであろう。しかし、購入者の立場から見れば商品に値札が付いている方が利便であり、客観的公平さを知ることができよう。このようなおり、天保13年5月2日にも町触が發布され、その中の一条には次のように認められていた⁹⁾。

一、生肴、塩肴、野菜、干物類、其外何〔品〕によらず店あきなひ之品者、夫々直段之札出し置可申候

9) 京都町触研究会編『京都町触集成』第11巻555号、岩波書店、1986年。

この触により、とりわけ食料品を中心に値札をつけた販売が一般的になっていったと考えられる。また、値札は「往来より見へ易キ程ニ相認」め「小ク候而見へかたき向」は禁じられていた¹⁰⁾。もちろん、この販売は小売りを対象とするものと考えられ、玉喜を規制した市惣代たちではあったが、触の趣旨を受けて「此方青物店茂直段札出し候事」と記録に留めている。このように、錦高倉四町の従来からの営業のあり方にも徐々に変化は見られたのである。

嘉永5（1852）年正月、株仲間再興令に関わる奉行所からの尋ねに答えた口上書では、「立売百性共年々人数相減し、当時二而者漸百人斗御座候」と述べ、株仲間解散令により冥加銀上納も免除されたため、棒銭も「青物壱荷ニ付二文、三文つゝ差置帰候者、又者無銭ニ而罷帰り候もの茂有之」と、一見すると衰退状況にあるかのような返答をしている。

しかし、文久3（1863）年刊行『花洛羽津根』二¹¹⁾には、「高倉通 此通四条上ル町、毎日青もの市あり」と記され、立売市場の機能が維持されていた。また、同4年刊行『都商職街風聞』¹²⁾には、「青物問屋」3名（五条問屋町1・不動堂2）と「錦高倉角 榊屋源兵衛」を含む「青物店」13名の名前が見える。

このような青物立売市場・商売であったが、元治元（1864）年7月、洛中は禁門の変による罹災を受けることとなった。その後の錦高倉立売市場の復興の過程は、ほとんど不明である。しかし、明治5（1872）年の職業構成によれば¹³⁾、四町の住民は次のようであった

- 帯屋町 【大工（4）、桶細工、籠細工、蠟燭】【魚料理、諸金物、小銭両替、諸人形、塩肴、青物料理、干物、竹波、紙、薬種、荒物、青物、豆腐、味噌・粉、白米、餅、湯葉、青物・塩肴、麺類、玉子・呉服太物】【仕立物（3）・按摩（2）、諸道具貸物（2）】
- 貝屋町 【鍛冶、縫、湯熨斗】【酒、麩・蒟蒻、干物（3）、粉類、寄宿、豆腐、薬種、呉服、道具、墨筆、唐端物、料理】【仕立物、悉皆渡世】【医術、筆道、同助教】
- 中魚屋町 【魚鳥（18）、塩肴、乾物（2）、玉子、穀物、青物（2）、米、粉、菓子、煮売、煙草、薬種】【魚鳥（3）】
- 西魚屋町 【左官、籠細工、湯熨斗、養老絞、染物】【金幅太物、材木、塩肴、足袋、麩・うどん粉、両替、干物（4）、菓子（7）、古道具、清酒（2）、鱈、味噌・麩、寄宿、三遊物、餅、煙草、古手、小間物、料理肴（4）、善哉餅（2）、鳥料理、湯葉】  
【湯屋、貸物、本弓射場（3）、按腹、揚弓、髪結、奥行（2）】

これらの職業者は、借屋層も含まれていると見ることができる。個々の職業や居住者の雑多性について興味深いことがあるが、本稿では帯屋町・中魚屋町に青物商がいたことを確認しておくに留めたい。いずれにせよ、錦高倉青物市場は、「大正三年（一九一四）六月道路使用禁止の爲め当業者の大部分が仏光寺市場に移転したに拘らず、一部分は尚ほ当所に残って道路上の立売を

10) 同上、557号。

11) 新撰京都叢書刊行会編『新撰京都叢書 第二巻』所収、臨川書店、1986年。

12) 同上 第八巻所収。

13) 日向進前掲書185頁所掲表参照。括弧内は人数、括弧のないものは1名。【 】は工・商・雑・その他の括り。なお、中魚屋町の「雑」にある【魚鳥（3）】は行商人と推定されている。

継続」¹⁴⁾していたことは事実であり、幕末～明治期の実態の解明が必要であろう。

## 結びにかえて

以上、錦高倉青物立売市場の天明大火後の実態の一斑を明らかにしてきた。このような錦高倉立売市場の推移を北村貞樹氏は、「『農民』対『地主=在郷商人高利貸資本並びにこれと結びついた都市商人』との対立関係で説明し、後者が前者を凌駕したことにより、立売市場は「農民的市場としての性格を失い、商人的市場化・問屋市場化の途を辿る」¹⁵⁾と結論づけている。しかし、本稿で示してきた史実は、このような解釈は正しくないことを明らかにしている。少なくとも北村氏の議論は、前述の享和年12月の史料の提示をもって終わっているのである。

文政期になると問屋市場所在地の仲買たちを立売市場から排除しようとする動きが顕在化するようになる。これらの動きは、仲買による小売商の営業侵害や丹波国からの青物荷に対する出買者の登場や問屋層の衰退といった新しい事態の発生が底流にあったものと考えられるのである。このような動きを掌握するためには、青物生産と販売の実態を含めた検討が必要であろう。

また、本稿ではもう一つの青物立売市場である上の店市場については全く触れることができなかった。この市場の動向を理解することなくしては、近世京都の青物立売市場の実態を説明したことにはならないのであり、今後の課題として残されている。さらに、壬生村では、錦高倉市場に青物を出荷する一方で、「坊城通四条角市小屋」において「例年之通、青物市」を4月から11月まで開いていることが明らかなのである¹⁶⁾。この際、安永7年は5月2日から、寛政4年には4月20日から11月2日の期間開かれている。この青物市は奉行所に届けて実施されているが、いつ頃から開始されたものなのか、期間限定の臨時市だとしても、出荷者が壬生村村民に限られた野市なのかどうかなど、その実態は不明である。近世期の野市の解明もまた今後に残された課題である。

14) 京都市社会課『市場の沿革』38頁、京都市社会課、1923年。

15) 北村貞樹前掲論文。なお同様の理解は、『京都の歴史 5』第6章(学藝書林,1973年)の叙述にもみられる。

16) 公益財団法人三井文庫所蔵「御公用万留帳」(C241・243)。

## 小高から中村へ

### — 戦国武将相馬義胤の転換点 —

岡田清一

#### はじめに

慶長16年（1611）12月、相馬利胤は、南奥浜通（太平洋側）の小高城（福島県南相馬市小高区）から、その本拠を中村城（相馬市中村）に移した。相馬中村藩の年譜「利胤朝臣御年譜¹⁾」同月2日条には、「小高城ヨリ宇多郡中村ノ城江御移、此年七月ヨリ中村ノ城新成、同冬御普請成就、御在城ヲ被移」とある。

相馬氏は、下総国相馬郡（茨城県取手市・千葉県我孫子市）を本貫地とする御家人で、鎌倉時代末期の元亨2年（1322）7月以前、相馬重胤が移住したことに始まる²⁾。下総国に残ったいわゆる下総相馬氏に対し、奥州相馬氏と俗称される。爾来約290年間、一時、牛越城（南相馬市原町区）を本拠としたこともあったが、基本的には小高城に拠って浜通北半を中心に支配した。その奥州相馬氏が小高から移り、以後、明治維新に至る約260年間、相馬中村藩の本拠となるのである。この間、改易処分という不遇があったものの、中世以来、明治維新まで一度の国替えもなかった全国的にも希有の存在であることを標榜している。

この中村城移転について、『相馬市史1』（1983）は、「（小高城は）対伊達防備に不利であるなどの理由から、十一代利胤のとき、宇多郡中村に大規模な築城工事を起こした」とあり、あるいは「半世紀以上にわたる北方の雄、伊達氏との抗争を十分意識しての築城」などと、仙台藩、とくに伊達政宗との緊張関係のなかでの移転であったことが強調されている。さらに、「六二万石に対する六万石の抵抗は、とうてい武力だけかなう筈もなく、・・・いわゆる武士道精神が要求され・・・野馬追の隆盛もその一つの現れ」というかたちで、いわゆる「野馬追い」が盛んに行われた背景にもなっている。

それは、移転時の藩主利胤の父義胤（外天）が没した時、その遺体は甲冑を帯び、北方に向かって埋葬されたとの「義胤朝臣御年譜³⁾」寛永12年（1635）11月16日条とも関連して、仙台藩・伊達政宗を意識するなかで、中村城移転も評価されている。しかし、義胤の評価、あるいは中村城移転は、仙台藩や政宗を意識しただけの行動であったことには疑問も多い。

近年、義胤の発給文書を整理・検討するなかで⁴⁾、義胤の評価も変わりつつあるが、それは中

1) 相馬中村藩の年譜で、原本は相馬家蔵。佐藤高俊氏による筆耕本144冊が相馬市図書館に架蔵されており、天正9年（1581）～延享2年（1745）までが『相馬藩世紀』第一・第二として続群書類従完成会から刊行、現在は八木書店が取り扱っている。

2) 拙著『中世相馬氏の基礎的研究』（崙書房、1978）

3) この義胤は利胤の子にして、長門守義胤（外天）の孫に当たる。

4) 拙稿「相馬義胤の文書と花押」（野馬追の里原町市立博物館『戦国時代の相馬』所収、2005）、「相馬義胤の文書と花押再考」（『南相馬市博物館研究紀要』第12号、2010）

村城移転に対する評価に再検討を求めることにもなるはずである。こうした視点から筆者は、太平洋の海上交通を前提とした中村城移転を指摘することがあった⁵⁾。しかし、ここでは近世資料と近代の迅速地図に見られる地名などからの考察が中心となり、当該期の政治・経済状況からの検討については紙幅の関係から割愛せざるをえなかった。そこで本稿では、こうした社会的背景のなかから、中村城移転が、相馬氏・相馬中村藩にとっていかなる目的をもつものであったかを考えていきたい。

## 1 本拠移転の経過

### (1) 村上館への移拠計画

相馬氏の本拠移転は、慶長16年の中村城移転が初めてではない。後代に編纂された史料ではあるが、『奥相志』（『相馬市史4 資料編1』1969）に、

村上館・古館

古壘高く蒼海に臨み、潮沼西に回り北に川流ありて最も要害の地なり。故に先君義胤公、将に小高城より転じてこの地を相す。慶長元丙申年経営土工已に成りて、良辰をえらび、明日将に殿柱を建てんとす。忽ち火災ありて材木尽く灰燼となる。以て不祥となしすはち之を廢し、遂に牛越城に築けり。

とある。

この村上（南相馬市小高区）への移転については、江戸期の史料・絵図を用いて指摘した⁶⁾。すなわち、中世以来の根本所領であった村上には、江戸期のことではあるが、その北に位置する小高郷塚原村に「郷中の年貢を大船に積み、当海より東都に運送」するための「蔵院」が置かれ、そのあいだを流れる小高川の河口には、「湊 幅十間、深さ四尺。……空船出入す」が存在した。村上は、対岸塚原に「蔵院」＝年貢米の収蔵庫が置かれ、小高川の河口には年貢米を江戸間で搬送する積出港を一望できる、まさに「要害の地」であり、近年指摘されてきたところの「海城⁷⁾」としての性格を想定したものであろう。こうした海上交通の拠点としての地域性が、本拠移転の背景にはあったのである。

### (2) 牛越城移転と泉氏

村上への移拠は、結果的に実現せず、「利胤朝臣御年譜」慶長2年（1597）条に、

一、同年、小高城ヲ転ジ、行方郡牛越ノ城江被移、

牛越ノ城、以前ハ小屋掛ニ而城番拾人被置、本城ハ長野一露齋、南館ハ相良肥前、番人小幡四郎兵衛・伊賀空助・長野右馬允・宮下宗八郎・渡部近右衛門、外ニ三人名元不知、牛越御在城ノ節、例年野馬追ノ時、野馬掛共ニ牛越ノ城下ニ而相濟、

5) 拙稿「中世南奥の海運拠点と地域権力」（入間田宣夫編『東北中世史の研究』上巻所収、高志書院、2005）

6) 註5前掲拙稿

7) 滝川恒昭氏「戦国期江戸湾岸における『海城』の存在形態」（『千葉城郭研究』第3号、1994）

とあるように、牛越城への移拠が行われた。

牛越城は、新田川の上流水無川に面した標高70^尺の山上に築かれた城館であるが、直線距離にして6.5^{キロメーター}の新田川河口には、小高川と同様に「大磯の湊」が機能していた。この湊が、いつまで遡るのか断言できないが、その下流に位置する泉廃寺遺跡は行方郡衙に比定され、古代以来、行方郡の中心的地域であった。

また、明治19年の字切図「行方郡泉村全図」から確認される宮前・町・町下・町池などの小字からは、この地域が都市的場であったことを推測させる。もちろん、この字名が近世初頭まで遡る確証はないものの、相馬氏が本拠を牛越に移転させる背景に新田川河口の「湊」掌握を想定することができるのである⁸⁾。

しかし、その河口部に位置する「泉村」は相馬氏の一族泉氏の本貫地であり、「泉山館」を本拠としていた⁹⁾。しかも、天正16年(1588)、田村清顕没後、田村氏は相馬・伊達双方に家中が分かれるなかで、その内紛に介入した義胤は「泉方之衆五十騎計」をその近くの築山(二本松市)に派遣し、その直後の三春城(三春町)乗っ取りにも「いつミ殿」「相馬いつミ衆」が中心的役割を果たしたことは伊達政宗の書状等(『原町市史4 資料編Ⅱ』510・521)から確認され、泉氏が相馬方にあって中核的存在であったことがわかる。

ところが、移拠に伴う牛越城普請の過程で、泉氏の当主藤右衛門胤政が追放されたのである。すなわち、「利胤朝臣御年譜」同年条に、

一、同年、牛越ノ城新成、経営ノ時、泉藤右衛門胤政改易、

胤政罪ハ、中ノ郷泉ノ館ニ居住、人夫ヲ差出、本奉行ト自分ノ奉行及口論、胤政私曲有之、本奉行ヲ非分ニ訟伐之、此依越度、胤政為御誅伐、義胤君御出馬、新詳寺奉訴訟、胤政泉ノ館屋ニ火ヲ掛、会津柳津虚空蔵別当桜本坊江立退、上杉景勝江属仕、扶持米七百人分給之、

とある。しかも胤政は、慶長7年(1602)6月、相馬氏の改易を聞くと、上杉景勝より暇を請い帰参しているのである。

胤政追放が、相馬氏の牛越移城の直後であること、改易によって牛越城が没収された直後に胤政が帰参していることなどは、新田川河口の「湊」掌握を前提として牛越城移拠を進める義胤・利胤にとって、泉氏の存在が障害であったことを推測させる。

### (3) 中村城への移転

慶長5年(1600)7月の関ヶ原の戦いに、相馬義胤が参陣することはなかった。これ以前、義胤は明らかに石田三成と交誼を結んでいたこと、また、佐竹氏の与力大名として行動していたことから確かである。すなわち、義胤の嫡子虎王の初名三胤(後の利胤)が三成の偏諱に由来す

8) 拙稿「相馬氏の牛越城移転と泉氏」(『戦国史研究』第53号, 2007)

9) 「利胤朝臣御年譜」文禄2年9月条および遠藤克英・森田鉄平「史料紹介『奥州中村藩泉家文書』」(『福島県立博物館紀要』第17号, 2003)を参照。

ることからも首肯できるし、『寛政重修書家譜』ではあるが、佐竹義宣の条文に、

(文禄)四年、浅野幸長、黒田長政及び朝鮮在陣の諸将、石田三成と不和にして、前田利長にその旧悪を訴ふるのところ、利長父の喪にあるが故に沙汰に及ばず。よりに諸将憤りにたへず、兵を催し三成を討んと議す。義宣伏見にありてこの事をき、まず中務大輔義久・相馬義胤を大坂につかはし、義宣も相ついで彼地にいたり、三成を乗輿せしめ、みづから騎馬にてこれをまもり伏見に帰る、

とあることも参考になる。

しかし、この対応は相馬氏に大きな影響を与えた。慶長7年5月、徳川家康は相馬氏の領地行方・標葉・宇多(南半)3郡の改易を決定した。同時に、恭順の意を表すため上洛していた佐竹義宣も所領を没収され、新たに出羽国秋田・仙北2郡を中心とする領地を与えられたが、本国水戸に立ち寄ることも許されず、そのまま秋田に移ったという。その際、5月12日、義宣に随順して秋田に下り、義宣の領地から1万石を分与するとの書状が届けられたという(「利胤朝臣御年譜」慶長7年条)。

これに対し義胤・利胤は、徳川氏に訴える旨を返書に認め、三春の城代蒲生郷成との関係から「三春ノ大倉」に退去したが、翌月には三胤改め蜜胤(後の利胤)が江戸に出立、本多正信に訴状を提出、10月には3郡があらためて給されたのである。その直後、義胤夫人は人質として大倉から江戸に出府している。どのような旧領回復の運動が展開されたか、明らかにはできないが、この状況に政宗は、茂庭綱元に宛てた書状(『仙台市史/政宗文書2』1194)に、

扱々相馬之事、是一のきとくなる仕合にて、もとのよしたねニ返し被下候、さいかくも何もなく、たゞすへく の御つもり計にて候よし、各申ならハし候、さやうにても、かくごのほかなる事とて、おのく するもしらぬも、此とりざた迄候、

と多くの人々が取り沙汰していることを書き送っている。

この結果、義胤・利胤は牛越城を回復したが、「牛越城ヨリ御改易凶瑞ノ城」との理由から、再び小高城に本拠を転じたのである。しかし、慶長16年(1611)12月、本拠を小高城から中村城に移している。「利胤朝臣御年譜」慶長16年12月2日条には、「此年七月ヨリ中村ノ城新成、同冬御普請成就、御在城ヲ被移」とあるが、さらに、

慶長六年迄十式年ノ間、盛胤(義胤の父)君中村御支配、盛胤御隠居、西館御住居、御逝去以後十六年迄、城番無之、中村御本城御広間・御台所共ニ、慶長十六年ノ御造作也、小高城ヨリ中村江ハ大将ノ御思慮ヲ以御移、

とあり、「大将ノ御思慮」により遂行されたものであったとの記述が確認される。この「大将」とは、利胤ではなく義胤を指すものと思われるが、とすれば、中村城移転は義胤によって主導されたことになり、移転の背景を考える時、あらためて義胤の検討が必要になる。

## 2 相馬義胤の再評価

義胤については、伊達氏との確執のなかで、岩城・葦名・佐竹諸氏との合従連衡を繰り返しつ

つ、天正18年（1590）には豊臣政権下に組み込まれるものの、その領国を維持してきた戦国武将として、政宗との対決姿勢を強調した評価が中心であった。それが、中村城移転の原因とも理解されてきたことは既に述べた。

そうしたなかで、義胤の発給文書を検出し、その花押型を比較検討すると、おおよそ次の4期に分類される¹⁰⁾。

- I型・・・永禄13年（1570）4月～天正10年（1582）4月
- II A型・・・天正12年（1584）8月～天正17年（1589）12月
- II B型・・・天正18年（1590）5月～？
- III型・・・文禄元年（1592）6月～慶長4年（1599）5月
- IV型・・・慶長17年（1612）4月～元和元年（1615）

花押の変化は、その背景には何らかの作為があり、押著者の作為の実体を追求する必要があることはいうまでもない。では、それぞれの変化の背景にはどのような状況が考えられるであろうか。

I型からII型に変化したのは、天正10年（1582）4月～天正12年（1584）8月のあいだである。II型の花押は、「義」を形象化した左半部と、右下段に張り出した右半部からなる、二合体に特徴がある。これは、いわゆる足利様の花押の特徴であり、当該期の花押を検討すると、佐竹義重の花押の特徴と共通する。花押の型が時の権力者のものを模倣したり、あるいは押著者に対して強い影響力を及ぼした者の花押を模倣することが多かったという¹¹⁾。

この間、義胤の周囲に起きた大きな出来事といえば、伊達政宗との和睦が考えられる。政宗との和睦には田村清顕が強く介在し、最終的には岩城常陸や佐竹義重も関わった。義胤と義重との明確な接点を確認できないが、「義胤朝臣御年譜一」寛永6年（1629）条に、

一、五月、長州君御実名義胤ヲ虎之助君え御譲り、相馬虎之助義胤と号十歳ノ御時、此節御居判モ被定、  
 .....  
 義ノ御字、佐竹常陸介義重ヨリ長州御受用、依之、右京太夫義宣え御通達ノ上、御譲与、  
 (傍点筆者)

とあり、義胤の「義」は義重から受用したものであったという。常陸北半を支配し、南奥に進出して岩城氏や葦名氏、白河結城氏に大きな影響力を有していた義重の存在は、伊達氏との対抗上、義胤にとっても大きかったはずであり、花押の模倣もその延長上に位置づけられよう。

ところでII型は、版刻にして墨を塗って押したものという特徴もっている。確認された義胤書状に使用されたII型花押はすべて同型で、地線左端や右下段張出部の「かすれ」も一致する。ただし、「かすれ」がなく、張出部がやや鋭角なもの一点をそれ以外と区別し、A・B型に分けた。

II型からIII型への変化時期は、天正18年（1590）5月から文禄元年（1592）6月のあいだである。III型は、「義」字を草書化して左半部に、右半部に円窓を描くかのようであり、II型のよう

10) 註4前掲拙稿

11) 佐藤進一氏『花押を読む』（平凡社、1988）

に張り出して自己主張するかのような右半部は大きく後退している。

このⅢ型が使用され始めるのは、豊臣秀吉の奥羽仕置が行われたときであり、豊臣政権に組み込まれた時期と一致する。しかも、関ヶ原の戦い後、改易処分を受けた慶長7年（1602）や家康が征夷大將軍に任ぜられた翌慶長8年にも変更されなかったものであり、秀吉とその統一権力が義胤にとっていかに大きな影響を与えたかを読み取ることができる。なお、Ⅳ型の花押を使用した例は1点であり、義胤が隠居した慶長17年（1612）以降が考えられる。

こうした義胤の花押の変化を追求すると、Ⅲ型が使用された時期、すなわち、豊臣秀吉の存在の巨大さをあらためて確認できる。では、秀吉とその権力機構が義胤に与えた影響とは、花押の変化だけであつたらうか。

### 3 豊臣政権と相馬義胤

#### (1) 宇都宮出仕と天正検地

天正18年（1590）の秀吉による小田原北条氏攻撃から始まる、いわゆる奥羽仕置については小林清治氏の膨大な研究がある¹²⁾。相馬氏関係についても多くの指摘があるが、秀吉のもとに出仕した奥羽の戦国諸将について考証されたなかで、小田原と考えられてきた義胤の出仕を、宇都宮に是正されている。すなわち、従来は相馬中村藩関連の資料、例えば、「利胤朝臣御年譜」天正18年条に「五月下旬、小田原江御着、二月ノ參陣延引之旨、上意石田三成宜ク執用及奏達、依之、秀吉公召義胤ヲ、親懇之被蒙 上意、此節遲參之諸將ハ、追而御征伐」とあるをもって小田原出仕を説いてきた。しかし、同年5月、田村右馬頭に当てた義胤の書状（『原町市史4 資料編Ⅱ』604）に、

態之芳札本望之至候、然者不慮之仕合、以兵部太輔・黒木上総守越度、無是非次第第二候、義胤事者、有用所在城ニ候処、如此之凶事、無念至候、扱々其許御静謐之段簡要候、急之間、不具候、恐々謹言、

五月廿九日 義胤（花押）

田村右馬頭殿

とあり、「兵部太輔（義胤の弟隆胤）・黒木上総守」の「無是非次第」＝討死は天正18年5月14日、伊達方の駒ヶ嶺城を攻撃した際の合戦であることから、当時、義胤は「有用所在城」していたこと、敗戦直後の緊張関係のなかでの小田原出仕は不可能であったことなどから否定し、秋田実季の一代記「実季公御一代荒増記」（『原町市史4 資料編Ⅱ』610）に、

一、太閤様江始而御目見の時、宇津宮ニ而、大崎左衛門督宿老也、相馬長門五十計ノ人、此時実季公十五歳、天正十八年也、

とある点から、宇都宮出仕を指摘されたのである。7月26日に宇都宮に到着した秀吉は、8月4日には会津に向けて出発しているから、義胤の出仕もその間のことであつたらう。恐らくその直後には「足弱」＝義胤夫人が人質として差し出されると、7月には秀吉朱印の禁制が発給され、

12) 直接に関わるものとしてA『奥羽仕置と豊臣政権』（吉川弘文館、2003）およびB『奥羽仕置の構造―破城・刀狩・検地―』（吉川弘文館、2003）をあげておきたい。

さらに検地を経て、12月には「本知分四万八千七百石」が安堵されることになった。

この間、政宗小田原出仕中での相馬方による駒ヶ嶺城攻撃は、明らかに惣無事令違反であって、政宗は秀吉から相馬攻撃を認められたとしてその準備に対応したことは、片倉景綱が岩城氏の重臣志賀甘釣齋・志賀右衛門尉に宛てた書状に、「分而相馬之義、今般留守中=当方へ慮外=付而、無二=可打果之由、被 仰出候、尤其刻、無手延御刷、旁々御諷諫、常隆様御為=可有之候」とあることから明らかであるが、義胤の宇都宮出仕が認められることによって、政宗の相馬攻撃の名分は失われることになった。

惣無事令違反にもかかわらず、出仕が認められた背景に、石田三成の存在と相馬氏の運動があったであろうことは、既に小林氏が指摘するところではあるが、「検地のみならず、破城・刀狩等々の仕置も徹底して実施された」との推察はどうであろうか。

ところで、この時の検地については、いわゆる「検地目録帳」が残されている。その全文は『原町市史 第4巻 資料編Ⅱ』（2003）に収録されているが、時間的に指出検地であったろうこと、完全な石高制による記載であることなども小林氏の指摘するところである。

「検地目録帳」の検討は別に考えたいが、その特徴は小林氏の指摘するように、指出検地に基づき石高制によって記載されている点である。もっとも、上方にみられるような4等級制（上田・中・下・下々）ではなく、下々田を除いた3等級制であり、その石盛も上田1段につき1石5斗（以下2斗下り）ではなく、上田は1石、中田は9斗、下田は7斗5升であり、上畠も5斗、中畠は4斗、下畠は2斗5升と低い。

その掲載は、おおむね南から北への順であるが、必ずしも単体の村単位ではない。例えば、冒頭の「夫沢・宮作村・細谷入組」は、現在の福島県双葉郡大熊町夫沢、双葉町水沢・細谷に、末尾の「黒木郷」は相馬市黒木にそれぞれ比定される。しかも夫沢は、その後、夫沢村として、「たこ橋村・畠沢村・前田村・新山入組・仲善寺・酒井村・谷津田村」とともに一括して記載される。このように、基本的には村を単位として記載されるが、例外的に「熊川分・熊紀伊守分・文間式部分」と相馬氏の家臣名で掲載される場合もある。また、「野上村・山田村入組」と「目作村・山田村入組」のように、山田村が2か所に分かれて記載されており、山田村が相給的支配の対象であったことを推測させる。こうした記載方法は、この検地がいわゆる検地奉行を派遣して行われたものではなく、小林氏も指摘するように指出検地であったことを意味する。

この天正検地は、奥羽両国内の各地で実施された。南部氏の事例等を検討された小林氏は、南部氏の蔵入地を確保・集中したうえで、南部信直の参勤を求め、その在京中の諸費用確保を目的としたこと、さらに被官の諸城を破却し、信直の家臣支配を強化したと指摘している¹³⁾。また、岩城氏の事例から、被官の所領を検地するとともに、指出を超えた出米は岩城貞隆の蔵入としたことも指摘している。

しかし、相馬領にあっては指出検地にとどまり、相馬義胤・利胤の蔵入地強化や家臣支配の強化という痕跡は確認できない。さらに、文禄2年（1593）9月にも「御領分三郡惣検地」（「利胤

13) 小林清治氏註12前掲B著書

朝臣御年譜」文禄2年条)が実施されたが、例えば、この検地に関連すると思われる「長門守義胤公御代、文禄二年巳九月十六日支配帳写」(『原町市史4』相馬義胤分限帳)を見ると、一族・家臣の在地性が弱められてはおらず、豊臣政権がどの程度介入したか不明な点も多い。いずれにしても、相馬氏による家臣支配の強化が容易ではなかったことを意味しており、何らかの対応を迫られたことは確かであろう。

## (2) 義胤と朝鮮出兵

豊臣秀吉の計画した朝鮮出兵が、南奥の諸大名にもたらされたのは、天正19年(1591)10月ころであろうか。翌年、南奥・関東の諸大名が陸続と肥前名護屋に向けて出発した。義胤については、閑菴院に宛てた文禄元年と思われる6月4日付の書状(『原町市史4 資料編Ⅱ』621)に「名護屋へハ卯月廿二日着陣仕候」とあるから、名護屋に参陣したことがわかる。ところで、佐竹義宣の家臣平塚滝俊が名護屋から国元の小田野備前守に宛てた書状¹⁴⁾には、

三月十七日=京都を御立被成候、かゝるふしきなる御世上に生合、能時分御供仕、爰元迄見物申事、安之外=御座候、路次中無何事、卯月廿二日=当国へ御着被成候、我等なども無事に御供申候而参候、召つれられ候衆、壹人も無相違参候、

とあり、3月17日に京都を出立した義宣もまた4月22日に名護屋に着陣したこと、さらにその書面には義胤が同道したことも記述されている。もっとも、享保21年(1736)2月、富田高詮によって編纂された『奥相秘鑑』(『相馬市史5 資料編2』1971)には、

義胤小高ノ城ニ於テ軍兵ヲ催促シ制賦^{セイフ}ヲ定ラル内、文禄元年ノ春、義胤所勞ニテ遅滞シ給フ、此旨五奉行へ演達、(中略)義胤ハ三月始、漸快復、元老岡田右衛門太夫清胤ヲ一手ノ奉行トシテ小高ヲ発シ、京都ノ半途ニ至テ太閤御進發ヲ聞カレ、四月京着、(中略)義胤同月上旬京都ヲ出立、同廿二日名護屋ニ到着、

とあるから、義胤は4月上旬に京都を発ち、その後、追いついて佐竹義宣に同行、同日に名護屋に着いたことになる。

もっとも、結果的に義胤は渡海することなく、名護屋城北西に陣屋を構えている。名護屋をいつ離れ、大坂に帰ったかは不明であるが、翌年8月、秀吉の帰洛に併せて佐竹義宣も名護屋を出立しているから、それに合わせたものと思われる。この間の、名護屋滞在中の義胤については、佐竹家臣の大和田重清の日記¹⁵⁾に詳しいが、佐竹氏との交流が記述され、与力大名としての姿が描写されている。

ところで、前掲平塚滝俊の書状には、名護屋に至る道中での出来事や見聞した地域の状況が詳細に記録されているが、それはまた義胤の見聞したものでもあったろう。そのなかでも、各地の城郭の状況・特徴は、義胤に大きな影響を与えたことが想像できる。例えば、天正17年(1589)

14) 佐賀県文化財調査報告書第81集『特別史跡名護屋城跡並びに陣跡3「文禄・慶長の役城跡図集」』所収(佐賀県教育委員会、1985)

15) 『高根沢町史 史料編Ⅰ 原始古代中世』(1995)所収。

に毛利輝元によって普請が開始され、翌年末にほぼ完成した広島城であるが、文禄元年4月、秀吉が名護屋に向かう途次、立ち寄っている。ほぼ同時期に佐竹義宣の軍勢も通過しているが、これを見た平塚は、

ひろ嶋と申所にも城御座候、森殿（毛利輝元）の御在城にて候、是も五、三年の新地=候由申候得共、更に < 見事成地にて候、城中のふしんなどハしゆらくにもおとらさるよし申候、石かき、天しゆなど見事成事不及申候、町中ハいまはんとにて候、

と、天守・石垣の「見事成事」、城下の「はんと」=半途を記録している。ほかにも、門司城・小倉城について、

もじのしろとて山城ニ候、是九州の名地にて候、三方ハ海ニて候、た、一方つゝきたるよし山ニて候、今ハ人も居不申候、それより海涯ニ付て五里ほと行て、こくらと申城にて候、一たん見事成所にて候、

と感嘆し、さらに筑前名島城について、

なぢまといふ城あり、是も小はや川在城にて候、海中へ出たる嶋ニて候、西の方計つゝき候へとも、それハ舟をうかむる程=成候、いしかき・てんしゆなど一段見事ニ候、大舟ともをハしろ汀きしに引付 < かれ候、

などと記し、いわゆる織豊期の城郭に代表される高石垣や壮麗な天守などを見聞しているのである。さらに、名島城が「舟をうかむる」ことを前提に「海中へ出たる嶋」に築かれたこと、広島城についても、「石かき、天しゆなど」の構築だけでなく、「町中ハいまはんと」と、城下の造成にも視点が注がれている。

名護屋城と城下についても、

御城の石垣なども、京都にもまし申候由、石をみなわりてつきあげ申候、てんしゆなどもしゆらくのにもまし申候、(中略)町中、京・大坂・さかいのものとも、こと < < 参つとい候間、何にても、のそみのもの候、就中、米こく・馬のはみなどは、山のこことくにて候、草木ハ上道三、四十里四方に無之候間、何も馬の草にハめいわく被申候、金銀さへ候ハ、人馬共つゝ、かなく帰国可致候、

と、聚楽第にも勝る「石をみなわりてつきあげ」た高石垣と天守を見、さらに京都・大坂・堺の商人が集い、米穀ばかりか馬の銜という馬具(武具)などが「山のこことくに」備わり、望むものは何でも入手できる状況もまた見聞している。

そこには、単に高石垣と天守を中心とした織豊系の城郭建築¹⁶⁾ばかりでなく、賑わう城下の現実、その背景にある「町中、京・大坂・さかいのものとも、こと < < 参つとい候」という実態を見抜く視点が示されている。このような視点は、一人平塚だけではなく、同行した多くの武将にも共有されたものと思われ、義胤に与えた影響が少なくなかったことを思わせる。

16) 中居均氏「織豊系城郭の特質について—石垣・瓦・礎石建物—」(『織豊城郭』創刊号, 1994)

### 3 中村城移転の背景

前掲拙稿¹⁷⁾では、中村城移転の背景に、当該期の太平洋をめぐる海運の存在を指摘した。すなわち、「宇多」の湊に比定される松川浦の南端に位置する磯部館を支配した佐藤好信は岩城氏の旧臣であったが、佐藤一族は「岩城之船」に関わる氏族であり、志賀氏とともに、海運に従事する一族でもあった（『いわき市史8 原始古代中世資料』41の八）。その佐藤一族の一人が相馬氏に組み込まれ、磯部館を支配したのは偶然ではなく、ここに「湊」が位置したからであった。なわち、磯部館こそ、磯部湊を支配する「海城」であったのである。

同様に、中村城も松川浦（宇多の湊）に面した城館であり、さらに南北朝期には相馬・結城両氏が戦った熊野堂城や館腰遺跡が隣接する地域には「瓦宿」＝河原宿という地名も残り、都市的場が存在したことを指摘した。それは恐らく、少なくとも中世以来の古道に沿った地であり、松川浦（宇多の湊）という中世以来の海上交通の要衝との交差する場所でもあった。

ところで、近世初頭の東廻海運の実態を追求した渡辺英夫氏は、慶長14年（1609）の銚子築港を問題視¹⁸⁾する。すなわち、近世初頭、南下する廻船は常陸沖を経て銚子に至る航路は技術的に難しく、那珂湊に廻着すると、その後は涸沼川から涸沼に至る水運と、さらに北浦・霞ヶ浦までの駄送によって、ようやく利根川水系に連絡できたという従来の考えを批判する。その際、慶長14年、幕府は奥羽諸藩を動員して現在の利根川の河口（銚子口）に土木工事を展開している事実を重視するのである。

確かに、「利胤朝臣御年譜」慶長14年条にも、「同年、海上御普請千石夫、当被指出、うなかミハ関東釣子口ノ辺」とあって、相馬藩もこれに荷担している。なお、津軽藩に対して発給された「江戸幕府年寄衆・普請奉行連署奉書」（『新編弘前市史 資料編2』編年史料、P121）にも、「下総国うなかミに船入候御普請、千石夫ニ被仰付候条」とある。ここに「うなかミ」とあったため、内陸部の海上郡（千葉県海上郡、現在の銚子市・旭市）と誤解されることもあったが、米沢藩の『上杉年譜』（『大日本史料』第12編之6、P294）には、「夏四月上旬、諸国ノ人夫ヲ以テ、常州海上船入ノ普請有ヘキ由御触アリ、米府ヨリモ役夫出サル」とあり、秋田藩の重臣梅津政景の日記（『大日本古記録・梅津政景日記』）元和3年3月17日条にも、「慶長拾四年海上御ふしん之時、小判壺歩請取申候、山方能登・根本佐次右衛門御算用澄」などとあり、渡辺氏の指摘するように、海上普請＝銚子築港と考えられるのである。

こうした幕府の海上交通網の整備事業に相馬中村藩も加わっていたのであり、名護屋出陣と中途における織豊系城郭の見聞を土台にして、義胤に海上交通の重要性を認識させていたことは容易に考えられよう。

ところで、中村城への移転理由は、こうした経済的環境への対応だけであつたらうか。既に牛越城移転の際、重臣泉胤政が改易されたこと、その背景に、胤政の本貫地である泉村が位置する新田川河口部（湊）掌握の意図が相馬氏にあったこと、その後、相馬氏改易を知った胤政は、上

17) 註5 前掲拙稿

18) 「慶長一四年銚子築港問題」（『日本歴史』503号、1990、後に同氏『東廻海運史の研究』山川出版社、2002に収録）

杉景勝に暇乞いして帰参していることなどを述べた。

しかし、帰参した胤政は、再び泉村を支配することなかった。近世の編纂資料ではあるが、前掲『奥相秘鑑』（顕胤・盛胤両代三郡館持並出騎之事）に、

小高郷	岡田館	岡田兵衛太夫直胤	
標葉郷	泉田館	泉田右衛門太夫顯清	慶長七年ヨリ泉藤右衛門胤政
	両竹館	城代不分明	慶長八年ヨリ泉田掃部胤隆
中之郷	泉館	泉藤右衛門胤政	慶長二年ヨリ岡田八兵衛宣胤 <small>岡田館ヨリ移胤政改易</small>

とある点からすれば、胤政の新たな所領は標葉郷泉田館であって、胤政に替わって泉館を支配したのは、小高郷岡田館を支配していた一族の岡田宣胤であった。岡田氏にとって岡田村は重代相伝の所領であったが、かわって泉村を中心とする地域を支配することになる。

しかも、これまで泉田館を支配していた泉田氏は、翌年、泉田胤隆が同郷内両竹館を支配することになった。泉田氏は、標葉郷の旧主標葉氏の一族にして、明応元年（1492）、相馬大膳大夫盛胤が標葉清隆を滅ぼした際、離反して相馬方に味方し、以後、「相馬一家」として泉田を支配したのである。いずれも後代の編纂資料という限界はあるにしても、鎌倉期以来の支配文書を相続してきた標葉旧家も確認されており¹⁹⁾、強ち否定し去ることもできない。

いずれにしても、牛越城移抛とその後の改易を通じて、岡田・泉・泉田という重臣が、中世以来支配し続けてきた本領を離されて、新しい所領に移転を余儀なくされているのである。恐らく、自立性の強い中世以来の重臣を本領から離し、その関係を弱めるという、胤政の改易の政治的意図を看過すべきではなからう。

一般に、戦国大名は豊臣政権に臣従して分国内の惣検地を行い、兵農分離を推進することで、家臣の在地性と独立性を弱め、大名権力を強めたと指摘されている。さらに、その後の転封が、大名・家臣双方が保持してきた相伝の所領とのきずなを断ち切り、戦国大名を一挙に近世大名に変貌させるきっかけになったともいわれる²⁰⁾。

しかし、相馬領内にあっては、天正18年（1590）の「欧州相馬検地帳」が兵農分離を推し進めた形跡を検証することは難しい。そのようななかで、相馬氏の権力を強化するために、家臣団の在地性を弱める手段は、領国内での移動でしかなかった。牛越城への移転に伴う泉胤政の改易は、泉氏の本拠が持つ経済的特殊性を奪い取ることだけでなく、その在地性を弱めるための手段でもあったと理解できる。

しかも、その後の相馬氏自体の改易と安堵という混乱のなかで、有力家臣の領国内転封ともいふべき状況を作り出し、相馬氏権力の強化が図られたのである。そうした権力強化の一環としての中村城移転が考えられよう。

豊臣政権や徳川政権によって行われる転封は、一種の外圧として作用したが、それがなかった

19) 拙稿「近世のなかに発見された中世—中世標葉氏の基礎的考察—」（『東北福祉大学研究紀要』第34巻、2010）

20) 山口啓二氏「藩体制の成立」（岩波講座『日本歴史 近世2』所収、1967）

相馬氏の場合、転封に替わる外圧が中村城移転だったのである。当該期、相馬氏にかかわる同時代史料が極端に少ない状況では、近世に編纂された史料を用いらざるをえないが、例えば、寛政10年（1798）、藩の在郷給人の系図取調を命じられた渡辺美綱によってまとめられた『御家給人根元記』（『相馬市史5 資料編2』1971）によれば、慶長16年（1611）までは、「御家之給人、大身小身皆都^{すべて}而在郷之知行所に住宅、五百石・七百石より上の給人は村々之小館在館也」という状況であったが、中村城移転後は、

中村御移り之時より、三郡中在之給人を二つに分、泉田御隠居と中村に被召仕、將軍之御在城江戸を御真似被成候而、在郷所在之給人、大身より始、其外小身も相応に中村御麓へ屋敷を被下、段々に引移申候、

という状況をもたらした。

このような理解が許されるならば、村上館に始まり、牛越城、そして中村城への本拠移転は、経済的優位性を考えただけでなく、天正検地によっても家臣の在地性を弱められなかった相馬氏権力が、その間の改易処分と安堵という状況をも利用し、大名権力の強化を指向した過程上に位置づけられるものであろう。

## おわりにかえて

以上、相馬氏の小高城から中村城に本拠を移した状況とその背景、意義等について考察を加えた。従来、ほとんど検討されなかった義胤発給文書と花押の変遷からの指摘を前提に、豊臣政権下において実施された天正検地や文禄検地、さらには朝鮮出兵に伴う名護屋滞在とそれまでの旅程における見聞などが、義胤に与えた影響等を指摘した。

従来、伊達氏（特に政宗）・仙台藩との関係のなかで記述されてきた、あるいは、伊達氏・仙台藩への備えとして、江戸幕府の仙台藩対策の一環として、中村への移転が強調されることもあった。これとて、戦国期、伊達氏に単独で抵抗できた唯一の戦国大名との発想からの結果であろう。

天正末年、伊達氏によって宇多郡北部の駒ヶ嶺城・新地蓑首城を奪われた相馬家中は、以後、伊達氏に対して和戦両派に分かれ、主戦派による奪還行動は義胤の弟隆胤らの敗死を招き、さらには秀吉の惣無事令違反と認識されているのであり、豊臣政権の巨大さに気付くことはなかった。結果的に、石田三成らの仲介によって宇都宮出仕が許され、からくもその存在を認められたが、秀吉の存在の大きさに気付いたのはその後であって、義胤の花押がⅡ型からⅢ型に変化するのもこの時点であった。

以後、豊臣政権下での見聞が義胤を大きく変貌させたのであり、そのような意味で、義胤、そして中村城移転を矮小化された評価ではなく、相馬氏が戦国大名から近世大名へ変貌・変質する過程のなかに位置づけるべきなのである。

# 「地域エリート」の存立構造とその変遷

## — 昭和30年代卒農業高校OBの事例を通して —

奥井 亜紗子

### 目次

はじめに

1. 戦後の篠山を担ってきた人々
  - 1.1 近代以降におけるエリート層の動向
  - 1.2 「地域エリート」存立構造の変化
  - 1.3 「遅れてきた主役」としての「地域エリート」
2. 「地域エリート」の篠山定着
  - 2.1 農家跡継ぎの宿命と学歴価値の間で
  - 2.2 宿命を引き受けていくこと
3. 「地域エリート」存立構造の揺らぎ
  - 3.1 農高の校種変更と農科大学の移転
  - 3.2 酒造出稼ぎの衰退

結びにかえて

引用・参考文献

### はじめに

近代以降、農村人口の都市移動は、労働力としての移動のみならず、学歴を身につけて都市上層に流入する立身出世型の移動を含んで本格的に展開していった（竹内2005）。都市社会の発展にともなって都市—農村関係が顕在化するなかで、地元に残る人々は、出て行く人々との対比を通じて自身の人生を意味づけるようになる。とりわけ、学業優秀であったり、教育熱や都市熱を持ちつつも、農家の跡継ぎとして地元に残ったりした人々にとって、地元で定着することは相応の葛藤を生じさせるものであった（高田2003）。

本稿は、兵庫県篠山市（旧多紀郡）を舞台に、戦後篠山に定着し、地域社会を中心的に担ってきた県立篠山農業高校（現篠山産業高校——以降「農高」と表記）の主に昭和30年代卒業生への聞き取りを事例として、学歴価値を内面化した彼らが農高に進学し地元に残ることへの葛藤と引き受けのプロセスに着目しつつ、戦後篠山における「地域エリート」の存立構造とその変遷を描き出すものである。

「地域エリート」とは、ここでは、近代以降の篠山において、一定規模の農地所有を基盤とし、

農高卒業後地元に着して主に行政、農業経営、丹波杜氏等として地域社会を中心的に担ってきた人々を指すものとする¹⁾。

篠山は京阪神都市中心部から60キロ圏内にある兵庫県中東部丹波地方の地方都市である。旧篠山藩域にはほぼ重なる当地域は古くから独自の文化的基盤を持ち、市街地は古くからの城下町の趣を残しているが、全面積の4分の3は森林で占められており、周辺は稲作を中心とする農村地帯が広がっている。近世以来「丹波杜氏」の名で知られる神戸・灘方面への酒造出稼ぎが有名であり、夏場の農業・冬場の酒造出稼ぎが当地域の伝統的な就業形態であった。この篠山においても高度成長期以降の農業離れは著しく、昭和50-平成17年の30年間に農業人口は8052人から3509人へと半減している（国勢調査）。平成11（1999）年に旧多紀郡4町（篠山、丹南、今田、西紀）の合併により誕生した篠山市は合併先行モデルとして注目を浴びたが、合併特例債を活用した大規模な施設整備によって負債が膨らみ財政危機に直面、平成19（2007）年に新市政移行後は「篠山再生市民会議」が発足し、行財政改革が進められている。

## 1. 戦後の篠山を担ってきた人々

### 1.1 近代以降におけるエリート層の動向

はじめに、篠山エリート層の前史と近代以降の動向について概観しよう。

近世の篠山は山陰と京都をつなぐ交通上の要衝であり、代々譜代大名が支配する地域であった。しかし、稲作以外にみるべき産業がなかったことから藩財政は貧しく、古くから農民が出稼ぎに出ており、百姓一揆も頻繁であったことが記録されている。こうしたなかで、明和3（1766）年青山藩政下において2代目藩主青山忠高が藩校新振徳堂を設立し、学問振興が掲げられた。

明治19（1886）年、旧藩主青山忠誠はこの振徳堂を再建して鳳鳴義塾（後の兵庫県立鳳鳴高校——以後「鳳鳴」と表記）を設立し、旧藩士子弟のための人材育成機関を設立する。また、東京赤坂（現在の青山通り）邸宅内にも学生寮「尚志館」を用意して旧藩士族の優秀な子弟を選別招致し、学資を与えて遊学させるなど、篠山出身エリート層のための出世ルートの確立に尽力した。鳳鳴はもともと旧藩士子弟のためのものであったが、明治中期以降にはすでに平民層の入学が大半を占めるようになる。大正9（1920）年入学者父兄の職業に占める農業の割合が51.0%と半数を超えていることから（天野1991：85）、本校が比較的早い段階から、周辺農村部の優秀な豪農層子弟に近代的教育を授け、大都市圏に送り出す役割を果たしていったことがうかがえよう。

大正生まれの豪農子弟の転出事例を見てみよう。Aj氏は大正14（1925）年、旧篠山町の大地主

1) 本稿では、篠山に着し地域社会の各方面において指導的立場にある土着の人々全般を広義の篠山の地域エリート、そのなかでも、農高出身で一定の農地を所有し地域を主導してきた人々を狭義の「地域エリート」として操作的に定義している。篠山における広義の地域エリートには、農高出身の農家子弟のみならず、城下町部の商家子弟等も含まれる。元来鳳鳴は農高との対比から都市上層に人材を輩出してきたと捉えられているが、一部には卒業後地元に着し地域エリートとなる卒業生も存在している。なお、調査対象者は篠山産業高校同窓会長、丹波杜氏組合長らの紹介を主とした機縁法で11名収集し、一度または複数回のインタビュー調査を実施した。なお、本稿で取り上げた事例のうち、Aj氏、Bh氏については筆者がこれまで行ってきた多紀郷友会会員追跡調査によるものである。詳細については奥井（2009）。

A家の次男として生まれる。農地所有規模が平均1町歩弱である篠山において、A家は農地15町歩、山林53町歩、江戸時代には油屋、酒醸造などを手がけ、藩主青山家にお金を融通するほどの大庄屋であった。Aj氏は鳳鳴に進学し早稲田大学国文科卒業後、中原淳一、吉原信子らが活躍する頃の某少女雑誌編集社に就職し、そのまま東京に定着している。Aj氏のきょうだいは7人、A家の教育方針により男兄弟は鳳鳴から東京の上級学校、女兄弟は篠山女学校から京都の上級学校に全員進学している。長兄は鳳鳴から早稲田大学に進学して尚志館に寄宿し、卒業後は銀行に就職して神戸に定着したため、篠山には200坪の空き家と25坪程度の墓を残し、現在は長兄の息子が管理している。

Aj氏の事例からは、本来の地方名望家的な意味でのエリート層が、すでに戦前の段階から旧藩主の築いた出世ルートに乗って都市転出していたことが分かる。

こうしたなかで、地元の人材育成のための機関として昭和8（1933）年に設立されたのが、農高の前身である多紀実業高等公民学校である²⁾。この設立の背景には、昭和恐慌下の篠山における自力更生の気運の高まりと、その一環としての農村中堅人物の育成という喫緊の課題があった³⁾。修業年限2年間、授業料や入学試験はなく⁴⁾、村長、学校長、青年団長が推薦する村の中でも勤勉な、いわゆる「模範青年」をだけを集めており、ゆくゆくは自作農家として村の指導的な存在となることが期待された。設立時の収容人員は50名と少なく、当時の多紀郡連合青年団が2000人程度であったことを踏まえると、いかに本校が精鋭の農村「地域エリート」教育機関としてスタートしたかがうかがえよう（『五〇周年記念誌』：66-67）。

農高は、設立当初から菊やカーネーション等の花卉をはじめとした商品作物の栽培に取り組むと同時に、近世以来の丹波杜氏の伝統も重視し教育の一環としていた。『多紀ジャーナル』に連載された農高元教諭河南頼夫氏の回顧録には「西羅先生（設立時校長——筆者注）の教育方針は、農村の中堅人士の要請として酒造出稼ぎに深い関心を持たれ、二年生は夏、酒造講習に出席し、冬は知人を頼り、灘その他へ酒造実習に行っておりましたが、丹波篠山の実業学校としてはまことに有効なものでした」とある（「公民学校から産業高校まで ⑤」『多紀ジャーナル』平成9年7月9日）

農高は、「地元のことなんか考えずにどんどん出て行く」鳳鳴卒業生の一方で、篠山に根ざし「土着してこの地域でこつこつ励み農業に従事する」公民学校（農高）卒業生、という異なる教育目的を持って設立されたのである（『五〇周年記念誌』：59-60）。

2) 正式名称は多紀郡篠山町外18ヶ村一部事務組合立多紀実業高等公民学校。昭和13（1938）年組合立多紀実業学校（乙種農業学校）、昭和16（1941）年甲種農業高校に昇格。昭和22（1947）年県に移管され県立篠山農学校となり、翌23（1948）年の学制改革により兵庫県立篠山農業高等学校となる。

3) 兵庫県の自力更生運動の歴史的性格を分析した庄司俊作は、篠山を県内でも自力更生運動エネルギーの比較的強い「Iグループ」に分類している。兵庫県立篠山産業高等学校『50周年記念誌』上に掲載された座談会「創立時代を語る」（昭和58年9月6日）では、昭和11年卒2期卒業生が「あの時は自力更生という言葉がようはやったね。」と回想していることから、当時の篠山に「自力更生」の雰囲気が強かったことがうかがえよう。

4) 当時の鳳鳴の授業料は25円、入学金は22円であったが、公民学校に授業料はなく、村によっては逆に手当が出ており、旧大芋村では日当10銭が出たという（『50周年記念誌』：67）。

## 1.2 「地域エリート」存立構造の変化

こうした鳳鳴と農高の位置づけは、しかしながら、時代を経るにしたがって徐々にその棲み分けの構造に揺らぎを生じさせていくことになる。

一つの要因は、跡継ぎを鳳鳴に進学させる階層が下方に拡大していったことにある。当地方の伝統的な酒造出稼ぎは、農民層の現金収入としては大きなものであり、最盛期の大正時代には毎年6000人近くが酒造出稼ぎに出ているとされるが、昭和10(1935)年頃を境に徐々に衰退していき、国鉄や銀行、役場といった通勤兼業が増加してくる。こうした状況下において、周辺農村にも学歴価値が浸透し、従来のような一部の豪農層のみならず1町歩前後の中農層のあいだにも、跡継ぎを鳳鳴にやり都市部の大学に進学させるという流れが生まれてきた。

昭和9(1934)年に旧篠山町の約1町歩の自作農家(農業+酒造出稼ぎ)の長男として生まれ、鳳鳴から国立大学に進学して東京に転出したBh氏は、「私なんかのような、せいぜい1ヘクタールくらいの田んぼを持った長男が(都会へ)出たてというのは、僕たちの世代が第一期生だったと思う。それまでは考えられなかったでしょう、そんなこと」と述べている。昭和20年代には、農家の長男であっても「勉強ができる子は鳳鳴」という雰囲気の一部には形成されつつあった。

一方、農高は、公民学校時代には選抜された農家の跡継ぎである長男だけが進学するところであったが、昭和21(1946)年の県立移管とともに女子部が設置され、さらに23(1948)年には学校制度改革によって兵庫県立篠山農業高校になる過程で、従来は「地域エリート」の育成機関として存在した本校もまた、高校教育の学歴序列化のヒエラルキーに組み込まれていくこととなった(長須1984)。つまり、「農家の長男が行くのが農高」のみにとどまらない複合的要因——学業成績、農業経営の可能性、家庭事情——によって、鳳鳴か農高かへの進路決定がなされるようになっていくのである。

この戦前から戦後への篠山における「地域エリート」存立構造の変化を理念的に表したのが図1である。

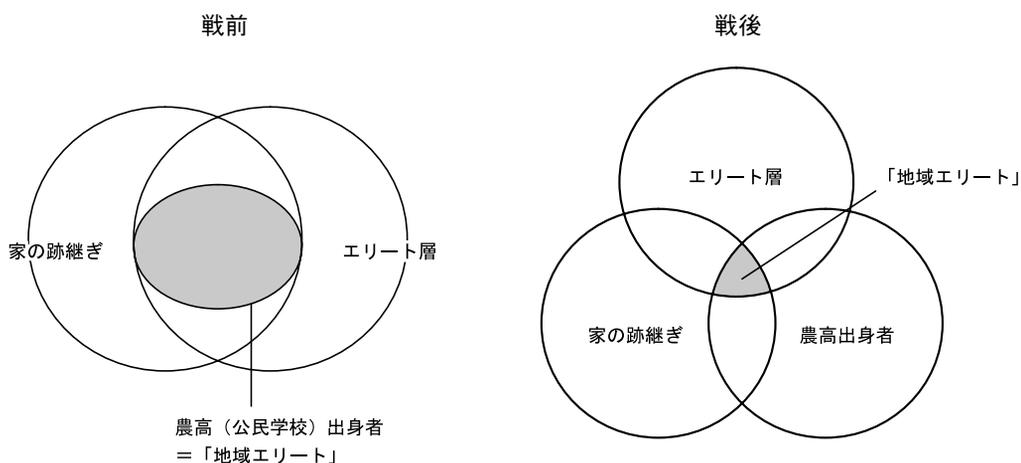


図1 地域エリートの存立構造の変化

戦前の「農高（公民学校）出身者」は、一定の農地所有を基盤とする地域における「エリート層」の、そして将来は地元にとどまって農業経営に携わる「家の跡継ぎ」であることが前提条件であった。しかし、戦前戦後の一連の制度変革の過程で、この「農高出身者」「家の跡継ぎ」「エリート層」というファクターは相互にズレを生じさせていくことになり、このズレと、それに対するジレンマは、戦後の篠山にとどまり地域社会を担ってきた「地域エリート」の自己認識を形作っていくことになるのである。

### 1.3 「遅れてきた主役」としての「地域エリート」

本稿で事例として取り上げる昭和30年代卒「地域エリート」（昭和10-20年代初頭生まれ）を、当時の全国的な農村社会の動向のなかで位置づけておこう。

農村社会が戦前とのつながりをなくしはじめたのが昭和30（1955）年とされるように（大橋1980）、「地域エリート」が青年時代を送った昭和30年代は、農村社会が高度経済成長の影響を受けて激変していく過渡期にあった。

とりわけ、本稿に深く関連するのは、敗戦後の農村における人口滞留から一転した若年人口の大量流出である。昭和28（1952）年まで40万人台であった新規学卒者のうち農業に就業する者は、昭和29（1953）年以降急速に減少し、昭和34（1959）年には17万人となっている。並木正吉は著書『農村は変わる』のなかで、この農村若年人口の流出を「地すべりの」と称し、それが農家の次三男のみならずあとつぎをも含む動きであることを指摘している（並木1960：14）。彼は農家戸数を30年で割った和を「農業就業人口の補充率」として、それが昭和30（1955）年卒業者では全国平均74%であったのが、昭和34（1959）年で全国平均48%となり、東海・近畿・山陽の19府県では34%にまで下落していることを明らかにした（同上：13）。つまり、昭和30年代前半は、農家の長男は農家を継ぐということの自明性が急速に揺らいでいく時期であったといえる。

昭和ヒトケタ前半生まれの世代が「戦後最後の農村社会の主役」とされるのに対して（大内2005：163-164）、大量流出がはじまって以降の世代は、農村社会の担い手として焦点を当てられることは少ない。しかし、昭和10-20年代初頭生まれの「地域エリート」は、農家を継ぐという自身の選択が刻一刻と少数派になっていくなかで、様々なしがらみと葛藤を抱えながら農村にとどまり、21世紀初頭までの地域社会を支えてきた⁵⁾。昭和ヒトケタ前半世代が、戦前からの連続性と自明性のなかで地域にとどまり一つの社会層を形成した戦後農村の「最後の主役」であるならば、彼ら昭和30年代卒「地域エリート」はいわば「遅れてきた主役」とも呼ぶことができよう。彼らは遅れてきたがゆえに、自身の選択の意味を不断に問い続けなければならなかったのであり、それは彼ら「地域エリート」と彼らが形作ってきた戦後の地域社会そのものをも特徴づけていくこととなった。

5) 並木はこの補充率が低い地域ほど跡継ぎの学歴が高いことに着目し、そこで「あえて農業を選んだ」若者たちを「スジ金入り」と表現し、「少数派につきものの悩みがそこにあったに違いない」という（並木1960：20）。

次節ではインタビュー事例をもとに、彼ら「地域エリート」が農高に進学し地元に残るにいたった経緯と葛藤を分析する。

## 2 「地域エリート」の篠山定着

### 2.1 農家跡継ぎの宿命と学歴価値の間で

「地域エリート」はその多くが家の跡継ぎとして篠山に留まった者達である。家の跡を継ぐことは「長男やから、必須条件」（昭和35年卒／丹波杜氏）「生まれた宿命」（昭和33年卒／旧西紀町長）であり、とにかく「農業やらなんという宿命を背負って」（昭和32年卒／丹波杜氏）農高に進学している。しかし、学歴価値が浸透する戦後農村社会において、「鳳鳴ではなく農高」であることは、学業成績が優秀であればあるほど、相応の葛藤を生じさせるものであった。

#### Ck氏（丹波杜氏組合長）／昭和32年卒

Ck氏は昭和15（1940）年旧篠山町の農業と酒造出稼ぎ農家に3人きょうだいの長男として生まれた。曾祖父の代から代々杜氏を務める家筋であり、先祖は明和2（1765）年に御影のK屋（現K酒造）に出稼ぎに出ていた「般若寺の万助」として記録に残る。農地は1町8反の「普通以上の規模」。中学校時代に鳳鳴にどうしても進学したかったCk氏は親戚を巻き込んで一騒動を起こした。

「私は高校進学の際に、篠山鳳鳴高校に行くと。親にもう全然隠れて。そこの抵抗が一番強かったんですよ。で親に、もう勝手に相談せんと、願書を、篠山鳳鳴高校に出して、（中略）それが私のおじさんというのが、あのう、偶然にも篠山中学で先生しとったのよ。（そのおじが願書を見つけて、『お〜い、お前とこの息子、えらいこっちゃぞ』と。『んな、あそこ（鳳鳴）やったら跡取らへんわ』と、うちの親父に言うたの。親父がびっくりしてしもうて（笑）。で、『鳳鳴進学するのあきめてくれ』って。『お前はとにかく農高行ってくれ』って。でそのおじさんいう、篠山中学の先生と一緒に、もう泣いて頼むわけや（笑）。（中略）わしはなんちゅうか、全然言うこと聞かんと…。で私は私の友達の家、夜逃げみたいにして、泊り込んだりね…面白かった。」

結果的に、Ck氏は父とおじの「口説き落とし」によって農高に進学し、卒業後は農業と酒造出稼ぎをするようになる。

ただし、前節で述べたような昭和30年代の状況下において、農家の長男であれば誰しものが、跡継ぎとして地元に残るために農高への進学が宿命付けられるわけではない。ここにはCk氏が「普通以上の規模」と表現するように、農家の規模や経済階層が関わってくると考えられる。昭和32（1957）年の篠山（旧多紀郡）における高校進学率は、定時制高校を含めて58.2%（男62.7%、女53.8%）と全国平均51.4%に比較すると高く、篠山の学問的風土を物語っているものの、まだ誰もが高校に進

学しうる状況ではなかった。農家子弟の多くが中卒の「金の卵」として都市転出していった高度成長期において、跡継ぎを農業高校に進学させるのは、一定の余裕のある農家であった。聞き取りの限りではあるが、「地域エリート」の実家の農地所有規模は当地域の平均農地所有規模が約1町弱のところ、1町強から2町前後と相対的に大きかった。つまり、農業経営（あるいは農業経営と酒造出稼ぎ）によって人並み、もしくはそれ以上の生活ができる見込みがあった上で、跡継ぎが学業優秀であっても農高に進学させるという戦略が現実味を持ったとみることができよう。

もっとも、跡継ぎを地元にとどめさせた要因は単純ではない。聞き取り事例のなかには、家族労働力による農業経営をするうえで不可欠な壮年男性が欠如していたというケースも少なくない。農業機械化前夜の農作業の厳しさは、実質的な労働力としての跡継ぎの責任をより一層彼らに自覚させる方向に働いた⁶⁾。

やや上の世代になるが、昭和27（1952）年卒の丹波杜氏Dk氏は、旧篠山町1町2反農家に6人きょうだいの4番目、三男として生まれたが、10歳離れた長兄が戦死し、次男はすでに養子に出ていたことから急遽跡継ぎとなり「昔は手作業ばっかし…親2人が歳がいったからね、やっぱり手伝わってあたまがあった」と農高進学の原因を述べている。また、旧篠山町1町5反農家の長男として生まれたEt氏（昭和32年卒／丹波杜氏）は、酒造出稼ぎをしていた父親が33歳の若さで亡くなったため祖父母と母親が百姓仕事をしており、祖父母から「早く一人前になって自分の跡継いでもらわかなわん」と「染み付いたように小さい時から、育てられて」てきたという。Et氏にとっても、農高に進学することは「農業やらなあかんという宿命」そのものであった。

インタビューからは、こうした「宿命」と都会への憧れとの間で引き裂かれていた学生時代の「地域エリート」の葛藤がうかがえる。

#### Ft氏（篠山市元助役）／昭和38年卒

Ft氏は昭和19（1944）年、旧篠山町の2町5反農家に3人きょうだいの長男として生まれた。耕作規模が大きく、また親が高齢だったこともあり、Ft氏は農業高校通学自分から「高校生なのか百姓なのか分からんほど」農作業をしていたという。都会で働きたいという希望が強かったFt氏は、年老いた両親への罪悪感に苛まれつつも、高校卒業時に京阪神の会社の就職試験を受けた経験を持つ。

「阪神間へ出たかったですけれども、（中略）両親が（歳が）いってましたからね、ですから私が農高へ行かせてもらった、のもそうでしたし、それがなぜ、阪神間へ、逃げるように出て行けるのか、というふうなことを私自身も思っていました。ですから、就職試験を受けながら、その頃は随分と悩みましたね。」

6) 動力耕うん機・小型トラクタ所有台数は、昭和30（1955）年の8万8000台から昭和35（1960）年74万5800台へ、同使用農家数は昭和30（1955）年45万6000戸から昭和35（1960）年211万3000戸へと激増した。また農業生産量は昭和30（1955）年10万8000トンから昭和35（1960）年は22万トンへと倍増している（牛山2005：31）。

採用通知を受け取ったものの、両親からは「ばかやろう」と「門前払い」されて断念し、地元の役場に就職することになったという。

Ft氏が農高を卒業する時分には、産業としての農業が置かれた状況が下向きであることは周知の事実となりつつあった。しかし祖父母世代や高齢の両親にとってはそうした時代の趨勢を読むことは難しかったのであり、それはなおさら彼ら「地域エリート」にとって地元にとどまる選択を「宿命」と感じさせることにつながったことが推測される。

一方で、「鳳鳴ではなく農高」であるということは、彼らがこの場所において努力して出世し「地域エリート」となっていく上での動機付けともなるものであった。昭和30（1955）年卒の丹波杜氏Ga氏は、成績が良く鳳鳴に進学し大学に進むことを強く希望していたものの、跡継ぎのため農高に進学し、卒業後は蔵入りをして30歳前に三役に上り詰める異例の出世を果たす。Ga氏はその意欲の源泉を「なんや、農高け？」と言われることに対する「何くそう」という気持ちにあったと述べている。

「僕らから、130人おって、トップクラスは28人しか…3年生になったら補習授業したりする時は、偏差値の上のほうの…僕らやって、その28人の中には入っとんねや。それくらいにおるのに、僕はこっち（農高）行かんなん。あ～っほらし～い…と思ってね。」「それでも（自分と同じくらいの成績だった同級生が）向こうは鳳鳴で、こちらは『農高け?』って。それで何くそって…よおし何くそって。（酒蔵に入ってから）毎晩毎晩、人の帳面見て（勉強して）。」

鳳鳴へのライバル心は、彼らが「地域エリート」として篠山を中核的に担っていく存在になるうえでの強烈な原動力でもあったのである。

## 2.2 宿命を引き受けていくこと

地元に残るとする選択は、都市熱や教育熱を持っていればいるほど、筆舌に尽くしがたい葛藤をもたらしたことは確かである。しかし、彼らが地元に残り「地域エリート」として生きていくことを引き受けていった背景には、跡継ぎという「宿命」の消極的な受入れにとどまらない、様々な積極的要因もまた当時の篠山の中に存在した。

### ①地域農業の見込み

第一には、彼らの生活基盤としての地域農業に対する展望である。高度成長期を通じて全国的に農業をめぐる状況は急速に変化していくものの、それでもまだ昭和30年代の篠山においては「田んぼさえ守っておけば生活ができる」状況であり、経営規模が大ききだけ「人並みよりちょっと上」の生活が出来た、ということは見逃せない。

それと同時に看過できないのが兵庫農科大学の存在である。昭和24（1949）年に歩兵第七十連隊跡に設立された兵庫農科大学では、当時、戦時中に外地熱帯植物の研究等に携わっていた研究者達が在籍して篠山で地元の作物を使った特産物開発を行っており、この時期の兵庫農科大学での研究開発が現在の篠山の三大特産物である黒豆、山の芋、丹波牛（但馬牛）を育てていくことになった⁷⁾。農高に兵庫農科大学出身の教員がいたこともあり、同じ敷地内にある兵庫農科大学と農高は緊密なネットワークを有していたため、農高の学生の中には、農科大学で先端的な品種改良を学ぶ機会を得てのちに農業リーダーとして活躍する者も現われた。次のHt氏は、昭和30年代後半から農作物等品評会の受賞常連者であり、地域新聞にたびたび登場する篠山の代表的な篤農家である。

#### Ht氏（農業リーダー）／昭和34年卒

Ht氏は旧篠山町の1町1反農家に6人きょうだいの長男として生まれた。農業が比較的好きだったことから、高校進学時には周囲のクラスメイトから鳳鳴を勧められるも農高に進学する。通学時分から、農家のあり方として家族労働力を組み合わせた複合経営による農業専業を理想とするようになり、農科大学の研究室に出入りをして畜産や特産物の品種改良について学んできた。卒業後は父親がたびたび役場勤めの口を探してきたもののすべて断って専業を貫き、丹波牛の多頭経営と黒豆その他野菜栽培で経営を拡大して「一度も勤めに出ていない」ことを誇りとする。

「私が肉牛の関係ですっと関わりを持ってきたのは、農学部のなかで、名誉教授ですけど、63歳で退官されてね、F先生という先生がいたんですね。（中略）私はずっと教室に遊びに行かせてもうてましたんで、随分勉強させてもうた。で、そのことでうちの経営もぐんぐん伸びたし。極端に言うたら、昭和48年、49年くらいはかなり利益出た時期があったんでね、2年間の牛の売り上げだけで、当時の田舎の家が1軒建つくらい、稼げましたんで。」

Ht氏の語りからは、「田んぼを守って人並みの生活」には留まらない、篠山の農業に対してまだ明るい期待が持ちえた当時の雰囲気がみてとれよう。

#### ②活発な青年団活動

高度成長期は青年団活動がまだ活発な時期であった⁸⁾。地元に残った「地域エリート」は青年団の中核的な存在として、ハイキング、読書会、映画鑑賞会などを開催し、また村同士の青年団との交流も活発であった。夏祭りの時期には多紀郡（篠山）内の「あっちの神社やこっちの神社

7) 産業高校同窓会長柳田昌三氏への聞き取りによる。

8) 『篠山町75年史』によれば、大正3年来の歴史を持つ篠山町青年団は戦後統制団体解散令により解体し、昭和27（1952）年に女子部を加えた形で再結成した。戦後から昭和30年代にかけての青年団活動は旧村単位で活発に行われていた。調査対象者や地域により活動のピークの記憶にはブレがあるものの、昭和40（1965）年2月20日『篠山新聞』掲載記事「青年団が改革に乗り出す 新団長のもと組織の再編成」には「青年団は何をしているかという声を聴くが、停滞しマンネリ化していることは明らかである」としてその理由の一つに人材不足を挙げている。農業人口の減少にともない、昭和30年代後半から活動に陰りがみえていたことがうかがわれよう。

や…」の盆踊りに浴衣を着て遠征し、夜更けまで飲み明かした思い出を語った昭和35（1960）年卒の丹波杜氏は、そうした青年団の交流を通じて出会った他村の女性と恋愛結婚をしている⁹⁾。

また、当時は旧町単位の青年団の弁論大会や運動会が非常にさかんであった。この弁論大会で頭角を現したのが昭和30（1955）年卒の故瀬戸亀男前篠山市長である。1町8反農家の長男として旧篠山町に生まれた瀬戸前市長は青年団で活躍し、その支持基盤を背景に昭和54（1979）年篠山町議、平成7（1995）年篠山町長に当選、平成11（1999）年には「合併第一号」の篠山市長となって全国的に名前の知られた「農高のエース」であった。

「昭和30年、農高卒業と同時に農村社会に飛び込み、青年団活動に熱中。弁論大会、討論大会、体育大会、演劇大会と、自転車で郡内を走り回ったものだ。（中略）先ず、人を信じること。自ら心を開き、飛び込んでいくこと、この生き方を培った青年時代の思い出は、懐かしさでいっぱいである。その当時の友達は今も『なっとう会』として、年1回は顔を合わせ、夜の更けるのも忘れ語り合うのである。」（平成8年9月 多紀郷友会『郷友』第388号掲載 瀬戸亀男寄稿「私の歩いてきた道これからの道」）

Ck氏をはじめ本稿で紹介する「地域エリート」の多くはこの「なっとう会」のメンバーである。こうした活動を通じて彼らは青春を共有する仲間集団——「コンボイ」——を獲得しえたのであり、それは篠山で生きていく彼らの人生に不可欠なものであったといえよう。

### ③酒造出稼ぎという生き方

こうした篠山での生活と同時に重要な意味を持ったのは、篠山の伝統的副業である酒造出稼ぎである。酒造出稼ぎによる現金収入は農家全体収入の25%を占めるとされるが、その経済面での重要性もさることながら、都会に出るということそのものの持つ意味も、決して小さなものではなかった。

上述の家出をしてまで鳳鳴に進学したかった丹波杜氏組合長のCk氏は、神戸灘五郷のK酒造に出稼ぎに来たいと思うようになった契機に、当時の農高が実施していた酒蔵見学で見た都会の鉄筋コンクリート酒蔵のインパクトを挙げている。

「その蔵が普通はもう木造の、まああの…小さい…こんなこと言うたらいかんけど、田舎の小さい木造蔵で、普通に地酒の酒屋さんみたいな感じで、酒蔵のイメージで見学に行ったところがやね？その（K酒造の）鉄筋の4階建てとか7階建てとかいう大～きい蔵を見せ付けられて。…やっぱり、若い私らにしたら、『お～っ、う～ん、さすが…灘の、酒の本場やな』って。その当時はね、灘では昭和30年代っていったらもう酒は毎年何割何割って売れるさかい、

9) 「地域エリート」へのインタビューでは、かつての青年団活動について言及する際、当時と比較して現在の若者に仲間がないことに憐憫の情を示し、異性との出会いの場がないことを危惧する発言が多くみられたことが印象的である。

「どんどんどんどん新しい、木造蔵を、新しい鉄筋蔵に変えていった。…で、そういう蔵を見たもんやから。」

また、篠山からの酒造出稼ぎ先は灘五郷を中心とした神戸周辺の酒蔵が多かったが、若かりし頃の彼らにとって、神戸三宮の煌びやかな繁華街——「赤いネオン」「青いネオン」——は、篠山にはない魅力を持つものであった。

### Ih氏（丹波杜氏）／昭和35年卒

Ih氏は昭和16（1941）年、旧大山町の約2町5反農家に3人きょうだいの長男として生まれる。父親の勧めで農高に進学し、卒業後は杜氏をしていた親戚に連れられて酒造出稼ぎに出るようになった。明石・神戸方面の酒蔵に32年間勤めたIh氏は、自身を「半分は神戸人」という。

「私（明石での蔵入り当初は）室の子いうて、室の仕事しとったさかいにね。8時には帰ってきて仕事してたからね、でも4時から4時間くらいは、外に出てもかまへん。で、よう外の繁華街を歩いたりな（笑）。近くにはええ繁華街が、あった（笑）。三宮まで電車乗って行ったりしたしな。（中略）三宮に出て、**っていつて、三宮にあった飲み屋や。大〜きいとこで、そこで飲んだりな？また安うて飲ますんや、女の子もおるし…。」「酒造のほうも、慣れてきて、コツが分かってきて、逆に農業に…酒造りして帰ってきたら、春でしょ？そしたらもう、会社勤めというののなかから、今度逆に、田んぼ入らんなんという、嫌なイメージがしてな？春にこれから百姓にかかるというのがずんずん嫌になってな。」

こうした楽しみは、一方では春に篠山に戻り田んぼに入ることが「ずんずん嫌に」なったりするものの、少なくとも半年間は都会の空気を吸えるということは、若い彼らの都会生活への憧れを、家の継承責任と抵触しない範囲で充たすことのできる、彼らなりの落としどころであったといえよう。

## 3. 「地域エリート」存立構造の揺らぎ

こうした「地域エリート」を取り巻く構造は、しかしながら、昭和40（1965）年前後を境に大きく変わっていくこととなる。ここではそのメルクマールとして（1）農業高校から産業高校への校種変更、（2）兵庫農科大学の国立移管・移転、（3）酒造出稼ぎの衰退を挙げておこう。

### 3.1 農高の校種変更と農科大学の移転

第一は、農業高校から産業高校への校種変更である。団塊世代の中学卒業にともなう高校入学難が社会問題化しつつあった昭和36（1961）年、郡発展対策協議会は丹有地区における工業高校誘致運動を開始した（篠山新聞 昭和36年1月20日「多紀郡に工業高校の新設を提唱する」）。こ

の誘致運動は農高の校種変更問題へと発展していき、農高存続を求める教員や農高OBらとの激しい攻防が繰り返された。当時の農高校長であった坂井幸治郎氏は当時の様子を次のように回顧している。

「(攻防が激化するなか) 学校責任者の校長である私には、苦しい会合の連続であった。…農高の前校長である西垣喜代次氏やK県議、それに育友会、同窓会長を加えて、なんとか方法を考えていただき、静かな解決をしてもらおうとした。しかしこの計画は、かえって机をたたき合う激論を、繰り返えず(ママ)だけの結果しかでなかった。(中略)最後には一つの鎮静剤でもと、職員が手分けして、町村長の私宅を訪問し、農高存続を陳情したこともある」(『五〇周年記念誌』: 110)

しかし、必死の陳情もむなしく、高度経済成長にともなう産業構造の転換は時代の趨勢となって工業重視の流れを形成していった。当時の篠山新聞にはこうした農高関係者の陳情行動に対して、以下のように突き放した社説が掲載されている。

「農は国の大本であると考えられたのは戦前のこと、日に月に農業人口は減少の一途をたどり…(中略)多紀郡の将来を考えると、農業一本から工業化へと急角度の転身をはかることも必要ではないだろうか。」(篠山新聞 昭和36年6月15日「社説 工業高校の誘致問題について」)

結果的に、昭和38(1963)年農高は兵庫県立篠山産業高等学校へと改称し、機械科・電気科・商業科と生活科が設置された。農業科は東雲分校に1クラスを残すのみとなり、これまで農高が農科大学とともに行ってきた特産物開発は、東雲分校の部活動である農業クラブを中心に専門的に行われるようになった¹⁰⁾。この変化を『五〇周年記念誌』は「地元にとどまり地域農業を支える」農高から「各地各界で中堅層を目指す」産高へ、と表現している(『五〇周年記念誌』: 119)。

第二は、特産物開発の拠点であった兵庫農科大学の国立移管である。兵庫農科大学は「軍都」から「学都」への方向転換をはかる篠山のシンボルであり、その経済効果も莫大なものであったことから、農村部のみならず城下町部を有する旧篠山町にとっても現地移管は「悲願」であった。昭和39(1964)年9月に神戸大学農学部への移管決定後、旧篠山町では農大問題対策特別委員会が設置され、町民1万人の現地移管要望の署名運動を行ったり、町長、町議や総代が県への陳情を重ねたりと必死の抵抗を試みている(篠山新聞『「農大は現地移管で」町長ら大挙県へ 篠山町貸切バスで五〇人」昭和39年10月25日ほか)。しかし、農科大学の現地移管は実現せず、神戸市六甲台へと移転することとなった。

10) 東雲分校の農業クラブは現在も地元の特産物である山の芋や黒大豆を使用した研究で優秀な成果を挙げており、県や近畿学校農業クラブ連盟大会における受賞常連校である。

### 3.2 酒造出稼ぎの衰退

篠山の農業を下支えしてきた基盤を揺らがせるこれらの変化に加えて、高度成長期以降、全国的な農民の季節出稼ぎの増加にともない出稼ぎが社会問題として認知されはじめたことは、篠山の伝統であった酒造出稼ぎの衰退にも一層の拍車をかけることにつながった。昭和35-45年にかけてピークを迎えた出稼ぎ労働はその多くが建設業であり、現場での事故や賃金不払いといった労働環境をめぐる問題が取り上げられたが、それと同時に注視されたのが、出稼ぎ者が郷里に残す留守家族の肉体的・精神的ストレスに関する問題であった¹¹⁾。

また、昭和40年代以降全国的に農村青年の結婚難が問題となるなかで、一年の半分は夫が家を空ける出稼ぎの家は嫁入り先としてより忌避される傾向にあったことから、結婚を機に酒造出稼ぎをやめて地元の農協や役場、零細企業に転職するようになった者も少なくなかったという。昭和41(1966)年に結婚したある丹波杜氏は「春に式挙げたら、秋には嫁さんほっといて出ていかんなんさかいね。(勤め人は)出張とか、転勤とかあるにしても、(酒造りは)嫁さんほつたらかして、毎年毎年毎年行くんやから…」と述べている。この言葉には、篠山のなかでも勤め人世帯が増加するなかで、酒造出稼ぎ世帯の留守家族の苦勞が勤め人家族との対比のもとで語られるようになったことを物語っている。

昭和39(1964)年の篠山新聞には、酒造労務者不足で杜氏が人集めに苦戦する様子が取り上げられているが、その一因としては「約半年も家族と離れて暮らすという変則的生活に見限りをつける人人(ママ)がではじめた」ことが挙げられている(篠山新聞「酒造労務者不足 杜氏ら、要因確保に懸命」昭和39年11月15日)。酒造出稼ぎ人口は昭和30(1955)年2026人、昭和35(1960)年1829人、昭和53(1978)年1091人と高度成長期を通じて急減し、平成18(2006)年にはわずか160人となっている。

### 結びにかえて

本稿では、農高出身「地域エリート」が地域に留まるにあたっての葛藤と引き受けに焦点を当てながら、戦後篠山における「地域エリート」の存立構造とその変化をみてきた。

学歴価値を内面化した彼らが、鳳鳴に進学し都市に出て行く同級生たちを横目に見ながら、篠山に留まって農地を守って生きてきた背景には、家の跡継ぎという宿命の重い鎖がまずもって存在していた。しかしながら、鎖で片足を土地に括られた彼らが、もう片方の足を自分の意志でその土地に下ろそうとした時、換言すれば、「この場所で見られる夢を見て生きていこう」とした時、昭和30年代の篠山には、少なくとも彼らが夢を見るだけの余地が相応に存在していた。40年代以降の篠山が経験した近代化プロセス——特産物開発の拠点の喪失、丹波杜氏の伝統の衰退——は、地域がその固有性を失っていく過程であると同時に、「地域エリート」が「この場所で」の人生を引き受けていくだけのプライドの調達装置が篠山から失われていく過程でもあった。

11) 1960年代後半から1980年代初頭にかけては、NHKにおいて出稼ぎ者やその家族を取り上げたドキュメンタリー番組が数多く制作されている(北原・安部2005:243)。

「地域エリート」達は昭和40年代以降、農科大学移転後の篠山における農業関連施設の建設や¹²⁾、丹波杜氏の出身地として篠山の高校に醸造科設置を働きかけたり、出稼ぎが忌避されるなかで酒造工場の篠山誘致運動といった形で、急速に綻びはじめた「地域エリート」存立構造の建て直しを期したものの、時勢に棹差すことは難しかった。

平成19(2007)年の「農高のエース」前篠山市長引退を象徴的な出来事として、農高出身「地域エリート」が篠山を牽引してきた時代は終焉を迎えつつある¹³⁾。土地への責任に裏打ちされた愛着をもって地域を担ってきた「地域エリート」のような存在が退陣した後の篠山の担い手とは誰なのか、また彼らにとって、土地への愛着と人生における場所の意味はどのような関連をもって立ち現われてくるのだろうか、この点については今後の課題としたい。

付記 農業高校OBへのインタビュー調査の実施にあたっては、元農業高校教諭で産業高校同窓会長の柳田昌三氏、丹波杜氏組合長小島喜代輝氏をはじめ多くの方々にご協力をいただきました。皆様のご厚意に心より感謝申し上げます。

#### 引用・参考文献

- 天野郁夫,1991,『学歴主義の社会史—丹波篠山にみる近代教育と生活世界—』有信堂弘文社。
- 牛山敬二,2005,「戦後改革期の農村社会」田畑保・大内雅利編『戦後日本の食糧・農業・農村第11巻 農村社会史』農林統計協会。
- 大門正克,1994,『近代日本と農村社会—農民世界の変容と国家—』日本経済評論社。
- 大橋一雄,1980,『農村生活譜』日本経済評論社。
- 奥井亜紗子,2009,「農村跡継の都市移動と家の継承——軍学校進学者の「立身出世」型移動を事例として——」『社会学雑誌』26号,神戸大学社会学研究会。
- 河南頼夫,1999,『公民学校から産高時代まで』多紀ジャーナル連載記事抜粋小冊子。
- 北原克宣・阿部健一郎,2005「出稼ぎ問題——出稼ぎと農村社会の変貌——」田畑保・大内雅利編『戦後日本の食糧・農業・農村 第八巻 農村社会史』農林統計協会。
- 篠山新聞バックナンバー 昭和35-40年代
- 篠山町役場,1955,『篠山町七十五年史』。
- 庄司俊作,1991,『近代日本農村社会の展開』ミネルヴァ書房。
- 高田知和,2003,「農村青年の都市文化受容についての一考察」『年報社会学論集』16号,関東社会学会機関誌編集委員会
- 多紀郷友会編,『郷友 創立創刊一〇〇周年年号』平成3年12月。
- 編,『郷友』第388号,平成8年9月。

12) なかでもなっとう会メンバーであり農業リーダーのH氏は農業試験場や農産加工場の建設を瀬戸前市長に積極的に提案してきたという。

13) 「地域エリート」の代表的存在である瀬戸亀男前市長は病氣療養のため二期目半ばに引退した。鳳鳴出身の酒井隆明現市長は元弁護士であり、県会議員を経て市長に立候補している。

竹内洋,2005,『立身出世主義 近代日本のロマンと欲望[増補版]』世界思想社.

長須祥行,1984,『農業高校——近代化農政の縮図』三一書房.

並木正吉,1960,『農村は変わる』岩波書店.

矢野晋吾,2004,『村落社会と「出稼ぎ」労働の社会学——諏訪地域の生業セットとしての酒造労働と村落・家・個人』御茶ノ水書房.

兵庫県立篠山産業高校,1984,『五〇周年記念誌』.



# イギリス農業革命からみたフェンとマーシュ

國 方 敬 司

これらのフェンは、しばしば水浸しにされてきた。

科学は水に矯正方法を発見した。

彼女は言った、蒸気の力が利用されるべきだ、と。

そして破壊者が、(蒸気という)己自身によって破壊された¹⁾。

## 1 はじめに

イギリス産業革命については、リグレイ (E.A. Wrigley) がエネルギー消費の観点から興味深い議論を展開していることは周知の事実であろう。リグレイによれば、イギリス産業革命期の経済成長の特異な点は、それまでの経済成長がある一定期間で終了してしまうのに対して、長期にわたり継続しえた点にあるという。

「有機経済」にあっては、食料にしても、工業原料にしても、すべて土地の生産物であって、土地の生産物の獲得について互いに競合する。したがって、経済成長は土地利用への圧力を高め、より劣等な土地の農業用地化に帰結するか、既存の農地のより集約的な利用に帰結するか、あるいはそれら両者の同時進行に帰結する。その結果、労働と資本に対する収益は下落し、結局、成長は減速し停止するにいたる、と²⁾。

イングランドのばあいも、1600年の人口が420万人だったのが、1800年には870万人にまで増大する。それだけではない。第2次産業と第3次産業に従事する人口比率はおおよそ30%から60%以上にまで上昇する。これは、非農業人口が4倍に増大し、したがって、それだけ工業原料としての土地の生産物に対する需要も増大していることを意味している³⁾。これらの数字からすれば、イギリス農業は生産性の上昇が顕著であったと推測されるが、リグレイは、それを積極的に肯定し、つぎのように述べている⁴⁾。

すべての産業のなかでもっとも重要な農業は、食料に対する増大する需要と工業原料に対する多大な需要に応えることに成功した。しかも、耕作地が新たに追加されることもほとんどなかったにもかかわらず

1) これは、蒸気機関を据え付けた建物に残る銘文である。Taylor, Christopher, *The Cambridgeshire Landscape: Cambridgeshire and the Southern Fens*, Hodder & Stoughton, 1973, p.206.

2) Wrigley, E. A., *Energy and the English Industrial Revolution*, Cambridge University Press, 2010, Chap.1. エネルギーという観点のリグレイによる産業革命論は、『エネルギーと産業革命 (Continuity, Chance and Change: The Character of the Industrial Revolution in Englandの翻訳書)』で広く知られるようになったが、2010年にその書名も端的に表示した上掲書が上梓された。本稿では、本書を利用する。

3) *Ibid.*, pp.33 ff.

4) *Ibid.*, p.90.

らず、そして人口は2倍以上増大したにもかかわらず。しかも、これは農業に従事する労働力の大きな増大をみないで達成された。あたかも、当該時期の最後には、農業従事者はひとり分の働きではなく、ふたり分の働く能力を持っているかのようである。(強調点、國方)

この農業生産の躍進に関するリグリの議論をここで詳細に検討する余裕はないけれども、拙稿「イギリス農業革命研究の陥穽」(『山形大学紀要社会科学』41巻2号, 2011年)で触れることができなかつた論点について検討しておきたい。すなわち、農業生産の躍進について、リグリはつぎのように説明する。

16世紀後半から19世紀前半のあいだに単位面積当たりの穀物総収量はほぼ2倍になったが、生産の伸びを総収量で測るのは不適切である。というのは、収穫後、種子用に一定量が確保された残りが実際に食用に回されるので、純収量こそが本当の比較対象になる数字になるからである。1600年の小麦の単位当たり総収量は11.5ブシェルで、1800年では21.5ブシェルということで、1.87倍に増大しているが、純収量ではそれぞれ9.0ブシェルと19.5ブシェルで、2.17倍の生産増になる、と⁵⁾。この指摘はもっともである。生産性の上昇を問題にするにあたっては、純収量という観点から検証すべきであろう。

ところで、リグリの議論では1600年から1800年という期間が検討対象となっているが、前掲拙稿でも指摘してあるように、急激な人口増大は、18世紀の30年代から始まり、18世紀半ばから19世紀半ばまでの100年間にほぼ2.8倍に膨脹する。わけても19世紀の前半の50年間だけでも1.9倍強の増大を記録している。イギリス農業革命の観点からいえば、この半世紀間の人口増大に対して食糧生産はいかに対応しえたのかが重要な論点を形成する⁶⁾。

この18世紀半ばからの100年間における農業生産力の増強について、本稿では、イングランド東部の低湿地における穀作の進展という視点から問題を提起したいと考える。

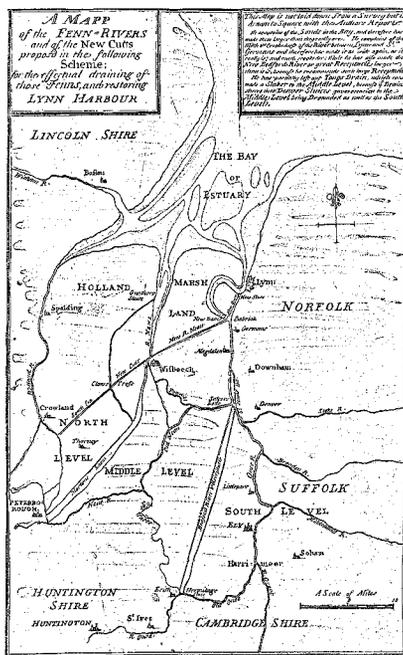
## 2 17世紀の干拓事業とその評価

さて、地図を閉じて、心の中でグレイト＝ノーザン鉄道か東部諸州鉄道に乗ったとして、大低湿地帯(Great Level of the Fens)のまっただ中にいる、と想像してみよう。時は8月か9月のはじめ、麦が熟す頃。その麦の豊穰さを奪われると、その景観は、もっとも壮大かつ特異な魅力を失ってしまう。しかしながら、その季節には、フェン(fen)地方はすぐさま、一風変わった、そして雄大な面をみせてくれる。豆ないしは青緑色の麻の四角い畑によって時折寸断されはするが、目が届く限り、一面の小麦が黄金色に波うっている。生垣は視界の中に入っていない。しかし、スゲの波うつ長い線が、放水路と排水溝のありかを示していて、それが畑の境界線なのだ。

5) *Ibid.*, p.29. 計算に用いた具体的な数字は、*Ibid.*, p.79, Table 3.4.のものを利用した。

6) 拙稿「イギリス農業革命研究の陥穽」43頁。

これは、1854年の雑誌記事の一節である⁷⁾。19世紀半ばのフェンは、一般にはあまり知られていないものの、豊かな穀倉地帯であったことをいきいきと描写している。イギリス農業革命とフェンとの関係は、従来、わが国ではほとんど言及されることはなかった。その原因としては、17世紀に遂行された干拓事業、あの有名なフェルマイデン (Cornelius Vermuyden) による干拓事業の結果、17世紀には農耕地として開発されたため、18世紀以降は新たな農業生産地としては注目されなかったのではないかと推測される。たとえば、オウヴァトン (Mark Overton) は、土地改良のなかでもっとも劇的なのがフェンやマーシュ (marsh) の干拓で、わけてもフェンランドは17世紀前半には漁業や鳥猟を基本とするような生活を支えていたのが、18世紀後半には国のなかでもっとも肥沃な耕地に数えられるようになった、と述べる⁸⁾。また、わが国でも、ベッドフォード低地の干拓事業について詳細・精緻な検討を加えた長谷川孝治氏は、「干拓後は絶えず耕作農業の比重が高まっており、一七世紀の干拓がこうした牧畜経済から畑作経済への決定的な転換点として、重要な意味をもっていた」⁹⁾、と評価する。



出典：R.L. Hills, *The Drainage of the Fens*, P.16.

- 7) 'The Fens of England,' *Chambers's Journal of Popular Literature, Science, and Arts*, Vol.2, No.46, 1854 (November 18), p.321.
- 8) Overton, Mark, *Agricultural Revolution in England: The Transformation of the Agrarian Economy 1500-1850*, CUP, 1996, pp.89-90. ただし、オウヴァトンは、「重要な干拓事業は17世紀の半ばに遂行されたが、事業のピークは18世紀後半と19世紀前半であった」と慎重に表現している。17世紀の干拓事業を強調するのは、Kerridge, Eric, *The Agricultural Revolution*, Routledge, 1967 (rep.,2006), Chap.4. である。
- 9) 長谷川孝治「17世紀イングランドにおける沼沢地の開発：ベッドフォード低地とその排水」(『史林』60巻1号, 1977年) 56頁。

この17世紀の干拓事業について、これから検討を加えていくが、その前に、予め明確にしておきたいことがある。それは、フェンとマーシュという言葉の意味についてである。フェンランドに接する教区ウィリングムについて詳細な研究を進めた高橋基泰氏は、フェンとマーシュについてつぎのように記している¹⁰⁾。

ケンブリッジ州のウィリングムは、沼沢地Fenlandに接し、牧畜も盛んな地域に位置する教区である。Fenlandと一般に呼び習わされる地域はイースト・アングリアからウォッシュ湾一帯、リンカン州の湿地marshland、ヨーク州東部を包含する。漁業・水運も含め水と深い関わりを持つ土地柄であるが、J・サースクの研究にも示されるとおり、その農業慣行形態はこの地域のなかでも多様である。

日本人にとってフェンとマーシュとのちがいを理解するのは困難であるが、その困難さはイギリス人においても変わらないようである。その点について、リーヴス (Anne Reeves) とウィリアムソン (Tom Williamson) はつぎのように述べている¹¹⁾。

今日、われわれはマーシュとフェンを混同している。19世紀以前だと、ほとんどの人がこの両者の差異について充分理解していた。フェンは、PEAT土壌 (peat soils) の冠水した低地で、多様な資源——マーシュ=ヘイ (marsh hay) やアシ (reeds)、スゲ (saw-sedge) やイグサ (rushes)、そしてPEAT——が採取・活用されたが、また数か月間は放牧にも利用された。そうした土地は、特定の河川の流域にある限られたものと、イースト=アングリアのフェンランドのような広大な区域に広がるものがあった。しかしながら、すべての事例に当てはまるのは、その周辺地域とか、所々に存在する大きな島とかをのぞいて永続的な定住地はほとんど存在していなかったことである。それに対して、マーシュははるかに広く利用され、定住された景観である。それらの地もまた湿った土地——ほとんどが海岸線に沿ったところに存在し、多くがかつて河口であった区域を占めている——であるが、網の目状の水路によって十分に排水されているし、通常は堤 ('walls' or embankments) によって洪水から守られていた。それらの地は、粘土 (clay) とシルト (silt) からなる地味豊かな土壌の区域を占め、フェンで利用されていた天然に近い資源物の利用というよりも、主に牧草地とか耕地として利用された。さらに、フェンとはちがって、ほとんどのマーシュは早い時期から、孤立したマーシュ農場から相当規模の村まで、永続的な定住地を含んでいた。そして大多数のフェンが共同地であったのに対して、ほとんどのマーシュは大抵は私有財産として保有されていた。これは、部分的には、共同利用に供するには価値がありすぎたからである。

また、テイラア (Christopher Taylor) はつぎのように記している¹²⁾。

10) 高橋基泰『村の相伝』(刀水書房、1999年) 4 - 5頁。

11) Reeves, Anne and Tom Williamson, 'Marshes,' in *Rural England: An Illustrated History of the Landscape*, ed. by Joan Thirsk, Oxford UP, 2000, p.150.

12) Taylor, Christopher, 'Fenlands,' in *Rural England*, p.170.

純粹のフェンランドは、排水が妨げられた区域で腐敗した植物質（PEAT）の堆積によって最近（國方註：ここ1万2千年ほどの間に）形成された土地である。しかし、そうした土地はフェンランドで例外なく当てはまるわけでない。多くの場所で、PEAT地帯が、……河や海水の流入によって置かれていった粘土やシルトに混じり合っていたり、差しはさまれたり、あるいは覆われたりした。だから、ここでは、主としてPEAT=フェンについて論じるけれども、それをシルト=フェンから区別するのは困難である。

これらの記述からすれば、フェンとマーシュは、明確には区別しえずに混在していることがあるものの、基本的には異なる性質の土地であると考えられる。マーシュは粘土とシルト（粘土と砂との間の土壌）からなる土地であり、かなり早い時期から干拓・定住された。それに対して、フェンは、「島」や周辺地をのぞいては、ようやく16世紀以降になって定住が開始されるようになったPEAT土壌の土地である¹³⁾。それでは、フェンとマーシュとのちがいは、17世紀の干拓事業にいかなる影響を与えたのであろうか。

オランダのシルトの土地に慣れ親しんだフェルマイデンは、新しい干拓事業にはたった2種類の仕事が必要であると考えた。1つは、現在の河の流れを迂回ないし短縮するために、また流量を増すために、そして流域の土地の氾濫を防ぐために、堤防をもつ、新たな人工的水路を掘削することであり、2つ目は、フェンそのものから排水するために新たに内側の排水路を造ることであった。フェルマイデンは2年も経たないうちに、必要だと信じたすべての仕事をやり遂げた。（強調点、國方）

これは、フェルマイデンの干拓事業に関するテイラーの記述である¹⁴⁾。フェルマイデンはマーシュの干拓には精通していた。しかし、フェンの干拓については必ずしも熟達していなかったのである。実際、かれが想像もしなかったことが起こる。

長谷川氏の研究によって明らかなように、フェルマイデンらの干拓事業は短期的には成功を収める。しかしそれはどこまでも短期的であった。かれらの干拓地は急速に地盤沈下を起こす。干拓によって排水されると、PEATは乾燥し、収縮する。あるいは、それがバクテリアの働きで分解され風で吹き飛ばされたり、消失したりするのである。その結果、干拓地の地面の沈降が始まり、河や排水路よりも低くなって、排水不能の状態に陥ってしまうのである¹⁵⁾。たとえば、1651年に開鑿されたWedmoor FenのNew Bedford河は、隣接する干拓地の地面に比べると、いまでは7メートルも高い所を流れているという¹⁶⁾。

13) Ibid., p.167.

14) Ibid., p.180.

15) Ibid., p.182.; Darby, H.C., *The Changing Fenland*, CUP, 1983, pp.102 ff. ダービーは、水路が実際には機能しなかった点についても詳述している。Ibid., pp.96 ff.

16) Taylor, Christopher, 'Post-medieval Drainage of Marsh and Fen,' in *Water Management in the English Landscape: Field, Marsh and Meadow*, ed. by Hadrian Cook & Tom Williamson, Edinburgh UP, 1999, p.144.

ピートのかかる性質については、その後もほとんど理解されなかった。そのために、堤防そのものがしばしばピートを用いて構築され、結局その堤防が崩壊し、大災害がもたらされた。しかも驚くことに、ピートを使用した堤防の築造は19世紀に入っても行なわれていたというのである¹⁷⁾。

17世紀の干拓は華々しい事業としてしばしば取り上げられるが、その成果は、短期的には成功したかのようにみえて、長期的にはさまざまな支障があらわになったというのが事実である。とすれば、本節の冒頭に掲げた雑誌記事の一節が誇らしげに謳いあげた、豊穡なる穀物生産地への変身はいかにして実現されたのだろうか。

### 3 19世紀のフェンランド：蒸気機関と粘土散布

17世紀の干拓事業が長期的には成功したとはいえないとしたら、フェンランドの耕地化はいつ頃から進行したのであるか。

河・排水路へのシルトなどの堆積や地盤沈下などによる排水の必要性に対して、18世紀に用いられた手段は2つあった。1つは、水門や水路の新設あるいは改修などによって、氾濫を未然に防ごうという土木工事によるものであった。これは、特に世紀後半に活発になったようで、多くの議会法令が制定され、工事が着手された。とはいえ、物事がそう簡単に運ぶ案件ばかりだったわけではないのも事実であった。Eau Brink Cutの工事は、1795年に法令が制定されてから工事着工まで23年もかかっており、最初に計画が提案されてからだ70年も経過していた¹⁸⁾。フェンランドの干拓事業には莫大な資金が必要であるだけでなく、干拓地の維持を統括する組織が必要であったが、隣接する教区であっても複雑な利害関係が錯綜している干拓地では、その維持は、われわれが考えているほど簡単ではなかったようである¹⁹⁾。

上に述べてきた土木工事とは別に、18世紀に用いられた手段として特筆すべきは風車の利用であった。それを象徴しているのが、ダービィの著書*The Changing Fenland*である。かれは、18世紀に関する章に「風車の時代 (The eighteenth century: the age of the windmill)」なる副題を付している²⁰⁾。もちろん、風力を利用した排水は、もっと早くに始まっているが、初期の段階では汲み上げられた排水が堤を壊したり、隣接する土地に溢れ出したりするということで、風車の建設には反対がつきまとった²¹⁾。それでも徐々に風力利用の排水は普及し、多数の風車が建造

17) Taylor, 'Post-medieval Drainage,' p.146.

18) Darby, *The Changing Fenland*, pp.154 et al.; Clarke, John Algernon, *Fen Sketches: Being a Description of the Alluvial District Known as the Great Level of the Fens, With a Brief History of Its Progressive Improvements in Draining and Agriculture*, London, 1852, pp.164 ff. 18世紀の土木事業が困難なものであったことは、いま引用した著作で繰り返し述べられている。そして、事業の失敗は、事業請負人の破産を招来する。たとえば、Burnt Fenでは隣接する教区での工事が、既に完成していた堤に負荷をかけて崩壊し、事業請負人の投下資金は水泡に帰し、破産にいたったという。Clarke, *op.cit.*, p.217.

19) 干拓事業にかかわる組織の変遷については、Taylor, 'Post-medieval Drainage,' pp.146-149が簡潔にとりまとめている。1868年になっても、ウィーラア (William Henry Wheeler) は、河川や堤を管理する組織の数が多すぎて、統括権が明確でなく錯綜していることを嘆いている。Sly, Rex, *From Punt to Plough: A History of the Fens*, The History Press, 2003 (rep., 2010), p.78.

20) Darby, *The Changing Fenland*, Chap.5.

21) 17世紀末になっても、排水用風車に対する反対は根強かった。*Ibid.*, 109.

された。たとえば、リンカンからケンブリジまでのフェンで、1820年頃までは約700基の風車が利用されていたといわれる²²⁾。

しかし、風力利用の排水は必ずしも効果的ではなかった。その排水能力には問題があった。1つには、それらの風車は、せいぜい5フィート(約1.5m)の高さまでしか汲み上げられないという、揚水能力の点で問題を抱えていたのである²³⁾。この排水能力では、先に述べたような、沈降していく地面に溜まる水を強力に排水できなかった。2つ目は、気まぐれな風力の変化から生じる問題である。たとえば、Grand SluiceからWitham河への排水が必要になり、何台かの風車が設置されたが、湿潤な季節に風が吹かなくて期待された仕事を果たさなかったようである²⁴⁾。

18世紀の干拓地の排水は充分でなく、いたる所で冠水状態がみられた。アーサー・ヤングは18世紀末のEast Fenでの体験をつぎのように語っている。「Joseph Banks卿は親切にもボートを手配し、わたくしと同行してこのフェンの中心部まで行ってくれた。そこは、この湿潤な季節にはアシで区切られるだけの、湖につく湖に様変わりしていた」と²⁵⁾。季節にもよるのだが、ボートで移動しなければならなかったほどに、水浸しであったことは疑いようがない。

また、ダービィは、干拓事業の必ずしも成功していない状況について、つぎのように簡潔に述べている。「19世紀に入って早々に、ピート表面の沈降から生じる氾濫に、風車が充分に対処しえないことは明白になっていた。また、多くの人が、河口の状態にも氾濫の責任があると思っていた。原因が何であれ、広大なフェン地域が度重なる氾濫に見舞われていた」²⁶⁾。

18世紀の末になってもフェンランドの干拓が必ずしも成功していないことは明瞭であるが、19世紀前半の間にどのような進展があったのだろうか。先ほども指摘したように、18世紀後半に活発になった土木工事が、19世紀になると進捗をみるようになる。この点は、先に引用したEau Brink Cutにしても19世紀になると工事が着手されたように、Welland Outfallの工事も18世紀末に法令が制定されたものの、資金不足で工事の着工は延期となっていたが、その工事も19世紀に入ると、少なくとも主要部分については計画が達成されたという²⁷⁾。

とはいえ、これらの事例から、干拓事業の成否を判断するには慎重にならざるをえない。グリッグ(David Grigg)は、リンカンシャーの干拓事業について、つぎのように指摘している²⁸⁾。

22) Cook, Hadrian, 'Hydrological Management in Reclaimed Wetlands,' in *Water Management*, ed. by Cook & Williamson, p.100.; Clarke, *Fen Sketches*, p.247.

23) Darby, *The Changing Fenland*, p.107; Cook, op.cit., p.95. 風車の利用が一般的であったが、馬力あるいは人力の利用も言及されている。

24) Beastall, T.W., *The Agricultural Revolution in Lincolnshire*, The History of Lincolnshire Committee, 1978, pp.64. 後述の、ベイコンの友人の皮肉たっぷりな話も参看して欲しい。

25) Darby, *The Changing Fenland*, p.138.; Young, Arthur, *General View of the Agriculture of the County of Lincoln*, London, 1799, p.232.

26) Darby, *The Changing Fenland*, p.148.

27) Nen 河口の工事についても事情は同様であった。Clarke, *Fen Sketches*, pp.235 ff. スライは、この時代を「フェン干拓の黄金時代(The Golden Era of Fen Drainage)」として、レニー(John Rennie)やテルフォード(Thomas Telford)などの干拓事業について紹介している。Sly, *From Punt to Plough*, pp.74ff.

28) Grigg, David, *The Agricultural Revolution in South Lincolnshire*, CUP, 1966 (2009), p.32.

ナポレオン戦争の終結までに、近代のフェン排水システムの主要な排水路はすべて開鑿されている。1750年から1815年までにフェンの排水に顕著な改良があったことは疑いがない。しかし、その排水システムが効果的であったと想定することはまったくの間違いであろう。Interior Fenの大部分は、毎年とはいえなにしても、少なくとも4年のうち3年は秋に氾濫に見舞われた。それはなぜかといえば、まず第1に、小さな水路から大きな水路へ確実に排水しえなかったからであり、第2に、排水口の貧弱な状態のためであった。これら2つの問題に対する解決は19世紀も後になってのことであり、世紀半ばまでフェンランドの農業は氾濫の問題によって支配されつづけた。

排水システムの網の目は1807年までに張り巡らされ、それは今日でもほとんど変わっていないという。とすれば、世紀半ばまでにいったいどのような改良がなされたのであろうか。この点についてグリッグは、端的に、1830年代と40年代に進行した3つの改良を挙げる。1つは、主要河川の河口を深くし、まっすぐにする。2つ目は主要排水路および河川の浚渫を定期的実施することであり、3つ目は能力の低い風車から蒸気機関への切り替えを進めたことである、と指摘する²⁹⁾。

河口の改修に関していえば、Witham Fens, East・West・Wildmore Fens, Black Sluice Level, これらのすべての排水が流れ込む、Witham河のBoston Havenの改修がもっとも重要な工事であった。この改修工事は1880年代まで完了しなかったが、部分的な改修工事や、Witham河そのものの改修、あるいは各地での新たな排水路の掘削などで、干拓地の排水に多大の改良がみられたのも事実である³⁰⁾。

一方、リンカンシャー南部における蒸気機関の利用は比較的遅かった。1832年にWitham Fensに設置された蒸気機関がはじめてのものであった。それでも、1851年までにリンカンとサウス=カイクとの間に11台の蒸気機関が導入された。それに対して、ボストンとボーンとの間に広がるBlack Sluice Levelでは、1841年まで蒸気機関は導入されず、もっぱら63台の風車に依存する状態であった。この状況下、ボーン干拓区管財人(Trustees of the Bourne drainage district)が独自に蒸気機関を設置しようとしたところ、低地委員会(Level Commissioners)が、排水路への負担が高まるとして反対を表明し、訴訟合戦に発展した。結局、1851年までに排水は風車から蒸気機関に置き換えられたようであるが³¹⁾。

サースク(Joan Thirsk)も指摘しているように、河川の改修といった土木工事は世紀半ばに完了したわけではない³²⁾。この点はグリッグも認めてはいるが、かれによれば、「フェンの排水系

29) *Ibid.*, p.137.

30) *Ibid.*, pp.137-141.

31) *Ibid.*, pp.139-140. グリッグは、1824年から1825年にかけて設置されたスポールディング近くの80馬力と60馬力の2基の蒸気機関利用の排水設備について言及していないが、これらは初期の蒸気機関設備として有名であるように思われる。Cf. Clarke, *Fen Sketches*, p.246. Littleport and Downham Districtで蒸気機関を導入するに際して、3名の者がマーチとスポールディングの設備を視察見学するべく派遣されたことが報告されている。Hills, Richard Leslie, *The Drainage of the Fens*, Landmark Publishing, 2003, p.116.

32) Thirsk, Joan, *English Peasant Farming: The Agrarian History of Lincolnshire from Tudor to Recent Times*, Routledge & Kegan Paul, 1957, p.208.

統に対する最終的な改良は1884年まで施されなかったが、世紀半ばまでにフェン農民の主要な関心事は氾濫の危険性ではなくなっていた」として、この干拓事業の安定が土地利用に大きな影響を与えたとする³³⁾。

グリッグの指摘はリンカンシャー南部のフェンランドにかかわるものであるが、この指摘はおおむねほかの地域にもほぼ妥当する。テイラーによって描かれる、ケンブリッジシャーの物語も似通ったものである。

18世紀にはフェンの復活がみられたが、問題は残っており、その最たるものはピートの継続的な収縮であった。18世紀の間は、風車ポンプ (windpump) の出現がこの問題を解決したが、フェンランドの地面が沈下しつづけたので、限られた揚水能力しか持たない風車ポンプでは対処しきれなかった。…… (中略) ……1821年までに、Littleport BridgeにはBurnt Fenから排水するべく、協働して働く2基の風車ポンプがあった。一方、Soham Mereには同じ時期、3基の風車ポンプが一行に密接して据えられ、かつて湖沼だった土地 (land of old mere) から水を汲み上げていた。…… (中略) ……それでも、この排水方法は充分ではなく、再びフェンランドは災害の危機にあった。しかしながら、以前と同様、新しい技術の導入によって助けられた。今回は蒸気機関であった³⁴⁾。

18世紀と19世紀には、フェルマイデンの主要な仕事であった、大規模でまっすぐな水路の開鑿が続行された。それは、さまざまな種類の排水機械によって汲み上げられた水を取り除くためであったし、フェンに流れ込む高台からの水を流すためでもあった。…… (中略) ……ピータバラからガイハーンまでのNenne河の主要な水路——これは実に巨大な掘り割りである——は、1728年に造られたが、一方、イーリーからリトルポートまでのOuse河の重厚な分水路は1827年に建造された³⁵⁾。

以上のように、19世紀の前半にフェンランドには大きな変化が生じた。これらの変化は、グリッグの挙げた3つの改良が相互に影響を与えあうことで促進されたのであろうが、とりわけ蒸気機関の利用は排水能力の飛躍的な向上につながった。この点、ノーフォク農業について執筆したベイコン (Richard Noverre Bacon) が引用する、蒸気機関ポンプ導入前のフェンに関する友人の皮肉たっぷりの発言と、導入後のかれ自身の説明とを比較されたい。

1807年に、わたしは、ダウナムとサザリ近傍のフェンにはじめて訪れたが、それがために、川越用の棒をはじめて経験した。…… (中略) ……その時まで、排水に関しては、天が風車を駆動するべく気まぐれで風を送り込むときを除いては、ほとんど何もなされていなかった。風の一服 (a lay of wind) が地区全体をしっかりと水の下に保ちつづけるか、はたまたすべての耕作が停止されるほど十分に湿潤に

33) Grigg, *op.cit.*, p.141.

34) Taylor, *The Cambridgeshire Landscape*, pp.205-206.

35) *Ibid.*, pp.208-209.

保ちつづけた。そしてその当時、粘土は、目に入らぬがごとく全く気にもとめられていなかった³⁶⁾。

それが、蒸気機関の導入後には大きく変貌する。バイコンは記す。

排水用の風車が建造されたが、これらは順次、全能の蒸気機関の前に敗れ去った。蒸気機関が設置されるや、ほんの数年前までは水浸しのビート湿潤地であったのが、いまではしっかりと豊饒の地となっている。粘土の発見、それは最上の発見であるが、それがさらなる改良と耕作への新たな刺激となった³⁷⁾。

明らかに蒸気機関を利用した排水はフェンの農業を一変させたが、その導入には当初、克服すべき多くの課題が残っていた。たとえば、設置を企画する段階で目論んでいたほどには排水できないことも、蒸気機関導入の初期段階ではしばしばあった。Deeping Fenの排水のために設置された蒸気機関も、その能力を十全には発揮しなかった。その点について、Deeping Fenの排水に関する役員会議事録は、「もし排水溝が管理監 (Superintendent) の報告書によって提案されているだけ拡張されるなら、蒸気機関の排水能力は40%だけ上昇し、石炭の節約は25%にのぼるだろう³⁸⁾」と、問題が蒸気機関ではなく、排水溝の不備にあったことを伝えている。これは、揚水車 (scoopwheel) に排水されるべき水が流入してこないことに起因しており、Pode Holeでは揚水車と水の深さとの関係を計測する実験も実施された³⁹⁾。

蒸気機関の能力を十全に発揮させることは、その維持費・管理費ともかかわってくるので、その観点からボイラーにも細心の注意が払われた。初期段階では1台の蒸気機関に対して1台のボイラーが設置されていた。しかし、大きなボイラーをその能力限界まで稼働させるよりも、小さな2台のボイラーを余裕のある状態で稼働させた方が経済的であることが、理解されるようになる⁴⁰⁾。クラークはつぎのように論じる⁴¹⁾。

40馬力の蒸気機関1台につき、それぞれ30馬力の能力のある3台のボイラーを据え付け、2台を稼働させ、1台は調子が悪いなら修理・修繕に回すのが最善のやり方であることが、いまや一般的に理解されるようになっていく。30馬力の2台のボイラーの方が、40馬力のボイラー1台よりも、40馬力の蒸気機関に必要な蒸気をより少ない燃料で産み出すことが経験上証明されている。というのも、(30馬力のボイラーの) 燃焼室は火を強めるのにそれほど頻繁にかき回す (それによって冷たい空気を取り入れる)

36) Bacon, Richard Noverre, *The Report on the Agriculture of Norfolk to which the Prize was Awarded by the Royal Agricultural Society of England*, London, 1844, p.93.

37) *Ibid.*, pp.93-94.

38) Hills, *op.cit.*, p.147.

39) *Ibid.*, p.148.

40) *Ibid.*, p.138.

41) Clarke, John Algernon, 'On the Great Level of the Fens, including the Fens of South Lincolnshire,' *Journal of the Royal Agricultural Society of England*, Vol.8, 1848, p.98 note.

必要はなく、かつ燃焼はより完全であるからだ。

さらに、ボイラーの煙突を高くすると石炭の燃焼がよくなり、石炭の節約に結びつくことも指摘されている⁴²⁾。

かくして、「1830年までに蒸気機関に関連する主要な困難は克服され、フェン地域の人々はついに信頼できる排水方法を手に入れた」⁴³⁾。ここに、農業生産の一大転機が生ずる。この排水能力に対する信頼感こそが、粘土散布 (claying) の普及を導いたのである。これは、ピート土壌に粘土を混ぜ合わせるものである。これによってピート土壌の酸性を中和すると同時に、ピートに重さと質量とを与え、その収縮を抑制し風で吹き飛ばされるのを抑えた。この結果、穀物、とりわけ小麦の収量ならびに品質は格段に改善された⁴⁴⁾。

粘土散布そのものは早くから知られていた。ヤングもその効果について触れている⁴⁵⁾。しかし、1830年にウェルズ (Samuel A. Wells) は、この粘土散布について、「この管理法はいまだに最近のものなので、筆者はその風変わりな手順を正確に描写するのにいささか困難を感じる」と書き記している。しかしその一方で、「全く新しい管理計画がいまや一般的になりつつある、すなわち“粘土散布 (claying the land)”と名づけられているものである」、とも記している⁴⁶⁾。

これらの記述から、粘土散布は、早くから知られていながら、1830年頃までは一般的な農法ではなかったと判断できる。とすれば、1830年頃までなぜ普及しなかったのか、という疑問が残るが、その遅滞の理由は干拓地の排水能力と関係があった。なぜならば、粘土と混合されたピート土壌が冠水したときには、その被害は、粘土が混ぜられていないばあいよりも深甚だったからである。つまり、粘土散布は、排水に対する信頼があってはじめて実行しえた農業改良である⁴⁷⁾。

しかし、粘土散布の効用は顕著である。小麦の茎は以前ほどひよろ長く徒長せず、強靱なものになった。根が土にしっかりと張ることで、風や雨の影響にも耐えるようになると同時に、穂もより大きく重くなった。この結果は歴然とあらわれる。収量が2倍、3倍となった所もあった。これらの数値は特殊であるとしても、通常、これまでより高品質の小麦が1.5倍ほどに増収となっ

42) Hills, *op.cit.*, p.148.

43) *Ibid.*, p.153.

44) *Ibid.*, pp.154-155.

45) もっとも、ヤングが言及している粘土散布は、必ずしもフェンとの関連ではない。かれの報告では、フェンとの関連では、むしろ“paring and burning”という旧来の改良方法が主役となっている。Young, Arthur, *General View of the Agriculture of the County of Suffolk*, London, 1797, pp.161 ff.フェンとの関連で粘土散布について言及しているのは、パーキンソン (Richard Parkinson) である。もっともかれは、clayingとは表現せずに、marlingと表現しているが、その内容は粘土散布そのものであり、その効果をきわめて高く評価している。Parkinson, Richard, *General View of the Agriculture of the County of Huntingdon*, London, 1811, pp.299-305.

46) Wells, Samuel A., *The History of the Drainage of the Great Level of the Fens called Bedford Level*, Vol.I, London, 1830, p.442.

47) Hills, *op.cit.*, p.155.

た、といわれている⁴⁸⁾。

蒸気機関の導入と粘土の散布は、多くのフェンを燕麦生産地から小麦生産地へと変貌させた。1836年の農業不況に関する特別委員会における証言は、この小麦生産への転換を雄弁に語る。しかも、その転換はつい最近の現象であるが、急速に進展していることを伝える。ボストンの小麦取引は、1829年の72,964クォータから1834年の131,370クォータに急増したと証言されている。また、スポールディングの穀物商は、かつて父親の時代には小麦を移入（輸入）することもあったが、昨年、かれだけで30,000クォータもの小麦を移出した、と陳述している⁴⁹⁾。

18世紀末から19世紀初頭の時点では、フェンランドの多くが、排水問題に対処できずに湿潤季には冠水するのも希ではなかった。それに対して、世紀初頭からの河川や排水溝の改修など土木工事の一定の進捗と、風車から蒸気機関への切り替えによる排水能力の飛躍的な向上とその安定性への信頼とによって、1830年頃から、牧畜から穀作への転換、穀作では燕麦から小麦生産への転換が一挙に進展した、と総括できるであろう⁵⁰⁾。

#### 4 おわりに

従来、わが国の農業革命研究ではほとんど注目されてこなかったイングランド東部のフェンランドについて、若干の検討をこころみてきた。そこから判明することは、フェンランドが1830年頃を画期として大穀物生産地に変貌したことであり、その背景として、土木工事の進捗と蒸気機関の導入、そしてそれと連動しての粘土散布の進展を確認することができた。この19世紀前半におけるフェン農業の大転換はまずは否定しえまい。

本稿は、19世紀前半の人口増大に対応するイギリス農業の動向のなかで、東部フェンランドの意義を確認することが課題であった。その課題に対しては、一応の結論をえることができたものとする。

しかし、クラークが指摘しているように、「Middle and South Levelsについて細大漏らさず報告するのに、これらの用語（國方註：Middle Levelといった用語）で書こうというのは、北ウエ

48) Williamson, Tom, *The Transformation of Rural England : Farming and the Landscape, 1700-1870*, University of Exeter Press, 2002 (rep., 2003), pp.109-111.; Hills, *op.cit.*, pp.154-156. 粘土の有効性については異論がないようであるが、石灰の施用については賛否両論があったようである。Johnson, Cuthbert W., 'On the Improvement of Peat Soils,' *JRASE*, Vol.2, 1841, p.396.では推奨されているのに対して、Pusey, Ph., 'Some Account of the Practice of English Farmers in the Improvement Peaty Ground,' *JRASE*, Vol.2, 1841, pp.410ff.では懐疑的な見解が表明されている。

49) Hills, *op.cit.*, p.157.

50) “風車から蒸気機関へ”という表現には、誤解を生む要素が含まれている。ノーフォクのBroadlandでは風車の利用はそれほど衰退せず、1880年代にいたっても100台をこえる風車が稼働していた。これは、1つにはBroadlandがビートというよりもシルト土壌で、収縮が激しくなかったこと、そして1つには、多くが放牧地として利用されたので、地下水位が比較的高くても問題がなかったからである。Wade Martins, Susanna & Tom Williamson, *Roots of Change: Farming and the Landscape in East Anglia, c.1700-1870*, The British Agricultural History Society, 1999, pp.150-151. しかし、これは例外的な地域であって、ケンブリジシア北部のコテナムやウォータビーチなども同じであるが、ほとんどのフェンで、夏だけ冠水からまぬがれる土地から穀作に適した耕地へと転換していくのには、蒸気機関の導入は欠かせなかった。Ravensdale, J. R., *Liable to Floods: Village Landscape on the Edge of the Fens A.D.450-1850*, CUP, 1974, p.11.

イルズや南ウェイルズの詳しい歴史を諸々のカウンティに触れずに書こうとするようなものである⁵¹⁾。もちろん、この小稿で広大なフェン地方それぞれについて述べる余裕があるはずもないし、そもそも研究蓄積の薄いこの地方の農業について詳しく述べるだけの準備もできていない⁵²⁾。

とはいえ、本稿は、フェン地方の農業や農村社会に対して困り込みがいかなる影響を与えたのか、あるいは農業技術の転換がどのように、そしていかなる階層の主導のもとに進展したのか、といった問題に一切触れていない。また、フェン農業が大転換したといいながら、より具体的な数字でその転換の程度・衝撃度を説明する余裕もなかった。さらにいえば、フェン農業の変換が、農村の各階層に対してどのような影響を与えたのか、また各階層はその影響にどのように対応したのか、といったように、非常に多くの検討すべき課題がつぎつぎと思ひ浮かんでくる。18世紀半ばから19世紀半ばのフェン農業については、検討しなければならない課題が大量に積み残されていることを確認して、筆を擱くことにしたい。

【補注】英和辞典では、reclamationに「埋め立て・干拓」、drainageに「排水」という訳語が付されているが、テイラアはこのように説明している。「Drainageとは、水路や堤防の創造、水門の構築、そして排水機械の据え付けであり、それら全部が欲しない水を土地から取り除くことができるようにするものである。それは水除去の継続的な処置でもある。Reclamationとは、耕作または放牧によって農業を始める、あるいは増進するために畑を造ったり、土壌や植生を改良したりすることである」。この定義からすれば、drainageは、排水という意味をも含めて、干拓そのものを指すのではないだろうか。Taylor, 'Post-medieval Drainage,' p.142.

- * 岩本由輝先生には、山形大学に奉職して以来、今日までひとかたならぬ御厚情を賜っており、ここに感謝の念を表したい。
- * 本稿を執筆するにあたり、山形大学、慶應義塾大学、埼玉大学など多くの附属図書館のお世話になった。また、Google Booksによって閲覧できた書籍もある。ここに記しておきたい。
- * 本稿は、科学研究費基盤研究 (C) 「イギリス農業革命研究の残された課題：農業は人口増大にどのようにして応えたのか」(研究代表者：國方敬司，課題番号：23530403) による研究成果の一部である。

51) Clarke, *Fen Sketches*, p.216.

52) 19世紀のフェンランドについては、伊藤英晃氏がウィリಂಗムに関する稠密な研究を遂行しているが、フェン農業の全体像についてはまだまだ未開拓の部分が多く残る。



# 大正期仙台市の電気料金値上げ問題

雲 然 祥 子[†]

## <目次>

はじめに

### I 明治40年代仙台市における近代的都市基盤整備とその財源問題

1. 「五大事業」の展開と仙台市財政
2. 1911（明治44）年の市制改正と特別会計の設置
3. 仙台市営電気事業の経営状況

### II 大正期仙台市の電気料金の値上げ

1. 電気料金値上げの背景・契機
2. 1919（大正8）年の電気料金値上げ
3. 1921（大正10）年の電気料金値上げ

おわりに

## はじめに

本稿の課題は、大正期の仙台市営電気事業における電気料金の値上げが、仙台市の近代的都市形成過程においていかなる歴史的意義を有していたかを明らかにすることである。

従来、日本の都市の近代化過程において、公営事業がいかなる役割を果たしていたかということについての研究は数多くある。代表的なものとしては、大坂健¹⁾、竹中龍雄²⁾、金澤史男³⁾、関野満夫⁴⁾、持田信樹⁵⁾、伊藤之雄⁶⁾らの研究が挙げられよう。とはいえ、これらの研究といえども、公営事業の使用料金をめぐる動きについてはさほど深く言及しているわけではない⁷⁾。

[†] 東北学院大学大学院経済学研究科博士後期課程

1) 大坂健『地方公営企業の独立採算制』、昭和堂、1992年。

2) 竹中龍雄『日本公企業成立史』（大阪商科大学経済研究所調査彙報第十四輯）、大同書院、1939年。

3) 金澤史男「1910年代の都市財政の一考察—東京市電気事業の成立を中心に—」（東京大学経済学研究会『経済学研究』第22号、1979年、77～89ページ）、同『近代日本地方財政史研究』、日本経済評論社、2010年。

4) 関野満夫「関一の都市財政論」（京都大学経済学会『経済論叢』第129巻第1・2号、1982年、94～113ページ）、同「関一の大坂市営事業」（同第129巻第3号、1982年、77～96ページ）。

5) 持田信樹「日本における近代的都市財政の成立（一）」（東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第36巻第3号、1984年、95～142ページ）、同「日本における近代的都市財政の成立（二）」（同第36巻第6号、1985年、49～198ページ）、同『都市財政の研究』、東京大学出版会、1993年。

6) 伊藤之雄編『近代京都の改造—都市経営の起源 1850年～1918年—』、ミネルヴァ書房、2006年。

7) ただ、金澤史男は、「1910年代の都市財政の一考察—東京市電気事業の成立を中心に—」（東京大学経済学研究会『経済学研究』第22号、1979年、77～89ページ）のなかで、東京市の電気軌道事業がその独立採算メ

仙台市の公営事業に関する研究においても同様であり、その使用料金に関する研究は少ない。ましてや、筆者が強い関心を寄せている市営電気事業の電気料金値上げについての研究は皆無に近い。『仙台市史』や郷土史などに目を向けてみても、断片的に言及されているにすぎない⁸⁾。そこで本稿では、このような研究上の空白を埋めるべく、仙台市が電気料金の値上げを提案した理由やその背景に関する検討、さらには当時の議会での議論やその後の経緯についての検証作業を行うこととしたい。

本稿の展開は次のとおりである。まずⅠでは、明治40年代の仙台市における近代的都市形成について考察する。その際、とくに同市の近代的都市形成の出発点と目される「五大事業」を取り上げ、その展開過程のおもな特徴について検討する。また、ここでは、仙台市営電気事業の登場とその後の展開についても言及し、その後の仙台市の近代的都市形成に大きな影響を及ぼした市制改正（1911〔明治44〕年）、とりわけそのなかの特別会計設定の意義についても検討する。

Ⅱでは、大正期の仙台市において、公営電気事業が「財源調達手段として機能」⁹⁾するに至った経緯について考察する。その際、当時発行された資料に依拠しつつ、とくに1919（大正8）年と1921（大正10）年の電気料金値上げの経緯に関する検証を行う。

なお、これらの作業を行うにあたっては、『仙台市事務報告書』、『市会会議録』、『市会決議録』などの仙台市の行政文書や、当時の新聞記事（とくに『河北新報』）を多用することとする¹⁰⁾。

## I 明治40年代仙台市における近代的都市基盤整備とその財源問題

### 1. 「五大事業」の展開と仙台市財政

ここでは、まず、仙台市における近代的都市基盤整備事業が、いつ、どのようなかたちで本格的に推進されるようになったのかを見てみたい。その際、注目したいのは1907（明治40）年に仙

を徹底するために事業費確保などを目的とした値上げが行われていることを述べている。本稿とは視点はやや異なるものの、興味深い指摘といえる。

ちなみに、白木澤涼子は、昭和初期から戦前期における各地の電気料金値下げの歴史的意義を確定する詳細な研究を行っている（白木澤涼子「昭和初期の電気料金値下げ運動」、歴史学研究会編『歴史学研究』No.660, 1994年, 16～34, 64ページ）。ここでは、民間電気会社に対して市町村などが電気料金の値下げを要請する、あるいは市町村民が公営化を要求するといった特徴が昭和初期にみられることが述べられている。そのため、そもそも民間電気会社が高い料金設定を行った理由や背景・経緯、また公営電気事業に対する電気料金の値下げがどのようなものであったのかという点については、やや希薄な感が否めないように思う。

8) たとえば、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市, 2009年）36ページなどを参照されたい。なお、明治40年代から1940（昭和15）年頃までの仙台市営電気事業の歴史についてまとめたものに仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）があるが、同書は、当時の仙台市会での議論や条例の制定過程について詳細に取り上げているものの事実の羅列に過ぎず、十分な論考はなされていないといえる。

9) 関野満夫「関一と大阪市営事業一戦前日本における改良主義的都市財政論の検討（2）一」（京都大学経済学会『経済論叢』第129巻第3号, 1982年）78ページ。

10) なお、以下ではとくに断らないかぎり、資料からの引用文中における句読点はすべて引用者によるものとする。また、資料中の「□」については、印字不鮮明のため解読不可能である文字とする。さらに、資料中の漢字は、引用者の判断によりできるだけ現在の常用漢字に直して記載している。

台市が提唱した「五大事業」¹¹⁾である。これらの事業こそ、近世城下町から近代都市への構造転換を図るべく仙台市において選択された画期的なインフラ整備事業であったからである。

周知のように、日本は、1904（明治37）年に勃発した日露戦争でかろうじて勝利をおさめた¹²⁾。それを契機に、欧米列強と比肩する「世界一等国」¹³⁾のひとつとなったという認識が人々の間に広まった。そうしたなか、全国の都市、とりわけ六大都市を中心に、欧米列強並みの近代的都市基盤整備事業の早急な実施を求める世論が高まっていった¹⁴⁾。

むろん、このような動きは仙台市においてもみられ、以前にも増して¹⁵⁾、近代的な都市基盤整備事業を推進する機運が高まりをみせていた。とりわけ市街電気鉄道の敷設、公園の整備、市区改正の推進、上水道の整備などの事業を求める声が大きくなっていった¹⁶⁾。そして、そのような動きを背景にして、仙台市における近代都市形成への具体的な目標が設定されたのであった。それが、1907（明治40）年8月、仙台市会での「五大事業」の提唱にほかならない。

しかしながら、その後、この「五大事業」の整備は順調に進んだわけではなかった。というの

- 
- 11) 「五大事業」とは1907（明治40）年8月の仙台市会で提起されたもので、文字通り5つの市営事業、すなわち上水道整備、電気事業（市営電気）、市区改正、市電敷設、公園設置（設備）を指す。なお、「五大事業」という呼称は、当時の『河北新報』やこれまでの『仙台市史』などでは「五大市営事業」「五大問題」「五問題」などの名称が用いられているが、ここでは仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市、2009年）の記述にならって「五大事業」と表記することとする。また、5つの市営事業の説明についてもさまざまな表記が見受けられるが、これも同書の記述にならって用いることとする。
- 12) 日露戦争が日本経済に与えた影響については、さまざまな研究がなされている。詳細についてはここでは省略するが、さしあたり、藤田武夫『日本資本主義と財政』（実業之日本社、1949年）、同『日本地方財政発展史』（河出書房、1949年）、梶西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の発展Ⅱ』（東京大学出版会、1957年）、同『日本資本主義の発展Ⅲ』（同、1959年）、高橋誠「大正デモクラシーの財政学」（狭間源三編『講座・日本資本主義発達史論 第2巻 第一次世界大戦前後』第6章、日本評論社、1968年、185～231ページ）、井口和起編『近代日本の軌跡3 日清・日露戦争』（吉川弘文館、1994年）、井口和起『日露戦争の時代』（吉川弘文館、1998年）、伊藤之雄「日露戦争後の都市改造事業の展開—京都市の都市経営・一九〇七—一九一一」（京都大学法学会『法学論叢』第160巻第5・6号、2007年、119～183ページ）などを参照のこと。
- 13) 『河北新報』1906年12月18日「時代の趨勢と現在の東北」。
- 14) これについては、宇田正「近代大阪の都市化と市営電気軌道事業の一寄与—市区改正との関連において—」（大阪歴史学会『近代大阪の歴史的展開』、吉川弘文館、1976年、287～357ページ）、持田信樹「日本における近代的都市財政の成立（一）」（東京大学社会科学研究所編『社会科学研究』第36巻第3号、1984年、95～142ページ）、同「日本における近代的都市財政の成立（二）」（同第36巻第6号、1985年、49～197ページ）、同『都市財政の研究』（東京大学出版会、1993年）、石田頼房『日本近現代都市計画の展開 1868—2003』（自治体研究社、2004年）、伊藤之雄編『近代京都の改造—都市経営の起源 1850—1918年—』（ミネルヴァ書房、2006年）、高寄昇三『明治地方財政史』第6巻（勁草書房、2006年）などを参照のこと。
- 15) 1889（明治22）年の市制施行以来、仙台市では部分的ではあるが都市基盤整備事業に取り組んでいた。たとえば、下水道設備などであるが、それらは度々財源難に直面していた。しかも、日清戦争前後には、のちの「五大事業」につながるような都市基盤整備事業の構想が仙台市会で提案されるものの、「時期尚早」という声が相次いだために否決され、思うように着手できない状況が続いていた。
- 16) その動きに対し、仙台市においては工業化の推進とリンクした動きも見せていた。たとえば、1906（明治39）年12月15日の『河北新報』では、仙台市の将来の発達のために工業を発展させることは「緊急の問題」であり、そのためにはきわめて低廉な動力を供給することで、産業発達を促進する必要があるという意見が掲載されている（『仙台市と工業』）。また、この頃、市内においても民営のガス会社・電気会社の設立や、水力発電による電気鉄道の敷設の動き（たとえば『河北新報』1906年11月7日「仙台電気鉄道の設計」など）がさかんにみられるようになっていたほか、市民の飲料水の確保、あるいは上水道工事と市区改正事業の必要性（『河北新報』1907年1月20日「飲料水欠乏と上水工事」、同1907年2月8日「上水工事と市区改正」など）も重要視されていたことから、仙台市においても何らかの政策的対応が求められていたことをうかがえる。

も、これらの事業にかかる財源確保が大きな課題となっていたからである。

では、当時の仙台市の財政は、財源問題に関していざばどのような状況にあったのであろうか¹⁷⁾。

まず、明治期の仙台市の歳出総額（經常部・臨時部を合わせたもの）の特徴は、歳出規模が膨張しつつあるなかで教育費が突出して大きな比重を占めていたことから、ほかの費目に配分できない状況にあったことである（図1-1）。その特徴は日露戦争後になるととくに顕著にみとれる。たとえば、1910（明治43）年度の歳出総額は約23万4870円であるが、そのうち教育費が約11万7096円（全体の約50パーセント）を占めている一方で、土木費やほかの費目の支出が相対的に少なくなっている。

他方、歳入の特徴は、明治期を通して歳出と同様に膨張傾向を示しているなかで、市税収入、および国や宮城県からの交付金・補助金、さらには借入金・負債の割合も増加していることである（図1-2）。たとえば、1910年度の歳入総額は約24万2990円についてみると、そのうち市税収入は約13万0323円（全体の53.6パーセント）、交付金・補助金はあわせて約2万8846円（同11.8パーセント）、借入金・負債は2万0334円（同8.4パーセント）となっている¹⁸⁾。

このような歳出入の厳しい状況を打開すべく、仙台市は市税収入の増大、すなわち戸別割（戸数割付加税）の増率¹⁹⁾や、国税所得稅付加税・特別稅電柱稅²⁰⁾の新設（1907年）などを行った。とくに戸別割は、仙台市の新たな独自財源として大きな役割を果たすこととなるが、それでもなお膨張し続ける歳出を支えるだけの財源とはならず、歳出の節減、すなわち各種事業費の削減を

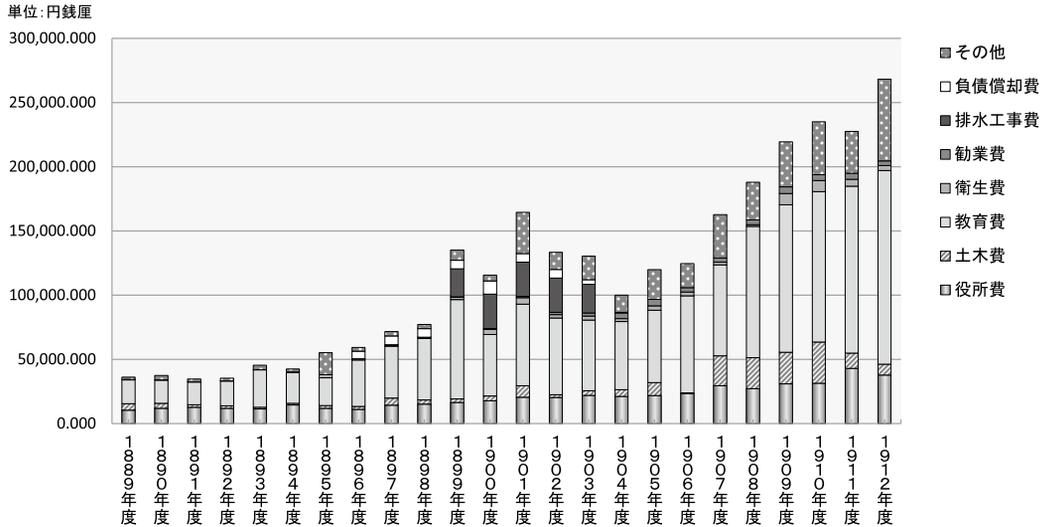
17) なお、明治期の仙台市の財政については、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』（仙台市、2008年）250～269ページ、および長谷部弘「仙台市における近代的地方財政制度の成立過程—財政制度の近代化と『二十四ヶ町共有金』—」（東北都市学会『仙台都市研究』Vol. 6、2008年、23～47ページ）に詳しいので、そちらも参照されたい。

18) 仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』1910年度、および同『仙台市事務報告書』1910年度。なお、当時の新聞記事によれば、「都市の発展に伴ふ教育、衛生、若しくは交通等の施設に関し、その財源を市債に求めて、これを經營せんとするの傾向は、昨年（1910年のこと…引用者）以来著るしく各地に見らるゝが如し」とあり、仙台市に限らず、全国各地でこのような傾向が見られたようである（『河北新報』1911年1月17日「市債と中心点」）。

19) たとえば、1912年度予算編成の際、各種事業の増大により歳出の予算も「四十二三万円」の増大が見込まれるが、歳入において「二十万円の改造費は市債を起すに付き、廿二三万円は市税其他の財源に求めざるべからざるが、内小学校授業料の増収あるも、市税中營業稅、雜種稅、所得稅等は制限あるを以て右の歳出増加は結局戸別割に賦課することとなるべければ、一般の負担は無論加重を見るに至るべし」ということが述べられている（『河北新報』1911年2月13日「本市予算の膨張」）。ここをみるように、營業稅・雜種稅・所得稅は、1908年に制定された「地方稅制限ニ関スル法律」によって課稅制限がなされているため課稅を行うのが容易ではなく、ゆえに戸別割の徵收率を増加させて財源を確保しようとしていることがわかる。なお、このような新聞記事は、1907年以降たびたび見られるが、ここでは省略する。

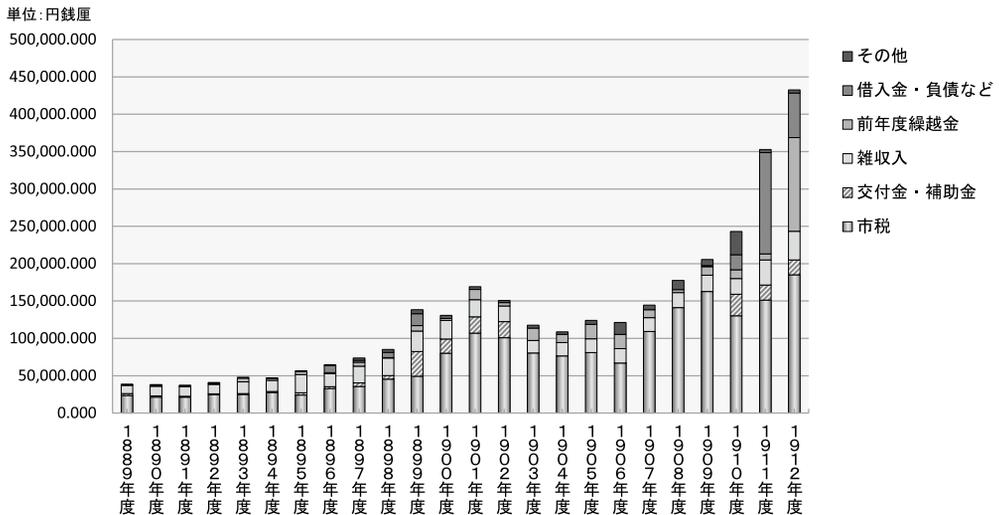
20) 特別稅電柱稅は、1907（明治40）年2月の仙台市会に「仙台市特別稅電柱稅條例」が提案され、同月中に可決されたものである（『河北新報』1907年2月17日「当市特別稅電柱稅條例」など）。これは同年5月に施行されたが、そのなかで「仙台市内の道路に電流を建設し電燈又は電力供給の營業を為すものには本條例に依り電流稅を賦課徵收す」とこと（第一条）、「電柱稅は電柱一本に付年稅金50錢とす」とこと（第三条）などが定められた（仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編8 近代現代4 經濟・行政・財政』、仙台市、2006年、342～343ページ所収）。当時の仙台市の政策担当者たちが、電氣事業が収益をあげる事業であるということ認識していたことを反映させたものであるといえよう。なお、この條例は、1912（大正元）年度をもって廃止された。

図1-1 明治期における仙台市一般会計歳出（經常部・臨時部）決算額の推移



資料：仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』（仙台市，2008年），261ページの図233を参考に，仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

図1-2 明治期における仙台市一般会計歳入決算額の推移



資料：仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』（仙台市，2008年），261ページの図232を参考に，仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

余儀なくされたのである²¹⁾。

以上のように、当時の仙台市においては「五大事業」という大規模な都市基盤整備事業に着手するための財源の確保がきわめて困難であった。なかでも、「五大事業」の柱の一つと目されていた市区改正事業にいたっては、土地の買収などに多額の費用を要するため、当時の市の財政状況ではとても実施できるものではなかったのである²²⁾。

ただし、そうしたなかでも、「五大事業」のなかの市営電気事業の構想については、低廉かつ安定的な電気供給の実施が期待されただけでなく、工業誘致の基盤を整備するための手段として注目された²³⁾。つまり、すでに述べたような財政難のなかでも、市営電気事業は「第一」の事業として取り込まれたのである。かくして、市営電気事業の構想が具体的に動き始め、その後の調査で既設の民間電力会社を買収することによって市営化を実現させることとなった。その結果、1911（明治44）年7月に仙台電力株式会社を買収完了とともに事業が開始され、1912（大正元）年12月の宮城紡績電灯株式会社を買収完了によって本格的な事業展開を遂げることとなる²⁴⁾。

## 2. 1911（明治44）年の市制改正と特別会計の設置

明治末期から大正期にかけて、六大都市を中心とした都市部において、公営事業の展開が多くみられるようになった²⁵⁾。

- 21) その結果として、各種事業公債の発行を抑制する動きもみられた。たとえば、1910（明治43）年1月には、明年度以降の3ヶ年継続事業として市立各小学校設備の整備を行うために16万円の市債を起すことを計画したが、「財政困難の場合、仮へ国民教育事業の緊要なるものなりとするも、斯る不生産的事業に市債を起し、之が為め生産的事業の発展を絶つは大に考究すべき問題にして、尤も斯かることなしとするも市債を起せば勢ひ其余地なきに至るべきは当然なるを以て、此際市債は見合せ」るものとされた。なおこのときは代替案として、仙台市会共有金や私有財産から支弁するほか、尋常小学校授業料の徴収なども企図された（『河北新報』1910年1月24日「市債は遂に見合せ」）。
- 22) そのことについては、のちの1919（大正8）年2月16日の『河北新報』で「仙台市々区改正は多年の懸案にて、遠藤市長時代既に之れが計画を樹立し、市会の議決を経たるも財政其他の関係上実施に至らず……（後略）」と報じられていることから明らかである（「愈々市区改正実施計画」）。
- 23) そのことは、「五大事業調査建議書」のなかで、市営電気事業の構想が「仙台市営水利工事を起して工業者に原動力を供給する得失」と位置付けていることから明らかである（仙台市『仙台市電気事業史』、1943年、8～9ページ）。ちなみに、当時すでに「市費が年々膨張する今日に在りては何等か適當なる財源を見出すの要あるべく、この点に於て電力の市営は差し当りて適當なる財源の一として挙ぐるを得べし」という一部の世論もあり（『河北新報』1908年2月29日「電力市営問題如何」）、この時点で市営電気事業の収益性を認識し、「財源調達手段として機能」することを見越していたことは興味深い。
- 24) 仙台電灯株式会社および宮城紡績電灯株式会社の趨勢については、安孫子麟「宮城県の電気事業」（白い國の詩編『東北の電気物語』第5章、東北電力株式会社、1988年）、東北電力株式会社編『東北地方電気事業史』（1960年）、逸見英夫『水力発電は仙台から始まった—三居沢発電所物語—』（創童社、2000年）などを参照されたい。
- 25) 寺尾見洋は、日清・日露戦争後の都市部の発展は顕著なものがあり、「日清・日露戦争後の産業資本主義の発展的飛躍の中で、資本・人口の都市集中が進行し、都市の公共的諸事業はもはや放置できなくなった」と指摘している（寺尾見洋『独立採算制批判』、法律文化社、1965年、122ページ）。その一方で、高寄昇三は、上述のような都市財政の膨張と税源不足（財源不足）が顕著なものとなり、その解決策として「大都市財政は、財源不足を公営企業の独占利益で、補填する経営戦略を實踐」すべく、明治末期から大正期にかけて「公営企業が民営を買収し、巻返しにでる」こととなったと指摘している（高寄昇三『明治地方財政史』第6巻、勁草書房、2006年、354～355ページ）。また、高寄は、同書において「大都市財政の財源問題は、八方塞がりであり、どうしても活路を公営企業に見いだし、財源を確保しなければならぬ窮況に於った」とも指摘している（365ページ）。なお、具体的な事例については、上記の文献に加え、持田信樹『都市財政の研究』

このような動きをいっそう推進させる契機となったのが、1911（明治44）年の市制改正にともなう特別会計の設定であった。周知のように、同年4月に市制改正が行われた。市制は1889（明治22）年に制定されたものであり、その後、数回にわたって改正されているが、全文改正が行われたのは1911年のみであった。この改正の特徴について、櫻井良樹は、「都市経営の発展を企図した市制を中心とした改正であ」と指摘している²⁶⁾。つまり、1911年の市制改正は、日露戦争後の都市における公営事業の相次ぐ登場に対応した改正であり、持田信樹の言葉を借りれば「都市財政の事業団体としての成長を妨げる諸要因を取り除くことに集約されていた。…（中略）…換言すれば、明治四四年改正は都市財政の『公共的事業団体』化を経営組織面から促進する新機軸」²⁷⁾であったといえよう。

ここで、この改正の主な特徴をみておこう。この改正では市町村の公法人としての性格を明確にただけでなく、そのほかの点でもさまざまな改正が行われた²⁸⁾。とくに注目したいのは、特別会計の設置が明記されたことである。この設定は、「市ハ特別会計ヲ設クルコトヲ得」²⁹⁾と定められた改正市制第138条にもとづくもので、「一般会計ノ外ニ独立シ特別ノ予算ヲ調製スルモノ」、すなわち「予算不可分ノ原則ニ対スル例外」として設定された³⁰⁾。また、特別会計は、市町村会の議決を経て設定するものとされた。これによって、これ以降に行われることとなる市営事業のほとんどが、市会の議決を経れば特別会計を設定して行うことが可能となった。ただし、『改正市制町村制逐條示解』においては、「特別会計ハ一般会計ノ外ニ特別ノ予算ヲ調製シ之ニ依リテ其ノ収支ヲ整理スルモノナリト雖固ヨリ特立経営ニ係ル事業ノ収入ヲ以テ其ノ経費ヲ支弁シ得ル

（東京大学出版会、1993年）、大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本都市史研究—地方都市からの再構成—』（日本経済評論社、2003年）、伊藤之雄『近代京都の改造—都市経営の起源 1850年～1918年—』（ミネルヴァ書房、2006年）などを参照されたい。

- 26) 櫻井良樹「第二次桂内閣の市制改正について」（日本歴史学会編『日本歴史』第487号、1988年）76ページ。
- 27) 持田信樹「日本における近代的都市財政の成立（二）」（東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第36巻第6号、1985年）68ページ。
- 28) 仙台市史編纂委員会編『仙台市史2 本篇2』（仙台市役所、1955年）275～277ページ、および長谷部弘「仙台市における近代的地方財政制度の成立過程—財政制度の近代化と『二十四ヶ町共有金』—」（東北都市学会『仙台都市研究』Vol. 6、2008年）38ページによれば、この市制改正の主な改正点として以下の5点が挙げられている。第一に、従来、市参事会有していたさまざまな権限を市長および市会に委譲したことにより、市長の職務権限の拡大をみたこと、および市会の権限が強化されたことである（「第二章 市会」〔第13条～第63条〕、「第三章 市参事会」〔第64条～第71条〕、「第四章 市吏員」〔第72条～103条〕）。第二に、「収益の為にする市の財産」のみを「基本財産」とし、さらに「特別の基本財産」を設けることを奨励したことである（第109条）。従来、学校や病院、道路、河川などの非収益的なものも「基本財産」に含まれていたが、市制改正により、収益を目的とする財産のみに「基本財産」を限定し、さらに特別基本財産として、水道事業や公園などの市営事業経営による財産の蓄積も奨励された。これにより、これまでは公営造物の使用料という位置づけであった市営事業収入が特別基本財産収入として管理されることが可能となった。第三に、「市ハ其ノ公益上ノ必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ為スコトヲ得」ることとされたことである（第115条）。第四に、市費によって行われる事業のうち、数年にわたって費用の支出を行う場合は、「継続費」として市会の議決により各年度の支出として計上できることとなったことである（第135条）。そして第五に、特別会計の設定がなされたことである（「市制改正」、大蔵省印刷局『法令全書』第4号、1911年、108～157ページ〔法律第68号〕）。
- 29) 「市制改正」（法律第68号）、大蔵省印刷局『法令全書』第4号、1911年、148ページ。
- 30) 自治館編輯局『改正市制町村制逐條示解』（改訂54版）、自治館、1912年（復刻版：五十嵐二郎・松本角太郎・中村淑人著、改正市制町村制逐條示解）〔改訂54版〕第2分冊 地方自治法研究復刊大系第38巻 日本立法資料全集別巻728、信山社、2011年）916ページ。

ノ理由ニ基クモノニ非ス、故ニ特別会計ニ対シテ一般会計ヨリ資金ノ繰入ヲ為スコトアルヘク、又特別会計ノ収支ニ残余ヲ生スルトキハ一般会計ニ之ヲ繰入ルルコトヲ妨ケサルナリ」と述べていることには留意しておくべきであろう³¹⁾。

これ以降、仙台市においても特別会計の設定が多くみられるようになった。市制改正後の1911（明治44）年7月に発足した仙台市営電気事業の会計も特別会計で行われることとなり、事業経営のための特別会計電気事業費、その費用を積み立てておく特別会計電気事業積立金が設定された³²⁾。その後の仙台市営電気事業のめざましい展開に鑑みれば、このことの歴史的意義はきわめて大きいものであったといえよう。

### 3. 仙台市営電気事業の経営状況

ここでは、明治末期から大正期までの仙台市営電気事業の経営状況についてみておきたい。

1911（明治44）年7月に発足し、翌（大正元）年12月から本格的な事業経営をスタートさせた仙台市営電気事業は、その後、電気供給体制の拡充を図るべく設備投資をすすめていった。その結果、発足当初の1911年にはわずか5960灯であった電灯需要数は、1915（大正4）年には7万4310灯、1919（大正8）年には9万3729灯、1921（大正10）年には10万9390灯と増加し続け、10年間で約18倍にまで伸びている。この間、供給区域は、仙台市だけでなく、名取郡長町・中田村・増田町・館腰村・岩沼町・東多賀村閑上、宮城郡原町・七北田村・七郷村・塩釜町・岩切村・利府村・松島村・七ヶ浜村・高砂村・多賀城村、柴田郡大河原町・村田町、伊具郡角田町、刈田郡白石町、亶理郡亶理町など、仙台市の周辺町村あるいは仙南地域にまで及んでいる³³⁾。

31) 自治館編輯局『改正市制町村制逐條示解』（改訂54版）、自治館、1912年（復刻版：五十嵐鑛二郎・松本角太郎・中村淑人著『改正市制町村制逐條示解』（改訂54版）第2分冊 地方自治法研究復刊大系第38巻 日本立法資料全集別巻728、信山社、2011年）917ページ。なお、同様のことは、持田信樹も指摘している。持田は、『改正市制町村制積義』において「……一般会計ヨリ特別会計ニ資金補給ヲ為スコトアルヘク、又特別会計ハ其収入ハ挙ゲテ其支出ニ当テサルベカラサルニ非ラス、会計経営ヲ別ニスルニ止マルヲ以テ其会計ニ余裕アルトキハ一般会計ニ資金ヲ繰入ルルコトモ亦妨ケサルナリ」（帝国地方行政学会編『改正市制町村制積義』、1911年〔復刻版：中川健蔵・宮内國太郎・阿部壽準・立花俊吉著『改正市制町村制積義』地方自治法研究復刊大系第26巻 日本立法資料全集別巻716、信山社、2010年）554～555ページ）と記述されていることに注目し、「一般会計と特別会計の分離は載善たるものではなく、かなりルーズなものであったことは注目に値」と指摘している（持田信樹「日本における近代的都市財政の成立〔二〕」、東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第36巻第6号、1985年、67ページ）。また、大坂健も同様の指摘をしており（大坂健『地方公営企業の独立採算制』、昭和堂、1992年）、それゆえ市制改正における特別会計設定の意味を考える際には、これらの指摘にも留意しておくべきであろう。

32) 仙台市営電気事業の事業開始にあたり、「仙台市営電灯並電動力使用料条例」（1911年6月）、「仙台市電氣部設置規程」（同年7月）、「仙台市電氣使用料細則」（1912年2月）が制定されている。また、特別会計電気事業積立金を設置するにあたっては、「仙台市電氣事業積立金条例」（1915年7月）が制定されている。なお、公債発行にあたっては「仙台市電氣事業公債条例」（1912年12月）が制定されているが、この条例は公債が発行されるたびに「第〇回仙台市電氣事業公債条例」（または仙台市第〇回電氣事業公債条例）として制定されている。これら一連の条例については、仙台市『仙台市営電氣事業史』（1943年）97～122ページに全文が掲載されているので、そちらを参照されたい。

33) ここに挙げた供給地域は、宮城紡績電灯株式会社を買収したあとの1912（大正元）年12月から、1923（大正12）年3月までの約12年間である。それ以外の時期の供給地域の変遷については、仙台市『仙台市事務報告書』各年版、および仙台市『仙台市電氣事業史』（仙台市、1943年）360～362ページを参照されたい。

このような電灯需要の増大と供給区域の拡大は、仙台市営電気事業の収支である特別会計電気事業費からもうかがえる。表1は、1911（明治44）年度から1928（昭和3）年度までの特別会計電気事業費の歳入・歳出の大まかな推移を示したものであるが、これをみるように、特別会計電気事業費の最大の収入源であった電気事業収入（「使用料及手数料」）は、1911年度には約3万3037円であったものが、10年後の1921（大正10）年度には約91万0194円へと増大している。なお、電気事業の経営状態をみるために、特別会計電気事業費歳入に対する同歳出（經常部・臨時部。公債費も含む）の比率を示すと、1911年度 69.09パーセント、1912年度 98.9パーセント、1919年度 67.05パーセント、1921年度 60.04パーセント、1925年度 53.01パーセントとなっている。また、同事業発足当初から4回にわたって発行された公債の償還³⁴⁾も順調に行われ、1918（大正7）年3月までにはそれらがすべて終了していた。その結果、1918年度から1926（大正15・昭和元）年度までは特別会計電気事業費の歳入出の黒字を計上していた。これらの数値をみるかぎり、順調な経営を行っていたことがわかる。

こうしたなか、1919（大正8）年2月18日の仙台市会において「市区改正事業資金設置及管理規則」の提案がなされた。この提案こそ、のちに仙台市営電気事業が財源調達手段、すなわち「財政の宝庫」³⁵⁾として位置づけられることになる契機となったものである。そしてこれ以降、市営電気事業の電気料金（電灯料金・電動力料金）の値上げ³⁶⁾によって、仙台市が企図した各種事業または同市の一般会計の財源補填に充当されていくことになるのである。

すでにみたように、明治後期以降、仙台市財政における「歳入財源は頗る逼迫を呈し」ており、「財源如何を顧みるに、諸税は勿論、其他に於ても殆ど極限に達し居る状態なれば、最早此上を求むること至難の事情にあ」と指摘されていた³⁷⁾。そうした状況は大正期に入るといっそう顕著なものとなっていった。そのようななかで、当時の仙台市においては「独り電気事業のみは多大の利潤を見つゝありと雖も、料金の低廉なること全国にその比を見ず、且市民の経済状態は此際多少の値上を実行するとも、殆ど痛痒を感じざる」と判断されたのであった³⁸⁾。つまり、同事業が仙台市における唯一の独自財源であり、収益性に富むものであると判断されたのであった。また、1915（大正4）年度以降、市営電気事業が積立金を有していたこと³⁹⁾、そして1919年当時、

34) 1907（明治40）年12月以降、4回にわたって行われた公債の発行は、おもに「電気事業経営費」に充当するためのものであった。とくに第1回目の公債発行は、仙台市が民間の電気会社を買収するために行われたものであった。詳しくは、仙台市『仙台市事務報告書』各年版、同『仙台市電気事業史』（1943年）845ページ、仙台市史編纂委員会編『仙台市史2 本篇2』（仙台市役所、1955年）810～811ページを参照されたい。

35) 「昭和十五年度予算市会に於ける渋谷市長演述要旨」（仙台市『仙台市公報』第117号、1940年）。

36) 「電気料金の値上げ」という表記については、当時の新聞記事などでは「電灯料値上」などと表記されることが多いが、そこには電動力料金の値上げも含まれている。そのため、便宜上、本稿では「電気料金の値上げ」または「電気料金値上げ」などと表記することとする。

37) 『河北新報』1919年2月12日「電灯料値上げか」。

38) 『河北新報』1919年2月12日「電灯料値上げか」。

39) 仙台市営電気事業は、1915（大正4）年度から特別会計電気事業積立金を設け、電気事業にかかわる費用の積立を行っていた（仙台市『仙台市事務報告書』各年版）。積立金は三種類からなり、第一積立金は「電気部所属ノ建物、電線路及器械器具等ノ減損償却費ニ充ツル目的」のため、第二積立金は「本市水道事業費填補ノ資ニ充ツ」ため、そして第三積立金は「電気部所属財産増殖ノ資ニ充ツ」（ただし第一積立金と第二積立

表1 特別会計電気事業費（単位：円銭厘）

年度	取 入								経常費		
	使用料手数料		雑収入	公債 (B)	その他	総額 (C)	収入総額に占める電気使用料収入の割合 (A / C, %)	収入総額に占める公債収入の割合 (B / C, %)	事務所費	事業費	雑支出
	電気 (A)	電車									
1911	33,037.290		2,471.399		648,035.620	683,544.309	4.8%	0.0%	13,528.402		
1912	112,027.077		1,057.005	30,680.000	228,531.671	372,295.753	30.1%	8.2%	33,714.224		
1913	283,228.370		14,828.765	320,680.000	24,005.424	642,742.559	44.1%	49.9%		67,143.140	
1914	316,979.610		12,820.335	450,000.000	76,994.614	856,794.559	37.0%	52.5%		82,210.453	
1915	354,072.245		17,466.990	1,200,000.000	279,914.169	1,851,453.404	19.1%	64.8%		83,760.334	
1916	390,399.315		21,230.940		107,820.320	519,450.575	75.2%	0.0%		111,590.375	262.120
1917	427,305.780		14,029.790	2,132,500.000	245,580.390	2,819,415.960	15.2%	75.6%		124,837.350	471.010
1918	488,267.730		14,813.700	140,000.000	391,052.850	1,034,134.280	47.2%	13.5%	65,026.460	89,636.430	0.100
1919	585,946.880		16,708.530	480,000.000	365,134.760	1,447,790.170	40.5%	33.2%	102,058.050	117,314.650	5.390
1920	767,002.260		37,691.130	300,000.000	561,888.510	1,666,581.900	46.0%	18.0%	123,137.830	142,278.890	19.700
1921	910,193.740		56,860.810	213,400.000	840,311.310	2,020,765.860	45.0%	10.6%	128,582.390	121,625.030	193.610
1922	1,067,643.560		76,981.490		926,089.680	2,070,714.730	51.6%	0.0%	139,463.810	140,256.310	67.210
1923	886,869.340		67,707.410		721,414.340	1,675,991.090	52.9%	0.0%	128,578.160	96,629.670	521.950
1924	978,720.000		47,130.670		901,235.880	1,927,086.550	50.8%	0.0%	126,440.190	98,460.250	2,375.030
1925	1,044,842.250		73,209.070	613,000.000	1,131,361.230	2,862,412.550	36.5%	21.4%	141,730.990	127,417.570	512.050
1926	1,190,887.940		107,808.180	684,900.000	1,474,368.370	3,457,964.490	34.4%	19.8%	156,386.260	139,018.070	3,561.930
1927	1,624,402.660		112,848.120	1,478,700.000	716,324.710	3,932,275.490	41.3%	37.6%	169,278.690	266,488.720	285.050
1928	1,366,714.990	460,652.330	81,878.260	797,000.000	556,361.240	3,262,606.820	41.9%	24.4%	192,211.580	285,531.800	3,750.480

資料：仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

注1：作成にあたっては、白木正俊「明治後期の琵琶湖疏水と電気事業」（伊藤之雄編『近代京都の改造—都市経営の起源 1850～1918年—』、ミネルヴァ書房、2006年）86～87ページの表を参考にしたが、詳細な分析を行うためには、今後も検討が必要である。

注2：1911年度から1917年度、および、1927年度から1928年度の純益金がマイナスを示しているのは、それぞれの年度間において電気事業公債の償還がなされたためである。

大正期仙台市の電気料金値上げ問題

支 出							収入に対する歳出の割合 (D+E) / C. (%)	差引残金 C - (D+E)	公債費	純益金 (差引残金 - 公債費)
その他	総額 (D)	臨 時 費				総額 (E)				
		電気費	営繕費	積立金	その他					
458,733.731	472,262.133						69.09%	211,282.176	383,766.160	- 172,483.984
3,928.100	37,642.324				330,574.330	330,574.330	98.90%	4,079.099	65,879.890	- 61,800.791
10,336.260	77,479.400	77,730.650	256.600		431,637.180	509,624.430	91.34%	55,638.729	220,637.180	- 164,998.451
12,259.090	94,469.543	48,395.987	1,828.300	147,933.750	449,563.930	647,721.967	86.62%	114,603.049	442,306.160	- 327,703.111
23,684.750	107,445.084	42,229.460	267.400	67,821.350	1,566,544.020	1,676,862.230	96.37%	67,146.090	197,584.920	- 130,438.830
16,879.520	128,732.015	49,214.920	3,248.200	67,392.580	228,031.250	347,886.950	91.75%	42,831.610	216,143.200	- 173,311.590
32,332.160	157,640.520	95,056.010	1,320.810	31,507.240	2,265,015.060	2,392,899.120	90.46%	268,876.320	2,252,667.550	- 1,983,791.230
40,222.690	194,885.680	142,203.350	11,114.840	29,502.000	408,972.220	591,792.410	76.07%	247,456.190	213,510.610	33,945.580
54,268.700	273,646.790	173,251.730	6,186.450	28,587.400	489,102.520	697,128.100	67.05%	477,015.280	228,885.590	248,129.690
86,554.090	351,990.510	54,706.440	2,173.600	52,849.000	454,266.080	563,995.120	54.96%	750,596.270	248,638.580	501,957.690
72,926.180	323,327.210	11,136.270	5,698.120	39,033.590	833,993.650	889,861.630	60.04%	807,577.020	270,492.490	537,084.530
68,584.220	348,371.550	144,784.540	9,505.860	28,566.000	1,062,378.110	1,245,234.510	76.96%	477,108.670	331,755.360	145,353.310
27,127.210	252,856.990	107,391.900	8,134.530	49,661.000	935,982.260	1,101,169.690	80.79%	321,964.410	194,093.510	127,870.900
36,690.300	263,965.770	119,512.610	6,245.310	141,289.910	494,296.080	761,343.910	53.21%	901,776.870	235,211.850	666,565.020
33,317.810	302,978.420	143,383.660	16,863.260	44,821.000	1,009,341.170	1,214,409.090	53.01%	1,345,025.040	246,520.920	1,098,504.120
57,417.910	356,384.170	120,561.310	8,507.700	44,825.000	2,277,976.390	2,451,870.400	81.21%	649,709.920	292,453.970	357,255.950
176,507.220	612,559.680	284,228.750	2,185.500	136,484.230	2,430,818.630	2,853,717.110	88.15%	465,998.700	1,082,226.110	- 616,227.410
270,782.400	752,276.260	315,236.960	16,173.560	62,985.000	1,752,070.640	2,146,466.160	88.85%	363,864.400	1,179,004.070	- 815,139.670

電灯や電動力などの新設・増設の申し込みが増加している状態にあったこと⁴⁰⁾から、電気料金の値上げによる増収が見込まれていたものと思われる。

## Ⅱ 大正期仙台市の電気料金の値上げ

本章では、大正期仙台市が行った仙台市営電気事業の電気料金の値上げが、どのような経緯を経て実施されるに至ったのかを考察する。

以下では、とくに1919（大正8）年と1921（大正10）年の仙台市会における電気料金値上げに関する議論をみることにする。ちなみに、1919年は大正期における最初の電気料金値上げが実施された年であり、1921年はそれが仙台市一般会計に繰り入れが開始された年であり、いずれも、のちの「財政の宝庫」と評される仙台市営電気事業の役割が明確になった年として位置づけられる。

### 1. 電気料金値上げの背景・契機

#### （1）仙台市における市区改正および市電敷設の必要性の増大

まず、この電気料金値上げが行われる発端となった動きについて簡単に整理しておこう。

そのおもな特徴は、第一に、仙台市において市区改正および市電敷設の必要性が増大したことである。

周知のように、1914（大正3）年から1918（大正7）年まで続いた第一次世界大戦⁴¹⁾の勃発を契機に、全国的に「天佑」⁴²⁾と呼ばれるほどの未曾有の経済発展がもたらされたが、他方ではさ

ゝ立金に余裕があるときに限る）ため、とその用途が定められていた（「仙台市電気事業積立金条例」、仙台市『仙台市電気事業史』、1943年、121～122ページ所収）。

40) これについては、1919（大正8）年1月24日の仙台市会の発言のなかにもみられる（仙台市会『大正八年市会会議録』、仙台市役所）。なお、電灯数・電動力数の推移については、仙台市『仙台市事務報告書』各年版、および仙台市電気部『仙台市電気事業報告書』各年版を参照のこと。

41) 第一次世界大戦が日本経済のもたらした影響について取り上げた研究も数多く存在するが、ここではさしあたり、藤田武夫『日本資本主義と財政』（実業之日本社、1949年）、同『日本地方財政発展史』（河出書房、1949年）、坂本忠次『日本における地方行財政の展開—大正デモクラシー期地方財政史の研究—』（御茶の水書房、1989年）、望月和彦『大正デモクラシーの政治経済学』（芦書房、2007年）、高寄昇三『大正地方財政史』上巻（公人の友社、2008年）、同下巻（同、2009年）、伊藤之雄「第一次世界大戦後の都市計画事業の形成—京都市を事例に一九一八—一九一九—」（京都大学法学会『法学論叢』第166巻第6号、2010年、1～34ページ）などを参照されたい。

42) 「天佑」という言葉は、1914（大正3）年8月、当時元老を務めていた井上馨が「欧州大戦の勃発こそ大正新政に於ける我が帝国の世界的発展を期する絶好の機会である」（井上馨侯博記編纂会『世外井上公伝』第5巻、原書房、1968年、306ページ）とし、山県有朋や大隈重信に対して助言した言葉の中に出てくるものである。その原文は以下の通りである。

「一、今回欧州ノ大禍乱ハ、日本国運ノ発展ニ対スル大正新時代ノ天佑ニシテ、日本国ハ直ニ挙国一致ノ団結ヲ以テ、此天佑ヲ享受セザルベカラズ。

二、此天佑ヲ全ウセンガ為ニ、内ニ於テハ此年囂々タリシ廢減税等ノ党論ヲ中止シ、財政ノ基礎ヲ強固ニシ、一切ノ党争ヲ排シ、国論ヲ世界ノ大勢ニ随伴セシムル様指導シ、以テ外交ノ方針ヲ確立セザルベカラズ。

三、此戦局ト共ニ、英、仏、露ノ団結一致ハ更ニ強固ニナルト共ニ、日本ハ右三国ト一致団結シテ、茲ニ東洋ニ対スル日本ノ利権ヲ確立セザルベカラズ。

…（中略）…大正新政ノ発展ハ、此世界の大禍乱ノ時局ニ決シ、欧米列強ト駢行提携シ、世界的問題ヨリ日本ヲ度外スルコト能ハザラシムルノ基礎ヲ確立シ、以テ近年動モスレバ日本ヲ孤立セシメントスル欧ノ

さまざまな都市問題や社会問題が激化し、それらの問題を打開すべく、勸業事業、都市基盤整備、公衆衛生、社会事業などを行う必要性が増大していた。仙台市においてもほぼ同じような状況が到来しており、そこから本格的な近代的都市基盤整備事業に着手しようという動きが台頭していた。こうしたなかで重視された事業が市区改正および市電敷設であった⁴³⁾。

この市区改正と市電敷設の構想は「明治末期以降に頓挫した市区改正構想の再現」でもあった⁴⁴⁾。また、それだけでなく、それらへの着手こそ仙台市の都市化を推進させるとともに、のちの「大仙台」を目指すうえで必要不可欠な都市基盤ともされていた⁴⁵⁾。

しかし、この段階では、それらの事業の資金をどのようにして確保するかという点についてはほとんど煮詰められていなかった。事業の資金の確保が具体的なかたちで提示されたのが、後述する「市区改正事業資金設置及管理規則」(1919〔大正8〕年)であった。

## (2) 仙台市財政の窮乏の深刻化

第二に、当時の仙台市にそのような市区改正や市電敷設を行えるほどの財政的余裕はなかったことである。それほど仙台市財政の窮乏が深刻化していたのである。

ここで、大正期の仙台市の一般会計の歳出入のおもな特徴をみよう⁴⁶⁾。まず、歳出の動きについてみると、一般会計歳出は、大正中期から急激な膨張傾向を示していることがわかる⁴⁷⁾(図2-1)。その内訳をみると、土木費や公債費の割合が増加傾向を示しているものの、依然として教育費が大きな割合を占めており、その額も1921年度には約55万1479円(歳出総額の48.9パーセント)となっている。一方、一般会計歳入の動きを見ると、歳出と同様に大正中期から急激な膨張傾向を示しており、依然として市税収入が大きな割合を占めていることがわかる(図2-2)。しかし、

「米ノ趨勢ヲ、根底ヨリ一層セシメザベカラズ。……(後略)」(井上馨侯博記編纂会『世外井上公伝』第5巻、原書房、1968年、367～369ページ)。

43) 1918(大正7)年2月22日、仙台市会において、全4条からなる「交通調査委員設置規則」が提出され、2月27日に可決された。この規則は「仙台市街鉄道又ハ仙台市ヲ起点トスル軌道其他ノ交通調査ノ為」(第一条)に設置されたものであり、それにもとづき同年3月末に交通調査委員会が設置された(仙台市会『大正七年 市会決議録』)。こうして仙台市における市街電車(市電)の建設に関わる調査がすすめられ、1919(大正8)年2月10日の仙台市会で、電気鉄道敷設と市区改正事業は密接な関係があるため、これらをセットで調査することが望ましいとされた。その後、市電敷設を視野に入れた道路の拡充・整備、すなわち市区改正事業の実施について、さかんに議論されるようになったのである。

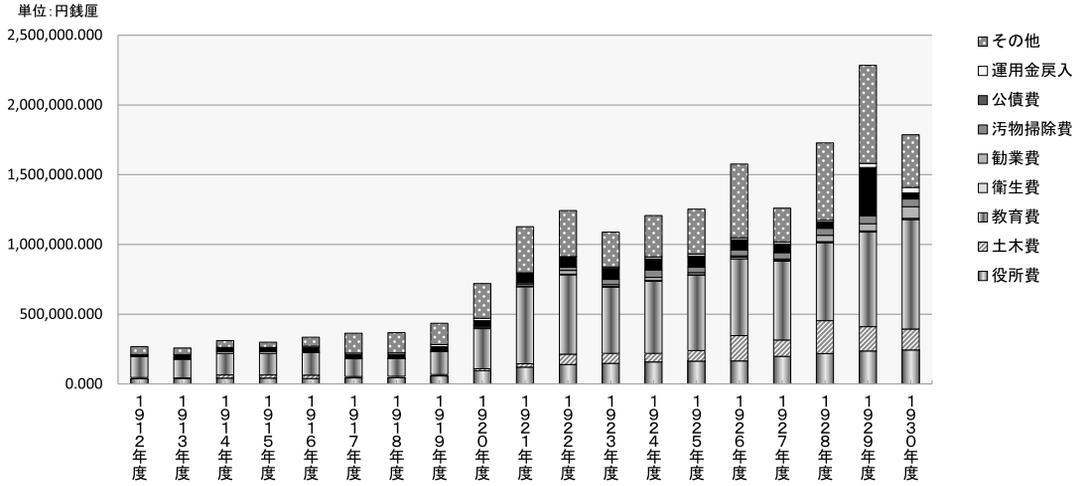
44) 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』、仙台市、2009年、42ページ。

45) このことについては、『河北新報』1919年2月6日において、2月上旬の時点で「市区改正は現在未だ確定せざる事実」ではあるが、「今後長町、原町等を合併し、卅万の人口を抱擁する大仙台実現の計画ありとすれば」、仙台市が自ら市区改正および市電敷設に着手せねばならないということを報じられていることからもうかがえる(「電鉄民間問題」)。この議論は、当時、市電敷設を仙台市が行うか民間会社が行うかで議論が分かれていた際に掲載された記事であるが、すでにこのときから大正10年代にさかんに議論される「大仙台」構想につながる考えが登場していたことは興味深い。

46) 大正期の仙台市の財政については、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』(仙台市、2009年)29～48ページに詳しいので、そちらも参照されたい。

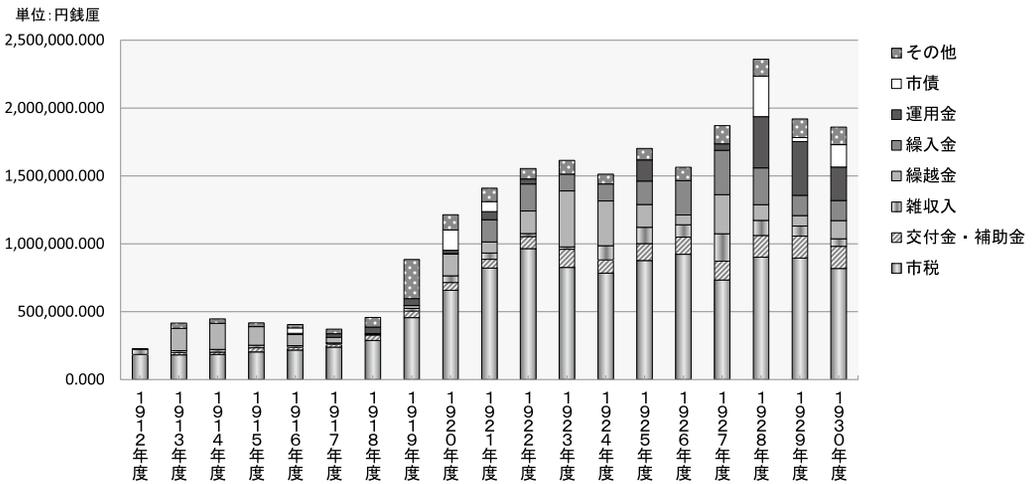
47) なお、当該期における全国の府県・市・町村の歳出の膨張の割合については、大川一司編『長期経済統計7 財政支出』(東洋経済新報社、1966年)166～167ページを参照されたい。また、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』(仙台市、2009年)30ページの図30では、それらの割合に加えて仙台市の歳出の膨張についても言及されているため、こちらも参照されたい。

図2-1 大正期から昭和初期における仙台市一般会計歳出（経常部・臨時部）決算額の推移



出典：仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市，2009年），31ページ図の31を参考に，仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

図2-2 大正期から昭和初期における仙台市一般会計歳入の推移



出典：仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市，2009年），34ページの図34を参考に，仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

市税収入の内訳をみると、それまで大きな比重を占めていた戸数割付加税⁴⁸⁾の割合が減少し、県税雑種税付加税⁴⁹⁾などの付加税による収入が増加している。歳入における市債や、国・県からの交付金・補助金などの割合も乏しく、全体として10パーセントを占めるにとどまっている。

このように仙台市は、「当時の深刻な財政危機の渦中であって、地方自治体はそのような経費を調達する独自財源をほとんどもたず、国からの補助金や交付金に大きく依存しなければならなかった」⁵⁰⁾状況にある一方で、新たな財源の確保が喫緊の課題となっていたのである。

また、明治末期に制定された「地方税制限ニ関スル法律」⁵¹⁾により、独自の課税を行うことを制限されていたほか、物価高騰により、市民の租税負担が過重な状態となっていたため、簡単には課税しにくい状況にあった。

このような状況下、市営電気事業の電気料金値上げによる増収の確保が、仙台市の新たな財源として注目されたのであった⁵²⁾。

48) 戸数割付加税については、水木忠武『戸数割税の成立と展開』（御茶の水書房、1998年）に詳しいので、こちらを参照されたい。

49) 県税雑種税付加税は1902（明治35）年度に新設されたものであるが、当初、仙台市一般会計歳入の市税収入に占める割合は8.4パーセントとなっていた。しかし、1910（明治43）年度からその割合が徐々に増加傾向を示し、1921（大正10）年度には市税収入の27.4パーセントを占めるに至っている（仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版）。

50) 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』、仙台市、2009年、30ページ。

51) なお、この法律は、1919（大正8）年3月、「時局ノ影響ニ因ル地方税制限拡張ニ関スル法律」として改正され、国税付加税率制限の緩和措置がとられた。しかしながら、それでも地方財政の疲弊を緩和することにならず、翌年7月、「明治四十一年法律第三七号（地方税制限ニ関スル法律）中改正」が行われ、国税付加税率の一層の緩和がなされた。

52) それに至るまでには種々の議論がなされている。まず、1919年はじめには、仙台市の1919年度予算が「大膨張」することが予想されるが、それに見合う財源を市税から捻出することは困難であるとし、「明年度に於て愈財源逼迫するに至らば電灯料金の値上を実行するの外な」という世論が紹介されている（『河北新報』1919年1月1日「市予算大膨張 財源捻出困難」）。これは、その後の予算編成に際してたびたび述べられることであるが、それだけ仙台市財政が疲弊し、それを打開するための方法として、仙台市営電気事業の低廉な電気料金に注目されていたことがわかる。また、『河北新報』1919年1月20日では「何十年かののちには仙台市の経済は税金に□らず、電気部の純益だけにて独立維持せ直らるゝ時期あるべしと観測されてゐる、市の電気事業は…（中略）…電気債の償還も大きな口は片付くし、一面純益も増加するから、その時こそ電気部の基礎は大磐石の上に置かれ、莫大の利益を生み、実際に市費として市民の負担するところは緩和せらるゝこと、思はるゝ」と報じられている（「市電〔市営電気事業のこと…引用者〕成績良好」）。ここからは、当時の仙台市営電気事業の順調な事業経営に鑑みて、市税にかわる新たな財源としての電気料金への期待が大きいことをうかがえる。しかし、電気料金の値上げについては「慎重考慮の必要あり」という声もあるほか（『河北新報』1919年1月6日「電灯料値上 再び問題となる」）、「一部の為政当局は、現在の仙台市営電灯料金を以て低廉なりと称し、これを引上ぐるも何らの問題」ないと述べているが、「当市の電灯料のみ低廉に過ぐ」とは言えず、「而も自治団体が市民生活の負担を大ならしめてまでも市の財政資源を増加せしむることの適当なりや否や、問題は茲に至りて解決さるべし」という反対意見も述べられていた（同1919年2月14日「仙台の電灯料は」）。実際、たとえば仙台市営電気事業は「電気の供給不十分なる為め、兎角批難の声高き仙台市の電気は、例年夏季及冬季に於て水不足或は結氷等の關係にて契約通りの送電をなし能はざること多く、為めに電灯の光力弱く、或は之を動力に使用する各種工場等の迷惑甚だし」く、市内工場においても「朝の数時間或は午前中、一部機械の運動を休止し、甚だしきは送電の十分となるまで全然休止する事も珍らしからず、…（中略）…支障となる事尽大なり」という状況でもあったという（同1919年1月31日「電力の不足で専売局の損害」）。そのため、電気料金の値上げをめぐる、仙台市はさまざまな問題をクリアしなければならなかったといえよう。

## 2. 1919（大正8）年の電気料金値上げ

1919（大正8）年2月18日、当時の仙台市長山田揆一は、仙台市会において「市区改正事業資金設置及管理規則」を提議した⁵³⁾。

この規則は全6条からなっている⁵⁴⁾。第1条では、市区改正に要する事業資金に充てるために設置されたものであることが規定されている。その際、この資金の管理は特別会計で行うこととされた（第1条第2項）ほか、市区改正事業資金の財源には、市区改正事業資金から生ずる収入と「電気事業より生ずる利益繰入金」が充当されることが規定された（第2条）⁵⁵⁾。これは、仙台市営電気事業が好調な事業経営を行っていたことに着目して規定されたものである。すなわち、1911（明治44）年に制定された「仙台市電灯並電動力使用料条例」を改正することによって電気料金の値上げを行い⁵⁶⁾、その増収分を市区改正事業資金として同事業に着手するまで「蓄積」し（第3条）、同事業の実施の際に使用することを企図したものであった⁵⁷⁾。

ところが、山田のこの提案には多くの反対意見が出された。たとえば、ある議員からは、電気料金の値上げは電気事業会計に何らかの支障が出た場合に行うべきものであるのに、「値上ゲシテ道路ヲ作ルトハ何事デアル」かという意見が出された⁵⁸⁾。このような意見に対して、山田は、これまで市区改正事業に着手できなかったのは財源がなかったためであるが、近年、当市の「電灯料ハ各市ニ比シテモ高くハナイ、又管内ノ諸会社ニ比シテ安イカラ、値上ゲシテモ差支ハナイ」として、「コレニ依リ十年間財源ナキニ苦ンダ市区改正ノ懸案ヲ解決スルハ可ナリ」と反論している⁵⁹⁾。また、市区改正事業の実施のためには多額の費用を必要とするため⁶⁰⁾、今後「少額ナガラモ今日ヨリ蓄積シテ改正ノ基礎財源ヲ造」るべきであると述べている。

53) この日の市会の様子は、『河北新報』1919年2月20日「仙台予算市会」にも掲載されている。

54) 条文については、仙台市会『大正八年 市会決議録』に原文（ただし決議後のもの）が収録されている。また、これと同じものが、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編8 近代現代4 経済・行政・財政』（仙台市、2006年）366～367ページにも収録されている。

55) なお、第2条の但し書きには「但、第一項（「電気事業より生ずる利益繰入金」…引用者）繰入額ハ毎年度之ヲ定ム」とされ、毎年度、特別会計電気事業費からの繰入金が充当されることが規定されている。

56) なお、当時は、主務大臣の許可を得て電気料金の設定を行うこととされていたが、料金の認可基準については電気事業法（1911年）でも明文化されておらず、実際の認可基準は電気事業者と需用家間の「契約に委ねて差支えないものである」とされていた（電力政策研究会『電気事業法制史』、文章堂、1965年、75ページ）。そのため、推測ではあるが、仙台市営電気事業においては、電気料金の設定が仙台市の采配に委ねられていたと考えられる。

57) 仙台市会『大正八年 仙台市会会議録』、仙台市役所（以下、『大正〇年 市会会議録』と表記する）。ちなみに同様の提案は、前年1918（大正7）年の市会でも行われていたが否決されている（仙台市会『大正七年 市会会議録』）。

58) 仙台市会『大正八年 市会会議録』、136ページ。

59) 仙台市会『大正八年 市会会議録』、141ページ。また、山田は、「市区改正ノコトハ多年ノ懸案デアリ、又、市民ノ幸福増進ノ計画デアリマスカラ、多少ノコトハ辛棒シナケレバナラナイ」と述べている（同書145ページ）。

60) 費用については、遠藤庸治が仙台市長を務めていた時代よりも多額となることが懸念されていた。たとえば、ある市会議員は「故遠藤庸治君ハ、其当時四百万円ハカ、ルト言ハレタ、今日デハ五百万円ヲ要スルカモ知レス、然ルニ一年ニ五百万円ヤ六百万円ツ、積ンダ所デ十年カ、ツテヤツト五十万円、コンナ計算デ何ガデキルモノカ、前途遠達ト言ハネバナラス」と、市区改正事業資金を積み立てること自体に懸念を表明している（仙台市会『大正八年 市会会議録』、143ページ）。

この市会では、市区改正事業は「莫大ナ費用ヲ要スルコトハ事実デア」⁶¹⁾ という認識が共有されていたため、さらに詳細な調査を望む声が多かった。それゆえ、そのための委員会を設けて調査を行うこととなった。

この間、数回の調査委員会が開催された。1919年2月22日の『河北新報』の記事によれば、「電気事業は電灯料値上に対し多数の反対あり、通過至難なる模様なれば、市区改正資金積立の如き当然其の運命を同ふすべきものなるを以て、両案は或は遂に否決せらるゝに至らん」という観測が報じられている⁶²⁾。電気料金の値上げについては、それ以外にも賛否両論が分かれており「楽観を許さざる」状態にあった⁶³⁾。そのようななか、23日の調査委員会において、電気料金の値上げが「条件付」で可決された。その条件とは、後述するように、「大堀発電所の竣工を待ちて発電能力の増加」を図ったあとで値上げを実施することであった⁶⁴⁾。

しかし、その一方で、依然として電気料金の値上げに反対する意見も多くあった。たとえば、1919年2月24日の『河北新報』の記事は、「電気事業の収益は市民負担軽減に充つべしとは該事業創始当時市当局の明言したる所にして、これを市区改正の資金に充当するが如きは其の目的に副はざるのみならず、…(中略)…更にこの際値上げを断行して市民の負担を増し、新に不生産的なる改正事業に投ずる如きは不可なりと論ずる向あり」と報じている⁶⁵⁾。また、郡部においても賛否両論が巻き起こり、とくに塩釜町では「仙台市より配電を受け居れども、…(中略)…然るに其料金率は現在市部よりは遙に高率にあるにも拘らず、今日まで忍んで其の徴収に応じ居たるに、今亦更に之を引上げんとするは不当の至りなれば、絶対に該案には反対」であるが、もし仙台市でやむを得ず「電灯動力料とも値上の必要あらば仙台市同様の取扱を受けた」旨を表明している⁶⁶⁾。

そのようななか、1919(大正8)年2月26日に開催された仙台市会では、仙台市長に対し、電気料金値上げに対する郡部の建議書が提出された。その建議書では、さきに述べた塩釜町と同じような要請、すなわち①電気料金の増率が、市部に比べて郡部が「甚タ加重」であること、したがって②「郡部ハ現状維持ヲ希望スト雖モ、市ニ於テ電気事業経営上止ムナク値上ケテ断行セントセハ、市部ト郡部ト均等ナルヲ穩当ナリトス」ること、さらに③均等でない電気料金の値上げは、郡部の事業の発展を阻害するものであること、などが主張されていた⁶⁷⁾。

このような意見をさらに煮詰めるべく、この会では以下の3つの意見が提出された。

第一に、委員会の修正案、すなわち建設中の大堀発電所が竣工されたあとに値上げを実施するという意見である。それによれば、当時すでに電気供給不足の声があがっているだけでなく、故障が発見された白石発電所の修理を行うさまざまな問題⁶⁸⁾が生じることになるが、それらの問題

61) 仙台市会『大正八年 市会会議録』, 144ページ。

62) 『河北新報』1919年2月22日「市予算委員会 電灯値上至難」。

63) 『河北新報』1919年2月23日「電灯値上 漸く紛糾す」。

64) 『河北新報』1919年2月23日「電灯値上 市区改正と分離 条件付にて可決」。

65) 『河北新報』1919年2月24日「電灯料値上調和か」。

66) 『河北新報』1919年2月24日「電灯料値上と塩釜町」。

67) 仙台市会『大正八年 市会会議録』, 158～159ページ。

68) たとえば、白石発電所の修理を行うにはその間の電気供給をストップさせなければならないため、生産ノ

に應えるには「今日電力ノ足ラヌ場合ニ値上ゲラスルノハ穩当デナイ、大堀発電所落成後ニ値上ゲスルコトニ附帯決議スル」ことを表明したものである。

第二に、市部（仙台市内）・郡部ともに電気料金値上げに反対するという意見である。これは、電力不足に対する市民の不安が大きいため、大堀発電所の完成ののち「電灯モ充分クナツタ時ニ値上ゲ」するべきであるから、今回は電気料金の値上げを延期し、昨年通りの使用料を設定すべきであるというものである⁶⁹⁾。これに対して山田は、電灯料金の値上げは、市部においては市区改正事業資金に充当するために行い、郡部は事業費の確保のために行うものであり、そのための費用を確保する必要があると述べた。また工業用の電動力については、市部と郡部とで事情が異なるため「市内ノ動力ハ値上ゲセス、郡部ノ方ハ値上ゲスルノデアリマス」⁷⁰⁾と述べ、電気料金の値上げを行いたいことを改めて表明した。

そして第三に、市部の電気料金はそのままにし、郡部の電気料金のみを値上げするという意見である。その理由としては、郡部のほうが营造費や取付工料など、事業のための費用がかかるためとされている⁷¹⁾。

このほかにも、①値上げ率の低減を行うべきであるという意見、②原案に賛成を表明する意見、③市営電気事業は「市民」のものであるから郡部の電気料金値上げの実施は妥当であるが、市区改正事業資金の設置は廃案にすべきという意見があったが、結局、委員会の修正案が賛成多数で可決され、「市区改正事業資金設置及管理規則」に基づいた電気料金値上げの実施が仙台市会で可決された⁷²⁾。

その後、大堀発電所の建設は、当初の予定から大幅に遅れたもの⁷³⁾、1919年8月10日に落成し、

「活動を行っている事業などに打撃を与えるというようなことも述べられている（仙台市会『大正八年 市会会議録』、268ページ）。

69) また、ここでは、そもそも市営電気事業の目的は、①市民に低廉な電力を供給すること、②その利益でもって市民の負担を軽減することが述べられているほか、そもそも電気料金の値上げは、使用料のみでは収支を償うことができない場合、または事業の拡張によって利益が得られる見込みがある場合、緊急に行わなければならない事業があり、その際に財源がない場合に行うものであって、今回の電気料金の値上げはこのどの場合にも当てはまらないとして反対が表明されている（仙台市会『大正八年 市会会議録』188～190ページ）。

70) ちなみにこのとき、生活困窮者などについては「社会政策上、使用料ハ現在ノ俣ニ握置ク考デアリマス」と述べ、特定の需用家に対しては値上げを行わないことも述べている（仙台市会『大正八年 市会会議録』196ページ）。

71) 仙台市会『大正八年 市会会議録』、199ページ。

72) ちなみに、同日の議論において、「市区改正事業資金設置及管理規則」第3条の但書（「但着手前ト雖モ用地ノ買収費ニ使用スルコトヲ得」）は削除されている。

この料金差は、その後も解消されることはなかったとみえる。そのことは、その後、12月に電気料金が値上げされるまでにたびたび反対運動が起きたこと（「塩釜町民の反対運動」、『河北新報』1919年6月9日、「市民有志大会」、同6月12日など参照）や、昭和初期の仙台市と名取郡長町および宮城郡原町などとの合併の際、長町・原町側から仙台市側に提出された「長町及原町希望事項」のなかに「電灯料及原動力使用料ハ市内同額トセラレタキコト」とあることからもうかがえよう。なお、仙台市と長町・原町の合併については、仁昌寺正一「資料 昭和3年仙台市と名取郡長町の合併」（東北産業経済研究所『東北産業経済研究所紀要』第30号、79～103ページ）を参照されたい。

73) 当初は5月頃に竣工予定であったが、物価高騰にともなう原材料の確保の難航、農繁期による人手不足などの影響により、たびたび工事が遅れたようである（『河北新報』1919年5月14日「大堀発電遅延」、同6月16日「大堀落成延期 工事休止の姿」など）。

表2 仙台市営電気事業における電気料金の推移（1911年～1921年）

## 〈電灯〉

	1911年 (明治44)	1919年 (大正8)		1921年 (大正10)	
		市部	郡部	市部	郡部
5燭(以下)	28銭	30銭	—	35銭	不明
8燭(以下)	—	35銭	45銭	45銭	
10燭	45銭	—	—	—	
16燭	70銭	—	—	—	
20燭以下	—	55銭	65銭	65銭	
24燭	1円	—	—	—	
32燭以下	1円20銭	80銭	90銭	90銭	
50燭以下	1円70銭	1円	1円15銭	1円15銭	
100燭以下	3円	1円80銭	1円95銭	2円	
200燭以下	—	3円20銭	—	3円50銭	
孤光灯	7円	8円	15円	10円	

注：1919（大正8）年と1921（大正10）の金額はいずれも値上げ後の金額であり、白熱灯1灯あたりの金額である。

## 〈電動力〉

	1911年 (明治44)	1919年 (大正8)		1921年 (大正10)	
		市部	郡部	市部	郡部
1ヶ月300KW以内	12銭/KWH	13銭/KWH	15銭/KWH	15銭/KWH	不明
1ヶ月500KW以内	11銭/KWH	12銭/KWH	14銭/KWH	14銭/KWH	
1ヶ月1000KW以内	10銭/KWH	11銭/KWH	13銭/KWH	13銭/KWH	
それ以上	9銭/KWH	10銭/KWH	12銭/KWH	12銭/KWH	

資料：仙台市会『仙台市会会議録』1919年・1921年、および仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）より作成。

8月29日から送電が開始された。そして10月20日には通信省から使用認可を受け、本格的な稼働をみた⁷⁴⁾。それをうけて同年11月28日には仙台市電灯並電動力使用料条例と電気使用料細則の改正が告示され、12月1日から施行された⁷⁵⁾。かくして、同日から電気料金の値上げが行われた⁷⁶⁾（表2参照）。

74) しかしながら、大堀発電所が送電を開始した後も電力供給不足の解消にはつながらなかったようで、通信大臣の「厳命」を受けるに至っている（『河北新報』1919年12月4日「市の電気事業に通相の厳達」）。また、電気供給不足を非難するような世論も度々登場している。

75) 『河北新報』1919年11月29日「市電灯料値上 来月より実施」、同1919年11月30日「電灯電力料の値上は明日より」。

76) その後、電気料金値上げにともない、近年の物価騰貴に対応すべく電灯・電動力の新設・増設の取付工料（工事料金）が改められた。その際、またそれらの使用者の便宜を図るために使用者名義変更の手数料を新設するという理由から、1919年12月26日の市会に「仙台市電灯並電動力使用料条例中改正ノ件」が提出され、決議された（仙台市会『大正八年 市会会議録』）。このとき新設された使用者名義変更の手数料は、電灯1個につき10銭、電動機1基につき1円、電熱その他の装置1つにつき20銭とされた（『仙台市営電灯並電動力使用料条例中改正ノ件』、仙台市『仙台市電気事業史』、1943年、181ページ所収）。

では、その後、市区改正事業はどのように展開していったのか。まず、市区改正事業資金の動きについてみると、1919年12月1日より電気料金の値上げが行われたものの、その実施の遅延により、市区改正事業資金への繰入額は当初の予定から大幅に減額することとなった。1920(大正9)年3月29日の仙台市会では、1919年度特別会計市区改正事業資金における電気事業繰入金は当初の約5万円から1万6600円に減額された。そして、1920年度予算において、特別会計電気事業費の歳出(臨時部)「市費会計編入金」(のちの編入金)に5万8800円の市区改正事業資金編入金が計上された⁷⁷⁾。その後、この市区改正事業資金は、特別会計火災地道路改修費に運用されたほか、1920(大正9)年5月に発生した暴風雨のために損傷した市営電気事業の発電所の堰堤や放水路などの修復工事費として、特別会計電気事業費へも運用されている⁷⁸⁾。

一方、市区改正事業それ自体が本格的な進展をみせる契機となったのは、1919(大正8)年3月2日の「南町大火」の発生であった⁷⁹⁾。この大火の発生は偶然的なものではあったが、その後、この大火で大きな被害を受けた南町や東一番丁などの道路整備(里道改修)が他の諸事業に優先して行われることとなった。いわゆる「焼跡市区改正」の実施であるが、その後の市区改正事業の進展にもつながるものとなった⁸⁰⁾。こうして、1919年4月10日には「火災地道路改修費特別会計設置管理規則」の設定にともない、「焼跡市区改正」も特別会計で行われることとなり、1919年度の予算に11万3760円が計上された⁸¹⁾。なお、火災地道路の改修費用は一般会計からの繰入金⁸²⁾と宮城県からの補助金でまかなわれることとなった⁸³⁾。

「焼跡市区改正」が進むなか、1919年5月21日には「市営事業臨時委員設置規程」が設定された⁸⁴⁾。この規程によれば、市営事業臨時委員会は市区改正および市電敷設に関する調査を行うために設置されたもので(第1条)、市区改正や市電敷設における路線の選定・設計・予算の編成などを行う(第2条)ための重要な委員会であった⁸⁵⁾。こうして、「南町大火」を契機に、仙台市の市区改正事業は大きな進展をみることとなるのである。

なお、市区改正事業資金は、都市計画事業の進展にともなって1923(大正12)年度で廃止され、それまでの積立金は特別会計基本金のなかの土木基金に編入された。つまり、この市区改正事業

77) このことについては、仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』1920年度のなかでも確認しうる。

78) このとき、特別会計電気事業費へは1万800円が運用されているが、これはのちに利子をつけて特別会計市区改正事業資金へ戻し入れがなされている(仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』1920年度)。

79) 1919(大正8)年3月2日、「南町大火」が発生した。この火災は南町の周辺12町に延焼し、698戸を焼失し、東北学院などを含めた学校や官公署、会社などが罹災した。これについては『河北新報』1919年3月2日以降の新聞記事を参照されたい。

80) それにあたっては、仙台市と宮城県が「将来の交通事情に鑑み道路の改修を計画し」ていたとされていることから、市電敷設を視野に入れていたものと思われる(仙台市史編纂委員会編『仙台市史2 本篇2』、仙台市役所、1955年、351ページ)。

81) この歳入の内訳をみると、一般会計繰入金10万5000円、県費補助8760円となっている。歳出は里道改修費2万1900円、国道改修費寄付金8万3500円、予備費8360円となっていた(仙台市会『大正八年 市会決議録』)。

82) このとき、一般会計からこの繰入金に充当されたのは戸数割付加税と借入金であった。

83) このほか、材料購入費などに関する決議も行われている(仙台市会『大正八年 市会決議録』)。

84) なお、同年5月23日には「市営事業臨時委員費用弁償規定」も制定されている(仙台市会『大正八年 市会決議録』)。

85) 仙台市会『大正八年 市会決議録』。

資金は、大正後期から登場する都市計画事業の財源として受け継がれていくのである。

### 3. 1921（大正10）年の電気料金値上げ

ここでは、1921年2月から4月にかけて、仙台市会において行われた電気料金値上げに関する一連の議論についての検討を行うこととする。

#### （1）1921（大正10）年2月16日～17日の市会

1921（大正10）年2月16日、「大正十年度宮城県仙台市歳入出予算」など次年度予算に関する議案が仙台市会に提出された。これに関して、当時の仙台市長鹿又武三郎は次のように述べている。すなわち、1921年度においては、各種事業の増大により歳出が膨大する一方で、「歳出総額百十二万八千六百円ニ対シ歳入ノ市税ハ七十五万二千二百余円、其他ノ収入ハ十七万二千七百余円ニシテ、茲ニ不足額二十万三千七百余円ヲ生スル」⁸⁶⁾ こととなるため、歳入における市税収入や県補助金の増額を図ったほか、「電気部歳計剰余金ヲ繰入ルモノ」による繰入金金の増加、基本金の運用なども図ったところ⁸⁷⁾、前年度にと比べて約30万7000円の増額をみたものの「尚十三万七千七百余円ノ不足ヲ生スル」こととなるため、一時的に公債を発行し⁸⁸⁾、歳入の補填を行おうとした⁸⁹⁾。要するに、歳入不足を補うために起債することを提案したのである。

また、このとき鹿又は、起債を行う一方で電気料金の値上げによって起債を補填する手法、つまり歳入不足の一部を電気料金の値上げによって歳入不足をカバーする方法を導入しようとした⁹⁰⁾。さらに、特別会計予算の説明のなかで、特別会計電気事業費歳出の「繰入金」として「市区改正事業資金、一般会計事業費及水道布設費ニ繰入ルル為メ合計十三万三千余円ヲ計上」することを表明した⁹¹⁾。

とはいえ、この案の可否は即日で結論が出なかった。そこで新たに調査委員会が設けられ、一般会計・電気部・水道部およびその他特別会計の3部にわかれて調査が実施されることとなった。

86) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、41ページ。

87) このとき、仙台市は「電気部九年度歳計剰余金五万七千余円ヲ繰入レ、且各種基本金ヨリ運用金九千円、合計六万六千余円ヲ歳入ニ」充てようとした（仙台市会『大正十年 市会会議録』41～42ページ）。

88) ちなみに、当時、市町村が市債を発行する場合や増税を行う場合は、市制改正第166条にもとづき、内務大臣および大蔵大臣の許可が必要であった（『市制改正』、大蔵省印刷局『法令全書』第4号、1911年、153～154ページ〔法律第68号〕）。

89) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、40～41ページ。なお、このときの市税の状況と起債について、1921（大正10）年2月27日の仙台市会で、ある市会議員が次のように述べている。「本年ノ予算ハ非常ノ膨脹」を示しているが、歳入の「大部ハ市税ニシテ、市税ニテモ戸数割ハ六倍八倍ト出ス上ニ県税ガ増セバ猶一層ノ負担ヲ増ス、戸数割（戸数割付加税ノコト…引用者）ハ制限ナキニヨリテ誠ニ此ノ市ニテ寒心ニ堪エヌ、当局モ貧弱ナル市ナレバ……市税ノミ増シテモイカズ遣リ繰リ算端シテモイカズ、遂市債ヲ起サレタ事ト思ハル……（後略）」（同書63～64ページ）。ここからも、当時の仙台市において戸数割付加税の負担が増大していること、市税負担の増大により公債に頼らざるをえなかったことなどがうかがえよう。

90) このことについては、以下のような供述が記載されている。「コノ起債額ノ一部ヲ電灯値上ケニヨリテ補填セントセシガ希望ノ程度ニスルニハ、条例ノ認可ヲ要スルモノナルガ、認可ヲ得ル為ニ時日ヲ要スルカ為メ一時起債ニシ認可ヲ得タル上ニテ電灯ノ値上ケヲ行ヒコレヲ以テ起債額ニ補填セントスル計画ヲ立テタノアル」（仙台市会『大正十年 市会会議録』、42ページ）。

91) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、45ページ。

翌2月17日には、前日に続いて次年度予算に関する審議が続けられた。この日は予算に対する質疑応答が行われた。ある市会議員は、一般会計予算について「市カ必要ナル費用ヲ毎年のヲ市税ノ増額、市債ニ求ムルトセバ、市ノ財政ハ市債ノタメニタオレルニ至ルカモ知レズ」⁹²⁾と発言し、歳入が増税や起債に依存していることへの懸念を表明した⁹³⁾。これに対して市長鹿又武三郎^(ママ)は、本年において「本年ハ出来得ル限り起債セスシテ予算ノ編制ヲナサントセシモ計画セン事業ヲ遂行セントセバ起債ニ俟タサルベカラサルニ至レル次第ナリ、然レト市債ハ条件付ノ起債ニシテ、電気料金ヲ改正シ認可ノ後約九万六千余円ト、又多少ノ動力料金ノ値上セバ、之レトテ工業ノ発展ヲ阻害セヌ限りノ程度ニテ値上ヲ行ヒ、十万五千円ノ収入ヲ見越シテ予算計上ノ市債ヲ減スル見込ナリ」⁹⁴⁾と述べ、電気料金の値上げによって起債額を抑えられることを強調している⁹⁵⁾。

ここまでの市会でのやりとりで確認しておきたいことは、それまでの議論がすべて電気料金の値上げを前提に進められていることである。前節で取り上げた1919(大正8)年の市会においては、電気料金の値上げが市会に提出されるや、賛否両論が激しく巻き起こっていた。しかし、1921年のここまでの議論をみる限りでは、膨張する歳出に対し、歳入の補填方法をどのように行うべきかということが主たる内容となっており、起債を行いつつもその額を軽減するために特別会計電気事業費からの繰り入れを行うことが最有力な方法として考えられていたことがわかる。

## (2) 1921(大正10)年2月26日～27日の市会

1921年2月26日に開かれた仙台市会では、最初に一般会計予算に関する調査委員会の報告がなされた。同報告では、歳出の削減をはかったものの、やはり歳入の不足が生じるため、それを起債や市区改正事業資金の運用などによって補うべきであるとされた。また、歳入のうち、「電気事業費繰入金ニ於テ三万五千五百二十九円四十銭ヲ増」すという修正案が提示された⁹⁶⁾。次に、特別会計予算の調査委員会の報告が行われたが、その報告では特別会計電気事業費歳出の事務所費などの減額を行い、「其ノ減シタ額ヲ一般会計ニ繰り入レルコト」とが主張された⁹⁷⁾。つまり、特別会計電気事業費の予算を削減し、その分を一般会計へ繰り入れようとしたのである。

翌日(2月27日)の市会においては、ふたたび一般会計歳入の電気事業費繰入金に対する質問が出された。ある市会議員は、電気事業からの繰り入れは「確實デハナ」く、もし「条例ノ改正許可ヲ得テ電灯料ヲ値上ケシテ予期ノ如キ収入カアルトシテモ、九万七千円シカトレナイ、之ヲ以テ市

92) 仙台市会『大正十年 市会会議録』, 59ページ。

93) なお、このとき、学校校舎や児童数の増大にともなう教育費の増大については授業料を徴収すべきであるという意見も提示されている。これに対して鹿又は、授業料の徴収については「研究」中であるが、「将来此ノ計画ヲ実現セント思フ」と述べ、授業料徴収に前向きな態度を示している(仙台市会『大正十年度 市会会議録』, 59～60, 62ページ)。

94) 仙台市会『大正十年 市会会議録』, 61ページ。

95) なお、別の市会議員から、「市債ニヨリテ歳入ノ欠陥ヲ補填スルニアラズシテ電灯料ヲ値上スル御考ナラバ、何故ニ電灯料ヲ計上セサリシカ、此ノ俣ニシテ起債ヲサレテモ困ルト思フ、何故ニ電灯料値上ヲ予算ニ編入セサリシカヲ伺フ」(仙台市会『大正十年 市会会議録』, 67ページ)という質問が出たが、この質問に対して鹿又は「此ノ点ハ委員会ニテ述ヘント思ヒマス」と述べている(同71ページ)。現時点では、その後の調査委員会でのどのような説明があったのかを確認することができなかった。これについては今後の課題としたい。

96) 仙台市『大正十年 市会会議録』, 100ページ。

97) 仙台市『大正十年 市会会議録』, 107ページ。

債ヲ補填スルニシテモ尚市債ヲ存スルコトニナル」⁹⁸⁾ため、電気料金の補填をせずに経常費などの削減を行うなどの調査を行うべきであるとした。このほかさまざまな議論が行われたが、結果として前回の調査委員会の報告どおり、修正案が可決されることとなった。すなわち、ここにおいて、市税の増税、市債の発行、電気事業費繰入金の一般会計歳入への補填が決定されたのである⁹⁹⁾。

### (3) 1921 (大正10) 年3月30日と4月15日の市会

同年2月27日の市会決議をうけて、3月30日に開かれた仙台市会においては、「仙台市営電^(マ)灯並電動力使用料条例中改正ノ件」¹⁰⁰⁾が審議された¹⁰¹⁾。これについて、仙台市長鹿又は、「現ニ他市ニテ経営セル電気事業者ノ料金ニ比シ当市電気部ノ料金ノ低廉ナルカーツ、当市ニテ年々事業多クナルニヨリテ其ノ資金ヲ要スルニヨリ、既ニ定メタル条例中ノ燭光ヲ改正」¹⁰²⁾すること、すなわち電気料金の改正を行うことを主張した。その際、従来の電気料金を、燭光数などに応じて5銭～15銭ずつ値上げし、剰余金を捻出しようとした¹⁰³⁾。この「仙台市営電^(マ)灯並電動力使用料条例中改正ノ件」については慎重に審議を行うために調査委員会を設けるべきという意見が出される一方で、値上げ料金の設定について「将来上ケル余裕ヲ見テオクハ如何ナモノカ」¹⁰⁴⁾という批判も出て、値上げ案そのものの撤回を主張する声もあった。こうした声に対して鹿又は、「本案速カニ御決議ヲ願フハ予算ノ市会ノ時ニ申上ケタル通、電灯料ノ値上ノ認可ヲウケテ一日モ速ニ起債ノ額ヲ電灯料金ヲ値上シテ得タルモノニテ補填シ度キ考ナリ、一日モ速^(マ)ナレバ、ソレ丈ケ借金ノ方モ其ノ荷ヲ軽クスルコト」¹⁰⁵⁾が出来るとして、「撤回ノ意思ナク出来ル丈ケ早ク」¹⁰⁶⁾議決したいと表明した。ここには、前回の市会ですでに電気事業費繰入金を計上することが決定していたため、それとの整合性をはかろうという鹿又の思惑があったものと思われる。

しかし、電気料金値上げについてはまだまだ反対意見も根強くあり、市会議員のなかには「市

98) 仙台市会『大正十年 市会会議録』, 125～126ページ。

99) 仙台市会『大正十年 市会会議録』, 237ページ。これ以降、予算編成の時期には、電気事業からの繰入について議論がなされている。このことについては、仙台市会『市会会議録』各年版を参照されたい。

100) 正確には「仙台市営電灯並電動力使用料条例中改正ノ件」であるが、ここでは仙台市会『大正十年 仙台市会会議録』163ページの記述（第五十一号議案 仙台市営電^(マ)灯並電動力使用料条例中改正ノ件）にならうものとする。

101) なぜ決議されたあとから約1ヶ月経過しているのかといえ、同年3月2日に「南町大火」が発生したためである。

102) 仙台市会『大正十年 市会会議録』, 172ページ。その際、電気料金を改正するにあたっては、「カーボン燭光」(炭素線電球)と「タングステン」(金属線電球)の料金を統一し、「タングステン」の電球を基にした使用料金の算出を行おうとしていた。

103) このことについて、仙台市会『大正十年 市会会議録』では以下のように述べられている。「現在(1921年3月のこと…引用者)、八燭以下ハ三十五銭トレルヲ十銭上ケテ四十五銭ト致シタリ、二十燭以下ハ十銭上ケテ六十五銭トナルモ七十銭ト規定シ五銭ノ余裕ヲトレリ、ソレハ条例ヲ度々改ムル繁ヲ避ケ、七十銭ト規程セルモ十銭アケテ六十五銭ノ使用料ヲ積リナリ、三十二燭ハ八十銭ヲ十銭上ケテ九十銭トルカ、之ハ一円ト計上シテ十銭ノ余裕ヲトレリ、五十燭ハ一円十銭ナルヲ十五銭上ケテ一円二十五銭トルヘキヲ、条例ニハ五銭ノ余裕ヲミテ一円三十銭トシタリ、百燭ハ二円トルヘキヲ二円二十五銭、二百燭ハ三円二十銭ナルモ三円五十銭トスヘキヲ四円十銭トセリ、第四条ニテハ二銭ツツ値上ケシテ十銭ノモノヲ十二銭、十三銭ノモノヲ十五銭トシ……(後略)」(同書173～174ページ)。

104) 仙台市会『大正十年 市会会議録』, 175～176ページ。

105) 仙台市会『大正十年 市会会議録』, 176～177ページ。

106) 仙台市会『大正十年 市会会議録』, 177ページ。

ニテハ安価ナル電灯ヲツケサセルガ主デアツテ、財界ハ不況ナルニ係ラズ大部利益アル事業ナリ、会社ノ事業ナラハ如何市営ナルニヨリテ市民ノ負担ハ堪エ得ルナリ、現今ノ財界ニ電灯ヲ高クトリテ文明ノ事業ヲ却テ委縮セシムルハ不本意ナリ¹⁰⁷⁾と、値上げの撤回（否決）を要求する者もあつた。結局、この日は採決が行われず、市会議員7名による調査委員会が設けられ、調査が行われることとなった。

その後、数回にわたる調査委員会¹⁰⁸⁾の開催を経て、1921年4月15日にもふたたび仙台市会が開かれた。そこでは「仙台市営電^(マ)（気）灯並電動力使用料条例中改正ノ件」に関する調査委員会の報告が行われた。同報告では、「電灯条例ノ改正案」について、「今日ノ改正案ハ県内ノモノヨリモ安イ、其ノ他動力ノ関係モ他会社ノモノヨリ劣レリ、特ニ山形、福島、岩手ニ於テヨリモ仙台ハ安イ、ソレテ今日改正シテモ不当テナイ¹⁰⁹⁾」ものとされた。また、電気料金の「値上ケニヨリテノ増収ハ約十二万円ヲ得ル、他ニ比シテ高カラズ、御承知ノ通り、当市ニテハ市区改正事業、道路改良工事其ノ他ノ工事費ノ資金ニ充テントノコトナルニヨ¹¹⁰⁾」るため、「委員会ハ多数ヲ以テ原案ヲ相当ト認ムルコトニ決シマスタ^(マ)」とされた¹¹¹⁾。

これに対しては、ここでもまた反対意見が出された。ある市会議員は、「市ノ財界ノ不況ト中流以下ノ困難ノ時ニ際シタレバ、値上ケハイカナイ¹¹²⁾」として電気料金の値上げに反対を表明し、「値上^(ケ)（ケシテ）（原文ママ…引用者）適当ノ時期ニ提案スルマテハ否決セラレタイ、充分ナル利益ガアルカラデアアル、市債ヲ起シタ後デ値上ケシテモヨロシイ……借金政策ヲトルヘシ¹¹³⁾」と主張した。これは、電気料金の値上げを行うかわりに多額の起債を行うべきという主張であつた。また、別の議員は「電灯料値上ケハ生活上ニ大ナル関係アルモノナレバ、その当時、仙台市と宮城県とのあいだで進んでいた仙台市営電気事業の郡部事業の売却¹¹⁴⁾が完了すれば市に支払いがなされ、財

107) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、177ページ。

108) 第1回の調査委員会は1921（大正10）年4月2日に開催されたが、出席者が「定数に満たざる為め流会」となった（『河北新報』1921年4月3日「市会三委員会 電灯値上流会」）。そして、あらためて5日に開かれることとなったが、調査委員のなかには「値上げに対して絶対反対の態度を取るもの」もあるため、「委員会の決議を確実に予想するは聊か困難」であるとされた（同4月4日「電灯値上行悩」）。しかし、5日に開かれた調査委員会での審議の結果、「(一) 仙台市の電灯料金は他地方に比して遙に低廉なること、(二) 若し原案を承認せざるときは市は之に予定したる財原を起債に待たざる可からずとの二理由から原案可決とな」った（同4月6日「電灯値上 委員会は可決」）。そして、この審議の結果を、同年4月15日の仙台市会にはかることとなったのである。

109) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、232ページ。

110) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、232ページ。

111) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、232ページ。なお、このとき電気料金の改正については以下のように述べている。これは前掲注106と重複する部分もあるが、比較的わかりやすく説明されているため、あえてここで掲げることとする。「五燭ハ五銭、八燭、二十燭、三十二燭ハ各十銭ツツ、五拾銭ハ十五銭、百燭ハ式十銭、二百燭ハ三十銭、孤光灯ハ二円ヲ値上ケシ、不定時灯（臨時灯トシテ）三十二燭以下一銭、五十燭一銭五厘、百燭二銭、二百燭五銭、孤光灯十銭値上スルノデ『メートル』ノ点火料ハ一キロワット時ニ付二銭ノ値上ケ、動力ハ一馬力ニ付五十銭ノ値上ケ、動力メートルハ一キロワット時ニ付三厘値上ケセントスルモノデ、左様ニ条列ヲ改正セントスル案デ、今日ノ改正案ハ県内ノモノヨリモ安イ、其ノ他動力ノ関係モ他会社ノモノヨリ劣レリ……（後略）」（仙台市会『大正十年 市会会議録』231ページ）。

112) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、233ページ。

113) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、233ページ。

114) これは、大正中期、仙台市と宮城県とのあいだで行われたもので、1919（大正8）5月、当時の宮城県ノ

政的余裕が見込めるものとして「此際ニ値上ケシマシテモ急速ニ此ノ金ヲ求ムル必要ナシト思フ」とし、「決議ヲ延期サレタイ」と主張した。つまり、値上げ案の撤回を求めたのである。

とはいえ、他方では市長の提案に対する賛成意見も少なからずあった。ある議員は、電気料金値上げについては「反対ノ意見モアリタルガ、ケレドモ市ハ如何ナル財源ガアルカラ見ルヘシ、…（中略）…幸ニ仙台ニハ他県ニ比シ東北ニテモ安イ電灯ニテ市民ニ安定セシムルタメニ市営トシタリ、サレト時勢ニ適応セサルヘカラズ、市ハ他ニ財源ナシ、借金政策モ可ナリ、サレドモ市ハ如何ナルモノヲ以テ借金ヲ返スカ、……値上ケスレバ今借金ノ必要ハナイ、市ノ財源ハ困難テアル、不^(ママ)景気ハ已ムヲ得ナイ」¹¹⁵⁾と主張している。

こうした賛否両論が飛び交う状況のなかで採決がはかられたが、結果は賛成多数となり、「仙台市営電（気）灯並電動力使用料条例中改正ノ件」は調査委員会の報告どおりに可決された。電気料金の値上げの実施が正式に決定したのである。強硬な反対意見が出されたものの、市会議員の多くは市長の主張を評価したといえるであろう。その後、1921年5月14日にこの「仙台市営電（気）灯並電動力使用料条例中改正ノ件」の許可申請が内務大臣・大蔵大臣に提出され、同年8月18日に認可を受けた。そして、9月1日より電気料金の値上げが実施された¹¹⁶⁾（値上げ後の電気料金は表2参照）。

なお、その後も、一般会計歳入に対する特別会計電気事業費編入金は継続して計上された¹¹⁷⁾。その金額をみると、1921（大正10）年度には約16万3529円、1925（大正14）年度には17万2486円、1930（昭和5）年度には13万2240円と、安定的な繰り入れが行われている¹¹⁸⁾。その後も編入金は一般会計に充当され続け、その額を特別会計電気事業積立金¹¹⁹⁾とあわせると、1929年度のピーク時において一般会計歳入の約3割近くを占めていた。これは、電気事業からの「繰入金」が、仙台市財政の財源のひとつとして大きな役割を果たしていたということを端的に表しているといえよう¹²⁰⁾。

〳知事森正隆が、県内の産業発展の阻害を防ぐために県内の電気事業を統合して県営電気事業を設立するという構想を提示したことに端を発するものである。その後、仙台市との話し合いが重ねられた結果、1923（大正12）年3月、市営電気事業の有する郡部（名取郡長町、宮城郡原町・七北田村の一部を除く）の供給区域、白石発電所をはじめとする工作物や営業権など、仙台市が有していた郡部財産のほとんどを162万8000円で宮城県が買収し、県営電気事業を発足することとなった。この経緯について、詳しくは安孫子麟「宮城県の電気事業」（白い國の詩編『東北の電気物語』、東北電力株式会社、1988年）367～375ページ、および高橋芳紀「戦前東北地方における公営電気事業—仙台市・宮城県を中心に—」（東北学院大学大学院経済学研究科『経済研究年誌』第22号、2001年、69～99ページ）を参照されたい。

115) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、235～236ページ。

116) 仙台市『仙台市事務報告書』1921年度、178ページ。ちなみに、その後、電気料金の値下げの問題も登場してくる。これについては、仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）を参照されたい。

117) なお、この繰入金は一般会計歳入において「繰入金」に充当されている。

118) 仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版を参照のこと。

119) 特別会計電気事業積立金の歳出において、少なくとも1918年度以降、ほぼ毎年「運用金」が計上されている（仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版）。これはおもに一般会計歳入に充当されるもので、その意味では特別会計電気事業費からの「繰入金」と同じような役割を果たすものであった。しかし、その金額は運用金のほうが大きく、繰入金より大きな役割を担っていたといえる。これについての詳細な分析については今後の課題とした。

120) ちなみに、特別会計電気事業費歳出（臨時費）「編入金」の内訳をみると、この電気事業費繰入金は一般会計のほか、市区改正事業資金（1919～1922年度）、水道事業費（1921～1941年度）、都市計画事業費ノ

## おわりに

これまで検討してきたことを要約して結びとしたい。

日露戦争終結後、仙台市でも近代的都市基盤整備事業の必要性が急速に高まっていった。それを具体化したものが「五大事業」の提唱であったが、仙台市の財政難に直面し、思うような進展はみられなかった。そのようななかにあっても「五大事業」中の市営電気事業の構想が動き出すこととなり、1911年に市営電気事業が発足したのであった。また、同年の市制改正で特別会計が設置可能となったことによって、仙台市営電気事業は特別会計で運営されることとなる。その後、同事業は順調な事業経営を行って行くのであった。

第一次世界大戦後、都市部ではより一層の都市基盤整備事業の必要性が増大した。とくに、都市問題や社会問題の激化による街路整備（いわゆる市区改正と市電敷設）の必要性は顕著にみられた。その一方、財源の窮乏化が深刻なものとなり、新たな財源調達が急務の政策課題となっていた。仙台市でも同様の動きがみられたが、市営電気事業の順調な経営状況に注目され、ここに新たな財源を求めたのであった。それが、1919年の仙台市会で提議された「市区改正事業資金設置及管理規則」、および1921年の仙台市会で提議された電気事業繰入金の一般会計充当にあらわれたのである。いずれも、電気料金の値上げによって増収を図るものであったため賛否両論が巻き起こったが、結果として値上げは実施された。そして、それ以降も市営電気事業からの「繰入金」の充当はさまざまなかたちで続けられ、のちの仙台市長が市営電気事業をして「財政の宝庫」と言わしめることになるのである。

要するに、大正期の電気料金の値上げは、仙台市が本格的な都市基盤整備事業に着手するために行われたものであり、市営電気事業が従来の電気供給事業だけではなく、「財源調達手段として機能」する契機となった出来事である。その意味では仙台市の近代的都市形成過程を考察するうえで、看過できない重要な出来事であったといえよう。

（謝辞）

岩本先生には、本学大学院において懇切丁寧なご指導をいただきました。また、この退職記念論集にも執筆の機会を与えていただきました。心から感謝の意を表します。

先生のご健康と、ますますのご活躍を祈念いたします。本当にありがとうございました。

## <参考文献>

- ・安孫子麟「宮城県の電気事業」、白い國の詩編『東北の電気物語』、東北電力株式会社、1988年、335～382ページ
- ・伊藤之雄編『近代京都の改造—都市経営の起源 1850年～1918年—』、ミネルヴァ書房、2006年

---

ㄨ (1931～1941年度) などにも充当されている(仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版)。ここから、電気事業費繰入金が、一般会計だけでなく、仙台市のさまざまな事業の財源として重要な役割を担っていたことをうかがいしることができよう。

- ・井口和起編『近代日本の軌跡3 日清・日露戦争』, 山川出版社, 1994年
- ・井口和起『日露戦争の時代』, 吉川弘文館, 1998年
- ・井上馨侯博記編纂会『世外井上公伝』第5巻, 原書房, 1968年
- ・宇田正「近代大阪の都市化と市営電気軌道事業の一寄与—市区改正との関連において—」, 大阪歴史学会『近代大阪の歴史的展開』, 吉川弘文館, 1976年, 287～357ページ
- ・大石嘉一郎・金澤史男「近代都市財政史研究の課題と方法」, 明治学院大学産業経済研究所『研究所年報』第11号, 1994年, 97～136ページ
- ・大石嘉一郎・金澤史男編『近代日本都市史研究—地方都市からの再構成—』, 日本経済評論社, 2003年
- ・大内力編『現代資本主義と財政・金融2 地方財政』, 東京大学出版会, 1976年
- ・大川一司編『長期経済統計7 財政支出』, 1966年
- ・大蔵省印刷局『法令全書』第4号, 1911年
- ・大坂健『地方公営企業の独立採算制』, 昭和堂, 1992年
- ・楫西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の発展Ⅰ』(双書 日本における資本主義の発達3), 東京大学出版会, 1957年
- ・楫西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の発展Ⅱ』(双書 日本における資本主義の発達4), 東京大学出版会, 1957年
- ・『河北新報』各年度
- ・雲然祥子「公営電気事業と近代の都市形成に関する一考察—仙台市を事例にして—」, 東北経済学会『東北経済学会誌』第64号, 2011年, 4～16ページ
- ・小早川光郎編集代表『史料日本の地方自治 第1巻 近代地方自治制度の形成』, 学陽書房, 1999年
- ・坂本忠次『日本における地方行政の展開—大正デモクラシー期地方財政史の研究—』, 御茶の水書房, 1989年
- ・櫻井良樹「第二次桂内閣の市制改正について」, 日本歴史学会編集『日本歴史』第487号, 吉川弘文館, 1988年, 66～80ページ
- ・自治館編輯局『改正市制町村制逐條示解』(改訂54版), 自治館, 1912年(復刻版:五十嵐鑛三郎・松本角太郎・中村淑人著『改正市制町村制逐條示解』〔改訂54版〕第1分冊 地方自治法研究復刊大系第37巻 日本立法資料全集別巻727, 信山社, 2011年, 同第2分冊〔地方自治法研究復刊大系第38巻 日本立法資料全集別巻728, 信山社, 2011年) )
- ・芝村篤樹『関一—都市思想のパイオニア—』, 松籟社, 1989年
- ・芝村篤樹『日本近代都市の成立—1920・30年代の大阪—』, 松籟社, 1988年
- ・関一『都市政策の理論と実際』, 三省堂, 1936年
- ・関野満夫「関一の都市財政論」, 京都大学経済学会『経済論叢』第129巻第1・2号, 1982年, 94～113ページ
- ・関野満夫「関一の大崎市営事業」, 京都大学経済学会『経済論叢』第129巻第3号, 1982年, 77～96ページ
- ・仙台市『仙台市電気事業史』, 仙台市役所, 1943年
- ・仙台市『宮城県仙台市事務報告書』各年版
- ・仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版

- ・ 仙台市会『市会会議録』1911年～1926年
- ・ 仙台市会『市会決議録』1911年～1926年
- ・ 仙台市開発局計画部都市計画課『仙台都市計画史』, 1988年
- ・ 仙台市史編纂委員会編『仙台市史2 本篇2』, 仙台市役所, 1955年
- ・ 仙台市史編纂委員会編『仙台市史10 年表・書目・索引篇』, 仙台市役所, 1956年
- ・ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』, 仙台市, 1999年
- ・ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編6 近代現代2 産業経済』, 仙台市, 2001年
- ・ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編8 近代現代4 経済・行政・財政』, 仙台市, 2006年
- ・ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』, 仙台市, 2008年
- ・ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』, 仙台市, 2009年
- ・ 仙台市電気部『仙台市電気事業報告書』1919年(宮城県図書館所蔵), 1921年～1931年(東京市政調査会市政専門図書館所蔵), 1935年(大阪市立大学学術情報センター所蔵)
- ・ 高橋芳紀「戦前東北地方における公営電気事業—仙台市・宮城県を中心に—」, 東北学院大額大学院経済学研究科『経済研究年誌』第22号, 2001年, 69～99ページ
- ・ 高寄昇三『明治地方財政史』第6巻 大都市財政と都市経営, 勁草書房, 2006年
- ・ 高寄昇三『大正地方財政史』上巻, 勁草書房, 2008年
- ・ 高寄昇三『大正地方財政史』下巻, 勁草書房, 2009年
- ・ 竹中龍雄『日本公企業成立史』(大阪商科大学経済研究所調査彙報第十四輯), 大同書院, 1939年
- ・ 帝国地方行政学会編『改正市制町村制積義』, 1911年(復刻版: 中川健蔵・宮内國太郎・阿部壽準・立花俊吉著『改正市制町村制積義』地方自治法研究復刊大系第26巻 日本立法資料全集別巻716, 信山社, 2010年)
- ・ 寺尾晃洋『独立採算制批判』, 法律文化社, 1965年
- ・ 仁昌寺正一「資料 昭和3年仙台市と名取郡長町の合併」, 東北産業経済研究所『東北産業経済研究所紀要』第30号, 2011年, 79～103ページ
- ・ 長谷部弘「仙台市における近代的地方財政制度の成立過程—財政制度の近代化と『二十四ヶ町共有金』—」, 東北都市学会『仙台都市研究』Vol. 6, 2008年, 23～47ページ。
- ・ 原田敬一『日清・日露戦争』(シリーズ日本近現代史③), 岩波書店, 2007年
- ・ 水木忠武『戸数割税の成立と展開』, 御茶の水書房, 1998年
- ・ 持田信樹「日本における近代的都市財政の成立(一)」, 東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第36巻第3号, 1984年, 95～142ページ
- ・ 持田信樹「日本における近代的都市財政の成立(二)」, 東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第36巻第6号, 1985年, 49～198ページ
- ・ 持田信樹『都市財政の研究』, 東京大学出版会, 1993年
- ・ 望月和彦『大正デモクラシーの政治経済学』, 芦書房, 2007年
- ・ 山本公德「第一次世界大戦後の日本における現代的中央地方関係の模索」, 歴史価額協議会編『歴史評論』

No.724, 2010年, 17～28ページ

- ・藤田武夫『日本資本主義と財政』, 実業之日本社, 1949年
- ・藤田武夫『日本地方財政発展史』, 河出書房, 1949年



# ロンドン金市場の金融史研究、1600-2004年

## ～とくに両大戦間期に関して～

サイモン・ジェイムス・バイスウェイ

### 目次

はじめに

1. ロンドン金市場の原点、1600-1919年
  2. ロンドン「自由」金市場の創立、1919-1925年
  3. ロンドン「自由」金市場の史的な運営、1919-1925年
  4. ロンドン金市場の史的な運営、1925-1931年
  5. ロンドン「自由」金市場の史的な運営、1931-1939年
  6. ロンドン金（地金）市場の史的な概略、1954-2004年
- むすびにかえて

### はじめに

ロスチャイルド商会のニュー・コート事務所で毎平日の午前中に行なわれる、5人の匿名のブローカーによる風変わりで面白い特有な取引は、あとでみるごとく英国国旗を上げ下げすることで、金の価格を「固定」させるということであった。それは、近代の資本主義で最も不可解な市場の1つの活動を象徴するものかもしれないが、それが、要するにロンドン金市場である。本稿は、現在、「自由・公平・グローバル」という新古典派的な教義を有するロンドン金市場にみられる、秘密主義の起源、国家特権とその強力な方法について論じたものである。金（きん）は常に名立たる必需品、貴金属、そして貨幣的な「本位」の標準であり、英国の金融および経済的な活力と深く結びついていた。さらに、世界で最も賞賛された中央銀行たる「イングランド銀行」と有名な銀行業務の王朝たる「ロスチャイルド商会」が、歴史的にロンドン金市場の運営と深い関わりがあったという事実は、その神秘性を高めるものである。こうした点に着目して、以下では、ロンドン金市場とはいったいどのような市場であったか、何のためにそれが現れたのか、そして、1919-1939年の両大戦間期において、それはどのように運営されたか、どのような機能や役割を果たしたか、言い換えると、ロンドン金市場の歴史および重要性は何か、そして、それは20世紀の歴史の荒れ狂う金融および経済的な出来事とどのように関連するのか、ということを考察する。なお、イングランド銀行とロスチャイルド商会を含めた、ロンドンのアーカイブや図書館から集めた基本史料を検討しながら、問題の解明を試みたい¹⁾。

1) イングランド銀行およびロスチャイルド商会のアーカイブの皆様と、今日にいたるまで一貫して暖かいご指導およびご支援を下さっている岩本由輝先生に深く感謝申し上げます。

## 1. ロンドン金市場の原点, 1600-1919年

ロンドンにおける金、銀や貴金属の取引は、数世紀前にまでさかのぼることができる。しかし、1600年の英国の最初の株式会社である「東インド会社」への特許状の付与、1671年の英国の最も長年にわたって営業を続けることになる金市場のエージェントである「モカッタ (Mocatta) 地金仲買商会」の創立、そして1694年の世界で抜群の機能を有する中央銀行である「イングランド銀行 (Bank of England)」の設立がみられた17世紀はその重要な分岐点となる。確かに、17世紀後半までに、大量の金地金および金正貨はロンドンに集中される傾向が進み、ロンドンにおいて購入された新しく発見された金は、英国で発達をみせていた国際貿易に活用されたのである。さらに、イングランド銀行は、みずからの金融的な覇権を保護し、またそれを強化するにあたって、競争相手である銀行のすべての金および銀兌換銀行券を金および銀の形で厳しく取り立てることによって、徐々に銀行券発行の独占権を獲得していったのである。「価値の保蔵手段」としての金正貨が有する機能の優越性、十分な正貨準備が維持されるように地金または正貨という形で金の使用と流通を管理することの重要性、あるいは、イングランド銀行が発行した銀行券の兌換性を保証する必要性を考えると、これら特権の行使を通して、イングランド銀行がロンドン金市場における主要なプレーヤーとなったことは、それほど意外なことではなかったのである²⁾。そして1717年に、アイザック・ニュートン (Isaac Newton) が、ロンドンの「王立造幣局 (Royal Mint)」の主事として、1標準オンス (916純金、つまり22カラット合金) につき£3.89 (3*l* 17*s* 10.5*d*) で金価格を固定したとき、金市場の運営の鍵となるパラメーター (具体的には販売価格、購入価格、金輸送点など) が決定された。公式的な王立造幣局の金価格は、戦時中断を除けば、1919年後半に「自由」金市場が創立されるまで、(以下に記すように) 約2世紀間にわたって固定されることになった。そのことを指して、偉大な経済史家マルセル・ブロッホ (Marcel Bloch) は17世紀をもって「ヨーロッパ経済史の主要な分岐点」であると規定した³⁾。

実質的に、紙幣と金との金融結合 (事実上の「金本位制」) を設定することによって、イングランド銀行は、1標準オンス (916純金) につき£3.89 (当時、それは77/10.5と書かれた) で金を販売することと、1標準オンス (916純金) につき£3.87 (つまり77/9 (3*l* 17*s* 9*d*)) で金を購入することが法的に義務づけられたのであるが、ここにみられる購入価格と販売価格との間の2ポイントの違いは、正貨の鑄造とそれに関連した経費の存在を意味した。したがって、1914年8月までは、指定されたスペース (地面) または建築を金市場として割り当てるとか、ロンドンにおける金の地金および正貨の売り買いのためにブローカーやトレーダーの定期的な集会を招集する必要はなかった。要するに、買い手と売り手のすべての必要条件は、イングランド銀行によって「自由に満たされた」ので、現在の日用語で理解するような「金市場」は存在しなかったとい

2) 入門的な貨幣・通貨史に関しては、J.K. Galbraith, *Money: Whence It Came, Where It Went*, (London: Andre Deutsch, 1975) を参照。

3) C.P. Kindleberger, *A Financial History of Western Europe*, (New York: Oxford University Press, 1993), second ed. pp.23-4. 英国が非公式に金本位制を採用していた間、銀が1774年まで廃貨されなかったことは注目すべきである。Ibid., p.61.

える。当然のことながら、より大きな商業銀行は自身の正貨準備を蓄え、金細工職人と宝石商人は自身の金の在庫を持ち、そして、大量の金が金正貨（コイン）の形で日常的に人々によって持ち運ばれていた⁴⁾。しかし、最終的には、「1844年の銀行憲章（いわゆるピール銀行条約）」の定めるところによって、イングランド銀行の金兌換銀行券の有用性が裏づけられ、すべてのロンドンにおける金の取引は、ポンドで表示されることになったのである。

英国が金本位制を確立したことは無視できない原因の1つではあるが、イングランド銀行はどのようにして自国の市場へ世界の金を引きつけたのであろうか。いわばライバルのいないこの成功はどうか説明できるのであろうか。率直に言えば、英国のテクノロジーの科学的な力、ロンドン（the City）における資本主義の商業的な力、そして、英国の植民地主義および帝国主義の政治経済面での行動によってオーストラリアとカナダにおける精錬されてない相当量の金、そしてアフリカとインドの金鉱山のほとんどすべての生産量を、名目上最も高い価格でさばくことができるロンドンの精錬所へ送る状況が確保されたのである。イングランド銀行が金本位制を維持するうえでの操作として、金の精錬と、いわゆる「実現化（realisation）」（つまり、その金の迅速な生産と販売）のもつ重要性を過小評価することはできない⁵⁾。その後、ロンドンの王立造幣局は、オーストラリアのシドニー（1855年）、メルボルン（1872年）とパース（1899年）という植民地の主要都市に、そして、カナダの首都であるオタワ（1908年）にも支所を設立した。これらの支所は、ロンドンにある王立造幣局と同じく、英国政府に対する権利と義務とを有していた。インドと南アフリカの金鉱業会社もまた、自国の精錬所と造幣局の設立を欲したが、1914年8月に第一次世界大戦が勃発するまで、英国の金融当局は彼らの要請を無視していた⁶⁾。

こうしたことから、19世紀と20世紀の初期においては、世界の精錬されてない金の大部分はロンドンへ送られたと見られている。実際には、1852年から「ロスチャイルド商会（N.M. Rothschild & Sons）」が所有していた王立造幣局は、イングランドに輸出される精錬されてない金の大半を扱っていた。王立造幣局と同じく、イングランド銀行の公式検査所と公式精錬所の資格を取得していた「ジョンソン・マッセイ社（Johnson Matthey & Co.）」、「ラファエル精錬所（H.L. Raphael's Refinery）」、「ブラウン・アンド・ウィングローブ社（Browne & Wingrove）」が残りの精錬されてない金を取り扱った。これらの精錬所は、金を受け取ったとき、金の概算近似値に

4) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, Rothschild Archive London (hereafter RAL), XI/35/64, p.1.

5) D. Williams, "The Evolution of the Sterling System", in C.R. Whittlesey and J.S.G. Wilson (eds.), *Essays in Money and Banking in honour of R.S. Sayers*, (Oxford: Clarendon Press, 1968), pp.266-97, とくに, p.286, および, S.J. バイスウエイ『日本経済と外国資本: 1858-1939』（刀水書房, 2005）の第5章を参照。

6) オーストラリアとカナダの4支所以外、王立造幣局は、1918年にインドのボンベイ、1923年に南アフリカのプレトリアに支所を設立していた。しかし、「ボンベイ造幣局（Bombay Mint）」は、1年間の営業の後に閉鎖された。さらに、（以下に記すように）「プレトリア造幣局（Pretoria Mint）」設立の政治経済的な含蓄は非常に重要である。Russell Ally, "Gold, the Pound Sterling and the Witwatersrand, 1886-1914", in P. Bertola, J. McGuire and P. Reeves (eds.), *Evolution of the World Economy, Precious Metals and India*, (New Delhi: Oxford University Press, 2001), pp.79-95, and Russell Ally, *Gold & Empire: the Bank of England and South Africa's gold producers, 1886-1926*, (Johannesburg: Witwatersrand University Press, 1994). 参照。

よって、金鉱業会社の指定した銀行（多くの場合、ロスチャイルド商会）を通して、金鉱業会社に「前金」を払った。そして、金市場におけるそれら金の販売の後、売上高から精錬、輸送とその他の料金を控除して、販売の純利益を提示し、それにもとづいて精錬所は、金鉱業会社の口座に、概算分の残りを支払って精算した。第一次世界大戦前夜の1つの事例をあげると、王立造幣局は610万標準オンス（916純金）の金を精錬し、そして、ジョンソン・マッセイ社は約400万標準オンス（916純金）の金を精錬したと考えられる。できたての金地金の販売は、一般的にイングランド銀行の「地金事務館（Bullion Office）」において行なわれ、そこにおいてイングランド銀行は、1標準オンスにつき£3.87（77/9）でそれら金地金を購入した⁷⁾。

大半の金地金がイングランド銀行に届けられたにもかかわらず、ときには地金事務館での提供の代わりに、貿易や他の要求を満たすために、精錬所は直接その買い手に金を販売した。当然、そのような取引は、法令金価格に加えてプレミアムが発生し、そのようなプレミアムは精錬所（金鉱業会社でなく）の利益となったのである。たとえば、ロスチャイルド商会の王立造幣局の「ミント・プレミアム」は、1標準オンスにつき1ファジング（英国の昔の青銅貨、価値がペニーの4分の1）であった。つまり、イングランド銀行において1標準オンス（916純金）につき77/10.5を支払う代わりに、金は、交渉によっては、77/9.25で直接王立造幣局から購入することができたわけである。この方法で売るとき、ジョンソン・マッセイ社は非常に高いプレミアムを請求することができたと考えられ、「特に彼らが場合によっては、半製品の形で特定の金を売る」と言われた⁸⁾。それでも、イングランド銀行の金の販売および購入価格の間で交換される金は、もともと公式の金のブローカー（地金仲買商会）とロンドンの一流銀行の間でのみ制限され、そして最終的には、イングランド銀行がそれらの取引を監視していたのである⁹⁾。

## 2. ロンドン「自由」金市場の創立、1919-1925年

第一次世界大戦の間、ロンドン金市場の理論的な立法基礎として、1717年に王立造幣局が定めた金価格と1844年の銀行憲章とが有効に存続していた。王立造幣局とジョンソン・マッセイ社という2つの精錬所が、（上で説明したように）精錬されてない金の輸入に対処するにあたって、金のすべてを1標準オンス（916純金）につき77/9で「陛下の政府の代表として」のイングランド銀行に販売することが続いた。しかし、正貨の代わりに大蔵省証券を発行すること、そして法律によるというよりもむしろ道義的勧告にもとづいて、イングランド銀行に「事実上、英国で流通している金の全額を呼び入れた」といわれた。この意味は、英国で流通していた金貨のほとんどすべてが、商業銀行からイングランド銀行へと流入したということである¹⁰⁾。さらに、「1914年の国土防衛法」は、私人によって金が輸出されることを禁止した。この結果、1914-1918年の戦

7) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, pp.2-3.

8) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, pp.2-3.

9) R.S. Sayers, *The Bank of England Operations, 1890-1914*, (London: P.S. King and Son, 1936), とくに第4章を参照。

10) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, p.3.

時中においては、英国の金本位制は理論的には運営中であつたにもかかわらず、実際においてはそれが中止されていたと考えられる。

第一次世界大戦の終焉が見られるようになると、それぞれの金鉱業会社の主張を支援していたインドと南アフリカの政治家たちは、自身の国家で精錬所と造幣局を設立することの望ましさを再認識することになった¹¹⁾。これらの要求は、1919年3月21日以降、米ドルに対するポンドの価値が徐々に下落したことによって、とくに声高になったのである。簡単にいうと、インドと南アフリカの金鉱業会社の精錬されてない金は、ロンドン金市場における過小価値である戦前の価格で売り、精錬された金はニューヨーク市場、またはどこかほかの市場で売りたいという要求が盛り上がってきた。それまでの英国が金を自由に動かせたという通念はフィクションにすぎないことがいまや明らかになった。このような背景において、英国政府がようやく決定したことは、1919年9月12日以降は許可を受ければ、金の輸出現送が可能であるということであり、またその金の輸出の許可が「帝国から新しく採掘された金に関しては自由に与えられる」と、英国政府は発表した¹²⁾。こうした政策変更が英国政府によってなされたことは、金本位制の正式な「中止」を意味することになったので、商業銀行がその金庫室に保管していた金地金および正貨の政府への引き渡しに同意することになった。そして、イングランド銀行は、商業銀行のために大蔵省認定の特別口座を設置した。皮肉にも、英国の金本位制のたそがれ時において、イングランド銀行は、史上初の英国による金準備の完全な制御を得ることができたのである¹³⁾。

同時に、イングランド銀行は、ロスチャイルド商会とともにロンドンの「自由金市場」を形成するために、直ちにその準備に入ったが、そのさい自由金市場を管理するにあたってイングランド銀行の示した願望は、ロスチャイルド商会がその自由金市場の議長となること、いかなる特定の日であっても公式的な金価格は1つだけであること、そして、それによって将来の日々の金価格への投機を招かないようにすることであった¹⁴⁾。この新しい金市場において考えられた利点は、発表された金価格で国際的なベンチマークが提供できるということ、狭い取引の幅を容易にすること（すなわち金の販売価格と購入価格の差を小さくすること）、量の多少にかかわらず取引ができること、そして、すべての取引は匿名である（ただしブローカーだけはその名前やどのグループを代表するかについては明確）ということであった。ロスチャイルド商会とともに、他の4つの地金仲買商会、「モカッタ・アンド・ゴールドシュミット社 (Mocatta & Goldsmid)」、 「サミュエル・モンタギュー社 (Samuel Montagu & Co.)」、 「ピクスリー・アンド・アベル社 (Pixley & Abell)」、そして「シャープ・アンド・ウィルキンズ社 (Sharp & Wilkins)」は、新しく提案

11) たとえば、"Disposal of SA Gold Bullion (by Samuel Evans)", 5 October 1918, Memoranda on the Realisation of Gold, RAL/XI/111/262, pp.1-7. を参照。南アフリカの鉱山からの全生産量は、精錬、鑄造および販売するために、ロンドン金市場に送ることと、さらにその関連している経費に支払う義務に関して、その手紙の結論は、「…今までもっとも大げさなむだ遣いや非商業的な取り決めがなされたことは考えられない」ということである。

12) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, p.3.

13) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, p.4.

14) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, p.4.

された金市場の創立メンバーとして協力を求められた¹⁵⁾。そして、これら5社が本論の冒頭で紹介された「風変わりな面白い特有な取引」をする「5人の匿名のブローカー」の正体であった。

最初の金の「固定」は、電話での入札を通してなされたが、ロスチャイルド商会は、ロンドンで金の市場価格（市価）を固定することに用いられる手順（そして、方法）を正式なものにすることを非常に速い段階で決定した。つまり、ロスチャイルド商会を除く4人の金地金ブローカーからの代表は、平日毎朝11時に始まる正式な会議のため、ロスチャイルド商会のニュー・コート事務所に集められた。どんな特定の日でも、販売されるすべての地金は、この時間までに、精錬所からロスチャイルド商会の事務所に届けられていなければならなかった。そして、ロスチャイルド商会から王立造幣局の古い金価格〈1標準オンス（916純金）につき77/9〉で金鉱業会社に「前金」の形で代金が支払われ、金市場における販売の後、ロスチャイルド商会は、金鉱業会社の口座に、残りの分を支払って精算した。その後、ロスチャイルド商会は、国際的な市場価格に関して、世界のいかなる地域においても、金を売ることができる最高の価格を「固定」した。さらに、ロスチャイルド商会の地金部の長官クレメント・クーパー（Clement J.G. Cooper）が、また、ときにはロスチャイルド商会のパートナー（共同出資者）の1人が、集められたブローカーたちに、その日の固定した金価格を発表した¹⁶⁾。この提案された「固定」した金価格について、ブローカー、そして、ときには誘われた「買い手になるつもりの方を含めて、意見を言いたい信頼できる人」が、コメントしたにもかかわらず、会議の結果の実行にあたっては、ある日の「固定」した金価格は不変のままであった¹⁷⁾。その後、ロンドンにおける米ドルの為替相場（米ドルのポンドに対する為替レート）が引合いに出され、そして「(a) 合衆国への輸出現送のコスト、(b) 保険、(c) 金利、そして、(d) 米国での特定の料金」を算定することによって、売り手のために正確な等しいポンドの金価格が確定されたのである¹⁸⁾。

一旦金価格がポンドでの形で固定されると、慣習的に午前11時15分に、4人のブローカーは、入札する機会を与えられ、そして、その入札がロスチャイルド商会によって固定された金価格に等しいか、あるいはそれを超えたならば、彼らはみずからの要求を達成することができたのである¹⁹⁾。実際には、ほとんどすべての金の販売は、この頃に行なわれ（午前11時15分）、そして、ブローカーの代表は一旦部屋を出ると、以後会議に戻ることは許されなかった。つまり、更なる金の購入のためには、次の市日に新しく入札することが必要とされた²⁰⁾。この会議の最初の段階では、ブローカーたちは、みずからの注文を持って出席し、金価格が固定されるまでの間、彼らのオフィ

15) ロンドン金地金市場協会のウェブサイトを参照。 <http://www.goldfixing.com>.

16) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, pp.4-5.

17) "London Market Price for 'Export' Gold", Private and Confidential, 23/3/1921, Gold Bullion file, C43/135, Vol.I., Bank of England (hereafter BoE).

18) "London Market Price for 'Export' Gold", Private and Confidential, 23/3/1921, Gold Bullion file, C43/135, Vol.I., BoE.

19) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, p.5.

20) "London Market Price for 'Export' Gold", Private and Confidential, 23/3/1921, Gold Bullion file, C43/135, Vol.I., BoE.

スあるいは彼らの顧客との連絡は禁止されたが、一旦精錬所であるジョンソン・マッセイ社の代表が金価格を固定する会議に入った段階で、すべての出席者は電話で彼らのオフィスと連絡を保つことが許諾された²¹⁾。面白いことに、ブローカーの代表が電話でみずからのオフィスと相談するために会議の議事を中断したいという願いがある場合、その代表は卓上に小さな英国国旗を掲げ、確認または新しい指示が出されると、その代表はその旗を降ろしたといわれている²²⁾。金市場に入札者が出ていなかったり、あるいは金の売れ残りがあつたりした場合には、ロスチャイルド商会は、彼らがエージェントであった金地金をニューヨーク市場に輸出現送し、そこで米ドルと引きかえにして売られたのである²³⁾。

### 3. ロンドン「自由」金市場の史的な運営, 1919-1925年

1919年9月12日のロスチャイルド商会によって管理された「自由」金市場の創立から1925年4月29日の英国の金本位制への「復帰」まで、上記のような固定、入札、そして販売の慣例は、ロンドン金市場の運営の目玉であった。その6年間には、米国政府とともに、ニューヨーク市場が強いていた1トロイオンス(995純金)〈断固として、英国で使われた1標準オンス(916純金)をやめた〉につき\$20.67183という法令金価格は、全世界に事実上の金価格の標準を提供した。したがって、ポンドの金価格の計算は、

$$\frac{\text{米国法令の金価格 } (\$20.67813)}{\text{ニューヨーク市場 } (\$4.17)} = \text{ロンドン金市場の金価格 } (\pounds 4.95878 \text{ (99/1.75)})$$

のポンド為替相場

の通りである。たとえば、1919年9月12日には、 $\pounds 1$ が\$4.17と等しかったので、ポンドの金価格は、1トロイオンス(995純金)につき $\pounds 4.95878$  (99/1.75)であった。また、ロンドンで金の売り手に支払われる価格の計算は、

ロンドン金市場の金価格	- ロンドンからニューヨークへのすべての輸送のコストと手数料	= 売り手への金価格
( $\pounds 4.95878$ )	( $\pounds 0.372$ )	( $\pounds 4.92$ )
(99/1.75)	(7.75)	(98/6)

21) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, p.5.

22) N. Ferguson, *The House of Rothschild: The World's Banker, 1849-1999*, vol.II. (New York: Viking Penguin, 1999), pp.462, 524.

23) "London Market Price for 'Export' Gold", Private and Confidential, 23/3/1921, Gold Bullion file, C43/135, Vol.I., BoE.

の通りである。売り手にとって、輸出現送のコスト、保険、金利、ロンドンにおける荷造り料金、ニューヨーク市場での取扱い料金、また手数料を差し引くと、ロンドン金市場の金価格は、現実に£4.92 (98/6 (4l 18s 6d)) となったわけである。それが、ロンドン金市場における、いわゆる「標準価格」であった。したがって、史上初の「固定」したロンドン金市場の金価格は、1トロイオンス(995純金)につき£4.25のイングランド銀行の長年の購入価格と比べて16%の上昇に相当した。それゆえに、1919年9月12日から1925年4月28日までにおいて、自由金市場の運営の最初の6年間に、ロスチャイルド商会は、ニューヨーク市場に25,715,000トロイオンス(995純金)の金を輸送したことになる²⁴⁾。

ロスチャイルド商会によってニューヨーク市場へ売るために送られた金のすべてが、それ自身の有するものであるというわけではなかった。実際のところ、南アフリカの金鉱業会社は、やむを得ずに「長く、地金の市場を経験して、間違いなく、最少のトラブルで最も大きな利益を得る」ロスチャイルド商会に、南アフリカからの金のすべての販売をゆだねたのである²⁵⁾。1920年6月には、イングランド銀行の承認で、ロスチャイルド商会と南アフリカの金鉱業会社は正式な協定を締結した²⁶⁾。その協定によって、ロスチャイルド商会は「ロンドン金市場の地金ブローカーが入札の与えられる機会を仲介しながら、世界中で入手できる最高の価格で金を売ることを引き受けた」といわれ、その「南アフリカの金プロデューサー・プール」に加わることを望んでいる場合には、いかなる金鉱業会社でも、このロスチャイルド商会との協定を利用することが可能であった²⁷⁾。ロスチャイルド商会は、金鉱業会社の代表として、販売のすべての収益を集金し、そして、南アフリカの金プロデューサー・プールの加盟会社の更なる再分配のために、「アフリカの金販売口座(Gold Realisation Account)」に金鉱業会社の純収益を送金した。最終的に、ロスチャイルド商会は、ニューヨーク市場で金地金を販売するために、長年の金融仲間である「クーン・ロエブ商会(Kuhn, Loeb and Company)」と協力していた。クーン・ロエブ商会は、ニューヨーク市場において金地金の販売総額につき0.25%の手数料(経費)をもらいながら、ロスチャイルド商会が輸出現送したすべての金地金を取り扱った²⁸⁾。

#### 4. ロンドン金市場の史的な運営, 1925-1931年

1925年4月29日の修正された金本位制への英国政府の正式な「復帰」は、1標準(916純金)オンスにつき£3.89、ないし1トロイオンス(995純金)につき£4.25で金価格を再確立した。しかし、1つの決定的なクオリフィケーションが付け加えられることになり、それは金の最小購買の量目が、400トロイオンス(つまりロンドン市場受渡適用品として1本の「グッド・デリバ

24) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, pp.7-11.

25) "Memoranda on the Realisation of Gold", 24 July 1919, Memoranda on the Realisation of Gold, 1919-1920, RAL, XI/111/154.

26) "Agreement", 11 June 1920, Memoranda on the Realisation of Gold, RAL, XI/111/262. さらに, RAL, XI/111/152r, 153, を参照。

27) "Draft Memorandum on Gold Market", October 1937, Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, p.4.

28) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, pp.7-11.

リー延べ棒 (Good Delivery Bar)』となったのである。言い換えれば、古典的な金本位制では、すべてのイングランド銀行の銀行券が、理論的に、金貨に兌換することができたわけであるが、1925年の修正された金本位制では、流通しているイングランド銀行の銀行券を金地金に兌換するためには、少なくとも£1,700が必要になったのである²⁹⁾。

このように新しく修正された金本位制に生じたもう1つの重大な変化は、アフリカの金販売口座に関する管理において、ロスチャイルド商会が演じた役割が終了したことである。ロスチャイルド商会から反対が出されたにもかかわらず³⁰⁾、南アフリカの金鉱業会社は、金の市場におけるロンドンの金融的な統制に長いこと憤慨させられていたから、みずからの金の販売において、より大きな商業的な自由を得ようとしたのである。1921年6月30日の「南アフリカ準備銀行 (South African Reserve Bank)」の設立と1923年10月3日の王立造幣局の支所としての「プレトリア造幣局 (Pretoria Mint)」の設立は、南アフリカの金鉱業会社の要求がかなえられなければならなかったことを意味した³¹⁾。このように修正された金本位制のもとで、イングランド銀行は南アフリカ準備銀行に、ロンドンにおける金の販売のすべての純収益を振り込むことになった³²⁾。さらに、1926年7月の後半になると、南アフリカの金鉱業会社は、南アフリカ準備銀行を通じて、イングランド銀行への金の売上高について交渉するために、南アフリカの代理をさせることに正式に同意した。このようにして、南アフリカの金鉱業会社は、自社の金の取引からロスチャイルド商会の管理を排除することに成功した³³⁾。さらに、1925年9月19日には、イングランド銀行と南アフリカ準備銀行との協力によって、1920年12月に南アフリカ鉱山事業者協会が創設していた「ランド精錬所 (Rand Refinery)」が精錬した金地金は、王立造幣局とジョンソン・マッセイ社からの金地金と一緒に、イングランド銀行に公式に受け入れられることとなったのである³⁴⁾。新しい協定に関して、南アフリカ準備銀行が示した満足感の明白な徴候は、イングランド銀行への残高を最小限£150,000に引き上げたことと、浮動準備金として更なる£100,000を維持することという、イングランド銀行が「感謝して」受け入れることになる提案をなしたことにみられる³⁵⁾。

29) 1925年の「金本位制法 (Gold Standard Act)」を参照。さらに、輸出用の金地金のためには、通常において£6,800の価値があるグッド・デリバリー延べ棒の4本を含んでいる「輸出ボックス (export box)」を購入することが必要であったのである。“The Packing of Bar Gold for Export”, Memorandum, 28/11/1928, Gold Bullion file, C43/136, Vol.II, BoE. 参照。

30) “Memoranda on the proposed est. of refinery in SA”, 1919, RAL, XI/111/152. 参照。たとえば、“Refinery in SA - proposed est.”, 23 June 1919, p.2, によると、「南アフリカ人が彼ら自身ののを切るのを援助することに興味がない」とロスチャイルド商会は明らかに述べている。また、南アフリカにおける精錬所の設立に関しては、「ロンドンからそれだけ距離のあるところに精錬所を設立することにも、経営することにも、決して加わることはできません」と述べている。

31) D. Kynaston, *The City of London: Illusions of Gold 1914-1945*, vol.III, (London: Chatto & Windus, 1999), p.88.

32) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, p.5.

33) “Disposal of Gold in London Market”, Memorandum, 29/9/26, London Gold Market file, C52/15, BoE.

34) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, p.6.

35) “Gov. SARB (W.H. Clegg) to BOE, Chief Cashier (C.P. Mahon)”, 22/2/26, SA Reserve Bank, C44/214, BoE. 中央銀行同士の関係の形成と継続に関して、「特殊保証金 (special security)」として南アフリカ準備銀行の膨大な預金が、いかなる役割を演じていたかについて、これまで本格的な研究がなされていないことを明記しておく必要がある。

ロンドン金市場の運営自体は、古典的な金本位制の期間と同様であったが、しかし、それへの復帰がみられた期間中（1925-1931年）金の取引が活発でなかったことだけは確かである。この間、ロスチャイルド商会は、南アフリカの金の精錬、鑄造および販売から離れていただけではなく³⁶⁾、南アフリカ準備銀行が、ダーバンからボンベイまでの金地金の大規模な直送を開始していた。とにかく、ロンドン金市場は、最大手の金の生産国である南アフリカを失っただけではなく、その当時の金の主要な消費国であるインドをも失っていた。しかし、多少の精錬されてない金は³⁷⁾、戦前と同様に、毎週各火曜日にロスチャイルド商会の所有していた王立造幣局によって精錬されるために到着し、「イングランド銀行の購入価格より高値で市場によって販売されない場合、残量がいくらであっても、イングランド銀行がそれを法令金価格で購入した」といわれている³⁸⁾。要するに、ロンドン金市場のメカニズムは、「使用中」ではないにもかかわらず、まだこのような形で機能していたのである。

## 5. ロンドン「自由」金市場の史的な運営, 1931-1939年

「1931年の金本位制改正法」により、1931年9月22日に英国が金本位制を停止したとき、ロンドンにおける「自由」金市場の運営が、再び、重要な課題となった。しかし、そこでは1919-1925年の間における自由金市場と比べて、1つの重要な違いがあった。それは南アフリカの金の販売に関して、ロスチャイルド商会の代わりにイングランド銀行が、それをロンドン金市場に供給していたことである。ロスチャイルド商会は、1919-1925年の間において「常に金市場の議長と最大の売り手」であったが、1931-1939年の間において、ロスチャイルド商会は「金市場の議長と最大の売り手（であるイングランド銀行）の代表」となったのである。つまり、ロスチャイルド商会は、イングランド銀行の代表であったから、南アフリカ準備銀行の金地金の販売を取り扱ったわけである³⁹⁾。明らかに、1931年を迎えたときに、イングランド銀行を含めて世界の中央銀行の金の販売および購入に関して及ぼした影響は「非常に増加していた」とはいえ、1931年からの傾向をみると、ロンドン金市場の5つの加盟メンバーは「全くブローカーとしての立場で市場において活躍した」といわれなければならない⁴⁰⁾。

この間、ロスチャイルド商会はイングランド銀行の新たな代表「エージェント」となることにより、イングランド銀行とロスチャイルド商会は商業関係のあり方をめぐって再交渉を余儀なくされた。ロスチャイルド商会が、外国での金の取引に2回手数料を請求する習慣をめぐっ

36) ロスチャイルド商会は、プレトリア造幣局の経営を通して、1923年のその設立から1941年におけるその国有化まで、南アフリカの鉱山からの金を鑄造する関係を続けてきた。「南アフリカ造幣局」のウェブサイト参照。www.samint.co.za.

37) 1926年には、ロスチャイルド商会は、イングランド銀行に毎週約£35,000の価値がある金地金を売った。また、ジョンソン・マッセイ社も、イングランド銀行にほぼ同様な価値がある金地金を売ったといわれている。

“Disposal of Gold in London Market”, Memorandum, 29/9/26. London Gold Market file, C52/15, BoE.

38) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, p.7-11.

39) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, p.6.

40) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, p.7.

て、イングランド銀行の不満が高まり、こうした再交渉の議論を引き起こしたようである。一般的に、ニューヨーク市場およびパリ市場における取引の場合、金を出荷（輸入および輸出）するとき、ロスチャイルド商会は0.25%の手数料を請求し、そしてロスチャイルド商会のニューヨーク・エージェント（キューン・ローブ社）およびパリ・エージェント（彼らのいとこたちの「ロスチャイルド・フレール商会（M.M. de Rothschild Frères）」）が、同様に0.25%の手数料を請求した。イングランド銀行は、もはやこれらの手数料を受け入れる余地がなくなったことから、ロスチャイルド商会からの新たな提案や妥協がなされないならば、イングランド銀行はみずから金を出荷することになると、ロスチャイルド商会を脅したのである。こうして、イングランド銀行はとにかく有利な立場を保ち、手数料に関して、ロスチャイルド商会に以下の3つの改善点を提案した。それは、これからイングランド銀行のすべての金の取引に関する標準の手数料は0.125%とすること、イングランド銀行がロスチャイルド商会に買い手を紹介する場合には標準の手数料は半分の0.0625%に引き下げること、そして、ロスチャイルド商会がみずからの商売のためにイングランド銀行から金を購入する場合、その標準の手数料は0%とすることというものであった。これらイングランド銀行が提案した改善点の導入によって、ロスチャイルド商会がイングランド銀行の金の取引から得られる手数料の収益は、少なくとも半分に縮小することを意味したにもかかわらず、ロスチャイルド商会は、地金部の長官クレメント・クーパーを通して「この取り決めで十分満足している」とイングランド銀行に伝えている⁴¹⁾。ロスチャイルド商会にとって、イングランド銀行との良い関係を維持することは、ただ面子をつぶさないですむということだけではなく、当時の金融危機およびデフレ経済において、金の取引からえられる手数料は収益の重要な源の1つであったからである。たとえば、1932年の最終四半期（10月1日から12月31日まで）における活発な時期には、ロスチャイルド商会単独で、イングランド銀行の£1,840の価値がある（約300万トロイオンス）取引に関与していた。この取引が、標準の手数料0.125%で計算されると、ロスチャイルド商会によって得られた純収益は£22,970.90となる。しかし、ロスチャイルド商会は、ニューヨーク市場およびパリ市場での、いわゆる「2つの市場での取引（two-way transactions）」においては、その手数料のうち£11,198.50の分は、ニューヨーク市場およびパリ市場におけるエージェントと分配しなければならなかったのである⁴²⁾。

1931年9月22日には、1919-1925年の間において金価格を固定していた市場の運営がロンドンにおいて復活したが、米ドルの為替相場（交換レート）が、相変わらず、金価格の固定にとって主な決定要素と変数となっていた。そこでロスチャイルド商会は、もう一度、ロンドン金市場の他の4つの加盟メンバーに固定された金価格を発表し、4人のブローカーは入札をする機会を与えられた。そして、その入札がロスチャイルド商会によって固定された金価格に等しいか、それ

41) "Rothschilds' Commission on Sales of Gold", Memorandum, 7/12/31, London Gold Market file, C52/15, BoE.

42) "Statement of gold transactions effected through N.M. Rothschild and Sons(from 1/10/32 to 31/11/32)", Memorandum, and "Statement of gold transactions effected through N.M. Rothschild and Sons(from 1/12/32 to 31/12/32)", Memorandum, London Gold Market file, C52/15, BoE.

を超えたならば、ブローカーはみずからの要求していた金の量を得ることができたのである⁴³⁾。しかし、国内と国外における金本位制が崩壊したこと、国際的な通貨を切り下げること、なかでも最も重要なのはポンドを切り下げることによって、1717年に王立造幣局が決定した金価格の論理および妥当性が消滅し、さらに、1トロイオンス（995純金）につき£4.25の金価格が、直ちに£5.50から£6.34までの価格幅の間で騰貴した。この金価格の騰貴の迅速さとその増加の範囲は、英国の市民を殺気立たせ、金の正貨（主に名目上1ポンドの英国ソヴリン）と宝石を散りばめた金の前例のない量での売却をもたらした。さらに、インドにおいて、いまだ経験したことのない高い金価格によって、ルピーに対するポンドの価値およびルピーに対する金の価格との間に比較的大きな差が生じたため、ただ1932年のみのことではあったが、その差額から生ずる利益を得るために、インドから£50,000,000ほどの金の大規模な輸出が行なわれることになった⁴⁴⁾。イングランド銀行の1932年の最終四半期における総計£18,400,000にのぼる大規模な金取引を背景にして、これらの2つの現象を組み合わせることによって、その当時の新聞が名づけた「1932年のゴールドラッシュ」が促進されたのである⁴⁵⁾。

しかし、英国とインドにおける殺気立った金の売却は、世界経済の恐慌のなかで長く続けることができなかつた。国際的な価格の急落のなかで、物価が、多くの場合、商品の生産コストを下まわる状況を背景にして、金のみが伸びゆく「商品化」を進めることを止めざるをえなかつた。そこで最後の金本位制を実施している国として無意識に世界の「最後の金の買い手」の機能を果たしてきた米国は、今度は別の手段を通じて金を蓄えることができたのである。それは、1933年3月7日に米国大統領フランクリン・デラノ・ルーズベルト（Franklin Delano Roosevelt）が、金の米ドルとの兌換を停止する「金のモラトリアム」を宣言し、ついで1933年4月5日には、米国民にすべての手元に流通している金正貨、金地金および金証券を、1トロイオンス（995純金）につき\$20.67183の法令金価格で⁴⁶⁾、1933年5月1日までに米国の連邦準備銀行の最寄りの支店に届け出ることを法律で義務づけたことによって行なわれたのである。そして、それらが実施されたことによって、米国は1933年6月5日をもって金本位制を正式に停止したのである。それから、1934年1月31日に、米国財務長官ヘンリー・モーゲンソウ（Henry Morgenthau）が1トロイオンス（995純金）につき\$35（これは鑄造に必要とするコストのための0.25%の手数料を差し引いたものである）という新しい法令の購入金価格を発表したとき、一筆ふるったことによって、計算上では「米国貨幣検質所（U.S. Assay Office）」に提供されたすべての金のドル価格が69%も上昇することになったのである⁴⁷⁾。

このように米国が公的な金の国内流通から撤退し、金本位制を中止するにいたる過程で、ロン

43) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, p.5.

44) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, pp.1-2, 7-11.

45) Gold Bullion file, Secret, C43/139, BoE.

46) 米国では金正貨、金地金および金証券を個人的に所有することは、1974年まで合法化されていなかったのである。

47) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, p.7-11.

ドン金市場は、世界第一の金市場としての立場を回復することになった。こうしてロンドン金市場は、中国、日本、カナダ、南米の国々や他の国からも、金を売るために圧倒的に利用され、1933年にイングランド銀行は£70,932,000の価値がある金を購入することができたのである⁴⁸⁾。金本位制を停止することと主に「スターリング・ブロック (sterling bloc)」(分離されつつあった世界経済のなかで、英国にとっては一貫した購買力の源であった)の形成をすることによって、英国の金融的な状態はかなりの改善をみたのである。1930年代中頃には、ヨーロッパにおける個人が所有していた金の3分の2ぐらいがロンドンの地金仲買ブローカーの金庫室に保管されていたと見積もられ、この時期は様々な観点から正にロンドン金市場が絶頂期にあったことを示していたといえる⁴⁹⁾。それは、米国の金の取引が取るに足らなかったというわけではない。1935年には、米国の金輸入(海外に投資されていた米国資本の本国への送還を意味すると考えられる)は約£300,000,000に相当するとみられた⁵⁰⁾。しかし、1937年4月までは、金の取引は非常に「静か」であり、そして、ロンドン金市場において、イングランド銀行が「ほとんどただ一人の買い手」として「理にかなった割引で提供されるすべての金」を「買い取った」といわれている。すなわち、第二次世界大戦の前兆期において、イングランド銀行は第一次世界大戦の前兆期から持たなくなっていたロンドン金市場に対する支配力のレベルを回復したのである。確かに、ロスチャイルド商会とロンドン金市場加盟の他の4つのブローカーは金価格を固定するために会議を開くことを継続していたが、イングランド銀行は売り手と直接交渉することによって、みずからの金価格を定めるために市場の外で動くことができたのである⁵¹⁾。

両大戦間期における、ロンドン金市場の最終的な金価格の固定は、1939年9月3日の1トロイオンス(995純金)につき£8.05である。1919年9月12日の最初の金価格の固定は、1トロイオンス(995純金)につき£4.94であったが、1919年からの20年の間に、金価格は61%の上昇を記録した。ちなみに、ロンドン金市場は、1954年3月22日まで約15年の間、再開されることはなかった。第二次世界大戦後最初の金価格の固定は、1トロイオンス(995純金)につき£12.42であり、1919年9月12日の最初の金価格の固定時からみれば、250%の上昇である。このようにロンドンの金価格は約2世紀にわたって1トロイオンス(995純金)につき£4.25であったが、1919年から1トロイオンス(995純金)につき£5前後で上昇し、1925年から1931年までは1トロイオンス(995純金)につき£4.25でリセットされることとなり、そして、最後に1939年9月の1トロイオンス(995純金)につき£8.05というところで止まっていたのである。

48) "1933 Gold", Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, p.6.

49) D. Kynaston, *The City of London: Illusions of Gold 1914-1945*, vol.III. (London: Chatto & Windus, 1999), p.388. 金本位制の崩壊後に、金は突然重要性を喪失したわけではなく、むしろ第二次世界大戦の序幕から(今日現在にいたるまで)、不換紙幣に対する金の信頼は著しく高まることになったのである。

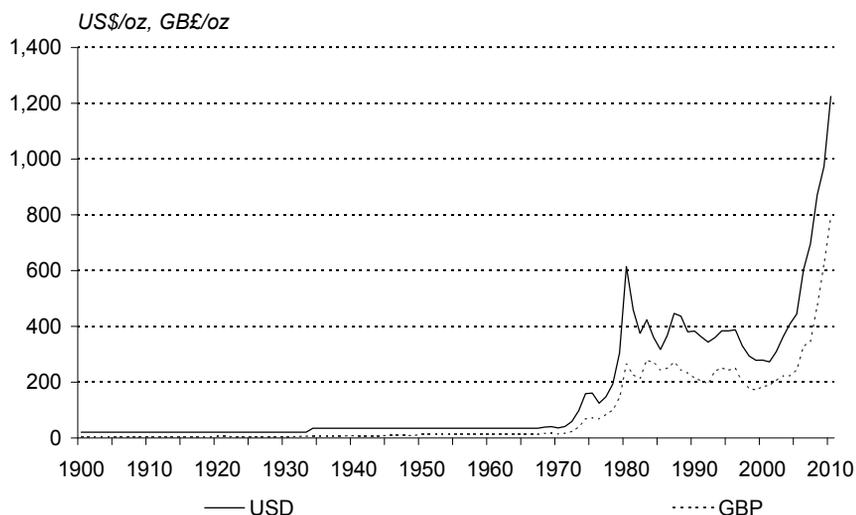
50) "1935 Gold", Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/6, p.1.

51) Memoranda on the Gold Market for the Years 1919-1935, RAL, XI/35/64, p.11.

## 6. ロンドン金（地金）市場の史的な概略，1954-2004年

1954年におけるロンドン金市場の再開で、金価格は1トロイオンス（995純金）につき£12.42で固定され、それは、米国の法令金価格の1トロイオンス（995純金）につき\$35と等しかった。しかし、1968年までは、世界の中央銀行がなお1トロイオンスにつき\$35で金を交換する義務を果たしはしていたが、その金価格を防衛するために、交換を維持することは難しくなっていた。こうしたことから、イングランド銀行は金市場の操作から引き下がることになり、ロンドン金市場は2週間にわたって停止することを強いられた。そして、1968年4月1日に再開されたとき、ロンドン金市場の固定された金価格の引合は、ポンドではなく、米ドルで出されることになった。さらに、ニューヨークにあるトレーダーのために、第2の「午後の金固定（gold afternoon fix）」を導入することになった。1980年1月21日における記録破りの\$850という固定した金価格は、米ドルに対する金の注目すべき騰貴、または金に対する米ドルの注目すべき下落を示したのである（図1参照）。本稿の執筆中（2011年8月31日）現在の固定した金価格は、1トロイオンス（995純金）につき\$1,813.50、すなわち£1,111.21で、再度の新記録に近づいていると思われる。こうした劇的な金価格の変化は、世界的な金融および資本主義の抜本的な変遷によるものであり、イングランド銀行とロスチャイルド商会の運営および選択の幅が狭くなったのはもちろんのことである。1987年12月14日、「ロンドン地金市場協会（London Bullion Market Association）」が、ロンドンの金および銀地金の市場を取り入れるために創立された。そして、2004年5月5日、85年にわたってロンドン金市場を導いてきたロスチャイルド商会は、ロンドン地金市場協会から正式に脱退し、「ノヴァスコシア・スコティア・モカッタ銀行（Bank of Nova Scotia (Scotia Mocatta)）」に議

図1：米ドルおよび英ポンドの年ごとの平均的な金価格，1900-2010年



出典：Reuters Datastream, World Gold Council

長の役割を渡し、そして「バークレイズ・キャピタル社 (Barclays Capital)」に協会の席を与えた。現時点では、その他の3つのロンドン金地金市場協会加盟のメンバーは、「ソシエテ・ジェネラル社(Societe Generale - Corporate & Investment Banking)」、「ドイツ銀行 (Deutsche Bank - AG London)」と「香港上海銀行 (HSBC)」である⁵²⁾。

## むすびにかえて

1919年から1939年までの、いわゆる両大戦間期における歴史の展望からロンドン金市場の起源、創立、手順と活動を調べることによって、私たちが学ぶことは何であろうか。ロンドン金市場の金融史研究からこの重要な金融および貨幣的な機関の秘密、陰謀と神秘性にいかなる光を投げ掛けることができたのであろうか⁵³⁾。確かに、ロンドン金市場の独占的な性質についてのコメントをすることはできた。理論的には、いかなる個人またはグループでも、ブローカーと契約さえすればロンドン金市場において取引することは可能であった。しかし、わずか5つの指定されたブローカーが、常にすべての金市場の取引を扱っていたのである。さらに、これらのブローカーとの商業的な関係を築くことは、決して容易なことではなく、他のブローカーとの関係がないということをも前提条件として、しばしば念入りな紹介が必要とされていた。それと同じように、数多くの金鉱業会社が存在したにもかかわらず、ロンドン金市場では、イングランド銀行の公式検査所と公式精錬所を利用する権利を取得している会社の地金だけが取引のために受け入れられた。1919-1939年の間には、ただ1852年からロスチャイルド商會が所有していた王立造幣局とジョンソン・マッセイ社のみがその取得資格を持っていたが、しかし、1920年12月以降はランド精錬所の精錬した金地金がロンドン市場での販売のために受け入れられるようになった。さらに、大英帝国および英連邦のためのすべての金貨は、ロンドンの王立造幣局および同局の6つの支所の1つで鑄造されたものであったのである。

市場の取引操作(すなわち、金の売買)に関して、ロスチャイルド商會が金市場議長をつとめていたとき、1919年から1925年までと1931年から1939年までという2つのとくに目に立つ期間を除けば、イングランド銀行が、シングルプレイヤーとして、ロンドン金市場の取引を支配した事実は注意すべきことである。ロスチャイルド商會は、金市場議長の役割を演じたときにもしばしばイングランド銀行の正式なエージェントとして、金の取引を実行していた。こうしたことから、ロンドン金市場はきわめて特異な市場であったのである。ロスチャイルド商會のニュー・コート事務所で、定期的に開かれる短時間の会議を通じて、ただ5人で市場を運営し、いかなる特定の日の取引においても、たった1人の参加者が市場取引を支配していることも稀ではなかった。実際に、ロンドンにおける金の取引の係に「市場」ということばを用いることは、多くの他の金融「商品・技術」の場合と同様に、ちょっとした誤った名称、誤説または混乱の行為とさえいえ

52) ロンドン金地金市場協会のウェブサイトを参照。 <http://www.goldfixing.com>。

53) D. Kynaston, *The City of London: Illusions of Gold 1914-1945*, vol.III. (London: Chatto & Windus, 1999), p.371. 参照。

るのである。おそらく、1919-1939年の間のロンドン金市場は、適切に言えば「ロンドン金取引価格メカニズム」であるとみなした方が良いのではなかろうか。

それにもかかわらず、英国が貨幣的な「本位」として金を長いこと利用してきた歴史の考察においては、ロンドン金市場の有効性あるいは史的な重要性を現代の新古典派の規準にしたがってあたかももう1つの必需品市場であるかのごとく判断してはならない。むしろ、上記の金融史研究を通じて、私たちは1つのつながりをしっかり把握しなければならない。それは、ロスチャイルド商会または他の4地金仲買商会が、事情の必要性およびイングランド銀行の演じた役割に応じて、できるだけ長期にわたって精錬されてない金、金地金と金正貨のできるだけ最大の可能性がある量をロンドンに向けることと、ロンドン金市場でそれを販売することであった。英国の旧植民地において精錬所および造幣局を設立することが政治的な必要性として出現したときでも、注目すべきは、旧植民地の精錬所がロンドンにみずからの金地金を比較的多く輸送したということと、旧植民地の造幣局で鑄造された金貨が原則としてロンドンの王立造幣局と同一のもの（主に英国ソヴリン）とされたことである。このように、他の輸入品に加えて、英国とその帝国および連邦からの金を求める外国の要求は、個々の国の国際収支の黒字を抑制することで重要な役割を演じたのである。これが、ロンドン金市場の重要性とロンドン金市場におけるイングランド銀行の操作の重要性の強調であった。これらの操作は、第一次世界大戦後における英国とインドの通貨を安定させただけでなく⁵⁴⁾、世界の金融的な中心地としてのロンドンの地位、そして、イングランド銀行のボンドが優勢な地位を回復するための動きを支えたものなのである。

---

54) N. Ferguson, *The House of Rothschild: The World's Banker, 1849-1999*, vol.II. (New York: Viking Penguin, 1999), p.462. 参照。

# 明治期日本鉄道会社仙台停車場の位置決定過程と受益者負担

佐々木 秀 之

## 1. はじめに

本論は、日本鉄道会社仙台停車場の設置経緯を、宮城県知事松平正直および地元有力者の動向に着目しながら明らかにすることを目的とする。日本鉄道会社仙台停車場（以下仙台停車場）は、当初仙台区¹⁾ 東部郊外の宮城野原に立地が予定されていたものの、当時の県令松平正直および地元有力者らの運動によって、東六番丁の現在地（仙台市青葉区中央1丁目）へ設置された。この経緯は、これまで仙台市における自治体史等で取り上げられてきたのであるが²⁾、とくに位置変更に対する寄付金の取扱いについては議論の余地が残されていた。

仙台停車場の位置変更における寄附金の問題を取り上げた論文として、手嶋泰伸の研究がある。手嶋論文「仙台停車場位置変更問題にみる明治前期官民関係」では、仙台停車場位置変更問題を「住民の自発的な運動」ではなしに、「官主導の寄附金収集事業」と捉え、「地域利害追求のため、地域有力者が行政の要求に対応していくという相互補完的な官民関係像」と分析している³⁾。そのうえで、手嶋は、地元負担、すなわち寄付金の最終的な取り扱いについて、「(停車場の位置) 転換に必要な費用は最終的には日本鉄道会社が負担し、寄附金が不要になった」(カッコ内引用者)⁴⁾ という『仙台市史』通史編6・近代Iの記述を否定し、「位置変更に必要な費用の殆どは日本鉄道会社が負担し」たのであるが、「寄附金が不要になったわけではない」と述べている⁵⁾。手嶋は、宮城県公文書館所蔵の1887(明治20)年5月20日付けの行政文書「鉄道用地買上費献金之義ニ付伺(宮城県土第1394号)」にある、宮城県令松平が内務大臣山県有朋に対して、「集めた寄付金を仙台以北への路線延長事業のための線路用地の買上費用の一部として充当したい旨を申請し、許可されて」いたことをもとにそう述べている。なお、前掲『仙台市史』の執筆担当は岩本由輝であり、岩本は、『仙台市史』資料編5・近代現代I・交通建設⁶⁾において、この問題に関連する行政文書を取りまとめ、それをもとに『仙台市史』通史編6・近代Iに問題の概要を示していた。また、岩本は、この問題に関する論文として、「日本鉄道会社の仙台停車場開設まで—仙台区における町組の動き—」を執筆し、そこで、仙台停車場の位置変更に至る経緯を明らかにしてい

- 1) 1878(明治11)年7月に地方三新法の1つとして郡区町村編制法が制定されたさい、仙台は「仙台区」として扱われた。
- 2) 仙台市史統編纂委員会編『仙台市史』続編・別巻(仙台市, 1970) pp.105-106, 日本国有鉄道仙台駐在理事室編『ものがたり東北本線史』(日本国有鉄道仙台駐在理事室, 1971) pp.82-83, 仙台市史編さん委員会編『仙台市史』通史編6・近代I(仙台市, 2008) pp.192-193。
- 3) 手嶋泰伸「仙台停車場位置変更問題にみる明治前期官民関係」『国史談話会雑誌』第51号(東北大学国史談話会, 2010) pp.37-52。
- 4) 前掲, 仙台市史編さん委員会編『仙台市史』通史編6・近代I, p.192。
- 5) 前掲, 手嶋泰伸「仙台停車場位置変更問題にみる明治前期官民関係」p.49。
- 6) 仙台市史編さん委員会(編)『仙台市史』資料編5・近代現代I・交通建設(仙台市, 1999) pp.80-94。

るのであるが、この論文は、近年の出版事情から未だ刊行されておらず、したがって、本論集所載の岩本の著作目録には記載されていない。

これまで先行研究についてみてきたが、2011（平成23）年3月に筆者が提出した博士論文『地域内格差としてのいわゆる「駅裏」の研究—東北各県都の事例を中心に—』における第1章・第1節においてもこの問題を取り上げていた。また、筆者は、仙台停車場位置変更の問題を、近世における「境界」との観点から、2009（平成21）年7月開催の仙台近現代史研究会・第3回セミナーで報告したのであるが、そのときの資料⁷⁾は、報告の座長が手嶋であったことから、手嶋論文のなかで紹介されている。ただし、このセミナーは、発刊予定の『東北の歴史』の執筆者として、その枠組みのなかで報告したものであり、私は、「第3巻・境界」を担当することからそれに即した報告内容であった。それに対して、前掲博士論文では、結果として、この問題を、手嶋同様、県令主導の寄付金収集事業と捉えていることには変わりはなかったのであるが、手嶋の指摘する寄付金の最終的な流れについては取り上げていなかった。

以上のような研究の現状と観点を踏まえ、本論では、まず、日本鉄道会社における東北地方への路線敷設、および東北地方への路線測量の開始に至る経緯を解明したうえで、仙台停車場の位置変更問題を検証することにする。さらに、その後の寄附金に関する資料の通時的な取り扱いによって明らかになったことを提示した。

## 2. 日本鉄道会社における東北地方への路線敷設経緯

東北地方への鉄道建設の動きは、高島嘉右衛門が1871（明治4）年9月および1872（明治5）年5月に東京・青森間の私設鉄道の建議を政府に対して行ったことにより始まる。この建議書は、すでに幹線官設の方針を樹立していた政府からは直ちに却下されたのであるが、政府は、その後間もなく、1872（明治5）年11月に工部省准十等出仕小野友五郎に東京・青森間の測量を行わせるなど、この路線に対して強い関心を示している⁸⁾。

東京・青森間の鉄道は、明治期における東北開発計画と関連して実現していくことになる。1876（明治9）年6月2日から7月中旬にかけて明治天皇による第1回奥羽巡幸が行われ、その先発隊として同年5月23日から東北各地を視察した内務卿大久保利通が、西南の役平定後の1878（明治11）年3月6日、太政大臣三条実美に提出した「一般殖産及華士族授産ノ儀ニ付伺」という建議書により東北開発は具体的に進められていく⁹⁾。ただし、この建議書には鉄道敷設に関する提言はみられないのであるが、同日、大蔵卿大隈重信より提出された、大久保が建議書において示した提案を実現するための公債発行の許可を求める上申書「内債募集ニ関スル太政官ヘノ上申案並布告案」

7) 佐々木秀之「『仙台駅東地区』にみる仙台の都市的発展に関する一考察」『東北経済学会誌』第67巻・2007年度版（東北経済学会、2008）pp.6-10。

8) 前掲、日本国有鉄道仙台駐在理事室（編）『ものがたり東北本線史』pp.35-40。

9) 「一般殖産及華士族授産ノ儀ニ付伺」の「第三等」において、①宮城県下野森開港、②新潟港改修、③越後（清水越ト云フ）上野運路ノ開鑿、④大谷川運河ノ開鑿、⑤阿武隈川ノ改修、⑥阿賀野川改修、⑦印旛沼ヨリ東京ヘノ運路といった7件の優先事業が示された（日本史籍協会〈編〉『大久保利通文書』九・復刻版〈東京大学出版会、1969〉pp.45-47）。

のなかで、工部省所管事業として「東京高崎間鉄道線路測量費」が含まれていた¹⁰⁾。これはあくまで高崎までの調査費であり、中仙道線の一環として捉えられていたのであるが、後にこれを利用して東北地方の幹線鉄道の建設が始められることになる。なお、大久保は1878（明治11）年5月14日に東京紀尾井町で暗殺されたのであるが、これらの方針に変更はなされなかった。

ところで、政府は、明治維新以降の文明開化の推進にあたり外国資本の導入を行おうとしていた。その1つに鉄道建設があり、1870（明治3）年4月にロンドン金融市場においてヘンリー・シュネーダー商会を通じて、488万円、すなわち100万ポンドの9分利付外国公債を発行し、東京・横浜間の鉄道建設費に充当していた。ただし、これにはさらに3分の手数料が上乗せされたので、実際には1割2分の高金利であった。こうした形での外国資本の導入は金融的植民地化につながる恐れがあることは日本政府も理解しており、明治初期においては、この鉄道公債のほか、1873（明治6）年1月に華士族に対する秩禄処分を実施するため、同じくロンドン金融市場において、オリエンタル銀行を通じて1,171万2,000円、すなわち240万ポンドの7分利付外国公債を発行するにとどまった¹¹⁾。こういったことが背景にあったため、政府は民設での鉄道建設を視野に入れざるを得なくなり、東京・高崎間の路線については、右大臣岩倉具視の首唱のもと、旧大名や公卿らの金禄公債を糾合して設立された日本鉄道会社に委ねることになった。とはいえ、先にみたように金禄公債の支払いには外国公債が充当されており、その意味では日本鉄道会社の建設資金も外債に全く依存していないというわけではなかった。

日本鉄道会社は、1881（明治14）年5月に「鐵道会社創立願書」を提出し、同年8月に「仮免許状」が下付され、翌9月の「発起人総会」において「会社定款」が確定され、1881（明治14）年11月11日の「日本鐵道会社特許条約書」の交付に伴い、日本最初の私設鐵道会社としてスタートした。ただし、「鐵道会社創立願書」をみても、「東京ヨリ青森ニ達スル線路ノ經費ヲ二千万円ト預算シ右員額ノ内五百九十余万円ヲ（池田）章政等ニテ之ヲ負担シ、直ニ東京・高崎間ノ線路ニ著手スヘシ」（カッコ内引用者）とあるように¹²⁾、日本鐵道会社では、あくまで東京・高崎間を重要路線と捉えており、東北方面は枝線のような扱いであった。そもそも岩倉具視が、日本鐵道会社の路線を青森までと発言した理由は、「鐵道ノ事タル小成ニ安ンスルナク宜規模ヲ遠大ニシ先ツ線路ヲ東京ヨリ青森灣に達シ漸次全国に普及スベシ」といったものであり¹³⁾、つまり、鐵道建設計画というものはより遠大でなければならないという岩倉の持論から、青森湾までの構想が出てきただけだったのである。さらにいえば、そもそも青森までの鐵道計画に対して、「東北（への）鐵道ノ敷設ヲ無用トスル」（カッコ内引用者）意見が多く、「我国ハ環海ノ地ナルヲ以テ総テ鐵道ヲ敷クニ及ハス」といったことがいわれていたのも事実である¹⁴⁾。しかし、これで東北地方

10) 増田廣實「明治期における全国的運輸機構の再編－内航海運から鐵道へ－」山本弘文（編）『近代交通成立史の研究』（法政大学出版局、1994）pp.160-161。

11) サイモン・J・バイスウェイ『日本經濟と外国資本1858-1939』（刀水書房、2005）pp.104-109。

12) 野田正徳・原田勝正・青木栄一（編）『明治期鐵道史資料』第2集（1）日本鐵道株式会社沿革史・第1篇（日本經濟評論社、1980）p.64。

13) 前掲、野田正徳・原田勝正・青木栄一（編）『明治期鐵道史資料』第2集（1）日本鐵道株式会社沿革史・第1篇、p.35。

14) 「東北鐵道」『福島新聞』1883（明治16）年8月5日。

に幹線鉄道が延長されることにはなり、日本鉄道会社「会社定款」では東京・青森間の路線建設について、

第一区 東京ヨリ高崎ヲ経テ前橋利根川手前迄

第二区 第一区線路中ヨリ白河迄

第三区 白河ヨリ仙台迄

第四区 仙台ヨリ盛岡迄

第五区 盛岡ヨリ青森迄

の5つの工区にわけて工事を進めることにしている¹⁵⁾。

なお政府は、「日本鐵道会社特許条約書」において、日本鐵道会社に対し、建築・保線・汽車各部門の鐵道局への委託のほか、発効株式に対し、開業まで年利8%の利子保証（開業後は、東京・仙台間は10年間、仙台・青森間は15年間における8%までの利益補填）など手厚い保護を認めていた。なお、日本鐵道会社の株式は、1株50円の高額面株式を数回に分割して払い込ませる分割払込制による、株主割り当て額面発行形式が採用され、この幹線は鐵道沿線各県の県令を中心とする地方組織が担わされる¹⁶⁾。

このように、政府による利子保証のついた株式であったが、1881（明治14）年10月に松方正義が大蔵卿に就任すると、松方のとった金融政策、いわゆる「松方デフレ」の影響下に直面し、沿線各県の県令を中心とする行政機構を利用した強制的な株主募集により、たとえ株主が確保できたとしても株の払込みにおいて困難を極めた。そのため、日本鐵道会社は深刻な資金調達難に陥り、1882（明治15）年3月の起工のさいには、発起株の第1回株式払込期限が同年6月となっていたこともあるが、建設費及び資材費を大蔵省からの借入金（年利8%）で補わざるをえなかった¹⁷⁾。ちなみに、東京・青森間の路線敷設のための予定資本金は2,000万円であったが、1881（明治14）年5月に創立願書が提出されたさいの「日本鐵道会社出金人名」をみると、会社設立以前において集められた旧大名や公卿らの金禄公債、および沿線地域の資産家から集められた資本金は、約591万円であり、この金額は、第1区および第2区で使い尽くされるため¹⁸⁾、第3区以降、なかでも福島・仙台間は最も建設資金の不足が露呈することになる。なお、出資金の大半は、第十五国立銀行の関係者や三菱関係者、および旧大名や公卿らの金禄公債によるものであるが、5,000円以上の出資者合計542名のうち162名は東北地方在住者で占められており、それによる出資金の合計は全体の約15%に相当する89万8,000円であった。また、東北地方からの出資者の内訳は、磐城國16名・岩代國77名・羽前國4名・羽後國6名・陸前國38名・陸中國7名・陸奥國14名であった。そのうち、仙台関係者は、まず、出資金1万円に宮城県令松平正直（陸前国仙台寄留・福井県士族）がみられる。ついで、出資金5,000円に、松田新兵衛（仙台大町）・岩井八兵衛（仙

15) 前掲、野田正徳・原田勝正・青木栄一（編）『明治期鐵道史資料』第2集（1）日本鐵道株式会社沿革史・第1篇、p.74。

16) 老川慶喜・中村尚史（編）『明治期私鉄營業報告書集成（1）日本鐵道会社』第1巻（日本經濟評論社、2004）p.vii。

17) 中村尚史『日本鐵道業の形成』（日本經濟評論社、1998）pp.90-92。

18) 「白杉政愛回顧談」『鐵道時報』1906（明治39）年5月20日（沢和哉『鐵道-明治創業回顧談-』（築地書館、1981）pp.99-108に収録）。

台国分町)・藤崎三郎助(仙台大町)・谷口惣兵衛(仙台大町)・金須松三郎(仙台東一番町)・佐藤助三郎(仙台大町)・本野小兵衛(仙台北六番町)・小西栄蔵(仙台海原町)といった仙台の有力商人が名を連ねているのが確認され¹⁹⁾、ここに宮城県令松平と仙台有力者におけるいわば利害を共有する構図を見出すことが出来る。

政府による年利8%の利子保証が受けられるにもかかわらず、それが株主募集の有効な投資誘因効果とはならなかったことに関して、福島市史編纂委員会編『福島市史』第10巻・近代資料I・資料編5において、1881(明治14)年8月の段階で株券に関して日本鉄道会社とのやり取りを行ったさいの電文が採録されており、それには、

「鉄道株金ハ振込ノ節ヨリ八株ノ利ヲ受ル筈ノ処仮免状^(一)其義ナシ 右ハ伺中トアレト株金募集ニ差向キ大關係アリ 都合聞合セ返答アレ」(1881〈明治14〉年8月26日付電報)

とあり、その問い合わせに対し、

「株金利子ハ疑惑之廉アリ 伺中ニテ 今指令ハナケレドモ募集之節ヨリ八分ノ利子保証ノ儀ハ聞届ヘキ旨其筋確答アリ 因テ疑惑ヲ生セサル様致セト只今会社ヨリ返答アリ」

という返答が出されたように、出資者から政府の利子保証に関してあやしいと思われていた場面があった²⁰⁾。

株式の募集および払込みが円滑になったのは、1884(明治17)年8月の第1工区(上野・高崎・前橋間)が開通する前後の1883(明治16)年下期から1884(明治17)年下期にかけて3期連続で1割配当を行って以降のことであり、それ以降、株主の追加募集も行われ、1885(明治18)年1月に第2区および第3区建設費として586万3,800円が、1888(明治21)年2月に第4区建設費として417万5,000円が、1890(明治23)年12月および1892(明治25)年4月に第5区建設費として、それぞれ200万円ずつ追加募集を行い、予定資本金2,000万円に達した²¹⁾。

このように日本鉄道会社の創立当初は深刻な資金不足であり、とくに第3区以降、すなわち東北地方の鉄道建設は、各県令を中心とする地方組織の資金調達にかかっていたことが特徴として挙げられる。なお、日本鉄道会社の路線は、1887(明治20)年12月15日に上野・仙台間が開通し、1891(明治24)年9月1日には上野・青森間の全線が開通したのであるが、この間、日本鉄道会社の株式配当率は、1883(明治16)年下期における第1回配当以降、1885(明治18)年上期から1887(明治20)年上期の5期、および1891(明治24)年上期、1898(明治31)年上期から1899(明治32)年上期の3期を除き、1906(明治39)年に鉄道国有化にともなう会社解散まで、一貫して10%以上を続けていた²²⁾。しかし、1885(明治18)年上期から1887(明治20)年上期の5期についても、10%に満たなかつ

19) 老川慶喜・中村尚史(編)『明治期私鉄営業報告書集成(1)日本鉄道会社』第5巻(日本経済評論社、2004) pp.442-445。

20) ここで掲げた資料の名称について、『福島市史』には「明治十四年八月東北鉄道会社株金につき問い合わせ電文」とあり、これは『福島市史』が収録した「自明治十四年至同十九年鉄道会社創立其他関係書類」に基づく記載であるが、東北鉄道会社は別に創業されており、日本鉄道会社のことである(福島市史編纂委員会『福島市史』第10巻・近代資料I・資料編5(福島市教育委員会、1972) p.334)。

21) 前掲、老川慶喜・中村尚史(編)『明治期私鉄営業報告書集成(1)日本鉄道会社』第1巻、p.iii-iv。

22) 前掲、老川慶喜・中村尚史(編)『明治期私鉄営業報告書集成(1)日本鉄道会社』第1巻、pp.viii-ix。

たとはいえ、8～9.5%の配当率を維持しており、このことは、1887（明治20）年代の企業勃興期のきっかけとなり、その後の産業革命にも重要な意味を及ぼすものであった。

### 3. 東北地方の路線測量開始に至る経緯

1882（明治15）年6月20日から7月3日にかけて、鉄道局長井上勝による東京・野蒜間の実地踏査が行われ、第3区のうち福島・仙台間の路線敷設工事を第2区よりも優先して実施すること、および野蒜港を建設資材の陸揚げの拠点として仙台から福島に向けて建設工事を進めることが提案された。その旨は、工部省を通して、日本鉄道会社に対して伝えられ、それに対して日本鉄道会社は、1882（明治15）年10月31日、工部卿佐々木高行に、井上勝の意向に従うことを伝えると同時に、早速福島・仙台間の路線測量に着手されるよう請願を行った。それにより、1882（明治15）年12月1日、工部卿佐々木は、野蒜・仙台・福島間の路線測量の開始を決定した²³⁾。なお、先にみたように政府は、「日本鐵道会社特許条約書」において、日本鐵道会社に対し、発行株式に対する利子保証などの手厚い保護を認めていたなか、そこには路線測量および建設工事についても鉄道局に委託することが含まれていた。ただし、日本鐵道会社という民営会社の路線測量と建設工事を鉄道局が日本鐵道会社に代わって実施するという取り決めは、あくまで第1区、上野・高崎・前橋間の話であって、それより先の路線については日本鐵道会社が行うことにされていた。

ところが、鉄道局は野蒜・仙台・福島間の測量を実行に移さなかった。当時日本鐵道会社は極端な資金不足に陥っており、そのことは沿線各県からの株金の払い込みに重大な影響を与えていた。そのことについて、宮城県公文書館に保存されている行政文書で確認しておきたい。まず、1883（明治16）年2月3日に日本鐵道会社社長吉井友実より、宮城県令松平正直に宛てた文書には、

御管下野蒜ヨリ福島迄測量之義 兼而許可相成居候處 目下御地方之景状客歳生糸ノ失敗並米価飛常ノ下落トニ因リ 近年無比ノ不融通ニテ株金払込ニ際シ困難ヲ極メ除名申立ノ向モ有之 百万御慰留之上彌縫被成下候趣 就而ハ 聊カニテモ口実トスル所アレバ 脱社等ノ患有之ニ付測量着手之義ハ 可成的迅速ニ相運候様其筋へ御照会被下候由猶弊社ヨリモ申立候様縷々御注意之趣厚ク奉謝候 弊社ヨリモ早々申立候様可仕候条御了承被下度 此段御回答仕候也

とあり²⁴⁾、松方デフレの影響下において、これまで確保した株主からの払い込みが滞っている状況から、日本鐵道会社は、これが失権株となり株金の払い込みが行われないことを恐れていたことがわかる。そのため、株主の脱退を阻止し、株金の払い込みを行わせるべく、路線測量の着手だけでも早急に実施されるよう鉄道局に対して請願していた。

また、1883（明治16）年5月7日に日本鐵道会社社長吉井友実から宮城県令松平正直に再度送られた文書は、

野蒜福島間測量之儀ニ付テハ屢々御申越之旨モ有之 殊ニ御管内株主募集方ニ付テモ該測量速ニ着手ノ模様ヲ以テ御誘導被成候趣之処 荏苒遷延ニ涉リ候テハ 大ニ募集上其他ニ於テ信用ヲ欠キ御不都合不

23) 日本国有鉄道（編）『工部省記録』鉄道之部・第6冊（日本国有鉄道、1977）pp.533-536, pp.539-546。

24) 宮城県庁文書「自明治十六年至同十七年鐵道書類綴 鐵道事務係」宮城県公文書館所蔵。

少儀ニ付 迅速相運候様可仕旨去月二十四日付ヲ以テ御申越之趣了承 右ノ儀ハ曾テ御通知仕候通り鉄道局長意見之趣ニ由リ本社ヨリ申立願済之未尚速ニ着手相成候様其筋へ屢々相促シ置 聊カ等閑ニ打過候儀ハ無之候得共願テ經費之一段ニ至リテハ御管下及福島地方募集払込之景況未タ其詳報ヲ得サル場合 金繰之都合更ニ難相立 而シテ漫ニ其筋へ催促ノミ申立候儀ハ甚タ心苦敷場合不尠不得已即今姑ラク差控居候就テモ去月二十三日付ヲ以テ御照会仕候通り目下御管下各取扱所へ 払込之実況各郡難易之御模様等詳ニ御取調至急御報道被成下度 然ル上ニ無之而ハ 測量着手之日途途モ相運兼候条御諒察被下度此段 御回答旁得貴意候也

といったものであって²⁵⁾、野蒜・仙台・福島間の測量の着手は一向になされず、このことは日本鉄道会社の株式に対する信用を失わせることにもなり、当時日本鉄道会社は資金繰りに相当苦しんでいたことがわかる。とはいえ、この間においても第1区線の工事は進められており、その完成が近付いてくると、鉄道局は、野蒜・福島・仙台間の工事を優先して行うよりも、当初の計画通り、第1区に引き続き第2区の工事に取り組むべきだという意見が大半を占めるようになり、1884（明治17）年2月1日、日本鉄道会社は実際に工事を担当する工部省に対して、第2区の工事を依頼すると同時に、野蒜・仙台・福島間の測量の延期を申し入れた²⁶⁾。なお、野蒜築港は、1878（明治11）年6月に着工され、1882（明治15）年に第一期工事の完成を迎えたものの、第二期工事が準備されるなかで、1884（明治17）年9月13日の台風により第一期工事で出来上がっていた港湾機能の多くが流出してしまい、1885（明治18）年7月に築港計画そのものが放棄された²⁷⁾。これにより、野蒜港を拠点とする路線計画そのものが、見直しを迫られることになった。その後、1884（明治17）年7月に日本鉄道会社初代社長吉井友実が突然辞任し、社長不在のまま、同年8月の第1区、上野・高崎・前橋間の全通を迎えた。そして、3ヶ月間の社長不在時期を経て、同年10月、2代目社長に奈良原繁が就任した。

ところで、前述の通り第1区線以降の工事については、日本鉄道会社で行うことにされていたのであるが、日本鉄道会社は、その後の工事も鉄道局に依頼し、鉄道局は日本鉄道会社の要請に基づき、1884（明治17）年12月、第2区の大宮・宇都宮間の工事を開始していた。さらに日本鉄道会社は、1885（明治18）年4月、第2区の残りの区間、すなわち宇都宮・白河間の工事についても、鉄道局に依頼したのであるが、これに対し、参議井上馨を中心に異論が呈されたのである。そのため日本鉄道会社社長奈良原は、1885（明治18）年5月に工部卿佐々木高行に対し、「青森迄新線敷設工事之儀願」を提出し、あらためて第2区以北の路線敷設工事を工部省に依頼した。これまでの経緯を見てもわかるように、当時の日本鉄道会社にそもそも単独で工事を行う技術は

25) なおここで用いた鉄道書類綴には、1883（明治16）年4月21日付の文書（下書き）もみられるのであるが、それは以下のような内容であった。「野蒜福島間鉄道線路測量之義ニ付テハ屢次申遣置候処 殊ニ管内該株主募集ハ早斬測量ニモ御着手之模様等ヲ以誘導致置次第モ有之ニ付 荏苒遅延ニ相渉候テハ大ニ募集上其他ニ於テモ信用ヲ欠キ旁不都合不尠候間 目下御詮議中トハ存候得共 前条御賢慮急遽御運相成様致度 尚又此段申知候也」（前掲、宮城県庁文書「自明治十六年至同十七年鐵道書類綴 鐵道事務係」）。

26) 日本国有鉄道（編）『工部省記録』鉄道之部・第8冊（日本国有鉄道、1978）pp.319-320。

27) 岩本由輝「東北開発を考える－内からの開発・外からの開発－」東北学院大学史学科（編）『歴史のなかの東北－日本の東北・アジアの東北－』（河出書房新社、1998）pp.244-246。

なく、鉄道局にとっても日本鉄道会社の路線工事は手放せない職務であった。そのようなこともあり、1885（明治18）年6月、「青森迄新線敷設工事之儀願」はすんなりと受理された。なお、日本鉄道会社は、この「青森迄新線敷設工事之儀願」において、「線路ノ選定」、「停車場ノ位置」については「一応本社（日本鉄道会社）へ御照会」（カッコ内引用者）してから決定するよう依頼していた²⁸⁾。その後、1885（明治18）年11月28日、工部省において、第3区の工事担当者が小技長増田禮作に決定し、同年12月に測量が開始される運びとなった²⁹⁾。なお、第2区に優先して、野蒜・仙台・福島間の工事を進めるといふ計画は白紙に戻されたものの、この区間に関しては、野蒜に代えて、塩釜港がその役割を担うことにされ、建設資材を塩釜港から陸揚げし、そこから福島へ向って工事が進められる計画とされたため、当初の測量の区間は、塩釜・仙台・福島間とされた。なお、東北地方における鉄道局側の測量および工事担当者は表1に示した通りである。

#### 4. 日本鉄道会社仙台停車場の設置経緯と寄付金

1886（明治19）年3月28日から同月31日にかけて、鉄道局長井上勝および日本鉄道会社社長奈良原繁による越河から塩釜港までの路線踏査が行なわれ³⁰⁾、井上らは、宮城県令松平正直に対して仙台停車場の予定地が仙台東部の「躑躅岡下練兵場邊」であることを明らかにした³¹⁾。これに対し、県令松平は、仙台停車場を榴ヶ岡（躑躅岡）よりも市街地に近接した「仙台区東六番丁」へ設置するよう運動を展開するのである。なお、これらの位置関係について示したのが図1であり、この両者は、直線距離で約1.5キロメートル離れている。図1では、周辺に軍事施設が見受けられるが、1872（明治5）年に仙台の川内に東北鎮台が設置されたことにより、仙台が「軍都」としての性格を強めていく中で、榴ヶ岡の台地には、1875（明治8）年5月、東北鎮台の第1大

表1. 日本鉄道会社線における東北関連分建設担当技師

区間	測量担当	工事担当
福島 (仙台)	4等技師増田禮作	4等技師増田禮作 3等技師松田周次 (増田禮作、1890〈明治23〉年10月に転任)
一ノ関		
日詰 (盛岡)	4等技師小川資源	4等技師長谷川謹介
小繋		
青森		

出典：日本国有鉄道仙台駐在理事室（編）『ものがたり東北本線史』（日本国有鉄道仙台駐在理事室，1971）p.65。

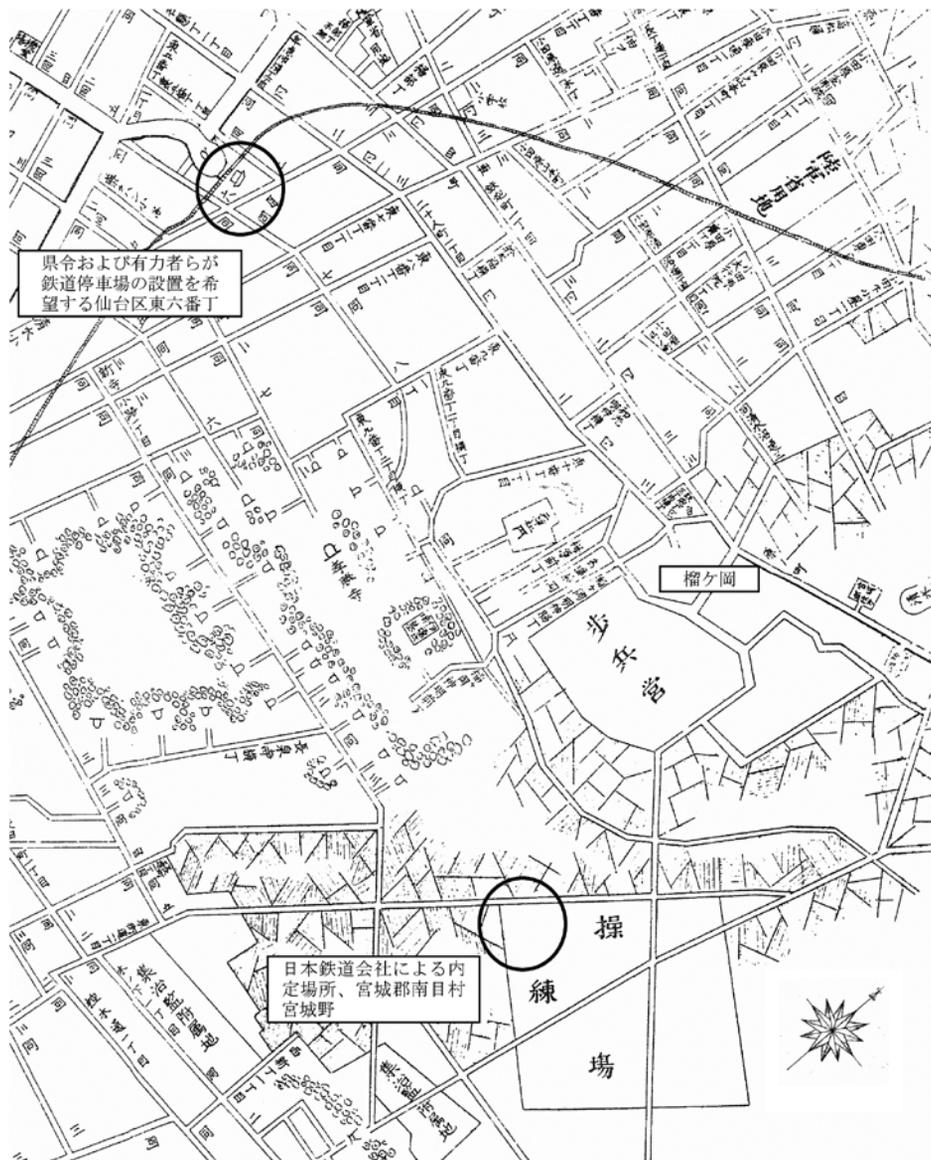
28) 日本国有鉄道（編）『工部省記録』鉄道之部・第10冊（日本国有鉄道，1980）pp.110-118。

29) 前掲，日本国有鉄道（編）『工部省記録』鉄道之部・第10冊，pp.252-253。

30) 「鐵道局長の一行」『奥羽日日新聞』1886（明治19）年3月30日，および「鐵道局長の一行」『奥羽日日新聞』1886（明治19）年3月31日。

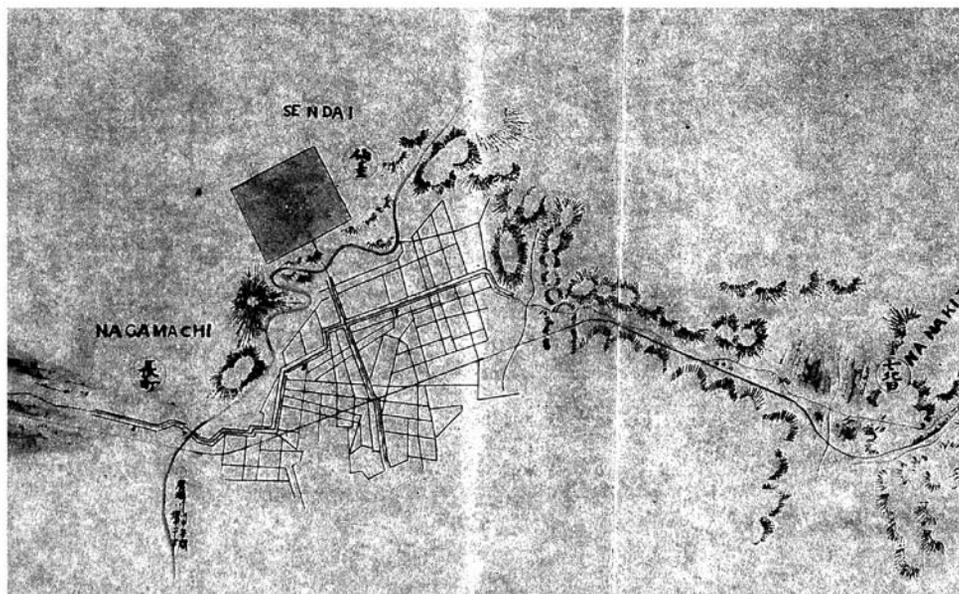
31) 「仙臺区荒廢の分け目」『奥羽日日新聞』1886（明治19）年4月10日。

図1. 日本鉄道会社仙台停車場の設置場所候補地



出典：「改正仙臺市明細全図（1889〈明治22〉年発行）」仙台市歴史民俗資料館所蔵をもとに作成。

図2. 小野友五郎による仙台近郊の路線測量図



出典：「小野鐵道権頭殿測量図之写」『佐藤政養文書』鉄道博物館所蔵。

隊および第2大隊が併合して設立された歩兵第四連隊の兵営が、さらに、その隣接地には1885（明治18）年頃歩兵第三旅団司令部が置かれており、これらに関連して榴ヶ岡の東に位置する「宮城野」には、1878（明治11）年頃に陸軍練兵場（操練場）が設置されていた³²⁾。なお、1886（明治19）年4月13日の『奥羽日日新聞』における仙台停車場の予定地は「宮城野ノ西端」とされており、ここから鉄道局は、停車場の東側、すなわち停車場の裏側に陸軍練兵場が来る配置を考えていたことがわかる。ちなみに、図2に示した1872（明治5）年の小野友五郎による路線測量では、松平の提案と同様に東六番丁を通過させることにしているのであるが、当時、これらの軍事施設はまだ設置されていなかった。

県令松平による停車場位置変更に関する具体的な行動は、1886（明治19）年4月8日に開始され、この日松平は、県庁会議室に仙台区の有志者を集め、「ステーションの位置」についての「説論」を行った³³⁾。そこでの松平の「説論」の内容が同年4月10日発行の『奥羽日日新聞』に掲載されており、それによれば、松平が仙台区の有志者「四拾余名」を、「午後二時に県庁会議室」に招集し、仙台停車場は、「（鐵道）出張局に於ても測量手をして再三測定せしめられたる處、地形の自然に就て、線路の方向よりすればステーションの適當の場所は市区の中央を距る事三十余町の東端にて、躑躅岡下練兵場邊」（カッコ内引用者）に設置される計画であることを有志者達に伝え、その内定場所では「第一に市街出入の物品運送に容易ならざる不便」が生じること、ま

32) 仙台市史編さん委員会（編）『仙台市史』通史編6・近代1（仙台市、2008）pp.279-280。

33) 「縣令の説論」『奥羽日日新聞』1886（明治19）年4月9日。

た、「汽車往来の旅人も態々仙台に立寄るも煩はし」くなり、「東北第一等の繁華街と呼ばれたる一万二千戸の大市街も忽ち寒村古驛の有様」となってしまうため、「鉄道線路の方向を転じて今の木道社即東六番丁の近辺に」停車場を設けるべきであることを主張した。さらに、松平は、鉄道を東六番丁へ引き込むための費用は「大略六、七万円」かかるとし、その「臨時費の高を六万円なりとすれば、其半額の三万円」を区民において負担し、「ステーションを買受」けたらどうか、といった提案を行い、もし「区民の方にて断然金圓を差出すとの決心」をしたならば、「小官に於ても願意貫徹する様、大いに盡す心得」であるということ述べている³⁴⁾。

また、ここでの県令松平の「説諭」の内容は、仙台市博物館所蔵の『小西家文書』に含まれている小西儀助書簡（以下、小西書簡）にもみることができる。これは、叔父伊藤清次郎の代理として、県令松平からの呼び出しに応じて出席していた小西儀助が叔父へあてた報告の手紙である³⁵⁾。なお、この小西書簡と前述の『奥羽日日新聞』における記事との記載では、松平により招集された時刻が新聞記事では「午後二時」となっているのに対して「正午十二時」とあり、また、招集された人数も新聞記事では「四拾余名」となっていたのであるが、小西書簡では「二十九名」とある。ついで、小西書簡の中に「早川区長」といった記載がみられるが、これは宮城県土木課長早川智寛のことであり、当時の仙台区長は小笠原幹である。ただし、早川、小笠原の両名ともこの日の会合には出席していた。さらに、この文書の日付は、この会合が行われた日ならば「八日」であるが、そうではなく、「十八日」または「二十八日」のいずれにも判読できる。こういったことから、この資料は前掲『仙台市史』資料編5・近代現代1・交通建設への採録が行われなかったのであるが、ここに書かれている内容が重要なので以下に全文を示すことにする。

拝呈 御宅家中 無別条被為存候間 御安心被遊被下度 長三郎殿ヨリ今日紙面到来セシニ付相開キ候処  
 （御叔父様へ）仙台区長ヨリ鉄道敷設之義ニ付 御直談致度義有之候間県庁へ正午十二時出頭可致旨御達  
 シニ相成 私義今日代人トナリテ出頭仕候 招集セシ  
 人銘ハ廿九名 今日参集セシ人銘廿八名ナリ  
 一、令公及早川区長外ニ 三名例席之上談示セラレタル条々左ニ申上候  
 令公曰

過日井上鉄道局長及奈良原殿出張セラレ ステンション置地 豫メ薬師堂北裏ナルヨシ 同所へ設ケ  
 ラレタランニハ 区内之人民不幸甚タスカルヘシ 依テ考フレハ

34) 前掲、「仙臺区荒廢の分け目」『奥羽日日新聞』1886（明治19）年4月10日。

35) 伊藤清次郎（1856〈安政3〉年～1938〈昭和13〉年）は、仙台河原町の豪商小西家の一族であり、7代当主小西利兵衛の孫に当たる。伊藤は、1894（明治27）年の宮城水力紡績会社の設立に参加し、さらに1917（大正8）年に仙台市街自動車を創設するなど、仙台を代表する実業家であり、「電狸翁」の号で知られる。なお、河原町小西家は、南町の雑貨商小西家の分家であり、ここで登場する小西儀助は、その南町小西家の当主である。なお、河原町小西家の当主は、清次郎の兄である小西栄蔵であり、栄蔵は、1881（明治14）年5月の段階において、既に日本鉄道会社に5,000円を出資していたのが確認される（河北新報社宮城県百科事典編集部〈編〉『宮城県百科事典』〈河北新報社、1982〉p.58、および菊田定郷〈編〉『仙臺人名大辞書』〈仙臺人名大辞書刊行会、1933〉pp.380-381、および前掲、老川慶喜・中村尚史〈編〉『明治期私鉄営業報告書集成〈1〉日本鉄道会社』第5巻、p.445）。

- 東六番丁木道社ヨリ南ヲ以 ステンシヨンニ致サハ 是レ区内ノ幸福ナルヘシト仰ラレタリ
- 一、日本鉄道会社ニテハ薬師堂裏ヘ掛ル方ハ費額少数ナルノミナラズ 便利ナルコト大分アルヨシ 東六番丁ヘステンシヨンヲ設ケル時ハ其入費六万円余モ要スヘシ 依テ東六番丁ヘ設ケントスルニハ 六万円ノ半額則三万円ヲ区内ニテ鉄道会社ヘ寄附セザレハ 六番丁ヘ設ケルコト能ハズト仰ラレタリ
- 一、区内有志者ヲシテ三万円出金法方 如何ト仰ラレタリ (此時一同当惑セリ)
- 田邊一同ニ変リテ御答セリ 区内ノ一大事ナレハ 今日則答申上兼候ニ付 不日協議之上御請可申上ト答タリ
- 田邊夫ヨリ区役所ノ会議所ヲ借 一同協議セリ
- 第一 六番丁ヘ ステンシヨン設ケルコトハ一同賛成セリ
- 第二 三万円有志法 是ハ区会ニ附スヘキ事トス (壹万五千元ハ戸数割) (壹万五千元ハ有志者)
- 右決議之上区長ヲ席ヘ招キ上申セリ

区長曰

区会ニ附ヘキモノニアラズ 何トナレハ 区内ニ関係アルトモ会義ニ附ヘキ法律ナシト申サレタリ

右ノ条々ニ付テ今日午後五時退散セリ 不日区役所ヨリ亦々御呼出シ相成ル事ニ在之候間後便ヨリ萬々申上候 先ハ今日出頭セシ豫メ御報道申上候也

四月十八日

義助

御叔父様

清次郎様

(出典：『小西家文書』仙台市博物館所蔵，岩本由輝「市史編さんこぼれ話・70」『仙台市政だより』2000〈平成12〉年1月号抄録)

この資料から、松平の呼びかけに応じて参集した区内の有力者達が、この場で松平から費用の捻出方法について問われ、場所を県庁から区役所会議所に移し、そのことに関する協議を行っていたことが明らかになり、この話は既に具体的な段階に入っていたことが判明する。つまり、松平と日本鉄道会社との間では、仙台停車場を東六番丁へ設置することに関する折り合いは、既に付けられていたのであり、残された課題は費用の問題だけであった可能性が高いのである。そして、松平の問いかけに対して、仙台の有力者達は、総額3万円の費用負担について、半分の1万5,000円を「戸数割」で、残りを「有志者」で負担する案を取り決め、区長小笠原に相談したのであったが、小笠原は、区税による「戸数割」での負担は、「区会ニ附ヘキモノニアラス」とし、たとえ区内に関係あることだとしても、「会義ニ附ヘキ法律」がないと答えていた。なお、小西書簡における仙台停車場の設置予定地は「薬師堂北裏」とされているが、これは『奥羽日日新聞』記載の宮城野に含まれる場所であり、小西書簡での記載から、宮城野のなかでも南より（現JR宮城野貨物駅の辺り）であったことがわかる。

この県令松平による招集の後、仙台区内の有力者達は、仙台停車場を東六番丁へ設置するのにかかる費用のうち3万円の募集に奔走する。以後、その展開を『奥羽日日新聞』の記事を用いて

検証していくのであるが、『奥羽日日新聞』を発行している奥羽新聞社は、1886（明治19）年4月10日から15日にかけて「仙臺区荒廢の分け目」といった社説を掲載し、後には150円の寄付金の支出も決定していることからわかるように³⁶⁾、仙台停車場を東六番丁へ設置することに対して賛同の立場を明確にしている。そのため、東六番丁へ仙台停車場を設置することに対する反対運動はあったものの、そのことに関する記載は当新聞ではみられない。

仙台の有力者達による取組みは、まず、1886（明治19）年4月16日に向山の植木亭で開催された「仙臺親睦会」において、親睦会の委員総代である村松亀一郎のほか、藤沢幾之輔・草刈親明・虎岩省之らが出席者40余名に対して、「演説会を開いて公衆の世論を形成する」こと、「町内組織を設け日本鉄道会社へ四方八方より請願を行う」ことを提案したのに始まる。ただし、「仙臺親睦会」は、既設の機関であり、仙台停車場問題にさいして新たに設けられたわけではないため、別に「相談会」を設置することが決定された³⁷⁾。次に、1886（明治19）年4月18日に「鐵道事件の相談会」が、片平丁の神宮教会所において約130名を集めて開催され、相談会の委員として、木村久兵衛・八木久兵衛・田邊繁久・虎岩省之・藤沢幾之輔・村松亀一郎・金須松三郎・首藤陸三・遠藤庸治・中島信成・佐々木重兵衛・小西栄蔵・佐藤三之助・沼澤與三郎・岩崎惣十郎・谷井源兵衛を選出している。同日、選出された委員達は場所を移して、「仙台区各町より町内協議の上一名の総代人を出さしむること」、「総代人は仙台某街に鐵道停車場を設置の目的を貫徹せんが為め、其筋並びに日本鉄道会社に請求すること」、「区内の有志に勧告して応分の出金を為さしむること」を決定し、翌19日に国分町の萬里軒において開催した委員会において、それぞれの部署を決定した³⁸⁾。さらに、同19日には、北目町の宮城座において「鐵道布設學術大演説会」が開催され、藤沢幾之輔・首藤陸三・草刈親明・岩崎惣十郎・倉長恕・村松亀一郎らが演説を行った³⁹⁾。

また、区内における鐵道停車場設置場所変更のための総代組織を設立する動きも、村松亀一郎・首藤陸三・藤沢幾之輔・遠藤庸治・岩崎惣十郎らを中心に進められ、1886（明治19）年4月20日、仙台区会議所において、有志総代および仙台区各組の組長らにより、区民総代を選出するための打ち合わせが行われた⁴⁰⁾。なお、この時点において、県令松平を通して鐵道長官井上勝に対する請願が行われており、1886（明治19）年4月23日付の県令松平より鐵道局長井上勝宛の請願書（草案）、およびそれに添付されたとみられる同年4月付けの首藤陸三以下21名の有志総代の連名で、県令松平正直に宛てた請願書の2通がある⁴¹⁾。このうち、後者、すなわち区内有志が松平に提出した請願書では「漸く金三万円相纏り候」とされている⁴²⁾。なお、日本鉄道会社線の敷設過程において、このような請願書がみられるのは仙台だけであり、たとえば福島・盛岡・青森の各停車

36) 1886（明治19）年4月22日の『奥羽日日新聞』に、奥羽新聞社が200円の寄付を申し入れていたことが記されている。

37) 「仙臺親睦会」『奥羽日日新聞』1886（明治19）年4月18日。

38) 「鐵道事件の相談会」『奥羽日日新聞』1886（明治19）年4月20日。

39) 「鐵道敷設學術大演説会」『奥羽日日新聞』1886（明治19）年4月21日。

40) 「鐵道彙報」『奥羽日日新聞』1886（明治19）年4月22日。

41) 前掲、仙台市史編さん委員会（編）『仙台市史』資料編5・近代現代1・交通建設、pp.84-88。

42) 前掲、仙台市史編さん委員会（編）『仙台市史』資料編5・近代現代1・交通建設、p.85。

場の設置経緯をみても、鉄道停車場の位置問題について、鉄道局長井上と各県令および地元有力者らが書面を取り交わすのではなく、直接交渉し、その間での合意が決定とされている。ちなみに、仙台の場合も、日本鉄道会社側からの当初計画は書面では示されていたわけではなく、本来ならばこのような請願書は提出する必要がないのである。なぜなら、当時の鉄道行政は井上が絶対的な権限を有しており、井上の了承さえ得られればほとんどの問題は解決したのである。そうすると、この請願書は、松平と区民の代表者らが鉄道局に対して差し出した、いわば3万円の拠出を約束した証文とみられるのである。

さらに、1886（明治19）年4月25日には、有志総代および仙台区における各町組合長により、総勢55名の区民総代が選出され、同年4月27日、区内総代55名、および有志総代22名による協議会が片平丁の神宮教会所において開催された。その席上において、区内総代55名の連名で、鉄道局・日本鉄道会社・宮城県庁に対して「停車場を区内に引き入れる」ための請願を行うことが決定され、そのための事務担当委員に、田邊繁久・虎岩省之・佐藤助五郎・椿孝之・首藤陸三・大崎梅吉・草刈謙吉が選出されている⁴³⁾。ここでの決定に基づき、同年5月1日、県令松平に対して表2に示した区内総代55名の連署でもって「鉄道停車場位置換請願書」が提出された⁴⁴⁾。ちなみに、この請願書が鉄道局や日本鉄道会社に対して上申されたふしはなく、この請願書が何のために作成されたのかは判然としない。鉄道局に対する意思表示ならば、先に井上に提出したもので充分なはずである。また、この請願書を単に、鉄道停車場位置を宮城野から東六番丁に変更させることに對する念押しとみてしまうと、路線の変更によって町の分断が生じたり、駅裏にされてしまう町の総代も連署していることから、これでは彼らがそういったことを望んでいたことになってしまう。この請願書で注目すべきことは、それまでの「三万円」という言葉が登場せず、「若干ノ金円」と置き換えられていることである。

そのことに関して、表3で示した『奥羽日日新聞』記載の寄付金応募状況に注目してみたい。1886（明治19）年4月22日の報道では、21人の商人による拠出が5,550円、11人の代言人による拠出が675円で、合計6,225円であり、これに、同年4月24日・25日の報道において7,105円が追加され、この時点で、合計1万3,300円の出資であった。つまり、先に井上に提出した請願書では、あたかも3万円の寄付金が集まっているような記載がみられたのであるが、実際には、その半分程度の拠出であった。当時の3万円という金額は、非常な大金であり、たとえば、1887（明治20）年度における仙台区の歳入および歳出が2万311円である⁴⁵⁾。そういった意味では、先に見た「小西書簡」の中で有力者達が、自らによる寄付金を1万5,000円と計算していたのが限界だったのであって、そのため、仙台区の有識者らは、松平に対し、資金集めが不調であることを伝え、再度東六番丁への停車場の設置を請願したのであり、そのために、仙台区内における全ての町の総代の連署が必要と考えたのであろう。なお、ここでの寄付者の何人かが、配当を補

43) 「鐵道彙報」『奥羽日日新聞』1886（明治19）年4月29日。

44) 前掲、仙台市史編さん委員会（編）『仙台市史』資料編5・近代現代1・交通建設、pp.88-91。

45) 仙台市史編さん委員会（編）『仙台市史』資料編8・近代現代4（仙台市、2006）pp.321-322。

表2. 各町総代名簿

	町 組	総 代		町 組	総 代
1	常磐町組	虎岩省之	29	通町組	菅野栄七
2	河原町組	若生儀兵衛	30	堤町組	武田喜規
3	新弓ノ町組	鈴木吉兵衛	31	木町通組	永島東吾
4	南鍛冶町組	山崎覚七	32	北一二三番丁西組	鈴木三之丞
5	三百人町組	菅野善治	33	北四五六番丁組	小原長信
6	成田町組	丹野久太郎	34	北山町組	毛利清右衛門
7	荒町組	斎藤八十郎	35	北七八番丁組	窪田範良
8	連坊小路組	丹野益吉	36	新坂通組	斉藤永久
9	南町組	小西儀助	37	中島丁組	藤澤景翼
10	新伝馬町組	佐々木喜平治	38	北壺番丁東組	遠藤盛之
11	名懸町組	庄司泉三郎	39	北二三四五六番丁東組	永野繁之進
12	二十人町組	野田与市	40	北二三四五六番丁中組	正木文吾
13	舟丁組	藤田武治郎	41	元寺小路組	加藤瓢
14	土樋組	生江元善	42	花京院通組	水科穆郎
15	米ヶ袋組	高成田行信	43	小田原東組	鈴木長之助
16	片平丁組	小堤成義	44	鉄砲町組	穴戸保治
17	琵琶首町組	若生為治	45	小田原西組	嶋原善行
18	霊屋下組	鈴木卯之松	46	宮町組	相沢儀兵衛
19	川内中ノ瀬組	石川朝光	47	本荒町組	佐藤文之進
20	亀岡町組	関美之	48	八幡町組	黒田徳至
21	立町組	三浦弥治平	49	定禅寺通槽丁組	国分平
22	肴町組	田中健治	50	元槽丁組	草刈謙吉
23	北材木町組	高橋広治	51	北目町組	大崎梅吉
24	東一番丁組	白石文治	52	清水小路組	椿孝之
25	東三番丁組	二宮尚輔	53	大町上組	佐藤助五郎
26	東七番丁組	三品彦惣	54	東二番丁組并国分町組	田辺繁久
27	東八番丁組	鈴木平治	55	東四五番丁組	首藤陸三
28	二日町組	釜石丑五郎			

出典：仙台市史編さん委員会（編）『仙台市史』資料編5・近代現代1・交通建設（仙台市, 1999）pp.89-91より作成。

表3. 『奥羽日日新聞』記載、寄付金予定額及び寄付者一覧

〈4月22日報道分〉			〈4月24日報道分〉			〈4月25日報道分〉		
	氏名	金額 (円)		氏名	金額 (円)		氏名	金額 (円)
1	木村久兵衛	600	1	佐藤助五郎	900	1	福田榮次郎	120
2	藤崎三郎助	600	2	金須松三郎	500	2	橋川鏞	100
3	角田林兵衛	550	3	岩井八兵衛	500	3	萩原嘉蔵	100
4	大倉定七	500	4	本野小平	400	4	吉岡吉治	100
5	佐々木重兵衛	500	5	谷井源兵衛	350	5	針生正之助	100
6	小谷新右衛門	300	6	櫻井伊助	350		合計	520
7	佐藤三之助	300	7	田邊繁久 ※	300			
8	櫻井伊助	250	8	松田新兵衛 ※	300			
9	松田新兵衛	250	9	高橋藤七 ※	300			
10	八木久兵衛	250	10	八木久兵衛 ※	300			
11	高橋藤七	200	11	宮城吉右衛門	200			
12	鈴木倍次郎	200	12	高橋甚之助 ※	200			
13	奥羽新聞社	200	13	工藤又七	150			
14	田邊繁久	150	14	石川進	140			
15	高橋甚之助	150	15	針生久助	100			
16	大石太吉	150	16	石原善右衛門	100			
17	松坂佐兵衛	150	17	安藤利平衛	100			
18	田邊商店	100	18	大内源太右衛門	100			
19	鎌田三郎右衛門	50	19	渡邊長佐衛門	100			
20	青海平八郎	50	20	新田彦八	100			
21	古川良助	50	21	大沼十右衛門	75			
	小計(商家分)	5,550	22	佐藤庄左衛門	75			
22	遠藤温	100	23	玉澤傳蔵	70			
23	村松亀一郎	75	24	高橋愛蔵	50			
24	田代進四郎	75	25	佐藤信義	50			
25	遠藤庸治	75	26	今野武治	50			
26	浅尾哲次	50	27	奥田庄吉	50			
27	藤澤幾之輔	50	28	福島熊吉	50			
28	岩崎惣十郎	50	29	伊勢八之丞	50			
29	草刈親明	50	30	山形藤左衛門	50			
30	莊子斌	50	31	都川歌之助	50			
31	小関源太郎	50	32	大塚音二郎	50			
32	杼窪廣成	50	33	斎川久吉	50			
	小計(代言人分)	675	34	板橋善右衛門	50			
	合計	6,225	35	木村丈助	50			
			36	内島庄吉	50			
			37	黒田榮助	50			
			38	関波小兵衛	50			
			39	福田喜三郎	35			
			40	橋本忠次郎	30			
			41	毛利まつ	30			
			42	皆川保治	30			
				合計	6,585			

22日・24日・25日  
報道分通計 13,330

出典：「鐵道彙報」『奥羽日日新聞』1886(明治19)年4月22日,「鐵道事件」『奥羽日日新聞』同年4月24日,「鐵道彙報」『奥羽日日新聞』同年4月25日をもとに作成。なお、4月24日分の表中において、※印をつけたのは、22日分と氏名が重複している者であるが、これは増額の寄付金を出した者を示すものである。ちなみに、同表は、前掲手嶋論文44ページにも載せられているが、そこでは4月22日報道分の6,225円が見落とされているため、24日と25日の献金額7,105円を総額と捉えてしまっている。

償されていた日本鉄道会社の株主になっていたことは留意しておく必要がある⁴⁶⁾。

このように展開されてきた仙台停車場の設置場所変更問題であるが、突如状況が一変することになる。1886（明治19）年6月3日に仙台区長小笠原が臨時区会を招集し、「鐵道停車場位置変更方法及収支予算」についての協議を行い、同月4日に3万円の費用負担は、区費から全額を支出して日本鉄道会社へ寄付することを決定したのである。なお、3万円の捻出方法は、仙台区が「相当の利付を以て借入」し、日本鉄道会社に対して寄付を行い、そのさい発生した利息を含めた計3万3,753円33銭3厘を1886（明治19）年から1888（明治21）年度の3カ年に渡って区民から臨時徴収するというものであった。また、区民からの徴収方法は、戸数割で行い、1等から19等にかけて負担金額が決められ、さらに営業税を納めているものに対して一定の割合で増額させる方式であった⁴⁷⁾。このような強引ともいえるやり方をもって、資金を用意しなくてはならなかった背景には、鉄道局および日本鉄道会社に対する約束、つまり支払期限があったのであろう。とはいえ、これにより当初の決定を覆して東六番丁へ仙台停車場が設置されることは決定した。なお、この決定にともない、区民総代55名は、1886（明治19）年7月12日付けで、先に提出した松平宛の「鐵道停車場位置換請願書」を「下戻」すようお願い出ている⁴⁸⁾。

この間、東六番丁へ停車場を設置することに対する反対の動きがなかったわけではない。とくに、東京在住の仙台出身者らによって組織されていた「仙臺義會」は、司法省法学校在学中の佐藤郁二郎を代表として仙台に送り込み、むしろ原案通り宮城野に仙台停車場を設置した方が仙台のためであることを主張した。その理由について、1932（昭和7）年に出版された佐藤の『回顧録』では、①現状では東六番丁の方が宮城野よりも便利かもしれないが、これは一時的なものであり、近い将来移転の必要性が生じるであろうこと、②日本鉄道会社に3万円という大金を提供して、東六番丁に停車場を設置するならば、むしろこの資金を、宮城野・仙台間における軽便の交通機関の設置にあてた方が上策であること、③宮城野に停車場を開設するのを機に、理想の市街地建設を行えばよいことを挙げている。このような見解を持って佐藤は、県令松平をはじめとする関係者に面会し、また、西公園内にある挹翠館および大二樓の2か所で講演を行ったのであるが、すでに東六番丁へ停車場を建設することでまともだった仙台の有力者達の意向を変えさせることはできなかった⁴⁹⁾。なお、1886（明治19）年5月1日の『奥羽日日新聞』に佐藤が載せた広告では、

父不快ノ為七日間ノ日積ヲ以テ帰省候処 繁雜要時出来候儘仙台義會々友諸君及ヒ其他皆々様ニ一々御見

46) 「明治十九年六月三十日調」の『日本鉄道会社 株主姓名簿』における仙台有力商人として、八木久兵衛（295株）・伊澤平蔵（200株）・岩井八兵衛（200株）・角田林兵衛（200株）・佐藤助五郎（200株）・金須松三郎（100株）・本野小平（100株）・小西栄蔵（100株）・小西儀助（100株）・谷井源兵衛（75株）・針生権十郎（60株）伊藤清次郎（54株）・松田新兵衛（50株）・奥田新次郎（40株）・櫻井伊助（40株）・鈴木倍次郎（31株）・櫻井伊之助（20株）・小谷新右衛門（10株）・大内源太右衛門（8株）が確認される（前掲、老川慶喜・中村尚史〈編〉『明治期私鉄営業報告書集成（1）日本鉄道会社』第5巻、pp.451-486。

47) 「郡区公報」『奥羽日日新聞』1886（明治19）年6月6日。

48) 前掲、仙台市史編さん委員会（編）『仙台市史』資料編5・近代現代1・交通建設、pp.92-94。

49) 佐藤郁二郎『回顧録』（私家版、1932）pp.59-63。

舞相叶間敷候間 此儀御宥恕奉願候也

仙台区東一番丁四十九番地

四月三十日

佐藤郁二郎

とあり、佐藤の帰仙理由は「父不快ノ為」であったことが判明し、あわせて、1886（明治19）年4月24日から30日までの1週間に先に見た活動を展開したようである。ただし、この『回顧録』の中で、後に日本鉄道会社に対する仙台区会の寄付行為についての訴訟問題を展開する草刈親明と佐藤運宜、その他、沼澤與三郎らが「大二仙臺義會ノ意見ニ賛同」し、その結果、草刈と佐藤は、日本鉄道会社に対する区会の決議の取消に関する訴訟を起こすに至ったとしているのは⁵⁰⁾、明らかに間違いであり、佐藤の滞在中、とくに草刈は、停車場位置変更問題の中心グループの1人として活動していたことは先に見たとおりである。とはいえ、仙台の有力者達も、在京の仙台出身者達の意見をおろそかにすることはできなかつたとみえ、後日、藤沢幾之輔が御礼のために代表して上京している⁵¹⁾。

ところで、仙台停車場の設置場所は、東六番丁に決定したものの、日本鉄道会社に対する3万円の寄付金については紛糾することになる。このことについて、後の商工大臣であり、この問題に深く関係してきた藤沢幾之輔は、1933（昭和8）年発行の「宮城県政界の思い出（5）」において、「仙台の死活問題」として取り扱われていた停車場位置に関する議論が、「政治問題化」していったことを回想している⁵²⁾。

仙台停車場の設置場所変更にかかる費用のうち3万円について区費より醸出することが決定されたことについて、1886（明治19）年6月24日、草刈親明・佐藤運宜・三宅種信の3名は、日本鉄道会社に対して、民営会社の営利事業に対する区費の寄付行為は不当であるといった異議申し立ての照会状を郵送し、そのなかで、理由如何によっては区会の決議に対する取消の訴訟を起こす旨を通知した。この異議申し立てに対して、日本鉄道会社は、宮城県と申し合わせのうえ、全てを鉄道局へ任せているとし、明確な回答を拒否したため、草刈らは、内務大臣山県有朋にまで陳情を行い、その結果内務省は、「費用支出の義を区会に付したるは区町村会法の範囲外」のこととして仙台区会の決議を取り消したのである⁵³⁾。なお、「区町村会法」は、1878（明治11）年7月における、いわゆる地方三新法（郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則）の制定に即して、1880（明治13）年4月に制定されたものであり、これが1884（明治17）年5月に改正されていた。その第1条において「区町村会ハ区町村費ヲ以テ支弁スヘキ事件及其経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス」とあるが、ここでの仙台区会の決定はこの規定にもとるものとされたのであり、また、第6条の「府知事県令ニ於テ区町村会ノ議事若シ法ニ背キ又ハ治安ヲ害スルコトアリト認ムルトキハ何時タリトモ区町村会ヲ停止シ又ハ之ヲ解散シテ改選セシムルコトヲ得」といった規定から、県令松平はその監督責任を問われることになる。この間、1886（明治19）年8月13日には、仙台始審裁判所へ、

50) 前掲、佐藤郁二郎『回顧録』p.62。

51) 藤沢幾之輔「宮城県政界の思い出（5）」『宮城県人』（宮城県人社、1933）p.7。

52) 前掲、藤沢幾之輔「宮城県政界の思い出（5）」pp.7-8。

53) 前掲、仙台市史編さん委員会（編）『仙台市史』資料編5・近代現代1・交通建設、pp.91-92。

宮城県平民関口勘右衛門ほか1,135名の署名をもって、区会の決議の取り消しを求める詞訟が提出されていた⁵⁴⁾。これらに対して、県令松平および区長小笠原は、内務大臣に対して進退伺を提出した。その進退伺に対して内務省は、1886（明治19）年11月30日、この問題は「法律ノ誤解ヨリ生シタル過失」であり、「既ニ其議決ヲ取消」しているといった理由から、両名の処分は行わないという決定を下した⁵⁵⁾。ただし、小西書簡において区長小笠原が、区費の支出は法律外の行為であることを認識していたことは先に確認した通りであり、それを犯してでも区費による支出を取り決めなければならなかったことには、おそらく松平の意向が絡んでいたであろう。いずれにせよ、この間も路線敷設工事は進行しており、仙台停車場は、1887（明治20）年12月15日における上野・塩竈間⁵⁶⁾の開通に伴い、東六番丁に開業を迎えることになる。

ただし、この間、冒頭で述べた手嶋の指摘にあるように、1887（明治20）年5月20日付行政文書「鉄道用地買上費献金之義ニ付伺（宮城県土第1394号）」にもとづく寄付行為が行われていた。これについてみていくのであるが、同伺書が収録されている文書綴りには、同年2月13日付で鉄道局仙台出張所が宮城県に対して発行した受領書がみられる。そこから、同日、「鐵道建築費トシテ」の「仙台区民寄附金」4,760円が、宮城県から鉄道局仙台出張所へ支払われていたことが判明するのであり、その出資者は表4のとおりであった。そしてその後、同年5月20日付けの前掲「鉄道用地買上費献金之義ニ付伺」が内務大臣山県有朋宛てに提出され、それが同年5月30日に受理されているのである。そのなかで松平は、「仙臺区市街之地ニ停車場設置之挙」に対して「同区有志者ニ措テ金四千七百六拾円ヲ醸集シ鐵道用地買上費ノ一部分」に充当するように願い出ているのであるが、献金の名目が、先の受領書にあった「鐵道建築費」から「鐵道用地買上費」に変更されていた。加えて「右金額（4,760円）ヲ以別紙調ノ地所ヲ買上ケ地種組替ノ上普通官有地同様取扱可然哉」（カッコ内引用者）とあり、つまり、松平は、献金といった形ではなしに、土地で寄付する旨を提案していた。ここで掲げられた「別紙調ノ地所」は表5の通りであって、これは仙台停車場付近における路線用地であり、停車場位置の変更によって鍋弦状にさせられた部分に相当する。その後、宮城県令松平と鉄道技師増田禮作との間で寄附金を巡ってのやりとりがなされ、結果、寄附された4,760円は、一旦宮城県に返還されることになり、あらためて土地でもって寄付されることになった。このため宮城県は、5月に作成していた「決算調」の書き換えを行い、既に受領していた総経費4万3,500円（鉄道線路及停車場ニ係ル地所買取其他一切ノ経費）か

54) 司法省「宮城県平民関口勘右衛門外千百三十五名ヨリ区長ニ対スル鉄道布設ニ関スル越権処分取消ノ詞訟和解ノ件」『公文雑纂 明治二十年 第二十四卷 司法省十五』（纂00063100）国立公文書館所蔵。

55) 内務省「宮城県知事松平正直外一名区町村会法ノ範囲外ニ渉ル事項ヲ区会ノ決議ニ付シタルヲ認可セシニ付謹責ノ件」『公文雑纂 明治十九年 第十卷 内務省二』（纂00010100）国立公文書館所蔵。

56) ただし、塩竈停車場は、現在のJR東北本線塩釜駅とは場所が全く異なり、明治期において日本鉄道会社の路線建設に必要な資材の陸揚げを目的として、当時の塩釜港に設置されたものである。その後塩竈停車場は、1956（昭和31）年7月に当時の国鉄東北本線塩釜駅が開業したのにもない、名称を塩釜港駅に改め、その後1986（昭和61）年に塩釜港駅は塩釜埠頭駅に吸収され、廃止となったのであるが、1990（平成2）年に塩釜埠頭駅が元の塩釜港駅の場所に移動してきた。そして、塩釜埠頭駅は1994（平成6）年6月に休止、1997（平成9）年4月に廃止された。なお、塩竈停車場の位置の変遷については、前掲『仙台市史』資料編5、pp.59-61に詳しくまとめられているので、そちらを参照されたい。

ら、市民による寄附金額とほぼ等しい4,477円32銭7厘を為替券でもって鉄道局に返還することになっている⁵⁷⁾。つまり、鉄道局および日本鉄道会社は4,760円の寄附金を当てにしていたわけではなく、それが無くとも工事に支障はなかったのである。加えて、市民有志から拠出された4,760円は、このさい新たに集められたものであって、先にみた3万円の収集活動とは別個のものであることを指摘しておきたい。前掲手嶋論文では、これら2つの寄附金の混同がみられ、『奥羽日日新聞』における新聞報道では寄附金の水増しが行われていたことにされているのであるが、4,760円の有志者による寄付は、仙台停車場付近における湾曲部分の路線用地買収費の算定額を念頭に、あらためて拠出されたものとみられる。このことについて、藤沢幾之輔は、前掲「宮城県政界の思い出(5)」において、

結局仙臺は寄附を出さずして希望通り線路を仙臺に引入れ、停車場を東六番町⁵⁷⁾に建設することが出来た。

但し鐵道会社に対しては気の毒であるので有志寄附を提供することとし、その貯出した金高は五六千円に達したので、之を寄附して停車場問題の大團圓を告ぐるに至つたのである

と回想しており⁵⁸⁾、金額の相違はみられるものの、仙台市は結果的に負担金を支払うことなしに仙台停車場の位置変更を実現したのであるが、それでは「気の毒で」あったという心情からあらためて寄附を行ったというのが実態であったのであろう。ただし、宮城県を通して献金している以上、県令松平の関与は否定できない。そのさい、金銭ではなく土地で寄附し、それを官有地とすることには、違法とされた民間会社に対する行政の寄附行為の問題が関係しているのであろうが、鉄道国有化を見込んで、土地を官有とする意味もあったのであろう。

最後に、この東六番丁への停車場設置は、市街地を分断したようにみえるのであるが、必ずしもそうではないことを説明しておきたい。1872(明治5)年に行われた小野友五郎による路線測量においても東六番丁を通過させていたように、東六番丁以東は、同じ仙台区内ではあるけれど、西側と比べると全く違った土地利用がなされていたことを知っておく必要がある。つまり、1600(慶長5)年の伊達政宗による仙台開府にともなう城下町づくりのなかで、東六番丁は、仙台の「御城下」の範囲をしめす「仙台輪内(わのうち)」の当初の東限とされ、それより東側は、戸口の増加により下級武士の屋敷が造られていたものの、明治に入る頃には、それらも取り壊されて畑地となっているところが多く見受けられる状態であった。したがって、仙台停車場は、市街地に近接した「まちはずれ」、すなわち「場末」に設置されたのであり、他の鉄道路線とそう違ったものではなかった⁵⁹⁾。

57) 宮城県庁文書「鉄道 自明治十八年至明治二十年」宮城県公文書館所蔵。

58) 前掲、藤沢幾之輔「宮城県政界の思い出(5)」p. 8。

59) 仙台における近世城下町と鉄道停車場との関係については、佐々木秀之「仙台市における駅裏成立の歴史的背景－江戸・明治期における土地利用を中心に－」入間田宣夫・平川新(編)『東北の歴史』第3巻(清文堂出版、刊行予定)参照。

表4. 寄付金（4,760円）の拠出者一覧

	氏名	金額 (円)	所在	備考
1	佐藤助五郎	254	仙台区大町二丁目	呉服太物商
2	木村久兵衛	212	仙台区大町二丁目	呉服太物商
3	角田林兵衛	212	仙台区大町三丁目・寄留（福島県平民）	呉服太物商
4	藤崎三郎助	212	仙台区大町二丁目	呉服太物商
5	岩井八兵衛	127	仙台区国分町・寄留（滋賀県平民）	呉服太物商
6	松田新兵衛	106	仙台区大町三丁目	呉服太物商
7	小谷新右衛門	85	仙台区国分町・寄留（滋賀県平民）	菓種商
8	桜井伊助	106	仙台区大町二丁目	菓種商
9	八木久兵衛	106	仙台区大町四丁目	小間物商・味噌醤油醸造業
10	高橋藤七	85	仙台区大町四丁目	和洋小間物卸商
11	田辺繁久	64	仙台区東二番丁	洋物商
12	大石太吉	64	仙台区国分町	紙商
13	大沼十右衛門	70	仙台区大町四丁目	呉服商
14	鎌田三郎右衛門	25	仙台区肴町	魚卸商
15	青海平八郎	21	仙台区肴町	周旋業
16	福島与惣五郎	25	仙台区新伝馬町	倉庫業
17	佐々木重兵衛	170	仙台区大町五丁目	味噌醤油醸造業
18	谷井源兵衛	106	仙台区新伝馬町	味噌醤油醸造業
19	本野小平	148	仙台区北六番丁	
20	松坂佐兵衛	30	仙台区大町四丁目	呉服太物商
21	鈴木倍次郎	25	仙台区大町四丁目	
22	高橋甚之助	50	仙台区大町四丁目	小間物商
23	針生権十郎	75	仙台区河原町	雑貨商
24	酒井長兵衛	20	仙台区大町四丁目	
25	谷宇兵衛	15	仙台区国分町	紙商
26	若生倉造	20	仙台区南町	金物商
27	宮城吉右衛門	20	仙台区南町	
28	伊藤小三郎	20	仙台区大町四丁目	綿卸小売商・金融業
29	桜井伊之助	20	仙台区新伝馬町	
30	大泉甚吉	20	仙台区新伝馬町	煙草商
31	阿辺善六	25	仙台区大町四丁目	
32	安立ミツ	70	仙台区東一番丁	
33	大内源太右衛門	35	仙台区大町五丁目	古着・呉服商
34	朴沢三代治	25	仙台区元荒町	裁縫私塾経営
35	佐藤信義	10	仙台区六軒丁	小学校取締
36	杉山厚德	10	仙台区定禅寺通櫓丁	蕎麦店経営
37	大倉喜一郎	127	仙台区大町三丁目・寄留（東京府平民）	東京在住実業家
38	奥田新次郎	25	仙台区大町四丁目	
39	秋山嘉之助	20	仙台区大町一丁目	
40	谷井源五郎	15	仙台区大町五丁目	

41	渡辺末吉	10	仙台区大町三丁目	通運会社支配人
42	伊沢平蔵	100	仙台区北五番丁	酒造業
43	金須松三郎	100	仙台区東一番丁	金融業
44	古木孝三郎	20	仙台区国分町	酒造・味噌醸造業
45	田代進四郎	20	仙台区元柳町	代言人、後衆議院議員
46	村松亀一郎	20	仙台区東一番丁	代言人、後衆議院議員
47	遠藤庸治	20	仙台区東二番丁	代言人、後仙台市長
48	岩崎惣十郎	13.333	仙台区元柳町	代言人、後衆議院議員
49	浅尾哲次	13.333	仙台区元柳町・寄留(岡山東士族)	代言人
50	藤沢幾之輔	13.334	仙台区東一番丁	代言人、後商工大臣
51	土井七郎兵衛	50	仙台区大町三丁目	金融業
52	針生庄之助	50	仙台区国分町	妓樓経営
53	小西栄蔵	25	仙台区河原町	紙商
54	小西儀助	25	仙台区南町	雑貨商
55	後藤清善	15	仙台区南町	葉種商
56	上山五郎	20	仙台区南光院丁	医師
57	中目斎	20	仙台区東二番丁	医師
58	氏家習	10	仙台区清水小路	氏家習死去、遺族氏家時
59	渡辺道作	10	仙台区元寺小路	医師
60	安藤利兵衛	20	仙台区国分町	
61	針生久助	15	仙台区国分町	旅館業
62	菊地平五郎	10	仙台区国分町	旅館業
63	田中建治	5	仙台区肴町	
64	大泉梅次郎	10	仙台区国分町	旅館業
65	奥田庄吉	10	仙台区国分町	
66	砂金永助	5	仙台区柳町	
67	濱岡長次郎	5	仙台区二日町	
68	植川キミ	5	仙台区東一番丁	
69	白石キヨ	5	仙台区国分町	
70	山形藤右衛門	10	仙台区国分町	
71	第一銀行	50	仙台区大町三丁目・仙台支店	支配人尾高惇忠
72	第六十銀行	160	仙台区国分町・仙台支店	支配人土岐寧顕
73	三井銀行	75	東京本店へ引揚(旧仙台支店大町四丁目)	旧支配人福村金一郎
74	第七十七銀行	367.808	仙台区大町一丁目	頭取遠藤敬止
75	飯島一景	100	仙台区東二番丁	官吏
76	掛田利安	77.192	仙台区元鍛冶丁	官吏
77	佐藤三之助	400	仙台区東一番丁	米・生糸販売業
	合計	4760		

出典：宮城県庁文書「鉄道 自明治十八年至明治二十年」宮城県公文書館所蔵、仙臺市史編纂委員会編『仙臺市史』復刻版・各巻（仙台市、1975）、河北新報社宮城県百科事典編集本部編『宮城県百科事典』（河北新報社、1982）、菊田定郷編『仙臺人名大辞書』復刻版（宝文堂、2000）をもとに作成。献金者の序列は、原文ママ。なお、同表は前掲手嶋論文46ページにも収容されているが、そこでは一部欠落がみられ、献納額の合計と総計が一致していない。

表5. 仙台停車場付近における鉄道路線用地「別紙調」

区村名	面積	金額	内 訳
仙台区	8町2反5畝11歩 3合8勺6才	2,959.829	田：1反18歩3夕，35円20銭6厘 畑：6町5畝29歩3合5夕，1,780円96銭8厘 宅地：1町8反4畝27歩4合6才，1,089円75銭8厘 草生地：9歩，8銭1厘 墓地：2反3畝17歩6合，53円81銭6厘
宮城郡南小泉村	1町6反5畝7歩	244.903	畑：1町5反8畝10歩，231円53銭8厘 宅地：6畝27歩，13円36銭5厘
宮城郡小田原村	1町8反5畝16歩	348.707	田：1町1反2畝3歩，249円81銭3厘 畑：7反1畝18歩，98円85銭7厘 草生地：1畝25歩，3銭7厘
宮城郡苦竹村	1町8反6畝	457.762	田：1町4反7畝24歩，411円94銭4厘 畑：3反6畝3歩，45円55銭6厘 山：2畝3歩，26銭2厘
宮城郡小鶴村	9反2畝14歩	217.231	田：6反4畝14歩，189円80銭 畑：1反6畝5歩，17円76銭1厘 宅地：4畝24歩，8円3銭5厘 山：6畝26歩，1円63銭 草生地：5歩，5厘
宮城郡燕沢村	1町1反9畝23歩	366.374	田のみ
宮城郡岩切村	4反6畝11歩	165.194	田のみ
合 計	16町2反22歩 3合8勺6才	4,760.000	

出典：宮城県庁文書「鉄道 自明治十八年至明治二十年」宮城県公文書館所蔵をもとに作成。

## 5. おわりに

本論の目的は、日本鉄道会社仙台停車場の設置経緯を明らかにすることであり、なかでも寄付金の取り扱いについての解明を主眼において検証を進めてきた。その結果、以下の点が明らかになった。

まず、仙台停車場の設置経緯を概観すると、仙台停車場の位置変更運動は、県令松平が主導したものであることが明白であった。そのさい、宮城県令松平が、仙台区における地元有力者に働きかけ、日本鉄道会社に対する寄付金収集を指示していたことが判明し、それに呼応した地元有力者らが仙台停車場設置位置変更のさいしての条件を満たすために、寄附金収集活動を展開していたのであった。そこにおいて松平は、建設資金の調達としての株主募集、鉄道用地買収といった任務を担っており、それへの協力を地元有力者に求めなくてはならず、一方、地元有力者は、

藩政期以来、特権を与えられながら発展してきた商人が中心であり、鉄道停車場の配置場所による旧来の商業地の衰退は回避しなければならないといった事情から、県令松平と地元有力者の相互利害関係が成立していた。

ついで、日本鉄道会社に対する寄付金の問題であるが、当該期における公共事業に対する寄付行為が一般化していたものの、ここでの対象が民間会社である日本鉄道会社であったことから、事業の公共性はあったとはいえ、結局、区費による寄付行為は違法とされた経緯が明らかになった。さらに、問題がいったん終結した後、宮城県を窓口とする地元有志者による寄付行為が再度行われていたのであるが、そこでは献金ではなしに、用地提供といった形がとられていたことが判明した。そのうえで、冒頭における寄付金は不要ではなかったとする手嶋の問題提起を検証すると、結果的に位置変更にかかる費用の一部として用地提供がなされていたことから、その主張を否定することはできないのであるが、用地提供によって停車場の位置変更が決定されたわけではなく、前掲『仙台市史』通史編6・近代Iにあるように、寄付金なしで、変更はすでに実現していたのである。

なお、本論は、前掲博士論文「地域内格差としてのいわゆる「駅裏」の研究—東北各県都の事例を中心に—」からの抜粋であり、それに市民有志による寄附金にかかる部分を加筆したものである。この博士論文の作成にあたっては、指導教授である岩本由輝先生に大変お世話になったことをこの場をお借りして御礼申し上げたい。仙台停車場位置変更の問題は、博士前期課程入学後、最初に御指導頂いた研究課題であったことから、あえて本論集に掲載させていただいた。

# 近世農業水利施設の普請と維持管理の費用分担に見る藩と村

## — 山形五堰を事例として —

佐藤章夫

### はじめに

小論は、近世後半期の農民たちが藩支配と村自治との関係の中で水をいかように涵養し配分して稲作を続けてきたかを、山形盆地に於ける水利施設の築造・維持管理の面から考察しようとするものである。

もともと「公」である水が我が村、我が田の「私水」になり（我村引水、我田引水）、最後に河川に流れ込んで再び「公」に還っていく。この水の性格変化に近世の「共」がどのようなかたちで関与したかが論点になる。

小論は、2010年に刊行した拙著『農業水利と国家・ムラ』前半の近世部分（第1～4章）をベースに、拙著の構成が藩→村々連合→村→百姓だったのを百姓→村→村々連合→藩と逆転して、農業水利に関わる諸負担を村の本百姓の視線から見直し、出版当時未解明のままだった部分をその後の考証で補ってみようとするものである。

「百姓」とは網野（2001 p.67-96）の議論に留意しながらも、小論では稲作農民を指し、「本百姓」は高持ち百姓のことである。なお「村」は藩政村を指すが現代の大字「集落」と範囲はほぼ同じである。

## 第1章 考察の対象

### 1 山形五堰

山形盆地は東に奥羽山脈、西は出羽丘陵によって外界と隔てられ、盆地の東側は馬見ヶ崎川扇状地を形成して西に向かって傾斜し、盆地西側は谷間の小河川が東に向かって流下する水を利用した水田が開けている。

現山形市域東南部の扇状地は馬見ヶ崎川を水源とする5つの堰「山形五堰」（笹堰、御殿堰、八ヶ郷堰、宮町堰、双月堰）による河川灌漑地帯である。受益面積は約2000ha（最大時は昭和30年代で2400ha）あった。

また西側は白鷹山（標高994m）湧水を水源として山間部に点在する大小の溜池から流下する水を灌漑用水にしている。受益面積は約1300haである。

山形五堰に東南で隣接する地域には蔵王山麓の大小の溜池を水源とする村々がある。二つ沼池を水源とする旧成沢土地改良区、龍湖を水源とする龍湖土地改良区の村々である。

小論は山形五堰の灌漑地帯を考察の対象とする。

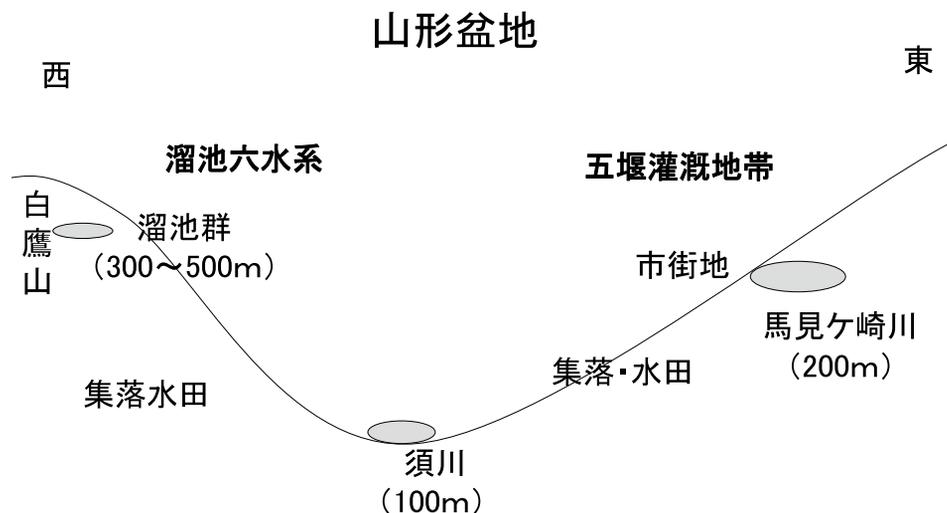


図1 山形盆地 (筆者作成 数字は標高)

## 2 入り組み支配下の村々。

弘化2年に描かれた「東村山領分図」(山形市立図書館蔵)には、支配者たる藩、陣屋、代官所ごとに山形盆地の村々が色分けされている。これを見ればこの時代、この狭い地域に15の領主が入り乱れて併存していたことがわかる。

山形市史には次のように記述されている。

「山形藩水野氏の時代(弘化2～明治2(1845～1869)年)、南北4里東西約3里の範囲内に水野氏の他 幕領、出羽天童織田氏領、上野館林秋元氏領、下総佐倉堀田氏領、常陸土浦土屋氏領、蝦夷館松前領、陸奥白河阿部氏領、出羽米沢上杉氏領の計9ヶ領があり、その内村山郡内に居城を有するのは水野と織田だけで他はすべて飛び地領であった」(山形市1971 p.768)。

また、いかに頻繁に領主が交替したかは次の表1が物語る。

五堰のひとつでいちばん灌漑面積の大きい笹堰流域村々と領主を先述の東村山郡領分図から拾うと次のようになる。

直線にして10km足らずの間に上流から順に小白川村、前田村は山形藩、平清水村、小立村、

表1 歴代の山形藩主

藩主	前封地	入封年代	知行高	期間	転封先
鳥居忠政・忠恒	磐城平	元和8 (1622)	22万石	14年	信濃高遠
保科正之	信濃高遠	寛永13 (1636)	20万石	7年	会津若松
松平直基	越前大野	正保元 (1644)	15万石	4年	播磨姫路
松平忠弘	播磨姫路	慶安元 (1648)	15万石	20年	下野宇都宮
奥平昌能・昌章	下野宇都宮	寛文8 (1668)	9万石	17年	下野宇都宮
堀田正仲	下総古河	貞享2 (1685)	10万石	1年	陸奥福島
松平直矩	播磨姫路	貞享3 (1686)	10万石	6年	陸奥白河
松平忠雅	陸奥白河	元禄5 (1692)	10万石	8年	備後福山
堀田正虎・正春・正亮	陸奥福島	元禄13 (1700)	10万石	46年	下総佐倉
松平乗佑	下総佐倉	延享3 (1746)	6万石	18年	三河西尾
(幕府直領)		明和元 (1764)		3年	
秋元涼朝・永朝・久朝・志朝	武蔵川越	明和4 (1767)	6万石	78年	上野館林
水野忠精・忠弘	遠江浜松	弘化2 (1845)	5万石	24年	版籍奉還
誉田慶恩・横山昭男 (1970 p.133)					

青田村は堀田藩柏倉陣屋，本木村は幕領長瀬代官所，南館村は山形藩，吉原村，沼木村，前明石村は堀田藩柏倉陣屋，樫沢村は山形藩，飯塚村は幕領漆山代官所であった。

このような事情は他の堰も同じであって，取水口から流末まで同じ領主の支配下にある堰はひとつもない。小さな村が隣り合っても領主は違うという姿だった。

これを当の領主側がどう見ていたか。資料1は明和4 (1767) 年から弘化2 (1845) 年にかけて4代に渡り78年間統治した秋元氏最後の藩主志朝が領地替えて山形を去る弘化2 (1845) 年に幕府に建言した長文の「村山郡封土転換案」である。

資料1 村山郡封土転換案 (抄録)

「(前略) 本文陣屋之儀無益之雜費相ケ，纒之場所ニ式ケ所立置一纏ニ不相成訳は，郡中村々名主之内より郡中総代与号，陣屋許江郡中入用を以役所ニ准し会所与申場所を立置，定詰いたし村々より訴出候公事出入其外都而何事に不限 一通惣代共取調之上ならてハ 御役所江不差出仕儀ニ付 自然權威を震ひ支配は替り候而も其もの共は不相替事故 地役人同様の権式ニ相成居 陣屋詰役人ニより候而は却而惣代共江論候様成行 自ら上下心之俣ニ取斗候間 郡中一同畏恐れ権門ニ市を成躰故 陣屋ニ離れ候而は惣代共勝手不宜候間 郡中は迷惑ニ候得共 惣代共不伏故決而一纏ニ相成不申 一躰郡中惣代立置候儀は不宜間不相成段先年被仰出も有之

国柄ニ寄候而は今以仰出候趣意相守 惣代不立置陣屋用達与申もの立置 一切御用向ニは携り  
不申候間 郡中之害ニ相成 至而弁利宜由 惣代ニ付而は実ニ煩敷儀共数々有之候得共 従来  
之流弊ニ付 御威光ニ無御座候而は逆も相止申間敷哉ニ奉存候 (後略)」(下線, 空白は筆者  
以下同じ)

(山形県1983 p.120)

秋元氏は78年にわたる山形統治を経験してみて、藩の統治力の弱さは入り組み支配から来ていることを述べ、村方(郡中惣代)の存在を苦々しく訴えている。「村々より訴出候公事出入其外都而何事に不限 一通惣代共取調之上ならてハ 御役所江不差出仕儀ニ付」と、「郡中総代」の横暴ぶりを嘆き「郡中之害ニ相成」と断じた。

ここで言う村方の横暴は視点を替えれば村方の力であり、それは村政全般に及んでいたことがわかる。また、だからこそ統治力は弱くてもさしつかえなかった、とも言えるのである。

以下、支配者にこうまで言わしめた力の源泉である村方の自主性と自治力を、村々の水利面から考察していく。

## 第2章 本百姓の責務

### 1 田畑売買

まず、正徳5(1715)年の田畑売買文書により本百姓の責務について検討してみたい。この文書は田畑永代売買禁止令下での実質的な田畑売買証文で、売り人は小市郎、買い人は甚四郎である。

資料2 「質者ニ入置候田畑流シ」

「質物ニ入置候田畑流シ申ニ付手形之事

南館村御百姓 小市郎 印

一 高 式拾七石八斗七升

此田畑反別 壹町五反拾貳歩

取米 拾石九斗五升三合壹夕

外ニ新田

三畝貳拾四歩

古新田

取 壹斗三升七合四夕 江共ニ

壹反四畝四歩

亥ヨリ出ル新田

取 貳斗壹升三合五夕 江共ニ

内 壹斗貳升五合三夕 午ノ川欠引

残而 八升八合壹夕七才

右之委細水帳書抜相渡候間 御年貢米夫江米其外村並之勘定次第 南館村御蔵江上納 并御諸役可被相勤候

一 式間半梁ニ而六間之家

右之田畑家屋敷新田畑地崎共ニ 壹畝壹歩も不残地付山共ニ 金五拾兩 (印) 之質地ニ相渡年々御年貢米上納仕置候所ニ 渡世シ兼候ニ付別流シ 御百姓代相渡シ 御自分名ニ水帳附替申所実正也 然上者自今以後子々孫々ニ至迄 此方ヨリ何之構無御座候 扱又前ニハ不及申私支配之内何方ヨリ何之構無之 殊ニ高拔御法度之永代売買不致 并敷畝 (印) 等借物之書入ニ不仕候 若如右之致候と申者候ハ、 私共急度埒明御損金御六ヶ敷義懸申間敷候事

右之通少茂相違無御座候 尤御法度之永代売買ニ而無御座候 質物流シ 御百姓代立替候所実正明白也 依之庄屋判形反別名寄帳并組頭五人組加判形相渡申候 為後日仍如件

正徳五乙未年二月	南館村御百姓流シ渡シ	小市郎	印
	同村五人組	孫市郎	印
	同	庄太郎	印
	同	五郎右衛門	印
	同村 組頭	新右衛門	印
	同	久四郎	印
	同	八右衛門	印
	同	七左右衛門	印

甚四郎殿

(張紙) 表書之通少茂相違無之候 尤水帳甚四郎と付替候 已上

南館村庄屋 庄右衛門 印

(佐藤家文書)

この文書から水利の面で注目すべき文言を挙げてみたい。

## 2 用水の認可と本百姓の責務

先ず、用水が可能かどうかである。

売買される物件表示の中に「外ニ新田 三畝貳拾四歩 古新田 取 壹斗三升七合四夕」と「壹反四畝四歩 亥ヨリ出ル新田 取 貳斗壹升三合五夕」の2物件に「江共ニ」と付記されている。田を古田、古新田、新田と分類し「此田畑反別 壹町五反拾貳歩」の古田は当然用水できるものとし何の注釈もないが、古新田と新田にはわざわざ「江共ニ」つまり「用水認可付きの田」であることを明示しているのである。新田に用水出来るかどうかは重大な関心事だった。

次に、

「右之委細水帳書抜相渡候間 御年貢米 夫江米其外村並之 勘定次第 南館村御蔵江上納 并

御諸役可被相勤候」

の意味するところは次の諸点である。

- ① 南館村の水帳に書き上げられることによって正式に村の百姓になった。
- ② 村の百姓の責務として、イ年貢米、ロ夫江米他の諸経費、ハ諸役負担を勤めなければならない。「夫江米」とは夫米と江米のことで前者は村の一般経費、後者は村の水利費のことである。諸役とは人足としての出役を指す（後述）。
- ③ 南館村の庄屋が裏書きしてこの文書を保証している。
- ④ 従って、甚四郎の田に用水を認めるのは南館村である。

それから123年後、甚四郎の子孫は天保9（1838）年時点で田畑合わせて1町9反4畝歩、14石3斗1合2夕を所持しており、これから畔引、川欠を引いた12石9斗7升7合2夕に対し、夫米5斗4升5合8夕5才、江米4斗3升2合5夕7才が課されている（名寄帳写南館村）。石高に対して夫米は4.2%、江米は3.2%の割合である。

それからさらに17年後、安政2（1855）年に同家が納めた年貢米は21俵6升7合9夕8才、慶應元（1865）年には19俵3斗5升7合9夕8才、の記録が残っている。山形県の藩政史料（山形県1983）からこの地方の年貢率は公称石高の39～40%であったことがわかるので、そこから計算すると佐藤家の当時の収穫高は50俵余であった、と推定される。

別の計算をすると、当時の反当たり収穫高は上田1石5斗、中田1石3斗、下田1石1斗とされていたから、仮に1反当たり3俵（1石2斗）の収穫があったとして1町7反の田と仮定すると、51俵の実収高であった。実収高を50俵・20石として計算すると、夫米の割合は2.7%、江米は2.1%になる。

しかし実際の石高は公称よりは高かったと思われることから夫米、江米の実収高に対する割合はそれぞれ2%前後と言ったところであろう。

本百姓はこうして村に対して負う責務（年貢米、夫米、江米、諸役）を果たすことによって、個々の水田へ引水することが村から保証されたのである。

諸役負担については第4章の3で詳述する。

それでは村が引水できる根拠は何にあるのだろうか。

## 第3章 村の役割

### 1 村と他村・町、藩との関係

村が自普請を行おうとした時、他の村・町との関係をどう調整し、どのように事を進めたのかを示す例は、拙著第2章第2節「沼木村堰浚いとその経過」に詳細を記した。ここではその要点を略述して他村・町・藩との関係を振り返ってみる。

沼木村は天保9（1838）年時点で人口510人、世帯数105戸（折原家文書）であった。この堰浚いの事例は寛政2（1790）年であってこれより48年前のことだが、ほぼ同数の規模の村であったと見てよい。

- ① 沼木村は名主、組頭、百姓代の連名で、自村に流れてくる灌漑水路・沼木堰の堰浚いを実施したい旨を、領主である堀田藩柏倉陣屋に願い出た。ただし水路の上流は水野藩山形城下であり、城下の14町を貫流して水は流下しているため、水野藩への通報は柏倉陣屋から「御文通被成下置」と併せて願い出ている。
- ② 堀田陣屋は直ちに山形藩に連絡し、当方は18年前の明和9（1772）年に実施された最後の堰浚いの先例どおり見分の役人を出すから、水野藩でもそのようにして欲しいと伝えた。
- ③ 水野藩は明和9（1772）年の記録を検索し、当方もそのとおりに対処する旨、堀田陣屋に通報するとともに自藩城下の町検断を呼び出して、先例のとおり町々の丁場（作業場）に町民を出役させるように言い渡している。
- ④ 一方、町々には「水組」があり下流の村々と併せて「水組一統」なる組織があって、領地横断して村から町への直接の連絡があることを、両藩では許容している。
- ⑤ 藩と陣屋は実施に当たって異議申し立てなどがある場合は当該村・町どうしで協議し解決するよう申し渡しており、事実2件の異議申し立てがあった。1件は沼木村と町との話し合いで解決し、1件は堀田陣屋が自領の沼木村の訴えを聞き届けて、山形藩町民の行為を非と裁断した。
- ⑥ 堰浚いには総人数500人が出役し、沼木村は172人を出役させた。丁場も村からいちばん遠くて、いちばん長い沼木堰分岐点までを担当した。当日の立会人は堀田陣屋から1人、沼木村から名主、組頭、百姓代の計7人。水野藩からは藩役人2人、手付3人、町側から14ヶ町検断と町役人、掛り検断2人、町水番2人であった。

領主が入り組んで支配している山形盆地にあっては水の管理は領地横断にならざるを得ないので、流域の村々と交渉しながら自村に水を引く（我村引水）主体となるのは村であった。従って個々の農民が水を引く（我田引水）には先ず村に結束して「村の水」とする必要があるのである。

## 2 村の責務

山形五堰において水利に負う村の責任は五堰築造時の領主との「約束」であったことを示すのが次の資料3である

### 資料3 馬見ヶ崎堰起源（抄録）

〔(前略) 元和八（1622）戊年十月三日鳥居左京守（亮）様水除御普請ニ相成 鎌倉山背中市山岩出崎五軒三尺切崩 猶亦天神林下東杭違通西ハ国分寺薬師林通り迄 大石垣郡中水下出人足ニ而積立候。尤用水之儀者往昔ヨリ大川筋之水勝手宜しき方ヨリ水引候得とも 此度要害之場所ヨリ用水引事不相成 依之水下願ニ付右之通堰口相定候条 永々違乱無之御請書差上水下一統奉請印 依之右堰筋普請之節又年々大さらへ其水下出人足被仰付猶亦堰筋村々ヨリ堰代見廻り料として小白川役元へ相送り候様取極メ永々違乱無之条堰筋記録留置候畢〕

（山形県1967 p.733）

この文書は寛永元（1624）年、山形藩主鳥居忠政が馬見ヶ崎川から引水する5つの堰を構築した状況を、八ヶ郷堰筋の今塚村名主が230年後に書いたものである。

その内容は次の事がらを網羅しており、ここには水を巡る藩とムラの関係を探る重要なヒントがある。

- ① 寛永元（1624）年、領主が「水除御普請」を行った際、「水下願ニ付」、新たに堰を築造した。「村の願い」を受けて藩は「御普請」で堰を取り付けた。
- ② 水利秩序は村々の責務であることを請書、請印で確認している。「堰口」について村々は「永々違乱無之」よう、「御請書差上水下一統奉請印」とある。
- ③ 普請や堰の大ささえに水下から人足を出すことは村の責務であることを明記している（「堰筋普請之節又年々大ささえ其水下出人足被仰付」）。
- ④ 「堰代見回り料」は堰筋村々が負担する。ふだんの維持管理は村が行う。

堰の築造を領主に願い出た村は、堰の維持管理の責任を負うこと、争い事はないようにすることを、「請書・請印」をもって領主に約束している。

村には現代のような水利組合があるわけではない。村そのものが水利組織であった。それは享保12（1727）年船町村の文書の中に、

「百姓之長其頭役之者用水江可入念事肝要也（中略）早損ニ逢候事度々也然といへとも古エ油断之事多シ」（山形県1967p.269）

の文言があるのをみてもわかる。村の長老が「長たる者は村の用水確保にことのほか気を配ることが肝要だ」と村のリーダーたちを戒めているのである。

異なる村の農民間に争い事が起こっても、交渉して解決に当たるのは個人ではなくその農民が属する村と村なのである。

こと水利に関しては村こそ終極の当事者であった。ただし資料3で請印まで付けて領主に差出した請書の約束を実行するには村単独では不可能であり、水流に沿った村々が協定を結び連合して対処しなければならなかった。

## 第4章 村々連合

### 1 村々の水利憲章

文化15（1818）年、山形藩から委嘱されて五堰の総括管理者をつとめる「小白川役元」が作成し、藩水道方に提出した馬見ヶ崎川水利図面（小白川財産区所蔵）がある。この図の端に、図面が作成された意図について次のような文言が記されている。

#### 資料4 馬見ヶ崎川水利図の端書き 抄録

「（前略）馬見ヶ崎の大河通流し 誠に荒川にして満水有留毎に橋を流し旅人通路を留め堰々を破損し田野を荒し人民争論す 故に堰々分水旧形を图画せんとするに（中略）馬見ヶ崎川筋

笹堰より沖堰まで堰々分水間数並水除石垣等の旧形を漸今マ新ニ合図画ものなり（中略）図之絵面此度新規編出し 水道方御役所江奉差上候ニ付 下絵面控ニ子孫へ残須志也」（ひらがな交じりは原文のまま）

「洪水のたびごとに、配水に当たって人民争論することがたびたびあり、その際の判断材料としての図面であること、藩当局（水道方）へ提出した正式図面がありこれを複製し控えとして子孫に残すことを意図したものである」との断り書きのごとく、図面には五堰筋すべての幹線分水口の位置と水路の距離、枝堰の名前と位置が精細に書き込まれている。

先述した嘉永7（1854）年（資料3）の文書は堰築造時の状況と藩と村の約束を明らかにし、この絵図面は村々連合の存在を明示している。これら二つの資料は五堰築造から200余年の間、村・町と支配側で確認されてきた事項を整理したものと考えられる。

それはまた村々間、村町間にも同意され承認された事項でもあった。支配藩と村・町側には互いに共有する認識があったことを証明するものである。

山形五堰の水利調整の経験の積み重ねが、近世末になってようやく村々の共通認識になった。これは近世200年を通じて定着した「水利憲章」とも言うべきものであった。

## 2 村々連合の責務

村々連合の役割は個々の村同士の利害を調整し、個々の村で出来ないことを藩に要望し、または村々に呼び掛けて藩の事業に協力させることである。そして藩からの要請を請けて普請の際には「助人足」を出すよう個々の村へ働きかけた。

場合によっては「村々連合の連合」を組織して領主側と対峙した。五堰のひとつ笹堰を例にとれば笹堰流域の村が上堰水組、下堰水組のいずれかに所属し、この二つが笹堰全体の水組を組織し、さらにその上に五堰連合の水組合があった。この組織階梯は支配側の統治階梯と相応して水利を司ったのである。

村や村々連合の力をもってしても水源築造や堤防決壊修築などは、「普請難及自力ニ候」だった。

藩はこうした事態にどう対処したか。藩がすべてを負担する「御普請」か、費用の一部と築造資材（竹木）を「御山」から伐り出し村に提供して村にやらせる「自普請」のどちらかであった。ただしそのいずれの場合にも労働力は村々が提供した。それは資料3にあった領主と村方との「約束」に基づく義務であったからである。

御普請と人足調達の一例として、印役村・加藤家文書から馬見ヶ崎川堤防修復工事を挙げて考察してみたい。

この文書は山形五堰のひとつ双月堰の取水源である馬見ヶ崎川堤防を修築した安永2（1773）年から明治23（1890）年の間の記録である。馬見ヶ崎川はこの箇所だけでもたびたび堤防が決壊した。その度に多くの人足を調達して修復工事を行っている（表2）。

表2 院役村堤防修築記録

年次	(西暦)	人足数(人)	出役割当	出典
安永2	1773	1997.0	100石に付4.32人	川除普請鬮取番問當割帳
安永6	1777	2372.6	記載なし	川除普請場所帳
安永8	1779	1834.1	記載なし	川除普請目論見帳
寛政3	1791	2443.2	100石に付8人	出来形之控
寛政9	1797	3727.5	記載なし	目論見帳
文化9	1812	8243.7	200石に付12.2人	出来形帳
文政7	1824	8923.8	記載なし	目論見帳
文政12	1829	6983.0	100石に付50人	出来形帳
明治17	1884	記載なし	記載なし	記載なし
明治23	1890	記載なし	記載なし	記載なし

(加藤家文書から筆者作成)

この内、文政12(1829)年の分だけ村々からの人夫(以下人足)出役の状況が精細に書き込まれている(資料5)。

資料5 文政十二(1829)年丑八月十一月両度 川除普請出来形帳写 洪水ニ付堤防破壊築立修繕普請記 院役村 (抄録)

〔(前略)

一 延長 七百六拾八間

人足 六千九百八十三人

一 村高 三万五百四拾石六斗壺升貳合貳勺才 但百石ニ付人足五十人宛

右者池田仙九郎様御支配所院役村 土屋相模守様御領分落合村 組合馬見ヶ崎川通川除普請所 去丑八月十一月中両三度之大風雨洪水ニ而数ヶ所石堤押切 田畑夥敷損所出来、家居迄水押入 普請難及自力ニ候ニ付 前ニ山形旧領主引附之通 御料私領三拾貳ヶ村組合助人足普請被仰付度旨御願申上 組合村々江廻状を以テ及示談候処 何連も承知印形仕候へ共 秋元但馬守様御領分長谷堂村外四ヶ村 助人足難決申張 無抛御訴申候所 御取調之上其筋江申上立被成下候所 今般土方出雲守様ヨリ但馬守様御家来江助人足可相勤旨御達有之 山形御役場ニおゐて御利解有之候所 一同致承伏 助人足可相勤旨御請書申上候ニ付 御出役之上 書面目論見之通川除普請丈夫ニ皆出来仕 難有仕合ニ奉存候 依之ニ出来形帳奉差上候以上

一 印役村助合村 十七ヶ村、落合村助合村 十三ヶ村 (後略)〕

この時の洪水で破壊された堤防は印役村から落合村に及んだが、印役村は幕領代官所の支配下、隣り合う落合村は「土屋相模守様御領分」であった。

この普請には「印役助合村」17ヶ村、「落合助合村」13ヶ村、計30ヶ村からの「助人足」と当該両村の計32ヶ村から総計延6,983人が動員された。

これら30ヶ村は幕領柴橋代官所、幕領寒河江代官所、土屋北目陣屋、織田天童藩、秋元山形藩、幕領東根代官所、阿部山之邊藩の支配下にあった（表3）。

動員人数は村の石高割りで百石に付き50人であった。印役、落合両村は当該村として割り当てどおり百石50人宛ての人足を出しているが、それ以外の村々は百石当たり割り当ての42%にあたる人足数で一致している。これは村々の支配藩が7つあったにしても、藩間になんらかの連絡調整があったことを暗示している。

一方、院役、落合両村はそれぞれの助合村へ廻状で人足出役を願った（組合村々江廻状を以テ及示談候処）。これも領地を横断しての「組合村」が確立していたことを示している。ただし、いずれの村も応諾したのに、山形藩治下の4ヶ村が「難洪」と言い張った。しかしこのことは幕府奉行の指示を受けた山形秋元藩が4ヶ村を説諭して人足出役を承諾させた。

表3 院役・落合村堤防修築人足一覧

文政12年院役・落合村堤防修繕人足助合村 石高、人足数、割合4捨5入					
支配藩	村名	石高	出役人足数	計算上の人足数	割合%
幕領柴橋	黒沢	613	129	307	42
	三河尻	472	99	236	42
	志戸田	2911	611	1456	42
	上桜田	464	97	232	42
	草矢倉	161	34	81	42
	神尾	138	29	69	42
	土坂	221	47	110	43
	前田	821	172	411	42
	谷柏	472	99	236	42
	妙見寺	934	196	467	42
	釈迦堂	600	126	300	42
幕領寒河江	行澤	300	63	150	42
	風間	102	21	51	41
	上樫澤	1052	221	526	42
	下樫澤	1468	308	734	42
	院役	664	332	332	100

土屋北目	双月	365	77	183	42
	八森	327	69	164	42
	本木	439	92	220	42
	落合	1299	650	650	100
織田天童	中野目	676	142	338	42
	北青柳	891	187	446	42
	南青柳	548	115	274	42
秋元山形	小白川	1072	225	536	42
	松原	1565	329	783	42
	菅澤	847	178	424	42
	飯塚	2214	465	1107	42
	長谷堂	4703	988	2352	42
幕領東根	長町	1790	376	895	42
	吉野	838	176	419	42
阿部山之邊	片谷地	983	206	492	42
	今塚	591	124	296	42
計		30541	6983	15277	46

(加藤家文書から筆者作成)

### 3 大庄屋制と助合村・助人足

「助合村」とは何か。文書類にはどのように読むのかを示す記述がどこにも見当たらないので筆者は「すけあいむら」と読むことにした。「助合」を「すけごう」と読むと宿駅「助郷」があるが、「助合村」と敢えて異なる表記をするのは文字通り、普請や災害復旧に際して村々が「助け合う」ために組織されたもの、と解釈したい。

しからは誰がいつどのような形で「助合村」を創始したのだろうか。

推測のてがかりとなる文言がある。それは元禄5（1692）年、領主の所替えがあった時、新しい領主の役人が治下の大庄屋たちに村制のことを32項目に渡って下問し、大庄屋側がそれに36項目に渡って回答している文書である。大庄屋制が始まって47年後のことであった。

それによると大庄屋は村々の代表格として村政の全般にわたって関っていることがわかる。その中の数項に以下の事が書かれている。

資料6 元禄五（1692）年十月大庄屋連判証文帳（抄録）

「一 新田御取立被遊候節 新池新関御普請之人足日用ニ被遊候 其外御田地之用水之池堤関  
普請ハ百姓方ヨリ仕候 御扶持方米不被下候

二 在中池堤川除普請人足罷出し 少々之儀其村にて相勤申候 大分之時ハ御見分之上にて  
他組ヨリ人足被仰付 御扶持方米不被下候

三 橋材木・樋木・郷蔵計屋関規柵芝 並入百姓家材木・庄屋家材木・火之用心ハシコ材木・御米之台木火事ニ逢申もの共ニ材木下被下候」

(山形県1983p.448)

大庄屋が采配して普請人足を出役させたことが窺える。ただし、扶持米はないと回答しているが、後代の資料によれば一日5合の扶持米があった(後述)。

次の資料7に出てくる村名を冠した「植木組」「落合組」「古館組」「要害組」の組の名は何なのだろうか。

資料7 享保九(1724)年 舟町御田地用水江俣・陣場溜井普請根帳 (抄録)

「(前略) 三月十四日ヨリ同廿二日迄御掛り相究申候 但御人足ハ植木組落合組古館組要害組ヨリ罷出候 御宿江俣村利右衛門殿ニテ仕出し仕候 舟町村庄屋 弥惣右衛門」((山形県1967p.269)

大庄屋単位は10数ヶ村であったがその名前は「〇〇組」と呼ばれ、大庄屋のいる村の名前が冠せられたようである。従って大庄屋が他の村に移ると組の名称も変わった。

この文書の年代は大庄屋制度が存続した堀田氏の時代であることから、この組の名は大庄屋単位を基にした助人足派遣単位としての組名であり、大庄屋の住んでいた村の名前であったのである。ここに大庄屋が普請人足の調達に関与していたのではないかと推測する有力な手がかりがある。

山形盆地が松平直基15万石の一円支配下にあった正保2(1645)年、10ヶ村前後の村々を束ねる大庄屋制を敷いた。100年後にこの制度は行政機構としては廃止されるが、大庄屋の枠組が「助合村」となったのではないと思われる。

村々の共助制度としての有効性を村側が認識して人足の融通機構(助人足)として存続させたのではないかと、またこの共助機構は入り組みの支配側にとって有用なものであったから、大庄屋を廃止してもその枠組みを領地横断の「助合組合村」として残したのではなからうか。

ただし疑問が残る。表3、文政12(1829)年の村々の組み合わせには何の共通性も見出せないのである。灌漑水系も違うし、水源が共通しているのでもない。地理上の連坦もない。例えば出役を渋った「長谷堂村外四ヶ村」の長谷堂は普請箇所から8キロの距離にあり、しかも4ヶ村とも決壊修築の村とは別の領主の支配下にあった。この表にはこうした矛盾を背負った村々がいくつも見られる。

一円支配の時代に支配側が村の組み合わせを押しつけただけのように見えるが、100年もの間、村と村が助け助けられしているうちに固定化していったのだろう、それが入り組み支配の時代にも藩を横断して引き継がれてきたもの(「前ニ山形旧領主引附之通」)と考えたい。

助合村の一員ではあっても「助人足」を出役させることは村にとっては重い負担であったこと

をうかがわせる文書がある。

資料8 安永六(1777)年 河欠普請ニ付入用積り書上帳

〔(前略) 普請之儀ハ内普請仕候積リニ申合仕候間 外村々御普請等茂御座候ハハ何卒御了簡ヲ以出人足御差引ニ成下候様ニ此段も奉願上候 (後略)〕

(山形県1967 p.14)

本来は御普請を願い出るべき規模の工事ではあったが敢えて自普請とすることによって他村へ助人足を要請しないことにするが、その分、もし他村で御普請がある時には当村への人足割り当てを割りいていただきたい、と藩に要望した文書である。

#### 4 本百姓の「諸役負担」義務

これを人足を出す村の側から見てみよう。

例えば、表3の御普請に221人を出役させた上樫沢村の安永8(1779)年における人口は男184人、女150人である((上樫沢村指出明細帳)。50年の隔たりはあるが人口にあまり変化はないと仮定すると、村じゅう総出で他村の普請工事に駆り出されていることがわかる。

人足に扶持米が給されたことは次のふたつの資料によって明らかである。資料6の元禄5年文書の中に記述された「御扶持方米不被下候」から54年後の文書である。なお延享3年は山形藩で大庄屋制が廃止された年である。

資料9 延享三(1746)年6月 山形二日町指出帳(抄録)

〔一 御田地江水相掛ケ候場所、堰川除等欠損申候節ハ、御見分之上入用之筒木・樋木・乱杭・柴・土塊等被下置御普請仕候、尤人足壱人ニ付御扶持米五合ツ、被下置候〕

(山形県1974 p.138)

資料10 延享三(1746)年7月 前明石村指帳(抄録)

〔一 人足御用次第ニ差出シ申候、人足出シ申候へ者御扶持方但し、用水堰・川除・海道道作り人足に者五合ツ、、山方人足ニ者式合ツ、、馬壱疋ニ四合ツ、、被下候〕

(山形県1974 p.227)

出役人足には扶持米として一日5合が与えられた。それはどれくらいの価値だったのかを判断する資料に乏しいが、山形市(1971)、天明3(1783)年の項に次の記述がある

資料11 事林日記 天明三（1783）年

「此節米錢高直ニ付、日雇賃減左之通  
かき放シ百貳拾文之所 百拾文  
食事為致候而八拾文之處 六拾文  
但、女日雇者只今之通  
右之通相定候段領分江相触候（後略）」

（山形市1971 上 p.456）

一方、これより時代は離れているが沼木村折原家文書「御巡見様御通行ニ付御尋節一村限り可申上手控帳」の中に、「天保九（1838）年沼木村諸相場之覚」として玄米1升90文、白米1升104文の記述があって扶持米5合は玄米とすると45文、白米とすると52文に当り、前記天明3（1783）年時の日雇い食事抜き賃金110文の半日分よりさらに低い。2つの事例の時代が50年隔たっていて正確な比較にはならないとしても、人足出役への報酬が低かったのは明らかである。

次の資料、天保12（1841）年文書に、自普請における雇い賃金に関わる記述がある。

資料12 天保十二（1841）年 沖堰普請入用割賦取立帳（抄録）

「天保十一子（1840）年十月 馬見ヶ崎川大洪水ニ而 花立石垣押切銅屋尻沖堰一圓ニ欠流仮堰水揚口繕ひ普請相雇ひ賃錢外諸入用品々共割 左之通  
一 錢六貫文 長町ヨリ割来候分 人足三拾人分雇ひ賃錢  
一 同貳貫文 右同断 去ル子四月中人足雇賃（後略）」

（山形県1967 p.644-652）

この例では自普請の費用全額を俵数割りと面割りで割り出して村で調達し、その中から「雇い賃錢」を支払っている。

これによると長町からの雇い人足の賃金は30人で6貫文だからひとり200文となる。これをこの時より3年後の「天保九（1838）年沼木村諸相場之覚」にあてはめると白米2升余を買える金額である。これに比べると扶持米5合はいかにも低い。

扶持米と賃米（喜多村1950p.154）の性格は違っていたのである。扶持米は賦役貢租の対価であり賃金ではなかった、と解釈するとつじつまがあう。普請人足への賃金は3段階に分かれていた。先ず当該村からの自前人足には無報酬、次に「組合村」からの助人足には扶持米、そして当該村が雇い入れた人足には普通の賃金を支払った。

「助合組合村」による出役は支配側から賦課された夫役貢租だったのである。これはまさに資料2にある、村の本百姓になった者に対して庄屋が「御諸役可被相勤候」と義務づけている理由である。

人足出役の中には「宿駅助郷」があり「川人足」がある。どんな工事であれ人海戦術に頼った

この時代にあっては、労働力の確保が前提にあった。たびたびの出役要請に備えて、村では本百姓に「諸役負担」を課したのである。

このように大勢の人足を出すにあたって村ではどのように調整したのだろうか。「寛保三（1743）年長崎村差出帳」（山形県1974p.312）の中に「諸普請人足之儀 長百姓三日 小百姓一日 無高地借名子ハ四ヶ一宛勤（後略）」とある。村内では百姓の階層によって人足割り当て数を調整していたのである。

人足を出すこと自体に関しては資料10に「人足御用次第ニ差出シ申候」とあり、他の文書類からも村々にあっては普請の際に人足を割り当てられ、村はそれに応じていた。資料3に書かれた藩と村方の約束ごとは守られてきたのである。

## 第5章 藩と村そして幕府

### 1 入り組み支配の藩間連携

入り組み支配下にあって領主が違う村々に紛争が起きた場合、話し合い（内済）で決着がつかなかったら、江戸に上って幕府寺社奉行に訴えを起さなければならなかった。その記録が多く残っているのを見ると、これは決して「滅多なこと」ではなかったのである。

水争いは日常茶飯事のごとくに発生した。ただし村人同士の争いはいったん村と村との争いが起こった時には村の団結のもとに消え、村と村とが争っても、その村が属する村々連合が他の村々連合と対決する時には連合内団結の必要性からたち消えた。争いごとは上位次元の争いごとによって内部消化されたのである。

ただし村が幕府寺社奉行に訴えを起しても、村々連合が後ろ盾になって支援した例は見当たらない。藩も自領内の村に加担した事実はない。

藩域を越えた事業では藩間の連絡協調関係があったことは第3章で記述した沼木村堰浚いにおける堀田陣屋と水野藩の関係、そして第4章で述べたように、馬見ヶ崎川堤防決壊修築工事における助人足を請け負った30の助合組合村を治める支配藩が、藩、陣屋、代官所と、7つにも渡っていたことで証明できる。

### 2 国役普請への対応

一方、村は江戸幕府とも間接的に関係があった。それは「国役普請」への拠出である。

山形城下の専称寺は元文3（1738）年から明治8（1875）年までの137年間の日記を残している（事林日記）。ここには江戸幕府から出る「公儀御触」が几帳面に書き込まれており、その中にしばしば次のような文面の「御触」が出てくる。

資料13 事林日記，安永九（1780）年九月晦日

「去亥年越後国関川保倉川阿賀野川飯田川魚沼川御普請ニ付 此御入用ハ越後出羽国江国役

懸り候筈ニ御座候由 右御入用金高之内十分之一者従公儀被指加之 其余者右式ケ国御料私領寺社領共不残村々ヨリ取立之 当子ノ十月限り御代官水谷祖右衛門様野村彦右衛門様御両人之内江 可相納旨被仰出候 高百石ニ付 金壹分銀七匁四分一厘九毛宛 両替六十一匁一分

右之通従公義御触有之候間 先格之通各承知被有之 右之御割付之勘定を以 来月十六日四ツ時ヨリハツ時迄之内 役所江可被相納候 (後略)』

(山形市1971 p.438)

事林日記には137年間に39回の国役「御触」が記録されており(拙著第1章第3節4表1-1), その文面はほとんど同じであることから, 出す方も受ける方もあたかも日常の「よくあること」のような感覚ではなかったろうか。

安永9(1780)年, 石高14石の専称寺は銭351文を納めている。山形藩治下の浄土真宗元締の立場にあった専称寺にしてみればこの程度の金銭はさほどの負担ではなかったらしく, いつの時代でも納期には一括で完済している。

村々にとってはどの程度の負担だったろうか。351文はコメではどのくらいの量だったのかを探った方がわかりやすい。

これより3年後の天明3(1783)年の事林日記に「米壹表ニ付壹貫七百五十文位ニ成」の文言があるが, この数字を使うと5分の1俵(351文÷1750文=0.2)になり, 1俵が4斗と仮定すると8升(40升×0.2=8升)に当たる。

ただしこの計算には次の2点で留保が付く。ひとつは1俵が4斗であるとは限らない。4斗未満の場合が多いのだがこの時点, 山形地方での1俵の正確な斗数がわからないこと。二つめはここで言う「壹表」の価格は白米を指すだろうから玄米価格から言うと8升より多くなるだろう。しかしそもそも「壹表」は4斗未満の可能性が高いので, この年専称寺が納めた351文は8升の玄米相当とみて大きな間違いはないだろう。

第2章で述べた本百姓甚四郎の子孫は天保9(1838)年時点で田畑合わせて1町9反4畝歩, 14石3斗1合2夕を所持しており, これから畔引, 川欠を引いて残12石9斗7升7合2夕に対し, 夫米5斗4升5合8夕5才, 江米4斗3升2合5夕7才を南館村に納めている。ほぼ同じ石高の専称寺の納付額と比べると江米だけで5倍以上(43升÷8升=約5.4)である。

南館村では個々の百姓から徴収した江米の蓄えのうちから, 国役普請の「御触」があった時には藩を通じて幕府に納めていたのであろう。南館村の石高は天保13(1842)年で1,384石(『山形県の地名』平凡社)であったから, 安永9(1780)年の水準で換算すると村全体で351×100(専称寺14石の約100倍の村高1400石として)=35,100文位の負担になる。量にすれば800升, 80斗である。村全体からすれば通常の年貢に加えての特別賦課だから決して軽い負担ではなかったはずだ。

事林日記の天明3(1783)年の記述の中に次のような文言がある。

資料14

「以書付奉願候 此度越後川除御普請御入用金之儀 被仰渡候趣奉畏候 然処当卯年春中ヨリ 気候不順ニ而田畑甚凶作仕 其上近年米穀打続高直ニ御座候間別而百姓共指詰困窮仕候 依之此度被仰付候越後国御入用金 御指延被成下候様ニ仕度旨 百姓共一統奉願候 (中略) 当卯年以之外之凶作ニ付 最早此節ヨリ可及飢躰之もの共数多有之候得者 来辰年ニ至リ一統可致飢饉義歴然之義ニ付 等閑ニ致置候而者諸人之死命ニ茂相懸り一大事之事ニ候間 (後略)」

(山形市1971p.462)

百姓が困窮している時にはしばしばこのような納付延期の嘆願が為されていた。この天明3(1783)年には酒造禁止, 他領への穀物流出を防ぐ津留めが実施されたほどの困難な年であった(山形市1971p.460)。

「公儀御触」による賦課には, 個々の本百姓が「南館御蔵江上納」する江米から村が臨時に支出していたのであろう。「江米」は堰浚いなど村の自普請の費用を賄う他にこのような使われ方をしたのである。

村人の「御諸役可被相勤」は先述した助合村による助人足の他にも「諸役」があった。南館村の例を挙げれば, 助人足はなかったが松原宿駅の助郷村に組み入れられていた。また村内を流れる須川の川人足が課せられており, ふたつの船付場の間16丁が受け持ち範囲であった。天保15(1844)年の同村佐藤家文書によると8月中に毎日24~25人, 延336人が出役している。60戸そ

表4 農業水利施設維持管理における藩と村の責任範囲

	築造 (藩営普請)	大改修 (藩営普請)	小改修 (村普請)	日常維持管理 (堰浚い等)
申請	村	村	村	村
設計(目論見添)	藩	藩	村(藩に提出)	村
費用(資金)	藩	藩 補助金付きで 村請の場合も有	村 藩から補助金受の 場合も有	村
費用(材料)	藩	藩	藩	村
労働力(人足)	藩 村 御人足	藩 助合組合村 助人足	村の自前調達 水組合 助人足	村・町水組合
工事立会い	藩	藩	藩 村役人	藩 村役人
完了見届け	藩	藩	藩 村役人	藩 村役人
文書保管	藩	藩 村	藩 村	藩 村

(「助人足」は溜池灌漑地帯の文書にある文言 拙著p.90)

こそこの村にとっては過重な負担だったにちがいない。

なお書類を見ると、「助郷」出役に関しては村々に不満があり、しばしば藩と紛争を起しているが（佐藤継雄2002）、「助合組合村」による「助人足」に関しての不満は、資料5にある「長谷堂村外四ヶ村 助人足難洪申張」以外は見当たらない。「助郷」は藩が村に課した賦役なのにくらべ「助人足」は藩からの賦課ではあるが、村々の相互扶助の要素が強かったからであろう。

## 第6章 村々の引水と藩

### 1 用水保証

個々の農民は自らが在住する村から耕作する田地に用水を保証され、村は村々連合から引水を認められ、村々連合は「村々連合の連合」から分水を認められ、藩が村々連合もしくは「村々連合の連合」に水源から導水することを許認可する、という重層的な引水関係が近世200年の経験から構築された。

個々の農民が村の認可のもとに引水し用水できるのは、「江米」として一般的な水利費用を村に出し、出役など「諸役負担」の責務を実行するからである。

村は大きな工事（普請）に際し、藩や村々連合の要請を受けて夫役を提供する責任を果たさなければならない。それによって村は村々連合に対し村の用水を保持することができる。また村は自村に関わる水利施設の日常的な維持管理に責任を持つ。

村々連合は村間の利害調整の場である。大きな普請、それが御普請であれ自普請であれ、大量の労働力が必要な時にはその調達調整役となる。また村々の費用分担を協議する場でもある。

藩は水源を掌握して村々連合に引水する許認可を与える。さらに水利施設の維持管理に関わる自普請についても、藩は許認可権を行使し村を統治した。藩はこのようにして許認可という「入口」で関与し、「中場」では普請現場に見分役人を出し、「出口」では完工届を提出させて村を監理し村の引水を担保した。「後場」ではそれらを記録する文書を作り保存した。

藩が許認可するという事は、水利施設の管理主体が当該の村であることを行政権力が公認するという意味を持った。村側にしてみれば引水行為を他の村々と対抗するうえで、自藩による担保・権威づけが必要であった。入り組み支配下ではことに、重要な意味をもった。

重層的な引水関係は重層的な相互依存関係によってもたらされたのである。

工事費用を巡って責任と負担があいまいな事例は小規模な工事である。ここでは藩と村側のかげひきがあった。藩はできるだけ村普請にして藩の出費を節約しようとするし、村側は御普請にして費用の一切を藩にやってもらいたいところである。その妥協点として藩は出費を補助金に留め、工事資材は藩が「御山」から竹木を伐り出して提供した事例が多い。「御普請の補助金化」（長妻2001p.21-35）である。ただし労働力出役は村の責任であることに変わりはない。

ところで、はたして水は最初から「公」だったのだろうか。

無主の水が「公」権力によってなにがしかの普請がなされ、それによって村々の用に供される

ことがあってはじめて、水が「公水」になると考える方が自然である。近代になって国家投資でできた水源（ダム、頭首工など）から利用者が取水する権利を「許可水利権」と呼ぶのはそのためである。

五堰にあっては時の領主による河川改修の御普請があって2,000haに灌漑できる水が造られた。「水を造る」のは公権力であり、その水の使用を「許可」された「水下村々」が長い年月、経験を重ねて合理的な水配分のシステムを構築する。それが「慣行」となって村の水利を保証しかつ規制するのである。

## 2 用水の共同性、自治性

水が私水として利用されることによって個々の稲作がなされる。それには「公」と「私」の間に「共」の存在が不可欠なのである。「共」の実態は村であり村々連合である。村々連合は藩に対峙し、村は村々連合に対峙する。村人に向き合うのは村である。村は村人に時には強制力で規制することもあるが、公平・平等に水を配分する責任を持つ。

村あるいは村々間の協定は、構成員である当該村人あるいは当該村にとって生活・生産両面での行動規範であった。それを守ると村内での生産と生活が保障された。だから守らなければならなかった。この規制と義務・責任はそれぞれの次元での相互依存関係を越える双務の関係でもあった。

大藤修（2001 p.250）によれば山野河海のような本来の無主物が村の占有に変わっていく鍵は「用益事実の持続」にある。農業用水にもこの論法があてはまる。取水の継続を「公」たる藩か

# 水の流れと「共」の構成

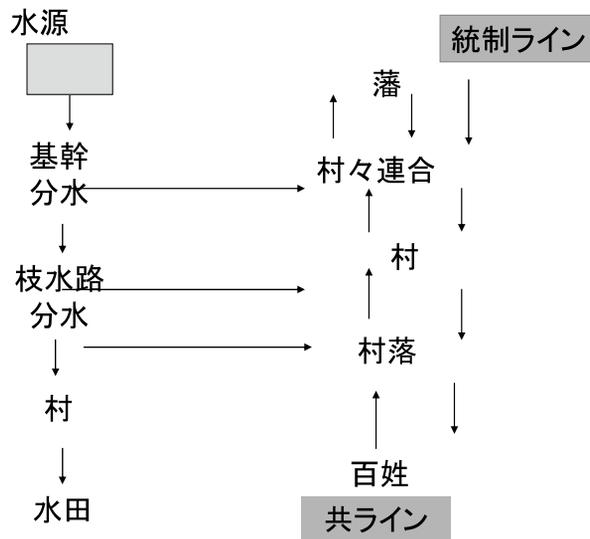


図2 水の流れと「共」の構成

ら認知され、それを実効あらしめるための水源の保全、水路の整備、番水などによる「用益事実」を連年担い続けてきた。それが水を村の水とし個々の農民の水と変えるのである。

文化15（1818）年の図面が描かれるまでには多くの協定破り、水論そして内済があった。村はこうした経験を積み重ねて共同性と自治性を身に付けていったのである。そして村はこの共同性を基盤にして対外関係に対処した。村の共同性は村の対外交渉力を担保したのである。そして村の共同性は先述した「本百姓の義務」を基盤としていた。

藩はまたこのような村、村々連合の自治能力に依拠して藩政を執り行ってきた。この地に百姓一揆が一件も起こっていない。支配権力の弱小故にかえって支配権力と村方の協調関係が築かれ、衝突を回避したのであろうか。

入り組み支配下の山形盆地の諸藩には十分な行政力も財政力もなかった。ことに領地を横断する水利に関わるような案件は、村々連合の自治能力に頼るところが多かった。「共」の自治能力の高まりは、藩との相互依存でかつ双務的な関係を安定させていったのである。

## むすび

村の用水は藩との約束ごとを誠実に履行することによって藩から認められる。その約束ごととは①藩は水利施設の築造に責任を持ち、水源を確保して村に水を与える。②村はその水を使ってコメを作り上納し、水組合を通じて水利施設の維持管理につとめ、③普請に際しては藩の人足出役命令に応じて人足を出すことであった。

藩はこうした村の自主的な維持管理に依拠して水利行政を展開した。藩と村々連合、村々連合と村、そして村と村人との間の双務的な関係は相互に依存・依拠し合う関係があったから自然に構築されていったのである。

村人が村の統制に従って水利施設の維持管理につとめるのは、コメをつくることにより自らの生活を維持するためであった。

しかしこれには段階がある。山形五堰を例にとると水源たる河川から取水する許可は、藩が水源を同じくする「水下村々」全体に与えたものである。「水下村々」は協議してそれぞれの堰に分水を認め、さらに堰筋村々はこれをさらに分水して個々の村の用水として認める。最後に村は村内の耕作者に配水し、ここに初めて水の私的使用が可能になるのである。

これを実行するには、水が流下する方向とは逆に村人が村に結集し、村が「村々連合」を作り、「村々連合」がさらに「村々連合の連合」を作るといのように、重層的に村構造を構築する必要があった。そしてそれぞれの次元の連合が直下次元の連合を統制し、末端村は村内の耕作農民を統制するという構造であった。すなわち上向きの組織構成と下向きの統制、この構造が最末端の村に水の私的な使用を保証したのである。

村々連合は藩の支配領域とは別に水の流域ごとに形成された。水利組織の重層構成は、入り組み支配の下ではことに、領地を横断するものにならざるを得なかった。しかしこれは村側を自由放任にしたのではない。藩は許認可権を保持し、資材を提供し補助金を出し、工事現場に「見分

の役人」を派遣することで支配の根幹部分を握っていたのである。一方では領地の異なる支配藩同士の連絡網を確立していた。

藩は各堰筋で村々がどのように水を分配するかに関して容喙しない。また個々の村が村内でどう配水しようと上位の村々連合は口出しをしない。たとえ御普請であっても、村からの申請が前提条件である。その意味では規模の大小にかかわらず普請と維持管理の主導権は自治能力を備えた村にあったのである。

分水の段階ごとに当事者（村）が協議する場があり、取り決めがあって各段階での厳正な履行が求められる。村方の自主的な組織形成と組織の自治的な運営が村の用水を担保したのである。そしてその根底にあったのは、村の百姓の「江米」と「諸役負担」である。

これが近世時に確立し今に至る農業水利の原型であった。

近世の村の役割は現在、農協、土地改良区、農業共済組合、農業委員会と機能を分化した専門組織によって担われている。近世の「江米」を現代にあてはめるとさしずめ土地改良賦課金であろう。

筆者の耕作する水田には10a当たり12,000円の賦課がある（最上川中流土地改良区中部地区、事業費償還済）。10a当たりのコメの売上げ収入を120,000円（1俵12,000×10俵）として収入の10.3%（12,400÷120,000）が現代の「江米」と考えられる。これに市町村に納める固定資産税10aあたり約1,500円を加えると収入の11.6%が稲作をするうえでの固定費用である。

近世では「夫米」と「江米」を合わせても石高に対して7.5%、実質収穫高に対して4.8%（第2章2）だったことを考えると現代の方がかなり高い。ただし現代は工事に当たっての労力負担はない。春と秋にそれぞれ2時間程度の共同作業で済む。工事はほとんど業者委託であり、大きな工事は国・県の公共事業で行われる。しかし公共工事費用の地元負担分は個々の水田に事業償還金として賦課され、長期間に渡って（25～30年）稲作経営を圧迫する（10a当り3～5万円）。現代の自作農は近世本百姓が負った「御年貢米」、近代小作農が支払った小作料からは免れているものの、水利には重い負担を課せられていることに変わりはない。

#### 引用文献および参考文献

- 網野善彦（2001）『歴史を考えるヒント』新潮社  
 御殿堰旧城濠土地改良区（1995）『御殿堰と水・農民』御殿堰旧城濠土地改良  
 八ヶ郷堰土地改良区（1994）『八ヶ郷堰と土地改良区』八ヶ郷堰土地改良区  
 菅田慶恩・横山昭男（1970）『山形県の歴史』山川出版社  
 本間勝喜（2000）『出羽天領の代官』同成社  
 深谷克己（1993）『百姓成立』塙書房  
 藤木久志（2008）『戦国の作法』講談社  
 古島敏雄（1974）『日本農業史』岩波書店  
 菅田慶恩・横山昭男（1970）『山形県の歴史』山川出版社

- 岩本由輝（1985）『山形県の百年』山川出版社
- 岩本由輝（1989）『村と土地の社会史』刀水書房
- 喜多村俊夫（1950）『日本灌漑水利慣行の研究』總論篇 岩波書店
- 児玉幸多（2006）『近世農民生活史』吉川弘文館
- 久留島浩（2002）『近世幕領の行政と組合村』東大出版会
- 水本邦彦（1993）『近世の郷村自治と行政』東京大学出版会、
- 永田恵十郎（1971）年『日本農業の水利構造』岩波書店
- 長妻廣至（2001）『補助金の社会史』人文書院
- 農業水利問題研究会編（1961）『農業水利秩序の研究』（渡辺洋三・金沢良雄稿）お茶の水書房
- 岡部守（2003）『水土里の再生』筑波書房
- 大藤修（2001）水林彪・大津透・新田一郎・大藤修編『法社会史』所収  
「近世的社会秩序と対外関係の形成」山川出版社
- 佐藤章夫（2007）「近世農業水利における施設の維持管理と用水権」  
『東北農業経済研究第』25巻第2号 東北農業経済学会
- 佐藤章夫（2008a）「近世中・後期の農業水利施設普請における経費負担と人足調達」『農業史研究』第42号  
日本農業史学会
- 佐藤章夫（2010）『農業水利と国家・ムラ』農林統計出版
- 佐藤継雄（2002）「山形松原宿駅の助郷」『山形地域史研究』第27号 所収
- 玉城哲（1982）『日本の社会システム』農文協
- 玉城哲（1983）『水社会の構造』論創社
- 武田伊和夫（2006）『古文書等で見る馬見ヶ崎川災害年表』鈴川郷土研究会
- 梅津保一（1969）「幕末期の羽州村山郡『郡中議定』と郡中惣代名主」  
『山形近代史研究第3号』山形近代史研究会
- 山形県（1983）『山形県史近世史料3 資料篇18』
- 山形県（1985）『山形県史通史編第二巻（近世編上）』山形県
- 山形県（1987a）『山形県史 第三巻』山形県、
- 山形県（2003）『山形県史第六巻現代編上』山形県
- 山形県（1967）『山形県史資料編十 馬見ヶ崎川水利史料』山形県
- 山形県（1974）『山形県史 資料編13 村差出帳』山形県
- 山形市（1971）『山形市史 史料編2 事林日記』上・下 山形市
- 山形市（1971）『山形市史 中巻 近世編』山形市
- 山内励（2011）『成沢土地改良区・六〇年のあゆみ』成沢土地改良区
- 山崎義弘（2007）『近世後期の領主支配と地域社会—「百姓成立」と中間層』清文堂
- 山崎吉雄（1965）『馬見ヶ崎川農業水利史』上・下巻、山形市
- 横山昭男（2007）『山形藩』現代書館

渡辺尚志（1994）『近世の豪農と村落共同体』東京大学出版会

## 日英村落史的対比研究方法論・2011¹⁾

高橋基泰

### はじめに

本稿は、目下筆者が取り組む日英村落史的対比研究において、どのような方法と分析視角を用いるかを考究する²⁾。その対比 (parallel and contrast) 研究では、相違の強調をする比較ではなく、相似を見出そうという姿勢をとる。これまで日本と英国双方の研究チームを組織し、その対話を通じて日本では、本モノグラフの対象である旧上田藩上塩尻村を、英国ではケンブリッジ州ウィリンガム教区を中心に研究が進行中である。

この日英村落の対比研究という方法は、対象同士に異なる特徴を見出すことではなく、むしろ相互の独自性を認めた上で相互の相違・共通性を発見していこうという問題意識に由来するものである。人は違う点よりも共通する・似ている点の方が多いからである。比較して優劣を競うものではなく、対比による認識の共有・相互理解を通して創造にむすびつけるものになることを望んでいる。

### 【方法】

ここではまず、方法を示し、日英対比という点でどのような基準を持ち込むかを簡単に整理する。その上で、よってきたるところを方法論およびその背景となる学説史概観として述べていきたい。具体的手順としては2段階になる。まず第1段階としていわゆるモノグラフの叙述。通史および社会経済史を描く。次いで、第2段階としてそれぞれのモノグラフをもとに対比用のフレームワーク (準拠枠) にあてはめる。そこで見出される事柄を、共通・相似・相違の順で叙述する。

#### 第1段階：一般的叙述 (通史・モノグラフ)

ここでは、東ねれば人々の生活風景そのもの、あるいは生活世界ということになるであろうが、項目として個別に見ていくと一般に用いられているような意味での事柄となる。

- ・人間
- ・人間集団
- ・領主

1) 本稿は、筆者が代表研究者である、平成23年度科学研究費補助金基盤研究B (海外学術調査)「西洋における「家」の発見：日欧対比のための史的実証研究」・同基盤研究B (一般)「市場経済形成期における奉公人の系譜：近世労働力市場の日英村落地域比較研究」・同挑戦的萌芽研究「日欧家系譜・家系情報群の社会経済史的立体表現による系譜学と歴史学との架橋」および研究分担者である同基盤研究 (B) (海外学術調査)「市場経済形成期における村落の共同性の日欧比較研究」(研究代表者：長谷部弘)の研究成果の一部である。

2) 日英村落それぞれのモノグラフはすでに、日本では最近モノグラフシリーズの第1巻および別巻を刊行した上塩尻村研究グループ (長谷部弘・高橋基泰・山内太編著『近世日本の地域社会と共同性－近世上田領上塩尻村の総合研究I－』刀水書房, 2009年; 同編著『飢饉・市場経済・村落社会－天保の凶作からみた上塩尻村－』刀水書房, 2010年, 英国では拙著『村の相伝：近代英国編－親族構造・相続慣行・世代継承－』(刀水書房, 1999年)がある。

- ・(物理的な) 家屋
- ・共同利益地ないし共有地 (入会地)
- ・集落そのもの
- ・自然環境
- ・社会・経済組織
- ・親族集団
- ・相続・相続慣行

まず、一般的な対照表にするとスペースの都合上、部分的にしか表現できないが付録のようになる。

第2段階：対比可能なフレームワークにあてはめ、共通・相似・相違の順に叙述

これらの事象を、対比可能な一定のフレームワークにあてはめる。この場合、上塩尻研究を通じて醸成され、長谷部弘氏により整理された、行政・経済・社会それぞれの側面における村落の共同性の多層性を前提とした準拠枠を援用するのが、最も適合的である。

共同性の構造 [1]：領主支配・村落内行政に構造化された「共同性」

= 村方三役 (英国では村役人・教会役人等)・年貢徴収組・五人組 (英国では十人組)・治安維持等の行政社会組織 (英国では教区行政組織)

共同性の構造 [2]：経済生活 (生業) における経済的「共同性」

= 農業にかかわる「共同性」

→ 労働力の調達組織および土地・水・山林の維持管理組織 (英国では耕地役人・沼沢地役人等)

= 市場経済活動にかかわる「共同性」

→ 市場活動対応型の同業組織・商取引の資金融通・講 (金融組織：英国では教区宗教ギルド等)

共同性の構造 [3]：社会生活における「共同性」

= 同族集団における「私」的共同性：親類・親戚・本家と分家等々の同族組織 + 姻戚関係 (婚姻期間) (英国の場合、一族や親族集団)

= 近隣関係・冠婚葬祭・宗教集団関連の生活諸組織³⁾

これでもって、対象とその文脈を対比する。第1段階での理解をさらに高次の観点から再検討し、新たな知見を得ることを期待できる。

対比研究は、互いの歴史的現実を互いに理解し合うための技法であり、既存・既知史料の新解釈・再活用に始まる広義のコミュニケーションである。広義のコミュニケーションというのは、進行する市場経済化とそれに対応する人と人とのつながりについて共感をうながすからであり、互いの歴史的独自性を尊重し理解するための技法を身につける筋道を示すからである。さらに、対比

3) 長谷部 弘「比較研究のための覚え書き」累積研究会報告 (2009年7月5日 於東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター・愛媛大学サテライト東京 (田町)) および同「家連合同族・姻戚関係 佐藤 (藤本) マケを事例として」日本村落研究学会第59回大会報告 (2011年10月29日 熊本県小国町)。なお、( ) 内の英国の場合についての箇所は筆者。援用をご快諾いただいた長谷部教授に感謝する。

研究は、相手との「翻訳」可能性を最大限に利用する。「翻訳」はそれぞれの「現実」についての認識を深める。そして、相手を理解していることを伝えるために、各対象において、既知・既存のものを最適の組み合わせ・順番で表現することにより、全く新たな意味を生み出すのである。それゆえ、対比項目もその都度深化し、多様になる。

以下の項目は、とくに文脈全体の中におくことで新たな光をなげかけることになる女性について、上塩尻の状況において想定されるものである。

- ・婚姻や移住による移入
- ・働き手として。労働の内容。家事労働は労働全体でどの程度のウェイトを占めるか
- ・世代の違い（例：姑はどういったことについて嫁に語ったか）
- ・子どもへの態度・取り扱い
- ・奉公人への態度・取り扱い
- ・生産 自家生産の割合
- ・技術習得 学校・家庭
- ・相続・形見分け
- ・家畜の扱い
- ・日常の食事・採光、余暇の過ごし方・祝祭・語り

項目は、もっと多くもできるが、それぞれの項目で光を投げかけることで、相互に連結する部分もありうるし、また、いずれにせよ研究の深化によりその都度設定する必要がでてくるはずである。

## 【方法論】

対比研究は、既存・既知史料の新解釈・再活用に始まる、啓発性の高いコミュニケーションである。まず、歴史史料の新解釈・再活用は、対比可能な共同性の構造と不可分である。そして家系譜を含む既知・既存史料の新解釈・再活用という点で、日英双方には豊富な情報源が認められる。さらに、対比研究の基礎をなす学説史間・史料間・データベース間の照合は、多様な文脈を多層なものとしてそのまま示す。また、近年の技術の進展によるデータベース・データセット構築はこうした照合を対比研究として必然化させるし、前提ともなる。今や、この分野での技術の進歩もハードからソフトに重点を移す時機になったといえる。

## 1 広義のコミュニケーション

### 1) 相互理解の技法を身につける筋道

ここでは、それぞれの歴史的な「現実」を相互に理解し合うための技法を身につける筋道を示したい。大局的には、進行する市場経済化とそれに対応する人と人とのつながり、という点において過去から現在に通じる共同性の位相を探る。そのために考案されたのが本論で述べる対比研究である。転じてみると、現代の問題に歴史的経験を活用するための方法、とも見なしうる。対比研究は、共感し理解するための技法であるため、分析視角・分析方法そのものが相対化されて

いるからである。

互いの歴史的独自性を尊重し理解するための技法を身につける筋道をたどるべく、ここで対象とするのは、差しあたり日英村落であるが、理解のための技法を修得できれば、それは他にも広く通用するはずである。それゆえ、各国・各地域ないし各コミュニティの歴史を理解する、というよりは、それらの歴史を理解する技法を身につけるための道筋を模索することになる。

まず行うべきこととして個性を一般的に語る。歴史であるから、時系列上の個性を語る。言い換えると歴史的独自性を一般的に語る。生硬な物言いを許されたい。これまでに提唱されたことがないからである。強いて近いものをあげると、森本芳樹名誉教授の提唱する「類推の比較史」が近い⁴⁾。が、ここでは方法をより明確にすることを目している。対比研究ではそれぞれの研究史の蓄積を互いに適用する。すると、それぞれには既知の事柄も、もう一つの対象に適用すれば自然に異なる観点・立場から新たな光を投げかけることになる。その際にも相違点を強調するというのではなく、共通・相似を見出すという姿勢で対象にあたるので、従来の比較史と同じ対象であっても、より高次の知見が得られる。歴史資源のリサイクル、と言ってもよい。

## 2) 翻訳可能：対比研究は、相手との「翻訳」可能性を最大限に利用する。

比較の場合、差異がむしろ強調される。したがって、翻訳不可能な事象に焦点があてられる傾向が強い。ところが、実際には確かに珍奇なもの・翻訳不可能なものもあるが、全体から見ればそれは少ない。そしてその少ないものに注視していたのが従来の差異を強調する比較であり、優劣の価値判断につながったのである。それゆえ対比研究ではその反対に、大部分をなす翻訳可能な部分に力点を置く。対比項目は翻訳可能であり、用語集で整理できる（高橋HP参照⁵⁾：進化形歴史用語集）。

なお、対比研究は学際的であるとともに国際的である。そのため研究公表は日本語のみならず英語（外国語）でもおこなう。このときは、極めて一般的な知識のうえに、用語の説明などをしたうえで、研究の概要を紹介する。できれば英語で同様の枠組みを持つ研究があればよい。それをなぞった文章を全体の3分の1くらいあててもかまわないほどである。

## 3) それぞれの「現実」

歴史的独自性は、「それぞれの現実」と深く関わる。そして日々の暮らし・家族・健康・食べ物などともに年中行事に代表される季節性が、当時の人にとっての現実であり、あるいは現代に生きるわれわれにとっての現実である。他方、自然に左右されることの多い生活であったがために、意外にも非常時とは、少なくとも不自然あるいは非自然なものではないのである。自然環境の「異常」はあくまでも人間にとってのものであるからである。例をあげれば、英国本国でのモノグラフ研究は、首都ロンドンに接したエセックスを中心に史料が大量に残りやすい比較的豊かな村落を対象にしている⁶⁾。したがって、現象として凶作はあったにせよ、飢饉は実感がなかった、

4) 森本芳樹「序論 史料論の確立と国際比較への途」、鶴島博和・春田直紀編著『日英中世史料論』日本経済評論社、2008年、13頁。

5) <http://www.cpm.ehime-u.ac.jp/cpm/staff/index.html>

6) 本稿・学説史(270頁)を見よ。

というのが通例になる。日本の場合になるが上塩尻今昔の会でも、居合わせた現地住民の方々は、そもそも上塩尻では飢饉の影響は無かった、という認識で共通していた。

#### 4) 既存既知のものを最適の組み合わせ・順番で表現

ここで述べたいのは、すべてを新たに生み出すのではなく、生産資源・資本・習慣を含めて既存既知のものを最大限に利用することで新たな状況に対処するのが、最も効率がよいということである。進化と言い換えてもよい。そこには最適の組み合わせと順番で表現する筋道がある。これは、対比研究を行う際、分析軸となる共同性の構造とは不可離の視点である。すなわち、共同性の構造を対比するため必要な史料自体の対比作業に導くのが歴史史料の再解釈なのである。その際着手しやすいのが、地図ないし年表あるいは系統図において各史料の所在を明示する試みである。歴史分析のための理想的な世界を設定し、それに上塩尻の史料群がどのくらいあてはまるのかを、対比することになる。これはそのまま西洋社会にも適用できるだろうし、用語集や建築史とも関連させることも可能である。現実対象-史料界-歴史表現界、というように媒介項に史料界を設けることにより、現実対象と歴史表現世界との往来をスムーズにする。

英国の、日本との際立つ違いを示すデータは日本にない史料からのものである。私的所有のあり方と家族との関係は日本と際立つ違いを特徴としていたが、まさにその点が教会検認記録、なかんずく遺言書・検認会計記録という日本には存在しない史料を中心になされたものだからである。もっとも英国では主要史料である遺言書は日本でも全く無縁でもなく、意外に要所所で現れてくる。

また、英国社会経済史からの問いかけとして次節の学説史で詳しく触れるM.スパフォドの著作にも、歴史資料の再解釈が認められる。対比研究史の見地では、スパフォドの研究は、既存既知史料の新解釈・再活用により、人間の現実を描くために必要な立体的アプローチを実現したことで、評価できる。先に述べてしまえば、本対比研究は、スパフォドの貢献である「歴史史料の再解釈」を発展させるもので、既存データの新活用という側面をもつ。くわえて、英国においても家系譜を用いて得られる親族集団（同族）についての知見が期待できる。

## 2 データベース間の照合

データベース・データセット構築はその照合を対比研究として必然化させるし、前提である。このことは、技術の進歩において、重点をハードからソフトに移すということでもある。研究においても個別史料・個別事例のみならず、総力戦すなわちデータベースの組み合わせが求められるようになってきている。これは、PC技術の発展・低価格化に支えられる。だが、社会経済史の分野でも研究スタイルとして主流となりつつあるデータベース構築型研究は、必ずしも当事者たちがそのように自認しているわけでもない。対比研究に従事する筆者だからこそその認識とも言えるかもしれない。いや、筆者にしても、データベースやデータセットの組み合わせ方について十分に表現し、論じるといったことを自覚的におこなってきたとはいいがたい。すなわち、近年の技術進歩の速さもあって、ほとんど前例がないのである。それゆえ、方法としての対比は、データベース間の照合が前提となる。さらにデータセットないしデータベース間の照合が対比研究には

必要であるため、相互の理解および利用が要となる。

分析枠のそれぞれの枠組みについて検討する中で、とくに対比研究が効果を発揮すると予期しうるのが「家」・婦人層・人口変動の文脈である。

### 事項1：「家」

日本の「家」について論じるときに、家名・家業・家産そして家格の4つの要素は重要であり、それらの現れ方の強弱はあれ、西洋社会でもこれらの要素を各地域において拾い上げることができる⁷⁾。他方、相続の見地からも今一度接点を見出すことを試みる。英国では単独相続から分割相続まで一続きのヴァリエーションがあることがわかっており、他方、日本の分家にも、あるいは相続慣行の実践において、やはり一続きのヴァリエーションがあるからである。

まず、それぞれの史料上の相続・分家のタイミングの差異を観察する。系譜学での主要資料である家系図ないし家系情報上の相続・別家（分家）のタイミングと歴史人口学の主要資料であり、社会経済史上重要史料である宗門改帳上の単位分けとの時間差をたどりながら、縁組のなされ方を総合的に把握するのである。また、貫高や土地保有規模など経済的要因も考察する。相続・分家とのタイミングも測る必要がある。それらが、家系図にどうあらわれるのか、宗門改帳の「分家」とどう重なり、どう食い違うのか、を総体として見る。英国の場合でも同様である。

### 事項2：婦人層

歴史資料上の存在としては、資料を生み出す社会を反映し、女性は男性に比して劣格である。このことは、程度の差はあれ、日英双方に通じる。したがって容易に想起するのは、教区登録簿もそうであるように、宗門改帳の場合にも女子であることで記録から漏れやすい状況があったのではないかということである。英国で言えば、非国教徒の社会経済階層的分析がそのことを示唆している。とくに、婦人層に顕著に見られる非国教徒の社会横断・世代連続的ネットワークの存在が新たに実証されている⁸⁾。そして、これらの事象は対比研究において対象になりうる。たとえば、女性が関与しているものとしては宗教ギルド・講がある。英国においては宗教改革において断絶を見、その後機能は分化した。貧民救済は救貧法で、小口金融は遺言書での遺贈などを経て専門職によりなされる一方で、エール醸造はホップ醸造に次第に代替されるとともに醸造業者が専ら生産の中心となる。ところが、日本では少なくとも名称としてはその組織は現代にまで続く。それゆえその歴史を供することで英国の事例に新たな分析視角を提供する。文脈をもとらえることでこれまで限界上にあった対象をも浮かび上がらせるのである。

### 事項3：人口変動

さらに人口変動も、最近の歴史人口学国際シンポジウムのテーマが如実に示すように、その文脈とともに浮かび上がらせる段階に来ている⁹⁾。上塩尻では、すでに「生産人口」「従属人口」

7) 「家」については、すでに國方敬司・永野由紀子・長谷部弘編著『家の存続戦略と婚姻－日本・アジア・ヨーロッパ－』、刀水書房、2009年において、婚姻戦略と存続との観点から国際比較の試みがなされている。

8) M. Spufford, ed., *The World of the Dissenters* (Cambridge, 1995) .

9) S. Kurosu, T. Bengtsson and C. Campbell, eds., *Demographic Responses to Economic and Environmental Crises* (経済および環境的危機への人口学的対応), Reitaku University, 2010は、2009年に行われた麗澤大

のデータがあり、それを従弟や姻戚とも関わらせて考えることも可能である¹⁰⁾。たとえば、本来社会的存在としての分家は経済的にはどのように現れるのか。この点は本来社会的存在としての従弟が労働組織として把握されるのと同様である。cousinageは方法論においても用いることができそうである。従弟については、日本でも柳田国男の「オヤコ・イトコ」論以来、家のあり方と関連して論じられることはあっても、実は決着を得ていない¹¹⁾。労働組織の有り方とも関わるからであり、労働組織という可他方で奉公人の存在があるので、労働経済学だけでも十分な説明ができず、社会学だけでも扱える問題ではなかった。まして、近世期に遡るとると社会経済史の領域になるが、当該分野では家系図はほとんど導入されていないというのが現状である。なぜなら、歴史人口学的アプローチでさえもが市民権を認められてきたのがここ20年ほどのことだからである。ところが、現況の歴史人口学が最も不得手とするのが、この「従弟」の扱いなのである。

### 3 多層共同性と多様性の態様（パターン）抽出

#### 1) 多層性・多様性の扱い

対比とは、上記のように軸ないし準拠枠を設けて照合することである。そして、他に新たな地域でも同じ手続きをすることができるようになりたい。そこに準拠枠を設けることの意義があるし、もともと対比は狭い意味において、軸を決めて照合するパターン認識だからである。そのために、重要なのは適当な対比項目をたてることである。その対比項目は、相互の研究の深化・データベースの拡大により増加することになる。

日英村落においては共通・相似点が指摘でき、対比のための基準・項目はむしろ多い。それらを束ねれば、方法のところ述べてのように、おそらく人々の生活風景そのもの、あるいは生活世界をとらえることになる。他方、個別に見ていくと一般に用いられているような意味で比較が可能な事柄になる。対比項目は、相対化されるので、従来の項目に加えて、相対的分析視角と対象の多層性から自然に導出される社会横断と慣行とが、考察の範囲に入ってくる。

生きており、存続しゆくネットワークであるコミュニティは、多層であり、多様・多機能である。communityはcommunitiesなのである。それは、人と人とのつながりを意味する共同性の重なりである。言うまでもなく、生きている人間によってつくられているコミュニティはやはり生きている。生きているから多層多機能である。市場経済化により観察が可能になるコミュニティなのだが、ひるがえればまさに市場経済化がその多層性・多機能性を進展させる。ネットワークも家族という再生産の基礎が抜け落ちれば、時系列的展開はたどれない。また、家族を数世代という長い時間でたどるには、やはりコミュニティを対象にするほか無い。家族がなくともネットワークはありうるが、家族を構成要素としないコミュニティは考えられないからである。家族を

∟学国際人口学セミナー（組織者：黒須里美）でのペーパーをまとめたものである。

10) 長谷部・高橋・山内編著『飢饉・市場経済・村落社会』19-22頁。

11) 柳田国男「家閑談」『柳田国男全集』ちくま文庫12（1990年）所収、328-30頁。

構成要素とした多層ネットワークであるコミュニティは、存続のための種々の技法が相い伝えられる舞台である。これは、縦の関係のみならず横の関係でとらえて現れてくるものであるし、それゆえに対比可能なのである。

## 2) 「家」の存続およびコミュニティにおける世代継承の理解

学説史でも、「家」の存続ということで、すでに先行研究としてミドルのゴフにおいては「家」の存在は確認できる¹²⁾。日英に共通する要素として、家系を目しているわけだが、その場合にやはり対比研究が有効である。「家」が共通・類似するのは存続を基本原理とするからである。そして世代継承では、家名・家産・家業の永続性を根幹とする「家」ないし家族の継承とともに村・コミュニティにおける世代の継承を扱う。

## 3) 重層構造を時系列上に指定すると重層時間としてみてとることができる。

重層する「家」「セミ・ネットワーク」「村」「広域ネットワーク」を時系列上にたどる。個々の「家」のみを追いかけてきたのが系譜学であるが、それでは村やネットワークは視野に入らない。他方、系譜学・家族史的視点を導入しない経済史でも閉却してしまう。ここで求められるのは、重層構造をそのまま把握するという事なのである。その重層性は、農業生産におけるタイム・マネジメントとしても年中行事と絡めて照射される。また、拙著『村の相伝・近代英国編』の3要素である親族構造・相続慣行・世代継承も捉えかえすことができる。共同性も、共感のスキルという見方でやはり重層的に論じうる。これまで、そうした対比やパターン認識のようなアプローチが十分に発達していないために研究対象としても十分に取り上げられることがなかった素材にも照射がなされるようになる。上述の姻戚関係や家系譜がそうであるし、世帯単位で分析が必要な労働人口・消費人口、年中行事（時間）、そして遺言書でも同様である。

## 4) 多様な多層体は一定の態様（パターン）に収束する。

このようにして、個々の教区の多様性が前面に出てはくるだろうが、それでも多様性には一定の態様（パターン）がある。あるいは、最終的にいくつかの態様には収束する。家系譜研究を社会経済構造に指定し、パターン認識として抽出しようというのであれば、社会的遺伝とは切り離せない。

# 4 展開1：縁組・姻戚・市場経済

## 1) 社会的存在である同族・姻戚・奉公人は市場経済化の労働力市場・近距離移動の文脈で考察する必要がある。

社会的存在としての分家は労働組織においては従弟として現れる。これは英国でも共通するだろうか。あるいは、本来社会的存在としての分家は経済的にはどのように現れるのか。この点は本来社会的存在としての従弟が労働組織として把握されるのと同様である。同族というと日本だけの感覚にも陥りがちだが、英国の場合でさえ、上述したように旧新大陸間の親族のつながりでそのイメージ化は可能になる。その際のキーワードは従弟（cousins）である。もっとも表記上は従弟とあってもそれが現代と同じように4親等だとは限らない。これは東西を問わずそ

12) R. Gough, *The History of Myddle* (Hammondsworth, 1979) .

うではないか。

## 2) 商品経済化の文脈で同族とその補完としての姻戚をとらえていく

縁組に関して、家単位で分析を行う場合でも、通常は宗門改帳のみを用いることになるため、家・同族、すなわち本家一分家を軸とする系譜関係にまで論究した研究は管見の限りでは見あたらない。さらに「姻戚」がある。実際には婚姻史の関係から論じられることが多いが、それを同族との補完関係において商品経済化の文脈で論じる必要がある。同族の研究はその補完として姻戚関係をも分析対象として意味を持ちそうだが、ということをわが研究グループは最近共通の認識としている。世間からすれば当たり前のことのようにだが、実際には同族という観点で村落社会を対比研究しようなどという発想は研究者間にもほとんど絶えてなくなっているのである。

## 3) 縁組・近距離移動・労働力市場とはどの程度重なるのかを探る

縁組について、とくに嫁取りは労働力獲得としての分析が中心である。ただ、上塩尻の場合には実際にどれほど重要であったのか。この点は、季節労働・近隣の労働力市場との関係でも再考する必要がある。なぜなら「社交圏＝世間」の地理空間の広がり、研究の深化を待っている。この場合に対比という見地で共通性・相似が認められるのは、人々の「社交圏＝世間」の地理空間の範囲である。これを系譜データと組み合わせる事でおそらく親族関係ネットワークが重層をなして現れると予測される。現段階ではすでにある程度分布はつかめているものの、親族関係網の調査は未着手である。これを近距離移動の議論とつなげる。

## 5 展開2：慣行の二重性を時系列で

市場経済におけるタイム・マネジメントの変遷を、慣行に関する一定のスケールでたどる。英国の最近の研究では、年中行事は太古からのものと思われてきたが、実のところは僅かな例外を除いてほとんどすべてがせいぜい一六世紀初頭以降のものであり、それは、市場経済の進展と密接に関わるのである。年中行事としての対比は可能であり、時間の使い方にしても然りである。タイム・マネジメントというとらえ方が近世期にもそのまま適用可能であるかどうかはまた議論があるだろうが。タイムスケールという点では、3日・3月・3年・30年（1世代）・3世代、とおそらく最大でも3世代で十分であろう。この「慣行化スケール」（仮称）をあてはめてみていく（注 日本の子孫一身の法や英国の俚言「紳士を作るには3代かかる」など3世代でくる物の見方というのは古今東西種々観察できる）。時々の経済状況により農業上の、あるいは日常生活の慣行が意外なほどに急速に生成もしくは変容するという事態は相続上の慣行でも生じていた。相続慣行には慣行のまさにその静と動の両面をみることができる。制度としての相続慣行と実際の運用である相続実践とである。このような慣行の二重性について人々は通常区別をしない。それこそ、家族について広くも狭くも言うように。それゆえ相続慣行を含めた慣行の二重性は家族と同様に概念広狭をも生むゆえんであると筆者は考えている。

## まとめ

こうした状況を踏まえ、方法としての対比は、データセットおよびデータベース間の照合が前提となる。まず、史料間の対比が、村落社会と家族との観点では、相続・分家、同族の創出・変容・多様化を示す。また、これまで実態がよくわからなかった講も含め、婦人層社会横断・世代継承ネットワークも新たに照射される。そして人口変動も、その文脈とともに扱う段階に来ている。とくに家の存続・コミュニティの世代継承は多層をなし、多様であるため、時系列上の対比研究が有効である。対比の項目が示すように、生きており存続しゆくネットワークであるコミュニティは、多層であり、多様・多機能である。

さらに重層構造を時系列上に措定すると重層時間としてみてとることができる。重層する「家」「セミ・ネットワーク」「村」「広域ネットワーク」を時系列上にたどるのである。従来ほとんど個々の「家」のみを追いかけてきたのが系譜学であるが、それでは村やネットワークは視野に入らない。他方、系譜学・家族史的視点を導入しなければ経済史でも閑却してしまう。したがって、求められるのは重層構造をそのまま把握するということである。その過程で、社会的存在である同族・姻戚・奉公人は市場経済化の労働力市場・近距離移動の文脈で考察する必要がある。キーとなる慣行は、制度と運用という二重性を内包し、概念の振幅もあるため、一定のタイムスケールで測る。相続慣行も含め、慣行はできあがった「制度」としてだけでなく、生成し変化するプロセスもたどる必要がある。

## 【学説史概観】

### 1 対比研究導出の経緯

対比研究ではそれぞれの研究史における蓄積を互いに適用する。すると、それぞれには既知の事柄も、自然に異なる観点・立場から新たな光を投げかけることになる。その際にも相違点を強調するのではなく、共通・相似を見出すという姿勢で対象にあたるので、従来の比較史と同じ対象であっても、異なる解釈が得られるのである。

もともと本対比研究は日英村落研究チーム内の対話中に始まった。そして直接の契機は英国チームの代表であるマーガレット・スパフォードとのやり取りに求められる。また、対比研究史の見地では、スパフォードの研究は、既存・既知史料の新解釈・再活用により、人間の現実を描くために必要な立体的アプローチを実現したことで、評価できる。そこで対比研究は、スパフォードの貢献である「歴史史料の再解釈」を発展させ、既存データの新活用という側面をもつのである。

1974年にスパフォードは*Contrasting Communities*においてケンブリッジ州における3つの対照をなす教区の社会経済史を描いた¹³⁾。同書は、「レスター学派」の学風に沿い、それまでの近世農村社会経済史に関する議論を集約し、対照をなすケンブリッジ州の三教区を対象に、農村に生活する人々について家族・親族関係のレベルまで深めて洞察した。それ以前の研究で描かれたのは平均的人物、経済人であった。たとえばレスター学派の創始者の一人W.G.ホスキンスによる『ミッ

13) M. Spufford, *Contrasting Communities* (Cambridge, 1974)

ドランド農民 *The Midland Peasant*』は、村落コミュニティの連続性を示したが、そこに描かれる農民は当時の書評によれば抽象的なabstract 経済人であった¹⁴⁾。また、J.サースクの『16世紀の農業問題 *The Peasant Farming*』でのリンカン州の農業経営について、各時代に個々の地域類型を示した¹⁵⁾。その主要史料であった遺産目録からの数量データは、平均値もしくは中位値の分析を主にしていたため、ホスキンスと同様の抽象化により、「経済人」ではない人間像、その人間や家族が示す共同性の明示はほとんどなかった。

スパフォードは、より具体的な生活者としての農民を描こうとする¹⁶⁾。地域コミュニティである村落の社会経済史の研究は、人体を構築するような作業が必要であり、まず骨格を作る。その骨格は、租税記録および土地調査記録などからなる教区住民の経済・社会的階層を示すデータ集であり、管区巡察記録 (visitation records) をもとにケンブリッジ州全体の横断的分析データ集である¹⁷⁾。これらのデータ集の併用は前例がなく、従来ほとんど未知であった宗教改革期における農民レベルの対応を包括して示した。

さらに骨格に肉付けをするのに大きな役割を果たすのが教会検認記録、である。とくにM.スパフォードが嚆矢となった遺言書の教区全体での体系的分析は、家系図の採用ともあいまって家族・親族関係と相続慣行の理解におおきく寄与している。教会検認記録では、一見数値化しやすい遺産目録の方がJ.サースクを代表にレスター学派でもよく用いられていた。遺言書の方は、教会登録簿とともに系譜学の分野では古くから用いられていたものの、社会経済史の分野の体系的使用はスパフォードが最初であった。その後、遺言書は地域社会経済史では必須史料となるが、それでも家系図を組み込み従弟など近親以外の親族関係にまで俯瞰した研究は、後述のケントの研究を例外としてほとんど見あたらない。

社会経済史の伝統を継承し、深化・拡大を自認するスパフォードにとっては意外かもしれないが、教区レベルでの遺言書の体系的利用とともに家系図を作成し従弟をも含む親族関係網により村落の社会・経済生活を説明するという着想は、むしろ社会人類学的である。レスター学派の実地調査・フィールドワーク重視の伝統も関連する。かくして、家系図の社会経済史的分析への採用は、スパフォードを先駆とする。家系譜を用いて得られる親族集団 (同族) についての知見は、必ずしも家系図が残されていないイギリスの農民層においても家系情報を系譜に仕立て上げ、さらに親族集団と村落社会の文脈において相互連関を調査する際にすこぶる有用である。

## 2 *Contrasting Communities*以後とその影響

他方、スパフォード自身、前掲書には2点主要な過ちがあるとする¹⁸⁾。1つは対象3教区をあた

14) W. G. Hoskins, *The Midland Peasant* (Leicester, 1957) ; E. Moir, 'Review of *The Midland Peasant*', *The Cambridge Review* (1957) , pp.148-9; M. Spufford, 'The scope of the enquiry', in do., *Figures in the Landscape* (Aldershot, 2000) (拙訳「調査の範囲」国際比較研究会編『国際比較研究』第6号 2010年), pp.2-3.

15) J. Thirsk, *The Peasant Farming* (Leicester, 1957).

16) M. Spufford, 'The scope of the enquiry', p.3.

17) M. Spufford, 'The scope of the enquiry', p.10.

18) M. Spufford, 'The scope of the enquiry', p.7.

かも各々孤立した小宇宙のように描出したことであった。相互連関を欠いていたのである。もう1つは読者に退屈だろうと方法論にあえて頁を割かなかったことである。これらの過ちはその後の研究を地に着かない社会史に偏するのに一助となったし、典型性の議論を拡散させた、というのがスパフォードの反省である。当時の農村に暮らす人たちの現実を描くには農業・経済の諸状況・制約から離れて考えることはありえない。この意図からすると、その後の農村社会経済史の動向は、必ずしも納得のいくものではない。動向は大きく3つの流れに分けられる。

第一にあげるべきは、「ターリング・インパクト」(中野忠)現象を生んだライトソニアン(K.ライトソンの社会史の流れを組む研究者)の動きである¹⁹⁾。地域史研究は、1970年代のいわゆる新社会史研究の流れを見、K.ライトソンおよびD.レヴァイン著『貧困と敬虔 *Poverty and Piety*』以降社会史へ傾いた²⁰⁾。農民の社会を扱うのに、必ずしも農業・土地経済によらずに議論する傾向が目立つ。また社会階層分化の観点から大衆政治・文化史や犯罪などにも議論が及ぶものの、経済過程、とくに土地保有の変遷および農業経営の分析には史料の欠落もあり限界がある。ターリング教区で決定的なのは、教区が5つのマナーに分割され、共同用益地もなければ開放耕地制度もなかったことである。次いで、ライトソン以降の研究では、人口動態についてはその都度の歴史人口学の水準に準拠した上で相当分量を割くようになっている。*Contrasting Communities* では、人口動態については人口の推移を示すにとどまった。そして第3の流れは、地域社会経済史の分野への社会人類学の急速な接近である。この点では歴史人類学を標榜するA.マクファーレンが代表となる。

そして、以上の3つの流れはいずれもエセックス州の研究成果が主である。エセックス学派というくりはないが、上記ターリングやマクファーレンの『ラルフ・ジョスリンの家族生活』の舞台となったアールズ・カウン(Earls Colne)教区もやはりエセックス州に属する²¹⁾。その後J.フレンチおよびR.W.ホイルによる同教区の研究は、マクファーレンの研究チームがウェブ上に公開したデータベースに依拠し、その影響力の大きさは今後も続くはずである²²⁾。さらに早期囲い込みが概ね完了した16世紀初めまで、大黒死病(the Black Death)以後16世紀初頭までのエセックス州全体の研究は、L.R.プースがまとめている²³⁾。その姿は、他州で17世紀以降進行する事態を先取りしている。この点では、王領地という特殊事情を抱えるロンドン近郊のヘイヴァリング教区も同じである。本教区については、M.K.マッキントッシュがまず1200年から1500年までを研究し、引き続き1500年から1620年までの近代初期期を継続して優れた包括的地域研究を著している²⁴⁾。

1つの教区を中世から近代まで通して観察する研究は依然として僅少である。上のマッキン

19) 中野忠『前工業化ヨーロッパの都市と農村』成文堂 2000年、19-48頁。

20) K. Wrightson and D. Levine, *Poverty and Piety in an English Village: Terling, 1525-1700* (London, 1979)

21) A. Macfarlane, *The Family Life of Ralph Josselin* (Cambridge, 1970)

22) H. R. French and R. W. Hoyle, *The Character of English Rural Society: Earls Colne, 1550-1750* (Manchester, 2007)

23) L. R. Poos, *A Rural Society after the Black Death; Essex 1350-1525* (Cambridge, 1991)

24) M. McIntosh, *Autonomy and Community* (Cambridge, 1986); do., *A Community Transformed* (Cambridge, 1991) .

トッシュを除くと、めぼしいものとしてレスター州の研究があげられる。一つは古典としてすでに紹介したW.G.ホスキンスのウィグストン・マグナ教区の事例であり、もう一つがC.ハウエルのレスター州のキプワース・ハーコート (Kibworth Harcourt) 教区の研究である²⁵⁾。当教区ではオックスフォード大学のマートン学寮の所領の、1270年から1700年までの長期にわたり、ミドランド農民の家族・土地・相続慣行の研究をした。遺言者の家族扶養義務とともに各々の遺言者とその家族の置かれたライフ・サイクルの重要性を指摘した上で、一定程度の家族が保有地を保つことを実証した。農業経営の内容と近親間の協働・相続の実態の分析もあるものの、横断的な親族関係や共同耕作あるいは共同用益地に関する記述に乏しい。加えて、中世後期から近世までを意識的に架橋したものとして、J.ウィットルの研究も挙げておきたい²⁶⁾。1440年から1580年までのノーフォーク州東部ヘヴィングラム・マナー (Hevingham Bishops) のマーシャム (Marsham) 村を中心に土地市場および労働者・労働力市場に関して著した。農業資本主義の発展をテーマに、共同性については家族の土地保有に付随する共同用益権に言及はあるものの、そもそもそうした視点がないからだと思うが、ハウエル同様横断的親族関係や共同耕作については立ち入った分析はない。だが、遺言書を集中的に用い家族の土地保有と相続慣行の詳細なデータが収録され、今後の比較研究に有益である。

一方、スパフォードの2つの「過ち」に対する反省は、炉税記録の全国的レベルでの翻刻・研究分析計画という炉税調査記録プロジェクトを生む²⁷⁾。炉税記録は17世紀後半の教区民の経済的社会的状況を容易に鳥瞰できる史料である。近代統計学の祖グレゴリ・キングもこの炉税に深く関わった。炉税は直截簡明さを特徴とする。家屋の外に出ている排気口(煙突)の本数から、その家屋ないし世帯の炉の数を割り出し、富裕度すなわち担税度を測るからである。炉税はこれまで有名でありながらも、十分に活用されてきてはいない。本炉税プロジェクトの完成による全国的俯瞰は、歴史地理学者H.C.ダービーによるドゥムズデイ・ブック時代の経済地理全国誌に比肩し得る意義をもち、情報量でははるかに多いデータ・ベースとなる。これは日本にはないので、学ぶところが大きい。

他方、*Contasting Communities* では示唆にとどまった相互連関と結びつくのが、「社交圏=世間」の地理空間の広がりである。対比という見地で共通性・相似が認められるのは、人々の「社交圏=世間」の地理空間の範囲である。これを系譜データと組み合わせる事で親族関係ネットワークが重層をなして現れると予測される。

加えて、スパフォードとその研究グループによる非国教徒社会経済階層分析は、地域史研究者にとっては自明であっても、宗教史・教会史家にとってはそうでもなかった。この分析は婦人層ネットワークをも見出した。中世後期から近代初期にかけての女性の経済的社会的位置づけに関して、系統だった包括的研究が著されてきている。ここでも新史料の利用とともに既知史料の新

25) C. Howell, *Land, Family and Inheritance in Transition* (Leicester, 1983)

26) J. Whittle, *The Development of Agrarian Capitalism: Land and Labour in Norfolk* (Oxford, 2000)

27) 現在、英国学術炉税プロジェクトBritish Academy Hearth Tax Projectとの連携で公開されている最新のものは、*Warwickshire Hearth Tax*, British Record Society, *Index Library*, 126, 2010.

たな利用法の開発によるところが大きい。北部教区の親族関係と世帯について女性の視点から論じたM.チェイタ、寡婦産相続と女性の財産を扱ったB.トッド、女性の法的権利について慣行および法律の相互可変性を中心に論じたT.ストレットンなどはその好例である²⁸⁾。そして、A.エリクソン『近代初期英国における女性と財産』は、法律と実践との関係を、とくに女性と財産とを中心にして論ずる²⁹⁾。

スパフォードは、歴史人口学への違和感を次第に認めるようになってきているものの、日英村落対比研究にあたっては、歴史人口学的分析も用い方によっては極めて有効である。片方では同時代人にとっての現実をとらえる姿勢を保ちながらも、同時代人の気づかなかつた、かつ後代のわれわれだからこそ見渡すことのできる事象あるからである。対象間の比較には人口学的データは、とっかかりとしては大いに有用なのである。日英双方で全国を教区・村単位にデータ・ベース化が最も進むのはこの分野である。その一環として農業・地理データとの重ね合わせはたとえば、農業奉公人研究で著名なA.クスマウル³⁰⁾によって、工業化以前のイングランドにおいては結婚の季節性と牧畜・穀作の分布パターンと概ねの合致をみるとする著作によって既に用いられている³¹⁾。炉税データがこれに加わることでより立体的な検討を予期できる。

M.スパフォードとはあらゆる点で対照的なA.マクファーレンは、もともとは歴史家としての訓練をオックスフォード大学で受け、その後ケンブリッジ大学で社会人類学を専攻するようになるが、その最初の論文で出した産業革命の原因についての着想を発展させ、結実したのが『イギリスと日本*The Savage War of Peace*』である³²⁾。工業化がはじまる前にイングランドは出生率および死亡率の低下をみせ、それが来る産業革命の前提条件のひとつとなったのはなぜか、という問題については、日本との比較を経て解明の糸口を見出せるとする。イギリスと日本という二つの島国を比較し、環境および健康というマクロおよびミクロ的アプローチを結合させ、とくにイングランドにおけるエールとそれに続く茶の飲用と日本での同時期の茶の飲用という習慣づけを含め、生活習慣全般での共通性を見出す。最終的には文化習慣の文脈で家族・相続にいたって、経路はちがうものの同様の結果を生むにいたった複雑多岐なメカニズムの存在を指摘している。マクファーレンは全国的範囲で二次歴史文献を遍く渉猟し用いながらも、やはり社会人類学の著作となっている。

マクファーレンの基本姿勢には問題がある。『イギリスと日本』で二つの島国を比較し環境と個人との双方の連関をメカニズムとして説く際に、家族および「家」をあくまで文化習慣としてとら

28) M. Chaytor, 'Household and Kinship: Ryton in the Late 16th and Early 17th Centuries', *History Workshop*, 10 (1980) ; B. Todd, 'Free Bench and Free Enterprise: Widows and their Property in two Berkshire villages', J. Chartres and D. Hey, eds., *English Rural Society, 1500-1800* (Cambridge, 1990) ; T. Stretton, *Women Waging Law in Elizabethan England* (Cambridge, 1998) .

29) A. L. Erickson, *Women and Property in Early Modern England* (London, 1993) .

30) A. Kussmaul, *Servants in Husbandry in Early Modern England* (Cambridge, 1981)

31) A. Kussmaul, *A General View of the Rural Economy of England, 1538-1840* (Cambridge, 1990) .

32) A. Macfarlane, *The Savage Wars of Peace* (船曳建夫監訳、北川文美・工藤正子・山下淑美訳『イギリスと日本 マルサスの罫から近代への跳躍』新曜社、2001年) .

えるものの、それをコミュニティの文脈に措定して議論するということがないからである。マクファーレンは中世からすでにイギリスにおいては個人および個人を成り立たせる土地保有権も個人に帰属するように早くから確立していたとする³³⁾。彼は、小農 (peasant) は存在しないとし、その存在基盤である「家族の土地」の親族関係内での循環的性格 (cycling nature) についても否定的である。まして家族を村落・コミュニティの文脈で可變的にとらえるということもしていなかった。

マクファーレンは、イギリスでは所有が血縁に優先するようになり、日本では「イエ」という人為的に構築された連続体として後継者戦略を決定したとする。後者では「イエ」の存続のために養子制度を活用したが、前者ではそもそも養子制度がない。だが、イギリス農村にも「家」が18世紀までごく普通に存在したことはR.ゴフの「ミドゥル史」にもあらわれている³⁴⁾。D.ヘイは1970年代の研究水準でこのゴフを主幹史料として描き、ゴフのミドゥル史を住民の移動・リエイジ・アイデンティティの関係から再考している³⁵⁾。ここで、家の観点からこれらを読み返してみるとまた発見があるはずである。とくに家系・人口移動・地域特有の相続慣行・土地保有状況、さらにコミュニティそのものについて異様に詳しい。

他方、ケント州ウィールド地帯の小邑克蘭ブルック (Cranbrook) およびその隣接村教区における17世紀後半期の横断図を描いたA.プールの著作は、教区境を超えておよそ半径10キロメートル程度の形成される地縁-血縁関係網の働きを明らかにした³⁶⁾。

なお、1978年にV.スキップが『発展と危機』でフォレスト・オブ・アーデン (Forest of Arden) における5つの教区を主として人口と環境との相関関係を著したが、生態学的アプローチによる特殊研究という色合いが濃い³⁷⁾。遺産目録を集中的に用いて農業生産・自然環境・生活資源との連動性を描き、あわせて教区登録簿により家族構成・家族構造分析を行ったが、遺言書はほとんど用いられておらず、教区内・教区間の親族関係も含め危機の局面で発現したはずの共同性についての視点が無い。むしろ、翌1979年に刊行されたA.B.アップルビーのイングランド北西端部のカンバーランドおよびウェストモアランド両州における凶作 (飢饉) および人口・環境の動態研究の方が、方向づけとしては共同性についての観点を内包していたが、アップルビーの急逝によりそれは果たされていない³⁸⁾。さらに、最近ではJ.ブロードが1540年から1920年までの期間をとり、英国農村富裕層が土地所領と家屋を含む景観の構築をどのように果たしていくかをバッキンガム州ミドル・クレイドン (Middle Claydon) 地域において観察している³⁹⁾。

33) A. Macfarlane, *The Origins of English Individualism* (London, 1978) (酒田利夫訳『イギリス個人主義の起源』リポレポート 1993年)。

34) R.Gough, *The History of Myddle*.

35) D. G. Hey, *An English Rural Community. Myddle under the Tudors and Stuarts* (Leicester, 1974) ; C. Dyer, ed., *The Self-contained Village?: The social history of rural communities 1250-1900* (Hatfield, 2010)

36) A. Poole, *A Market Town and its Surrounding Villages: Cranbrook, Kent in the Later Seventeenth Century* (Chichester, 2005)

37) V. Skipp, *Crisis and Development* (Cambridge, 1978) .

38) A. B. Appleby, *Famine in Tudor and Stuart England* (Stanford, 1978)

39) J. Broad, *Transforming English Rural Society, The Verneys and Claydons, 1600-1820* (Cambridge, 2004) .

日英村落史対照表

イギリス				
	Wigston Magna	Chippenham	Orwell	Willingham
州	レスター州中央	ケンブリッジ州北東	ケンブリッジ州南西	ケンブリッジ州北西
(研究者)	W. G. Hoskins	M. Spufford		
(年度)	1957	1974		
分類	Upland (高地)	Upland	Upland	Fen-edge (沼沢地縁り)
土壌	重粘土層中心	白垂軽土壌	重粘土層	沼沢重粘土
面積 (約, エーカー)	3000	2000	1500	4700
領主	元来小自由土地保有者 多数	旧修道院領→世俗領主	王領	旧修道院領
共同地 (入会)		800エーカー→囲い込み	元来小さい	大きい
作物	豆・大麦が主	ライ・大麦が主	大麦・オート麦が主	大麦・小麦
家畜	羊重要 (混合農業)	羊→領主独占化		大型家畜
16・7世紀の人口 動態	70世帯 (1525) →140 世帯 (1625)	5・60世帯で停滞	50世帯ほどで停滞	400人 (1525) → 700人 (1670)
土地の配分状況	階層分解静態的	1560年～1630年、特 に	チベナムと同様	土地保有細分化
	18世紀には階層化	1598年～1630年に分極 化		
コミュニティ組 織	強力	薄弱	有	強力
宗教組織	国教色強し	非国教色散見	非国教色有力	非国教色強し
相続慣行	傾向として長子単独	分割の傾向	長子単独と分割混在	分割相続が主 (状況次第で単独)
寡婦産	生涯不動産権	生涯不動産権	時限不動産権→扶養	時限不動産権
	# 古典			
出典	W. G. Hoskins, <i>The Midland Peasants</i> (London, 1957)			
	M. Spufford, <i>Contrasting Communities</i> (Cambridge, 1974)			
	D. Hey, <i>An English Rural Community. Myddle Under the Tudors and Stuarts</i> (Leicester, 1974)			
	V. Skipp, <i>Development and Crisis</i> (Cambridge, 1978)			
	K. Wrightson and D. Levine, <i>Poverty and Piety in an English Village - Terling 1525 - 1700</i> (London, 1979)			
	C. Howell, <i>Land, Family, Inheritance in Transition</i> (Cambridge, 1983)			

Myddle	Forest of Arden 5教区	Terling	Kibworth Harcourt
シュロップ州	ウォリック州	エセックス	レスター州
D. Hey	V. Skipp	K. Wrightson	C. Howell
1974	1978	1979	1983
Woodland (森林)	Forest (御料林法域)	Upland	Upland
重粘土層		重粘土層	重粘土層
4500		3000	1500
世俗領主。開墾。小村。	元来小自由土地保有者 多数	5マナー混在、大借地 人の力強し	オックスフォード大学学 寮
大きい		皆無	
		大麦が主→小麦	大麦が主
牧畜経済	牧畜→穀作。肥育→酪 農		馬、牛
3・400人。移民による 増加	2250人(1570)→ 3400人(1650)	70世帯(1524)→122 世帯(1671)	4,500人で静態的
階層分解静態的	自由土地保有は細分化	大農場が特徴	
18世紀には階層化	分極化は2段階で。	分解顕著	分極化というより階層分 化
有		薄弱。	有
国教	国教色強し	非国教色強し	非国教色散見
長子単独相続が主	長子単独相続が主	長子単独相続(裕福な ら分割も)	長子相続が主、実際は 分割も
多様		多様	多様
# 同時代人による叙述	# 人口動態分析に大き く傾斜	# 「ターリング・ショッ ク」	# 1200-1700年までの 通覧

日本				
	南部二戸郡石神村 (旧荒沢村石神)	紫波郡煙山村松ノ木部 落	諏訪郡今井村 (岡谷市北部)	上田藩上塩尻村
県(旧藩)	岩手県	岩手県	長野県	長野県
(研究者)	有賀喜左衛門	中村吉治・共同研究グループ	中村吉治・共同研究グループ	上塩尻村研究グループ
(年度)	1938	1956(1980)	1962	2009年～(1995年～)
分類	農村(溪谷村)	農村	高原村, 領分境目, 塩尻峠口	農村
土壌	沖積層土	地味肥 (沖積層-洪積台地)		度重なる千曲川の氾濫などのため, 扇状地を含め肥沃であるが, 礫土部分も多い。水田も上中下等級差あり。
面積(約, 町歩)			耕地面積狭し(5000畝=500反=50町)	
領主	南部藩。開発大屋は藩士格埜農, 齊藤家	南部藩。	諏訪・高島藩	上田藩
共同地(入会)	山	山, 溜池, 用水路	林野, 山, 用水, 秣場	山, 林野
作物	米, 稗, 野菜, 繭, 漆, 萱その他	米(どころ), 麦, 稗, その他	米, 蕎麦, 粟→桑作も	米, 蕎麦, 粟→桑作も
家畜	馬・牛	馬(代搔, 運送, 厩肥源)	馬・牛(牛方)	馬(少数)
18・9世紀の人口動態	200人±(20件±) →300人±(約30件)	27家	400人±(50家±) →700人±(約150件)	750～800人(*94戸→165戸)
土地の配分状況		溜池作りが大地主化と深く関連。	農民層分化過程顕著	19世紀に1貫を基準に中間層の割合が増加
	大家族一分家名子制度	高利貸, 築堤開田	田畑生産性向上, 用水拡張	用水・山林
共同体組織		錯綜的重層	小族団協業体の拡散, 地主的土地所有	共同性の重層構造顕著
宗教組織	並一仏教(浄土宗)・神道	並一仏教・神道	並一仏教・神道	並一仏教(浄土宗他)・神道
相続慣行		#そもそも対照表がまずイギリスのやり方ではつくりにくい		
寡婦産				
出典	有賀喜左衛門「南部二戸郡石神村における大家族制度と名子制度」(旧稿『アチック・ミュージアム彙報』四三 1939年)『著作集』III。			
	中村吉治『村落構造の史的分析』(旧版1956年)御茶の水書房 1980年			
	中村吉治・島田隆・矢木明夫・村長利根朗『解体期封建農村の研究』創文社 1962年			
	長谷部弘・高橋基泰・山内太編著『近世日本の地域社会と共同性—近世上田領上塩尻村の総合研究I—』刀水書房, 2009年; 同編著『飢饉・市場経済・村落社会—天保の凶作からみた上塩尻村—』刀水書房, 2010年			

## ロバート・トレنزの1833年4月議会演説

竹内 洋

### I. 問題

ロバート・トレنز (Torrens, Robert, 1780–1864.) は19世紀イギリス通貨論争における通貨学派の代表者の一人であり、その1837年刊行の著書 *Letter to the Right Honourable Lord Viscount Melbourne* 第1版 (Torrens, 1837) はイングランド銀行二部門分割の最初の書かれた案を含むことによって通貨主義の生誕を告知したものとされる¹⁾。だが、トレنزはその活動の当初から通貨主義者であったわけではない。彼は1830年代にいわゆる「転換」を果たし、その後に通貨学派の一員となったのである²⁾。小稿は、この「転換」の意義を明らかにする作業の一つとして、トレنزの1833年4月の議会演説を取りあげ、その意義について考えてみようとするものである。

1808年の *Economists Refuted* (Torrens, 1808) 刊行に始まるトレنزの著作活動は1858年の *Lord Overstone on Metallic and Paper Currency* (Torrens, 1858) に至るまで半世紀に及び、その間に著された著作は83点に上るとされる³⁾。その中で通貨問題関連のものは17点を数え、それらは大雑把に地金論争参加文献あるいは反地金主義文献、「転換」期の文献、通貨論争への参加文献あるいは通貨原理確立文献の三群に分類できるものであった⁴⁾。

トレنزの「転換」は1833年4月24日の英国議会議下院演説を一つの画期とするとされる⁵⁾。それは1819年に上記分類中の第一群である地金論争参加文献の最後に位置する著作でありリカードウに対する「酷評」を含むとした *Comparative Estimate* (Torrens, 1819) を刊行した後、1837年に上記分類中の第二群すなわち「転換」期の文献の最初に位置する *Letter to the Right Honourable Lord Viscount Melbourne* 第1版 (Torrens, 1837) が刊行されて通貨主義者トレنزが登場するまでの、前後18年にも及ぶ過程の途中でのことであった。したがって、トレنزの「転換」は、それが不意に起こったものでないとするならば、1819年から1833年4月に至る14年間のうちに準

1) トレンズの同著に先立って1832年5月3日にオーヴァーストーン (この時点ではまだロイドであった) が Political Economy Club 例会において同案を報告していたことはよく知られている (Political Economy Club, 1921, p. 39, Robbins, 1958, pp. 92–3.)。そのことはトレنز自身も後に認めたことである (Torrens, 1857, pp. xii–xiii.)。なお、竹内 (2011) も参照。

2) Robbins, 1958, pp. 86–90, O'Brien, 1965, pp. 269–301。なお竹内, 1997, 75–6ページも参照。

3) Robbins, *Robert Torrens and the Evolution of Classical Economics* (Robbins, 1958) の Bibliographical Appendix による。

4) 竹内 (1997) 参照。なお、ロビンスは「転換」前後に二区分のうえさらに「転換」後についてイングランド銀行分割案の提起の時期、銀行学派との論争の時期および通貨原理の擁護の時期の三期に分けている (Robbins, 1958, pp. 94–5.)。

5) *Hansard's Parl. Debates*. 3rd Ser., Vol. XVII, cc. 540–548, Robbins, 1958, pp. 86–90, O'Brien, 1965, pp. 269–301。竹内, 1997, 75–6ページ。

備されたものだということになるが、その間に前著 *Comparative Estimate* (Torrens, 1819) や次著 *Letter to the Right Honourable Lord Viscount Melbourne* 第1版 (Torrens, 1837) に分量、内容ともに匹敵する通貨問題を主題とした大規模な著作は存在しないように思われる。その意味でそこには長い空白期間があった。

それ故、トレنزの「転換」の理論的意義に対する接近方法は「転換」以前の *Comparative Estimate* (1819) に至る通貨問題主要著作の内容を1833年4月議会演説のそれと比較することだということになるが、なおここでは1819-1833年の空白期間に概ね重なることとなる1815年から議会演説直前の1829年までの15年間に改訂を加えられながら五版を重ねた *An Essay on External Corn Trade* (Torrens, 1815, 1820, 1826, 1827, 1829) 各版を適宜参照することにより、上記空白期におけるトレنزの関心の所在を把握しておくことは有益であろう。

なお、トレنزの「転換」問題については Robbins の *Robert Torrens and the Evolution of Classical Economics* (Robbins, 1956) と O'Brien による研究 (O'Brien, 1965) とが依然として古典的な研究である⁶⁾。本稿はこれらの諸研究を補完する作業の一部でもあろうとするものである。以下では、まず1833年4月議会演説に先行するトレنزの立場と通貨観について概観し、引き続き同演説に至る1833年4月の議会論争とそこでのトレنز演説の意義について検討することにする。

## II. トレンズの初期の立場と通貨観

### (a) *Comparative Estimate* (1819) まで

1833年4月議会演説に先立つトレنزの通貨観を表わす主要著作は *An Essay on Money and Paper Currency* (Torrens, 1812) と *Comparative Estimate* (Torrens, 1819) との二著である⁷⁾。これらは何れも反地金主義を表明したものであった。

それらのうち前著は金価格上昇に起因する通貨価値の相対的な減価を「外見的減価 [apparent depreciation]」と規定して通貨そのものの減価と区別し、地金論争期の外国為替相場の変動の原因を通貨そのものの価値変動に帰せしめる主張をこの理論視角から批判することによって地金主義に反対した⁸⁾。

同様の見方は *Comparative Estimate* (Torrens, 1819) においても維持された。対仏戦争の終結によって戦費送金が通貨価値に及ぼす影響が消えた新たな問題状況のもとで通貨主義か銀行主

6) 竹内, 1997, 76ページ。

7) ロビンスによれば両著刊行の間に *National Currency* (Torrens, 1816b) があった。同書は1816年4月16日から30日にかけてローダーデール卿 (Earl of Lauderdale) に宛てた6通の書簡の集成であり、そこでは前著 *Essay on Money and Paper Currency* (Torrens, 1812) において提起された「外見的減価 [apparent depreciation]」の理論が維持、適用されているとのことである (Robbins, 1958, pp. 274-277.)。本稿では同書について触れることができなかったが、同書においても「外見的減価 [apparent depreciation]」の理論が維持されているとすれば、同書に先行する *An Essay on Money and Paper Currency* (Torrens, 1812) から *Comparative Estimate* (Torrens, 1819) の刊行までの間には理論上の大きな変更はなかったと見てよいだろう。

8) *An Essay on Money and Paper Currency* (Torrens, 1812) の意義については Robbins, 1958, pp. 74-80, 265-6, 竹内 (1997) 参照。

義かの岐路がいよいよ近づきつつあった中、トレنزはなお基本的には前著 *An Essay on Money and Paper Currency* (Torrens, 1812) の理論に基づいてリカードウを批判する反地金主義者であり続けた。

さしあたりの問題は通貨価値の安定維持という政策目標の達成に資するのは銀行制限の撤廃か継続かということであった。この問題に対してリカードウは *Proposals for An Economical and Secure Currency* (Ricardo, 1816) を著し、銀行制限は撤廃されるべきと、また支払再開後の兌換は地金で実施されるべきと、主張した。

それに対して、トレنزは銀行制限の継続を主張した。トレنزによれば制限の撤廃は金価値変動に通貨価値が連動することを意味する。それに対して通貨価値安定のためには金価値変動の影響を通貨が受けない仕組み、影響を受けたとしてもそれが「外見的」なものにとどまる仕組みが必要なのである。トレنزは銀行制限の継続がそのことを可能にすると考えた。その根底に前著以来の「外見的減価」の理論があった。それは、通貨の減価が専ら本位である金の価値の上昇に起因する「外見的減価」である限り、国内諸商品と通貨との価値比率が変化させられることはないと主張する。その限りで、その通貨で表示された物価は安定することとなり、債権債務関係の変更も起こらないということになるだろう。同著においては銀行券の過剰化とその効果についても言及がなされている。しかしその点は本格的な論点としては先送りされたのであった⁹⁾。

#### (b) *An Essay on External Corn Trade* (1815–1829) におけるトレنزの問題関心

1815年から1829年までの間に五版を重ねた *An Essay on External Corn Trade* (1815–1829) は、版を重ねるにしたがってトレنزがその間に著した *An Essay on the Production of Wealth* (Torrens, 1821) などの別の著作の内容も盛り込まれていき、その限りで、1833年4月議会演説に至るトレنزの思索の全体を反映するものともなっていたと思われる¹⁰⁾。ここではそれら各版の主に「序文」の内容に即してトレنزの後の議会演説に関連を持つと思われる主張を簡単に跡づけておくことにする¹¹⁾。

トレنزの関心はロビンズが指摘したように穀物法問題にあった (Robbins, 1958, p. 268.)。それは同著第1版「序文」によれば社会の全階級に、食糧供給のみならず、貨幣価値にも、また農業、商業および信用 [public credit] のすべてにも、影響を及ぼす重大問題であった (Torrens, 1815, p. iii.)。そのことについて、トレنزは第2版で、それは余剰を持つ者に対して有利に働き得る一方、劣等地への耕作拡大を惹き起こし、賃銀財価格を引き上げ、利潤率を低下させるとしている (Torrens, 1820, pp. 382–3. Robbins, 1958, p. 269.)。トレنزはこのような認識

9) *Comparative Estimate* (Torrens, 1819) の意義についてはRobbins, 1958, pp. 83–88, 280–282. 竹内 (1999) 参照。

10) *An Essay on the Production of Wealth* (Torrens, 1821) はその第1章の内容が *An Essay on External Corn Trade* 第3版第I部第V章に再現されている (Robbins, 1958, p. 270.)。同じ第3版ではその第III部第I章に *Letter to the Earl of Liverpool* (Torrens, 1816a) の議論も盛り込まれている (Torrens, 1826, pp. viii–ix, Robbins, 1958, p. 271.)。

11) 同書各版の内容概要についてはYoshizawa (2001), 河合 (2006)。

を背景に穀物法への批判意識を強めていたと思われる。後の第4版において工業勢力の立場に立って穀物を含む農産物の自由貿易が強力に主張されているのも同じ意識によるものと言えよう (Torrens, 1827, p. 427, Robbins, 1958, p. 272.)¹²⁾。

それとともに、これらのこととの関連で、穀物価格の上昇原因を通貨に帰せしめようとする主張への批判も見られた。この問題意識も第1版「序文」に見られる。それはマルサスの貨幣論に対する批判として表わされている。すなわち、通貨価値と鑄貨との乖離について、マルサスはその原因を一方ではイングランド銀行の紙券過剰発行に帰せしめて貴金属需要の増加ではないとしつつ他方ではイングランド銀行の発券拡張のもとでのイングランド紙幣価値の上昇を認めているとしてこれを通貨問題の正確な理解がない証拠として指摘した (Torrens, 1815, pp. x-xii.)¹³⁾。そして、第3版「序文」において、トレンズ自身の立場について、*Letter to the Earl of Liverpool* (Torrens, 1816) での新事実や推論を取り入れたとしたうえで、戦中戦後における物価変動の原因を通貨価値の変動に求める見方を批判し、トゥック著 *Thoughts and Details* (Tooke, 1823) の主張に倣うとして、供給過剰が物価下落を惹き起こしたと述べている (Torrens, 1826, pp. viii-ix.)。

以上は *An Essay on External Corn Trade* (1815-1829) 各版の主に「序文」の内容に基づく概観であるに過ぎないが、その限りでも、トレンズはその穀物貿易論において全体として土地勢力に対抗し、資本家および労働者階級の立場に立とうとしていたこと、その立場から通貨の問題に及んでいたことが窺われる。その中で通貨と物価との一般的な関係について通貨流通高の変動に原因を求める考え方に対してトゥックとともに反対していたこともトレンズの後の立場と比較して注目すべきことであろう¹⁴⁾。

*An Essay on External Corn Trade* は1829年に New Edition が刊行され、それが最終版となった。われわれは同著各版の主として「序文」の内容をたどることで、トレンズの1833年につながる立場と問題関心の要点を概ね把握することができたと言えるだろう。そこで、次に節を改め、1833年4月22-24日に行なわれた下院の議論に進むことにしよう。

12) トレンズの関心は穀物法問題であり、自由貿易の主張も同法廃止を念頭に置いたものであったことはロビンズも指摘していることである (Robbins, 1958, p. 185.)。イギリス工業の比較優位は穀物をはじめとする農産物の自由貿易によってのみ維持されるとの強力な主張があったことも知られているが (Torrens, 1827, p. 427, Robbins, 1958, p. 272.)、それについて第4版において「本書を通じて繰り返し証明してきた」(Torrens, *Ibid.*) と述べられていることから、この認識はこの *Essay* 各版を通じて一貫して保持されたものであったと見てよいだろう。なおトレンズの貿易論の全体像に関する近年の研究としては諸泉 (1997)、河合 (1998, 2006)。

13) マルサスの貨幣理論については佐藤 (2003) がある。

14) このことはトゥックの初期の立場をどのように規定するかという問題を思い起こさせるだろう。その点についてはそれを通貨主義かそれに近いものと見做すグレゴリーやアーノンの他にトゥック自身の言明もある一方 (Tooke, 1848, pp. x-xii, 邦訳11-13ページ, Gregory, 1928, Arnon, 1991), それらの見方を再検討しようとするものもある (竹内, 1997)。

### Ⅲ. 1833年4月議会演説のトレンズ

#### (a) アトウッド動議をめぐる対立

トレンズの議会演説は1833年4月22日に下院本会議に提出されたアトウッド (Attwood, Matthias, *Whitehaven*) の動議 [Motion] をめぐる三日間の討論の最終日に見られるものである。トレンズ演説に先立つ討論の主な発言者は、動議に賛成の側からはアトウッド本人に続いて発言順にリチャーズ (Richards, John, *Knaresborough*) とウィロビー (Willoughby, sir Henry, *Newcastle, Staff.*), 反対の側からは同じく蔵相オルソープ (Althorp, visct., *Northamptonshire*), グロート (Grote, George, *London*), フォースター (Forster, Chas. S., *Walsall*), トムソン (Thomson, Poulett, *Manchester*), クレイ (Clay, William, *Tower Hamlets*), ピール (Peel rt. hon. sir Robert, *Tamworth*) などであった。また討論二日目の23日には当日議事予定の読み上げ前であったにもかかわらずアトウッドとオルソープとの間で激しい応酬があるなど白熱したものであった (*Hansard's Parl. Debates*, 3rd Ser. Vol. XVII, cc. 466-9.)。

提案説明においてアトウッドは対仏戦争終結以来の18年間を大雑把に回顧し、そこに多くの災禍 [calamities] があつたと、またその原因が貨幣制度 [monetary system] にあつたと述べ、そのうえで、動議として「貨幣制度による窮境 [distress]」を調査すべきことを提案した。アトウッドの動議は次のとおりである。

「社会の様々な階層を現に圧迫しつつある全般的窮境 [distress], 困難および混乱の状態について、そのことがいかに我が国の現行貨幣制度の作用によって惹き起こされてきたかを研究するために、また連合王国の農業、製造業および商業のうえに、勤勉で生産的な諸階級の生活条件のうえに、同制度が及ぼした影響について考察を加えるために、委員会が指名されるべきこと。」 (*Ibid.*, c. 408.)

「窮境」に至る過程については次のように説明されている。

「我が国の諸市場においては諸財の価値を実現するに十分な流通手段 [circulating medium] がないのです。そして、生産が伸びてもそれが通貨 [currency] の増加に伴われていないならば、そのような貨幣制度がもたらす効果は生産の制限だけであり、その結果として労働者階級を雇用から放り出し、そうしてありとあらゆる方面で欠乏と悲惨とがもたらされるであります。」 (*Ibid.*, c. 404.)¹⁵⁾

15) このアトウッドについて、トゥックは「諸価格の大きな変動のすべてを我が国の通貨の制度における改変のせいに帰するかの理論の解説者の中で、最も雄弁な人であるのみならず、最も有能かつ最も博識な人の一人である」(Tooke, 1838, Vol. II, p. 87, 邦訳第2巻, 85ページ。)と特徴づけているが、この特徴づけが皮肉を込めたものであったことはその前後のトゥックの叙述を見れば明らかであろう。なお、この発言者がトーマス・アトウッドでなくマサイアス・アトウッドであることは下記のリチャーズ発言引用末尾に「ホワイティング選出の名誉ある議員閣下の動議」とあることからわかる。そのことは議会議事録の「発言者索引」でも確認することができる (*Hansard's Parl. Debates*, 3rd Ser. Vol. XVII, General Indexes, p. 7.)。

アトウッドの動議と説明に対してオルソープとグロートによる批判がなされ、さらにそれらに対するリチャーズの反論がなされて、論点は明瞭になっていく。最初に立ったオルソープによる批判は包括的なものであった。

それはアトウッドのねらいを通貨規準の引き下げまたは通貨増加による物価の強制的引き上げを図るものと指摘し、四点にわたる批判を加えた。第一にアトウッドのねらいどおりに仮にイギリス通貨の増加がなされたとしてもそれは諸外国の通貨の増加をもたらすものではないからその結果はソブリン貨の流出であり、それが続けば銀行取り付けさえ起こりかねず、その帰結として再度の支払制限の実施さえ起こり得ると (*Ibid.*, cc. 409–410.)。また第二に本位変更による物価上昇があった場合にその効果が労働者賃銀に波及してその上昇をもたらすとしてもそれは賃銀以外の物価が上昇した後のことであるから労働者にとって利益となるものではないと (*Ibid.*, c. 410.)、第三に「窮境」に至る過程については 'iron trade' を例に挙げてその原因は生産増加とその帰結としての供給過剰 [glut] であると (*Ibid.*, c. 413.)、第四にイングランド銀行への批判についてはその政策が「窮境」の原因であるとの主張に対して、同行には自由に発券拡張することはできずそれは公衆の要求 [demand] によるものであると (*Ibid.*, cc. 414–415.)、それぞれ指摘した。そして最後に次のような修正提案をした。

「我が国貨幣制度の変更は、それがどのようなものであろうと、もしそれが価値規準の低下を結果するようなものであるならば、極めて不適切であるというのが本院の見解である。」 (*Ibid.*, c. 416.)

これをグロートが補足したが (*Ibid.*, cc. 416–425.)、それはその発言の末尾に次のように付け加えることで一つの論点を提示することになった。

「物価の人為的引き上げはすべての契約に甚だしい変更をもたらすでありましょう。それはその負債がその債権を上回っている者たちだけを利するでありましょう。(中略) この提起と福音書に書かれているあることとの類似は隠しようもないことであります。それは不正な召使いについて次のように語られたことであります。『そこで彼は主人の負債者を一人ひとり彼のもとに呼び、まず最初に来た者にお前の負債はいくらかと問うと、彼は油百樽と答えたので、彼に向かって、その借用書を手に取り、早く座って五十と書き入れるように告げた。また次の者にお前の負債はいくらかと問うとこれは麦百石と答えたので、彼に向かっては借用書を手にとって八十と書き入れるように告げた』。名誉ある議員閣下が提案する方策も同種の割引効果を持つことでありましょう。(一部略)」 (*Ibid.*, cc. 423–424.)¹⁶⁾

既存の債権債務関係に及ぼす影響が問題であることがここにはあからさまに提示されていること

16) 福音書引用はルカ伝第16章からのものであろう。

がわかるだろう。

グロートに続いて発言したのはコベット (Cobbett) であったが、ここでは上記グロートが提示した問題の構図を率直に承けたと思われるリチャーズの反論に進むことにしよう。その問題の構図はその発言に端的に示されている。

「リバプール卿の法案が貨幣価値を30乃至40パーセント引き上げるならば、それは既存のすべての契約にそれだけの違いをもたらすのであり、それは課税においても公債においても同じことでありますが、それが債務を負う者たちにとって不利益になるものであるならば、そのことをもって調査をなすべき十分な根拠とはならないのでしょうか。土地勢力も製造業の勢力も商業勢力も皆が窮境にあるとしたら、その窮境の原因について本院は調査すべきではないのでしょうか。労働者階級の中に深刻で広範な窮境が広がっていることを示している救貧法委員会の報告書は真剣な調査を要すべきことを促す問題ではないのでしょうか。高貴なる貴族閣下はもし本位を変更するならばそれは財産を没収することであり窃盗だと言われました。(中略) 私は調査を要求するし、それ故に、ホワイトヘヴン選出の名誉ある議員閣下の動議に対してこれを支持するものであります。」(Ibid., c. 435.)

このリチャーズの発言に至り、ここに二条の対抗する線が浮かび上がりつつあるように見える。その一つはアトウッドの動議に賛成する人々の線である。それは貨幣価値の引き下げを主張する人々あるいはインフレ論者であり、債務者の側に立つと主張する。それに対してアトウッドの動議に反対する人々はもし貨幣価値の大幅な引き上げを容認するならば債権者の側に立つことになるだろう。通貨問題はこのようにして社会のすべての階級の利害が対立し合う問題場面としても捉えられつつあった。トレズの前にあったのはこのような構図であったと思われる。

リチャーズ発言に続く論議は、フォースターやトムソンに見られるようにこの問題への言及を含みつつも (Ibid., cc. 441-444, 444-462.), 1819年の支払再開法 (59 Geo. III, c. 49) とそれによる支払再開を批判するリチャーズのピールに対する激しさを含んだ発言に触発されて、同法による支払再開が「窮境 [distress]」を惹き起こしたか否かの問題に傾いた。クレイ (Clay) の言葉に依ればそれは「十分に注意を向けられなかった一つの主題」(Ibid., c. 474.) であったが、クレイに続いて当のピールも同主題で発言し、クレイとピールとで合わせて議事録上36ページに及ぶ紙幅がこの問題に費やされ (Ibid., cc. 474-480, 509-537.), 第二日目の討論は終わった。そのピールの次の発言者がトレズであった。

### (b) トレンズ演説の分析

トレズは、本位価値 [standard] を下げることなく、どのようにして貨幣制度を改善するかということをも自己の課題として提起した (Ibid., c. 541.). その課題提起に先立ってトレズは自ら「常に心に抱き、繰り返し表明してきた見解」(Ibid.) として旧著 *Comparative Estimate*

(Torrens, 1819) から次の一節を朗読した。

「流通手段の価値下落の第一の最も破壊的な結果は実質賃銀が被る減額である。貨幣価値の下落は生活必需品価格の上昇と同じである；そして、経験が証明するように、賃銀率は必需品価格に比較して少しばかり変化が遅い。ほとんどすべての産業 [trades] において、労働に支払われる金額は使用者と労働者との間で交わされる暗黙または明示的な契約によって規制されており；貨幣価値や諸物価の変動にもかかわらず、長期にわたり僅かしか変動しない。(中略¹⁷⁾) 銀行制限法が存続させられる場合には、あるいは、特に、イングランド銀行が政府に好都合な不適切な貸付をする場合には、通貨はしばしばその慣習的水準を下回り、それによって、賃銀は労働者家族の扶養にとって不十分となり、窮乏者の群れは増加し、教区への圧迫はさらに重くなるだろう。」(Hansard's Parl. Debates, 3rd Ser. Vol. XVII, c. 541, Torrens, 1819, pp. 53-55.)

トレنزは、アウッド動議が求める調査には賛成した。しかし、ここに表明された立場から、本位価値が引き下げられることについてはそれは実質賃銀の引き下げに結びつくとしてこれに反対したのである。その限りで、トレنزは上に見た *An Essay on External Corn Trade* (1815-1829) 各版の要点概観に示された労働者階級擁護の立場にこの時点でも立っていたと言うことができよう。

そのうえでなされたトレنز演説の内容は1819年の法と支払再開後の問題を旧本位からの乖離があることに求め、その乖離を少しでも小さくするための方策を提案しようとするものであった。その手順は、まず支払再開の前後において本位価値の変動があったことを指摘し、その原因を特定するとともに、あわせて本位価値変動幅を最小に止める方策を提示するというものである。

トレنزによれば、支払再開後においては本位価値はそれ以前に比較して高いものとなったのであるが、そうなのは本位貨の地位から銀が次第に退けられて金鑄貨のみが法貨とされるに至ったからで、そのため、本位価値は外国為替相場変動の影響を受けやすい不安定なものになり、とりわけ相場逆調の際に通貨流通高が以前に比較して大きく収縮し、その結果として物価が下落することとなったというのである (*Ibid.*, cc. 542-544)。この問題を回避するため、トレنزは本位貨として数量希少な金ではなく豊富な銀を採用すべきことを主張した。

また、ピールらが物価上昇の原因になって外国為替相場悪化に導くとして否定的だった小額銀行券の発行についても (*Ibid.*, cc. 506-509)、相場悪化の原因をむしろ対外出費、対外融資、穀物不作、投機失敗による対外負債の発生に求めたうえで、それらが兌換請求の増加をもたらす結果として発券収縮が起これり、やがて通貨価値上昇に至るというプロセスを強調し、このプロセスにおける通貨収縮効果を緩和する手段として小額券の発行をむしろ推奨した (*Ibid.*, cc. 544-547)。

17) これに続く22行は救貧法に言及したものであるが、演説では省略されている。

以上のうえにトレنزは次の四点を救済策として示した。第一に金ではなく銀を本位にすべきこと、第二に紙券通貨についてはリカードの旧案を採用し、支払いは鑄貨によってではなく地金によって行なうとともにその支払い限度を100乃至200ポンドに引き上げるべきこと、第三に1～2ポンドの小額紙幣の再発券を容認すべきこと、第四にイングランド銀行の発券独占を廃止して発券自由とすべきこと、以上である (*Ibid.*, cc. 547–548.)。

これら四点は旧著 *Comparative Estimate* (Torrens, 1819) において「酷評」したはずのリカード案を受け容れる内容であったから、その意味においてそこにトレنزの「転換」を認めることができるかも知れない。具体的には、兌換は地金によってではなく鑄貨によって実施されるべきとした旧説を自ら覆して兌換は地金によって実施されるべきとしたリカード案を採用したことが大きく目につくことであるが、ここにおいて見るべき問題をトレنز自身の思考過程に即して把握するために、上に見たトレنزの演説の内容を自身の旧著 *Comparative Estimate* (Torrens, 1819) のそれと比較してみるならば、トレنزが本位価値引き下げの効果として演説冒頭において読み上げたことは旧著において同じ問題の効果として挙げた七つの効果の一つであるに過ぎないことは直ちに気づくことであろう。

旧著において挙げられた諸効果は、他に、労働価格上昇が一般物価上昇に遅れることがもたらす利潤率の短期的上昇、実質地代下落による農業者利潤の引き上げ効果、一般物価上昇の産業に対する広範な活性化効果、同じく投資促進効果、年金受給者等収入減の迂回的な産業活性化効果および公債負担軽減の効果、概ね以上であった (Torrens, 1819, pp. 53–64.)。トレنزは旧著において少しく詳説したこれらの諸効果については略し、労働者の不利についてのみ言及したのである。

旧著においてはまた流通手段価値の上昇の効果についても論じられている。その効果は四つであり、それらは実質賃銀の一時的上昇による資本蓄積減退効果とその反動による実質賃銀低下の危険、富の分配変更による金利生活者の富裕化効果、通貨流通高縮減が手形割引を困難にすることに伴う信用収縮が惹き起こす産業停滞効果および貨幣価値上昇が公債負担限度を超える結果としての増税とその先にあり得る国民経済そのものの危機、以上であるが (Torrens, 1819, pp. 64–68.)、トレنزは旧著においてはこれら四点を含む計十一に上る諸効果のすべてを比較考量したのであった。そして、通貨価値上昇についてはその信用収縮による国民経済停滞の効果を重視し、通貨価値下落については地代低下、公債負担軽減および減税、物価上昇による経済拡大効果を認め、そのうえで次のように結論した。

「通貨価値の下落よりもその上昇の方が相対的に有害だ。」 (Torrens, 1819, p. 68.)

ただし、この選択は次のような現状認識に基づく消極的なものであった。

「この国の状態は習慣によって有害な酒を必要とするに至ってしまった人間の状態に似てい

る；すなわち、習慣となった刺激の突然の除去によって麻痺と死に至るかも知れない人間の状態にである。(中略) 我が国が置かれている非常に不自然な状況のもとでは銀行制限の維持は、金生産費によって規定される水準以下への通貨(価値——筆者)の恒久的で著しい減価 [degradation] を伴うにもかかわらず、正貨支払への復帰がもたらす災禍に比較すれば、その災禍は軽微であろう。」(Ibid., pp. 71–72.)

以上を受け、*Comparative Estimate* (Torrens, 1819) 全体の結論は次のようなものとなった。

「結論はこうである。我が国の現状のもとでは(中略) 実際的政治家の目標は流通手段価値の突発的で大幅な上昇を回避することである。」(Ibid., pp. 79.)

ここに見られるトレنزと1833年4月22日の動議提案者アトウッドとの間に類似を認めることは不可能ではないが、しかしトレنزが積極的なインフレ主義者であったとまで言うことはできないだろう。トレنزのねらいは、銀行制限継続か支払再開かの選択において、第一に何れにしても通貨価値変動における振幅をできる限り小さくすることであり、第二にその変動が通貨価値上昇に大きく振れるのを回避することであった。

それに対して、これら二つのねらいは、既に銀行支払が再開された中で行なわれた1833年4月の議会演説では同じように維持されてはいなかったように見える。そこでは、労働者階級擁護の立場から通貨価値について下落に振れることへの懸念が演説冒頭において表明されたことにより、トレنزの立場は変更され、それとともに第二のねらいについても変更されたかに見えるのである。その旧著引用に続いて、本位価値を下げることなくいかにして貨幣制度を改善するかということを課題として示したこともそのことを裏づけているように見える (*Hansard's Parl. Debates*, 3rd Ser. Vol. XVII, c. 541.)。

しかし、ここで四つの救済策に至る演説全体の構成を再度概観してみると、トレنزの議論は支払再開後の本位は以前より高くなっているからそれは真の復原 [restoration] ではないとの把握を出発点に掲げ (Ibid., c. 542.)、そこから本位貨価値安定のために金ではなく銀を本位にすべきとの、また発券収縮への対策として小額銀行券を導入すべきとの、二点を含む四つの救済策に至っていた。それらは何れも本位価値の過度の上昇に対する歯止めを意図したものであったろう。その限りで、旧著における二つのねらいは議会演説のトレنزにおいて破棄されたとまで言うことはできないと思われる。

そこで、残る問題は支払再開後におけるトレنزのこの通貨価値安定論の基礎にあった理論は何であったかということになるが、その点に着目して上に回顧した *Comparative Estimate* (Torrens, 1819) の内容と議会演説のそれとを比較してみると、前者において強調された「外見的減価 [apparent depreciation]」の語は後者においては見られない。その一方で、トレنزは、小額券論において通貨の増加が物価上昇を惹き起こすことはあり得るとしてもそれは外国為

替相場の悪化の唯一の原因ではないことを強調し (*Hansard's Parl. Debates*, 3rd Ser. Vol. XVII, c. 545.), そのうえで上に見たように通貨価値上昇に至る過程の発端に対外出費等による金価値の上昇を置いて小額券導入を肯定したのであった (*Ibid.*). このことから、物価と通貨との関係について通貨の側にもみ変化の原因を求めるという立場には立っていないこともわかる。それは、上に見た *An Essay of External Corn Trade* 各版の通貨観とも概ね一致するものであることから、トレنزの通貨観に大きな変更はなかったことを示唆するものと言えよう。

これらのことは、しかし、そこに「転換」がなかったことを意味するものではない。ロビンスはこの議会演説をトレنزの通貨主義に向けての一大転機と捉えている。それはトレنزが小額券容認論において混合通貨制の下で通貨が「突然の大変動」を被りがちであるとの認識を示したことを重視してのことである。(Robbins, 1958, p. 89.) そのことを支払再開を契機としてトレنزも感じていたことは上に見たとおりである。そのことはトレنزをして通貨調節重視に至らせ、その先に通貨主義者トレنزを展望させるだろう。そして、この展望は通貨と物価との関係をめぐる転機を経てやがて現実のものとなるだろう。

#### IV. 結論

1833年4月議会演説のトレنزは、演説冒頭において労働者階級擁護の立場から通貨価値引き下げに対する反対姿勢を掲げたが、その結論に至る過程はむしろ通貨価値の急激な上昇を危惧する立場を示すものであった。その意味で、それは旧著 *Comparative Estimate* (Torrens, 1819) の結論と類似したものであったが、その結論に至る道筋は異なっている。

旧著においては、その結論は社会の諸勢力の相異なる利害に対して通貨価値の上昇および下落がもたらす十一の相異なる効果を支払再開前という1819年当時の状況を踏まえて比較考量した結果であり、しかもそれは積極的に選択されたものではなかった。

議会演説にも諸勢力の相異なる諸利害を比較考量する視点が見られないわけではない。冒頭において労働者階級擁護の立場が表明されているし、演説直前まで15年にわたって五版を重ねた穀物貿易論でも土地勢力に対立する立場に立っていたから、1833年のトレنزも諸勢力間の利害の対立に無関心ではなかったと言える。しかしそのことのみが演説をその結論に導いた要因ではなかった。支払再開によって金属の価値変動が通貨の価値変動に連動することとなった新たな問題状況がそこにはあり、そのことが通貨価値の急激な上昇を危惧させたのである。

通貨調節論への途がこうして開かれたように見える。その途上に通貨と物価との関係をめぐる銀行学派との対立が待っていることだろう。トレنزの1833年4月議会演説はその地点に向けてトレنزが歩みを進めつつあることを示しているように思われるのである。

文献

*Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Series, Vol. XVII, 1833.

Arnon, A., 1991, *THOMAS TOOKE Pioneer of Monetary Theory*.

Gregory, T. E., 1928, *An Introduction to Tooke and Newmarch's A HISTORY OF PRICES AND OF THE STATE OF CIRCULATION FROM 1792 to 1856*, London. 藤塚知義訳『物価史』第1巻「序説」, 東洋経済新報社, 1978年.

O'Brien, D. P., August 1965, 'The Transition in Torrens' Monetary Thought', *Economica*, New Series, XXIII.

Political Economy Club, 1921, *Minutes of Proceedings, 1899-1920, Roll of Members and Questions Discussed, 1821-1920 with Documents Bearing on the History of the Club*, Vol. IV, London.

Ricardo, David, 1816, *Proposals for An Economical and Secure Currency; with Observations on the Profits of the Bank of England, as they regard the public and the properties of Bank Stock*. London. Sraffa, P. ed., *The Works and Correspondence of David Ricardo*, Cambridge, 1951, Vol. IV, pp. 43-141, 『デイヴィド・リカードウ全集』, 雄勝堂書店, 第IV巻, 1970年, 51-180ページ.

—, 1817, *On the Principles of Political Economy, and Taxation*, London, Sraffa, P. ed., *The Works and Correspondence of David Ricardo*, Cambridge, 1951, Vol. I, 『デイヴィド・リカードウ全集』, 雄勝堂書店, 第I巻, 1972年.

Robbins, Lionel, 1958, *Robert Torrens and the Evolution of Classical Economics*, London.

Smith, Adam, 1776, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, London.

Tooke, Thomas, 1823, *Thoughts and Details on the High and Low Prices of Thirty Years, from 1793 to 1822*. London.

—, 1824, *Thoughts and Details on the High and Low Prices of Thirty Years, from 1793 to 1822*, 2nd edition, London.

—, 1838, *A History of Prices, and of the Circulation, from 1793 to 1837; preceded by a Brief Sketch of the State of the Corn Trade in the Last Two Century*, Vols. I&II, London. 藤塚知義訳, 『物価史』第1, 2巻, 東洋経済新報社, 1978-9年.

—, 1848, *A History of Prices, and of the Circulation, from 1839 to 1847 inclusive: with General Review of the Currency Question, and Remarks on the Operation of the Act 7 & 8 Vict. c. 32*, London. 藤塚知義訳, 『物価史』第4巻, 東洋経済新報社, 1981年.

Torrens, Robert, 1808, *The Economists Refuted or An Inquiry into the Nature and Extent of the Advantages derived from Trade*.

—, 1812, *An Essay on Money and Paper Currency*, London.

—, 1815, *An Essay on External Corn Trade; containing an Inquiry into the General Principles of that Important Branch of Traffic; An Examination of the Exceptions to which these Principles are liable; and A Comparative Statement of the Effects which Restrictions on Importation and Free Intercourse, are*

- calculated to produce upon Subsistence, Agriculture, Commerce, and Revenue*, 1st edition, London.
- , 1816a, *A Letter to the Right Honorable the Earl of Liverpool on the State of the Agriculture of the United Kingdom, and on the Means of Relieving the Present Distress of the Farmer, and of Securing him against the Recurrence of Similar Embarrassment*, London.
- , 1816b, *National Cuurency. Major Torrens to the Earl of Lauderdale*. [A Series of letters published at intervals in the *Sun* from April 16 to April 30, 1816.]
- , 1819, *A Comparative Estimate of the Effects which a Continuance and a Removel of the Restriction upon Cash Payments are respectively calculcated to produce : with Strictures on Mr. Ricardo's Proposal for Obtaining a Secure and Economical Currency*, London.
- , 1820, *An Essay on the Influence of the External Corn Trade upon the Production and Distribution of National Wealth; containing an Inquiry into the General Principles of that Important Branch of Traffic; An Examination of the Exceptions to which these Principles are liable; and A Comparative Statement of the Effects which Restrictions on Importation and Free Intercourse, are respectively calculated to produce upon Subsistence, Agriculture, Commerce, and Revenue*, 2nd edition, London.
- , 1821, *An Essay on the Production of Wealth; with an Appendix in which the Principles of Political Economy are applied to the Actual Circumstances of this Country*, London.
- , 1826, *An Essay on External Corn Trade*, 3rd edition, London.
- , 1827, *An Essay on External Corn Trade*, 4th edition, London.
- , 1829, *An Essay on External Corn Trade, with an Appendix on the Means of Improving the Condition of the Labouring Class*. New Edition, London.
- , 1837, *A Letter to the Right Honourable Lord Viscount Melbourne on the Causes of the Recent Derangement in the Money Market, and on Bank Reform*, 1st edition, London.
- , 1857, *The Principles and Practical Operation of Sir Robert Peel's Act of 1844 Explained, and Defended: Second Edition. With Additional Chapters on Money, The Gold Discoveries and International Exchange; and a Critical Examination of the Chapter“ On the Regulation of a Convertible Paper Currency” in Mr. J. S. Mill's PRINCIPLES of POLITICAL ECONOMY*, London.
- Yoshizawa Masayasu, 2001, 'Torrens' Thought on Foreign Trade,' 『広島経済大学経済研究論集』, 第23巻第4号.
- 河合康夫, 1998, 「R. トレンズと『互恵主義の復活』」, 『武蔵大学論集』, 第45巻第3号.
- , 2006, 「ロバート・トレنزの互恵主義論の形成過程をめぐって」, 同上, 第54巻第2号.
- 佐藤有史, 2003, 「貨幣と穀物」, 永井義雄, 柳田芳伸, 中澤信彦編『マルサス理論の歴史的形成』第12章, 昭和堂.
- 竹内 洋, 1992, 「トーマス・トゥックと銀行原理の形成」, 東京都立大学『経済と経済学』, 第70号.
- , 1997, 「地金論争期トレنزの貨幣把握」, 『宮城教育大学紀要』, 第32巻.
- , 1999, 「トレنزの地金主義批判と貨幣把握」, 同上, 第34巻
- , 2000, 「『転換』期トレنزの貨幣観と銀行改革——『メルボーン卿宛書簡』(1837年)の分析——」, 同上、

第35卷

——, 2002, 「通貨主義へのトレンズの歩み——展望——」, 同上, 第37巻.

——, 2011, 「トレンズの『トゥック宛て書簡』」, 同上, 第45巻.

諸泉俊介, 1997, 「古典派外国貿易論におけるトレンズとミル」, 『佐賀大学経済論集』, 第30巻第3 - 4号.

(2011年9月29日脱稿)

# 「家」を比較研究するための覚え書き

## — 経済史研究の視点から —

長谷部 弘

### 1. 問題の所在

#### 1-1. 「家」について

日本の「家」は、これまで社会学や歴史学において日本に特有の家族集団である、とされてきた。実際、日本の「家」は、たえずその家族構成員全体の生活保持と繁栄をめざすとともに、その「家業」、「家産」、「家名」、そして「家格」を永劫存続させようとする慣習文化を持っていた。代々の家督相続者は、先代から受けついた「家」およびその構成員の生活と全体の繁栄に努め、それらを次の世代へと相続・継承させることに驚くほど大きな努力とさまざまな工夫を講じてきたのである¹⁾。このような「家」の存在は、経済史の立場から見ると、工業化以前の社会である江戸時代から、1986年以降の「企業勃興」にはじまり1910年代後半の「大戦景気」に至る「工業化」の時代まで、日本列島内各地の農村や都市で経済活動の主体であった無数の家族小経営の姿でもあった。ちなみに日本文学のモチーフに「家」と対立する「個人」が登場するのは20世紀初頭のことである。その時期までは確かに、農村地域における大小の農家群から地方・中央都市部の地主・営業資産家層にいたるまで、「家」という永劫存続を願う家族集団が日本社会の基層部分を広範にわたって構成していたのであった。

#### 1-2. 「家」の発見

明治維新後の1870年代初頭、日本の総人口は3300万余であり、「戸」としてカウントされた家族集団の数は700万戸余りであった²⁾。以後、1930年代半ばまでに総人口は倍増することになる。日本で最初に国勢調査が実施されたのは1920年のことであったが、その後、この調査に依拠した戸田禎三の研究によって、親族家族を中心とした西ヨーロッパ型の核家族世帯が日本の主要な家族形態と見なされるようになる³⁾。「家」に着目した経験研究は、じつにこの1920年代末以降開始

1) このような「家」について、特に家業、家産、家名、家格のそれぞれに注目して相続継承の実態を幾世代にもわたって分析した事例研究として、とりあえず、長谷部弘「近世日本における「家」の継承と相続」(國方敬司・長谷部弘・永野由紀子編『家の存続戦略と婚姻』, 刀水書房, 2009年)をあげておく。なお、本論で論じる「家」とは明治民法等法的に論じられた家制度ではなく、全近代社会より慣習的に用いられてきた社会的実体としての「家」のことである。

2) 梅村又次他著『長期経済統計13 地域経済統計』, 第22表(265頁)によれば、明治6(1873)年初人口が3,301万218人であり、第20表(256頁)によれば、同年「戸数」は704万3770戸であった。

3) 戸田貞三『家族構成』(1937)。戸田は、親族家族に相当する欧米のfamily概念を前提として、第1回国勢調査の「普通世帯」(世帯主、妻、その近親者、使用人、同居人、来客等)を読み込んだ、とされ、特に世帯を日常的に家計を共同する同居世帯として規定してしまった点が有賀喜左衛門等によって批判された(『家族と家』[『有賀喜左衛門著作集Ⅳ』所収])。この論点が後に日本の「家」と家族をめぐる「有賀・喜多野論争」へと展開していくことになった。

されることになる。多くの農村社会や都市社会の調査研究が、「家」とともに、同一家系の家連合である「同族団」や、それに類する様々な家連合としての社会組織の存在を確認し、あわせて「村」と呼ばれる農村の地域コミュニティの存在が、多くの研究者の関心を集めるようになった。以後、第二次世界大戦を挟んで1970年代にいたるまでの時代、「家（イエ）」、「家連合」、「村（ムラ）」といった社会諸集団に関する調査研究が盛んに行われ、多くの研究成果が出された。「家」研究、そして「家」の多くが存在する農村地域の「村落社会」研究が黄金時代を迎えることとなったのである⁴⁾。

しかし、日本社会を「家」という視点から論じられたのは、1970年代初頭までのことであった。その後、日本における日本研究者の問題関心は急速に「家」理論から離れ始めた。現在、日本社会を「家」に着目しながら論じようとするのは、歴史家ないし歴史のアプローチをする研究者にほぼ限られているといっても過言ではない。その背景には、ポスト工業化社会の時代を迎えて久しい日本社会が、「限界集落」に象徴される農村社会の消滅と並行し、その基層社会部分における「家」的社会構造をほぼ喪失しつつあるという事実が横たわっている。

### 1-3. 歴史的存在としての「家」

「家」研究の背景には、このような歴史がある。しかし、日本社会における「家」の一般的生成は、それほど古い時代ではない。最近の研究によれば、歴史上、中下層にまでわたる多くの家族が自らの家族集団を「家」として意識するようになるのが18世紀後半から19世紀初頭までの時期であるという⁵⁾。この指摘は、近年日本史研究の分野で指摘されるようになった経済的事実と符合する。つまり、商業史や海運業史の研究が示す「宝暦・天明期」である⁶⁾。18世紀後半のこの時期、海運業や商業の飛躍的な拡大によって、日本列島各地は広く市場経済活動の中に巻き込まれるようになった。それまで江戸・大坂・京都といった三都を中心とする全国市場と各地の地方都市（城下）および地方都市間を結ぶことによって成立していた市場流通は、この「宝暦・天明期」において広く農村地域にまで毛細血管のように広がり、膨大な数の農民たちの生業活動を市場対応型の活動へと向かわせた。それまで資料上不鮮明な姿しか見せなかった膨大な数の中下層農民家族集団が、この経済現象と歩調を合わせるように、「家」としての存在を自覚的に主張し始めるのである。

実際、人々が「家」として永劫存続させようとしてやまない「家業」や「家産」は、多くの場合、市場活動との関わりで生成され、蓄積され、保持されるにいたるものと考えられる。農業にしろ、農村家内工業にせよ、在郷商人活動にせよ、はたまた動産や不動産にせよ、それら永劫存続させようとする生業や富の所有・蓄積自身は、悉く皆、市場活動を前提として存立するものだからである。さらに、家名や家格もまた、市場活動による家業と家産の蓄積を前提として獲得されるも

4) 「家」の調査研究は、必然的に「家」同士のさまざまな社会関係を問う「家連合」や「村」といったコミュニティに関する調査研究と並行して進められた。有賀喜左衛門の『大家族制度と名子制度』（1939）や鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』（1940）はそのような初期の代表的な研究成果である。

5) 平井晶子『日本の家族とライフコース：「家」生成の歴史社会学』（ミネルヴァ書房、2008年）

6) 斎藤善之『内海船と幕藩制市場の解体』（柏書房、1994）。このような事実は、すでに1960年代に一部の歴史家によって指摘されていた。たとえば、中井信彦『幕藩社会と商品流通』（塙書房、1961）および『転換期幕藩制の研究：宝暦・天明期の経済政策と商品流通』（塙書房、1971）。

のに他ならない。一般の人々の世界において自らの家族集団を「家」として自覚し始める時期が、「宝暦・天明期」という全国的な市場経済の展開の時期と重なり合うのは、そのような意味で当然のことであった。ここから容易に推定できるように、日本の基層社会を構成する伝統的な「家」とは、けっして古代社会から連続として継承されてきた存在ではなく、むしろ18世紀後半以降の時代において、歴史時代的に生成された存在だったのである。そのような「家」は、前述のように、工業化の時代の到来と共に、20世紀初頭には大きく解体の様相を見せ始めたのであった⁷⁾。前述の「家」研究が開始された時期は、同時に、日本の社会全体の「家」の構造が次第に壊れ始めた時期でもあったことを指摘しておかなければならない。

## 2. 日本における「家」と「同族団」について

### 2-1. 「家」の継承・相続について

「家」を管理運営する権限を「家督」と呼ぶ。当主は、この「家督」を先代から継承し、さらに次の世代へと継承させなければならない。したがって、「家」の当主にとって、家族を養う「家」の生業（家業）、蓄積した「家」の財産（家産）、有形無形の社会経済的な機能を果たす「家」の名前（家名）、地域や村内における「家」の社会的地位や序列（家格）を自分の代で増殖・上昇ないし維持すると同時に、次の世代へと継承・相続させる役割を果たさなければならなかった⁸⁾。その結果として、日本列島内において、地域の社会経済的な事情や慣習、制度、家々の家業・家産内容に応じて様々な相続形態が生じることになった⁹⁾。

7) 日本社会において、20世紀初頭には「家」が解体し始めた、という歴史理解は必ずしも確立されたものではない。ただし、「家」研究者の間では、明治末期にはすでに近世以来の慣習的実体としての「家」が大きく壊れつつあったという認識が行き渡っていると判断される。たとえば、松本通晴「家の変動ノート」[同志社大学人文科学研究所『共同研究 日本の家』(図書刊行会, 1981年)所収]は、「家」の変化についての見通しの良いパノラマを描いている。

8) 一般的に、相続に際して存続がはかられたのは、第一に家名や家業・家族の扶養監督、祖先祭祀、墳墓維持、家の「身分」などであり、第二に家産として意識される資産や財産であったといわれる。それぞれ、社会的な文脈での継承と法制度的な相続がなされ、前者に関しては嫡系となる長子による単独継承方式が採用される場合が多く、後者に関しては家業に結びつく土地・建物に関しては前者と同様だが、必ずしも家業と密接な結びつきをもたない資産・財産部分については、比較的自由的な相続方式が採用されることが多かったといわれる。なお本論におけるこのような「家」の相続と継承にかかわる内容区分は、竹田亘の問題提起(青山他『講座家族 5 相続と継承』, 弘文堂, 1974年, 303～319頁)に従っている。

9) 「家」の相続形態には、かねてより地域的な差異があることが指摘されてきた。少なくとも1970年代までは、東北日本が大家族制と姉家督相続制を中心とするのに対し、西日本が別居隠居制を中心とし、関東一円は両者併存する地域であったとされる(森謙二「北関東地方の一村落における隠居性と相続制」[家族史研究編集委員会編『家族史研究1』所収, 1980年, 大月書店])。すでに様々な機会を通じて主張してきたことではあるが、「家」の相続形態のみならず、居住形態や村落形態、経済発展の相違にいたるまで試みられてきた、このような東日本と西日本といういった二分法にもとづく地域的特性把握の試みは、必ずしも本来の地域的差異を浮き彫りにするものとは言いがたい。思うに、社会は歴史的に大きく変化しているわけであるから、近代における地域的差異が必ずしも歴史貫通的に不変の特性や個性として存在していたわけではない。したがって、特に「家」にかかわる地域的差異の問題は、その成立時期である18世紀までさかのぼり、イエヤムラといった社会構造が市場経済化とともに変容するプロセスと関連させながら検討してみないと、その本来の「差異」は明らかにならないと考える。世代間相続・継承の地域区分を含め、百姓農家層における「家」をめぐる議論は、村落史料の性格や記載内容のレベルから再検討される必要があるだろう。そのささやかな試みとして、長谷部・高橋基泰・山内太編著『近世日本の地域社会と共同性』(刀水書房, 2009年3月)をあげておきたい。

われわれの理解によれば、このように、家族の中で家の継承と相続の責任を持つ嫡系の家族成員 (lineal family member who becomes head) と傍系の家族成員 (collateral family member) との間には明確な区別がある。「家」の家族構成に住みこみ奉公人などの非血縁家族が抱え込まれている場合、家族間の大きな区別は、親族・非親族の間にはなく、嫡系家族成員とその他 (傍系家族成員ないし非親族成員) との間におかれるのである。「家」を取り巻く経済条件が良好な場合、傍系家族は動産・不動産ないし家業の一部を分与されて「分家」として独立させて貰うことが多い。長期に同居した奉公人も同様に「分家」独立させて貰う場合があった¹⁰⁾。「同族団」と呼ばれてきた家連合とは、このような分家慣行によって形成された本家を中心とする血縁・非血縁の分家的家々によって構成される家連合に他ならない¹¹⁾。

## 2-2. 「家」の独立と「同族団」

すでに説明したように、われわれは、18世紀後半以降、日本列島の多くの地域で「家」の成立が社会的大量現象として生じたと考えている。本来、「家」が経済的に独立した「世帯」を形成するためには、市場経済に対応した家業として独立し、「家の会計 (家計)」を持つ必要がある。それは、「大きな家」の「家族」が分家によって「小さな家」として自立し、家業を漸次的に自立させていくことによって一般化するといえる。

近世日本の社会は前近代であったから、市場経済は必ずしもそれに適合しない政治・経済・法律制度のもとにあった。家業や家計の自立は近代に比べ、明らかに簡単なことではなかったから、様々な経済活動の場面でリスク回避のための共同機能を持つ「家連合」を形成し、共住や共食に限らず、協働、共有、協同、共同の活動が行われた。この家連合が系譜的に束ねられる場合、それは「同族団」と呼ばれる。したがって、家々の多くは、系譜的な論理によって同族団という家連合を形成する場合が多かった¹²⁾。

同族団には、必ず中心・核となる「本家」があり、周辺には序列化された「分家」ないし「別家」があり、その周囲に各種従属的な家々 (名子被官等様々な名称) が位置することもある。さらに、このような家連合としての同族団は、どのような経済活動を「家業」とするかによって、様々な機能内容をもった共同の相互関係を持つことになる。それは、生産的な経済活動のみならず、日常的な消費活動においても相互関係を作り出すことと成り、労働集約的な水田耕作においては、労働の提供や労働力の相互供与のみならず、しばしば労働力と食料等消費物資の相互給付関係も重要な意味を持つことがあった。名子制度において見られた「全体的相互給付関係」 (有賀喜左衛門) とは、同族団的な家相互の間で生産と消費がそのような分配関係によって維持されることにほかならなかった。

10) 有賀喜左衛門『大家族制度と名子制度：南部二戸郡石神村における』(1939年)。

11) 家連合としての同族団については、周知のように有賀喜左衛門の一連の論考が鋭い知見を提供してくれている。蓮見音彦『「家連合」の諸形態』[青山道夫・竹田亘・有地亨・江守五夫・松原治]

12) このような系譜的な家連合の論理は、当然のことながら祖先崇拜の意識によって支えられており、家同士の結合関係の前提をなしていた (前掲『共同研究 日本の家』)。

### 2-3. 「大家族制ドグマ」について

社会学者の有賀喜左衛門は、当初、そのような家連合としての同族団を「大家族制」として考えようとした。それは、当時の家族研究者の間で、近代以前の社会における基本的な家族形態モデルとして、複数の夫婦やその親族家族および非親族家族が同居する「大家族制」のイメージが強く意識されていたからである。

実際、工業化以前の西ヨーロッパにおける家族世帯構造の古典的イメージにも同様なものがあったといわれる。たとえば、19世紀フランスの家族調査研究の先駆けとして有名なフレデリック・ル・プレー¹³⁾の描き出した19世紀半ピレネ山中農村のメルガ家に代表されるような株家族・直系家族 (stem family) が、それであると言われる¹⁴⁾。このような古典的イメージは、フィリップ・アリエスの描き出す中世から近世にかけてのフランス社会史の世界においても共有されている¹⁵⁾。

しかしながら、これら前近代社会を「大家族制」社会というイメージでとらえようとする歴史認識に対し、教区簿冊等「前統計時代」の家族データを大量に用いた統計的分析作業によって別の支配的家族形態による歴史像を提起しようとする人口史研究が登場した。その代表的存在が、イギリス人口史研究で有名なケンブリッジ学派のリーダー、ピーター・ラズレット (P. Laslett) であった。彼が、1969年にケンブリッジ大学で開催した世帯と家族に関する比較研究のシンポジウムにおいて、ル・プレーの家族調査研究を批判的に継承することにより、その古典的「大家族制」イメージを批判したことはよく知られている。

その著『われら失いし世界』¹⁶⁾において、ラズレットは、工業化以前のイングランドの農村社会では、いわゆる「拡大家族 (extended family households)」ではなく、核家族に代表される単純世帯 (simple family household) が支配的であったこと、そして、拡大世帯や多核世帯は上層の家族にみられただけで希な存在だったことを指摘する。

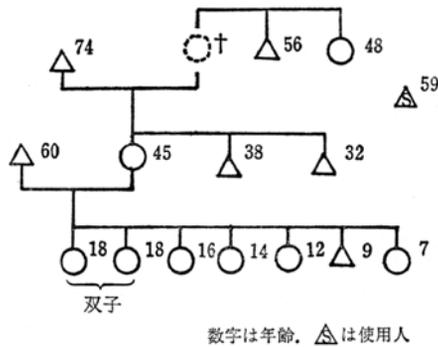
「家族とは一つの社会というより、三つの人間関係の混合物であった。すなわち、夫婦関係、親子関係、主人と奉公人の関係がそれである」。夫婦と親子の恒久的な関係について説明した後、奉公人との関係については次のように説明する。「これに対して奉公人は、この世帯の恒久的なメンバーにはなりえず、この世帯を離れると同時に、主人との関係もなくなってしまうことになっ

13) Frédéric Le Play (1806-1882) に関する邦語研究としては、村上文司「フレデリック・ル・プレーの生涯」(銚路公立大学紀要『社会科学研究』20, 2008年3月)。なお、フレデリック・ル・プレーの小伝、思想、社会運動、社会思想史的位置づけ、フランス労働者家族調査の概要、社会調査法としての「モノグラフィー」の方法的特徴などについては、Catherine Bodard Silver, edited, translated, and with an introduction, "Frédéric Le Play on family, work, and social change" University of Chicago Press, 1982. の introduction が有益な展望をあたえてくれる。

14) 二宮宏之「解題 歴史の中の〈家〉」[叢書・歴史を拓く『アナール』論文集2『家の歴史社会学』(藤原書店, 2010年)] は、そのような研究史の事情を手際よく説明している。

15) アリエス『〈子供〉の誕生-アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』(原題: L'enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime) 第三部。

16) Peter Laslett, "The world we have lost : further explored", 1965. さらにその家族分析は, Household and Family in Past time, 1972, によって深められ, The traditional European household : variation by region and change over time. Four chapters written for a Japanese readership on the household as workgroup and kin group on the European Continent. などの研究へと発展していった。



メルウガ家の家族構成 (1856年)

二宮宏之「歴史の中の『家』」(二宮宏之・樺山紘・福井憲彦『家の歴史社会学 新版』藤原書店, 2010年) 20頁より引用。

ていた」¹⁷⁾。

このようなラズレットの近世イングランドの家族理解は、親族家族と非親族(奉公人)の間に大きな区別を置くものである。この「世帯家族」は、日本の「家」と異なって、家業・家産・家名・家格等、その集団と集団に付属するものを世代から世代へと継承・相続させようとする価値観や文化を持たない。したがって、「家」とは全く異質の家族集団として説明される。このような理解が、近世イングランドの家族のあり方を研究する際に本当に正しいのかどうか、今後の歴史研究における再検討も必要であろうが、現時点において多くのイングランドおよび西ヨーロッパ家族史研究は、ラズレットとケンブリッジ人口史研究グループの提起した家族理解を所与の前提として進められつつある¹⁸⁾。

ラズレットは、世帯家族を、一つのまとまった経済活動を行う集団、同居集団と考えている。その意味で前述の同居・親族家族論の立場に立つ戸田禎三らの家族認識とほぼ同一の認識に立つと考えてよい。日本における近年の家族人口史研究でも、「家」の理解について、実質的にはほぼラズレットの「世帯家族」をもって置き換え、さらに拡大家族や複合家族とされてきた家族形態

17) なお、原文では、'At that time the family was thought of not as one society only, but as three societies fused together. There was the society of man and wife, that of parents and children, and that of master and servant. The first of these was for the life of husband and of wife; only death could put an end to their being members of each other, though this society could be and often was renewed by remarriage. The second association bound father and mother to son and daughter until the time came for the child to leave home, though he or she could return at will, at least up until marriage. But a servant did not enjoy permanent membership of the household in which he served. When a servant left, the relationship was over.' (*The World We Have Lost, further explored*, third edition 1983, p. 2) とされ、現在ではイギリス史における家族内のサーバントの位置付けの基本認識となっている。

18) たとえば、Craig Muldrew, *Food, Energy and the Creation of Industriousness: Work and Material Culture in Agrarian England, 1550-1780*, 2011.

を直系家族の世帯サイクルの一局面として説明することによって終始してしまう例が多い¹⁹⁾。その意味で、日本の家族史研究においても「大家族制ドグマ」は否定される傾向にあるといえよう。

## 2-4. 「大家族制」と「同族団」

過去の社会における「大家族制」は単なるドグマに過ぎないのだろうか？ 核家族や単純家族を中心とした多様な家族形態の発見とその地域差を明らかにしようとする諸調査研究が、大きな成果をあげてきたことは事実だが、はたして「大家族制」という家族形態への着目が、別の異なった家族集団のありようを発見する糸口にはならないのであろうか？

われわれは、日本の「家」をひとつの分析基準モデルと想定し、西欧ないし世界各地の市場経済形成期における歴史世界に同質の存在を「発見」しようと考えているのだが、はたしてこのような試みは、比較研究として従来の諸研究に何ものか新たな発見を促す効果をもたないものであろうか。その目的に沿って考えてみると、次のような問題構造がうまれてくる。つまり、工業化以前の経済社会では農村社会に人口の多くが居住していたのだが、そこでは、互いに独立した「単純世帯家族」的家々が、独自に農業その他の経済生活を営むことができたようには思えない。ここでは、家々は、何らかの形で家相互の関係（＝ネットワーク）ないし共同諸関係を構成せざるを得なかったのではなかろうか？

問題を二つ考えてみたい。

まず第一に、工業化以前の社会における「単純世帯家族」は、どのような経済生活を営んでいたのだろうか、という問題である。農業などの生産活動は、地域内外の他の「単純世帯家族」との間で何らかの共同作業や共同管理、共同利用を行わないのだろうか。また、他の「単純世帯家族」は相互に消費生活を共同することはなかったのだろうか²⁰⁾。

第二に、日本の「家」において家族成員の間にみられた区別が西欧においてみられるか否かという問題である。工業化以前の西欧社会において「単純世帯家族」が「直系家族（stem family）」の回帰的な世帯サイクルの一局面として登場する、と考える場合、「直系家族」の成員間には、親族・非親族の区別以外に、はたして日本の「家」のような「嫡系家族」と「傍系家族＋非親族家族」のような区別は存在しないのだろうか。

奉公人（servant）が広範囲の若年労働力市場から調達されるのか、それとも近隣のさまざまな共同関係や親族関係を持つ「世帯家族」から調達されるのか、という問題は、労働力の相互供給を行う「同族団」と同種の家連合が存在するかどうか、という問題でもある。この点への着目が、「家」の発見ないし「家」の比較を行う上で、非常に重要な意味を持つことになるだろう。

## 3. 日本における「家」と「同族団」

日本における「家」と「同族団」および共同体に着目した実態調査研究として以下、二つの事

19) たとえば、木下太志『近代化以前の日本の人口と家族—失われた世界からの手紙』（ミネルヴァ書房、2002年）ないし、岡田あおい『近世村落社会の家と世帯継承—家族類型の変動と回帰』（知泉書館、2006年）。

20) 残念なことに、ラズレットは、研究の不在を理由に当該問題に関する説明をしていない。

例をとりあげてみよう²¹⁾。

### 3-1. 有賀喜左衛門 (Kizaemon Aruga, 1897-1979) の石神村実態調査

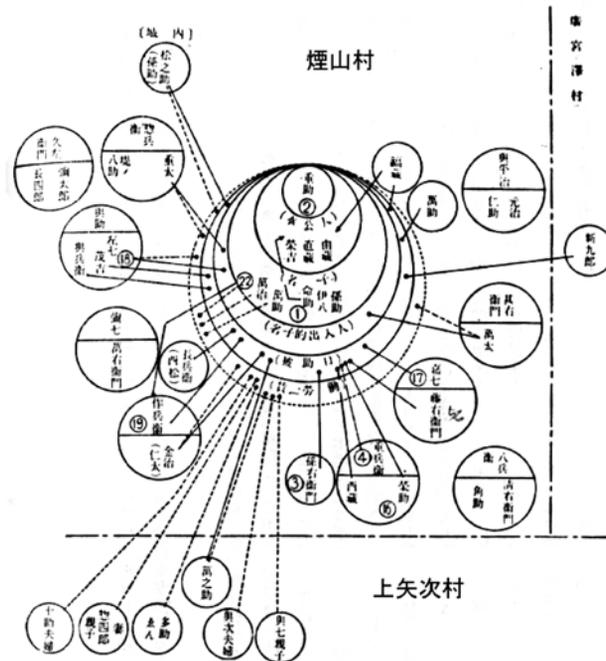
日本で最初の本格的な「家」と「同族団」の実態調査を行ったのは、社会学者の有賀喜左衛門である。1935年から数年にわたって岩手県二戸郡石神村を訪問し、「大屋」齊藤善助家を中心とする名子制度の調査分析を行った。その調査は1939年に分厚い報告書として出版されたが、そこで明らかにされた日本の「家」の姿と構造は、その後の家や同族団研究の原型となった。

有賀は、日本の「家」を構成する家族は、親族関係よりも「嫡系」か否かという点を重視する生活集団の論理、嫡系中心の家族構造を明らかにした。石神村という地域社会（『部落』と呼ばれているが近世藩政ではない）は、大屋齊藤家が本家となり、傍系家族と非血縁（非親族）家族（奉公人＝名子）が分家してつくられた「同族団」を中心として運営される、齊藤家主導の地域社会であった。そこでは、村内最大の農業経営と漆器製造を行う齊藤家に、同族団等の家々から働き手を出し、齊藤家で飲食が行われ、齊藤家を中心として村の年間行事が行われていた。同族団の家々は、齊藤家の消費生活と経済生活の中に組み込まれることによって生計を維持していたのである。

### 3-2. 中村吉治グループによる煙山村実態調査

日本経済史研究者の中村吉治（1905-1986）は、1950年代初頭より若手の研究者達とともに岩

松木部落の農業労働組織概略図（幕末期）



21) 有賀喜左衛門と中村吉治を取り扱った研究は多いが、ここではとりあえず、岩本由輝・國方敬司編『家と共同体－日欧比較の視点から』（1997年、法政大学出版局）をあげておく。

手県紫波郡矢巾町旧煙山村「松の木部落」高橋家を中心とした村落実態調査を行った。この1951年から5年間を費やして行った歴史研究の成果は、1956年に実態調査報告書として出版され²²⁾、その後の近世村落研究のひな形となり、村落共同体研究に対する多くの問題意識を喚起した。

この調査によって、18世紀後半から19世紀末にかけての時期、農村社会で生活する農家の家々は、本家分家関係にもとづく「同族団」としての家連合だけではなく、さまざまな機能組織（労働・水・山）ごとに異なる家連合が形成され、村落共同体の社会構造というものが、非常に複雑な諸関係によって構成されていた事実が明らかにされた。

さらに、高橋家を中心とした複雑で輪郭の不鮮明な共同組織ができあがっており、本家高橋重助家は、石神村とは異なる「同族団」ではない家連合との間で、労働力の調達や共同労働、共同消費を行っていたことがわかった。同族（系譜関係を一とする集団）と実際の家連合（＝共同体組織）との区別をする必要が示された。

#### 4. まとめと課題

本論文のささやかな作業によって明らかになったことは、まず、日本の「家」とは、家族集団が、その家業、家産、家名、家格の継承・相続させ、永劫存続を目指そうとする価値観を有するものであった、という事実である。さらに、日本の「家」の構成メンバーは、その維持と継承・相続に責任を持つ嫡系の家族が重要であり、それ以外の傍系家族や非親族（非血縁）家族は「家」のために奉仕し、経済的事情によって分家ないし外部排出されることになる、という点である。彼らが分家して村内にとどまる場合は、系譜関係による同族団的家連合を形成することになる。さらに生産と消費にかかわる経済生活を営むために、他の家々と必要に応じた機能毎の家連合を構成し、労働力のやりとりが家連合における重要な意味を持つ。

このような日本の「家」の特質を前提とし、工業化以前のヨーロッパ諸地域において分析されてきた様々な「世帯家族」を再検討し、比較してみることによって、新たな発見が可能となるかもしれない。実際、西欧諸地域のなかで日本の「家」と同質の家族世帯集団が確認されており、今後そのような地域について、家相互の関係やコミュニティとの関連を明らかにしていくことによって、これまで想定されていなかった前近代社会の姿が浮かび上がってくるのではなかろうか。

※本稿は、平成23年度科学研究費基盤研究（B）「西洋における『家』の発見：日欧対比のための史実的研究」（研究代表者：高橋基泰）および同基盤研究（B）「市場経済形成期における村落的共同性の日欧比較研究」（研究代表者：長谷部弘）の研究成果の一部をなすものである。

22) 中村吉治『村落構造の史的分析—岩手県煙山村』（1956年、日本評論新社。復刊版は1980年、御茶の水書房）



# 戦後の姫路市における公設小売市場の展開

廣 田 誠

## 目 次

はじめに

1. 高度成長期の末における姫路市の日用品小売価格問題
2. 公設市場の開設に向けた動き
3. 公設市場の開設と消費者の反応
4. 公設市場の増設・改築と私設小売市場の動向

おわりに

## はじめに

わが国において公設小売市場（以下公設市場と表記）は日露戦後期以降その必要性が指摘されていたが、その開設が現実のものとなったのは第一次大戦期の¹⁾大正7年4月以降であった。当時の物価高騰を背景に大阪市が市内4カ所に公設市場を開設、さらに同年夏の米騒動を契機に全国の主要都市に普及した¹⁾。公設市場は米穀と生鮮食品を中心に生活必需品を低廉かつ安定的に供給し都市住民の生活安定に大きく貢献した。しかしその新規開設が見られたのは、それが全国で最も成功したといわれる大阪市の場合でも昭和初年までに限られ、以降、とりわけ第二次世界大戦後においては、新設される小売市場の殆どは私設のそれであった²⁾。しかるに兵庫県姫路市の場合、高度成長期から第一次石油危機の時期における日用品小売価格の高騰に対する市民の不満を背景として、昭和50年代初頭公設市場が新たに開設された³⁾。これはおそらくわが国で最も遅い時期に新設された公設市場であると思われる⁴⁾。本稿の課題は、こうした姫路市の公設市場に

1) 戦前のわが国における公設市場の歴史的展開とその意義については廣田 [2007] を参照されたい。

2) 戦後の関西地域における私設小売市場の展開については廣田 [2006]、廣田 [2010]、廣田 [2011] を参照されたい。

3) ただし姫路市の場合、全国の主要都市と同様、大正期に3カ所の公設市場を開設していた。大正8年8月本町に東部公設市場が開設され、さらに大戦後の大正11年12月、西魚町に西部公設市場、また大正14年7月には坊主町に北部公設市場が開設された。なおこれら公設市場の店舗数と売上高（大正13年）を見ると、東部が23店舗・24万379円、西部は21店舗・26万556円であった。（姫路市史編集専門委員会 [2002] 23～24頁）

4) たとえば京都市の場合、昭和40年代以降人口のスプロール化にともない新興住宅地に対する小売施設の確保が重要な課題となり、新興住宅地に公設市場をはじめとする小売施設を開設してほしいという市民からの要望もみられた。しかし当時の京都市は財政上の理由から公設市場の新設はおろか改築すらままならない状況で、結局実現したのは「京都市民営総合食料品小売センター建設低利融資資金制度」（1973年制定の農林省「総合食料品小売センター設置事業実施要領」に対応）に基づく「岩倉総合食料品小売センター」の開設（1973年）であった（原田政美 [1988]）。また神戸市の場合、経済局が昭和44（1969）年2月市内の鈴蘭台団地（兵庫区山田町）に公設市場を開設する計画を公表し、もしその評判が良好であれば引き続き以後新設する団地にも公設市場を開設する意向をもっていったことが確認できる（「鈴蘭台団地に公設市場 スーパー形式も採用 今年中に開店 品種を多く魅力的に」『神戸新聞』明石版 昭和44年2月24日）。

つき、それが開設に至った経緯と、開設後の動向を明らかにすることである。

### 1. 高度成長期の末における姫路市の日用品小売価格問題

高度成長が終焉を目前にした昭和44年の秋、当時野菜と果物の店頭調査にはじまり、それらが生産者から消費者へ届くまでの追跡調査を実施し、さらに小売業者と仲買業者の言い分を聴くなど、流通機構の分析や問題点の検討を続け兵庫県播磨地域の物価問題を追及していた『神戸新聞』姫路支社編集部は、姫路生活科学センターの生活大学で学んでいた49人の主婦を対象として「播磨地方の物価問題に関するアンケート調査」を行った⁵⁾。その結果は表1の通りであった。

表1 「播磨地方の物価問題に関するアンケート調査」結果

	設 問	回 答	
1	あなたの買われる店の野菜や果物は高いと思いますか。	高い	22
		安い	4
		普通	22
2	「高い」と思う人はその理由は何ですか。	競争店がない	11
		スーパーがない	4
		小売店が利益を取りすぎる	8
		主婦が値段に関心がない	3
		回答なし	27
3	あなたはどこで野菜や果物を買いますか。	小売店	39
		総合市場	1
		スーパー	13
		生協	1
		百貨店	0
4	3の理由は。	近い	28
		店になじんでいる	15
		安い	9
		品質がよい	9
		店が清潔	4
		毎日家の近くにくる業者	1
		近くに店がないから	1
5	あなたが買う店は価格表示がしてありますか。	ある	30
		ない	18
		知らない	1
6	あなたは公設市場がほしいと思いますか。	ほしい	41
		いらぬ	2
		わからない	6

5) 「播州全域で“高い”の声 主婦の物価アンケート 理由に“競争”を指摘 安い買い物に懸命 献立も値段と相談」『神戸新聞』姫路版 昭和44年10月21日。なおこのアンケートの回答者を居住地別にみると、最も人数が多かったのは姫路市の10（名）で、以下神崎郡8、揖保郡7、宍粟郡5、赤穂郡4、相生市と加古川市が各3、竜野市、赤穂市、飾磨郡、加古郡がそれぞれ2、佐用郡1、であった。またこれを年齢構成別に見ると、40～44歳が16（名）ともっとも多く、以下45～49歳11、35～39歳10、50歳以上8、不明4で、35歳から49歳までの主婦が大半を占めていた。

7	あなたは安く買うために努力をしていますか。	している	39
		していない	9
		回答なし	1
8	安く買う努力をしている人はどんな方法をとっていますか。	安く買えるものに献立をかえる	21
		高い店では買わない	16
		地域の婦人会で値下げ運動をしている	8
		遠くでもスーパーへ行く	6
		小売店に高い理由を聞く	1
		産地から買う	1
		生協の仕入れ担当者と話し合う	1

回答者の半数近くが平素購入している野菜や果物の価格を「高い」と回答しており、この時期生鮮食品の小売価格に対する消費者の不満が高まっていたことが窺える。また「高い」と回答したものがその原因として最も多く挙げていたのは「競争がない」ことであり、第二には「小売店が利益をとりすぎる」ことであって、いずれも流通機構にその責任を求めていた⁶⁾。野菜や果物の購入先としては「小売店」と答えたものが39と圧倒的に多く、第二位「スーパー」の三倍に達していた。こうした購入先選択の基準としては「近い」が28と圧倒的に多く、距離が購入先選択の最も重要な要因であったことを示している。これに次ぐのは「店になじんでいる」の回答数15であり、価格（「安い」）や品質（「品質がよい」）、衛生（「店が清潔」）といった要因をあげたものは相対的に少数であった。価格に不満を抱きながらも現実には買物に時間を費やすことが出来ず、やむなく近隣の小売店で生鮮食品を購入していたというのが当時播磨地域の消費者がおかれた状況であった。回答者の8割は「安く買うために努力」していたが、その内容を見ると「安く買えるものに献立をかえる」「高い店では買わない」といった消極的なものが大多数をしめ、「地域の婦人会で値下げ運動をしている」「遠くでもスーパーへ行く」といった積極的なものは少数にとどまっていた。小売業者側も消費者の価格に関する不満を全く無視していたわけではなかったことは価格表示の「ある」店が30と「ない」店の18を大幅に上回っていたことから窺えるが、にもかかわらず公設市場を「ほしい」との答えが41と8割を越えて圧倒的に多数であり、また「安く買うための努力」をしているとの答えも圧倒的多数であったことから、消費者が小売商の対応に満足していなかったことは確かである。このように高度成長末期の姫路市における消費者は、日用品の小売販売に関して、価格の高さを中心にさまざまな不満を抱いていたが、にもかかわらず現実には近隣の小売店で日用品を購入せざるを得ず、ために公設市場の開設を切望していたのである。

野里銀座（姫路市野里）のさる小売市場へ夕食の食材を調達に訪れたある主婦は、当時の姫路市における日用品小売をめぐる状況を以下のように語っていた⁷⁾。彼女はそれまで自宅付近の「な

6) ただし回答者の過半はこの問いについて「回答なし」としており、『神戸新聞』の紙上キャンペーンにもかかわらず、消費者にとって物価高の原因は定かではなかった。

7) 「野菜は笑う 物価はなぜ高い〈9〉よく知っている主婦 公設市場がぜひほしい」『神戸新聞』丹波版昭和44年11月25日。

んでも屋さん」(=食料品を専門とする個人商店)で買物をしていましたが、次第に自宅からやや離れたこの市場まで買出しに訪れるようになった。その理由はまず店が多数あって好きなものを選べることであり、そして他の商店街等よりも販売価格が安く、しかも新鮮であるということであった。物価の騰貴がはなはだしい当時においては、安くものを買うことは生活を維持するための不可欠の条件であると彼女は語っていた。また久しぶりに「水だき」(鍋料理)をしようと同市場へ買い物に訪れた別の主婦は、市場内の複数の店舗で見比べた結果、一個35円の白菜を選び購入していた。

この野里地区には同市場の他にやや北でも私設小売市場が営業し、十数軒の小売店が軒を連ねていた。そのため小売店主が「ハクサイやダイコンがピタッと売れなくなるんです。こんなときはきまって他の店で安く売っているんですよ。こうなればうちも値下げして対抗するしかない。それと品質のよいものを入れ、勝負しなければならないし、一日一日が大変です」と嘆くように競争が激しく、これが販売価格を押える大きな役目を果たしていた。

しかし昭和44年当時、姫路市内で営業する私設小売市場(播磨地域の呼称では「総合市場」)は5カ所のみで、生鮮食品を扱う小売店の殆どは「昔ながらの“なんでも屋さん”」であった。こうした小売店は一日平均5~6万円を売り上げ、2割前後の粗利益を得ていた。一方小売市場の場合、場内で営業する小売店の1日平均売り上げは7~8万円、粗利益は15%前後で、明らかに小売市場は一般の小売店に対し「薄利多売」を実現していた。

## 2. 公設市場の開設に向けた動き

以上みたように、高度成長末期の昭和40年代中盤、姫路市では生鮮食品を中心とする日用品小売価格の高騰が市民によって問題視され、またそうした高騰の原因として小売流通機構のあり方が注目されていたが、こうした市民の不満を解消する手段として公設市場の開設に向けた動きが具体化したのは、第一次石油危機の余波で物価高騰がはなはだしかった昭和40年代末~50年代初頭のことであった。はじめて公設市場の開設が新聞紙上に報じられたのは昭和49年の暮れで⁸⁾、以前から消費者物価の安定をはかるため公設市場開設の調査をすすめてきた姫路市はこの時、昭和50年秋の開設をめざし、同市新在家の兵庫県生活科学センター付近市有地への公設市場開設を決定、昭和50年度予算に1億4500万円を計上した。公設市場の建物は鉄骨ブロック造り2階建てとし、敷地面積は1296平方 $\text{m}^2$ 、建物面積は延べ540平方 $\text{m}^2$ で、野菜・鮮魚・食肉の生鮮三品を中心に日用雑貨店など16店舗の収容が予定された。店舗については業種ごとに複数の店舗を入居させて競争を促し、これによって物価安定と物資の安定供給をはかる方針であった。

同市にはそれまで公設市場がなかったこともあり、京阪神の他都市に比べて物価が高いという苦情が多く、消費者モニターやアンケート調査でも「公設市場をつくってほしい」という要望が強かった。昭和48年秋の石油危機以来、消費者運動も一段と盛り上がりを増した。こうし

8) 「来年秋、新在家に 公設市場 十六店舗を予定 姫路市決める」『神戸新聞』姫路のページ 昭和49年12月18日

たなか当時の吉田豊信市長は昭和49年の秋に公設市場の建設を表明、主婦たちの期待を集めたのである。

しかしこの公設市場開設計画には、私設小売市場業者の団体である姫路市小売市場連合会（牧野秀敏会長）が強く反発した⁹⁾。その原因は公設市場が開設を予定していた場所にあった。公設市場の建設予定地であった新在家では既に、その南およそ500^mで私設小売市場・新在家ニューセンター（36店舗）が営業していたのである。そのため公設市場の開設計画に強く反発した同連合会は、昭和34年に施行された小売商業調整特別措置法（商調法）が同じ兵庫県下の明石市以东において小売市場は近隣の市場と750^m以上離して設置するよう規制していることに注目、これを姫路市にも適用することを要求して反対運動を始めたのである¹⁰⁾。

この反対運動に対し姫路市側は、すでに3月の市議会で新年度予算を可決しており、今さら設置場所の変更はできない、と反論したため、再三の話し合いも物別れに終わった。そこで同連合会は「公設市場の建設には反対しないが、市内には買い物に不便な所が多く、設置するならもっと適切な場所があるはずだ」として、6月市会に設置場所の変更を請願した。

しかしこうした反対運動にもかかわらず、9月、市側は定例市議会に「姫路市公設小売市場条例」を提案した¹¹⁾。同条例は、市場の運営を円滑に進めるため、入居使用者・消費者・学識経験者と市職員で構成する運営委員会（15人以内）の設置を定めていた。また公設市場を標準小売価格の拠点にするとともに、衛生、品質、計量、商人道徳など消費者サービスに徹すること目指して、毎日の標準小売価格（主として青果、鮮魚などの生鮮食料品）は、その日の中央卸売市場のセリ値を基準に、目減りや品傷み、適正な小売りマージンなどを加味して決めることとなっていた。それまでも卸売価格は毎日の新聞や市消費生活センターのテレホンサービスなどで公表していたが、もっとも市民の生活に密接な関係を有する小売価格は周知されていなかった。公設市場の開設後はテレホンサービスに小売価格を加え、さらに日々の価格動向や「きょうのお買い得品」などもPRする計画であった。

このような紆余曲折を経て姫路市が公設市場建設に着工したのは昭和50年10月のことであった¹²⁾。姫路市小売市場連合会は公設市場の開設計画が明るみに出て以降、3月、6月、9月と3度の定例市会に公設市場建設場所変更の請願を出すなど執拗に反対運動を続けて来たが、9月市

9) 「姫路公設市場 今秋オープンは無理? 話し合いつかず難航 小売市場連合会 建設場所につよく反発」『神戸新聞』西播のページ 昭和50年5月17日

10) こうした動きを受け、姫路商工会議所も商調法の政令都市指定を県に申請する動きを示した。当時の姫路市内では小売市場が計画中のものを含め23所に達し、またこれらに入店していた業者は零細なものが多く、さらに市場間の距離も最短のもので350^mといちじるしく接近しており、これらによって市場同士の競争が激しさを増していた。こうした状態を放置したならば市場の共倒れ倒産につながり、市民サービス上好ましくないと、同商工会議所が商調法の政令都市指定を申請することになったのである。（「市場の乱立防止で県へ政令都市指定申請 姫路商議所」『神戸新聞』西播のページ 昭和50年6月19日）

11) 「ニュースを追って 西播初の公設市場 物価安定へ来月にも着工 姫路市 主婦らの声にこたえ 議案上程 小売業者の反対押し」『神戸新聞』姫路・西播のページ 昭和50年9月22日

12) 「公設市場やっと起工 姫路・西播の第一号 下旬に業者公募 姫路・新在家」『神戸新聞』姫路のページ 昭和50年10月8日。

会で市が商調法の姫路市への適用に努力すると約束したため、同連合会は請願を取り下げ、ここに公設市場は着工に至ったのである。敷地内に30台収容の駐車場（650平方メートル）を設け、上・下水道、ガス、電気、浄化槽、全館冷暖房も備えたこの公設市場について、市では昭和50年10月下旬より出店業者の公募を行い、11月には受け付けを始めることとした。入居資格は市内に2年以上居住し、資力、能力、信用、経験を十分に有する人物で、申込者多数の場合は抽選により決定することとなっていた。また店舗の使用料は1平方メートル当たり月額1900円であった。

この募集には青果、鮮魚、加工食品、精肉、鶏肉、生花、パン・菓子、日用品・雑貨の8業種に合わせて53名から出店の申し込みがあった。申込者の多かったのはパン・菓子（競争率12倍）で、逆に少なかったのは鶏肉、生花、日用品・雑貨（各3倍）、競争率は全業種の平均でおよそ5倍であった。これら申込者を学識経験者、消費者、業者、市職員などで構成する選考委員会（20名）が、市場業務を行う上での資力、能力、信用、経験などを基準に検討を重ね、昭和51年1月中には出店者を決定する予定であった。しかし業種間の調整などに予想外の時間を要したため、決定は3月初旬まで遅れ、さらに決定した出店者がそれぞれの店舗の内装工事を担当することになっていたため工事の方も遅れ、開業は4月以降にずれ込むこととなった¹³⁾。

昭和51年3月の市議会では、開設を目前に控えた公設市場について議員からの質問が相次いだ¹⁴⁾。まず黒田勝美議員から、東洋紡績の工場跡地を副都心とし、商業地域や公設市場をここに建設する考えはないか、との質問があった。これに対し吉田市長は、東洋紡績地については副都心として計画を策定中であるが、ここにはスーパーなどの商業施設が開設される予定であるため、公設市場の開設は当面考えていない、と答えた。また三輪光三議員は、公設市場以外に新年度の施策としてあげられている「準公設小売市場の建設推進」について、その詳細を説明するよう要求した。これに対しては大田晃経済局長が、「公設小売市場を数多くつくるのが望ましいが、財政上からもなかなか難しい。また民営の小売市場はかなり建設されているが、建設者と入居者が別々の場合が多く、入居後に両者の間で多くの問題が起きている。そこで、市が主体になって市場の建物をつくり、入居後も市の行政指導と監督のもとに、公設市場とほぼ同等の管理や価格設定などの出来る市場づくりを目指している。現在、業界などと話し合いを進めているが、五十一年中には原案をまとめたい。」と答えた¹⁵⁾。

### 3. 公設市場の開設と消費者の反応

姫路市の公設市場が開業したのは昭和51年5月7日のことで、中央卸売市場の休業日を避け連

13) 「姫路市新在家公設小売市場 開店は4月中旬以降 8業種11店に競争率5倍 出店者選考が難航」『神戸新聞』西播のページ 昭和51年2月25日

14) 「姫路市会 再開で代表質問 新設の西部高校 いま用地を物色中 市側 準公設市場づくり推進」『神戸新聞』西播のページ 昭和51年3月14日

15) 「準公設小売市場」について別の新聞記事では、「土地の取得、国庫補助のあっせんなど市が事務的な援助を与え、市の監督を条件に民間で設立する」小売市場のこと、と説明している。（今年のニュースから さようなら1976年（2） 姫路公設市場オープン 消費者にかなり好評 周辺小売店の質も向上」『神戸新聞』西播のページ 昭和51年12月17日）

休明けの5月7日が開業日に選ばれた¹⁶⁾。出店者は8業種合わせて53名の申込者より選ばれた11店舗（青果、鮮魚各1、加工食品〔調味料や冷凍食品、塩干つけ物、豆腐、麺類などを取り扱い〕22、鶏肉・卵、菓子、パン、日用雑貨、精肉、切り花、園芸各1店舗）であった¹⁷⁾。営業時間は夏季（4月から10月まで）が午前9時半から午後7時、冬季（11月から翌年3月まで）は閉店時間を1時間繰り上げ午前9時半から午後6時までとなっており、また定休日は毎週水曜日であった。販売価格については、各日の姫路中央卸売市場のセリ値を基準に、目減りや品傷みなどを加味して標準小売価格を割り出し、その値段以下で売ることをめざしていた。市場の維持管理は出店業者の負担とし、使用料は店舗が1平方メートルあたり1500円、倉庫は500円とした。

開業初日の姫路市公設市場は入場制限を行うほどの賑わいを示し、各方面から期待と注目を集めた¹⁸⁾。午前9時半より国・県・市と消費者・婦人会・自治会の代表約200名が出席して開設式を行ったあと、吉田市長らがテープカットを行ない、午前11時前にオープンした。施設の新鮮さに加え開設記念売り出しの効果もあり、開場30分ではやくも1000人を超える買物客が殺到し、市場内は「満員電車内のように」混雑、係員たちは入場制限や場内整理に追われた。この開業に際し大田晃・市経済局長は「開設式で業界代表は、正当な量と価格で、しかも市が決めた標準小売価格以下で販売すると約束、消費者の代表も、市場運営に積極的に協力するといっている。市民に親しまれ“なるほど”と思わせる市場づくりに努めたい」と抱負を述べた。

その後開業1カ月を経た6月初旬における姫路市公設市場の状況は、以下のようなものであった¹⁹⁾。開業当初の数日間は「物珍しさや期待感」から1日5000名以上の買物客を集めた。しかしその後人気は沈静化して、6月上旬では一日1000～1300人程度におちついた。しかし8業種11店舗の小売市場としては「まずまずのスタートぶり」と見られていた。また開業後1カ月間は「標準小売価格の設定という大目標」をよそに一部の品物でかなりの値引きが行われ、そのことが同公設市場と近接した場所で以前から営業していた新在家ニューセンター（市田収代表、37店舗）を刺激し、両市場で「熱い安売り合戦」が繰り広げられた。安売りは野菜、果実、肉類、鮮魚から豆腐、卵など生鮮食料品を中心に行われ、品物によっては半値以下、また仕入価格を下回る価格を付したのもあった。そのため連日のごとく新聞へ挿入された折り込み広告を片手に、二つの市場間を往復し安い品物のみを選んで買い込む主婦たちの姿が見られた。しかし開業から1カ月を経てこのように異様な「安売り」は下火となった。こうした「安売り」について同公設市場協同組会の山本弘良理事長は「標準的な小売価格の設定という点から、過度の安売りは好ましく

16) 「姫路市新在家公設小売市場 来月七日 オープン 姫路・西播で初 出店は11店舗」『神戸新聞』西播のページ 昭和51年4月13日

17) 生鮮三品を含むほとんどの品目が一品目一店舗となり、複数店舗を競争させて価格引き下げとサービスの向上を促すという当初の理想からは後退していたが、これは後述するように市場の規模（店舗数）を縮小することを条件として反対運動を展開していた市小売市場連合会に公設市場の開設を認めさせたことが影響しているものと思われる。

18) 「姫路・西播磨で初の公設小売市場オープン 満員電車並みの混雑に汗だく 価格、衛生のモデルに 駐車場つき 全館に冷暖房も」『神戸新聞』西播のページ 昭和51年5月8日

19) 「公設小売市場オープン一カ月 “熱い安売り”下火に 価格引下げには効果 姫路」『神戸新聞』西播のページ 昭和51年6月9日

ないが、消費者に市場の開設を知ってもらうためにも、またサービスの一つとしても一部の品物で行ってきた。しかし今月に入ってから新聞の折り込み広告も週一回に減らし、できるだけ平常価格で販売するようにしている。その意味で、これからが公設小売市場の真価が問われるところ」と語った。一方新在家ニューセンターの市田代表は「お互い、商売である以上、こちらも対抗上、赤字覚悟の安売りをしてきた。そのために初めのうちは痛手も大きかった。しかし、いまではほぼ平常に戻っている。こちらとしては、安売り競争より、正当な商品を正当な価格で販売して正々堂々と競争したい。もちろん、標準的な小売価格を設定し、衛生、計量、サービス面でも姫路市のモデル市場を目指す公設小売市場の正しい発展を望んでいる」と述べた。さらに市流通対策課の担当者は、「消費者に市場を知ってもらうために、ある程度の安売りも仕方なかったと思う。そういう問題もあってか、公設市場開設の最大のメリットとして、周辺地域の小売価格を引き下げ、物価の安定に役立った。そのために、周辺の他の小売市場や小売店にはある程度の痛手があったと思うが、消費者の立場を思うと仕方ない」と語った。「安売り」は公設市場本来の機能・目的ではないが、市当局は公設市場の存在を市民に知らしめ、また結果的に周辺地域の物価引き下げに貢献したという意味でこれを肯定的に捉えていたのである。

一方姫路市の公設市場に期待された本来の役割「標準小売価格の設定」については、その実現には困難が認められた。中央卸売市場における日々のセリ値を基準に、目減りやマージンなどを考慮して標準的な小売価格を決める作業は、生鮮食料品の価格形成がかなり複雑で、ただちには実現が難しいと判明したため、同市場の開設時点においてはこれを実施することができなかった。その後、市流通対策課の職員を中心に設定作業を急いだが、実施までには少なくとも2～3ヵ月を要するものと見られ、それまでは姫路市が昭和50年秋から実施していた「実勢小売価格制度」を適用し価格の安定を図っていく見通しであった。

昭和51年5月末には市流通対策課が公設市場の来店者に対しアンケート調査を実施、その結果は6月中旬に公表された²⁰⁾。これは5月29日と30日の両日、同市場への来客980名を対象に行ったもので、うち884名より回答を得た(回答率90.2%)。質問項目は①来店者の地域的比率、②世帯主の職業、③家族構成、④同市場への利用交通機関と所要時間、⑤一週間のうち買い物をする回数、⑥同市場に対する評価、⑦一回当たりの買物金額、⑧チラシ広告の効用、などであった。まず①来店者の地域的比率については、地元である新在家が34%と最も多く、八代の22%、山野井と伊伝居の11%、北平野と城北新町の10%などがこれに続いた。②世帯主の職業では過半数の54%が会社員で、公務員と自由業の各17%がこれに続いた。③家族構成は半数近くの47%が「四人家族」であった。②と③より姫路市公設市場利用者の大半が戦後家族の典型ともいえる核家族の給与所得者世帯であったことを理解できる。④のうち同市場への利用交通機関は自転車の41%がトップで、徒歩の30%と自家用車の26%がこれに続いた。また公設市場までの所要時間は全体の8割以上が10分以内と答え、公設市場利用者の圧倒的多数は近隣の住民であったことが理解で

20) 「お客の人気 まず良好 姫路市新在家公設小売市場 とくに衛生満点 「品ぞろえ」で少し不満 来店者アンケート結果」『神戸新聞』西播のページ 昭和51年6月16日

きるが、にもかかわらず自転車や自家用車といった乗り物を利用するものが過半数を超えていた。⑤一週間のうち買い物をする回数については「毎日」と答えた人がもっとも多く33%で、以下3回の19%、4回14%、5回が13%、2回12%と続いた。⑥同市場に対する評価については、「衛生状態」から「品ぞろえ」までの六項目で「良い」あるいは「普通」と答えた人が9割を超え概ね好評であった。ただし「品ぞろえ」で7%の人が「悪い」と答えているのが注目される。何分8業種11店舗で発足した姫路市公設市場であったため、当時の高度化が進みつつあった姫路市民の購買欲を満足させる品揃えが実現できなかったとしても不思議はないのであるが。⑦一回当たりの買物金額は1000～2000円が33%、2000～3000円30%、1000円未満17%であった。⑧チラシ広告の効用については、全体の83%が「よく利用する」と回答しており、消費者がチラシに掲載された価格情報を買物先の選択に有効に活用していたことがうかがわれる。

このような姫路市公設市場に関するアンケートの結果について市流通対策課は、公設市場が市民から「まずまずの評価を受けている」と捉えていた。山崎明・同課長は「消費者の意見や考え、消費の動向をみて、今後の運営に資するためのアンケート調査だったが、「品ぞろえ」で少し不満があったほかは、総体的に評価されている。姫路市初の公設小売市場の出足は好調といってよい。これからも機会あるごとに、こういった調査をしたり、消費者のナマの声をよく聞き、市民の期待を裏切らないような公設小売市場にしたい」と語った。

また開設直後においてはその前途が危惧された「標準小売価格」についても、その後三ヵ月ほどを経てようやく軌道に乗り、利用度は高まっていた²¹⁾。ただし「消費者より小売店に人気」と評されたごとく、主に「標準小売価格」を歓迎したのは小売業者で、彼らが「標準小売価格」を値づけの基準に利用する動きは当時の姫路市内で広く見られた。市流通対策課では8月10日より生鮮食料品16品目を選び、毎日姫路中央卸売市場のセリ値（卸売価格）に仲卸業者のマージン率9～19%、さらに20～25%のマージン率と商品の損耗分3～7%を加えて標準小売価格を定め、公設市場前などに掲示した他、「物価情報」として消費生活センターの電話サービスでも配信していた。「物価情報」が配信される以前の6月と7月、同電話サービスの利用回数は月平均115回であったが、配信されはじめた8月10日以降利用者は大幅に増加、8月は300回に達し、連日午前10時半ごろには「話し中」が続いた。そのため、電話が空くの待てないと思いき小売業者が午前9時半ごろから直接流通対策課にその日の標準小売価格を電話で問い合わせる回数が増えていた。これについて山崎明同課長は「標準小売価格の発表は消費者の買い物の目安だけでなく、市内の小売り五百業者に波及、少しでも安い食料品が提供できれば、と考えてやったことの効果が出はじめてきたようだ。」と語った。一方業者側もこの「標準小売価格」設定には賛意を表していた。姫路市食料品小売商協組の石田勲副理事長は「標準小売価格はとても参考になっている。組合として告示しているわけではないが、みんなそれぞれ、値づけの目安に聞いているようだ」と述べた。

21) 「消費者より小売店に人気 姫路市の標準小売価格 マージン確保でき安心 連日問い合わせ殺到」『神戸新聞』西播のページ 昭和51年9月4日。

続く10月の下旬には公設市場に関する消費者座談会が開催された²²⁾。これは地元の婦人会と公設市場出店者、そして市流通対策課の代表が10月20日一同に会して実施したもので、婦人会からは新在家本町婦人会の田中ヨシ子会長ら12名、公設市場からは協同組合の山本弘良理事長ら11名、そして市流通対策課からは山崎課長ら3名が出席、市場の衛生、販売、価格、サービス面のほか、8月から毎日実施している標準小売価格の表示などについて語り合った。公設市場の設立趣旨は衛生、価格、サービス、計量などでモデルケースを目指すことであったが、これらについては出席した主婦たちからもまずまずの評価を得た。しかしその半面、「案外、ハエが多い」「商品の品ぞろえが不十分」「卵に日付けを入れてほしい」などの厳しい指摘も見られた。また標準小売価格の表示については意見らしい意見が出ず、この件に対する利用者の関心の低さをうかがわせた。この他公設市場開設の効果として「周辺小売店の質がよくなった。とくにサービス、価格面で著しい向上が見られる」との意見が見られた。以上の結果を踏まえ市流通対策課では、公設市場のさらなる発展を目指しこうした会合を継続して開催する方針を固めた。

また同じく10月下旬、公設市場の買物動向調査が実施された²³⁾。この調査は、開場後半年を経過した公設市場の利用状況や市場開設の意義、標準小売価格の貢献度を確認するため10月19日に実施され、同市場へ買物に訪れた主婦120名が聴き取り方式で質問に応じた。それによると、調査対象となった主婦の半数以上をしめる54.2%が地元新在家の住民で、これに次ぐ20%近くは隣接する八代地区の住民であった。また週当たりの買物回数については「六回以上」と答えた人が65.1%と最も多く、次いで「五回」が10.8%。さらにこれを同市場に限ると「六回以上」36%、「三回」19.1%、「四回」13.3%、「二回」11.6%、「五回」10.8%とさまざまであった。同市場を利用する理由としては回答人数の第一位が「近いから」の69名、第二位は「品物が安いから」58名で、以下「品物がよいから」33名、「サービスがよいから」25名、「信頼できるから」23名などが続いた（重複回答可）。これにつき同課は公設市場が「かなり評価されている」と見ていた。また「公設小売市場が開設して近くの小売店に何か変化があったか」との問いに対しては「大きな変化があった」と「若干の変化があった」を合わせると50%に達した。「変化」の中身は「サービスがよくなった」の53.3%が第一位で、「価格が安くなった」の37%がこれに続いた。一方市が8月10日から毎日実施している生鮮食料品を中心とした標準小売価格の表示については、回答者の83.3%が「知っている」と答えたものの、利用については71%が「利用していない」と回答していた。その理由は「物の価格は実際の品物を見ないと判断できない」、あるいは「ふだんの買い物で何となく高い安いはわかる」というものであった。この結果につき同課では「利用している人がこんなに少ないのは考えもの。もう少し検討を加えたい」とコメントしていた。

「食料品が買いやすいのはどんな形態の店がよいか」という問では、半数以上の54.9%が小売市場（公設、民営）と答え、以下スーパーマーケット29.8%。一般小売店7.6%の順であった。

22) 「姫路新在家で消費者座談会 公設市場まずまず 周辺商店 サービスは向上」『神戸新聞』西播のページ 昭和51年10月21日。

23) 「“あて外れ”標準小売価格 姫路市が新在家公設市場で買い物動向調査 主婦ら七割そっぽ 周辺店 サービスは向上 開設近く半年」『神戸新聞』西播のページ 昭和51年10月27日。

小売市場の長所としては専門店が入っており、また様々なことを自由に聞けて便利な点が指摘され、スーパーマーケットについては自由に買物できる点があげられていた。最後に「新在家公設小売市場への希望」で最も多かったのは「業種が少ない」の50%で、これに次ぐのは「品ぞろえが少ない」の25%であった。山崎明・同課長は「今度の調査結果のまとめは、まだ分析、検討しなければならない点を多く残しているが、概して消費者の公設小売市場への期待は大きいと判断している。今後も、この期待にこたえるよう市場の運用をはかりたい」と語った。以上みたようにこのアンケートからは、姫路市新在家公設小売市場の開設は当初の目標通り周辺小売店のサービス改善や価格の安定に貢献していたが、同市場開設のもう一つの柱である標準小売価格の表示については主婦たちの関心はいま一つ、ということが明らかになったのである。

#### 4. 公設市場の増設・改築と私設小売市場の動向

新在家公設市場が「安くて新鮮な品物がそろっている」と好評であったことから、以後姫路市は公設市場の増設をすすめた。昭和52年6月10日、姫路市は公設市場を新たに建設しようとする際予想される私設小売市場との紛争を避けるため、「姫路市公設小売市場等設置要綱」に基づき、民間業者代表らを加えた公設小売市場建設推進委員会をスタートさせた²⁴⁾。昭和52年度の姫路市は、初めて開設した公設市場が市民から好評を得、また周辺の小売業者や民間市場にも波及効果が見られたことから、市の南部に1カ所の公設市場、また西部に1～2カ所の準公設市場を建設する計画を進めていた。しかし公設あるいは準公設市場を設置しようとしていた地域にはすでに私設小売市場が営業していたため、建設を強行した場合民間業者とのトラブルが予想され、事前調整によりこれを避けるため公設小売市場建設推進委員会が設けられたのである。同委員会は民間業者ならびに消費者の代表各2名と商議所ならびに市から各1名の計6名で構成され、公設および準公設市場の開設計画について話し合うものであった。まず市側が「準公設については①市の用地を組合に貸与し、組合が施設を建設、経営する②市が施設建設し、分譲または貸与、組合が経営するの二通り。それに新在家方式の公設を考えている」と説明した。これに対し、推進委からは「当面は公設一本でいくべきではないか。それを実現するためには民間業者とのトラブルを避けるため、立地を十分検討してほしい」などの意見が出たため、さらに協議を重ねることになった。

市内第2の公設市場となった英賀保（あがほ）公設市場は、新在家公設市場の開設から3年を経た昭和54年5月9日、市南部の飾磨区中浜町に開設された²⁵⁾。同市場は昭和53年8月から約3億600万円の費用で建設がすすめられ、敷地面積は約2300平方 $\text{m}$ 、鉄筋コンクリート造り2階建てで面積延べ1350平方 $\text{m}$ の建物に青果、鮮魚、日用品、菓子、クリーニングなど17業種、19店舗が出店していた。同市場は国鉄山陽本線英賀保駅より南に500 $\text{m}$ の位置に開設され、近辺の約

24) 「民間業者の代表ら加え 推進委がスタート 公設小売市場の建設で 姫路市」『神戸新聞』姫路のページ 昭和52年6月11日

25) 「あす英賀保公設市場オープン 南部のモデル市場へ 市内で2番目 価格、サービス重視」『神戸新聞』姫路のページ 昭和54年5月8日。

1600世帯を利用者として想定していた。それまでこの地域には個人商店しかなかったため、住民は広畑や飾磨など遠方の小売市場まで買い物に出かけていた。店頭には毎日小売標準価格を掲示して買物の利便を図るほか、週1回特売セールを実施、また2階に設けた「消費サービスコーナー」は地域住民の集会所として無料で開放されることとなっていた。営業時間は午前9時半から午後7時まで（ただし冬季は午後6時半まで）とし、毎週水曜日が定休日であった。

さらに姫路市は、市西部の土山地区に3番目の公設市場を開設した²⁶⁾。当時姫路市の西部は人口の増加が著しかったにもかかわらず小売施設には恵まれていなかった²⁷⁾。そこで市は県の補助を受け、新在家、英賀保に続いて公設市場開設に踏み切ったのである。開設場所は同市土山239の関西電力城西変電所より南200[㎡]で、2500[㎡]の敷地に総工費1億5600万円で1階975平方[㎡]、2階212.5平方[㎡]の建物を建設することとなっていた。1階は通常の小売市場とし、青果、鮮魚各2、練製品、精肉、クリーニング、豆腐、つけ物、菓子、鶏肉、そう菜、パン牛乳、生け花、調味料、塩干乾物、日用品雑貨、洋品雑貨、文具書籍各1の19店舗と共同保管貯蔵施設、機械室などを設け、2階はコミュニティーの場としての消費者サービスコーナー、食堂兼休憩室、更衣室、事務室などを設ける計画であった。この土山公設市場が開場したのは昭和55年9月2日のことであった²⁸⁾。

このようにして姫路市は昭和50年代の前半、人口が急増していながら日用品の小売施設には恵まれていなかった地域を中心に、周辺業者の反対運動に直面しながらも、計3カ所の公設市場を開設して周辺住民の消費生活の安定を図ったが、その後昭和50年代後半には、既存公設市場の増築を巡り、再び周辺業者との紛争が勃発した²⁹⁾。当時姫路市は、地域住民と入店業者の希望を容れ、公設市場の増築に踏み切った。しかしこれに対し私設小売市場側からは、「市民のためといいながら同じ市民なのに小売業者を泣かせるのは“行政差別”だ」と抗議の声が上がった。増築工事に踏切ったのは新在家公設市場で、当時鉄骨ブロック造り470平方[㎡]であった建物を140平方[㎡]増築して610平方[㎡]とする計画で工事を進め、昭和57年3月末の完成を予定していた。この増築に対し付近で営業していた新在家ニューセンター（難波三男理事長、34店）が異議を唱えた。難波理事長は「五十一年、ニューセンターの反対を押し切って、直線距離で四百[㎡]そこそこの至近距離へ強引に建設した市場だ。この時、十八店を十一店に圧縮し今後増築しないことを約束した。それなのにまたも私たちとの約束をホゴに、事前の話し合いもないまま、増築工事に着手してしまった。業者泣かせもはなはだしい」と行政側が開業時の約束を無視して増築に踏切ったことに抗議した。これに対し藤本信夫姫路市消費対策課長は、増築の狙いは店舗増ではなく、買物客からの強い要望に答え、通路と各店舗の売場面積を広げ、買いやすい市場にすることである、とニューセンターの苦情に反論した。一方ニューセンター側では一部出店者の中から、公設市場の増築を

26) 「土山の公設市場建設進む 姫路 二階に消費者コーナーも」『神戸新聞』姫路のページ 昭和54年12月4日。

27) 「同市場は周辺約千七百世帯、五千人ぐらいに利用されるが、これまで近くには小さな店が二、三店あるだけで、ほとんどが姫路駅前まで買い物に出かけていた。」（「土山にも公設市場 姫路 2日午後オープン」『神戸新聞』姫路西播 昭和55年8月29日）。

28) 「土山にも公設市場 姫路 2日午後オープン」『神戸新聞』姫路西播 昭和55年8月29日。

29) 「公設市場の増築で大揺れ 姫路の商業界にまた波紋 新在家 「行政差別」と小売店 市 サービスなのに心外 消費者本位の政策望む声も」『神戸新聞』姫路西播 昭和57年3月4日。

阻止すべく市税の供託に踏切るべきだと言った強硬な意見も出、かくして両者の主張は平行線のまま推移した³⁰⁾。

このように昭和50年代、市が消費者物価対策として公設市場の整備を進め、一方市外からの大手スーパーの進出もあったため、姫路市内の私設小売市場は厳しい状況に追い込まれていた。昭和53年6月には私設小売市場の新規開設を巡って開催された商業活動調整協議会で、調整不可能との結論が出されたことが新聞紙上に報じられた³¹⁾。昭和53年6月1日、姫路商業活動調整協議会(委員20名)が姫路商工会議所で開かれ、大阪通産局から諮問のあった白浜駅前ニューセンター開設問題を審議した。その結果、「白浜商圈に影響があると思われるが、入居者は中小企業者ばかりなので調整は不可能」として、届け出どおり認可することに決定した。この結論は商議所会頭を経て大阪通産局へ答申され、1年近く争われた問題が解決して同センターは8月25日開業することになった。同センターは姫路市十二所前町の浪速産業(友田一美社長)が、昭和52年春閉鎖したABC燐寸会社(同市白浜町甲)の跡地を購入し、6億円近い資金を投じて小売市場形式の店舗建設を進めていたものであった。しかし白浜地区に既に1カ所の小売市場が営業していた上に、地元の小売業者200名が小売商連合会を結成、「過当競争につながる」と反対運動を進めていた。商調協では商圈人口2万7000人の白浜地区に同センターが開店すると、当時300店に上った周辺の既存小売店と競合し、食料品部門などで影響を及ぼすものと見ながらも、同センターに入居する業者が中小企業者のみであったため、中小企業者の保護を目的とする大店法の趣旨から調整は不可能である、として、同センターを届け出通り認可したのであった。

同センターは、鉄筋2階建て、1階が店舗、2階が住宅で、売り場面積2,053平方 $\text{m}^2$ 、うち1,699平方 $\text{m}^2$ を鮮魚、精肉、菓子、つけ物、薬局、洋品雑貨、書籍、時計などの物品販売58店がしめ、残り354平方 $\text{m}^2$ にはクリーニングや喫茶店など10軒のサービス業者が入居することとなっていた。開店は8月25日で、休日は年間59日、閉店時刻は午後7時を予定し、年間売り上げは20億円を見込んでいた。当時姫路市内には23の小売市場が営業していたが、それらはいずれも売場面積は1500平方 $\text{m}^2$ 以下であったため、同センターが開業すると市内一の規模を誇る小売市場になるものと見られていた。

また昭和54年末には、国鉄播但線の高架化事業に伴い立ち退きを迫られていた私設小売市場・白鷺ニューデパート(姫路市幸町、牧野秀敏理事長[玩具商]、32店舗)出店者のうち牧野理事長を含む有志18名が協同組合ベネを結成し、同市城東町野田に集団移転することを決定した³²⁾。

30) 当時このような小売商業施設の整備を巡る姫路市と民間業者の対立は公設市場問題に限定されるものではなかった。このころ市内増井新町の副都心でニチイとダイエーの進出を巡って、これを推進する市側に対し地元業者は不信をつのらせていた。そのため市商店街連合会や商工会議所の担当者も「市は商業界の将来展望をもち、商業者の健全育成をはかりながら、消費者のための商業政策をたてるべきだ」と注文していた。(「公設市場の増築で大揺れ 姫路の商業界にまた波紋 新在家 「行政差別」と小売店 市 サービスなのに心外 消費者本位の政策望む声も」『神戸新聞』姫路西播 昭和57年3月4日。)

31) 「調整は不可能 白浜駅前ニューセンター 届け出通り認可 姫路商業活動調整協議会」『神戸新聞』姫路のページ 昭和53年6月2日

32) 「集団移転で近代化へ 京口駅東の川航跡地に地上五階の鉄筋ビル 初の中小企業庁融資で 白鷺ニューデパート協組」『神戸新聞』姫路のページ 昭和54年12月4日、「商店主手振り“自前のビル”姫路市城東町 5

12月3日午後、協同組合ベネは設立総会を開き、移転計画の概要を明らかにした。それによれば総事業費約15億円のうち5億5千万円は県より中小企業高度化資金の融資を受け、移転先は国鉄播但線京口駅すぐ東の日本毛織跡地を市から譲り受け、敷地面積6600平方メートル、店舗面積1534平方メートルで、建物は鉄筋コンクリート建地下1階・地上5階、地下を駐車場（56台収容）と店舗、1階を店舗（精肉、鮮魚、鶏肉・卵、塩干、青物、果物豆腐、惣菜各2店舗、酒、米、菓子、薬、手芸、履物、寝具、化粧品、子供服、婦人服、婦人雑貨、クリーニング、日用雑貨、冷食、ファストフード、生うどん、生花、寿司、文具・玩具、本、喫茶、食堂、お好み焼き各1店舗）とし、2階は地域住民にも開放する集会室（コミュニティー・プラザ、70人用洋室ならびに20人用の洋室）で、3～5階は組合員の住戸（18戸）とした。ビルの西側には100台収容の駐車場も設けられた。ベネの設立にあたっては白鷺ニューデパート以外からも参加する者が23店あり、41組合員の参加、43店舗の開設が確定していた。新組合ならびに新市場の名称であるベネは組合員の一致を願い、ラテン語の「思いやり」から名付けたものであった。ベネが事業計画を策定するにあたっては、立地条件の変化が顧客の動きに与える影響が懸念され、集団移転へ踏切るまでに商店主間の意見調整には相当の時間を要した。しかし当時姫路市内には25カ所の小売市場があつて競争が激しく、しかも大手スーパーのニチイ北姫路店とジャスコ岩端店が相次いで開業するなど全国的に大規模小売店の地方進出傾向が見られたため、小売市場側としても店舗協同化や近代化などの対抗策を迫られ、結局移転に踏切ったのである。このショッピングデパート・ベネが開業したのは昭和56年4月25日のことであった。開業に際し牧野組合長は同市場より「半径一キロの間に京口住宅、第二京口住宅、国鉄宿舎など一千戸があり、なんとかやっているとはいけるのではないかと思います。オープニングは、あのねのねや青芝フック・キックなどを招き盛大にやりたい」と抱負を述べた。

## おわりに

以上みたように昭和50年代の姫路市では、消費者物価対策として市当局が積極的に公設市場の開設を進め、計3カ所の公設市場が開設された。これらの公設市場は価格と品質に留意したため近隣住民を中心に買物客を集め成功に至った。またそれらは市中央卸売市場の取引価格を基準とする標準小売相場を示すことを重要な目的・機能としていた。標準小売価格は消費者にこそあまり利用されなかったものの、小売業者の価格設定には積極的に利用され、こうした面を通じて公設市場周辺地域の物価安定に貢献した。一方公設市場は開設や増築を行なうごとに、周辺で営業する私設小売市場からの激しい反対運動に直面した。しかしこうした私設小売市場の関係者も、開業後の公設市場が周辺住民に歓迎されている様を見るにつけ、公設市場に反対するのみならず、自ら近代化を図り公設市場やスーパーに対抗できる競争力を身につけることが重要である、と次第に悟ることとなったのである。

---

階建の近代建物 総事業費15億円 無料開放の広場も」『神戸新聞』姫路 昭和56年4月3日。

【参考文献】

- 廣田 [2007]；『近代日本の日用品小売市場』清文堂出版，2007年。
- 廣田 [2006]；「第二次大戦後の郊外住宅都市における小売商業の展開—大阪府豊中市の場合—」『追手門経済論集』第41巻第1号，2006年11月。
- 廣田 [2010]；「昭和三〇年代の阪神地域における小売市場の展開」『市場史研究』第29号，2010年1月。
- 廣田 [2011]「昭和四〇年代の阪神地域における日用品小売市場の展開」『市場史研究』第30号，2011年1月。
- 姫路市史編集専門委員会 [2002]；姫路市史編集専門委員会・編集『姫路市史』第五巻下 近現代2，発行・姫路市，2002年。
- 原田政美 [1988]；「京都市民営総合食料品小売センターの設置と公設小売市場」藤田貞一郎監修，京都市・京都市公設市場共同組合連合会編集『京都市公設小売市場の70年』京都市公設小売市場開設70周年記念事業実行委員会発行，1988年，第5章「低成長下の京都市公設小売市場」第1節。



# タイ東北部における郡（アンプー）の社会史

## — マハーサーラカーム県チェンユーン郡を中心として —

藤 井 勝

### 1 視点

筆者は東北タイの社会や地域について数年来研究を進めてきた。そのなかで、とくに関心をもつようになった存在がアンプー (อำเภอ) である。アンプーは、日本語に訳す場合には、一般には「郡」となる。日本における郡 (こおり) は国 (くに) とともに古代以来の歴史をもち、封建的統治制度下では支配制度上の単位としては十分機能することはなかったものの、社会的意味をもちつづけた。そして幕藩体制が解体され王政復古となった近代には郡自身も復古して、明治期に発足した地方制度下では重要な行政単位となり、郡役所も設置されることになった。その後、市町村レベルの地方行政・自治を強化するという理由から郡制は1923年に、郡役所は1926年に廃止されることになったため、その後は地方行政や地域社会の中での重要性を失ってきた。平成の大合併では、郡内の町村合併によって新しい市が数多く創設されたために、「郡」という名称そのものが失われた地方も少なくない (藤井 2010: 5-13)。これに対して、タイにおけるアンプーは、19世紀末におけるバンコク王朝主導の地方行政改革のなかで全国的に制度化され、郡役所も設置されることになったものの、それ自身は近代以前から存在してきたムアン (เมือง), とくに小ムアンを実質的に継承するものであるという点で、日本の郡と同様、むしろそれ以上に歴史的制度として重要性を有するとともに、設置されて今日に至るまで地方行政制度の要として機能し続けてきた点で日本とは異なる。

したがってアンプーは、良くも悪しくも地方の社会生活に強い影響を与えてきた。タイの地方社会が日本の地方社会と異なった様相をもって立ち現れてくるとすれば、その異なった姿を生み出す要素としてアンプーの存在の意味は大きい。しかしながら従来の研究では、このアンプーについての系統的な研究がなされてきたとは言い難い。日本における郡の研究が貧弱であるのと同程度に研究の蓄積がないのではなかろうか。日本では、戦前に郡制度が廃止されたから、郡や郡社会への学術的関心が低下したこともうなずける面があるが、タイではアンプーは社会的に重要な役割をもってきたにも関わらず、地方行政学などの限られた分野を除けばあまり学術的な関心を集めていない。現地研究者もさることながら、欧米や日本の研究者によるタイ研究でもあまり魅力的な研究テーマではなかったように思われる。むしろアンプー内部の都市 (あるいは町) や村などの地域社会の研究が多い。実際、これらの地域社会では今日、地方行政・自治組織が整備されつつあり、市自治体 (เทศบาลเมือง), 町自治体 (เทศบาลตำบล), 行政村 (ตำบล) 自治組織 (องค์การบริหารส่วนตำบล) = 通称「OBT」などが設置さ

れて、公選による代議員制度の下で運営されている¹⁾。アンプー内の市町村には議会制度があるのにアンプーにはないという状況も、研究者の関心を弱める要因であるかもしれない。しかしながら、アンプーは単なる中央官僚の末端出先機関、そしてその行政範囲である以上の社会的存在であり、そのあり方は、日本の郡の過去、現在、未来を考える上でも大いに参照されるべきものと思われる。

ところで、本稿はこのようなアンプーを社会史的に考察するものであるが、その場合、重要な視点は、すでに述べたようにアンプーが小ムアンを継承していることである。タイ族における地方社会形成の論理はムアンであり、中国西南部から東南アジア大陸部までムアンは伝統的に広く分布し（なおムアンの発音は、タイ族の地方化によって、少しずつ異なる）、タイ族社会の基本的な枠組みをなしてきた。そしてタイ国にあってはムアンは近代以前から階層化が進み、各ムアンは並列的な関係におかれているのではなく序列的な秩序の中に置かれた。バンコクを中心とする畿内の外側における大ムアン (เมืองใหญ่) と小ムアン (เมืองน้อย), あるいは地方ムアン (หัวเมือง) と、その属ムアン (เมืองขึ้น) の関係である。この関係は19世紀末における地方行政制度の変化（バンコク王朝による近代化をとともう中央集権化）によって、チャンワット (จังหวัด) = 県（ただし初期はムアン）とアンプーの関係に置き換えられた。ここに初めて、ムアンはチャンワットとアンプーという異なった名称をもつことになった。そしてムアンという用語は、チャンワットの中心地であり、県庁が所在するアンプーをアンプー・ムアン (อำเภอเมือง) と行政上で呼ぶことによって継承された。しかし名称が変わっても、チャンワットやアンプーにはムアンの論理や伝統が息づいており、地方社会の人々はそれらを自分たちのムアンとして内面化しながら、日々の地方生活を実践している。

本稿で取り上げるタイ東北部でも以上のムアンの歴史的展開がみられたが、地方的割拠性はとりわけタイ東北部では根強かった。バンコク王朝からみれば東北部と同じく周辺性の強いタイ北部は小王国化が早くから進行して、いわゆるランナー・タイ (ล้านนาไทย), そしてそのなかにおけるコン・ムアン (คนเมือง) = ムアン人としての意識は明確に存在した。しかしながらタイ東北部は、それ自身を一つにまとめる広域の地方権力は存在せず、19世紀初めまではムアンごとにタイやラオスの王朝に対してゆるやかに帰順していた。またタイ東北部の歴史そのものは古く、先史時代にも遡るが、今日の主要民族であるラーオ族による流入と、彼らによる地方社会の形成は比較的新しく、19世紀までは流動性も強かった。住民の多くを占めるラーオ族は今日でこそ、コン・イサーン (คนอีสาน) = イサーン人としての意識が強いが、それは近代以降のタイにおける政治的・経済的過程のなかで創造されたものであり、伝統的には漠然とした「ラーオ」意識が存在したに過ぎず、各ムアンに対して第一次的な帰属意識をもっていたものと考えられる（藤井 2011）。こ

1) 町自治体や行政村自治組織が郡の監督下にあるのに対して、市自治体（なお一定規模以上の市は、特別市自治体 [เทศบาลนคร], あるいは直訳すれば「都自治体」となる）は県の監督下に置かれるので（橋本 1999a:11）、市自治体と郡の関係はすこし複雑である。その意味でタイの市自治体は日本の市に近い状況に置かれることになるが、日本のように行政区画として郡から分離はしていない。なお市自治体が存在するのは、バンコク周辺を除くと、多くは県庁所在地に限られている。

のようなタイ東北部の歴史的特質，加えて今日に至るまで顕著な農業の比重の高さなどからみれば，ムアンのなかでも小ムアンのレベル，つまりアンプーのもつ意義はそれだけ大きいように思われる。地方社会は政治的制度的にはチャンワットを頂点にしてなりたつが，地理的な広がりや偏在性もあって，人々の生活の中心はアンプーを単位にして動いている。今日でこそ交通手段（とくに自動車やバス）やインフラの整備によって，県庁所在地との交通も容易になったが，それは20世紀後半以降のことであり，それ以前には村人にとって県庁所在地は空間上も意識上も遠い存在であったろう。

本稿は，以上の視点から，図1のようなマハーサーラカム（มหาสารคาม）県北部のチェンユーン（เชิงชั้น）郡を主な事例としながら，地方社会の形成と論理を考える。かつてはその北側のチェンチョム（เชิงชุม）郡をも領域としたが，この郡は今日では新郡として発足している。チェンユーン郡の人口は63,004人，世帯は13,710（ただし2000年国勢調査）である。郡の中心地は郡役所や郡警察署のあるチェンユーン町であり，郡内の幹線道路沿いには商店や事業所が点在するものの，商業施設などが集中して市街地を形成しているのはチェンユーン町だけである。

## 2 郡社会の生成

### 2.1 郡形成の過程

マハーサーラカム県が属するタイ東北部のなかの中部（今日のマハーサーラカム県，カー

図1 マハーサーラカム県



ラシン県，ローイエット県あたり）はメコン川の支流にあたるチー川流域に立地することもあり，古くより人々の住む地域である。先史時代の農耕遺跡であるバーンチェン（ウドンターニー県）にも近いし，8世紀ごろからの古代文化であるタワーラワディーの宗教遺跡も点在する。代表的なものとしては，ムアン・ファアデート（カーラシン県）やプラタート・ナードゥム（マハーサーラカム県）などがある。結界石（セマー）文化も広範囲に見られる（星野 1990：85-86）。つまりこの地方には，10世紀以前より人々の生活，そのなかでの地方社会がみられたことになる。その後16世紀頃からのラーオ族の移住によってこの地の民族的構成は変化するが（実際には先住民であると考えられる南アジア系民族との同化も進んだであろう），宗教文化などは継承されて今日に至る。古い宗教文化は仏教（とくにタワーラワディー期）・ヒンドゥー教（クメール期）であったが，ラーオ族も元来仏教・ヒンドゥー文化を受容した民族だったため，メコン川西岸側に移

住後もこの地にある宗教文化を排除・放棄するのではなく継承し、地方の重要な社会文化的な伝統のなかに統合しながら、それぞれのムアン社会を形成した（สุจิตต์ วงษ์เทศ, พ.ศ. 2549などを参照のこと）。そしてこのムアン社会、とりわけ小ムアン社会を20世紀から継承してきたのがアンブー＝郡である（以下では、原則としてアンブーは「郡」、チェンワットは「県」とのみ表記する）。

実際、チェンユーン郡とともにマハーサーラカーム県北部に位置するカンタラウィチャイ（กันทรวิชัย）郡やコースムピサイ（โกสุมพิสัย）郡では、郡の紹介文のなかにもこのような背景や視点を捉えることができる（マハーサーラカーム県文化事務所〔สำนักงานวัฒนธรรมจังหวัดมหาสารคาม〕HP参照。<http://province.m-culture.go.th/mahasarakham/home.php>）。

カンタラウィチャイ郡の紹介文によれば、この郡は古いムアンに起源をもち、古代にはムアン・カントーン（เมืองกันตง）と呼ばれ、チャオ・ムアン〔ムアン主〕が独立した支配を行っていた。その後ムアンの名前を変えて、ムアン・カンターティラート（เมืองกันทรวิชัย）となるが、年代記によれば、ムアン・カンターティラートは小暦147巳年（仏暦1328年＝西暦785年）に創設されたとされる。そして副王が代々王位を継承してシンチョン王（ท้าวลิ้นจี่）の時代に至るが、その王の息子であるリントーン王（ท้าวลิ้นทอง）が「残忍な心の持ち主であり、父親を捕まえて閉じ込め拷問を加え、命を奪う」という惨事を起こした。このためリントーン王はムアンの支配を継承し、また幸福や繁栄を求めたものの、死去した父親の呪いを受けたため、ムアンは繁栄することができず、「約1089年間の長きにわたって遺棄されたムアンのような状態であった」。そしてこの地にラーオ族が移住・定住した後、仏暦2417年（西暦1874年）に、4世王（バンコク王朝モンクット王）は、「カンターンラーン村（บ้านกันทรวิชัย）をムアン・カンタウィチャイ（กันทรวิชัย）として立てることをご許可なされ、プラ・パトムウイセット（พระปฐมวิชัย（กันทรวิชัย））をチャオ・ムアンとすることを許された」。その時にはこのムアンはムアン・カーラシンに属することになった。そして「仏暦2443年（西暦1900）にムアン・カンタウィチャイが廃止されたため郡、すなわちカンタウィチャイ郡」となり、「仏暦2456年（西暦1903）にはカーラシン県から離れて、マハーサーラカーム県に属することになった」。また仏暦2458年（西暦1905年）には、郡役所を最初の場所から移し、コークプラ村のところに新しく建てた。このため一時期、カンタラウィチャイ郡はコークプラ郡と呼ばれた。

一方、コースムピサイの紹介文は、この郡の成立の起源をはるかラーンサーン朝（ラオスの最初の王朝）まで遡って説明している。つまりラーンサーン朝からナコーン・チャムパーサク（現在、ラオス国内）が分立し、そのナコーン・チャンパーサクの一部の集団が移住してムアン・スワーンナプーム（現在、ローイエット県スワーンナプーム郡）が創設され、そのムアン・スワーンナプームの一部の集団が移住してムアン・ローイエット（現在、ローイエット県）が創設され、さらにそのムアン・ローイエットからムアン・コースムピサイが1896年に正式に分立したとされる。ムアン・コースムピサイの中心となる集落が形成されるのは1870年頃で、マハーサーラカームのチャオ・ムアンの命によって、腹心であるスリヨー王（ท้าวสุริโย）や副王の居住地が建設されるとともに、農民の移住・定住も進んで成長したとされる（3つに地区分けされるまでになった）。その後、チャオ・ムアン自身が隠居するためにこの地に移住し、すでに住んでいた副王が次のチャオ・ムアン

になって、マハーサーラームに戻った。その後、新チャオ・ムアン（マハーサーラカーム）の申請をバンコク王朝のチュラーロンコーン王が承認して、ムアン・ワーピーパトゥム（วชิรภูมิ）〔現在のマハーサーラカーム県南西部に立地〕とともにムアン・コースムピサイが正式に設立された。初代のチャオ・ムアンは先代のチャオ・ムアンの腹心であったスリヨー王（ท้าวสุริโย）〔欽賜名はพระสุนทรพิพิธ〕が任命されたが、直後のタイの地方制度改革により、「พระสุนทรพิพิธが最初の郡長（นายอำเภอ）となって役職を維持することによって、ムアン・コースムピサイは廃止されアンブー（郡）・コースムピサイになった」のである。

したがってムアンとしての歴史そのものは短いことになるが、ムアン・コースムピサイの中心地となったホークワーン（หอขวาน）村の縁起と深く関係している仏像の「工芸的特徴から推測すれば」、この村の一角には古くから人が住んでいたと推定されている。つまり「クメールの権力が栄えていた仏暦約1300年～1700年に人々が来て地方の基礎を造って住んだものと予測される。イサーン全体に見られるピマインの石城・・・などと同じ時代である。その後約200年間放置されて廃墟となり、ついには木が茂ってジャングルになり、象、虎、熊、鹿、シャム鹿、猿などのさまざまな動物が沢山住むようになった」と語られる。

以上のように、真偽のほどは別として、タワーラワディー期やクメール期に遡る地域社会の起源さえ語られ、地方社会の豊かな歴史性が強調される。もちろん、古い歴史はそれぞれの事情（社会的あるいは自然的な要因が説明手段として使用される）によって一度途絶えたと説明されるが、その後に移住してきたラーオ族によるムアン社会形成のなかで復興・継承されてきたという物語が描かれている。そして近代の郡とは、従来のムアン制度が解体したために、新しい地方統治制度の下でムアン社会を継承するものとして設立されたという理解が提示される。それだけ地方社会の人々のなかには、ムアン社会への強い意識やこだわりが存在していることになり、近代の郡社会にはムアンのものが重要な意味を持ち続けてきたことがわかる。すでに述べたように、ムアンは、中国西南部から東南アジア大陸部の盆地世界のなかに典型的に発達してきたもので、盆地的な空間的生態的構造と親和性をもっているように思われるが、そのような盆地世界からコーラート平原に移住してきた、タイ族の一派であるラーオ族が形成した地方社会のなかにもムアン文化、ムアン理念は継承されている。その意味では、ムアンは盆地という空間構造には還元できない文化的歴史的な構築物と捉える必要があろう。

もっとも本稿が主な対象とするチェンユーン郡の郡社会としての形成は比較的新しい。現在チェンユーン郡が属すマハーサーラカーム県は、もともとムアン・ローイエットに属する小ムアンであり、19世紀中葉に大ムアンとして独立し、19世紀末の地方制度改革を経てチャンワット（県）として再出発するが、この時には、チェンユーンはいまだ郡として存在しなかった。隣接するコースムピサイ郡やカンタラウィチャイ郡は小ムアンとしての前史をもったがチェンユーン郡はそうではなかった。チェンユーンは、カンタラウィチャイ郡内の一地域社会として出発した。郡資料は、この間の経緯を以下のように説明している。

「仏暦2436年（西暦1893年）頃、ムアン・ローイエットにあるバーン・ノーンポーン（บ้านหนองไผ่）

〔=塩土池（沼）村〕の人々が移住し、チェンユーン衛生区（現在）の領域の西方にある池の近くで生計を立てた。そのムー・バーン（หมู่บ้าน）〔=区（この場合は、集落としてのムラと考えてよい）〕の名前は、『ヤーンカム区（หมู่บ้านย้งคำ）』であり、シー・スノン氏がナイ・バーン（นายบ้าน）〔=区長（現在では一般には、プーヤーバーン<ผู้ใหญ่บ้าน>と呼ぶ）〕をつとめた。この区は、ムアン・カーラシンのクウェーン（แขวง）〔ひとつの地域区画の名称で、後述のタムボンに相当〕・ノンソーンの行政区画に属していた。その後、移住によって人口がさらに増加して数多くなったが、田野が各方向を囲んでいるので区の範囲を拡大することができず、人々は他へと出て行った。そこで区の人々は以下のような意見をもつようになった。区の東方向には広大な森があり、それはチェンユーン池（沼）（หนองเขืองหิน）という大池に近い。そこを新しい区を設置する地区としよう（この場所はかつてムアンのあったところと推察される。クメールが権力を輝かした時代に、一つのムアンがこの地に存在したが、後に放棄されていた。なぜなら採掘人が、古代クメール期の瓦片、陶土、そして煉瓦をチェンユーン池の区域の平地で発見しているからである）。そしてこの新しい区をバーン・チェンユーンと名付け、今日に至っている。この地域社会が大きくなり、区が大きくなったので、当局は、マハーサーラカム県コークプラ郡（現在はカンタラウッチャイ郡）の行政区画のなかに、タムボン（ตำบล）〔=行政村〕・チェンユーンを設置させた。

仏暦2492年〔=西暦1949年〕に内務省は、タムボン・チェンユーンの行政区画を分けて、3行政村を設置し、それらはマハーサーラカム県カンタラウイチャイ郡の行政区画に属することを布告した。すなわち1. タムボン・チェンユーン、2. タムボン・チュンチョム、3. タムボン・クートーンである。

仏暦2501年〔=西暦1958年〕8月16日に内務省は、カンタラウイチャイ郡の行政区画を分割して、以下の4つのタムボン領域から構成されるチェンユーン準郡を設置した。すなわち1. タムボン・チェンユーン、2. タムボン・チュンチョム、3. タムボン・クートーン、4. タムボン・ノンソーンである。

その後仏暦2502年〔=西暦1959〕に、内務省はチェンユーン準郡を昇格させ、チェンユーン郡とした。（ที่ทำการปกครองอำเภอเขืองหิน, พ.ศ. 2546より抜粋。〔 〕内は筆者の説明や翻訳である。）

つまり郡としてのチェンユーンの歴史は、約半世紀にしか過ぎない。チェンユーンの起源となる村落が最初に形成されたのは19世紀末であり、その後、集落の移動や拡大が進み、やがてタムボン（行政村）²⁾となっている。このタムボン・チェンユーンは、その後西暦1949年に3タムボ

2) 幾つかの村落から構成される行政単位であり、カムナン（กำนัน）という長が東ねる。日本において藩政村を幾つか束ねて設立された近代の行政村に類似した地域区画をもつので、ここでは「行政村」と訳す（ただし「区」あるいは「行政区」と訳す研究者も多い）。ただし日本の行政村とは違って、タムボンには役場や議会は置かれていないために、行政上・地方自治上の位置づけは相対的に低かった。しかしながら「タムボン評議会」が1950年代後半より徐々に設置され、さらに1990年代後半からは地方自治の強化の下で、既述の「行政村自治組織」（OBT）が設置されて、機能が強化されてきた（橋本 1990a: 9・17）。なお「行政村自治組織」の長は行政村長（カムナン）とは別に存在するというように、従来の郡（アンプー）- 行政村（タムボン）- 区（ムーバーン）という縦の系統とは相対的に独立したかたちで「行政村自治組織」は成り立っている。その事務所も、行政村長とは独立したかたちで存在する。

ンに分割され、約10年後の1958年にはそれらが（ただしタンボン・チェンユーンはさらに2つに分割される）準郡としてカンタラウィチャイ郡から半独立し、その翌年には正式にチェンユーン郡が成立したのである。

このような展開は、タイのアンプーが日本の郡と相違して、近代以降、重要な役割を担う行政機関として機能してきたことによる。既述のように、日本では近代初頭における郡県の編成にあたって、古代より長らく継承されてきた郡の分割や統合が初めて幅広く行われたものの、それ以降は原則として郡区画の改編は実施されなかった。その後人口が増加したり、都市が発達したりしても郡の範囲は変化せず、「市」が設置されると郡の外側に置かれるという仕組みが採用された。郡制が廃止されてからもこの点は変わらなかった。これに対して、チェンユーン郡に見られるように、タイでは、郡は社会的実態に合わせて繰り返し再編されてきた。このため20世紀になってからも積極的に郡は創設された³⁾。

チェンユーン郡の設立を可能にした要因は何であったのか。戦後のタイ東北部開発の出発点となる、サリット政権による第一次国家経済開発計画の起点は1961年であるから、その要因は、それ前の段階における地方社会の変化と関係するだろう。スリン、ウボンラーチャターニー、コーンケン、ウドンターニーなどのように、バンコクからの鉄道が1920-30年代に敷かれた地域では商品経済の浸透も早かったが（柿崎 2000：135・298-299）、チェンユーン郡を含むマハーサーラカム県などはこうしたインフラ整備の外側に置かれていた。しかしながら、この地域を流れるチー川は、鉄道が敷設されたコーンケン県からマハーサーラカム県やローイエット県をへて、鉄道の敷設されたウボンラーチャターニー県でムーン川に合流したから、この地域はチー川の河川交通を通じてコーンケンやウボンラーチャターニーに繋がっていた。この鉄道と河川を利用して、多くの中国人達が1930年代以降この地域に入ってきたと言われているほどである⁴⁾。

このなかで、20世紀前半のチー川流域の農村地域はいまだ自給的であり、農業技術は古いものをそのまま使用している状態であったとされるものの（สุวิทย์ และ คารวีรัตน์ พ.ศ. 2538 : 33）、20世紀中頃には、19世紀末地方制度発足期における地方社会の状態からの変化が生じていた。たとえば、チー川流域では、鉄道の敷設が進んだ1930年代になると米の商品化が次第に見られるようになった。中国系を中心とする米商人達が農村部に入ってきて（彼らのなかには商売上の便益もあって村の女性と結婚をする者も多かったが、かならずしも正式な結婚ではなかった）、商品や現金との交換によって農民の余剰米の購入し（かれらの多くは金貸しでもあったため、農民に借金をさせて、その返済のために結果として飯米を供出させることも少なくなかったとされる）、それを鉄道駅の周辺の精米所に持ち込み（河川交通などを利用）、最終的には鉄道を通じてバンコクに

3) 郡だけではなく、実は県（チャンワット）さえも、既存の県のなかの一部地域が独立して新しい県を設立することを通じて増加してきた。例えば、タイ東北部には現在全部で20県あるが、それらのうち5県（ヤソートン県、アムナートチャルーン県、ムクダーハーン県、ノーブンアランプー県、ブンカーン県）は20世紀後半以降に新設されたものである。もっとも新しい県はノンカーイ県から2011年に分立したブンカーン県である。

4) 中国人が地方の村落レベルまで入ってくるのは道路が整備されてからだとする見解があるが（Chamruspant, Viyouth et al. 1992 : 14）、一方では、中国人達はすでに大きな集落には鉄道の敷設とともに入ってきたという見解もある（สุวิทย์ และ คารวีรัตน์ พ.ศ. 2538 : 42）。

運んで販売した (สุวิทย์ และ คารารัตน์ พ.ศ. 2538 : 42-45)。ウボンラーチャニーまで敷設される鉄道の各段階における終点駅にはサイロと小さな精米所が併設され、1930年代になるとコーンケンには精米中心地へと発展を遂げた。また農民の側では、従来の食用米であるモチ米だけではなく、販売用（特に輸出用）のウルチ米に作付け変更する傾向も生じたとされる (Phongpaichit and Baker 2002=2006 : 38-39)。そして米の部分的な商品化と並行しながら耕地の開墾も漸次進行し、タイ東北部全体でみるならば、1930年代には耕地は500万ライ程度あったものが、1950年代初めには1200万ライ程度にまで増加している (星川 2009)。20世紀後半にまで続く、イサーン農民の「良田探し」(ทานจิ แฮร์・ナー・デー) (倉橋 2007 : 60-61) が継続したのである。棉花や麻などの栽培、そして綿織物や絹織物の生産も見られた。

さらに注目されるのは、19世紀後半からバンコク周辺で拡大したプランテーション型の稲作が農耕用の水牛や牛の需要を高めために、タイ東北部はその生産地として成長し、農家による畜産の拡大（自給用だけではなく販売用も）したことである。その販売と移送のためにナーイ・ホーイ (นายฮ้อย) = 隊長を中心とする牛追い隊の活躍が顕著になった (สุวิทย์ และ คารารัตน์ พ.ศ. 2538 : 46, Phongpaichit and Baker 2002=2006 : 39)。販売のために牛や水牛をタイ東北部より中部タイへ移動するのは新しく開通した鉄道ではなく、主にはナーイ・ホーイ達が担い続けた。販売のための時間の短縮はあまり重要なことでなかったし、経費が安かったからである (柿崎 2000 : 135-299-301)。そして牛追い隊は米商人達とは違って、地元のラーオ族（つまりイサーン人）の農民によって編成されるのが特徴であり、中国人商人に比べて農民からの信頼は篤かったとされる。筆者の調査村（チェンユーンの町から西南へ5キロほど離れて立地）の古老のなかにも牛追い隊に長年従事してきた人がいる。1932年生まれの彼は隣村出身で、小学校3年を終えると出身村で7人ほどからなる牛追い隊に加わり（1940年頃のことである）、その後経験を積んで自らが隊長になって牛や水牛の売買・輸送に携わった。このようにして地方の生活基盤の向上や商品経済の浸透は20世紀前半、とくに1920-30年代より次第に進行したのである。バンコク王朝の地方制度改革に対応して19世紀末から20世紀初めに進んだタイ東北部の地方社会の変化と混乱（藤井 2011を参照のこと）は次第に収束しつつあり、新しい社会経済的変化の時代を迎えつつあったといえよう。

同じ調査村の別の古老によれば、まだ10歳前後の少年期であった1930年代は、チェンユーンを中心地（当時はタムボンの中心地でもあった）はまだ農業集落という程度であり、今日のように中国系商人の店舗や常設の市場はまだ存在しなかったが、集落そのものは大規模化していた。そしてこの地方で唯一の中学校が集落内の寺に併設されたり、集落内に臨時の市場が開かれたり、人々が道端で物売りをしたりする光景がみられたとのことである。さらに別の古老によれば、この調査村から出かけて、チェンユーンで農作物を販売する者もあったとのことである。チェンユーンを中心集落が、純然たる農業集落から人や商品の集まる空間へと徐々に変化しつつある様子を垣間見ることができよう。またチー川流域の24ヵ村で行われたインタビュー調査によれば、タイ東北部の開発を方向づけた第1次国家経済計画（1961年より）の直前には、農業機械を使用する世帯は全体の約12%、害虫駆除薬を使用する世帯が約8%、化学肥料を使用する世帯が約1.8%、

改良種の米を栽培する世帯が約1.7%のとなっており（สุวิทย์ และ คารารัตน์ พ.ศ. 2538 : 33）、今日と比較すれば低い値ではあるものの農業のあり方にも変化の兆しがみられた。19世紀末の地方制度改革から約半世紀を経たタイ東北部の地方社会の生活は新しい姿を次第に現すようになっており、チェンユーン郡の成立の背景にはこのような社会経済的な変動があったのである。

## 2.2 設立期の郡—行政村—区

成立したチェンユーン郡の内部はどのようになっていたのか。ここでは、表1のような、1965年の『チャンワット、アンプー、タムボン、ムー・バーン名簿 東北部（รายชื่อ จังหวัด อำเภอ ตำบล หมู่บ้าน ภาคตะวันออกเฉียงเหนือ）』（チュラーロンコーン大学タイ情報センター所蔵）にもとづいて、地方社会の編成という面から考察する。一部繰り返しになるが、まず用語の整理をする。

タイにおける村落、すなわち村（ムラ）は歴史的慣用的にはバーン（บ้าน）と表現される。そして村は一般には「バーン・○○」と呼ばれる。バーンは、一方では家やその屋敷地のことも意味するので日本人にとっては混乱することも多いが、タイでは語られる文脈のなかでどちらを意味しているかを判断している。19世紀末の地方行政制度改革のなかで、地方行政機構は県（チャンワット）—郡（アンプー）—行政村（タムボン）—区（ムー・バーン）というように垂直に再編された。この時に区（ムー・バーン）となったのは、原則として村（ムラ、つまりバーンである）であるから、近代以降、村（バーン）は区（ムー・バーン）であるというという理解が存在してきた。なおここでムー・バーンを「区」と表記するのは、タイにおけるバーンの「ムー・バーン」への移行が、日本における藩政村＝村（ムラ）の「区」への移行にほぼ対応しているからである。また既述のように、タムボンは村（バーン）が幾つか集まって構成されるという意味で、日本との比較では、日本近現代の「行政村」に対応する存在である。もっとも、その行政的機能は歴史的には弱く、近年の地方自治制度の拡充のなかで全国的に行政村自治組織が設置されるようになって、「行政村」としての実質が備わってきたというべきである（本稿の注2）を参照のこと。

1965年は、チェンユーン郡が設立されて約5年経過した時期であり、すでに政府による東北部開発（The Committee on Development of the Northeast 1961）が始動しつつある。この時、郡を構成するのはチェンユーン、クートーン、ノーンソーン、ラオドークマイ、チュンチョムの5行政村であるから、この短い期間に行政村がひとつ増加していることになる。具体的には、ラオドークマイである。各行政村はおおよそ10～20程度の区から構成されており、各区は基本的に一つの村（バーン）である。ただし村が複数の区に分割されている例もある。チェンユーン行政村では、3区、4区、5区がいずれもチェンユーンという名前をもっている。つまり郡役所のあるチェンユーン村はすでに1930年代より大集落化しており、その後商店なども開設されるようになった結果、このように村が複数の区に分割されたのである。ノーンソーン行政村では1、2、3、5区がノーンソーンという名称をもち、15区と16区はポーンという名称をもっているから、前者ではノーンソーン村が4つの区に、後者ではポーン村が2つの区に分割されたことを示す。さらにクートーン行政村では、4区がカームビエタイ、5区がカームビエヌアという名称をもってい

表1 1965年のチェンユーン郡における行政村と区

チェンユーン  Chiangyin  1965年		現在	ノーンソーン หนองซอน(続き) 1965年		現在	
1	マークヤーหมากหญ้า	チェン ユーン เชียง ยิ่น	4	シーダーสีดา	ポーン トーン โพนทอง	
2	ノーンギウโนนจีว		8	ノーンクーหนองคู		
3	チェンユーンเชียงยิ่น		14	ノーンハイหนองไห		
4	チェンユーンเชียงยิ่น		15	ポーンโพน	ドーン ガーン ดอนเงิน	
5	チェンユーンเชียงยิ่น		16	ポーンโพน		
6	コークスーンโคกสูง		7	コーค้อ		
7	ノーンママオหนองมะเฒ่า		9	ソアートสอาด		
8	サーンケーウสร้างแก้ว		11	フェークแฝด		
11	ノーンウェーンหนองแขวง		17	ノーンサムラーโนนสำราญ	ดอนเงิน	
13	ノーンシリลาートหนองศิริราษฎร์		18	ด่อนการ์นดอนเงิน		
15	ノーンタップมาร์หนองทัพม่า		ラオドークマイเหล่าดอไม้ 1965年			
16	ナートーンนาทอง		ナー ト น ทอง	11	ノーンウェーンหนองแขวง	ラオ ド ー ク ม ไ ย
17	เบークแบก			12	ฟานโน่न्हัวหนอง	
18	ด่อนนหันคอนหัน			13	ปัมตำ	
19	ノーンウェーンหนองแขวง			2	サムカム สกม	
9	ノーンสว่นโนนสูง	ส ว ต า	4	ノーンパクウェーンหนองผักแว่น	ラ オ ド ー ク ม ไ ย เหล่า ด อ ค อ ไม้	
10	チャーณจาน		5	クラブุกกระบก		
12	コークカーโคกข่า		6	ノーンクーหนองคู		
14	ノーンサワンโนนสวรรค์		8	ラオドークマイเหล่าดอไม้		
クートン คุ้มทอง 1965年			ส ว ต า อ เ ล ี่ ด อ	1		กัตตช้อยุกุดจอก
3	สวตาอเลื่อเต่า	3		ลมุสเซน หลุมแข่ง		
6	เคนเซ็ง	7		プ่ค้อ		
7	ノーンซาปนหนองสระพัง	9		ノーンクนหนองกุง		
13	ノーンシーซาวตโนนศรีสวัสดิ	10		โน่นปีม่ายโนนพิมาย		
14	โน่นลวหนองเรือ	チュンชอยมขึ้นชม 1965年		チュ ン ช อ ม ช ึ น ช ม		
1	クートンคุ้มทอง	ク ー ต - อ น - ค ุ ้ ท ง	1		ノーンワーหนองหว่า	
2	ムアンเบนเมืองผึ้ง		5		ชอยมชีจอมศรี	
4	คาร์มปิเอไตจามเปียใต้		6		นามชานเข้าจัน	
5	คาร์มปิเอตยาจามเปียเหนือ		7		โคก克蘭โคกกลาง	
8	โน่นปนชยูหนองบุญช		8	โน่นซัมรี่โนนสำลี		
9	โน่นชาร์ตหนองซาด	2	12	คัมเค่นคำกิ่ง		
10	โน่นมัมปラーหนองมันปลา		2	โน่นนารีไลเดียอู หนองนาไร่เดียว		
11	ป้าบ้านบัวบาน	ラ オ ブ ア บ - า น	3	นาร์เฟอร์ไนาฝาย	ク ッ ต - ป ร า - ด ุ ค - ด ุ ค	
12	ช้อยอโต		4	กัตตปラーดุกกุดปลาตุค		
15	กุลปอครุโพธิ์		9	โน่นเซนหนองแสง		
16	ラオブアバーเหล่าบัวบาน		10	ด่อนสว่นดอนสวรรค์		
17	โน่นป้าหนองบัว		11	โน่นตันโนนทัน		
18	โน่นลรัมหนองล่ำ	ノ ー น - ซ อ น	注) 名前の前の番号は区の番号である。「現在」の欄は、 2010年時点の行政村の範囲である。			
19	ノ่นเด่นหนองเดิน					
ノ่นซอน หนองซอน 1965年			ノ ー น - ซ อ น			
1	ノ่นซอนหนองซอน					
2	ノ่นซอน หนองซอน					
3	ノ่นซอน หนองซอน					
5	ノ่นซอน หนองซอน					
6	คีชี					
10	โน่นชุก หนองจิก					
12	ลามラー สำราญ					
13	มานู มะโน					

る。タイ (๑๓) は「南」、ヌア (๓๓๐) は「北」であるから、これらはカームビエ村が二つの区に分かれたことを意味している。

村を複数の区に分割する傾向は一部の集落で見られるが、全般的には各区は異なった名前をもち、区=村（バーン）の原則が維持されている。「ノーン」という語彙を含む村名をもつケースが多くあるが、これは同じバーンであることを意味しない。「ノーン」には, หนอง (nong) と หนอง (noon) の二種類があり、発音は厳密には異なるが、本稿ではともに「ノーン」のカナ表記をしている。前者は「沼」、後者は「丘」の意味である。タイ東北部には沼地が多く、これらを田に開発したり、水源としたりしたので「沼」は村が存立する条件である。「丘」もまた村人にとって重要な意味をもつ。タイ東北部では雨季の雨や洪水によって田が満水になることによって稲作が可能になるが、高床式とはいえ、宅地を洪水の下に置くことは好まれないから、宅地は田よりは高い場所に建設される。集落はマウンドの上に建てられるので、村は「丘」にあるわけである。こうしてタイ東北部では、チェンユーン郡に限らず、村の名前に「沼」や「丘」が含まれることが多くなる。

もっとも各区で名前が異なることは、各区の住人が別方面から移動してきたことを意味してはいない。名前が共通していない場合も、個別にみれば、村落形成上で深い関係があることは少なくない。筆者の調査村が属する行政村は、ほとんどの村落間が本村一分村関係によってつながっていた（藤井 2003：230-232）。移住・開拓の過程では、最初に定住がなされた集落を拠点にしながら、一部の住民が周辺地域に分住するようになり、そこが新しい村（バーン）に成長したのである。もちろん分村は近隣集落からの移住者だけから構成されるのではなく、遠方からの移住者も含む。日本における開拓とは違って、広範囲の無主地の開拓を通じて定住するプロセスを経るので、既得権益者が開拓地にあることは少なく、移住・定住は比較的オープンになされながら新しい村落が形成されたのである。

この当時のチェンユーン郡内の様子を直接に示すことのできる資料は十分でないが、Keyesによる *Peasant and Nation: A Thai-Lao in a Thai State* (Keyes 1966)、水野浩一による『タイ農村の社会織』(水野 1981) や “Social System of Don Daeng Village” (Mizuno 1971)、そして Yatsushiro 編の *Studies of Northeast Villages in Thailand, Vol. I・II* (Yatsushiro ed. 1968) によってある程度うかがい知ることができる(タイ語の文献としては、東北部全般を対象とする『東北部村落の社会学』〔ステーブ・ストーンパーサット編、チュラーロンコーン大学政治科学部、1968〕があり、それにはKeyesを含む数名の欧米人研究者の論文も掲載されている)。Keyesは今日に至るまでアメリカを代表するタイ東北部研究者であり、彼の博士論文となったのが上記の研究である。この研究は、マハーサーラカーム県ムアン郡クワオ行政村内の1村落(マハーサーラカームの町から西南に約15キロに立地)を対象とした社会人類学的研究であり、1962～1964年のフィールドワークをもとに執筆されたものである。言うまでもなく、水野は日本におけるタイ東北部研究の先駆者であり、その研究はこの分野の金字塔である。彼の調査地であるドーンデー村(コーンケーン県ムアン郡ドーンハン行政村内)はチェンユーン郡から西南西に約30kmのところ立地しており、彼のフィールドワークは、1964年～1966年に主になされたとい

る（坪内 1980：175）。一方、Yatsushiro編のものは、アメリカが運営するタイ支援機構であるUSOM（United States Operations Mission to Thailand）が行った農村調査の報告書であり、1966年10月～1967年2月の間にタイ人研究者10名（USOMの職員のほか、タイ国学術研究会議〔NRCT〕職員や大学教員も含む）がサコンナコン県ワナニワット郡内8ヶ村（バーン）、マハーサーラカーム県ムアン郡内4ヶ村（バーン）、そしてチェンユーン郡の隣郡であるカンタラウィチャイ郡内の5村（バーン）で実施したものをまとめたものである。

Keyesや水野の調査は学術的研究であり、Yatsushiro等の調査は実践的政策的な目標のもとに成されたこと、また調査期間の長短の差異があることなど、関心も方法も異なるが、共通していることは、東西冷戦体制構造下でベトナム戦争あるいはインドシナ戦争が激化し、東西対立最前線の一角ともいべき地理的位置にあるタイ東北部において、複雑に展開する権力や勢力と関係しつつ地域社会や民衆の生活が営まれている様子を浮き彫りにしていることであろう。伝統と近代、国家と地方、リーダーと民衆、共産勢力と村落といった関係性が織りなす、村落レベルの社会や生活の姿をうかがい知ることができる。水野の研究は家族、親族、村落などの社会構造に主に焦点をあてたため、当時の社会変動の側面の分析は相対的に弱かったものの（坪内 1980：183-4）、その考察の中には当時の社会状況の一端が示されている。そして実は、創設期のチェンユーン郡内、各行政村内、そして各区内でも、Keyes、水野、そしてYatsushiroグループによって明らかにされた同時期の近隣県・郡内の様相と同じような姿があったといえよう。牧歌的にもみえる地域社会のなかに複雑な政治問題が内包されていたのである。この政治状況は1930年代のタイ東北部には存在しなかったが、見方によればもう一つ前の時代、つまりフランスのメコン沿岸部へ進出に直面して、バンコク政府がタイ東北部をいかにタイ国（当時はシャム）に統合するかに腐心した時代（藤井 2011）と類似したものであったと言えるかも知れない。

### 3 郡社会の展開

#### 3.1 国家開発政策と郡

1960年代からのチェンユーン郡の展開に大きな影響を与えたのは、前出の第一国家経済開発計画のもとで実施された東北部開発である。この開発はサリット政権によって立案されて1960年前半から開始され、農業基盤やインフラの整備を推進したが、上記のような政治的、あるいは国際関係上の動向への対応として、安定した地方を築くことを目的としていた。チェンユーン郡に限ってみるなら、チー川の支流であるポーン川の上流におけるダム、そして巨大貯水湖の建設による電化や灌漑の開発や、コーンケーン（コーンケーン県）―チェンユーン（マハーサーラカーム県）―ヤーントラート（カーラシン県）間の道路整備の影響は極めて大きかった。前者は電気使用による近代的な生活、そして田の灌漑化による乾季の水田稲作（ただし灌漑水路周辺地域に限定される）を可能にして、生活や農業の質を高めることになった。また後者では、農村部からの農産物の輸送などが容易になることによる商品作物生産の発展、そしてチェンユーン郡の中心地がこの道路の中間地点沿線に立地したため、チェンユーン町の新しい発展の可能性が与えられることになった。

後者について詳述すれば、従来、この地方の中核都市であるコーンケー市とチェンユーン郡の間の交通は、道路が未整備のために自動車十分に利用できず、約3時間を要した。しかしながら道路の完成によって30分程度に短縮された。しかも以前は雨季には洪水のために道路はしばしば切断されたが、1年を通しての交通が可能になった。1962年に計画が立てられ、最初は6メートル幅の未舗装道路を建設していたが、途中で部分開通した区間で車の利用率が高いことがわかったため、急遽アスファルト舗装を行うことになり、1966年に全体が完成した（Jittasatra 1967:6-8）⁵⁾。これによって稲作のほか商品的作物の生産量が増加した。ケナフは7倍、野菜は2.5倍、さらに豚などの家畜も6倍に増加している（1962年から1966年まで）。1966年1月頃にまだ建設中のこの道路を通してカーラシン、マハーサーラカムなどを短期調査した水野浩一は、この道路整備によってカーラシンの西半分はコーンケーの市場圏に入りつつあり、「ヤーグウタラードからはコーンケーに買い物に来るし、コーンケーからはケナフの仲買者が入りこむ」状況を報告している（水野 1966:157）。このような農産物の増加は、同じマハーサーラカム県内の他の郡ではあまり顕著ではなかったから、道路交通の利便性に支えられたものであることは容易に推察できる（Jittasatra 1967:17・22・38）。

さらに交通の利便性の強化にともなって商店や事業所も増加した。表2のように、1960年当時のチェンユーン郡には52の商店や事業所があった⁶⁾。この数字は、チェンユーンを中心地がまだ

表2 チェンユーン郡における商店と小規模事業所

	1960	1961		1965	1966
雑貨店	7	9		17	20
衣料品店や仕立て屋	25	34		44	45
薬局	0	0		1	1
飲食店	10	11		16	17
自転車の販売・サービス店	1	1		5	5
小規模精米所	2	9		11	12
建設器具販売	2	2		3	3
ホテル	1	1		2	2
その他	4	5		8	8
合計	50	72		107	113

注）（Jittasatra 1967:58）に掲載のものを編集。

5) 筆者はこの道路を利用してコーンケーと調査地を往復してきた。最初に調査に入った2000年頃はまだ片道1車線で、その外側にかなり広い路肩（未舗装）が未整備の状態に広がっていた。しかしながら数年前に舗装幅が片道2車線まで広がり、その外側の路肩もかなり整備されて、非常に快適な道路になっている。

6) 衣料品・仕立屋が相対的に多く、しかも増加しているのは、道路の開設を理由とするのではなく、この地方の農民の副業と関わっている。調査村での聞き取りなどによれば、この地方では農民による農作業服の縫製と巡回販売がかつては重要な副業であり、市販の既製服が普及するようになる1980年代までは副業としても成長し、多くの農民が携わっていた。このためこれに関する小事業所が多くなっているのである。もちろん、仕立屋などは必ずしもチェンユーンを中心地に立地したのではなく、農村部にも散在していた。

商業的な発達の初期段階にあった1930年代に比べれば大きく増加しているといえるが、道路の完成する1966年までの5年ほどの間に、事業所数は倍以上の113に増加しているから、この道路建設の影響の大きさを物語っている。

そしてこのような農業の商品化や商品経済の浸透と並んで、20世紀前半にも見られた農地開発とりわけ水田開発は引き続き着実に進行した。タイ東北部全体では20世紀後半の間に耕地面積は2倍になった (ရှင်ဝ်း န.ဂ. 2546:214-215, 倉橋 2007:67)。灌漑の導入によって一部の地域で2期作が可能になると同時に、広範囲の農地(可耕地)開発が進行したのである。そのことは木材の産出量の増加というかたちでも示され、前出の1961年から66年までの変化の数字によれば、チェンユーン郡の木材(チーク材を除く)の生産高は8.5倍にもなっている。これは県内の他地域の平均と比べても高い値であった (Jittasatra 1967:52)。調査村での聞き取りによっても、1980年ごろまでは、木材の伐採が重要な副業であったことが確認されているが、木材の伐採は農地開墾と密接に絡んで展開したのである。しかし一方では、タイ東北部全体で1980年代頃から過開発がもたらす稲作等の生産性の低下や環境問題が叫ばれるようになったのも事実である。「1950年代ころは東北タイにも緑が残っていたが、いまの東北タイの荒れた土地の惨状は、広大な中央平原の見渡す限りの緑の水田を見慣れた目にとってはあまりにも異様であり、まったく別の世界の感じさえする」と言わしめるまでになったのである (長谷川善彦1992:103)。

### 3.2 郡社会の再編

このような展開のもとで、人口、家族、地域社会といった基本的社会単位の変化も進んだ。人口や家族の側面で見れば、この間の人口や世帯の増加は著しいことがわかる。郡内における商品的農業の強まりと可耕地の増加が進行したが、それは農家の経営規模拡大に結びついたのでない。20世紀後半のタイ東北部の農業開発は、一般的にもそのような傾向をもたなかったことは、この間の農家当たりの農地所有規模縮小傾向によっても示される (ရှင်ဝ်း န.ဂ. 2546:249)。つまり、全体として農地は増えるものの、それらは農家の子弟に分け与えられ(分割相続され)、細分化されるというプロセスをとったのである。この当時の家族が多産少死に移行して、各家族には5～10名の子供がいたから、農地はこれら子供に分割されたことになる(とくに女子の間での分割が重要)。また子供達自らが耕地の開墾を行って自身の農地を確保することも少なくなかった。その結果、表3のように、1960年時点では人口44000人だったものが、約10年後の1972年には人口67000人、それ以降も10年ごとに1万人の増加が見られる状況である⁷⁾。これに併せて、世帯は1960年から1994年の間に約2倍に増加している。この増加率は、マハーサーラカム県全体の平均を上回るものであった。

地域社会レベルでみると、村の過密化や空間的肥大化を意味していた。この地方では、子供(とくに娘)の結婚・出産を契機として親子は屋敷地共住集団を形成するので、結果的に集落の人口

7) 1994年から2000年の間に人口・世帯が減少したのは、後述のように、この間に一部の地域が準郡として分離したためである。

は増加した。また既存の集落内に家屋を構えることができない場合は、集落の周辺部へ家屋を拡大したので、集落の膨張が進んだ。さらに開拓された農地に所有地を多く持つ農民たちは、新しい集落（分村）を田園のなかに建設することもあった。以上の経過は、時代は異なるが、形としては日本農村が17世紀に経験したものと似ている面がある。その結果、チェンユーン郡は以前に比べて過密化した農村社会を内部にもつことになり、地域社会とくに村（バーン）の再編成が進んだ。ここでは、図2にしたがって考察する。

まず行政村の増加が顕著である。前出表1をも参考にするとわかるように、ナートーン、スワタウ、ラオブアバーン、ドーンガーン、ノーンクン、クットプラードックという新しい行政村が発生している。行政村数は1965年6から12へと倍増している。人口や世帯の増加率にほぼ対応するものである。これらはいずれも既存の行政村の分割によって生じた。そして1997年からは、元のチュンチョムおよびラオドークマイの大部分はチュンチョム準郡として半独立し、最終的には2007年に正式な郡となったので⁸⁾、チェンユーン郡は現在、8行政村、116区より成り立っている（図では、現在のチュンチョム郡の部分については省略している）。行政村別の人口は、表4のとおりである。

行政村の増加をもたらしたのは、いうまでもなく村落レベルの変化である。1965年には村が複

表3 チェンユーン郡等の人口・世帯の変化

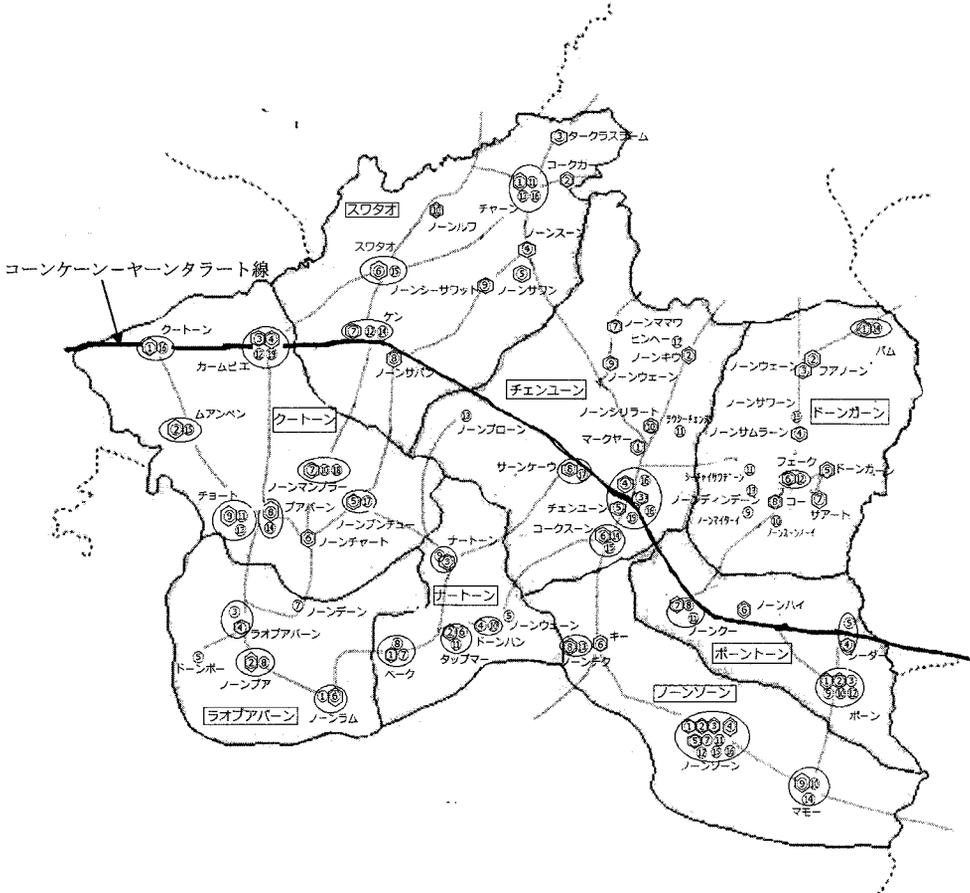
	1960	1972	1980	1994	2000
(マハーサーラカム市)					
人口			32,989	41,174	48,252
家(世帯)	15,680			5,642	9,525
(ムアン郡)					
人口	86,387	117,633	114,111	138,156	148,687
家(世帯)	13,986			21,131	34,965
(マハーサーラカム県)					
人口	499,373	664,608	764,509	908,281	937,860
家(世帯)	79,852			151,437	201,106
(チェンユーン郡)					
人口	44,254	66,847	75,285	84,710	63,004
家(世帯)	7,257			14,085	13,710

注) 国家統計局資料より作成

8) 筆者は2001年にこの準郡の役所を訪問してインタビュー調査を行ったことがあるが、その時、当時の準郡長は、「準郡」から「郡」への昇格は政府の財政問題や政策によって次第に困難になっていると語っていたが、2007年ようやくこの準郡も正式な「郡」に昇格した。しかしながら1959年に新設された郡から、40年弱の間に新しい準郡が発生するというところに、この間の郡社会の成長を読み取ることができるのであろう。

数の区に分割されたケースはまだ少なかったが、約50年間で多くの村は複数の区に分割されることになった。旧チェンユーン内の行政村チェンユーン、ナートーン、およびスワタオ（ただし一部は旧クートーンに属す）でみれば、チェンユーン、サーンケーウ、コクスーン、ナートーン、ベーク、タップマー、ドーンハーン、ケン、スワタオ、チェーンである。旧クートーン内の行政

図2 現在のチェンユーン郡



注) 現代の行政村や区の状態や配置については、チェンユーン郡役所資料、チェンユーン郡地図 (5万分1, 軍最高司令部軍地図局作成, 1995年版), 筆者の聞き取り, さらに <http://www.mahasarakham.doae.go.th/file/temp> 上の行政村・区一覧表を参考にして作成した。地図の外枠については、以下のサイトの地図を利用した。  
<http://province.m-culture.go.th/mahasarakham/Umpur/chengyuen/umpur.php?id=2>  
 なお地図における集落や道路の位置はおおよそのものであって、正確な位置関係等を示すものではない。  
 ○で囲まれた数字は現在の区(ムー・バーン)番号である。たとえば①は、第1区であることを示す。区番号はタムボン単位で与えられる。⬡(六角形)によって囲まれた区は、1965年時点に存在した区である。⊖で囲まれた複数の区は、一つの村(バーン)から発生したものであることを示す。ただし図の中の区の配置は、実際の位置関係を示すものではない。

村クートーン、ラオブアバーンでみれば、クートーン、ムアンペン、チョート、ノンマンプレー、ブアバーン、ノンブンチュウー、ラオブアバーン、ノンブア、ノンラムである。旧ノンソーン内の行政村ノンソーン、ポーントーン、ドーンガーン(ただし旧ラオドークマイの一部を含む)では、ノンチク、マモー、ノンクー、シーダー、フェーク、パムである。チェンユーン行政村の北側およびドーンガーン行政村を除くと、ほぼ全域にわたって村が複数の区に分割される傾向は続いている。その場合、区を分けても村落名称は変更しないこともあれば、識別するために方角を示す「南」、「北」、「東」、「西」といった語、あるいは「開発」、「新」、「小」の語を名前に付ける加えることがある。このような村の複数区への分割は、行政的な問題としては、より多くの政府予算を獲得するためであるが、一つの村が複数の区に分割されると行政上はそれぞれが独立するので、区長(ผู้ปกครองบ้านブーヤイ・バーン)をはじめとした役員が村に複数配置され、それぞれが相対的に独立しながら区の運営を担当することになり、それだけ村の統一性や共同性は弱まる。もっとも寺院や小学校などは従来通りであるので、こうした側面で複数の区が共同運営をすることによって、元の村のまとまりや共同性を維持することが可能である(藤井 2005)。実際、1965年時点での村数は50程度と推定されるが(現チュンチョム郡内分は除く)、この数は現在の小学校数38(ที่ทำการปกครองอำเภอเชียงฮิน พ.ศ. 2546を参照)に比較的近い数を示しているし(規模の小さい村には小学校が置かれぬ)、また現在の仏教寺院数51(内2寺はタムユット派)にほぼ一致している(ที่ทำการปกครองอำเภอเชียงฮิน พ.ศ. 2546を参照)。

1965年にすでに複数の区が存在したチェンユーン村、ノンソーン村、ポーン村、カムビエ村ではさらに区の分割が進行し、現在では、それぞれ6、10、6、4の区が置かれるにいたっている。とくに郡の中心地であるチェンユーンの場合、5つの区(3区、4区、5区、18区、19区)は従来、衛生区(สุขาภิบาล)を形成していたが、1999年には昇格してチェンユーン町自治体(เทศบาลตำบลเชียงฮิน)

表4 チェンユーン郡の人口と家(2002)

	男	女	合計	家
チェンユーン町	2756	2814	5570	1670
チェンユーン(上記を除く)	4780	4724	9504	1901
クートーン	5052	5115	10167	2368
スワタオ	4292	4225	8517	1939
ドーンガーン	3553	3614	7167	1556
ノンソーン	3431	3482	6903	1549
ポーントーン	2948	3077	6025	1286
ナートーン	2982	2915	5897	1280
ラオブアバーン	1877	1813	3690	818
	31661	31779	63440	14367

注) 郡役所作成資料による(ที่ทำการปกครองอำเภอเชียงฮิน พ.ศ. 2546)。登録上の人口・家数である。家数は、この場合、国民登録の単位であるバーン(家)である。

を設立した (สำนักงานเทศบาลตำบลเชียงฮื่น พ.ศ. 2548 : 1)。そして現在 (ただし2005年頃), このチェンユーン町には, 大規模ガソリンスタンド2, 銀行支店 (貯蓄銀行, 農業銀行, バンコク銀行) 3, 農業協同組合1, 保険会社支店2, 生鮮市場1 (含: 各種食料品店36・衣料品店8), 食堂8, 電気製品店10, 自動車修理工場4, その他の物品販売店60があり (สำนักงานเทศบาลตำบลเชียงฮื่น พ.ศ. 2548:3), 活発な経済活動が営まれている。市場は常設され, 内部には40以上の店が軒を連ねている。1930年代の大規模農村であった時期, そして郡創設期の町が形成された時期と比較しても, チェンユーン町は地方社会の社会経済中心地として, 今日, その役割を大いに高めている。また医療機関としては郡病院 (60床) 1, 診療所3 (สำนักงานเทศบาลตำบลเชียงฮื่น พ.ศ. 2548 : 5) がある。さらに表5のように, この間のチェンユーン郡の成長・発展を反映して, 今日では郡には数多くの公的機関・施設が設置されているが, 郡役所をはじめとした多くの機関・施設はチェンユーン町および周辺に立地しているために, チェンユーン町の郡社会内における重要性はそれだけ高くなっている。

他の大規模集落については, 最近になってポーンを含むポーンタウン行政村全体が, 「タムボン行政機構」から「町自治体」に再組織化されていることが注目される (<http://www.phonthong.go.th/default.php>を参照のこと)。農村的な行政村全体によって「町自治体」が形成されることは一般的ではないが, マハーサーラカム県でも一部には存在する。またノンソーンも複数の区への分割が著しい。表5のように, ノンソーンやクートーンには警察署が設置さ

表5 郡の公的機関と人員

	公務員数	雇用者数	合計
郡役所	15 (7)	1 (0)	16 (7)
郡森林事務所	1 (0)	-	1 (0)
郡公衆衛生事務所	34 (19)	-	34 (19)
チェンユーン郡支部税務事務所	4 (1)	1 (0)	5 (1)
郡農業事務所	11 (3)	1 (1)	12 (3)
チェンユーン町自治体事務所	5 (2)	14 (2)	19 (4)
郡初等教育事務所	10 (2)	-	10 (2)
郡コミュニティ開発事務所	8 (6)	-	8 (6)
郡徴兵所	3 (0)	-	3 (0)
郡土地事務所	1 (0)	-	1 (0)
郡教育行政事務所	6 (2)	-	6 (2)
郡学校外教育センター	2 (1)	5 (4)	7 (5)
初等教育学校	444 (221)	32 (0)	476 (221)
中等教育学校	110 (58)	20 (0)	130 (58)
チェンユーン郡地方警察署	108 (1)	-	108 (1)
クートーン行政村地方警察署	38 (0)	-	38 (0)
ノンソーン行政村地方警察署	18 (0)	-	18 (0)

注) 郡作成資料による (ที่ทำการปกครองอำเภอเชียงฮื่น พ.ศ. 2546)。2003年頃の数字である。なお公務員数と雇用者数の合計が合計数と一致しない箇所も若干あったが, 基本的には内訳数にもとづいて記入している。

れているので、幾つかの行政村の中心集落への機能分散がみられるといえよう。郡の中での副次的な中心地がこのようなかで部分的に形成されつつある。

#### 4 郡とムアン—むすびにかえて—

郡社会としてのチェンユーンは20世紀半ばという、比較的新しい設立ではあるが、農地開発の進行や商品経済の浸透のなかで成長・発展してきた。人口・世帯の増加、それに対応した地域社会の稠密化、行政区画の再編成といった事態が進行した。そのなかで、新郡であるチェンユーンのなかから、半世紀の間にさらに新しいチュンチョム郡という新郡が成立し、独立したことも興味深い。まさに細胞が分裂するように、親郡から子郡が生まれ、その子郡から孫郡が生まれている。1世紀間にわたって郡社会は継起的に生み出されてきたというのが、タイ東北部における地方社会の展開の基本である。

継的に生成する郡の内部で村落と中心地町の関係が重要な意味をもつことは、すでに別稿で論じたところである（藤井 2007・2009）。そもそもタイ族の伝統的なムアン社会では、ムアンは支配者が統治する領域だけでなく、支配者の拠点がある中心地の町をも意味することに示されるように、ムアン社会では中心地の町と周辺地域＝村落の関係が重要な意味をもった。前記の調

表6 チェンユーンに行く頻度（N村3区）

		ほとんど毎日	週の半分	月に数回	月に1回	年に数回	年に1回	5年に1回以下	無回答（なし）	合計
男	0 - 9	13.3	3.3	23.3	23.3	3.3	3.3	-	30.0	100.0 (30)
	10 - 19	7.5	5.0	30.0	20.0	7.5	-	-	30.0	100.0 (40)
	20 - 29	23.8	4.8	9.5	9.5	14.3	9.5	-	28.6	100.0 (21)
	30 - 39	23.7	2.6	39.5	7.9	5.3	-	2.6	18.4	100.0 (38)
	40 - 49	25.0	4.2	41.7	8.3	4.2	4.2	-	12.5	100.0 (24)
	50 - 59	10.0	10.0	13.3	20.0	30.0	6.7	3.3	6.7	100.0 (30)
	60 -	8.3	12.5	20.8	12.5	16.7	4.2	8.3	16.7	100.0 (24)
	合計	15.5	5.8	26.6	15.0	11.1	3.4	1.9	20.8	100.0 (207)
女	0 - 9	8.0	4.0	32.0	8.0	20.0	4.0	-	24.0	100.0 (25)
	10 - 19	10.7	17.9	17.9	14.3	3.6	7.1	-	28.6	100.0 (28)
	20 - 29	25.0	-	20.8	8.3	12.5	8.3	-	25.0	100.0 (24)
	30 - 39	35.1	2.7	29.7	13.5	2.7	2.7	2.7	10.8	100.0 (37)
	40 - 49	22.2	11.1	18.5	22.2	11.1	-	-	14.8	100.0 (27)
	50 - 59	6.7	3.3	23.3	20.0	26.7	6.7	-	13.3	100.0 (30)
	60 -	4.0	24.0	8.0	12.0	8.0	12.0	-	24.0	100.0 (25)
	合計	16.8	8.7	21.9	14.3	11.7	5.6	1.5	19.4	100.0 (196)

注) 合計欄の（ ）内は実数。あとの数字は全て「%」である。ただし無回答分には、「行かない」もかなり含まれると思われる。

査村（居住者の主な職業の約7割が農業であり、同時に副業を持つ者も多い。バンコク等への出稼ぎ者も少なくない。）で2004年に農村－都市関係のアンケート調査を実施したが（この村は3区と9区からなるが、3区のみ実施）、その結果によってもこの特質は明確に示されている。

表6のように、チェンユーン町へ行く回数は（世帯主に対して世帯員全員の状況を聞いたものである）、男子（207名）では、「ほとんど毎日」が約15%、「週の半分」が約6%、「月に数回（週1回以上）」が約27%となり、それらだけで5割近くに達する。女子（196名）については、「ほとんど毎日」が約17%、「週の半分」が約9%、「月に数回（週1回以上）」が約22%となり、やはり5割近くになる⁹⁾。つまり日常生活の一部にチェンユーンが組み込まれている者の割合が高い。またこの質問は就業や教育は除いた頻度を聞いたものなので、それらを含めるとさらに高い割合になる。世代的には、男女とも中年層においてとくに高い傾向があるが、これは、子供層は平日には学校と自宅を往復すること、高齢者層は身体的に村の外に出にくいことに起因するであろう。

郡中心地を中心とする郡内における往来、そして社会関係の形成を通じて郡の統合が形成されるとともに、さらに進んで文化を共有するものとしての郡社会が形成されている。この点もムアンの伝統であり、タイ族のムアンに関する研究のなかでは宗教文化つまり仏教寺院などの宗教施設の存在が重視されてきたが、それらの存在はムアンに属し、そのもとで生きる人々のアイデンティティにも関わるものであろう（Raendchen and Raendchen 1998: 11）。タイ国ではラック・ムアン（หลักเมือง）＝ムアンの柱（柱神）をムアンの中心に置いて、地方社会のシンボルにするとされている。もっとも地域の人々の話などによれば、ラック・ムアンはいわゆる柱状のもののみを意味するのではなく、ムアンを象徴したり、守護したりする宗教的構造物全体の総称であり、さまざまな形態がある。たとえばマハーサーラカム県では、県を守護するナードゥーム仏塔（พระธาตุนาถุม プラタート・ナードゥーム）が最重要のラック・ムアンとなっている。この仏塔はタワラワディー時代まで建立が遡ると伝承されており、のちに移住してきたラーオ族の信仰の対象となり、修復もなされ、マハーサーラカムがムアンとして自立する中でムアンを守護する宗教施設となった。現在では、毎年1回、県知事をはじめとした県内のすべての地域役職者（区長なども含む）が一堂に会し、盛大な宗教行事が行われ、隣県の主だった役職者もさらに加わるという。

郡レベルでは、小ムアンの歴史をもつ隣接郡、つまりカンタラウィチャイやコースムピサイにも同じような宗教施設がある。カンタラウィチャイ郡の場合は、ムアン吉祥（あるいは守護）仏像（พระพุทธรูปเมือง プラプットループ・ミン・ムアン）とムアン縁起仏（พระพุทธรูปจอมเมือง プラプット・モンコン・ムアン）の2仏陀立像をムアンの守護仏としてきたが、その歴史は古いと言われている。セーマー（結界石）の碑文（ただし現在は不鮮明になっている）からすれば仏暦1399年

9) ただし調査では、「無回答」の割合が高かったため、数字の信頼性は不十分な面がある。その理由は、質問の選択肢に「行かない」を入れなかったことが影響している。つまりこの「無回答」のなかにはかなりの割合で「行かない」が含まれていると考えられる。というのは、「無回答」の割合は、対チェンユーン（約2割）→対コーンケン（約4割）→対マハーサーラカム（約6割）→対バンコク（約8割）の順番で増えているからである。チェンユーンに「行かない」のは高齢者や子供を除くと希であることを考えれば、この質問にとつての本来の「無回答」はかなり低いと推定される。

（西暦856年）の創建だと言われている。また別の歴史文書に従えば、本稿の最初に述べたように、この地にはかつてムアン・カンターティラートがあり、何代目かの王は息子のリントーン王に殺害されたと伝承されているが、そのリントーン王が建立したのがこの仏像であると言われている（「スワンナワート寺の来歴（ประวัติ ศิวธรรมาวาส）」などを参照）。いずれにしても、古くから存在したものが、後に移住してきたラーオ族によって受け入れられ、やがてムアン形成とともにムアンを守る宗教施設へと変容したのである。コースムピサイ郡の場合も、町の中心部近くにムアン吉祥（あるいは守護）仏（พระมิ่งเมือง プラ・ミン・ムアン）が安置された場所がある。これはすでに述べた郡の紹介文に「仏像」として出てくるもので、その起源はクメール期に遡るとされる。かつてこの地方の民族によって建立されたが、その後に移住してきたラーオ族によって信仰対象として継承され、やがてムアンの守護仏になった。つまり19世紀後半にマハーサララカム王族等が移り住み、さらに農民達（王族の登録農民も含む）も移住・定着するなかで、仏像とそれを納める祠が人々の手によって改修・整備された。1959年には、コースムピサイ郡区の僧長によって、さらに整備され、名前がムアン吉祥（あるいは守護）仏（หลวงพ่อมิ่งเมือง ムアンポー・ミン・ムアン）と命名された。1962年には公的に祭事日程が定められるとともに、今日のムアン吉祥仏（พระมิ่งเมือง プラ・ミン・ムアン）と再命名された（「プラ・ミン・ムアンの来歴（ประวัติ พระมิ่งเมือง）」などを参照）。これらの仏像が現在のようにムアンの守護仏になるまでには途中ではなかば遺棄された時期もあったろうし、現在鎮座する場所に長らくあったのでもないと思われるが、地域社会、とくに郡社会の形成・発展とともに整備され、仏像の位置づけが明確になったのである。

1959年に新設されたチェンユーン郡には引き継ぐべき歴史的仏教遺跡は存在しなかったようであるが、資料1のように、1969年にムアン吉祥（あるいは守護）仏（พระพุทธมิ่งเมืองปราบุด・ミン・ムアン）、通称チェンユーン・ムアン大仏（เข็ชชินเมืองพระใหญ่ チェンユーン・ムアン・プラヤイ）を郡長、行政村長、区長を中心として、すべての郡内の人々の協力で建設したと、仏像の安置所には書かれている。1999年には改修されて、現在も信仰の場として機能している（写真1参照）。カンタラウィチャイやコースムピサイのような伝統性を表出する雰囲気はいまだもってはいないが、敷地内にあるラック・ムアンの石柱とともに、小ムアンのシンボルとなって、チェンユーンの繁栄を見守る存在として定着していることは確かであろう¹⁰⁾。実際、この仏像はチェンユーン郡やチェンユーン町自治体が作成する報告書や資料集の表紙を飾るなどしているから、郡社会公認の宗教シンボルなのである（ที่ทำการปกครองอำเภอเข็ชชิน พ.ศ. 2546, สำนักงานเทศบาลตำบลเข็ชชิน พ.ศ. 2545・2548）。

10) チェンユーン郡のラック・ムアン石柱はリング（男根）であり、これはヒンドゥー教の宗教シンボルである。タイでは仏教とヒンドゥー教は共存しており、仏教寺院のなかにリングが置かれ、仏像とともに信仰されていることが少なくない。タイ東北部のもっとも有名な宗教施設であるパノム仏塔（พระธาตุพนม ปราสาท・パノム）でも、仏塔の傍らにはリングが置かれ、ともに民衆の信仰の対象となっている。なおチェンユーン町の地元の人からの聞き取りによれば、チェンユーン町で行われる宗教儀礼や祭礼へは郡内からたくさん人が集まるとのことであったが、周辺村落での聞き取りによれば、必ずしも参加は増加していないということであった。むしろコーンケーンの祭りに行く人が年々増加しているとも述べている。祭り好きのイサーンの人々はコーンケーンの大規模な祭礼に参加することに魅力を感じるのであろう。もっとも地元の古老などによれば、他のムアンのラック・ムアンに参拝することは一般的ではないとされている。

資料1 チェンユーンの大仏の安置所に書かれた由緒

由来

ムアン吉祥仏とラック・ムアンの廟は、仏暦2512年（西暦1969年）に建設を始めた。チェンユーン郡の人々そしてチュンチョム準郡が建設の遂行ために共に支援し、資金や財産を上奏した。これによってチェンユーン郡の郡長（オヌチャート・ケーウウィラット氏）はこの建設を発案し、行政村長（กำนัน）— 区長（ผู้ใหญ่บ้าน）— 一村人と共同作業をした。

*****

第1回目の修繕は、2542年（西暦1999年）8月にチェンユーン町自治体、チェンユーンの人々、それから一般、すなわちチェンユーン郡／チュンチョム準郡／コーンケンそしてバンコクの人々が出した資金によるものである。

写真1 ムアン吉祥仏（チェンユーン）



注) 筆者撮影（2009年）

写真2 土地神（チュンチョム）



注) 筆者撮影（2009年）

さらに興味深いのはチェンユーン郡から分立したチュンチョム郡にも類似の宗教的施設が建立されていることである。チュンチョム郡は2007年に正式な郡として発足したが、その約6ヶ月後の2008年2月20日に郡役所の敷地の南側にコークカーウ土地神（เจ้าพ่อโลกกว้าง チャオポー・コークカーウ）の祠が建立された（写真2）。小さな祠であり、郡役所の職員などによれば、この土地神はラック・ムアンではなく、この郡にはラック・ムアンはまだ存在しないとの説明であったが、この土地神をラック・ムアンの原初的な形態であるときみなすことができよう。つまり現代社会のなかで新しく創設される郡さえも、ムアンの論理を継承していることを示している。ムアンの文化は今日に至るまで郡レベルにおいても重要な意味をもち、民衆によって絶えず創造されていると理解してよからう。タイ東北部の地方社会に生きる人々の望むのは、このようなムアンとの一

体性のなかでの生活の充実と安定である。ムアンの伝統に生き、それを社会構成原理の基本に据えてきたタイ族の「心性」がそのなかに示されているといっても過言ではない。

〔文献〕

（日本語）

- 柿崎一郎, 2000 『タイ経済と鉄道：1885～1935』 日本経済評論社。
- 倉橋孝行, 2007 『タイの森林消失：1990年代の民主化と政治的メカニズム』 明石書店。
- 坪内良博, 1980 「タイ農村研究への視角—故水野浩一教授の業績をめぐって—」 (『東南アジア研究』 18-2, 京都大学東南アジア研究センター)。
- 長谷川善彦, 1992 『タイ農業が警告する：21世紀の食糧問題』 農山漁村文化協会。
- 橋本卓, 1999a・b 「タイにおける地方制度改革の動向と課題 (一) (二・完)」 (『同志社法学』 50-4・5)。
- 星川圭介, 2009 「東南アジア地域研究への応用：東北タイにおける稲作立地条件の変化」 (『空間情報学』 科  
研研究会 2009年3月16日)。  
[http://www.humeco.m.u-tokyo.ac.jp/individuals/umezaki/PDF_files/Hoshikawa_atami2009.pdf](http://www.humeco.m.u-tokyo.ac.jp/individuals/umezaki/PDF_files/Hoshikawa_atami2009.pdf)
- 星野龍夫, 1990 『濁流と満月：タイ民族史への招待』 弘文堂。
- 藤井勝, 2003 「20世紀における東北タイ村落発展史の一断面：マハーサーラカム県チェンユーン郡の事例」 (『名古屋大学社会学論集』 24, 名古屋大学文学部社会学研究室)。
- , 2005 「東北タイ村落の伝統と現代」 (北原淳編 『東アジアの家族・地域・エスニシティ：基層と動態』 東信堂)。
- , 2007 「東南アジア大陸部における農村—都市関係の展開」 (『社会学雑誌』 24, 神戸大学)。
- , 2009 「タイ東北部村落社会の《家—村》論的考察」 (『年報・村落社会研究』 44, 日本村落研究学会)。
- , 2010 「東アジアの『地方的世界』の基層と現代に関する一考察：日本の国・郡を中心に」 (藤井勝代表『東アジアの「地方的世界」の基層・動態・持続可能な発展に関する研究〔平成19～22年度科学研究費補助金研究成果報告書・平成20年度〕』 神戸大学)。
- , 2011 「タイ東北部における近代地方制度導入と地方社会の再編：モンソンとムアンを中心にして」 (『神戸大学文学部紀要』 38, 神戸大学文学部)。
- 水野浩一, 1966 「東北タイの南部地域」 (『東南アジア研究』 4-1, 京都大学東南アジア研究センター)。
- , 1981 『タイ農村の社会組織』 創文社。

（タイ語）

- ที่ทำการปกครองอำเภอเชิงชัน, พ.ศ. 2546 (2003) ข้อมูลพื้นฐานของอำเภอเชิงชัน (チェンユーン郡役所 2003 『チェンユーン郡の基礎情報』)。
- สำนักงานเทศบาลตำบลเชิงชัน, พ.ศ. 2545 (2002) รายงานผลการดำเนินการเทศบาลตำบลเชิงชัน ประจำปี พ.ศ.2544-2545 (チェンユーン町自治体事務所, 2003 『チェンユーン町自治体実施結果報告』)。
- สำนักงานเทศบาลตำบลเชิงชัน, พ.ศ. 2548 (2005) บรรยายสรุปเทศบาลตำบลเชิงชัน (チェンユーン町自治体事務所 『チェンユーン

町自治体の解説』).

สำนักงานสถิติแห่งชาติ, พ.ศ. 2508 (1965) รายชื่อ จังหวัด อำเภอ ตำบล หมู่บ้าน ภาคตะวันออกเฉียงเหนือ (国立統計事務所, 1965 『チャンワット, アンプー, タムボン, ムー・バーン 東北部』).

สุจิตต์ วงษ์เทศ, พ.ศ. 2549 (2006) “พลังลาว” ชาวอีสาน มาจากไหน? สำนักพิมพ์มติชน (สชิตต์・ウオンテート, 2006 『「ラーオのエネルギー」 イサーン人はどこから来たか?』 マティチョン出版).

สุวิทย์ ชีรสาดัด และ ดารารัตน์ เมตตาริกานนท์, พ.ศ. 2538 (1995) ประวัติศาสตร์อีสาน : หลังสงครามโลกครั้งที่สองถึงปัจจุบัน สำนักส่งเสริมศิลปวัฒนธรรม มหาวิทยาลัยขอนแก่น (สวีทท์・ティンサートワット, ダーラーラット・メータリカーン 『イサーン史—第二次世界大戦から現代まで』 コーンケン大学芸術文化振興センター).

สุวิทย์ ชีรสาดัด, พ.ศ. 2546 (2003) ประวัติศาสตร์เศรษฐกิจชุมชนหมู่บ้านอีสาน 2488-2544, สำนักพิมพ์สร้างสรรค์ (สวีทท์・ティンサートワット, 2003 『イサーン村落共同体の経済史 仏暦2488-2544』 創造出版).

(欧文)

Chamruspant, Viyouth et al. 1992 Summary Report Social-Cultural Change and Political Development in Thailand, 1950-1990; the Northeast, Research and Development Institute, Khon Kaen University.

The Committee on Development of the Northeast, 1961 The Government of Thailand: the Northeast Development Plan 1962-1966, The Planning Office, the National Economic Development Board, Office of the Prime Minister.

Fujii, Masaru, 2007 “Interim Report of Rural-Urban Relationship in Thailand; A Case of Northeastern Thai Village” (竹内隆夫代表 『二一世紀東アジアの農村—都市関係の展開に関する研究』 (基盤研究B) 報告書, 立命館大学).

Jittasatra, Nit, 1967 Economic Effects of the Khon Kaen – Yang Talad Feeder Road in Northeast Thailand, a thesis of master degree, SEATO Graduate School of Engineering.

Keyes, Charles F. 1966 Peasant and Nation: A Thai-Lao Village in a Thai State, Ph. D Dissertation, Cornell University.

Mizuno, Koichi, 1971 “Social System of Don Daeng Village : a community study of Northeast Thailand”, ch.1 ~ ch.9, Discussion Paper, Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University, No.12 ~ No.22.

Phongpaichit, Pasuk, and Chris Baker, 2002 Thailand: Economy and Politics (2nd edition), Oxford University Press (= パースック・ポンパイチット, クリス・ベーカー, 2006 『タイ国—近現代の経済と政治』 [北原淳・野崎明監訳, 日タイセミナー訳] 刀水書房).

Raendchen, Oliver, and Jana Raendchen, 1998 “Present State, Problems, and Purpose of baan-mü ang Studies”, Baan-mü ang: Characteristic Features of Tai Social Structure (Tai Culture, Vol. III, No.2), SEACOM Edition, Tien-Huu Verlag.

Yatsushiro, Toshio, 1968 Studies of Northeast Villages in Thailand, Vol. I・II, USOM.

※なお報告書としての正式なタイトルは, “Reports on Resulting from Intensive Village Studies Focused on Rural Security and Related Conditions”である。

## 武士の嗜み、武士の威厳 その二

### 一 仙台藩士の行列に関する基礎的研究 一

堀田幸義

#### はじめに

支配身分の威厳を表現したとされる近世武士の行列とはどのようなものであったのか。先行研究を紐解けば、将軍や大名らの大行列について取り上げられることが多く¹⁾、一方で、各藩士たちの行列となると途端に注目されなくなっていくことがわかる。

筆者は別稿において、仙台藩を事例に、藩当局が藩士たちの行列をどのように統制し規制していったのかについて考察を加えている²⁾。そこでは、藩財政も藩士たちの家計も極めて危うい状況に陥る18世紀半ば過ぎには、諸士の供人数が「御用捨」されることが多く、中下級藩士たちのなかには供連を以て武士の嗜みを表現することすらできない、あるいは、しない者たちが現れるようになっていたこと、伊達家という御家の武威を表す大行列の一員として集団としての武家の威信を保ちつつも、生活に困窮し武士としての矜持を失ってしまったかの如き個としての藩士たちの姿がそこにはあったこと、一方では武士を侮る「富商富農」まで見られ、士風の廢頹も進んでいくことについて述べている。

武士身分に憧れる者がいる³⁾一方で、武士への無礼を働き武士を侮る者たちがいること、換言すれば、供も連れずに凡下同然の体で歩き回り凡下に侮られるような状態にまで陥った武士たちがいたことは、近世身分制社会を考える上で看過できない問題を含んでいるように思われる。ただし、別稿では、紙幅の都合もあり、こうした問題について概説的な叙述に終始してしまい割愛した部分も多い。士と凡下の関わりについては、別稿を用意しているので、本稿では、武士たちの行列をめぐる問題に絞って、基本的な事項を押さえつつ、より具体的な像を描き出すため、少しく丁寧ともづれに仙台藩士たちの行列について考えてみたい。

#### 1. 仙台藩の供連規定とその変化

##### ①石高基準から役職基準へ

仙台藩では藩士たちの供連についてどのような決まり事を設けていたのであろうか。こうした供連規定については、従来きちんと整理されては来なかった。仙台藩士玉蟲十蔵の行列について

- 1) 渡辺浩「『御威光』と象徴」(『思想』740, 1986年), 藤井譲治『集英社版日本の歴史⑫ 江戸開幕』集英社, 1992年), 高埜利彦『集英社版日本の歴史⑬ 元禄・享保の時代』(集英社, 1992年), 山本博文『参勤交代』(講談社, 1998年), 忠田敏男『参勤交代道中記』(平凡社, 2003年), 丸山雍成『参勤交代』(吉川弘文館, 2006年), 根岸茂夫『大名行列を解剖する』(吉川弘文館, 2009年)など。
- 2) 拙稿「武士の嗜み、武士の威厳」(安達宏昭・河西晃祐編『講座東北の歴史第1巻』清文堂出版, 近刊)。
- 3) 民衆たちの身上がり願望については深谷克己『江戸時代の身分願望』(吉川弘文館, 2006年)を参照。なお、仙台藩でも金上侍の存在が多数確認できる。

取り上げた論考が最近発表されが、行列の構成を藩の軍役令と比較するなど、後に紹介するような供人数等に関する藩の規定については全く検討していない⁴⁾。しかるに、各藩士たちが引き連れるべき供連については何度も法令が出されているのであって、それを基に考察すべきである。では、藩の供連規定とはどのような内容であったのか。

そもそも藩内の武士たちがその身分格式に応じて武具・馬具を整え相応の家臣を召し抱えるべきであることについては、2代藩主忠宗期に出された家中法度に明記されている。寛永13年(1636)9月、忠宗への代替わりに際して出された「諸法度」に「一諸侍、分限に随ひ、馬其外武士の道具相嗜むべき事」とあり、同15年3月に出された「書出」に「一随身上武具鞍具嗜可申候、付内之者可相抱事」とあるのがそれである。ただし、どちらも「分限に随ひ」や「随身上」とあるのみで、「分限」・「身上」の中身についての具体的な記述はない。これらの家中法度は、伊達家中の遵守すべき基本的な事柄について記したものであり、相応の家臣を抱え置くべきことについては記載してあっても、藩士たちの供連について詳述してはいない。後の5代吉村の宝永元年(1704)に出された「定」は、幕末まで維持される家中法度であるが、そこでもやはり、「一、応分郎郎従令扶助之并弓・鉄炮・鎗・甲冑・馬皆具可嗜之、兵具之外不入道具ヲ好、私之奢イタスヘカラサル事」とあるのみである。なお、この「定」には、馬上役について「一、軍役之節ハ百石以上馬上役タルヘシ、常々御国元ハ百五十石以上馬上役タルヘキ事」と記され、戦時には100石以上が、平時の国元では150石以上が馬上役を務めるものとされている⁵⁾。同藩の享保12年(1727)の軍役令においても騎馬武者として軍役負担すべきは知行高100石以上の者たちである。

また、先の寛永13年令では、「一乗物免許の外、誰々に寄らず、乗るべからず、たとひ国にお

表1 「乗輿御定」(延宝5年〈1677〉正月)

①無条件で乗輿を許可される者 一門・一家・准一家・家老并一門嗣子3000石以上之輩、小性組番頭
②年齢を目付に断った上で乗輿を許可される者 50歳以上之輩
③駕籠赦免願(但し、本復後には乗らない事を誓約)を目付に提出した上で駕籠乗を許可される者 騎馬或歩行難計病人(但し、急病人為制外事) 宝暦8年駕籠乗御定法禁二出ル

『続法禁』(宮城県図書館所蔵〈KD322.1-ソ1〉) 1-1より作成。

4) J・F・モリス「奉公人の役制と管理」(同『近世武士の「公」と「私」』(清文堂、2009年)第3章第2節)。ただし、氏は玉蟲家の具体的な事例から、「十蔵が機会に合わせて行列を組んでいたこと」を指摘され、行列を組む際の基準として『「軍役」に、『役』および『身分表象』とでも呼ぶべき基準』の三つがあるとされている(284頁)。後述するように、場面により組む行列構成を変えねばならないことは藩の供連規定にも明記されており、「役」すなわち「役職に対応した従者数」を召し連れることが求められたのも、その通りである。

5) 以上、『宮城県史復刻版2』(ぎょうせい、1987年)109頁、『義山公治家記録』寛永15年3月13日条(平重道編『伊達治家記録四』(宝文堂、1974年)422頁)、『獅山公治家記録』宝永元年6月7日条(宮城県図書館所蔵〈K209-シ〉)より。

いて免許の輩も、江戸において指図なく乗るべからざる事」と「乗物」に関する一文も見られるが、誰が許可されるのかについては示されておらず、具体的な基準を示した法令は4代綱村の延宝5年（1677）正月に制定されている（表1参照）。

すなわち、「一門・一家・准一家・家老并一門嗣子3000石以上之輩、小性組番頭」は無条件に、「50歳以上之輩」については年齢を目付に断った上で「乗輿」が許可され、「騎馬或歩行難計病人」については、病気が治れば乗らないことを「神文」にて誓った「駕籠赦免願」を提出し目付に断った上で「駕籠」が許可され、「急病人為制外事」とされたのである。

彼の時代は藩財政の極度の悪化を受け儉約令が発せられた時代であり⁶⁾、藩士たちに対して家中手伝金を課している。元禄期には幕府から命ぜられた日光普請役のための費用を蔵元からの借金でまかかっており、蔵元たちからの借金総額は元禄の初めの時点で43万7千両余に膨らんでいた。こうした事態を受け、元禄12年（1699）12月には「辰巳兩年御手伝金被 仰付候義并御家中身持之義」が仰せ出され、元禄13・14年の兩年にわたって「御家中一貫文ニ金一步充」の割合で「御手伝」を課し、その代わりに「一門衆始御家士身持」を「御免」する旨が命ぜられている。加えて、「江戸・仙台え使者・飛脚指上候義」に始まる詳細な儉約令が出されており、「来辰巳兩年」に関しては「御一門御一家御一族衆御番」を免除してでも藩士たちから手伝金を増額徴収する方針が示され、徹底した節儉を求めたのである。

そうしたなか、元禄14年2月19日に「当年江戸御供ノ輩儉約ニ就テ、人数ノ制」が出されている⁷⁾。これは、翌3月の参勤交代の御供として江戸へと向かう者たちについて、各人が召し連れるべき供連を定めたものである。当時の参勤道中や江戸における藩士たちの供連規定がどのような内容であったのか、そもそも明確な規定が存在したのかどうかについては现阶段で答える用意は無いが、元禄14年の参勤交代にあたって儉約令の一環として供連に関する削減令が出されたことは確かである。14の区分で示された削減令は「番頭格以下之者」たちへ仰せ渡されており、知行高を基準に、同じ石高であっても「御騎馬之御供・御使者等」を務める者かどうかで分けていたことがわかる。

続く5代吉村期には、彼の襲封から数ヶ月後の元禄16年（1703）12月、乗物に関する規定をも含む「来年正月ヨリ、仙台ノ諸士、侍・若党ヲ率ヒ及輿・馬・鎗等ノ人数定」が出されている（表2参照）。乗物については、従来の内容とさほど変わってはいないが、延宝5年令とは異なり「申次以上ノ役」や「医師」も乗輿を許可され、この翌年に出された宝永元年の「定」には「一、於国元乗輿之事免許之輩之外、堅不可乗之、儒医諸出家者制外之事」と記されている。馬については、武頭は必ず馬に乗り、有役・無役ともに150石以上は随意馬上を許可されている。鎗は200石以上は持つべきであり、150石以上は希望すれば持つことができた。供の人数（「侍・若党」）については、表中①～⑦にあるように知行高を基に7段階に区分され、召し連れるべき人数が定められている。

これは翌年正月から適用される規定として通達されており、宝永元年（1704）正月以降は元禄

6) 以下、佐々木慶市「中期の藩政」（『宮城県史復刻版2』第8章）、『青山公治家記録全書』元禄13年正月5日条（平重道編『伊達治家記録二十一』〈宝文堂、1981年〉372～373頁）より。

7) 『青山公治家記録全書』元禄14年2月19日条（平重道編『伊達治家記録二十二』〈宝文堂、1981年〉125～127頁）。

表2 「来年正月ヨリ、仙台ノ諸士、侍・若党ヲ率ヒ及輿・馬・鎗等ノ人数定」(元禄16年〈1703〉12月)

馬について	①300石以上・以下共ニ武頭 武頭ハ馬ニ可乗 ②150石以上ノ役人 馬上、意ノ如クナルヘシ ③役人ノ外ハ500石以上(500石以下150石以上ノ者も勝手次第) 馬上、意ノ如クナルヘシ、馬上ノ者人不足ナラハ片口或ハ挟箱無モ亦可ナリ
乗物について	①一門・一家・一族ノ輩、申次以上ノ役、3000石以上 意ノ如クナルヘシ(医師モ意ノ如クナルヘシ) ②老人 願ノ上許之
鎗について	①200石以上 持シムヘシ(無人ノ時ハ持シメストモ可ナリ) ②150石以上 意ノ如クナルヘシ
供人数(「侍・若党」)について	①100石ヨリ150石ニ至マテ 1人(或ハ無モ可ナリ) ②150石以上300石下 1人(或ハ2人) ③300石以上500石下 2人(或ハ1人) ④500石以上1000石下 3人(或ハ1人・2人) ⑤1000石以上3000石下 4人(或ハ2人・3人) ⑥3000石以上5000石下 5人(或ハ4人・3人) ⑦5000石以上10000石下 6人(或ハ5人・4人)

『獅山公治家記録』元禄16年12月6日条(宮城県図書館所蔵〈K209-シ〉)、「源貞氏耳袋」刊行会編『源貞氏耳袋十三巻』(2008年)138～139頁より作成。

16年令に従って行列を組むことが求められたのである。鎗と供人数については石高が基準であり、馬についても役人かどうかで分けられてはいるが、武頭以外の大半の武士たちは石高によって馬に乗るべきかどうか、あるいは、乗れるのかどうか左右されている。つまり、前述した綱村期の供連削減令も吉村期のこの供連規定も石高基準の分類方法であったわけだが、それは享保12年(1727)正月に定められた藩の軍役令と同じである。ではここで、藩の軍役令について見てみよう(表3参照)。

享保12年に出された仙台藩の軍役令は、知行高30石未満の者から23000石以上の者まで35段階に分かれた詳細なものであり、そのうち従者数の合計や連れるべき小姓・若党の人数、鎗持ちの

人数についてまとめたのが表3である。元禄16年令もこの軍役令同様に石高を基準に供（「侍・若党」）の人数を定めてはいるが、やはり平時・戦時の供人数には違いが見られる。

もちろん、軍役令の従者数には「侍・若党」以外の人夫が含まれているので、ここでは表2の供人数（「侍・若党」）と表3の小姓・若党の人数を比較してみよう。例えば、知行高550石の者は、平時には1～3人、戦時には5人を引き連れる必要があり、その差は2～4人である。それに比べて、知行高5500石の者は、平時には4～6人でよいが、戦時には19人も率いる必要があり、その差は13～15人で、石高の大きい者ほど平時と戦時とで召し連れるべき人数に差があったことがわかる。

さて、国元における供連を示した元禄16年令布達の翌年、「江戸詰人数御定」が定められてお

表3 仙台藩の軍役令（享保12年〈1727〉正月）

①10000石以上（従者数は知行高や先例に応じて） 小姓・若党や持槍も知行高や先例に応じて	⑮900石以上（従者計28人） 若党8人 持槍2人
②9000石以上（従者計302人） 小姓・若党25人 持槍5人	⑯800石以上（従者計26人） 若党8人 持槍2人
③8000石以上（従者計278人） 小姓・若党23人 持槍5人	⑰700石以上（従者計20人） 若党7人 持槍2人
④7000石以上（従者計242人） 小姓・若党22人 持槍5人	⑱600石以上（従者計17人） 若党6人 持槍2人
⑤6000石以上（従者計214人） 小姓・若党20人 持槍5人	⑲500石以上（従者計13人） 若党5人 持槍1人
⑥5000石以上（従者計191人） 小姓・若党19人 持槍5人	⑳400石以上（従者計11人） 若党4人 持槍1人
⑦4500石以上（従者計149人） 小姓・若党19人 持槍4人	㉑300石以上（従者計9人） 若党3人 持槍1人
⑧4000石以上（従者計137人） 小姓・若党18人 持槍4人	㉒250石以上（従者計7人） 若党2人 持槍1人
⑨3500石以上（従者計125人） 小姓・若党17人 持槍3人	㉓200石以上（従者計5人） 若党1人 持槍1人
⑩3000石以上（従者計109人） 小姓・若党16人 持槍3人	㉔150石以上（従者計4人） 若党1人 持槍1人
⑪2500石以上（従者計74人） 小姓・若党13人 持槍2人	㉕100石以上（従者計3人） 若党1人 持槍1人
⑫2000石以上（従者計61人） 小姓・若党12人 持槍2人	㉖50石以上（従者計1人） 若党0人 持槍1人
⑬1500石以上（従者計50人） 小姓・若党9人 持槍2人	㉗30石以上（従者計0人） 若党0人 持槍0人
⑭1000石以上（従者計43人） 小姓・若党8人 持槍2人	㉘30石未満石以上（従者計0人） 若党0人 持槍0人

『御軍役御定』（『仙台市史資料編2』〈1996年〉39～70頁）、渡辺信夫「仙台藩と幕府」（『仙台市史通史編3』〈2001年〉第3章第3節）145頁所載の表「96 仙台藩の軍役」より作成。

り⁸⁾、その2年後の宝永3年(1706)12月には早くも改訂版が出されている。どちらも、藩主の参勤交代に付き従って江戸へと登る参勤道中や江戸にて召し連れるべき供人数を定めたもので、宝永3年の「江戸詰供人数御定」をまとめたのが表4である。宝永元年令では、奉行衆の召し連れる「内之者」が42人で、同じく「道中増人」が33人の計75人、若年寄については「内之者」が25人に「道中増人」が16人の計41人とあるなど、全体的に宝永3年令の方が人数を少なく抑えてある。

仙台藩では吉村治世の初めに領内の大洪水があり田畑の損亡が著しく、加えて、代替わりの諸

表4 参勤道中および江戸での供人数について(宝永3年〈1706〉12月)

①御奉行衆 (内之者計30人と馬2匹+道中増人計20~22人=合計50~52人と馬2匹)
内之者 家老1人 用人1人 小性4人 取次2人 徒之者4人 料理人1人 鎗持1人 挟箱2人 傘持1人 口付4人 草履取1人 合羽箱1人 沓箱持1人 人足3人 物書1人 □者2人 乗馬2疋
道中増人 対鎗持3人 弓持1人 具足箱持2人 最料4人 挟箱手替1人 合羽箱持2人 漣尺6人(4人ニ而も勝手次第) 又者3人
②若老衆 (内之者計19人と馬1匹+道中増人計12~14人=合計31~33人と馬1匹)
内之者 家老1人 小性3人 物書1人 用人1人 取次1人 徒之者2人 料理人1人 鎗持1人 傘持1人 草履取1人 挟箱1人 口付2人 人足3人 乗馬1疋
道中増人 対鎗持3人 具足箱持2人 合羽箱持1人 最料2人 漣尺6人(4人ニ而も勝手次第)
③江戸番頭・御小性頭等 (内之者計15人と馬1匹+道中増人計7~9人=合計22~24人と馬1匹)
④出入司 (内之者計16人と馬1匹+道中増人計7~9人=合計23~25人と馬1匹)
内之者 用人1人 大所持1人 小性2人 取次1人(出入司ハ取次1人増) 徒之者3人 鎗持1人 傘持1人 草履取1人 挟箱持1人 沓箱持1人 人足1人 口付1人 乗馬1疋
道中増人 槍持1人 具足箱持2人 漣尺6人(4人ニ而も勝手次第)
⑤無役番頭格 (内之者計11人と馬1匹+道中増人計5~7人=合計16~18人と馬1匹)
内之者 用人1人 徒之者3人 鎗持1人 挟箱持1人 草履取1人 口付2人 合羽箱1人 沓箱持1人 乗馬1疋
道中増人 具足箱持1人 漣尺6人(4人ニ而も勝手次第)
⑥御近習目付・御近習・江戸番組頭・御小姓組頭・御武頭等 (内之者計10人と馬1匹)
⑦御目付 (内之者計13人と馬1匹)
内之者 用人1人 徒之者2人 鎗持1人 挟箱持1人 口付2人 草履取1人 沓箱持1人 合羽持1人 乗馬1疋 御目付ハ外ニ小走2人・定附1人
⑧御勘定奉行 (内之者計7人)
内之者 留主居1人 徒之者2人 鎗持1人 挟箱持1人 草履取1人 人足1人
⑨衣体300石以上 (内之者計5人)
内之者 留主居1人 徒之者1人 挟箱持1人 草履取1人 人足1人
⑩衣体100石以上 (内之者計4人)
内之者 留主居1人 徒之者1人 草履取1人 人足1人

8) 齋藤鋭雄「江戸屋敷と大名の交際」(『仙台市史通史編5』〈2004年〉特論二)525頁参照。

⑪衣体50石以上（内之者計3人） 内之者 留主居1人 草履取1人 人足1人
⑫衣体50石以下（内之者計2人）
⑬御小性組并子共300石以上（内之者計6～7人） 内之者 留主居1人 徒之者1人 鎗持1人 挟箱持1人 草履取1人 人足1人 御供相勤候者ハ徒之者1人相増、内之者7人之高也
⑭御小性組并子共150石以上（内之者計5人） 内之者 留主居1人 徒之者1人 鎗持1人 草履取1人 人足1人
⑮御小性組并子共100石以上（内之者計4人） 内之者 留主居1人 徒之者1人 草履取1人 鎗持1人
⑯御小性組并子共100石以下并部屋住無足并御年男迄（内之者計2人）
⑰兎小性并子共1000石以上（内之者計4人）
⑱兎小性并子共1000石以下（内之者計3人）
⑲兎小性并子共500石以下（内之者計2人）
⑳京都御留主居番（内之者計9人）
㉑龍ヶ崎奉行（内之者計8人）
㉒深川御屋敷役人（内之者計4人）
㉓潮来御穀方本メ（内之者計5人）
㉔銚子平汚御穀役人（内之者計4人）
㉕組侍之外300石以上（内之者計5人）
㉖組侍之外100石以上（内之者計3人）
㉗100石以下部屋住無足迄（内之者計1人） 御作事本メ・江州常州御代官・深川横目・御買物役人ハ内之者2人、外何役ニ候共内之者1人
㉘御茶道頭（内之者計3人） 300石以下内之者2人
㉙御茶道組頭（内之者計1人）
㉚御同朋頭（内之者計2人）
㉛御同朋組頭（内之者計1人）
㉜坊主頭（内之者計1人）
㉝御徒組頭（内之者計1人）
㉞右之外組侍之分（内之者計0人〈無僕〉） 組外之御用ニ付前々之内之者1人召連候分御茶道・御同朋も前々之通召連可申事 ・此度之定、馬為牽候義ハ前々之通600石以上之者ハ自分馬ニ而可相勤候、600石已下之者ハ御貸馬被成下候、乍然勝手次第を以自分馬為牽申度者ハ御貸馬為指繰之候間於御国元前廉ニ願可申候、馬之食御貸馬同前ニ可被下置候、附、自分馬売替等仕候ハ、代り馬求候内ハ廿日迄ハ御貸馬被成下候間廿日を限代馬相求可申事 ・右何も相定人数之内ニ召連候義ハ面々進退位之御奉公可相勤候ハ、可為勝手次第、定之外1人も召連候義ハ諸渡物旅御扶持方共ニ被下間敷候 但、追々明和4年右御定ノ人数相減候様品々被仰渡候事

『続法禁』1-2より作成。①の□は解説出来なかった部分。

経費も嵩んだことから、元禄16年9月に儉約令が出されている。吉村は藩財政を建て直した人物として有名であるが、宝永元年12月には藩札廃止のための引き替え正金を準備するため藩士たちからの「半知指上」を断行しており、代わりに藩士たちが備え置くべき人馬等についての削減を許可している。結局は、宝永2年が凶作だったことや京都での資金調達が上手くいかなかったことで藩札整理事業はなかなか進まず、宝永3年9月段階では江戸へ「御参観」することもままならないような苦境に立たされている⁹⁾。したがって、元禄16年12月に出された国元での供連規定も、宝永3年12月に出された参勤道中および江戸における供連規定も、財政再建築の一環と見るべきであろう。

ところで、宝永元年令も同3年令も、各役職ごとに召し連れるべき「内之者」の総数とその内訳が示されており、役職を基準に石高をも加味した内容であったことがわかる。先の元禄16年令が石高基準の分類を基本としていたのに対し、こちらは役職基準の規定と言え、各人が何の役職に就いているのかによって組むべき行列の構成が決められている。

仙台藩では2代藩主忠宗期以降職制の整備が進んでおり、4代綱村は家格制を再編・整備し役職の支配系列を決定するなど、家臣相互の身分的序列化をいっそう進展させるような政策を実施している。そして、5代吉村の享保13年(1728)には家格によるヒエラルヒーと役職によるヒエ

表5 仙台藩の「役列」(享保13年(1728)3月)

1 御一門	18 御申次	30 御近習医師	48 代々御盃頂戴
2 御一家	19 御一家之惣領・御一	31 御徒小性頭	49 御番医師
3 准御一家	門衆次男三男・御一	32 脇番頭	—是迄御召出以上—
4 御一族	家並之惣領・御一族	33 御鷹匠頭	50 御物置メ役
5 御奉行	之惣領	34 御城番頭	51 江戸番与頭
6 御宿老	20 法眼	35 御奥年寄	52 御小性与頭
7 御一家・准御一家	21 法橋	36 御町奉行	53 並御武頭、番頭格已
・御一族之隠居	22 御鎗奉行	37 御祭祀奉行	上之惣領
8 御奉行相勤御免之者	—是迄番頭格已上—	38 御近習目付	54 御勘定奉行
・御宿老勤候隠居	23 番頭格以上之隠居	39 御不断頭	55 御作事奉行
9 若年寄	24 着座之医師	40 御給主頭	56 京都御留主居
10 御簇奉行	25 良覚院	41 御名懸頭	57 龍ヶ崎奉行
11 大番頭	—是迄着座—	42 御簇元足輕頭	58 御二ノ丸留主居
12 評定奉行(評定役)	26 御家老之惣領	43 御公義使	59 津奉行
13 大番頭格以上之隠居	(御宿老惣領無役)	44 御郡奉行	60 御山林奉行
14 江戸番頭	27 若年寄之惣領	45 御近習	61 相去御足輕頭
15 出入司	28 御簇奉行之惣領	46 御目附使番	62 評定所御役人
16 御小性組番頭	29 御一家・御一族之次	47 代々着座	63 御証文預主立
17 御小性頭	男三男		—右詰所以上—

『源貞氏耳袋』(東北大学附属図書館所蔵〈本館甲D・1・35〉)9-3、『萬格式御定』(宮城県図書館所蔵〈KM322.1-ヨ2〉)、『四冊留』(『宮城県史復刻版31』ぎょうせい、1987年)、『司属部分録』(『復刻版仙台市史8』萬葉堂書店、1975年)、『萬文通諸状之事附御役列』(東北大学附属図書館所蔵〈己A・3・196・50〉)より作成。

9) 佐々木前掲論文参照。

ラルヒーとを統合し一列に並べた「役列」（表5参照）が制定されており¹⁰⁾、こうした一連の流れの中で、国元における藩士たち個々人の行列についても、それぞれが従事する役職に基づいた規定が示されるようになっていくのである（表8以下の各表参照）。そして、役列における「詰所以上」や「番頭格以上」といった身分格式の違いが行列の構成の違いとして表現されるのであった。

## ②藩主の行列と藩士の行列

この役列規定が出される前年の享保12年3月に藩主外出時の供人数について従来の規定が改められている¹¹⁾。そこでは、「拾里以下御近所十日以上共御人数」と「拾里以上 御出馬御人数」の二つに分けた上で、御供すべき者たちについてそれぞれ役職名と人数が示してあり、列挙されている人数を足し合わせてみると、藩主が城から10里以内の場所へ出かける場合には「若年寄」以下250人以上の者が、10里以上の場所へ遠出する場合には「御奉行」以下290人近くの家臣たちが付き従ったことがわかる。しかもこの数字には奉行や若年寄などが連れてくる陪臣の数を含めていないので、藩主の行列はさらに多くの者たちで構成されていたと言える。御供の者たちそれぞれが率いるべき「内之者」の人数については、同年5月に「在々御出馬之節御供之輩人数積」が申し渡されている（表6参照）。参勤道中や江戸における供人数ほどではないが、各役職ともに日常的な「供廻」よりも多くの従者を必要としていたものと思われる。

参勤交代の行列も在方への出馬行列もともに仙台藩主の行列であり、とりわけ藩主の行列に強いこだわりを持つ伊達家にあつては、それを支える各藩士たちの行列についても多くの供連を用意させていたのである。同藩の行列について探っていくと、藩主行列の一部を構成する際の各藩士たちの供連の多さと、藩士たち個々人が自らのために組む行列の供の少なさが対照的に見えてくる。参勤交代や初入部ごとに組まれる仙台藩主の行列は時に批判されるほどの善美を尽くした豪華絢爛な大行列であり、城下に集まった領民をして絶句させるほどの感動を覚えさせている¹²⁾。それを支える藩士たちは、役職ごとに決められた行列構成を維持するため人足を借り馬を借りるなどして対応しているが、彼らの日常的な供廻りは近世中後期以降の経済的な逼迫状況の中で年々質素なものとなっていく。

将軍のお膝元である江戸には他藩の者たちも多く集まっており、仙台藩では外聞を気にしてか国元での行列よりも多くの供を連れるよう藩士たちに指示しているが、かと言って藩主の行列と比べると彼らの行列が誠に小さく思ってしまうほどに、藩主行列は桁違いに人数が多い。6代藩主宗村期の江戸における藩主行列の構成をまとめたのが表7である。

「略御行列にて御出之節御供御人数」でさえ計100人もの従者が連なって移動していくのであって、藩主が江戸藩邸の周りを歩いて回るだけで20人以上の者たちが必要になってくる。この20人という数は藩の若年寄が江戸にて備えるべき供人数よりも多い数である（表4参照）。まして江戸城への登城時や老中の許へ赴く際などには193人から成る行列を組んでおり、行列の中心にいる者の威光を行列の長さを以て表現するという意味では、どんなに高い役職者の行列であつて

10) 詳しくは拙著『近世武家の「個」と社会』（刀水書房、2007年）を参照。

11) 『御用留』110・111（宮城県図書館所蔵〈KM318.1-コ6〉）。

12) 詳しくは前掲拙稿を参照。

表6 「在々御出馬之節御供之輩人数積」(享保12年(1727)5月)

①御奉行(計25人) 用人2人 小性4人 徒之者3人 賄方役人1人 手鍬持1人 先鍬持2人 挟箱持2人 草履取1人 口取2人 沓箱持1人 合羽箱持3人 押足軽1人 最料1人 食焼1人
②若年寄(計13人) 用人1人 小性2人 徒之者2人 鍬持1人 挟箱持1人 口取2人 草履取1人 簀箱持2人 沓箱持1人
③御小性頭(計8人) 用人1人 小性1人 徒之者2人 鍬持1人 挟箱持1人 草履取1人 簀箱持1人
④御近習目付・御近習・御目付・御小性組与頭・御武頭(計7人) 留守居1人 徒之者2人 鍬持1人 挟箱持1人 草履取1人 簀箱持1人
⑤衣体300石以上(計6人) 留守居1人 徒之者1人 長刀持1人 薬箱持1人 挟箱持1人 草履取1人
⑥衣体100石以上(計4人) 留守居1人 薬箱持1人 挟箱持1人 草履取1人
⑦衣体100石以下(計2人)
⑧御小性組300石以上(計5人) 留守居1人 徒之者1人 鍬持1人 挟箱持1人 草履取1人
⑨御小性組100石以上(計4人) 留守居1人 徒之者1人 挟箱持1人 草履取1人
⑩御小性組100石以下(計2人)
⑪定御供ハ右御小性組ニ准可申事
⑫前髪有之御小性并子共ハ兼而被御付置候身持之通召連可申事

『御用留』(宮城県図書館所蔵〈KM318.1-コ6〉)114より作成。

表7 江戸での藩主行列(6代藩主宗村期[寛保3年(1743)7月~宝暦6年(1756)5月]の規定)

①御登城并御老中方え之御出, 其外御同席様方等他所御見廻之節御供御人数(計193人) 諸士24人 凡下御扶持人41人 御駕籠之者并御挟箱持諸持夫御人足迄67人 又者61人
②中御烏毛御先え被相立候節之御供御人数(計137人) 諸士18人 凡下御扶持人32人 御駕籠之者并御挟箱持諸持夫御人足迄43人 又者44人
③略御行列にて御出之節御供御人数(計100人) 諸士16人 凡下御扶持人25人 御駕籠之者并御挟箱持諸持夫御人足迄35人 又者24人
④御屋鋪御近所々御直々遠方え御出之節御供御人数(計51人程) 諸士11人 凡下御扶持人14人 御駕籠之者并御挟箱持諸持夫御人足迄26人 外ニ思召次第御側之輩被召連候事, 御供之輩内之者勝手次第召連候事
⑤御屋鋪御近所々御歩行に而被為出候節之御供御人数(計20人程) 諸士8人 凡下御扶持人9人 御人足3人 外ニ思召次第御側之者被召連候事

『宗村公御代所々御出之御行列五冊袖ヶ崎ヨリ麻布邸マテ道法并絵図式通』(仙台市博物館所蔵〈伊達家寄贈文化財1435-1〉)より作成。

も藩主行列には及びもつかないものであった。

さて、話しを藩士たちの国元における行列に戻したい。元禄16年（1703）に石高を基準とする藩士たちの供連規定が出されたことは前述したが、同じく吉村期の享保17年（1732）11月に同藩の家格門閥層に関する規定が出されている。役職従事者についても同時期に出されたのではないかと思われ、それらをまとめたのが表8である。

無役の家格門閥層の場合も役職従事者の場合も、「布衣御供之節」、「御城下御名代常々共」、「在

表8-1 「無役之御一家・御一族衆・無役着座共供人数」(享保17年〈1732〉11月)

<p><b>【3000石以上10000石下】</b></p> <p>①布衣御供之節（計13～14人） 小性2人 徒之者3人 鎧持1人 対挟箱持2人 草履取1人 口附2人 沓篋持1人 合羽持1人（2人も勝手次第）</p> <p>②御城下御名代常々共（計11～12人） 小性2人 徒者2人 鎧持1人 挟箱持1人 草履取1人 漉尺4人 合羽箱持天気次第（人数未記載）</p> <p>③在郷え御名代之節（計20～24人） 小性3人 徒者3人（2人も勝手次第） 鎧持1人 対挟箱持2人 草履取1人 長柄傘持1人 口附2人 沓篋持1人 漉尺6人（4人も勝手次第） 合羽箱持2人（或3人） 立切1人</p> <p>④年始・歳暮（計14～15人／但、自分之儀ニ候間相減候義勝手次第之事） 小生2人 徒者3人 鎧持1人 対挟箱持2人 草履取1人 漉尺4人 合羽箱持1人（或2人）</p>
<p><b>【1000石以上3000石下】</b></p> <p>①布衣御供之節（計12～13人） 小生2人 徒者2人 鎧持1人 対挟箱持2人 草履取1人 口付2人 沓篋持1人 合羽箱持1人（或2人）</p> <p>②御城下御名代常々共（計9～11人） 小生2人（常々ハ1人も勝手） 徒者1人 鎧持1人 挟箱持1人 草履取1人 漉尺4人 合羽篋持天気次第（人数未記載）</p> <p>③在郷え御名代之節（計15～18人） 小生2人 徒者2人 鎧持1人 挟箱持1人 草履取1人 漉尺6人（或4人） 口付2人 沓篋持1人 合羽箱持1人（或2人）</p> <p>④年始・歳暮（計12～13人／但、自分之儀ニ候間相減申義ハ勝手次第） 小生2人 徒者2人 鎧持1人 挟箱持1人 草履取1人 漉尺4人 合羽持1人（或2人）</p>
<p><b>【300石以上1000石下】</b></p> <p>①布衣御供之節（計11～12人） 小生2人 徒者2人 鎧持1人 挟箱持1人 草履取1人 口付2人 沓篋持1人 合羽持1人（或2人）</p> <p>②御城下御名代常々共（計9～10人） 小生1人 徒者1人 鎧持1人 挟箱持1人 草履取1人 漉尺4人 合羽箱持1人（天気次第）</p> <p>③在郷え御名代（計11～14人） 小生2人 徒者1人 鎧持1人 挟箱持1人 草履取1人 漉尺4人（或6人） 合羽持1人（或2人）</p> <p>④年始・歳暮（計11～12人／但、自分之儀候間相減候儀ハ勝手次第） 小生2人 徒者1人 鎧持1人 挟箱持1人 草履取1人 漉尺4人 合羽篋持1人（或2人）</p> <p>・石何も御城下在郷共二馬ニ而相勤度者は勝手次第可仕候、尤乗輿指支候輩ハ漉尺之部相除可相心得事</p>

『高野家記録』宝暦11年2月1日条(宮城県図書館所蔵(K211-タ))より作成。「人数未記載」部分については、1人として計算し、以下の各表も同様。なお、『覚書』（吉田正志編『藩法史料叢書3 仙台藩上』創文社、2002年）493頁も参照した。

郷え御名代之節」,「年始・歳暮」の4つのパターンに分け,それぞれの行列構成について定めている。何のためどこへ向かうのかによって,それに相応しい行列を組むことが求められたのである。供人数を比較すれば明らかなように,仙台北下を藩主らの名代として移動する際や日常的な供廻りが最も簡素なもので,在郷へ赴く際の行列が最も規模の大きな行列であったことがわかる。

前述したように,藩主自身の行列について言えば,居城から10里以上の地へ出馬する場合により大規模な行列が生まれ,藩士たちの行列についても,藩主の名代として「在郷」へ向かう場合に最も多くの供を率いたのである。すなわち,藩主権力の象徴たる城や城下から遠く離れた地域へ向かう時ほど,藩主の御威光を表象するような長い行列を組んで移動したのであり,実際問題として多くの人数が必要だったこともあろうが,一方では,見られること,見せることを常に意識した行列の組み方をしていたのである。

表8-2 「御役附之輩供人数」(年未詳/享保17年(1732)11月カ)

<p>【若年寄の大番頭格以上】</p> <p>①布衣御供之節(計12~14人) 小生2人 徒者2人(但,正月3日御野始之節徒者1人相増可召連事) 鎗持1人 対挟箱持2人 口附2人 沓籠1人 合羽箱1人(或2人) 草履取1人</p> <p>②御城下御名代御参詣御先立常々共(計9~11人) 小生2人(常々は1人にて勝手次第) 徒者1人 鎗持1人 挟箱持1人 草履取1人 漉尺4人 合羽持天気次第(人数未記載)</p> <p>③在郷え御名代之節(計15~19人) 小生2人 徒者2人 鎗持1人 挟箱持1人 草履取1人 漉尺4人(或6人) 口附2人 沓籠持1人(或2人) 合羽籠1人(或2人)</p> <p>④年始・歳暮(計12~13人/但,自分之義二候間相減候義は勝手次第) 小生2人 徒者2人 鎗持1人 挟箱持1人 草履取1人 漉尺4人 合羽籠1人(或2人)</p>
<p>【江戸番頭格番頭格以上】</p> <p>①布衣御供之節(計12~13人) 小生2人 徒者2人 鎗持1人 対挟箱持2人(但,正月3日御野始之節は挟箱2可持事) 草履取1人 口附2人 沓籠1人 合羽持1人(或2人)</p> <p>②御城下御名代常々共(計9~10人) 小生1人 徒者1人 鎗持1人 挟箱持1人 草履取1人 漉尺4人 合羽籠天気次第(人数未記載)</p> <p>③在郷え御名代之節(計12~15人) 小生2人 徒者2人 鎗持1人 挟箱持1人 草履取1人 漉尺4人(或6人) 合羽籠持1人(或2人)</p> <p>④年始・歳暮(計11~12人/但,自分之儀二候間相減候義勝手次第) 小生2人 徒者1人 鎗持1人 挟箱持1人 草履取1人 漉尺4人 合羽持1人(或2人)</p>
<p>・右何も御城下在々共二馬二而相勤度者は勝手次第可仕事</p>
<p>・東照宮御祭礼之節御見物所え計之御供之者も他所之者参候由二而唯今迄ハ人数多ニ召連候処,向後常々供廻ニ而可相越事</p>
<p>・岩城伊予守様・松前志摩守殿杯御領内御旅宿え御使者又は自分御見舞共ニ他所之分へ唯今迄之通外人之供廻ニ而絹布は不為着可召連候,田村下総守様えハ常々之供廻ニ可仕事</p>

『高野家記録』宝暦11年2月1日条より作成。

### ③ 儉約令と供人数の削減

以後、各藩士たちの行列は表8にまとめた供連規定に基づき組まれることになるが、藩財政の窮乏と家中の困窮化によってその改変が余儀なくされていく。元禄期や宝永期に出された藩の供連規定・供連削減令も藩財政の再建策と関わりのあるものであったが、表8-1にまとめた法令が出されたのも、享保13年（1728）11月の儉約令と関係している。

当時の仙台藩では「御家中大進之輩始諸士御奉公仕候者は不及申、無役之者迄」が30～40年来の困窮に喘いでおり、彼らは江戸や他国での奉公を命じられた折には必ず拝借金を藩に願い出て来たことから、その額は「過分之拝借高」となり、「其身は勿論子孫之代迄進退役之御奉公勤義不罷成者」の数が倍に増え、おまけに藩の側も貸与するだけの資金が無くなってしまいうような状態であった。そこで厳しい儉約令を出すことになり、その際、奉行たちが相談し自分たちの「供廻」を削減したものの、「御一家・御一族衆人数前々之通ニ而、不相減衆も有之二付」という理由で出されたのが、享保17年令なのである¹³⁾。

ただし、宝暦期以降の状況を考えれば、この段階はまだましであったと言えるかもしれない。宝暦6年（1756）正月21日、「詰所以上之衆惣登 城」の上で儉約令が命ぜられ、藩内の状況について次のような説明がなされている¹⁴⁾。

先年 御入興已来袖ヶ崎浅布御屋敷御普請、御隠居・御家督御代替、初而之 御入部御物入多、延享二年より御不幸被為続、寛延二年御領分不作三十二万石余御損亡、東叡山御普請御手伝被蒙仰、莫大之御物入御国用不足段々御儉約被 仰付処、去々年迄打続米穀下直ニ而御払穀御余計は無之、却而御損失相出、右ニ付而は御家中も困窮ニ及候得共 上之御繰合不被為成御蔵元え御借金被 仰付渴々御間合候故御家中御恵可被成下様も無之、何も被 仰出を守御儉約之義合心相勤候ニ付、去々年迄ハ御蔵元え被 仰付候御借金年々御返済も被遊候処、去年御領内大不作田畑水損又ハ不熟皆無之地影敷五十四万石余之御損亡有之、数十ヶ年来無之義、御家中え被下候知行之外御蔵入之御物成僅四万石程ニ有之、御蔵米御扶持方御役料等に被下候御用穀半分余不足、金納も応右相減、御買石被相登候義も被相止候故御穀払金を以御繰合も不被為成、御家中え被下置候御穀之義ハ御借金を以御買穀被成置可被渡下候得共、右之御買石金并 御公辺御勤向等難被相略御入方有之間、御蔵元之右金高此已後引続可相納候哉も巨計、元禄年中御逼迫之節ハ御家中御手伝金被仰付候得共、当時何も甚困窮知行不熟之輩別而相憚候時節御手伝等被 仰付候思召ニ曾而無之、元来御出高を以御遣方御間合候様ニ 御先代之被 仰出、近年別而被 仰出も有之処、去年之出高右之通ニ而、前々被 仰付よりも甚しく別段ニ御儉約不被相行候而ハ不罷成御時節ニ候条、御上下御艱難をとにも被遊、元禄年中之被 仰出ニ被為寄当年之辰年迄五ヶ年之間身持各別に省略被 仰出候、元禄年中は御手伝も被 仰付候に付御一門中始勤方寤候様ニ被成下候、今度ハ御手伝も不被 仰付候間、右之通被 仰出儀も無之候得共、連々困窮之御家中及困迫末々御奉公相勤可申者も無之様ニ可罷成と 上ニも憚思召候に付被 仰出候事ニ候間、面々右之旨とくと勘弁仕此

13) 以上、『高野家記録〈倫兼自筆記〉』享保13年12月13日条、『覚書』71（『藩法史料叢書3 仙台藩上』493～495頁）より。

14) 『高野家記録』宝暦6年正月21日条。

節儉約を専と仕少之費も無之様ニ心懸候義、何も此節之御奉公と奉存身上取直候様ニ可仕候、委細は奉行共可申渡由 御意之事

5代藩主吉村の享保20年（1735）に世子宗村の正室として將軍家から利根姫を迎えて以来、寛保3年（1743）の吉村から宗村への代替わりと延享元年（1744）の初入国に当たっての物入り、翌2年の吉村室冬姫・宗村室利根姫兩人の相次ぐ死、寛延2年（1749）の領内大凶作、同4年（宝暦元、1751）の幕府からの東叡山寛永寺の普請役賦課といった、莫大な経費を要する出来事が連続して起きただけではなく、宝暦4年（1754）まで「米穀下直」状況が続いたせいで藩士たちも困窮の度合いを深め、それに追い打ちをかけるかのように、宝暦5年、「五十四万石余之御損亡」をもたらす領内大凶荒が発生してしまったのだという。

「御蔵米御扶持方御役料等に被下候御用穀半分余不足」し「御蔵元」からの借金に頼り切っている藩にとっては、藩士たちの窮状を救うべく「御恵」を下賜することも叶わず、逆に「何も甚困窮知行不熟之輩」を前に「元禄年中御逼迫之節」のような「御家中御手伝金」を課すわけにもいかず、もはや「前々被 仰付よりも甚しく別段ニ御儉約不被相行候而ハ不罷成」ような事態となっていた。そこで「当子年々辰年迄五ヶ年之間身持各別に省略」することを義務づけ、供人数についても大幅な削減を命じたのである（表9参照）。

乗物については「御一門衆始無役3000石以上之輩」のみが許可され、たとえ一家や一族であっても役職に就いている者は乗輿不許可とされ、鎧については「無役之御一家・御一族之輩ハ500石以下」と「番頭格以下之輩」が不許可とされている。つまり、鎧を持たせて歩いている一行は無役500石以上の家格門閥層か番頭格以上の者の行列ということになり、乗物に乗っている人間は役職には就いていない門閥層の者ということなる。「有役之輩召連候供人数」についても表中①～④のような人数に改められおり、従来の規定で最も略された行列構成と比べてみても半分程度まで削減されたことがわかる（表8-2参照）。

ところが、「御一家・御一族之輩始兼而乗輿 御免之者も御儉約中三千石以下乗輿被相扣、大番頭格已上者馬ニ而相勤、番頭格歩ニ而相勤」めるという状況については不満が出ており、「御名代等相勤候節歩ニ而相勤候故及迷惑」ぶとの意見や「元来乗輿可仕者共一向乗輿被相留候而は何も迷惑仕」といった声上がり、翌年には「乗輿之儀は前々の通勝手次第可仕事」と元に戻され、50歳以上の者の「年齢駕籠乗」についても一旦は廃止されたにも拘わらず「右之通ニ而は極老之者共出行指支迷惑仕」という理由で、どうしても歩行が困難な者については「前々の通御用舎被成下事」とされている（表10参照）。

なお、50歳以上の者（老人）について、元禄16年（1703）段階までは「駕籠乗」ではなく「乗輿」が許可されており（表1・2参照）、時期は不明であるが、その後、「乗輿」は不許可とし「駕籠乗」を許可する方針へと転換したことがわかる。こうした「乗物駕籠乗之事」については、7代藩主重村の宝暦8年（1758）6月5日に出された「覚」に見ることができる（表11参照）。

表9 俟約令に見る「身持等之義」(宝暦6年〈1756〉正月)

馬について	<p>①1000石以下(歩行) 御一家・御一族之輩共ニ御城下ニ而馬立不申歩行ニ而可相勤候</p> <p>②1000石以上3000石下(馬〈歩行でも可〉) 馬ニ而可相勤候、尤歩行ニ而勤候共可為勝手次第事</p> <p>③若年寄并大番頭格之諸役人(馬〈歩行でも可〉) 1000石以下ニ而も馬ニ而可相勤候、歩行ニ而相勤候共可為勝手次第</p> <p>④大番頭格以下之輩并大番組(歩行〈武頭指立候時は馬許可〉) 1000石以上たりとも歩行ニ而可相勤事 但、御武頭廻番等之節も歩行ニ而可相勤之、指立候時ハ御借馬可被成下候事</p>
乗物について	<p>①御一門衆始無役3000石以上之輩(乗興許可) 乗興勝手次第</p> <p>②御一家・御一族并3000石以上(有役者は乗興不可) 有役之輩は乗興難成候事</p>
鑓について	<p>①無役之御一家・御一族之輩ハ500石以下(鑓不可) 鑓為指間敷候</p> <p>②番頭格以下之輩(鑓不可) 有役無役共ニ進退不寄多少鑓為指間敷候</p>
有役之輩召連候供人数について	<p>①若年寄・大番頭格以上(計4~6人) 侍2人(侍1人に相減候共不苦候) 鑓持1人 草履取1人 人口付1人 挟箱は入用之節計可為持事(人数未記載)</p> <p>②番頭格以上(計3~5人) 侍2人(侍1人に相減候共不苦候) 鑓持1人 草履取1人 挟箱は入用之節計可為持事(人数未記載)</p> <p>③番頭以下詰所以上(計1~4人/1僕召連候共勝手次第) 侍2人(侍1人に相減候共不苦候) 草履取1人 挟箱は入用之節計可為持事(人数未記載)</p> <p>④大番組等(計0~3人/或ハ1僕、或ハ無僕ニ而も勝手次第) 1000石以上之者共ニ上下3人 挟箱は入用之節計可為持事(人数未記載)</p>

『高野家記録』宝暦6年正月21日条より作成。なお、「④大番組等」の「上下3人」については、『高野家記録』享保6年4月9日条などより、主従合わせて3人と解釈した。

表10「乗興乗馬禁被相弛触」(宝暦7年〈1757〉年5月)

乗興について	<p>・御一家・御一族之輩始兼而乗興 御免之者も御俵約中3000石以下乗興被相扣、大番頭格已上者馬ニ而相勤、番頭格歩ニ而相勤候筈ニ候処、御名代等相勤候節歩ニ而相勤候故及迷惑候段被為聞候、人数等相減候義は何分ニも勝手次第之事ニ候、元來乗興可仕者共一向乗興被相留候而は何も迷惑仕候由相聞得、此段尤之儀ニ思召候、此御時節に候間可罷成程ハ人数等も相減俵約を元ニ仕、乗興之儀は前々之通勝手次第可仕事 但、有役無役共ニ馬上仕度者ハ勝手次第ニ可仕事</p>
駕籠について	<p>・50歳已上之者年齢駕籠乗候儀も被留置候処、右之通ニ而は極老之者共出行指支迷惑仕候由被為聞候、可罷成程ハ年齢駕籠乗可仕者も歩行ニ而相勤、自分之出行等も歩行可仕候得共、其内ニハ成かね候者も可有之間、前々之通御用舎被成下事 ・御医師駕籠乗候儀ハ為病家之間是亦前々之通御用舎被成下事</p>

『高野家記録』宝暦7年5月20日条より作成。

表11 乗物・駕籠について（宝暦8年〈1758〉6月制定）

①無条件で乗物を許可される者 御一家・御一族之輩，御申次以上之役人，3000石以上
②無条件で駕籠乗を許可される者 番頭格以上 医師・出家は制外之事
③年齢を目付に断った上で駕籠乗を許可される者 50歳以上之輩

『法禁』（『復刻版仙台叢書二』宝文堂，1971年）361頁より作成。

## 2. 供連規定をめぐる紆余曲折と行列の具体像

### ①「勤方」や「身持」の「御免」・「御用捨」

以上のように，宝暦5年（1755）未曾有の「領内大不作」が発生してしまった仙台藩では，翌年の正月21日に供連規定の変更をも含む儉約令を出しており，当日は「御城中御詰所」において奉行衆から大番頭へ4通の文書が渡されている。第1の文書では，前掲史料にあるような最悪の状態にまで落ち込んだ藩の財政状況についての説明がなされ，「元禄年中之被 仰出ニ被為寄当子年々辰年迄五ヶ年之間御儉約各別ニ」行うことを命じている。諸役所においても「格例ニ不泥只今迄之遣方四ヶ一相減是非御間合候様」に支出を抑えた運営を命じ，「元禄辰巳之御法式を目当ニ仕」ることを求めており，4代綱村の元禄辰巳の年（元禄13・14年）の「御法式」を模範としていたことがわかる。第2・第3の文書の内容は表9にまとめた通りで，第4の文書は次のようなものである。

覚

- 一，御一門衆始大身小身共無役詰所已上之輩勤方一円被成下 御免候，勝手次第在所ニ罷在，年始・御参勤・御下向之節も 御目見ニ罷登問敷候，右之内兼而 御機嫌伺等申上候輩は，御在国中何時ニ而も勝手次第一度罷登 御目見可仕候，右之外兼而御機嫌伺等不申上輩ハ，年始・御参勤・御下向之節ニ而も勝手次第一度罷登 御目見可仕候  
右何も罷登候節ハ至而輕仕可罷登候事
- 一，御役目相勤定仙之者，年始・御参勤・御下向之節計前々之通罷出，其外ハ例月之御礼も無用ニ候，御用ニ而致登 城候時ハ 御通之 御目見仕候義ハ可為勝手次第候，但，人ニより品有之輩ハ追而可申渡事
- 一，大番組当番，只今迄之通可相勤候，定仙之者は，年始・御参勤・御下向三ヶ度共勝手次第登 城仕，在郷之者ハ，右三ヶ度之内勝手次第一度罷登 御目見可仕，不如意之者は不罷登候共不苦事
- 一，御役目等又は御奉公之勤有之者は，其品ニより勤方寃候様二段々御吟味可被仰付事
- 一，諸願之義，家督被 仰付候義共，在郷ニ罷在候輩ハ名代ニ而可被 仰付事  
願相出候義も在郷ニ罷在候輩ハ名代ニ而願可相出事
- 一，隠居并家督之御礼ハ願可申上候，其外諸御礼不及申上候，品ニより不申上不叶節ハ可致指図事

- 一、子共初而之 御目見之義ハ、千石已上之嫡子ハ 御目見可仕候。千石已下ハ当分可為無用候、但、御一家・御一族并代々着座・番頭格以上之嫡子は千石以下ニ而も勝手次第 御目見願可申上事  
 家督并初而之御礼申上候輩、江戸・仙台え只今迄以使者申上候義ハ以飛脚申上、飛脚ニ而申上候義ハ以便書可申上候、併、使者不指上不叶義ハ其節ニ至可致差図候、御在國中從江戸も可為固然事
- 一、右諸御礼 屋形様え申上候分 御曹司様え可申上事  
 右献上物之義ハ、屋形様・御曹司様え相定馬代之半分充を以献上御礼可申上事
- 一、献上物之義、初鳥・初鮭等ハ格別、其外ハ献上物一式無用ニ候、品ニより不指上不叶節ハ可致指図事
- 一、面々身持之義、前々々段々被 仰出候よりも各別質素を可相用候、衣服之制ハ延享年中被 仰出候通、大身・重職たりとも布・木綿着用之義は可為勝手次第
- 一、小身之輩ハ、猶更此節布・木綿を着し、少も結構成体仕間敷候、勿論絹・紬より以上之衣服商売仕間敷由被相停候条、縦御一門衆又は万石以上たりといふとも、絹・紬已上之衣類女小袖迄江戸・京都えも申越間敷候、但、鬘斗目并女無工小袖指当入候分ハ各別ニ候、随分輕品を相用少分之義をも相厭候様ニ可仕事
- 一、新規之作事、不叶義ハ各別、先は無用ニ可仕候、御役目被 仰付、物書部屋等無之不自由ニ而も、長屋之内敷又はいか様之所ニ而もしつらひ可指置候、御用ニ而寄合候共寄合所等普請不仕、何様之所ニ而も御用可相弁事
- 一、嫁娶之祝義等、弥以輕仕、料理致無用、吸物酒三献、肴一種之外相出間敷候、併、遠方々婚儀相調料理不相出難成時分は、成程輕不可過一汁一菜事
- 一、諸事祝義等取遣候義、先ハ無用たるへく候、若重視義之節不取遣不叶義ハ段々被 仰出候趣を以猶更輕祝義一篇迄ニ可仕候事

以上 正月廿一日

ここで注目したいのは、通常であれば藩士たちが必ず行わなければならないような勤めを免除し、藩主への御目見や藩主および藩主家成員に対する御礼の言上あるいは献上物の進上といった儀礼的行為を大幅に省略している点である。かつて綱村治世下の元禄辰巳の年にも、異常な状態に陥った藩財政を建て直すため、各藩士たちへ御手伝金を課す代わりに「一門衆始御家士身持」が免除されたことがあった。今回の儉約令でも各役所へ「元禄辰巳之御法式」を見倣うよう指示し、「面々身持等之義」についても「辰巳兩年」に採られた方法に倣うような施策が施されている。第1条に「御一門衆始大身小身共無役詰所已上之輩勤方一円被成下 御免候」とあるのも、元禄13年(1700)・同14年の2年間に「御一門御一家御一族衆御番被成御免」たことに倣ったものであろう。これは「家並御番」を免除したということであり、「家並御番」が何なのかを考えれば、単に些末な儀礼的行為を免除したに過ぎないというような評価はできない。

仙台藩伊達家にあつては藩政初期に伊達騒動と呼ばれる御家騒動を引き起こしており、騒動の真っ直中に亀千代様と呼ばれた4代藩主綱村は成人後に親政を行い、失墜した藩主権力の回復・再

強化を図る政策を次々に行っていくことになる¹⁵⁾。実際の政治の場においては、しばしば一門衆らによって掣肘を加えられたのが彼の時代であったものの、それまで不規則であった門閥家臣たちについての上府・定仙および在所下向の原則を定め、君臣関係の規律化を推し進めたのもまた事実である。すなわち、初入部から約2年後の延宝5年(1677)5月、「御一門・一家・准一家・一族衆」に対し「御在国中ノ番割」を定め、上府する(仙台へと登る)者たちについてのグループ分けとその順番を決め、一定期間は仙台に留め置き、期間が過ぎれば各々の知行地へと帰すことを制度化しており¹⁶⁾、後々は「代々着坐并御盃頂戴之輩」(着座と太刀上)にも適用されている。

そして、『高野家記録』明和4年8月21日条に「無役永代着座之輩家並当番上府之節或ハ何そ彼役等被 仰付上府罷在候節は、朔望出仕又は諸御怡事并御機嫌伺等直々罷出申上候事ニ候」とあることからわかるように、定仙期間中(仙台滞在中)に藩主らに対して種々の儀礼的行為を行うのが「家並当番」・「家並御番」なのであって、君臣関係の規律化を促すための重要な行為なのである。したがって、綱村の辰巳両年の場合も今回の儉約令の場合もそうした「御番」を免除した意味は大きい。

また、元禄12年(1699)12月に「辰巳両年」にわたる一門衆らの「御番」を免じた際には、「千石以下之衆ハ御迎ニ被罷登候儀、被致無用、夏中御機嫌伺ニ可被致出府候事」や「御一門中息方御一家御一族衆惣領大身之衆モ、御迎ニ被罷登候儀被致無用」旨も一緒に命ぜられており、「千石以下之衆」や「御一門中息方御一家御一族衆惣領」らについては、元禄13年(1700)5月に江戸から仙台へと下向する綱村を出迎える必要がないものとされている。今回の儉約令では、一門衆をはじめ無役詰所以上の者たちに対して「勤方一門被成下 御免候、勝手次第在所ニ罷在、年始・御参勤・御下向之節も 御目見ニ罷登間敷候」と命じており、元禄期に行われた免除よりもさらに踏み込んだものであったことがわかる。

主君と仰ぐ者へ御目見に参上するのは武士として当然の行為とも言えようが、まして他家に比べて強大な門閥家臣を抱える仙台藩伊達家にとっては、年始の御礼は主従関係再生産の最も重要な場である。この頃までには藩主を中心とした官僚機構による藩政運営がなされるようになってはいたが、年始にさえ上府しなくともよいというのは、やり過ぎのような気もする。それだけ劣悪な経済状態だったとも言えようが、財政再建を目指して出されたこの儉約令は、封建的主従制の根幹にかかわる内容を持つものであり、「勝手次第在所ニ罷在」ことを認め、年始規式への参加も義務づけず、藩主への御目見等も最小限に止めるのであるから、裏を返せば、在郷へ籠もりきって主君への御目見もせず、諸願が許された時の御礼や献上物の進上もせず、相応の供廻りも準備しない者が出て来ても不思議ではない。それを敢えて藩主導で行かせたのである。

ところが、一転して、宝暦8年(1758)2月になり儉約令以前の状態に戻されている¹⁷⁾。新藩主重村の初入部にあたっての措置である。宝暦6年の儉約令発布当時の藩主である6代宗村はその年の5月に死去してしまい、同年7月に息子重村が跡を継いでいた。その彼が「御代替初而

15) 詳しくは前掲拙著を参照。

16) 『青山公治家記録全書』延宝5年5月19日条(平道重編『伊達治家記録七』(宝文堂, 1976年) 426～427頁)。

17) 『高野家記録』宝暦8年2月15日条。

御入部被遊」ということで、旧例に戻されたのである。宝暦8年2月15日、家格着座高野家の当主倫兼は、「兼而在所仕罷在候代々着坐并御盃頂戴之輩」への仰せ渡しとして、「御在国中廿日充之御番、其外身持等之義迄、御儉約中御用舎被 仰付候処、当夏御暇被 仰出 御下向被遊候ハハ、御代替初而 御入部被遊候間、御着城之砌人馬召連候義・御礼・御番、其外諸事御儉約以前之通被仰出旨」を命ぜられており、同様の内容が詰所以上の役人へも仰せ渡され、「人馬召連候義并諸御礼其外諸事」について「御儉約已前之通」とされている。

藩主として初入国する7代重村を迎える家臣たちに「御下向之節も 御目見ニ罷登間敷」と指示するわけにはいかないのも当然と言えば当然である。藩の財政を再建するということと、儀礼的行為を通じた君臣関係の規律化あるいは主従間の紐帯強化・主従関係の再生産という両方のバランスをどのようにとっていくのか、そこが問題であり、「諸士身持之義」に関する藩の政策が二転三転する部分でもある。凶作による大飢饉の発生、膨大な費用のかかる参勤交代や関東諸川の修理普請役・蝦夷地警衛のための派兵・日光普請役といった幕府から命ぜられる様々な軍役奉仕、全国的な商品貨幣経済の発達とそれに巻き込まれる藩士たちの存在、そして、米価安の物価状況などによって、藩財政の窮乏化が進み伊達家中の生活が追い込まれていくのは宝暦期以後も同じであり¹⁸⁾、その度ごとに儉約令が出され藩士たちの「身持」が「御用捨」されており、本稿で分析対象としている藩士たち個々人の供連についても何度も法令が出されることになる(表12～21参照)。

かと思えば、先に見たように旧例に戻す指示を出すこともあったし、それまで定仙していた藩士たちに対し彼らの生活を成り立たせるため在郷移住を認めた藩が、後に大進家臣に「成丈定仙も仕候様可心懸」旨を申し渡したり、「大番組始諸士定仙之義も段々被 仰出置候へ共、相続基本立兼候故敷、今に際立定仙之者も無」いことを嘆いたりもしている¹⁹⁾。

供連について言えば、「御家中一統御手伝被仰付候に付、供人数等省略可召連由」を仰せ出したにも拘わらず、「詰所以上は勿論番頭格以上并常々供人数之義、是迄も各別に省略召連候義にて、此上人数相減候ては御役階級も無之候間」という理由で、「常式は是迄之通召連、御名代或は上使等都て指立候節は是迄よりは供人数相減らすように微調整することもあったのである(表15参照)。表12～21までを一覧していただければわかるように、仙台藩では幕末に至るまで何度となく藩士たちの供連に関する法令を出しており、「番頭格下之輩は鑓をも不為持見分ケも無之候間」という理由で「詰所以上之輩は徒以上えは袴為着常々可召連」旨が明和3年(1766)に命ぜられているものの、安永4年(1775)には「番頭格下詰所已上之輩并大番組300石以上共ニ鑓為持候義前々之鑓可為持」ように改正している。つまり、詰所以上の者へ鑓を許可しない場合には彼らの連れて歩く徒の者に袴を着用させ、鑓と袴によって、どのような格式を持つ者の行列なのかを見分けていたことがわかる。なお、明和3年令では、私用で組む行列の場合、大番組格以上であっても鑓を持たせず、供人数も減らすことが許されており、天保7年(1836)にも同様に申し渡されている。

18) 以上、佐々木慶市「近世史」(『宮城県史復刻版2』)参照。

19) 以上、『続法禁』5-1。

表12 「若年寄始御家中御城勤向供人数御用舎之事」(宝暦11年〈1761〉正月)

馬・乗物について	①若年寄始大番頭格以上之輩(馬または歩行) 病身等無余義品有之者は格別, 多は乗輿相扣馬又は歩行二而相勤 ②番頭格已上之輩(歩行) 病身等無余義品有之者は格別, 乗輿馬上共相扣歩行二而可相勤候
供人数・鑓について	①若年寄始番頭以上 供廻人数相減候義, 勝手次第相減召連候義不苦事 附, 病身等二而乗輿之輩雖為河外漉尺3人二而相勤候事勝手次第不苦事 ②詰所以上之輩 鑓之外供人数勝手次第相減不苦事 ③大番組等 右ニ随ひ猶更相減可召連事
有役者の供人数について	・近年の進退不相応ニ人数大勢召連候者も相聞得, 勿論進退高下ニ無構家並を以一樣ニ召連候者も有之様ニ相聞得候, 有役之者も御役之供廻えハ不相構無役之節之供人数召連候者も相聞得候, 御役ニ附居候而は有役之供廻不召連不叶事ニ候, 御定之通屹度相守可召連 ・御役ニ付而も家之方ニ而御取扱在之節并年始7日迄ハ御用之外自分之礼廻等家ニ附候儀ハ無役家並之供廻召連候義不苦

『高野家記録』宝暦11年2月1日条より作成。

表13 俵約令に見る「身持等之事」(明和3年〈1766〉11月)

有役之輩常々供人数について	①若年寄・大番頭格以上(計4~5人) 侍2人 鑓持1人 草履取1人 挟箱入用之節計勝手次第(人数未記載) ②番頭格以上(計3~4人) 侍1人 鑓持1人 草履取1人 挟箱入用之節計勝手次第(人数未記載) ③詰所以上(計1~3人/只今迄2人召連候輩或1僕召連候輩共に1僕召連候義ハ可為勝手次第候) 侍1人 草履取1人 挟箱入用之節計勝手次第(人数未記載) ④大番組等(計0~3人/或1僕, 或無僕にても勝手次第) 1000石以上之者共ニ上下3人 挟箱は入用之節計可為持事(人数未記載)
乗物について	・年始・歳暮は不及申縦指立不申節或自分出行等之節共ニ只今迄之人数召連候義は勝手次第可仕候, 併常々之義は随分相略候様可仕候
袴・鑓について	・詰所以上之輩は徒以上えは袴為着常々可召連候, 番頭格下之輩は鑓をも不為持見分ケも無之候間右之通被仰付候, 但, 御武頭下之輩并御番医師ハ勝手次第為着可申事 ・自分之出行等之節は縦ひ大番頭格以上たり共鑓をも不為持供人数相略候義共ニ可為勝手次第事

『高野家記録』明和3年11月13日条より作成。なお、「④大番組等」の「上下3人」については、『高野家記録』享保6年4月9日条などより, 主従合わせて3人と解釈した。

表14 「御役金御免ニ付、身持并勤方」(安永4年〈1775〉12月／安永5年正月より適用)

供人数について	・御一門衆始大進歴々之輩常々供人数当分相減候義勝手次第相略相応ニ召連候様ニ明和3年仰付候通当分可相心得事
鍔・挟箱について	・番頭格下詰所已上之輩大番組300石以上共ニ鍔為持候義前々之鍔可為持候、挟箱は可為勝手次第事
馬・袴について	・馬は大番組共800石以上も勝手次第可仕立候、且詰所已上之輩徒之者以上え袴為着義可相扣候

『高野家記録〈退隠記〉』安永4年閏12月29日条より作成。

表15 「御家中一統御手伝被仰付候に付、供人数等省略」(文化11年〈1814〉6月)

供人数等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詰所以上は勿論、番頭格以上并常々供人数之義、是迄も各別に省略召連候義にて、此上人数相減候ては、御役階級も無之候間、常式は是迄之通召連、御名代或は上使等都て指立候節は、是迄よりは供人数相減、既に常之程にも致減少可召連候、尤是迄乗輿にて相勤候分も、此末歩行にて相勤不苦候、挟箱は常式にても入用之節は為持可申候、他所之者等え応対之節は是迄之通可相心得候</li> <li>・御小姓組、定御供之内、100石以下之輩は、常には勝手次第は不召連共不苦候</li> </ul>
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

『秘蔵録』(『復刻版仙台叢書十』宝文堂、1972年)277～278頁より作成。

表16 儉約令に見る「有役常々供人数」(文政9年〈1826〉)

①大番組以上(計5人) 小性1人 歩之者1人 鍔持1人 草履取1人 挟箱持1人 (但、馬・駕籠ニ而相勤候儀ハ勝手次第可仕候)
②番頭格以上(計4人) 小性1人 歩之者1人 鍔持1人 草履取1人(但、馬・駕籠ニ而相勤候儀ハ勝手次第可仕候)
③300石以上詰所以上(計3人) 歩之者1人 鍔持1人 草履取1人
④300石下詰所以上(計1～2人／但、200石下之輩1人召連候共不苦候) 歩之者1人 草履取1人
⑤御小性組・江戸番馬上(計2～3人／但、2人召連候共勝手次第可仕候) 歩之者1人 鍔持1人 草履取1人
⑥300石以上(計2人) 歩之者1人 草履取1人(但、鍔為持之儀勝手次第可仕候)
⑦300石下(人数不明／但、200石以上之輩2人召連候共勝手次第可仕候) 是迄之通
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人等差支候節ハ格別、成丈ヶ公私共不相略様可心懸候</li> <li>・差立候節ハ右ニ准シ人数相応ニ可召連候</li> <li>・江戸他国詰之節ハ当分是迄之通可相心得候</li> <li>・詰所以上之輩徒之者ハ是迄之通褫為着可申候</li> <li>・無役之輩も右ニ准身分禄高相応ニ召連候様可心懸候</li> </ul>

『続法禁』4-7より作成。

表17 馬や鑓の御用捨と供人数等について（文政11年〈1828〉5月）

馬・鑓について	・常々於御国元ハ150石以上馬上役たるへき由今度之御条目へも被相載候へ共御先代被仰出候通当分ハ先以只今迄之通800石以上馬を立、300石以上鑓為持候様、引続御用捨被成下候訳ニ候、乍然800石以下150石以上にて馬を立鑓為持度輩可為勝手次第事、但、800石以下ニても番頭格以上之面々ハ文化4年被仰出置候通馬相立可申候
供人数等について	・供人数等ハ当分文政9年被仰出候通可召連事

『続法禁』4-11より作成。

表18 倭約令に見る「詰所以上始供人数」（天保4年〈1833〉）

①若年寄・大番頭格已上（計4人） 侍2人 鑓持1人 草履取1人
②番頭格以上（計3人） 侍1人 鑓持1人 草履取1人
③詰所以上（計1～2人／但、只今迄兩人召連候輩或ハ1僕召連候輩共ニ1僕召連候義ハ可為勝手次第事） 侍1人 草履取1人
④大番組等（計0～2人／或ハ1僕或ハ無僕ニても勝手次第事） 右ハ1000石以上之者共ニ上下3人
・御小性組定御供之内100石下之輩常々は勝手次第僕不召連候共不苦候

『続法禁』5-13より作成。なお、「④大番組等」の「上下3人」については、『高野家記録』享保6年4月9日条などより、主従合わせて3人と解釈した。

表19 倭約令に見る鑓・袴・供人数（天保7年〈1836〉10月）

倭約方針について	・天保4年大不作ニ付詰所以上始供人数被相減、御一門衆始大進歴々之輩常々供人数此上相略、兼而乗輿之輩勝手次第歩行不苦、挟箱は常々共ニても入用之節ハ為持可申、内証向共ニ召仕之男女成丈減少可申趣共ニ被相触置候通ニ候処、当年も非常之大不作ニ付弥天保4年被相触候通
鑓・袴について	・自分之出行之節ハ縦令大番頭格以上たりとも鑓をも不為持供人数相略候義共ニ可為勝手次第事 ・詰所以上之輩ハ歩以上えハ袴為着常々可召連候、番頭格以下之輩ハ鑓をも不為持見分ケも無之候間右之通被仰付候、但、御武頭下之輩并御番医師ハ勝手次第為着可申事
供人数について	・御小性組等100石以上之輩内之者は病氣故障等之節ハ無僕ニても不苦趣ハ此頃伺之上相済候通可相心得候

『続法禁』5-13より作成。

表20 「先規之通供人数等之御触」（嘉永元年〈1848〉11月）

供人数等について	・当時供人数等御格外ニ被相略置、何時迄も右体ニ而者不相濟事ニ候条、引続御手伝指上候覚悟にて、衣食住之義より別而質素倭約仕、其節ニ至り如元相復候様可心懸候
----------	------------------------------------------------------------------------------

『源貞氏耳袋六卷』10～11頁より作成。

表21 俟約令に見る供人数等について（安政3年〈1856〉11月・12月）

11月令	・番頭以上以下之輩共ニ御衣冠御東帯等御騎馬御供相動候節、此末大番頭已上徒2人召連候輩ハ、1人ニ而又ハ一切不召連小性而已、右以下輩ハ右江准し挟箱相減、口付2人ハ1人と申様、何レも勝手次第ニ相減候様被仰渡
12月令	・御一門衆始大進曆々之輩常々供人数等此上致省略候儀不苦、尤兼而乘輿之輩勝手次第歩行不苦、挟箱ハ常々ニ而も入用之節ハ為持可申旨、天保4年被相触候所、右之輩在々神社仏閣江参詣等之節、行粧取飾供人数も大勢召連候族も有之事ニ相見得、如何之事ニ候間、自今何分質素致供人数も相減、被相触御趣意相立候様可仕候

『源貞氏耳袋八巻』78頁より作成。

### ②供連にこだわる者、こだわらない者

表12にもあるように、「御役ニ附居候而は有役之供廻不召連不叶事」とされており、勝手に「無役家並之供廻」を召し連れることは許されておらず、家格門閥層であっても藩の役人である以上は各役職ごとに定められた供廻りでなければならなかったことがわかる。もともと低い家格の者であれば自己の役職序列が上がるにつれて供廻りも多くなってこようが、より高い格式を持つ層では役職に就いたことにより供廻りを少なく抑える必要が出てくることもあり、「無役家並之供廻」の方が人数が多いこともあったのである。

行列を組む際に家格によるのか役職によるのかという問題については、家格着座高野家の『高野家記録』に興味深い記事が載っているので紹介してみよう。『高野家記録』明和4年4月7日条には次のようにある。

○左之通長沼氏家来々通達有之通達門四

写

御手前義、当正月二日登 城之節詰之御門内え小性兩人召連候処、御門御定ニ着坐之部立無之、壹人外難相入由御門番御武頭申聞候に付、前々々兩人充召連來候間、只今迄之通被成下度品々被申聞令承知候、着坐之輩年始・歳暮供人数之義宝曆十一年相触置候通ニ候間、年始には小性兩人相入候様可有之候、右之趣御門番御武頭へも申渡候、以上

要人 下野

三月十二日 長沼五郎助殿

将監

達写

拙者義、過ル二日年始御規式え登 城之節詰之御門内え小性兩人召連候ニ付、其節御門当番新妻源之丞申聞候は、登 城之節詰之御門内え侍二人相入候処、詰所以上ハ壹人外不罷成候間、下宿之節ハ壹人相留候段申聞候間、私共年始其外指立之節は家席之方にて大番頭格以上之方ニ而登城致候間、前々々侍二人相入候間、不相分事も候ハ、相伺候様申答候へハ、御門御定ニハ御一門衆、御一家・御一族衆、番頭以上、詰所以上と分立有之、着座之事無之候間、御役目之方を以見詰候外無之候、外ニ紛候義も無之候間相伺候ニ不及候、若夫共ニ兩人相入候義と存候ハ、拙者共方々相伺御武頭方えも御下知出候様可仕由紙面ニ而申聞候間、拙者共指立候節は大番頭以上之方ニ相附、前々兩人つ々

相入、且御門ニ而も無異儀相通来候義ニ而、当年改而指支候義も難心得候、若着坐之分立無之分シ  
かね候ハ、相伺候様申遣候得共、前書之通兩人相入候義ハ指支候由再応及応対候、扱又如前文拙者  
共年始其外指立候節ハ前々御役用之方ニハ不相構、家席之方ニ而登 城等仕、供人数も大番頭以上  
之人数召連、且御門内えも前々兩人充相入来候義ニ候間、此以後共ニ只今迄之通被成下度奉存候、  
御門御定ニ着坐と申義無之候得共、番頭以上侍二人相入申御定ニ御坐候而前々相入来候間、御吟味  
被成下度、右之段相達申候、以上 正月 長沼五郎助

明和4年(1767)正月、家格着座長沼五郎助が年始規式に出席するため登城した際、「詰之御門内」へ小姓2人を連れて行ったところ、当日門番を務めていた武頭新妻源之丞が、詰所以上の役人の場合は門内へ侍2人は入れられない決まりであり、「御門御定」でも「御一門衆、御一家・御一族衆、番頭以上、詰所以上」に分類され「着坐之部立」は設けられていないと主張し、双方譲らず、悶着を起している。当時、五郎助は脇番頭であったので²⁰⁾、役職に依拠すれば役列規定における詰所以上の格式を持つ役人だということになる(表5参照)。故に新妻は詰所以上の役人についての供連規定に違反する旨を告げたのであろうが、五郎助によれば、家格着座の家柄は「御役用之方ニハ不相構」に「年始其外指立之節は家席之方にて大番頭格以上之方ニ而登城」する決まりなのであって、これまでも「供人数も大番頭以上之人数召連、且御門内えも前々兩人充相入来」ており、「御門ニ而も無異儀相通来」たのだという。結局は、奉行衆から「着坐之輩年始・歳暮供人数之義宝暦十一年相触置候通ニ候間、年始には小性兩人相入候様可有之」との命が下ることで落着し、同じく家格着座である高野家にも一件に関する知らせが届けられたのである。

着座という家格を保有する門閥層が「年始其外指立之節」にどう扱われ、それによって供連がどう変化したのかがわかる事例である。すなわち、日常的な取り扱いとは異なり、「年始其外指立之節」にはその人間の家格が優先され、「家席之方」に基づく供連が認められたわけである。このように「無役家並之供廻」に固執する者たちは他にも見られたと思うが、日々の供廻りについては様子が異なっていたようである。同記録宝暦11年(1761)正月18日条には次のようにある。

木村与三郎下宿相招夕飯出候^{計二業}、内証えも相通何も対顔、依所望音楽有之^{筈節太鼓}、夜食出五半比被帰也、予間、在所申達山荘ニ居候処、仙台宅ニも又居、府中も上下四人ニ而ゆき通候、此段 忠山様御存知被遊候而度々 御意も有之候、然処近年何と歟右之通ニも仕悪様ニも存候、各方御定も可有之哉問候処、在所申達候衆ハ在郷ニ居候而、仙台え出候にハ相定身分相応之人数召連不申候得ハ私共方ニ而答申候、前々より忍而府中通行有之方幾人も有之、佐々久馬親ハ、乗輿ニ而鑼なし、若党一・二人、挟箱もなく、後藤執政え御間晒^{解力}ニ而度々被相越候、執政其段御心得候得共御構もなく一生夫ニ而済申候、当時も忍而通行有之候而も指而忍ひ候ヲ押而御尋候事ハ無之候、然共何事そ出来達ニも成候時、身分不相応之人数ニ而は答申候、途中ニ而執政方え行逢可立忍様無之時は時宜可有之候、執政之意ニより其分之会釈ニ而御過ニも可有之候得共、吟味と申ニ成候而ハ其科難遁候、前々と違ひケ様之義御さくりに聞得候間用心可有之候、予云、御一家・御一族衆始在所分ニ而忍ひ而府中通行幾等も今以有之候、此等も御説之通ニ候得は至而痛候事ニ而、前々有之義、縦事出来 公義届ニ成候而も御答メ無之と申物ニ無之候而は痛

20) 『伊達世臣家譜一』(『複製版仙台叢書』宝文堂、1975年)149頁、『高野家記録』宝暦14年12月13日条より。

と成候、又尤新規事ニも無之候間ケ様之儀ハ被相伺御定置候ハ、痛ニも不成、また先例と存忍ヒニ通行御咎ニあひ候者も可有之由申候得ハ、其段ハ吟味申候得共、指当所定仙者・在所者と申時ハ、在所いつも在所ニ居、出府之時ハ出府之人数ニ而通行可申、指当所ニ而吟味可申達様無之候、扱又只今迄忍ヒ通行之義能用心有之候ハ、今迄之通ニ而も可相濟候との事也、予云、夫ニ而も忍而通行申ハ危道ニ而、先ハ難成事ニ候、折ふし茂ヶ崎参詣仕候処、毎度出府達も世話故自分出府其時々達ニ及申間敷歟と庄子武助等ニ問候処、自分出府とても出府申候ハ、可相達然との返事にて候由申候得ハ、彼等もあふなかり御挨拶申に而可有之由被話也

これは高野家の親類である木村与三郎が高野倫兼宅を訪れ、夕食を食べながら語り合った内容である。倫兼は藩に在所下向を願い出た後でも龍宝寺の境内にある別宅（「山荘」）や仙台屋敷にそのまま居続け、城下を「上下四人」にて歩き回っており、以前は藩主宗村も承知していたことなのだという。ところが、最近ではそのようなことがし難い雰囲気になってきており、何か決まり事でもあるのかどうか当時目付役を務めていた与三郎に尋ねている²¹⁾。与三郎によれば、在所下向を申し出た者は在郷に居るのが当然で、仙台へ出てくるには「相定身分相応之人数」を召し連れる必要があり、そうでなければ目付が処罰せねばならないが、「前々より忍而府中通行有之方幾人も有之」というのが実情で、「佐々久馬親」などは、「乗輿ニ而鎗なし、若党一・二人、挟箱もなく、後藤執政え御間晒^{解カ}ニ而」度々後藤執政の許を訪れているが「執政其段御心得候得共御構もな」く済んでいた。ただし、何か事が起これば身分不相応の人数であるという理由で処罰されることもあり、奉行衆と行き逢った際に「吟味」ということになり罪を逃れられないような状況になる可能性もある。まして「前々と違ひケ様之義御さくりも聞得」るので用心した方がよいのだという。これに対し倫兼は、「御一家・御一族衆始在所分ニ而忍ヒ而府中通行幾等も今以有之」のであり、彼らについても「御説之通ニ候得は至而痛候事」なのであって、「前々有之義、縦事出来 公義届ニ成候而も御咎メ無之と申物ニ無之候而は痛と成候」と述べている。

すなわち、彼らの話しからわかるように、日常的には家格門閥層の者であっても供人数に全くこだわらず、藩の規定も無視して「身分不相応之人数」で行き来する者が少なからず見られたのである。自己の家格が重んじられる「年始其外指立之節」に「家席之方」に依拠した人数を召し連れることにこだわった長沼五郎助の事例とは全く対照的な姿と言えよう。

## おわりに

宝暦2年（1752）6月5日、古内肥後組の坂本養十郎は、清之丞という人物を怒りにまかせ傷つけ、清之丞が黙っていたことをよいことに報告もせず、かつ、「分限ニ応し郎従召抱候筈之御定」であるにも拘わらず「五百石以上之禄を拝領し居ながら無僕同然之体」につき不届き至極ということで、「御城下并宮城郡・名取郡・黒川郡三郡御追放」の刑に処されている²²⁾。仙台藩が、

21) 「山荘」については『高野家記録』寛延3年9月1日条など、木村与三郎については『伊達世臣家譜一』96頁より。

22) 高倉淳『仙台藩刑罰記』1080（1988年、542頁）。

活きた規定として供連規定を運用し、「御定」を遵守するよう藩士たちに求めていたことがわかる。しかるに、この事件から約4年後の宝暦6年正月の儉約令を出すにあたり大幅な供人数の削減を認め、大番組士らへ「或ハ一僕、或ハ無僕ニ而も勝手次第」と命じたのも藩当局自身なのであった（表9参照）。その後も藩は財政再建のために儉約令を出し続けており、しばしば「面々身持等之義」を「用捨」し規定を緩め、時に儉約令以前の状態に戻し、時に微調整を行うなど、紆余曲折していくことになる。

藩士たちの側も、供連にこだわる者、こだわらない者、そして、こだわれない者たちがおり、文政8年（1825）頃の様子について、藩は次のように説明している²³⁾。すなわち、「大番組無役」の者たちは、「禄柄之者」であっても「先ハ無僕に而」出歩いており、それは「畢竟相続難洪ニ而不行届故之事」だとは思われるが、中には「相応ニ召仕候者有之輩ニても一人之供を召連候は却而目立候様ニ心得相扣候者忸」もいるという。藩は、この問題は「禄之高下ニも不拘義に而、供をも召連候者士風之覚悟猶有之筋」であり、「忸・三百石以上」の者ともなれば「無僕ニ而」出歩くのは「可恥入程之義」なのであるから、「強而禄柄ニ無之候とも召仕も有之者ハ人繰次第先ハ僕を召連候様」に心懸けよと命じている。当時にあつては「無僕ニ而も勝手次第」とはされなかったのである。

藩が言うように供を召し連れるかどうかは「士風之覚悟」に関わる事柄だとしても、こうした問題を単に「士風之覚悟」云々だけで片付けることはできない。確かに士風の廃頹も見られるが、果たしてそれだけが原因であったのか。文政期よりも前の寛政9年（1797）には、生活に行き詰まった藩士たち2033人が一味同心し「士一揆」が企てられている²⁴⁾。寛政10年5月段階での仙台藩伊達家家臣総数は10069人であり²⁵⁾、その5分の1以上の者が賛同したことになる。

自分たちの生活の惨状を語り家格一門伊達安芸・伊達式部兩人に藩への取りなしを訴えた願書では、多重債務に苦しみ、「面々出生之子ハ家督計忝兩人助ケ置、其余ハ皆戻し子ニ仕、又は壱人も助ケ置可申様無之者」もいるような「目もあてられぬ事」が起きている実態が述べられ、「武具・馬具・兵具・衣類より器物之類、衣服書冊之類、尤竹木等迄も売払」って父母妻子を養っている様子について必死に訴えている。「家内父母妻子之衣食ともニ取続せ可申様無之」彼らにとっては、子どもたちへ「武術諸芸稽古読書等迄も可為仕様は元より無之」なのであって、定められた供人数を用意することもかなり難しいことであったと思われる。願書には「家内ヲ養」・「父母妻子ヲ養」といったような表現が頻出しており、「士風之覚悟」を示す以前に、「永ク家内安堵仕居」ことが切なる願いなのであって、身動きがとれない閉塞状況がそこにはあったのである。

【付記】本稿は、平成20～23年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究B）による研究成果の一部である。

23) 『統法禁』4-1。

24) 難波信雄「仙台藩の寛政改革」（『東北学院大学東北文化研究所紀要』5, 1973年）23～26頁、『落文写』（『仙台市史資料編2』〈1996年〉116〈210～225頁〉）。

25) 『惣家中分限並役附帳』（東北大学附属図書館所蔵〈本館己A・3・196〉）より。

# 大正初期岩手県農村の分析

## —「岩手県江刺郡藤里村々是調査」を中心に—

三 浦 黎 明

### [要旨]

明治末・大正初期の東北農村は、日露戦争による増税と凶作によって非常に疲弊した。岩手県農村もその例にもれないが、大正2年の凶作の後大戦景気にも支えられて、岩手県の農業生産は増大する。県と県農会とが岩手県農政を推進したが、「町村是」運動もその1要因であろう。その農村調査は20世紀初頭の岩手県農村の実態を示す貴重な資料である。ここでは「江刺郡藤里村々是調査」の事例によって農村生活の諸相を解明する。

キーワード：明治末・大正初期，岩手県農村，農家経済，町村是，実態調査

### はじめに

岩手県における近代農村の歴史的研究では、森嘉兵衛の社会経済史的研究がその先駆的なものであろう。早くは『岩手県農地改革史』の中で、「近世役畜農業経営」を稗場入会地との関連においてとり上げ、その近代化を考察した。その際1村レベルの資料にもよりつつ地主制の形成・展開を分析している¹⁾。のちに『岩手県近代百年史』ではその林野入会地に関して、部落有林野統一事業の分析を補足し、その所説が継承されてきた²⁾。

森はこのように、『岩手県胆沢郡小山村農事調査書（大正元年）』の資料によって補強している。それは県統計書や農事統計などではみられない貴重な資料であるから、先にその全文を復刻・紹介しておいたことがある³⁾。それは斎藤万吉の農家経済調査の一部であり、また県農会の橋田正男が携わった調査でもある。そしてこの調査については、「明治後期の岩手県農村の分析—「小山村農事調査書」の分析を中心に—」において、農民層の分解の視点から若干検討してきたところである⁴⁾。しかし小作地率の推移は明治45年に32%であり、大正期にはほとんど増加しないことも注意したい。これを受けて、本稿では、県内の「町村是」から『岩手県江刺郡藤里村々是調査』を取り上げて、20世紀初頭の農村の状態を別の角度からできるだけ具体的にみてみたい。

明治末・大正初期（1910年代）は、岩手県農村の疲弊は甚だしかった。その中で岩手県農会は精力的に農村調査（「町村是」と「産業調査」）に取り組んでおり、『岩手県農会史』もその経

1) 岩手県農地改革史編纂委員会『岩手県農地改革史』1954年。

2) 森嘉兵衛『岩手近代百年史』1974年，岩手県『岩手県農業史』1979年。

3) 三浦黎明「資料紹介・岩手県胆沢郡小山村農事調査書（大正元年）」（盛岡短大『法経論叢』第9号），1988年。  
紫波郡煙山村については、中村吉治編著『村落構造の史的分析』（1956年）が、明治・大正期にも言及している。

4) 盛岡短大『法経論叢』17号，1996年，のちに三浦黎明『岩手県の勸業政策と農会』1998年に収録。

過を紹介している⁵⁾。しかしながらその内容にはあまり触れてはいない。これは『岩手県農業史』でも同じである。明治後期の農村と農家の実態を帝国農会による「農家経済調査」の県レベルのデータで紹介している。ここでは1村レベルの町村是調査により補うこととしたい。

前回検討した胆沢郡小山村（現奥州市水沢区小山）を念頭に置きながら、まず『岩手県江刺郡藤里村々是調査』（現奥州市江刺区藤里）に目を向けてみたい。県農会の指導とはいえ、農業生産の増進のために村々の調査員が戸票（小票、カード）を使って「合議的調査」「憶測」をまじえながら実態を押さえ、村の方針を模索しようとするものであった⁶⁾。明治45年2月から村農会により村役場の協力のもと始められ、調査専務員は当初2名、のちには3名で実施された。3月6日から村内を8区に分けて戸票調査を実施し、10月4日に終えている。人員は合計のべ267人に及んでいる。

それは一種の村民（村内）所得計算であり、農村と農家経済を中心とする総合的な実態調査でもある。その有効性には当時から賛否の声があったが⁷⁾、今では歴史の多角的な研究に有益な資料であろう。ただし、その調査方法が現在とはかなり異なるから、その利用（統計的な処理は簡単ではない）には留意する必要がある。それは先学の研究が指摘するところであるが⁸⁾、農村と農家経済を1村レベルの資料に基づいて解明することができるであろう。

## 1、明治末・大正初期の岩手県農村と「町村是」調査

### （1）明治後期の農村の疲弊

20世紀初頭、明治30年代の後半には、わが国の農村と農家経済は、明治37～38年の日露戦時の増税により厳しい環境におかれた。明治36年農商務省から農業生産の増産のため「農事改良行十四項目」（督励事項8項目、奨励事項6項目）が農会に諭達され、短冊苗代などの強制を含むいわゆるサーベル農政が推進された。農家の抵抗により、和賀郡江釣子村では37年に反対の一揆さえ起こった。

当時岩手県地方では、明治29年6月の三陸大津波のため沿海地方30有余の漁村で大災害があり、同年8月には陸羽大地震もあった。西和賀郡では被害が最も大きく、水田の亀裂・陥没により稲の成熟が遅れ、田畑とも半作となった。35年の凶作では、稲の出穂期に気候が不順となり、9月28日の大暴風雨で県下の収穫皆無の田畑は2万9075町歩であり、水田の3分の1、畑の6分の1に及んだ。さらに38年の凶作においても稲の生育中に低温と長雨のため中稲および晩稲は穂が実らず、平年作の66.2%の減収となった。35年の凶作よりも12%の減収であった。貧農の食料と燃料補給の一助として、蕨根、栗実、檜の実のほか枯れ枝、落葉を官有林と皇室林から採集できる

5) 川原仁左衛門『岩手県農会史』1968年。

6) 横山雅男『町村是調査綱要』, 1909年。

7) 柳田國男の町村是批判は住民の自発性を重視したものである（『時代ト農政』, 『定本柳田國男集』第16巻所収）, 1962年。

8) 一橋大学経済研究所附属日本経済情報センター「郡是・町村是資料マイクロ版集成目録・解題」, 1999年、なお同マイクロ版に「藤里村村是調査」を収録。

ように許可を得ている⁹⁾。35年と38年の凶作は江刺郡でも深刻であり、米の減収高は35年では平年の29.9%、38年には56.5%と落ち込んだ。郡役所所在地の岩谷堂町の管外からの輸入米は38年11月分でも台湾米等57.200斤（約34トン）、3075円に及んだ¹⁰⁾。

こうして食糧米の輸入を経験し、食糧と軍馬の飼料確保のために、米麦の増産運動が展開された。日露戦時の明治37年、岩手県では盛岡高等農林学校長・玉利喜造（36年赴任、全国農事会の顧問）を部長とする対時局産業及勤儉督励部がおかれ、その運動が組織的に推進された。その督励項目のうち短冊苗代は100%、稲麦の種子塩水選、通し苗代の廃止は約40%、稲の正条植は10%程度が実施された¹¹⁾。奨励事項の勤儉貯蓄組合の設置は、内務省による奉公的貯蓄組合の奨励によるが、市町村に報国勤儉貯蓄組合を組織し、冗費の節約と副業により郵便貯金または銀行預金をさせ、公債・国債を購入させると同時に、のちにこの貯蓄組合を産業組合に改組するものであった。したがって、37年の勤儉貯蓄組合は239となったが、信用組合を中心として産業組合は39年には前年の96から199に激増した¹²⁾。

玉利は35年の凶作を機に『東北振興策』を著し、米作偏重から麦類・ジャガイモなどへの作付けの転換を主張している¹³⁾。その後、大正2年にも凶作に襲われたので、原敬が益田孝らと東北振興について懇談し、渋沢栄一、岩崎久弥らと相談のうえ東北振興会（第1次）を起こし、のち昭和期には東北振興が国策として追求されることになる¹⁴⁾。

内務省は日露戦後経営のために明治42年の戊申詔書を受けて、明治22年施行された市制・町村制の一部を明治44年に改正し、町村長の権限を強化しつつ、農村の建て直しを図ることとなった（地方改良運動）。そして、明治43年（1910）には農商務省とともに、林業の近代化と町村財政の強化を目指して、部落有林野統一事業に乗り出した。それは自給肥料を条件とする小農経済（森のいわゆる「役畜農業経営」）の基盤を揺るがす。そのため長期にわたり妥協を重ねつつ進められたが、ついに未完のうちにこの事業は昭和14年（1939年）には放棄される¹⁵⁾。

## （2）農会による町村是調査

さて、農会が30年代に取り組んできた町村是運動は、明治34年（1901）に全国農事会によって『町村是調査標準』が作成・配布され、拡大された¹⁶⁾。各県で多くの郡是・町村是が作成され、明治36年の第5回内国勸業博覧会（大阪）に数多く出品された。それは前田正名による明治23年の『農事調査』を受けて、その旧部下や同調者が各農会や町村において実態調査に基づいて農業生産を増進するための市町村是（基本方針）を策定し、市町村を建て直すことを模索したものである。

9) 三浦黎明「資料紹介・岩手県勸業施設概目」（盛岡短大・『法経論叢』1～3号、1980～82）。

10) 江刺市『江刺市史』第5巻、1979年。

11) 岩手県『時局ニ対スル産業督励調査 第一次』1905年。

12) 長江好道ほか『岩手県の百年』1995年。

13) 玉利喜造『東北振興策』1904年。

14) 岩本由輝『東北開発120年』1994年、増補版2009年。

15) 半田良一編『林政学』、1990年。

16) 全国農事会『町村是調査標準』1901年。

岩手県では農会が主体となり、明治35年に『町村是調査標準』が1000部配布された¹⁷⁾。模範村として紫波郡佐比内村（現紫波町佐比内）が選定・調査され、『岩手県紫波郡佐比内村村是調査』が出版され、博覧会に出品された。その後日露戦争で中断したが、県農会は明治40年にまず3か村の町村是調査に取り組むことを表明し（『岩手県農会報』、54号）、その調査を主導する橋田正男（盛岡高等農林学校助教授）を41年10月に技師兼幹事として迎えた（退任は大正2年5月）。明治42年には横山雅男の講演会を開き、講演記録を内務部でも出版した¹⁸⁾。こうして、明治41年から大正3年にかけて「町村是」は16、その簡略版である「産業調査」は212（その他に7）、それぞれ調査発表された（合計235、ただし一部重複）。県下の市町村の数は1市21町219か村であるから（郡を除いても合計241団体）、ほぼ全市町村で実施されたとみてよい¹⁹⁾。

これらの調査は、岩手県分は現在25点の「村是」と「産業調査」とを見ることができる。その収集にあたった高橋益代によれば、全国の町村是調査活動は第1期（明治22年～）、第2期（30年～37年）、第3期（38年～大正12年）に区分される。調査内容も変化するのであるが、岩手県の調査は第2期には1点（紫波郡佐比内村）、第3期には24点があり、おおむねこの時期に集中している。その後の第4期（昭和5年以降）には2点がある²⁰⁾。

岩手県の町村是には3類型がある。1つは紫波郡佐比内村のものである。2つは明治44年以降に県農会が担当したものであるが、このタイプもすべて調査項目が同じではないし、編集の仕方と同じではない。しかし、北は岩手郡松尾村から南は気仙郡小友村までの事例があり、のちに地域比較もできる。3つは和賀郡藤根村村是であるが、郡と村とが、著名な森恒太郎の愛媛県温泉郡余土村の『町村是調査指針』（明治42年）の調査票に準拠しながら一部の項目を省略し、調査したものである。他には「和賀郡郷土教育資料」の村是（大正13年）と「和賀郡十二箇村是」（昭和3年）があるが、時期的にみてやや異なるであろう。

本稿では、『岩手県江刺郡藤里村々は調査』（大正2年）を取り上げる。その理由は、もっとも多い第3期の村是であり、またその内容が最も詳細だからである。最初の佐比内村村是とその他の村是は、これとの比較において、稿を改めて地域別にみることにする。

## 2、大正初期江刺郡藤里村の概況

### （1）旧江刺郡藤里村の変遷と現況

旧江刺郡藤里村は、2011年現在では奥州市江刺区藤里である。奥州市は平成18年2月に（2006年）、水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町、衣川村の5市町村が合併し、成立した。面積は993.35平方キロメートル、東西に約57km、南北に約37kmに及ぶ。北は北上市、金ヶ崎町、西は遠野市、南は一関市に面している。東北新幹線、JR東北本線と国道4号線、東北自動車道が通過し、

17) 岩手県農会『岩手県農会報』23号、1903年。

18) 横山雅男、前掲『町村是調査綱要』1909年。

19) 前掲『岩手県農会報』各年、なお1号（1901）～195号（1931年）があり、20世紀の初めの30年の農業史研究の好個の資料である。現在AGROLib（農林水産研究成果ライブラリ）で閲覧できる。

20) 高橋益代「『町村是』資料について－マイクロフィルム郡市町村是調査資料解題－」、1988年。

交通至便である。水沢区は北上川の右岸、江刺区は北上川の左岸であり、藤里地区は北上山系（種山が原）よりの伊手川にそっている。土地の利用状況は、現在では田が17.7%と、畑の4.8%よりも多い。ほかには宅地が3.5%、山林が44.1%であり、農地の割合が大きく、稲作を中心とする農業地帯である。同時に、奥州市水沢区、江刺区には商業集積と工業団地もある。人口は、130,171人で（国勢調査）、岩手県全体の9.4%を占め、盛岡市につぐ大きな地方団体である²¹⁾。

ひるがえって江刺区藤里村の変遷を簡単に見ておこう。昭和30年（1955）に江刺郡岩谷堂町（旧江刺郡役所所在地）、愛宕村、藤里村、田原村、伊手村、米里村、玉里村、梁川村、広瀬村、稲瀬村が合併して江刺町となり、さらに昭和33年に江刺市となった。そのうち藤里村は明治22年（1889）に町村制を施行したが、それは明治8年浅井村と横瀬村の合併により成立したものであるから、2つの字からなる。明治以前、江刺郡はじめ県南4郡は仙台藩に属し、明治以降は一関県、水沢県、磐井県の管轄となり、そのため地租改正は水沢県・磐井県において実施され²²⁾、9年に岩手県に編入された。

ここで便宜上、戦前期として昭和12年（1937）の統計的指標をいくつか見ておこう。藤里村の戸口は全戸数417戸（10年の人口2673人）、うち農業381戸、工業16戸、商業7戸である。総生産額は35万円、うち農産が21万3千円（うち米15万5千円であり、反当り1石6斗である。その他麦2万9千円、大豆8千円、繭4千円がある）、ついで畜産1万9千円（馬1万1千円、牛乳4千円）である。耕地は水田340町歩、畑190町歩である（田の比率64%）。次に林産では用材6万8千円、木炭1万円である。米は豊作の年なので、1人当り年平均生産額は131円であり、「恵まれたる方」といわれる。農家の構成は自作農148戸、自小作農227戸、純小作農28戸であるから、自小作農を中心とする農村である（土地は町未満、切り捨て、金額は百円未満、切り捨て、以下同じ）²³⁾。

## （2）明治45年（大正1年）の江刺郡藤里村の概況

それでは、『大正二年三月 岩手県江刺郡藤里村々是調査』（A4版、本文126頁2段組み、図1）を見ていこう²⁴⁾。村是は大體「総論ノ部」、「経済ノ部」、「参考ノ部」そして「将来ノ部」の4部からなるが、藤里村村是も同じである。前の3つが実態調査であり、それをふまえて4部で「村是」を策定する。「経済ノ部」は町村経済に関する一種の村民（村内）所得計算である。1村を単位とする農業生産所得と家計消費支出とをいわばマクロ的に数量的に調査・集計し（一部は調査員の「憶測」もあるが）、村々の生産額を把握して増産策を提言するものである。あわせて村の自然環境から歴史・民俗にも目を向け、「総論ノ部」と「参考ノ部」でかなり多面的に補足紹介している。以下においては、村の概況、農業生産、農家の消費生活に分けて経済的側面を中心として、整理してみたい。

21) 奥州市公式サイト

22) 『岩手県史』第8巻、1964年。

23) 岩手県教育会『岩手県郷土誌』1940年、復刻版1978年。

24) 岩手県農会『大正二年三月 岩手県江刺郡藤里村々是調査』1913年。ただし調査は明治45年・大正1年、橋田正男の指導による。

藤里村の沿革は明治8年の浅井村・横瀬村の合併に由来し、22年に藤里村となった。自然環境では、気候は岩谷堂町のデータによれば、年平均11度、1月の最低気温マイナス12.5度、最高気温は7月の30.5度である。土質は北上山系に発する伊手川沿岸は肥沃であるが、他はやせている。水利は周囲の官有林を水源とする川があり、溜池も141か所あるから、用水には困らない。また主要街道として旧盛街道（現397号線）があり、西1里32町（7.5キロ）で岩谷堂町と、また東18里（72キロ）で盛港（現大船渡市）と結ばれる。

次に村の戸口、職業別戸口である。まず在籍戸数（同人口2715人）と現住戸数（同人口2533人）は、両者347戸で一致するが、人口は現住人口の方が182人少ない。これは出稼ぎ（38年以後北海道漁業出稼ぎが盛んになる）その他などによる。内訳は、現在農業戸数が260戸、同兼業戸数87戸であり、合計347戸であるから、いまだいずれも農業とかがわりがある。商業戸数の21戸、工業戸数の54戸、雑業戸数の25戸（獣医1戸、僧侶3戸を含む）は合計100戸である。兼業は2種以上するので、兼業戸数と一致しないと注記されている。

人口のうち「農人口」は2186人であるから、現住人口2533人より347人少ない。農人口のうち「農業ニ従事セザル者」には、「労働ニ堪エザル者」840人と「出稼スル者」103人とがいる（男55人、女48人）。他に地主7人がいるが、田畑5町以上にして10町以下を作付けするものが1人である。昭和12年の記録では藤里村には10町歩以上の地主がいない²⁵⁾。つまり大地主が成長する条件がなかったのであろう。

つぎに土地および耕地の状況はどうであろうか。土地の地目別反別は、田283町、畑235町、宅地38町（坪表記を換算）、山林419町、原野844町、雑種地1町（町未満は切り捨て）、合計1828町である。耕地518町のうち田の比率が55%を占めており、大正年間には耕地はほぼ同じであり、昭和12年には畑から田に45町転換している程度である。その他村内の官有林は5か所からなり、合計505町であるから、民有林よりやや広い。

村内・村外別の土地所有を見ていこう。他町村（おそらく都市部）のものが所有する村内の土地は田畑その他合計42町である。その小作料は現物であり、田は米117石、畑は大麦4石、大豆5石を支払う（石未満は切り捨て）。一方村民が他の村に所有する土地は、田畑・山林・宅地を合算して約50町となるから、やや多く所有しているが、田畑は実は少ない。その小作料は現物で受け取り、自作の場合は税負担をする。この場合、本村民の所有する土地（田266町、畑229町、林野1296町、宅地38町）は1829町であり、上記の村内の土地反別の合計とほぼ等しい。35年以後10年間の土地の売買が判明する。土地売買は村内・村外いずれもあるが、村内売買の方が多いため、約80町歩の田の土地所有権が村内で移動したことになる。

### （3）藤里村の自小作別・経営規模別階層構成と田畑のあり方

この調査では、田畑の所有規模別構成のみならず、経営規模別構成が判明する。所有規模別では、338戸のうち5反未満が162戸（44.9%）、5反以上1町未満が75戸（22.2%）、1町以上3町以下が69戸（20.4%）である。3町以上100町以下は32戸（9.5%）といっても、10町以上は2戸であ

25) 岩手県経済部「耕地10町歩以上所有者調」1937年（渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧（岩手編）』、1995年）。

るから、大地主が成長しているわけではない。さらに経営規模別では、347戸のうち5反未満が110戸(31.7%)、5反以上1町以下が114戸(32.9%)、1町以上2町以下が94戸(27.1%)であり、2町以上層は29戸(8.3%)である。経営規模別は1町未満層が半数であるから、総じて零細経営である(5町以上10町以下は1戸のみ)。また、自小作別構成では、自作農は116戸(33.4%)、自小作農は222戸(63.9%)、小作農は9戸(2.6%)であるから、純小作農は少ない。また、1戸当たり反別は自作農が2町3反、自小作農が1町、小作農は2反である。田畑497町のうち小作地は75町であるから、小作地率は15%とかなり低い。要するに1町ほどの土地をもち、1町ほどの経営をする自小作農が多数を占め、零細な農家経営を営んでおり、多くが兼業農家である。

次に田畑の等級別をみてみよう。土地の肥沃度、日照のよしあし、沢田・深田の如何による区分であるが、田の場合上級127町、中級106町、下級42町となる。田畑の傾斜地別の区分もある。田を見れば、平坦地13町、緩やかな傾斜地139町、急な傾斜地30町である。田畑の区画は、田では大(7畝以上、7アール以上)が20%、中(3畝以上)が50%、小(3畝以下)が30%である。岩手の耕地整理は胆沢郡南都田で当時緒に就いたばかりであり、37年には県も指定補助をしている。乾・湿田は、乾田が118町、高畔田5反、普通水田103町、鉄気水田1町、深田60町となり、一部で乾田化が必要であった。さらに人耕・馬耕の区別をみれば、田では279町が人耕であり、馬耕は4町であるから、馬耕の普及はわずかであった。開墾適地としては、畑を田に変換できる個所(3町)、原野を畑に変換できる個所(85町)があった。藤里村は、平坦地農村ではないが、60町の深田があり、経営規模も1町歩と小さいので、いまだ人耕中心であり、馬耕を導入するには至らない。

#### (4) 藤里村の財産所有の形態(団体有と個人有)と部落有財産の統一

財産所有の区別として、まず団体有には村有と部落有がある。村有は田、原野、山林、宅地であり、9町程度である。他方、部落有は原野462町であり、量的には圧倒的に多い。したがって行政上は部落有林野の村有への統一が必要であった。村有の基本財産の増殖法では、学校林を置いて植林をするほか、救荒予備のために資金を蓄積することがあげられ、「藤里村基本財産蓄積条例」(明治36年)と「藤里村救荒予備金蓄積条例」(明治42年)、それに先立って藤里村有財産管理規定(明治35年)をそれぞれ定めた。

部落共有地では「藤里村部落ニ係ル共有地管理法規程」を定めた。規程では、浅井部落、横瀬部落の共有地の管理には村長が当る。各部落に一戸を構え、2年以上居住すれば、共有地の使用权を得るが、他に移転すれば失う。共有地にかかる地租、地方税、村税その他必要な経費は各部落の負担とする。その賦課法は村会の議決によるという。森によれば、藤里村・玉里村(隣村)の入会権者220人が横瀬部落の入会地366町をもち、140人の入会権者が浅井部落の入会地96町をもっていた。かれらが40人の連署で県の勸奨により大正1年10月に同意書を提出し、統合された²⁶⁾。こうして入会集団は依然としてあるが、それは部落有財産から村有に移されているから、村落共同体の性格を希薄にしたものといえよう。

26) 森、前掲『岩手近代百年史』。

つぎに個人有財産には、不動産と動産の2つがある。不動産は土地（1829町）と建物がある。動産は、備品類のほか、債券（1600円）、株券（9610円）、「余裕貯穀」（200石、2,800円）、貯金（52,640円）、「貸金額」（30,819円）、「有金」のほか、「各業者の資本」（230円）がある。資金の運用では、貯金が最も大きく、金貸しに重点があり、株式投資、債券投資がこれにつぐ。さらに畜産の家畜（359頭、20,900円相当の牡牛12頭、牝牛6頭、牡馬115頭、牝馬226頭）と家禽がある。牛馬では圧倒的に馬に重点があり、馬に依存する農業経営となっている。家禽はいまだ少ない。

ついで1戸当たりと1人当りの財産額であるが、その所有額による農家の3階層を計算し、区分している。財産所有額によって村内農家戸数347戸を区分すれば、上層（4500円以上）は28戸（8.1%）、中間層（1200円以上）は102戸（29.4%）、下層（1200円以下）は217戸（62.5%）となる。それは前述したように、土地所有の上層（3町以上）、中間層（1町以上3町以下）、下層（1町以下）の3階層と大筋では重なる。

### 3. 藤里村の農家経済の収支構造

#### （1）農家経済の収支概要

町村是の「経済ノ部」では、藤里村を1つの家計として計算するから、いわば村民（村内）所得計算にあたる。まず村全体の収入総額は162,112円であり、それは農業収入101,422円、林業収入13,986円、工業収入494円、商業収入6528円、雑収入3432円、副業収入3341円、労働賃金4593円、他村からの受取小作料434円、村外・村内の貸付金、公債、株式、貯金の利子9457円、雑収入6403円のほか、「産出肥料」13,223円からなるが、内訳額の合計と収入総額とは一致しない。利子の負担額は5565円であるから、差引3892円は村としては収益となるが、むろん得たのは上層農家であろう。

農業収入の内訳に入ろう。穀類81,943円、荳類4962円、蔬菜2124円、果実660円、特用作物1579円、雑類6768円、養蚕1239円、畜産2147円がある。ここで注意すべきは、貸付金利子は、村内・村外での貸付利子収入を計上しているが、小作料収入はなぜか他村からの収入のみであり、村内での取得額を表示していない。もう一つ、「産出肥料」は購入肥料ではなくて厩肥などの自給肥料であるから、その見積もり額、貨幣換算額であろう。ただし、後でみるように支出項目には農業生産費があり、肥料費として自給肥料とみられるものと購入肥料とみられるものを合計19,410円としている。これと「産出肥料」との差は6187円であり、それを購入肥料代とみてよいであろう。とすれば「産出肥料」は収入と支出とで計上されている。

収入では、穀類等の農業収入が圧倒的に多く、養蚕・畜産はいまだそれほど多くはない。この時期41年に藤里村養蚕組合が創設されたのであるから、養蚕はこれ以降に増大するのである。林業収入はともかく、その他の収入は副業収入、労働賃金もなお小さく、むしろ金貸しによる利子収入が大きい。小作料は村内分が計上されない。

他方村の支出総額は171,237円であり、内訳はまず生計費87,448円（うち被服費が5784円、食料費が73,189円、建築修繕費が2315円、器具費が504円、消耗品費が5656円）である。そのほか

の生活諸経費は、冠婚葬祭費6023円、交際費6020円、教育費1740円、衛生費3257円である。

次に農業生産費であるが、それは種苗費2805円、肥料費19,410円、農具費955円、病虫駆除予防費28円、養蚕費636円、家畜費11,089円、家禽費274円、農産製造費53円、農業生産雑支出3414円、報酬および賃金3176円であるから、計41,840円である。以上の2項目の支出は、次節4で改めてみることにする。

さらに諸税負担額は12,460円とあるが、他町村への支払小作料1952円、借金利子は5565円、雑支出は4892円であり（以上3項目12,409円）、それは他村からの受取小作料434円、利子収入9457円、雑収入6403円（以上3項目16,294円、その差額3795円）である程度相殺されるから、村外からの収入でカバーしきれない税負担が収支の赤字の一要因となろう。

いずれにせよ、支出項目では生計費と（農業）生産費とを一応区別し、家計と経営との未分化をある程度反映している。項目の分類と整理も課題であろう。生計費の中では食料費が圧倒的に多く、農業生産費では肥料費が圧倒的に多い。そして税負担が生計と生産を圧迫していることがわかる。なお、小作料は村内村外への出入りのみが集計される。

さて、以上の村全体の総収入から総支出を差し引くと9094円の赤字となる。この大正1年は不作として、44年の実収から米などは20%減少としているのも一因であろう（粳米だけでも71,514円に比し57,211円であり、その差14,303円）。これでは副業と出稼ぎが必要となるわけであるが、赤字の理由・要因の説明がない。実際は自給部分によって補われる部分もあったであろう。税負担では44年には滞納者は7人であり、ほぼ納入している。この赤字は1戸あたりでは23円、1人あたりでは8円となるが、下層に重かったであろう。1村を1家計とする村民（村内）所得計算では、他の村や都市への貨幣の出入り関係を捉えることはできるが、村内の階層間の所得の移転が分かりにくい。しかし、この経理方式ではやむを得ないが、収支の中で村内の小作料収支を度外視するのは、自小作農が多いとはいえやはりおかしいのではなからうか。

## （2）農家収入の内訳

まず農業収入からみていくが、それにより農業生産物の中身が分かる。明治45年の農作物の生産高は、平年作を上回った44年の実収高（粳は4469石）より品目別に1～2割の減収（粳は3575石）としている。その中で第1は穀類（81,943円）であるが、内訳は粳米（57,211円）、糯米（8606円）、大麦（8190円）、小麦（2080円）、粟（5538円）、黍（96円）、玉蜀黍（6円）、蕎麦（208円）である。このように米麦が圧倒的な比重を占め、粟のほか雑穀類は少ないが、米麦重点化の方向にある。重要作物の第1、米の品種は数多いが35年の凶作を機に変化し、早稲10%（関山など）、中稲60%（関府、亀之尾など）、晩稲30%（ソッキリなど）では各種が栽培された（陸羽132号は大正10年以降）。そして明治農法を取り入れた肥培管理のありかた（田では1毛作、畑では2毛作）を具体的に紹介するが、ここでは割愛する。他の重要作物は、2の麦、3の大豆、4の粟があるが、麦は中等地1反歩での収支計算では赤字である。

第2に荳類（4962円）では、大豆（4314円）が中心で、小豆、豌豆等はわずかである。第3は野菜（2124円）であるが、いまだ多くない。品目は多く、菜菔（大根803円）、馬鈴薯（675円）

等多数あるが、大根以外は作付け地が宅地内のため記入されていない。人参、牛蒡は粟と合作、小豆は大豆と合作、大根、蕪は馬鈴薯の兼作という。

第4の果実類(660円)では梨、甘柿、渋柿などで、他は桃、梅、林檎が若干ある。第6の特用作物(1579円)は桑(1248円)、大麻(204円)のほかは楮、漆、胡麻、荏等若干である。やはり桑に重点が移りつつある(高木仕立て13,700本が中心、速成は1200坪)。第6の雑類(6768円)には枇、「懐」(糠か)等が多い。

第7は養蚕(春繭など1239円)であり、春繭は45戸が40枚を、夏繭は4枚を掃き立てているが、養蚕の比重がまだまだ大きくない。第8の畜産(2147円)では畜類の売却が多く、馬(1242円、3歳以上15頭、3歳以下9頭)のほか牛、鶏卵がある。あわせて駄賃収入(557円)、委託馬の飼育料もある。駄賃収入は畜産というよりは運輸収入というべきであろう。

ここで、重要作物の当時における変遷をみれば、特用作物のうち、茶、煙草、藍、茜花は姿を消し、秋芋(からいも)稗、楮は絶滅したという。商品経済化の進展の結果、これらは駆逐されたのであろう。他方陸稻、甘藷、落花生が試作され、馬鈴薯、小麦、桑が作付けを拡大しているので、今後増加するであろう。

その他、林業収入では杉、松の用材(3248円)、薪(4828円)、木炭(1431円)があるが、乾草、生草も2881円ある。工業収入(1029円)では、豆腐、菓子、水車(47臼)、大工、木挽き、屋根屋、樋屋、鍛冶、鑄掛、左官、土方、柚、裁縫職、摺臼職、表具職、猟師、「方鑑師」等の職人の収入である。うち収入の多いのは豆腐(757円)で、7戸ある。また鍛冶(170円)は1人であり、単価(日当)40銭、425日分の仕事をしたようであるが、農家の兼業としてこれらの職人がいまだ専門化しきらずにいるわけである。商業収入(6528円)も種々あって、酒類、米穀商、菓子、小間物、材木商、牛馬売買、旅店、飲食店、質店、金貸、肴商、古着商があったが、いずれも専門化しきったわけではない。売上の大きいのは金貸し(6戸)で、49,370円の売り上げ(貸し付け)、そして4937円の収益を得たから、収益率は10%である。他方酒類は4戸であり、2354円の売り上げで、利益は214円であった。

雑業収入(3432円)には、獣医、僧侶、産婆、神子、按摩、官吏(5人、395円)、公吏(17人、1251円)、学校教員(10人、1548円)がいる。ここでは官公吏・教員は雑業とされている(就学率は35年に100%、学校は横瀬と浅井の各小学校のほか農業補修学校がある)。

また農家経済において大事な副業の収益(3341円)には、蓆、俵、縄、草履、藁靴、ケラ、雪靴、馬靴、付木、箸、織物、賃網があり、藁細工が多く、利益が多いのは藁靴である。単価が2銭、29,030枚で、収入は580円、しかし控除額が34円なので、利益は525円とある。いずれも農家の貴重な現金収入源であったろう。労働賃金(4593円)を得るものもあり、副業の収益を上回る。年季雇(39人、926円)、日雇い(男7735人、1160円、女5708人、856円)、奉公人(5人、25円)のほか出稼賃(110人、1625円)が増加した。そのため村内では奉公人、年季雇、日雇も得にくくなったという。さらに出稼ぎによる賃金収入により消費の商品経済化が進み、「華美な」風潮となったという。これに対して「冗費」の節約が求められるが、自給経済にはもはや帰らないであろう。

産出肥料（13,223円）は厩費が中心であるが、貨幣換算では人糞、人尿も少なくないし、草木灰、刈り草もある。最後に雑収入（6403円）では、恩給、扶助料、祝儀・法事、村外からの仕送り金（1635円）、村外への土地の売却代（1499円）がある。

#### 4、藤里村の支出構造と消費生活

##### （1）農業生産費の内容

ここでは農業生産費の中身をみる。第1、種苗費（2805円）がある（林業を含む）。大きいのは粳（915円）、大麦（1135円）であり、その他は糯、小麦、大豆・小豆、蔬菜類、果樹類、材木苗、桑苗があるが、金額は少ない。第2の肥料費（19,410円）はいかにも大きい。特に厩費（11,289円）があるが、前に見たように他にも種々の自給肥料がある。他方、購入肥料は過リン酸石灰（248円）、大豆粕（3680円）、油粕（422円）、石灰（513円）などがあり、他村より入る下肥（978円）、もみ殻、その他の肥料もある。こうして購入肥料が増加している。

それに比べると、第3の農具費（955円）は、新規購入、修繕あわせた額であるが、人力依存から脱してはいない。それでも耕耘器具には持立犁（1.8円）、馬鋤（1.5円）、その他鋤、3本鋤に混じって蟹爪（0.2円）もある。そのほか万石等の収穫器具、摺臼等の雑具、蓆織機等もあったことが分かる。第4に養蚕費（636円）があるが、桑葉に502円費やしている。第6の家畜費（11,089円）では、家畜の購入代（1172円）と種々の飼料である。中でも大豆1023円、藁3378円が大きい。第7は家禽費（274円）であるが、飼料が207円である。その他、第8が農産製造費（53円）、第9が雑支出（3414円）であり、茅のほか藁靴、雪靴、馬靴等があり、副業として生産しているものが多い。なお農業生産費中の報酬及賃金（3176円）があるが、前述した年季雇、日雇い、奉公人の労働賃金（4593円）よりも少ない。

##### （2）藤里村の金利負担と税負担

さらに税負担（12,460円）、他町村への支払い小作料（玄米117石、貨幣換算1952円）、さらに借金利子（43,297円）があるが、それらは広義では農業生産費に含まれるものもあるかもしれない。銀行借り入れは14,300円（年利8.5%）、信用借金が28,997円（うち、村内から22,509円、村外から6489円借り、年利は15%）である。信用借金の金利は低下傾向にあるというが、銀行金利の2倍の高利である。その金利支払いは5565円であった。零細な中下層農は穀類の売却で現金収入を得るが、それ以外では生活の窮迫の際には借金をするしかなく、資産家から質借り、抵当借金をし、耐えがたい高率の金利負担を強いられた。実際、土地の村内外買い入れ、同売り渡しは双方あり、多くはないが土地が年々移動している。一方、農工銀行からの借り入れもあるが、それは桑園開設のように事業経営の場合であるから、その利用は上層農であろう。

次に、財政的な諸税負担はきわめて大きく、明治35年から44年までの金額と滞納者数が掲載されている。直近の明治44年における国税は5733円、県税は3454円、村税は3320円、区費は404円という割合であり、12,911円の負担である。この年の滞納者は7人である。しかしながら、過去10年間の税負担の増減をみると、国税は35年の3663円から42年の6412円まで増加し、43年から低

下したのである。県税、村税もほぼ同じように41～43年まで増大したので、滞納者は明治35年の288人から39年には547人へと増加し、40年の405人を経て、41年に100人へと減少した。日露戦時の国税を中心とする増税は明らかであり、現住戸数347戸にもかかわらず、滞納者は38年から40年には547人から405人を数えた。このように財政面の負担額の動向を見れば、35年以降農村と農家経済がいかに疲弊していったかがわかる。

さらに小作農には小作料の負担があった。そのデータは少ないが、田1反歩の標準的経営収支をみると、中位の地主は中田で14円を得ており、同様に自作農は10円を得るが、小作農は4円の損となる。そこで1反歩当りの小作料は中田で1石1斗（1石15円とする）として、小作農には大きな負担となる。したがって小作農は、地主（ちなみに県地主会は明治40年に結成された）の小作農奨励にもかかわらず、彼らは土地改良に努力をしないし、肥培管理も十分ではなかった。地主小作関係では古株地主に比べて新株地主はより近代的な契約厳守の方向に変わったという。とはいえ「天災事変」のときは相当の割引があり、小作料はまれに人夫もあったし、凶作のときは刈分もあった。

### （3）農産物の販売

米の販売は12月から3月が多く、多くは岩谷堂町で販売しているが、馬車便により共同販売も可能となりつつあるという。やはり同地で、原料の肥料、農具を「奸商」から購入し、家畜の売買は家畜商による。物品（物々）交換は種子などはともかく、一般に農産物ではあまりない。やがて購買組合が必要となるであろう。

また、貯蓄に関する組合として、字浅井の常住者により藤里村浅井力行組合（規約全20条）ができた（明治43年11月）。共同貯蓄として、毎月11月から1回ずつ向こう10カ年間郵便貯金をするものであった。組合員は1株～5株をもつが、それを売買、譲渡はできない。こうして、藤里村の産業組合は、その後信用購買組合として大正7年組合員410人、出資総額11,450円で成立することになる（組合長・小沢八良）²⁷⁾。

### （4）農家の生計費とその内訳

まず、生計費（87,448円）には被服費（5784円）、食料費（73,189円）、建築修繕費（2315円）、器具費（504円）、消耗品（5656円）がある。

うち被服費は衣類、足袋、夜具類、毛布類、履物類などが大きい。実にさまざまある。食料費は多額であり、種類も多い。めばしいものだけでも、糯米、粳米、大麦、小麦、粟、味噌豆、馬鈴薯、肴類、食塩、酒、刻煙草など、これだけでも食生活の商品経済化が分かり、別に考える必要がある。建築では、新築が17戸ある。器具とは鍋釜の類である。商工業の関係者では、時計の修繕がある。消耗品は薪、木炭のほか石油がある。蠟燭、マッチもある。

その他、広義の生計費として冠婚葬祭費（6020円）、交際費（6023円）、教育費（1740円）、衛生費（3257円）がある。冠婚葬祭費には誕生祝い、御祝儀、年賀、葬式、法事、諸講、建築祝い、御祭がある。村内の上流、中流、下流で、その額もすべて異なる。交際費には饞別などがある。

27) 岩手日報社『岩手年鑑』1927年。

教育費には筆墨、紙などのほか、授業料、大きいものが他村での就学費である。県立・郡立学校の生徒は12人、1179円である。衛生費は大部分が薬価（2455円）である。以上の広義の生計費でもエンゲル係数は70%となる。

#### （5）農民生計の度合

衣服、食物、住宅に関して、上級、中級、下級の農家の様子を紹介している。衣服では季節別の平常着（男女）の数と金額がわかる。食事内容は同じものでも調理法が違うという。朝食は麦飯、粟飯あるいは粥、茶漬け湯漬けである。中流以下では滋養物は塩魚ぐらいである。貧農は賃金収入のないものは、粗末な粥等である。この点も、改めて消費生活の近代化の進展の面からみていく必要があるだろう。階層別の格差とその拡大も問題であろう。住宅は階層別に建物、坪数等を紹介している。下層では本宅、厩舎、厠のほかは薪小屋しかない。

村是では、消費動向については、特に日露戦後に都会風の流行が衣服の購入に現れ、その点に注目し、人情が「華美浮薄」に流れることを戒めている。反面では、徴兵婦郷者の軍人的規律の影響を称揚している。

#### おわりに

以上の実態調査をふまえて、「藤里村々是」は「将来ノ部」において、次のように村是を設定する。一応みておこう。まず必行事項としては、

1、養蚕の発達を図ること、2、産馬の改良を図ること、3、製炭を奨励すること、4、藁細工を奨励すること、5、造林を図ること、6、冗費の節約貯蓄を励行すること、7、村基本財産の蓄積を図ることをそれぞれあげている。その際、理由、方法、予想ないし目標の数値をあげている。これらは、狭義の農業経営の発展よりは、むしろ副業に重点があり、それなしには、「世運」つまり時代の流れ、日露戦後の資本主義の確立と変質に、農家が対応しきれないことを認めている。副業は勧めるが、さすがに出稼ぎまでは奨励していない。

次に奨励事項としては、

1、耕種法の改善を図ること、2、牛馬耕の普及を図ること、3、堆肥の製造を励行すること、4、村農会の活動を図ることをそれぞれあげている。これらは、1～3は明治農法の受容による農業生産の増進を勧めるものである。しかし、注意すべきは、特に牛馬耕の導入を深耕の意義とともに、農作業の省力化の意義を説いている点であろう。それは養蚕のみならず副業を営む際に、特に夏季に繁忙となることへの対応策ともいえるであろう。

以上は、多くは現実を追認するものか、地主制下では実現の難しい技術改善であり、農家、特に自小作農は、副業と農外における出稼ぎの増加とその現金収入によって存立を図るしかないのであろう。それは資本主義の発展によって農家経済が規制されつつあることを示している。

また、副業に従事できるかどうかの問題と関連して、労働の繁閑、あるいは休日（45日）を、年中行事とあわせて紹介している。それは陰暦であるが、紀元節などの休日が新暦で挿入され、国家的休日（5日）が浸透しており、徴兵経験とともに農村生活を変えたであろう。それは農家

生活の新しいリズムを示すものである。むろん農事暦をみれば、氏神信仰をはじめ、部落の祭日のリズムがある。虫送り、雨乞いは往時の慣例であったというが、田植えや収納（収穫）は重要な行事であった。

1日の労働時間は、冬の7.5時間から夏の10時間であり、夜業は春・冬が2.5時間である。「労働工程」としては、牛馬耕では1日2反歩、壮丁の人耕では1日5畝とする。それが1日の「工程」1人であり、20歳から45歳までの成人の標準作業量である。15歳から20歳まではその4割であり、また45歳から55歳まではその6割である。農作業には農家の年齢階梯に応じた仕事量があったであろう。しかし、それがたとえ表現としても「労働工程」とされ、農村外部の経済活動の規範に制約されつつあるといえる。

以上、「藤里村々是調査」を経済面に即して紹介したが、「小山村農事調査書」と比較してみよう。後者の課題設定は明快であり、明治後期における農家経済の困難を探り、農家の経営的分化・分解を捉える視点が強い。一方、「藤里村々是」は幅広く村の総合調査を狙いとし、課題設定が曖昧となっている。しかし、曖昧な面があるとしても村単位の収支計算、あるいはいわば村民所得計算の試みである。その際「合議的調査」、「憶測」により貨幣換算、推計のため、商品経済化の進行が見えにくい場合もあった。また村内における小作関係への分析には深入りしない。それが当面は「対町村思想」、「対郡思想」を鼓舞し、大正3年以降の岩手県主導の米麦増収運動につながったとも言えるであろう。

町村是調査の特徴は、明治末・大正初期の農村と農家生活を多面的に調査し、農産物と農作業、消費生活を計数により記述している点である。次の課題は、まず県下の地域比較を村是資料によってみることであり、さらに農村の構造に関する社会学的分析と史的分析とを関連させ、岩手県農村と農家経済の分析につなげることである。

# 家訓の現代的意味に関する社会学的考察

米村千代

本稿では、家訓の現代的意味を近世近代の家訓・家憲との対比から検討する。特に、社会学、家族論を専門とする立場から、家訓・家憲の象徴的意味¹⁾、「家」や家族との関係について考察する。

以下では、まず家訓・家憲を分類し、近世・近代における家訓・家憲制定の契機についてまとめる²⁾。さらに、現代社会において家訓がもつ意味について、近年のファミリービジネス研究の動向や、今日一般書として刊行されている家訓集から探る。これらを通して、戦後社会における家族と経営の関係、その連続性と変容を捉えていくための予備的考察とする。

## 1 「家」と家訓・家憲

ここで家訓と総称するものには、店則、奉公人規則を含むものから相続規則のみを定めた「遺書」などを幅広く含んでいる。財産配分や家長の地位を定めたもの、店の経営の心得を説くもの、生活一般に対する精神的訓戒など内容は多岐にわたっている。また、呼称には時代背景も反映されている。例えば「家憲」という呼称が見られるようになるのは明治期以降である。「家」の憲法だとする意識は近代的で、明治国家による法制度の整備と無関連ではないと考えられる。「家憲」という呼称自体が「家」の変容を表す一契機ともなっている。

安岡重明は、商家の近世家法について、家訓（家の管理について心得ておくべき教訓のようなもの）、家憲（相続や分家など家制の基本を具体的に定めたもの）、店訓（店運営の心得ともいえるべきもの）、店則（店の運営、業務の執行に関する具体的指針および規則）、使用人規則（奉公人や別家に関する規定）とに5分類している（安岡 [1978]）。実際にはこの5つが混在していることを指摘すると同時に、家訓から家憲への発展図式が想定できるのではないかと、家憲がある家々にはそれ以前に、「教訓」的な家訓が存在している場合が多いのではと指摘し、この変化を企業発展史のなかで位置づける必要性を説いている（安岡 [1978:3]）³⁾。企業の拡大・発展の側面に加えて、本稿では、家訓・家憲の内容には時代の固有性や「家」の質的な変化があると考えている。

武家の家訓は、中世から作成されている。笈泰彦の『中世武家家訓の研究』（笈 [1967]）には、北条重時家訓、伊勢貞親教訓、多胡辰敬家訓が納められている。中世武家の家訓は、倫理的、教訓的性格が強く、「家」の運営に関する具体的な規定は含まれない。ただし、多胡辰敬の家訓は、「算

1) 家訓の象徴的意味を考察するにあたっては、岩本由輝先生より、以前、比較家族史学会大会において「家訓売り」についてご教示いただいたことが大きなきっかけとなった。家訓の内容もさることながら、「家訓を持つこと」、特に「書きしるされた家訓を持つこと」それ自体の意味を問うことが重要であるという知見を、本稿ではさらに発展させて、現代社会における家訓について考察する。

2) 本稿の前半部分については、拙稿にて詳述した（米村 [1999]）

3) 安岡他（安岡他 [1995]）にも家法の分類、記述があるが、ほぼ同様の内容である。

用」についての実践規定を含んでおり、近世の武家よりもむしろ近世商家の家訓へと通じるものである。近世武家家訓については、近藤（近藤 [1962] [1975]）が多くの家訓を収録しているほかに、武家思想、町人思想を取り上げたものとして武家思想では石井紫郎編（石井紫郎編 [1974]）、石井進他編（石井他 [1972]）の研究がある。商家の家訓が作られるのは近世からとされており、古くは慶長期に作成された鴻池家の「子孫制詞条目」がある。

その他、住友や三井、明治大正期の百貨店につながる呉服店の老舗、伊藤家（松坂屋）や白木屋、大丸の家訓は、慶安期以降に作成されたものが今日知られている。入江宏は『近世庶民家訓の研究』（入江 [1996]）で家訓・家憲の年表を作成しているが、それによると商家の家訓が多く見られるようになるのは、17世紀半ばごろからである。個々の家訓・家憲には類似点が多く、模倣され伝播していった影響関係を推測できる。明治期以降に制定された家憲には、三井や住友の家憲の模倣例も少なくなく、大きな経営体の家憲が原型となって他の経営体にも波及していったことがわかる。家訓・家憲には、それぞれに固有の「家」存続の論理があると同時に、「家」をとりまく時代性もまた反映されている。

家訓・家憲を取り上げた研究はこれまでも多くある。社会学の領域では、有賀喜左衛門が鴻池家の家憲を取り上げているほか（有賀 [1955→1969]）、玉城肇や森岡清美の研究がある（玉城 [1981]；森岡 [1965] [1978]）。有賀は近世鴻池家の家憲から、家々が家訓・家憲を必要とした背景に経営体規模の拡大をとりあげる。他方、森岡は、本願寺の家憲を分析し、本願寺大谷家の家憲制定には、華族令や皇室典範の影響があったとし、家憲の制定には、規模の一定以上の拡大という内的条件の他に、外的条件があったのではと問題提起する。安岡は、家訓から家憲へという家法の変更に企業発展を重ね合わせていたが、この考えは、規模の拡大に伴う家憲の必要性を指摘する有賀の立場と共通性がある。

社会学以外の領域にも家訓や家憲の研究は多い。特に近世社会の家訓は、経営史研究の領域で商家経営との関わりで多く取り上げられてきた。宮本又次による『近世商人意識の研究』はその代表的な著作である（宮本 [1941]）。町人思想については、中村幸彦（中村編 [1975]）の研究があり、心学との関わりでは、宮本（宮本 [1942]）や竹中靖一（竹中 [1942]）らの研究がある。足立政男は、商家経営、特に使用人制度との関わりで京都や近江の商家の老舗の家訓を取り上げている（足立 [1955] [1970] [1974] [1993]）。他には、住友や三井、鴻池、丁吟、中井など経営体ごとの研究や近江商人、名古屋商人など地域ごとの研究においても家訓は多く取り上げられている（安岡・藤田他 [1992]；林 [1994]）。教育史の領域でも近藤斉や入江宏らによる家訓を対象とした研究がある（近藤 [1962] [1975] [1978]；入江 [1996]）。

家訓・家憲を収集した書物も刊行されている。例えば、北原種忠による『家憲正鑑』（北原 [1921]）や、その基になったと考えられる岩崎徂堂『富豪名門の家憲』（岩崎 [1916]）などがある。家訓集、家憲集は、明治大正期のみならず、昨今も研究書に限らず刊行され続けている。

家訓・家憲から何を読み取ることができるのか。家訓・家憲を今日知ることができるのは、限られた家々であるという資料的制約がある。そもそも家訓を持っていたのが当該社会の限られた層であるということもあるし、有賀喜左衛門は成文化されずとも口伝の家訓を持つ「家」は少

なくなかったとしており、それらの全貌を今日知ることはきわめて困難であるという限界もある。

重要なことは、家訓は、作成者の意図に基づいて制定されたということである。このことは、家訓がしばしば「家」の当主ではなく、使用人や番頭といった系譜の中核にはいなかった人達によって作成されていることからわかる。彼らにとっては、系譜を共有している、いないにせよ、自らが継ぐことはない「家」の家訓を作成するのであるから、自身の「家」の像そのままの投影でないことは確かである。家訓には、作成者が抱いている「家」の直接的な投影よりも、作成者の志向性や理想が強く現れている。つまり、家訓・家憲の制定やその改訂からは、「家」とは何であるかは直接的にはわからないにしても、「家」がどのように継承されようとしたかをうかがうことができる。そして内外の変化や危機に際して強く意識された「家」の像、積極的にめざされた「家」を知ることはできる。

もちろん、家訓を作成した人たちは「家」に在った人間のなかでも限られた人々である。家訓・家憲において観察される積極性は、同時にその他の多くの人々には従うべき外在的な規則であり、人々を序列化し、統合するものであった。家訓は、それが適用された全員の意図を反映しているわけではないことには留意しなければならない。

したがって観察される諸規定は、厳密な意味で「生きていた規範」ではない。つまり諸規定は、必ずしも集団構成員すべてに承認されたものとは限らない。もちろん遵守すべきものであったであろうが、そのまま現実に根づいていた規範と見なすことはできない。例えば本家分家の間の和合が説かれていたからといって、現実に本家分家が仲睦まじく生活していたとはいえない。むしろ、そうではなかったからこそ家訓や家憲で統率する必要があったのである。家訓の内容は、現実の反映としてではなく、あくまで理想像を説く文脈で解説する必要がある。

## 2 家訓・家憲の制定目的と契機

### 1) 家業存続の重要性

家訓の多くは、「家」の存続を目的として作成されている。作成者それぞれが抱いている「家」像を反映しつつも、状況に対処すべく意図的に作成されたものと考えられる。家訓・家憲の制定には、自らの「家」に対する反照的な視点が導入されている。旧来からの「家」を解釈した上で、新しく作っていかうとする葛藤や新旧の規範の混在する様子を見ることができる。

具体的な作成動機は、存立の危機意識から（日笠家⁴⁾、大和屋⁵⁾）、隠居、分家創設に際して（日

4) 備前国児島郡藤戸村日笠家は、天保から弘化年間頃に村方地主から寄生地主になり、明治期において寄生地主として飛躍の発展を遂げた家であるが、明治9年、同16年の「大早損ニテ田畑立毛皆無、小作人共ヨリ収納米聊百分ノ一不足」にもかかわらず、「諸税村費掛り金不許、悉皆弁納」という事情から、当時の家長であった武一郎が「現今之日図ニテハ日笠家身代相減シ可申」と懸念し、その困難を克服することを目的として明治17年『日笠家名永続法方武一郎榮顕意見書』を作成している。

明治19年には、武一郎が還暦を迎えるにあたって家督を長男の哲夫に譲るに際し、『條目』として家督相続の心得と譲状を書き与えている。また年代は未詳だが『永世家内心得覚』、『規則』は、柴田一によると武一郎が次男竹二郎の分家創設にあたって書き与えたものであろうとのことである（柴田 [n.d.]）。

5) 京都の商家大和屋では、明治18年に当時の隠居五世及び四世未亡人の連名で六世忠八へ宛てて「命令書」が出されているが、これは、六世忠八が家を出てしまった際に、このままでは経営が傾いていくと案じた先代ノ

笠家、諸戸家⁶⁾、社会変化に際して(守安家⁷⁾、茂木家⁸⁾)、始祖の遺訓の伝達(野崎家⁹⁾、守安家)、  
「家」の確立のため(大西家¹⁰⁾)となり、個々に相違はあるものの、「家」の存続を希求している  
意味では共通している。

制定動機は、「家」の継承期という内的変化や社会の変動期という外的な変化に直面して作成  
されているが、他にも晩年になり自らの仕事や「家」を省みて自負の念から作成されているもの  
もある。いずれにせよ、何らかの変化を契機として自らの「家」を自覚し、再構築していこうと  
する傾向がある。

家憲整備の必要性は、『家憲正鑑』の刊行それ自体にも現れている。北原種忠著の『家憲正鑑』  
(大正6年初刊)には、家憲制定の目的として、明治以降の社会変化に際し、家の基礎を強固に  
するため「一家の組織を厳正にし、家格を規立する」ことが謳われており、北原はこの『家憲正  
鑑』公刊の意義として、家憲制定が緊要であること、その際、この書が立案資料になるとしてい  
る。「一家の永続」、「宗家永遠ノ鞏固隆興」、「子孫長久の祝福」などの表現が示唆するのは「家」  
の超世代的連続への志向性である。しかも志向されているのは、旧来からの生活でも、現前の生  
活でもなく、家長の権限でもない。先祖から連なっている「家」である。

家訓は過去の経験から蓄積された「家」存続の方法を伝えるものであり、また未来へ向けて存  
続させていくためのものであり、社会状況に対処するためのものである。「変化に従ひ旧習を去  
り新設便利を量り、旧例をも加へ更に文法を設備」(守安家)(柴田 [n.d.])や「各家悉く絶対  
に之を遵奉したるには非ざりしが如し」(茂木家)(北原 [1921])という記述は、「家」が、その

によって戒めの意味をこめて作成されたものである(中野 [1968→1978])。

- 6) 一米穀商から一代で富を築いた三重県の豪商諸戸清六は、隠居に際して、「子孫長久の祝福を図るべく、家  
憲制定の必要を感知し」、自家の家憲を制定したという(北原 [1921])。
- 7) 耕作地主であった守安家の場合は、大正2年に「家掟旨意書」と「家掟條例」が作成されている。これら  
は、「抑當家の従来家掟ハ不文法慣習を以て家例とし 嚴重に備營仕来り候処明治元年大政一変して文明開化  
の御代となり変化に従ひ旧習を去り新設便利を量り、旧例をも加へ更に文法を設備し以て相応の行事作法を  
成すハ高祖累代の祖宗に對する面目に非ずや・・」という目的で作成された。変化に際して、旧慣に従いな  
がらも時代に即した新しい規定を設ける必要性があったことが明記されている(柴田 [n.d.])。
- 8) 醤油醸造業の大手千葉県茂木家では、「往年不文の家法」や「先代の遺訓」が既に存在したが、「各家悉  
く絶対に之を遵奉したるには非ざりしが如し」といい、茂木家の将来とその和親のために新家憲を制定して  
いる。
- 9) 備前国児島郡味野村の野崎家は、文政年間に、中農層から足袋の行商、さらに塩田経営に着手すること  
により上昇し、嘉永年間には新田を開拓し塩田新田地主としての地位を確立した家である。野崎家では、明治  
29年に11代目家長武吉郎によって『野崎宗家家法』が作成されている(ナイカイ塩業株式会社史編纂委員  
会 [1987])。第一章の綱領において、制定の目的を「野崎宗家家法ハ宗家永遠ノ鞏固隆盛ヲ期スルメ創業  
ノ祖松寿院ノ遺訓ヲ述ヘ制定スル所ノモノナリ」とし、「宗家」の永続が明確に謳われている。ここでいう「宗  
家」とは基本的に代々の本家を中心とした超世代的な観念であり、基本的には血縁、家産を媒体として継承  
されていくものであると考えてよいであろう。
- 10) 北海道虻田郡真狩村留寿都の耕作地主の大西家では、大正9年2月4日に当時の家長大西繁太郎によって  
「家法」が作成された。当家は家憲が作成された大正初期は、村内では自作上層に属しており、この基盤を  
いかに維持、発展させていくかという段階にあったという(黒崎 [1977])。「家法の目的」は、第二条に「大  
西家の基礎を強固にし、財産の安寧を計り、一家の永続を計るものとす」とあるように、財産の維持、家の  
永続のために「その(家業)経営の方針と方法とを明確にしておく必要が家法制定の主な動機」(ibid,133)(かっ  
こ内引用者)であったという。

継承場面において、家憲作成者によって単に伝達されていくのではなく、外的社会状況や内部状況に応じて、作成、変更、更新されるべき側面があったことを示している。

さらに、家訓を作成すること、持つことそれ自体にも象徴的意味があったことを付記しておくべきだろう。家訓には成文化されずに口伝えて代々伝わっているものもある。有賀喜左衛門は、成文化の意味を家の規模が一定以上拡大したことに求めているが、文字で遺すかどうかは、文字化による象徴化の機能とかかわっている。この場合、家訓の内容は必ずしも重要ではなく、「桐の箱に納められて保管されている」家訓は、「書かれたもの」、「伝えられていくもの」であるということ自体に意味があった（有賀 [1955→1969]）。また家訓の内容は、必ずしも各々のオリジナルであった訳ではない。家訓集や他家を模倣した場合もあった。「家」の連続性の表象であり、過去から未来へと続いていくべき象徴であったのである。

## 2) 「家憲」の登場

「家憲」という名称が登場するのは明治期以降のことであると述べたが、安岡が分類した家憲的な項目（相続や分家など家制の基本を具体的に定めたもの）を持つ家法は近世においても存在する。以下では、精神的訓戒のみではなく、継承や統合の具体的な規則を持つ家憲を必要とした経営体の状態や社会状況について商家、農家の事例からみていく。家憲の項目とは、安岡の分類に従って相続や分家など家制の基本を具体的に定めたものをいう。家憲を必要とする契機は、家訓とは異なるのだろうか。

地位の継承、財産相続に関する具体的条目にふれている代表的な家憲は、三井、鴻池、中井のそれである。こういった項目の家憲、家訓は、経営体の規模の拡大、事業の広域的展開を契機として作成されている。三井や鴻池が相続に関する規則を定めた時期は、経営体が家族を超えて拡大していった時期にあたっており、経営上の権限と資産の継承権を持つ人間を統合する目的があった。近世社会における家憲の制定には、規模の拡大にともなう拡散の危機意識が働いていた。これは、有賀が指摘した家憲制定の内的条件に対応している。家憲はより具体的に、「家」の変化や危機に対応して制定されていた。

近江商人中井源左衛門家でも多くの家訓・家憲が制定されており、江頭恒治によると、家法に関係するであろう条目は36点にもものぼる（江頭 [1965]）。なかでも、初代源左衛門良祐による「金持商人一枚起請文」がそれ以降の中井家家訓・家憲の原型となっている。江頭によると、初代良祐による「一枚起請文」と呼ばれているものだけでも、「遺戒一枚起請文」、「金持商人起請文」（奥書に「右手の震に不堪代筆」「寛政11己未年正月行年八十四中井良祐 正治江」という貼紙）、「金持商人一枚起請文」（奥書に「享和三年癸亥冬、男源左衛門光昌敬書」）、「同」（「八十九歳翁良祐が所存を記畢」、奥書に「文化元年甲子夏応写、中井光昌敬書」と記載）、奥書に「文化二丑正月、九十翁中井良祐識」という5種類があるという（ibid.,908）。

良祐が遺した「一枚起請文」は、晩年になって自身の経験を省みて、次世代へ「致富の秘訣」を伝えようとして書かれたといわれる。江頭は、「金持商人一枚起請文」が当時有名であったと

し、五個荘出身の豪商松井久右衛門家にて同家の家法とともにこれが保管されているのを見ている。また仙台地方の多数の商家から中井家の家法書の頒布の依頼があったとあり、実際にも頒布されたとする。この背景に、家業の成立という自負があったことはいうまでもなく、ある仕事を「家」の業として打ち立てた自負が、やがてその安定を希求し、確実に存続するよう家憲を制定させたのである。

良祐による家法は、事業の心得を説く店訓、家訓としての性質が強いが、天保5年に、京都分家（正治右衛門家）が制定した家法には、相続に関する規定が含まれている。詳しくいうと、「御公儀」、宗旨、先祖祭祀、儉約等々の項目に続いて、後継者が「心得違い」の場合は、支配人、別家が遠慮なく教諭すること、それでも直らない場合は、親戚、別家が相談の上隠居させること、家督は嫡子に求めるとしながらも相続に適さない時は、次三男から選ぶ事と定められている（ibid.,143）。

当主にも「毎日朝四ツ時より八ツ時迄、表方へ罷出衆評可致決談事」とあり、相続にしても権限にしても、当主によって家業が衰退することのないよう配慮されている。京都店の正治右衛門家が、この家法を制定した時について、江頭は「経営が複雑かつ大規模化し、個人の私物というよりも、むしろ事業体として動きつつあった証左ではあるまいか」（ibid.,141）と推測する。大名貸や社寺等への寄付は、自らは行っていたにもかかわらず、家法では禁止したり「無用」とするなど、晩年にあつて自らの経営を自省し、より一層の安定を望んでいる。

規模が拡大した経営体においては精神的訓戒や業祖の象徴性を投影しただけでは、事業を統率しきれない。そこで必要となったのが嫡子の地位や権限の制限、兄弟間の相続比率の規定や、事業経営の権限の明確化などの具体的な項目を持つ家憲である。

例えば、大丸では、寛保元年（1741）に「三家一致定法」を定め、文字通り、三家が一致して呉服店をもちたてていくことが示されている。この家憲が制定された時期は創始者が隠居を控えた時期にあたっていると同時に、3家をもって経営体を運営していく形が固定しつつあった時期でもある。その時期にあつて拡大した経営体の統合と次世代以降の当主の継承を確実にするために3家で連帯していくことを説き、実際、当主も3家から出されている（大丸 [1967]）。

鴻池では、より本家中心的に相続比率を定めていて、正徳6（1716）年に制定された「先祖之規範併家務」には、相続に際しては約9割を嫡子に譲ること（「十ヲのものハツ九ツ迄ハ本家相続人稿江譲り相残る壺二分に而次男より以下相続致し候様に相心得可被申候事 諸商売堅く被致間敷候」（宮本 [1964,44]）と規定している。大丸とは好対照である。それらの項目は、具体的、実質的な運営則であると同時に、業祖の象徴性と相まって、近代へと連なっていくそれぞれの「家」の像を形作っていく。

制定に際してめざされたのは、家族の結合を強化することだけでも、事業を拡大していくことだけでもない。根底にあつたのは、あくまでそれぞれの「家」を存続させていくことである。存続方法の差異は、「家」を存続させようという意図が独立変数となって、個々の制定者が抱いていた「家」像と現実の家業の経営状態との照合から生じている。いったん制定された家憲の内容

は簡単には変更されず、「家」の‘伝統’として象徴的意味を付与されていたことにもこのことは現れている。

相続や権限の配分を定めた家憲が作成された背景には、単に形式性だけではなく、規則を必要とする事情があったと考えるべきであろう。拡大に伴う拡散への危機認識が、家憲制定の大きな要因であった。有賀が指摘するように、家憲は、「家の永い存続をねがう痛切な心情」の「結晶」であり、それによって彼らの痛切なねがいを保証しようとする役割を持つ（有賀 [1955→1969: 244]）のである。「家」であると認識された具体的な経営体やその存続のさせ方には相違があるが、事業の発展が「家」の発展と同義に考えられており、「家」の存続を希求する目的が前提となって、始めて事業の発展が望まれるという意味では共通であった。経営体が系譜関係を超えて拡大しても、当事者にとって、拡大した経営体は依然として「家」でなければならなかった。このことが家憲を必要とした大きな理由である。

近世末期には、それまでの秩序を維持しようとする統合の力と、分解、自立していこうとする解体の力の二つの相対する力学のなかに「家」はおかれた。もちろん、再生産単位としての自立可能性もこの場に作用していた。家訓に同族規則が折り込まれるようになるのは、「家」が拡大し安定を見たことの反映ではなく、分裂の危機に瀕している現実に対応していた。「家」が持つ排他性や継承の重視は、財の限界や希少性という現実に対面して生み出されたものであった。危機においてこそ「家」は強く意識されたのである。危機的状況とは、同時に経営体が拡大している時期でもあり、この局面で認識される「家」はただ消極的に守られていくだけではなく、「家」を維持しつつも発展させていこうとする積極的な性格をもあわせ持っていたと解釈すべきだろう。本稿の後半で論じていくが、現代社会においても近世家訓がしばしば参照されるのは、その消極性保守性からではなく、時代状況を読んで家業を確実に継承する点にあると考えられるからである。家憲に現れる統合志向も、現実における分化、拡散の可能性と表裏一体であると同時に、ただそれまでの「家」を守っていこうとするものではなく、多分に政治的であり時機に応じた戦略であった。

家憲が制定された目的は、経営の拡大に伴って分離の危機に直面していた「家」を統率する規則を必要としたことにあった。ここに精神訓戒を説く家訓と相続や継承の規定を持つ家憲の作成目的の大きな違いがある。

家憲的な項目は近世にも見られるものの「家憲」と称される家法が登場するのは明治期以降である。近代以降の家憲制定の一つの大きな契機は、近代国家、近代法制度の下で「家」を改変していく必要性であった。近代法制度に組み込まれなかった同族間のルールを家々は独自に制定する必要があった（福島 [1961]；米村 [1991→2002]）。近代個人所有制度の下で、財産は「家」のものであり個人の自由にはできないという家産意識をどのように貫徹するのか、資本主義の発展のもとで、時代に適合的な人材を「家」にどのように取り込むのか、これらの課題が、家々に家憲を必要とさせた。明治大正期における家憲の制定は、規模の拡大という内的条件に加えて、新しい国家規範のなかで「家」を存続させていくという外的条件にも対応するものであった。近

代社会における家憲の制定については、福島正夫の先行研究や、先に挙げた森岡清美の研究があり、拙稿においても詳述した。安岡の「家訓から家憲へ」という展開図式は、近世から近代にかけて事業規模を拡大した家業経営体に適合的な図式である。家憲を制定するかどうかは、規模や家のおかれた状況によるため、家憲的な項目を制定せず家訓を持ち続けた「家」もある。また家憲を制定した家々にあっても、家訓的な精神性は中軸におかれている。「家」の精神性は、その他にどのような項目を持つにせよ家訓・家憲の中心にあった。

### 3. 家訓の今日的意味

#### 1) ファミリービジネスにおける家族と経営

ここまで論じてきた時代は、会社や家族が「家」と重ねて思念されていた時代である。明治大正期を「家」という枠組みで経営体や家族がとらえられた時代(=「家」の時代)と呼ぶとすると、その後から現在にいたる時代は「家族と会社」へと分化が進んだ時代である。「家」の理念そのもので会社と家族を統合するという発想で、現在の家族企業を語りきろうとすることは適切ではないだろう。家訓から家憲へという変化図式は、近世から近代の時代的背景のもとでもっとも有効であった。もちろん、近代初期においても家訓家憲にかわって社是・社訓を制定した経営体もあれば、合資合名会社にかわって株式会社へと改組した経営体も少なくない。当時についても「家」の経営という枠組みだけで経営体を語りきることはできない点も留意すべきであろう。

現在においてもなお、家訓集は様々な形で刊行され続けている。特に一般書やビジネス書の領域において、家訓にはどのような需要があるのだろうか。明治大正期に見られた家業の存続性や、家族と経営の統合という目的からの変化はあるのだろうか。以下では、現代社会における家訓の意味を、近代初期との対比から探っていく。

近年、ファミリービジネス(同族経営、家族企業、ファミリー企業)に対して内外の経営学的関心が寄せられつつある(Neubauer and Lank [1998]; Carlock and Ward [2001]; Kenyon-Rouvinez and Ward [2005=2007]; Landes, [2006=2007] 倉科編 [2008]; Miller and Breton=Miller [2005=2005])。ファミリービジネス研究とカタカナで表現されていることからわかるように、この領域への着目は日本に限った現象ではなく、欧米でも同様に見られるものである。したがって、今後考察を深めていくには日本固有の文脈のみではなく比較社会的視点も必要となるだろう(末廣 [2006])。ビジネスを取り巻く社会状況は、明治大正期とは大きく異なっていることはいうまでもないが、ファミリービジネスが抱える問題や葛藤については共通点も多い。例えば関連研究では、課題として事業や資産の承継、後継者の選定と教育、会社法や税制への対応、そして長期的存続を可能にする経営理念の設定が取り上げられており、これらは、明治大正期の家業経営体が直面した課題と重なっている。こと経営理念に関しては時代を超えた倫理意識を求める傾向がある。

今日だからこそあえて過去の商人倫理や規範が求められているととれる。実際、一般向けに刊行された家訓集に納められている家訓は、読みやすく省略、改訂されていることが多い。再三

触れているように、過去の家業経営が家訓どおりに遂行されていたわけでもないし、一族の和合が説かれていることは過去の家族が和合していたことを表してはいない。むしろ家訓や家憲を制定した背景には家業存続への危機意識が契機になっていることも少なくなかった。‘家族’や‘伝統’が、統合のシンボルとして、長期的存続の証明として理想化されて動員されているといえる。しかし、ファミリービジネスにとって、‘家族’は、統合や存続の象徴として飾っておけるものではなく、事業の担い手、継承者として現実にそこに存在している。過去の理想化と現実との隔たり、矛盾の解消のために、家訓が求められているといえる。

明治初期の家憲制定に求められたような相続や同族に関する規定は、現在、多くの家族企業において国家法に則って運営されているといえる。家訓や社是・社訓に求められているのは、具体的に拘束力を持つ規則ではなく、組織を統合する理念や経営哲学である。今日刊行されているビジネス書としての家訓集の重点もそこにある。現在、一般書において家訓として集められているものには、家族関係だけがテーマになるものよりも、家業に関する訓戒、つまり社訓に近い意味を持つものが含まれている。ビジネス書の類には、具体的な規則に加えて経営哲学や理念を集めたものが多い¹¹⁾。

## 2) 今日の課題

直接家訓に言及していなくても、長期にわたって存続してきた企業への関心もある。「百年企業」「二百年企業」「千年企業」といったテーマで老舗企業を紹介する企画である（日本経済新聞社編 [2010]；野村 [2006]；帝国データバンク史料館・産業調査部編 [2009]；久保田 [2010]；朝日新聞編 [2011]）。そこでは、単に続くことや規模・収益が話題にされるのではなく、それを可能にした（とされる）社会性や家族・従業員との関係性が重視されている。短期の収益を追うことではなく、長期的視野に立つ経営や、それを可能にした人や哲学に価値が求められているという共通点をあげることができる

家訓集から現在の家族企業が抱えている葛藤が直接見えてくる訳ではないが、ファミリービジネス研究からは、家族と経営の調整には現代的問題があることがわかる。現代において、個人の意志や感情より「家」を優先する家族は稀有であろう。現在、「家」の理念だけで家族と会社を統合することはかなり難しい。親の仕事を子どもが継ぐことも、子どもにとっては絶対的なことではない。あくまで選択肢の一つである。

家訓には、「家」の世代を超えた存続を希求するという目的があった。現代においても企業が世代を超えて存続することは重要事項である。ファミリービジネスのオーナーのなかには、会社は自分の自由になるものではなく、あくまでバトンを次世代に確実に渡すことを使命とする人もいる。しかし、そのことを自分が内面化しているとしても、次の継承者、例えば子どもも同じ価値を共有するかどうかは不確実である。事業を継承するという事に関わる価値観を共有するた

11) 特に事業を伴わない家族関係に関しても、過去の家訓を紹介し、それらをふまえてオリジナルな家訓を作成することをすすめる指南書もある（浅見 [2005]）。

めの一つ的手段として、家訓は求められているのであろう。

家訓それ自体に、今日、実質的な効力はそれほど期待できない。有賀が指摘したように「桐の箱」にしまわれたままの家訓もあるかもしれないし、内容を忘れられたものもあるかもしれない。しかし家訓を持つということは、ファミリーとビジネスに同一性を求めるという象徴的な意味がある。現代家族が抱える不安定性や流動性とビジネスの関係を具体的なノウハウだけで調整することは難しい問題で、それを正当化するための準拠点が家訓であるのではないだろうか。

現実には、家族だからうまくいくというのも幻想である。家族だから生じる問題もある。続いているファミリービジネスの裏には、続かなかったファミリービジネスの存在がある（武井[2010]）。家族ならばコミュニケーションがスムーズだということはないし、親子関係だからこそその難しさは、他の日常的な親子関係でも経験されることである。家族ならうまくいくはずだという思い入れや思い込みが逆に関係を悪化させることもある。家族介護の場面でも指摘されているところである。

親子関係を越えたところに存続のシンボルや理念をおくことで、関係に依存することで引き起こされる問題を回避することが家訓には期待されているのではないか。

持続性、信用、社会的貢献、社員の待遇、確実な継承など企業に求められる価値理念には、100年、200年のスパンでもみても共通性は多く、だからこそ‘伝統’の衣を纏った過去の家訓が参照されるのであろう。統合理念として「家」を用いるという手法はすでに時代遅れかもしれないが、「家」的な経営の歴史が、個々のファミリービジネスの企業文化として影響を持っている可能性は指摘できるだろう。しかし家族にかかわる規範や状況は変化している。現代的な家族関係とビジネスを理念的にも現実的にも統合する事情は、やはり「家」の時代とは異なっていて、現代固有の困難さがある。

#### 4. 家族と経営の現在

家訓から家憲へという明治大正期の変化の延長線上に、現代のファミリービジネスや家訓はどのように位置づけられるだろうか。ファミリービジネスの長期的変容は、おそらく単線では描けない。緩やかに家族経営を存続してきた中小規模の企業もあれば、幾度の危機を乗り越えて変貌を遂げてきた企業もある。幾世代か後に創業者一族が再び社長のポストにつく場合もある。他方で、家族的経営から‘脱した’会社も多い。何をもちょう家業と呼ぶのか、家業経営とファミリービジネスを同義に扱ってよいのかなど、検討すべき課題は多い。

現代の家訓と近世近代の家訓に共通しているのはその精神性である。（もちろん家憲を制定しているが表だって公開されていないという可能性もある。）相続や継承にかかわる規定は、国家法の制約上、法が改正されればそれに対応するしかない。親子であっても意のままに財産や権限を譲渡できるわけではない。独自のルールにも法的な手続きや有効性が求められる。その意味で家訓に比べると家憲的な項目の効力、現代的意味は少ないとも考えられる。実質的な組織形態や家族関係は変化していても、経営体として同じである、続いているという同一性を保てるかどうか

かが重要であり、その際の準拠点となるのが、家訓に象徴されるような精神性であるといえる。企業の存続にとっては承継のためのノウハウが重要であると考えがちであるが、それにかかわる指南書やオーナーたちの語りからも、根底に求められているのは理念や哲学であることがうかがえる。ファミリー企業であるならば、そこに確実に継承していく家族の関係性や価値の共有という課題が加わる。

経営能力を持たない子弟への地位や権限の移譲、一族による財や権力の独占に対して「私物化」という批判が向けられることは多く、そうした同族企業に向けられる社会の目も厳しい。しかし、同族経営が批判される一方で、ファミリービジネスを肯定的、積極的に再評価しようという視点もある。見てきたように日本に百年、二百年続く家族企業が少なくないことに関心が集まっているし、老舗の廃業を憂う感情もある。なぜ家族が継ぐのか、という意味が改めて問われる時代でもある。ファミリービジネスに向けられる視線は両義的である。

近代以降の家族の変化は、情緒性を重要視する家族意識や関係性の縮小として特徴づけられるだろう。職業や結婚に関しても個人の選択の幅は増大しているし、少子化の時代にあっては後継者争いよりもむしろ後継者の確保が大きな問題となってくる。親子関係におけるコミュニケーションや情緒性が重視されるようになることで、事業承継が親子間の関係のあり方により依存し、不安定になるという現代的な葛藤が生じるだろう。日常的な関係性を超えたところに存続の価値を見だし、現代社会の中で共有することが現代のファミリービジネスにおいて家訓に期待される意味なのであろう。

#### 参考文献

- 足立政男 1955 『近世在郷商人の経営史』 雄渾社  
 ——— 1970 『老舗と家訓』 京都府  
 ——— 1974 『老舗の家訓と家業経営』 広池学園事業部  
 ——— 1993 『「シニセ」の経営』 広池出版
- 有賀喜左衛門 1955 「鴻池家の家憲」→1969『著作集VII』 未来社
- 朝日新聞編 2011『日本の百年企業』 朝日新聞出版
- 浅見政資 2005『家訓づくりのすすめ』 東洋経済新報社
- Carlock,R.S.and J.L.Ward,2001, Strategic Planning for the Family Business,Palgrave.
- 大丸二百五十年史編集委員会 1967『大丸二百五十年史』 大丸
- 江頭恒治 1965 『近江商人 中井家の研究』 雄山閣
- 福島正夫 1961 「財閥家憲と「家」制度」『法社会学』12：43-6,有斐閣
- 林 薫一 1994 『近世名古屋商人の研究』 名古屋大学出版会
- 入江 宏 1996 『近世庶民家訓の研究』 多賀出版
- 石井紫郎編 1975 『日本思想体系 近世武家思想』 岩波書店
- 石井進 他編 1972 『日本思想大系 中世政治社会思想 上』 岩波書店

- 岩崎徂堂 1916 『富豪名門の家憲』（ただし参照したのは1919年増補版）大正書院  
 寛 泰彦 1967 『中世武家家訓の研究』風間書房  
 Kenyon-Rouvinez, D. and J.L. Ward, 2005, Family Business, Palgrave Macmillan.=2007秋葉葉子訳・富樫  
 直記監訳『ファミリービジネス 永続の戦略』ダイヤモンド社  
 北原種忠 1921→1929 『家憲正鑑』皇道会  
 近藤 齊 1962 『武家家訓の研究』日黒書院  
 ——— 1975 『近世以降武家家訓の研究』風間書房  
 ——— 1978 『戦国時代武家家訓の研究』風間書房  
 久保田章市 2010 『百年企業, 生き残るヒント』角川書店  
 倉科敏材編 2008 『オーナー企業の経営』中央経済社  
 黒崎八洲次良 1977 『近代農業村落の成立と展開－北海道留寿都村の農業経営を中心として』御茶の水書  
 房  
 Landes, D., 2006, Dynasties, =2007中谷和男訳『ダイナスティ』PHP  
 Miller, Daniel. and Isabel Le Breton=Miller, 2005, Managing for the Long run. Harvard Business School  
 Press. =2005 齊藤裕一訳『同族経営はなぜ強いのか?』ランダムハウス講談社  
 宮本又次 1941 『近世商人意識の研究』有斐閣  
 ——— 1942 『石門心学と商人意識』雄山閣  
 ——— 1964 「鴻池善右衛門家の家訓について」『国民経済雑誌』110  
 森岡清美 1965 「本願寺の家憲と「家」制度」『東洋文化研究所紀要』35: 77-92  
 ——— 1978 『真宗教団における家の構造』御茶の水書房  
 ナイカイ塩業株式会社社史編纂委員会 1987 『備前児島野崎家の研究』山陽新聞社  
 中村幸彦編 1975 『日本思想体系59 近世町人思想』岩波書店  
 中野 卓 1978a 『商家同族団の研究上 第2版』未来社  
 ——— 1978b 『商家同族団の研究下 第2版』未来社  
 Neubauer, F. and A.L.Lank, 1998, The Family Business : Its Governance for a Sustainability, Macmillan  
 Press.  
 日本生命保険相互会社倉敷支社編1983『社是・社訓集』日本生命保険相互会社倉敷支社  
 日本経済新聞社編2010『200年企業』日本経済新聞出版社  
 日本生産性本部編1992『新版 社是・社訓』日本生産性本部  
 野村 進 2006 『千年, 働いてきました－老舗企業大國日本』角川書店  
 鮫島 敦 2004 『老舗の訓 人づくり』岩波文庫  
 柴田 一 n.d. 「地主家憲の研究」私家版  
 末廣 昭 2006 『ファミリービジネス論 後発工業化の担い手』名古屋大学出版会  
 武井一喜 2010 『同族経営はなぜ3代でつぶれるのか?』クロスメディア・パブリッシング  
 竹中靖一 1942 『心学の経済思想』雄山閣

- 玉城 肇 1981 『地方財閥と同族結合』御茶の水書房
- 帝国データバンク史料館・産業調査部編2009『百年続く企業の条件』朝日新聞出版
- Ward,J.L.,2004, Perpetuating the Family Business,Palgrave.
- 安田龍平・板垣利明編 2006『老舗の強み』同友館
- 安岡重明 1978 「商家における家憲の成立 -住友家法のかくれた部分との関連において-」『社会科学』  
24: 1-15
- 安岡重明・瀬岡誠・藤岡貞一郎 1995 「経営理念の近世的特色」安岡重明・天野雅俊編『日本経営史1  
近世的経営の展開』: 233-279,東京大学出版会
- 安岡重明・藤田貞一郎・石川健次郎編 1992 『近江商人の経営遺産』同文館
- 米村千代 1991 「家」と家憲-明治期における家規範と国家規範」『社会科学ジャーナル』30(1):  
131-150→2002片倉比佐子編『家族観の変遷(日本家族史論集6)』吉川弘文館,203-223
- 1999 『「家」の存続戦略』勁草書房



# 日本のブロードバンド市場における競争政策とその政策評価について

## ——予備的考察——（１）

山崎和郎

### 概要（１）

本稿では、まず競争政策の定義と検討を行った後で本稿に関連する先行研究の整理をおこなう。その後で、世界一安くかつ速いと言われている日本のブロードバンド市場（とくにFTTH市場）の推移を現在利用可能なデータを用いて概観すること、およびその過程で行われた競争政策（あるいは開放政策）がブロードバンド市場の展開にどのような影響を与えたかその成果を検討するための予備的考察を行う（今回の分析）。これらの予備的考察の結果を踏まえブロードバンド市場とりわけFTTH市場の産業組織論的分析を行ないさらに、今後のこの分野における競争政策の問題点を明らかにし、この分野での競争政策の課題と方向性を示したい。（次回の分析）。

Keywords:ブロードバンド市場;FTTH(fiber to the home);ADSL(asymmetric digital subscriber line);ケーブル・インターネット;開放政策(unbundling policy);競争政策(competition policy)

JEL classification numbers : L43 ; L52 ; L96 ; L86

### １．はじめに

2009年度6月末には、日本のブロードバンド市場においてFTTH（Fiber To The Home）サービスの契約数がADSL（Asymmetric Digital Subscriber Line）サービスの契約数を上回り、2010年度12月末には1,977万契約に達し、ブロードバンド全体で見ると3,300万契約を上回った。

このような情報通信におけるインフラストラクチャーであるブロードバンド・サービス、とりわけ高速通信が可能なFTTHサービスは韓国と並んで日本でも、欧米における同サービスの普及に比べて、ここ数年間に急速な普及を実現した。

それとは対称的に情報通信のインフラを活用したインターネット・サービスにおいては遅れをとっており、少なくとも日本においては、シリコンバレーを中心としたグーグル（マウンテン・ビュー）、アップル（クパチーノ）、アマゾン（シアトル）、HP（パロアルト）マイクロソフト（シアトル）、オラクル（レッドウッド・シティ）、フェイスブック（パロアルト）およびツイッター（サンフランシスコ）などの時代をリードするような企業はなかなか現れていないというのが現状である。

本稿ではこれら情報通信におけるインフラとしてのブロードバンド市場に焦点を絞り、この市場における競争政策（あるいは開放政策）がこの市場の展開にどのような影響を与えたか検討し、

政策評価のための予備的考察を行う。さらにこの市場における競争政策（規制政策）の方向と問題点も検討する。

経済学あるいは産業組織論の視点から見ると、情報通信産業あるいはブロードバンド市場は、ネットワーク外部性が強く働く市場であり、供給における外部性（生産における規模の経済性）と同時に需要における外部性が働くために、競争の結果として市場は「一人勝ち」となる傾向が強く、独占化する市場として確認されている。別の表現をすれば、収穫逡増が強く働く市場は競争する過程で独占化する傾向があり¹⁾、市場が失敗するケースであるとされている。

このような市場では何らかの規制政策（競争政策）が必要であるということになる。しかしどのような規制、どの程度の規制が必要かという点に関しては、いまだ一般的な規制政策（競争政策）が確立しているわけではなく、それぞれのケースで先行研究による知見を利用し、必要に応じて新たな知見を発展させるというのが実情であろう。

ひとたび「一人勝ち」現象が起こると、この傾向は「ロック・イン」されて「スイッチング・コスト」が大きい場合にはロック・インがさらに強化され、競争により状況を変えるインセンティブが働かなく傾向がある。また場合によっては従来やり方に関して「過剰慣性」が働き旧技術を用いた商品が生き残り、あるいは逆に「過剰はずみ」が働き今までの優れた技術が新しい劣った技術に取って代わられるという、いずれも最適でない粘着的あるいは行き過ぎた結果をもたらす場合もある²⁾。

## 2. 競争政策 (competition policy)

ここで「競争政策」の意味について少し検討しておくことが必要であろう。競争政策という言葉は人によりいろいろな意味に使われているが、ここでは、競争政策の定義としてMotta [2004] のものを取り上げよう。

Motta [2004] において競争政策は、“the set of policies and laws which ensure that competition in the marketplace is not restricted in a way that is detrimental to society.”（「経済厚生を低下させないようなやり方で、市場の競争が制限されることがないようにする一連の政策と法律」）と定義している。競争政策を経済学の視点から経済厚生を高めるために行われるものとして捉えている。すなわち、「競争政策が望ましいのは、効率性の観点から、競争が経済厚生を向上させると考えられるからである。」（依田高典 [2007] p.9.）³⁾

これ以外の競争政策の捉え方で最も多いと思われるのが、産業組織論の主要なテーマの一つである競争促進政策であろう。日本でいえば「独占禁止法」で取り扱われている（1）私的独占の

1) A. Marshallは外部経済の概念を用いて収穫逡増の問題を取り扱った。これは「マーシャルの問題」と言われることもある。

2) 山崎和郎 (2001) (2002) (2003) でも収穫逡増概念としてネットワーク外部性の問題を扱った。

3) 依田高典 (2007) では、ブロードバンド時代の競争政策の課題として（1）市場支配力とレバレッジ（2）NGN (next generation network) とネットワーク中立性（3）デジタル・デバイドと投資インセンティブの3つを挙げて説明している。

禁止（２）不当な取引制限（カルテル）の禁止（３）不公正な取引方法の禁止などの競争促進政策を意味するものと考えることができる。アメリカでは、「シャーマン法」（1890年）、クレイトン法（1914年）および連邦取引委員会法（1914年）を中心とするいわゆる「反トラスト法」で取り扱われる競争政策を挙げることができる。

[補論：福沢諭吉の日本における「競争」という訳語に関する逸話]

日本では競争の役割について必ずしも適切に理解されていないということは、経済学者の多くはよく認識していると思われるが、実際の経済活動において競争の意味は十分に理解されているとは思えない。日本人の競争に対する態度は、“competition”を「競争」と翻訳した幕末の時期とあまり変わっていないとも思われる。福沢諭吉の一部ではよく知られた逸話を結びとして紹介しておきたい。

日本における「競争」という訳語に関しては、比較的よく知られた逸話が『福翁自伝』では、幕府の役人とのやり取りとして語られており、興味深い。福沢諭吉がチェーンバーの経済書の翻訳（概要）を役人（今でいえば財務省の次官かそれに近い職にある人）に見せた時の逸話である。長いけれど日本人が「競争」という概念をどのように受け止めていたかを見ることができるので引用しておく。

「早速翻訳する中に、コンペチションという原語に出合い、いろいろ考えた末、競争という訳語を造り出してこれにあてはめ、前後20条ばかりの目録を翻訳してこれを見せたところ、その人がこれを見て頻りに感心していたようだが」

次のような反応をしたという。

「イヤここに争あらそいという字がある。ドウもこれが穏やかでない、ドンナ事であるか」「どんな事ってこれは何も珍しいことではない、日本の商人のしておる通り、隣で物を安く売るといえば、此方の店ではソレよりも安くしよう、また甲の商人が品物を宜よくするといえば、乙はソレよりも一層宜よくして客を呼ぼうと斯ういうので、またある金貨が利息を下げれば、隣の金貨も割合を安くして店の繁盛を謀るというような事で、互いに競い争うて、ソレでもってちゃんと物価も定まれば金利も決まる、これを名づけて競争というのでござる。」「なるほど、そうか、西欧の流儀はキツイものだね」「なにもキツイ事はない、ソレで全て商売世界の大本おおもとが定まるのである。」「なるほど、そう言えばわからないことはないが、何分ドウも争という文字が穏やかならぬ。これではドウモ御老中方へ御覧に入れることができない」と妙なこと言うその様子を見るに、経済書中に人間互に相譲るとかいうような文字が見たいのであろう。」

福沢諭吉 [1954] pp.176-177. (現代語訳は筆者による)。

この記述は福沢諭吉が経済における「競争」のエッセンスをこのような短い文章で表現している点は興味深い。第2次大戦後の日本人の「競争」概念に対する反応を考えるとなおさら意義深い側面があると思われる。

### 3. 先行研究

ブロードバンド市場の競争政策（開放政策）に関する先行研究としては、米国におけるものとしては、Economides（2008）、Greenstein and Mazzeo（2006）は開放政策に賛成の立場で書かれたものであり、これに対し、Minamihashi（2010）、Crandall, Ingraham and Singer（2004）は反対の立場から分析されたものである。

日本のブロードバンド市場に関する研究としては、依田高典（2007）、Ida, Takanori（2009）、依田高典・根岸哲・林敏彦（2009）、田中辰雄・矢崎敬一・村上礼子（2008）（2004）、福家秀紀（2007）、岡田羊祐・大橋弘・野口正人・砂田充（2006）など多数の文献がある。また専門的論文としては、依田高典の一連の論文（内外で公表された単著論文、共同論文）は離散的選択モデルを用いた日本における電気通信需要の計量分析（条件付きロジット（CL）モデル、入れ子ロジット（NL）モデル、ミックスド・ロジット（ML）モデル、需要の自己弾力性の推計を含む）としては、黒田敏史・依田高典（2004）、Ida and Kuroda（2004）があり、またFTTHマイグレーションとロック・イン効果の推定などに関するものとして依田高典・坂平海（2006）、Ida and Sakahira（2007）があり、その他多数の研究成果が蓄積されている。依田高典らの一連の研究をまとめた書としては、依田高典（2007）、Ida（2009）を挙げることができる。また、日本のデータを用いた実証研究においてFTTHサービス市場における開放政策（Unbundling Regulation）が、新規参入を阻害したり、新技術導入時には、既存企業の力を強めるなど、否定的側面を持つことを示そうと試みたものとしてMinamihashi（2010）がある。上記のような計量経済学的分析ではないが、無線に関する検討としては池田信夫（2010）がユニークな論を展開している。

また問題の性質上、総務省、公正取引委員会、経済産業省などの官庁および関連企業であるNTT東日本、NTT西日本をはじめとする企業からも関連するデータや報告書が発表されている。世界各国（各地域）に関する基礎的データとしてITU（International Telecommunication Union）あるいはOECD（Organization for Economic Cooperation and Development）から毎年公表されている。また、より一般的な読者あるいは学生を対象としたものとして依田高典（2011）、依田高典（2010）などがある。

### 4. 世界における日本のブロードバンド・サービス市場のポジション

まず日本のブロードバンド市場に於いて世界の中でどのようなポジションを占めているかを、データに基づいて確認しておこう。この市場に関する世界の状況は、ITUとOECDから基本的データが毎年公表されている。情報通信研究所およびOECDの統計データを用いて国別のブロードバンドの普及率および加入者数等を示した表4-1を見てみよう。

この表は2009年時点での人口普及率の高い順に10ヶ国のデータが示されており、かつブロードバンド・サービスがDSL、Cable、Fiber（FTTH）、FWAおよびその他に分けられその構成比が示されている。この状況をグラフ化したものが図4-1である。10カ国の中で加入者数が1,000万人を超えている国はドイツ、韓国そしてカナダであり、日本はこの統計においては人口普及率が10カ国に比べて低いのでこの表には現われていなので、参考までに表4-1に同年時点での

DSL, Cable, Fiber (FTTH) のみの構成比を暫定値として示しておいた。

次に G 7 各国のブロードバンド・サービスの人口普及率の推移を、2001年から2009年までグラフに描いたのが図 4-2 である。この統計によると日本のブロードバンドの普及率は2009年時点で24.8%を示し、G 7 中6位となっているが。日本はその内訳をみると、高速のFTTHではトップに立っているが、このグラフにはその側面は現われていない。

図 4-3 は人口100人当たりの固定ブロードバンド契約比率の上位30の経済単位についてグラフ化したものである（トップは一番下に示され上に行くほど順位が下がっていく）。

トップ3はスウェーデン、デンマーク、オランダの北欧の諸国が占めている。日本は21位の23.5人と下位にランク付けされているが、この統計も前図と同様に、ブロードバンド・サービス

表 4-1 国別ブロードバンド人口普及率、加入者数

国	DSL (%)	Cable (%)	Fiber (%)	FWA (%)	その他 (%)	人口普及率 (%)	加入者数 (千人)	増加率 (%)
デンマーク	22.4	10.1	42.0	0.5	0.3	37.5	2,027	2.5
オランダ	22.1	14.2	0.8	0.0	0.0	37.1	6,131	4.7
スイス	25.1	10.0	0.3	0.0	0.3	35.6	2,780	9.7
ノルウェー	20.9	8.6	4.3	0.7	0.1	34.6	1,673	4.0
アイスランド	30.7	0.0	2.2	0.7	0.0	33.5	107	7.2
韓国	6.6	10.6	16.4	0.0	33.5	33.5	16,349	5.6
スウェーデン	17.8	6.2	7.4	0.0	1.0	32.4	3,026	4.2
ルクセンブルク	26.5	5.2	0.1	0.0	0.1	31.9	159	12.0
カナダ	13.2	16.4	0.0	0.9	0.0	30.5	10,290	7.4
ドイツ	27.4	2.8	0.2	0.1	0.0	30.4	24,886	10.4
日本	32.0	13.6	54.4					

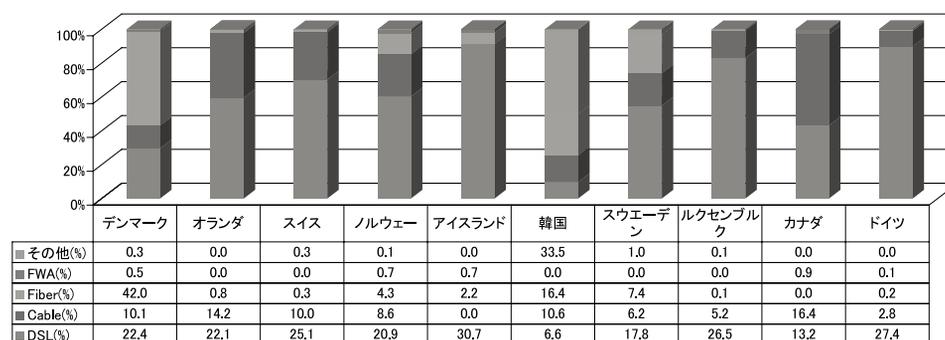
(注) データーは 2009 年時点のもの。

出所：『情報通信データブック 2011』

OECD "Broadband subscriber per 100 inhabitants in OECD countries" より作成。

日本については、比較のために追加されたデータ。FWA, その他のデータなし。

図 4-1 国別ブロードバンド人口普及率

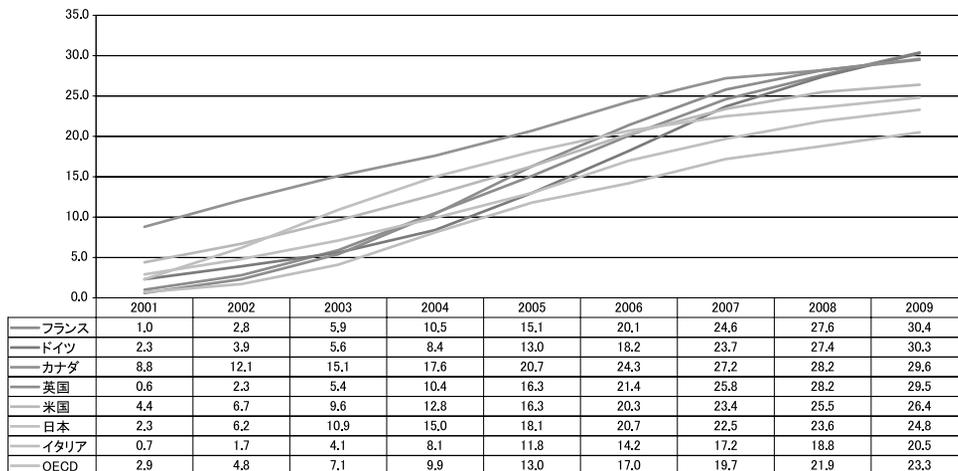


(注) データーは 2009 年時点のもの。出所：『情報通信データブック 2011』

OECD "Broadband subscriber per 100 inhabitants in OECD countries" より作成。

の内訳は考慮されていないので高速にして安価な日本のブロードバンド（特にFTTHの普及率の高さ）はこの図では見えない。

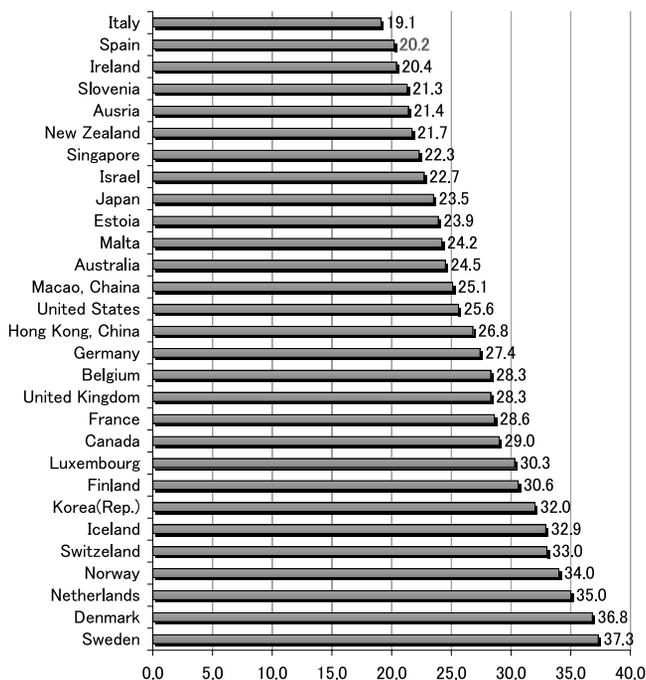
図4-2 G7各国のブロードバンド人口普及率の推移 (%)



出所：『情報通信データブック 2011』

OECD Broadband Portal "Historical penetration rate G7 (December 2009) より作成。

図4-3 Top 30 economies in terms of fixed broadband subscription per 100 population, 2008



出所：ITU (International Telecommunication Union) Statistics.

## 5. 日本のブロードバンド・サービス市場の推移

まず最初に、インフラとしてのブロードバンド・サービスの主な利用者であるインターネットの日本での普及率を時系列で示したのが図5-1である。従業員100人以上の企業での普及率は1998年では60%を超えており、年々増加し続け2010年には98.8%に達している。これに対し、個人および世帯で見た普及率は1998年の13.4%、11.0%から普及率自体は企業に比して高くないものの、急増しており2010年にはそれぞれ、78.2%、93.8%と高い普及率を示している。

ブロードバンド・サービスでは日本と韓国が世界で一番速くかつ安いと言われているが、

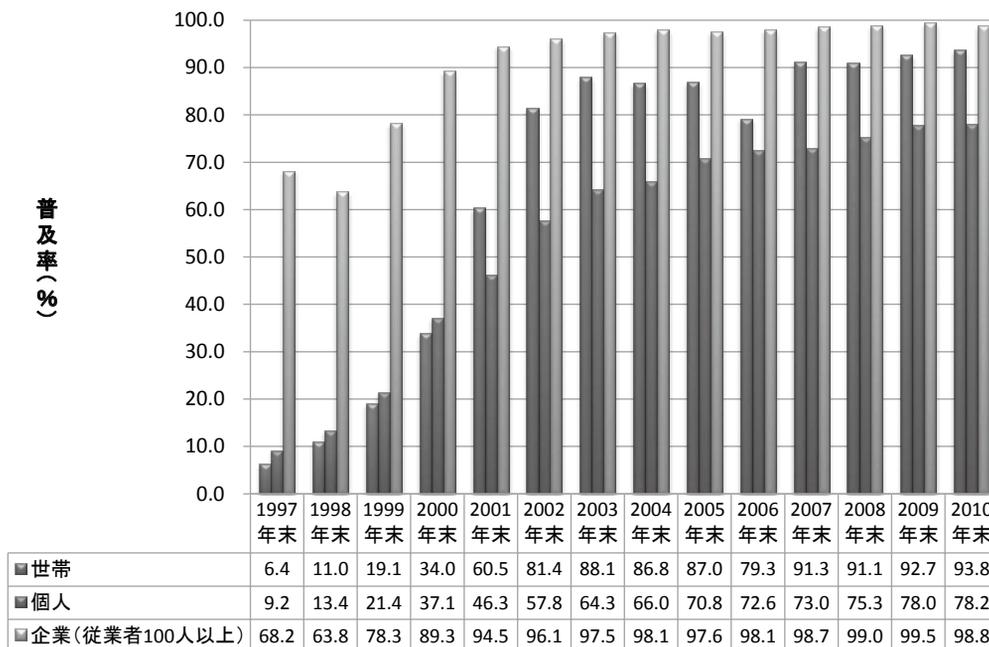
表5-1 ブロードバンド料金の国際比較（100Kbpsあたり）

(US\$ per 100kbps)

日本	韓国	オランダ	台湾	スウェーデン	シンガポール	マルタ	イタリア	フィンランド	フランス
0.06	0.08	0.14	0.18	0.24	0.25	0.30	0.31	0.36	0.37
米国	ドイツ	イギリス	リトアニア	香港	ボスニア	ポルトガル	マカオ	カナダ	ブラジル
0.49	0.52	0.63	0.70	0.83	0.91	0.94	1.07	1.08	1.20

総務省資料 ITU「World Information Society Report 2007（2007年6月）」により作成。

図5-1 インターネット普及率の推移



出所：総務省「通信利用動向調査」

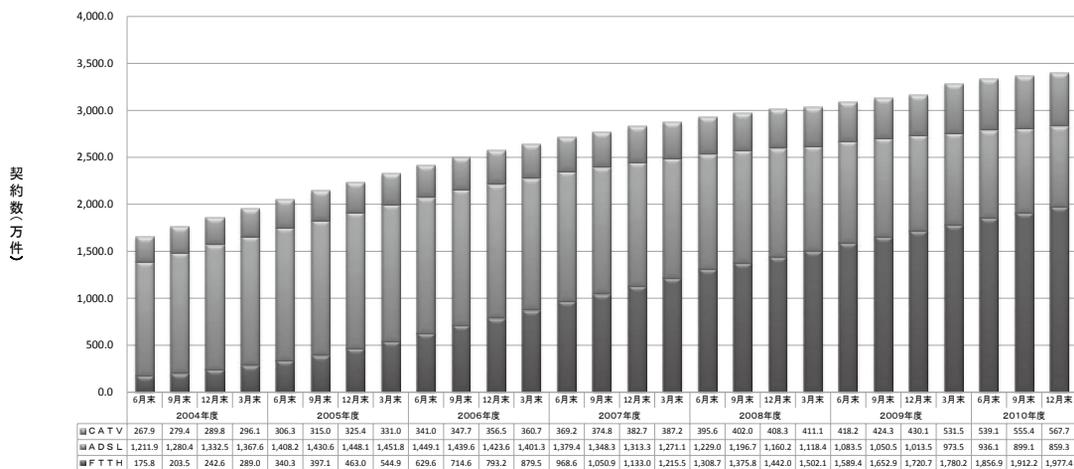
それをデータで初めて示したのが、ITUから2004年に出版されたInternet Reports: Birth of Broadbandであったという⁴⁾。

2004年時点での日本および韓国の100Kbpsあたりの料金はそれぞれ\$0.09と\$0.25であったが、それに対して米国は\$3.35、ドイツが\$4.42、そしてオランダが\$3.36で料金において大きな格差があった。同じITUの2007年の報告書の料金の国際比較によると、日本および韓国は、それぞれ\$0.06および\$0.08に対して、米国 \$0.49、ドイツ \$0.52、オランダ \$0.14などその差は大きく縮小したものの、いまだ日本および韓国の優位は維持されている⁵⁾。

日本のブロードバンド・サービス（ADSL、FTTHおよびケーブルの固定ブロードバンド・サービス）契約者数（四半期ごとのデータ）の推移を図5-2に、ブロードバンド・サービス契約者数の比率（四半期ごとのデータ）の推移を図5-3に示してある。

日本のブロードバンド・サービスの普及は図5-2には示されていないが、2000年頃から始まったと考えられる。2000年をブロードバンド元年と位置づけているのは依田高典（2011）、依田高典（2010）である⁶⁾。意外にもブロードバンド・サービスを最初に提供したのは、CATVインター

図5-2 ブロードバンドサービスの契約数の推移



出所：総務省資料より作成。

- 4) 依田高典(2007), Ida, Takanori(2009), 依田高典(2011)のそれぞれで14か国の料金データが紹介されている。
- 5) 日本のブロードバンドがこれほどに成功した理由として、依田高典（2007）、Ida, Takanori（2009）、依田高典（2011）では（1）競争政策の意図せざる成功、（2）競争政策の意図通りの成功、（3）能力と意欲を持った新規参入者の登場、（4）NTTの不承不承ながら真摯な経営努力の4つの項目に挙げて説明している。
- 6) 依田高典（2007）、Ida, Takanori（2009）、依田高典（2011）ではブロードバンド市場の推移を、ライフサイクル・モデルの成長期と成熟期に相当するものとして、ブロードバンド市場の発展期（2001年～2006年）：主にADSLを中心としたブロードバンドの利用者が急速に増加した時期。  
ブロードバンド市場の成熟期（2006年以降）：主にADSLからFTTHへのマイグレーションが進展してFTTH契約者が増加している時期。の2つの時期に分けて特徴づけている。

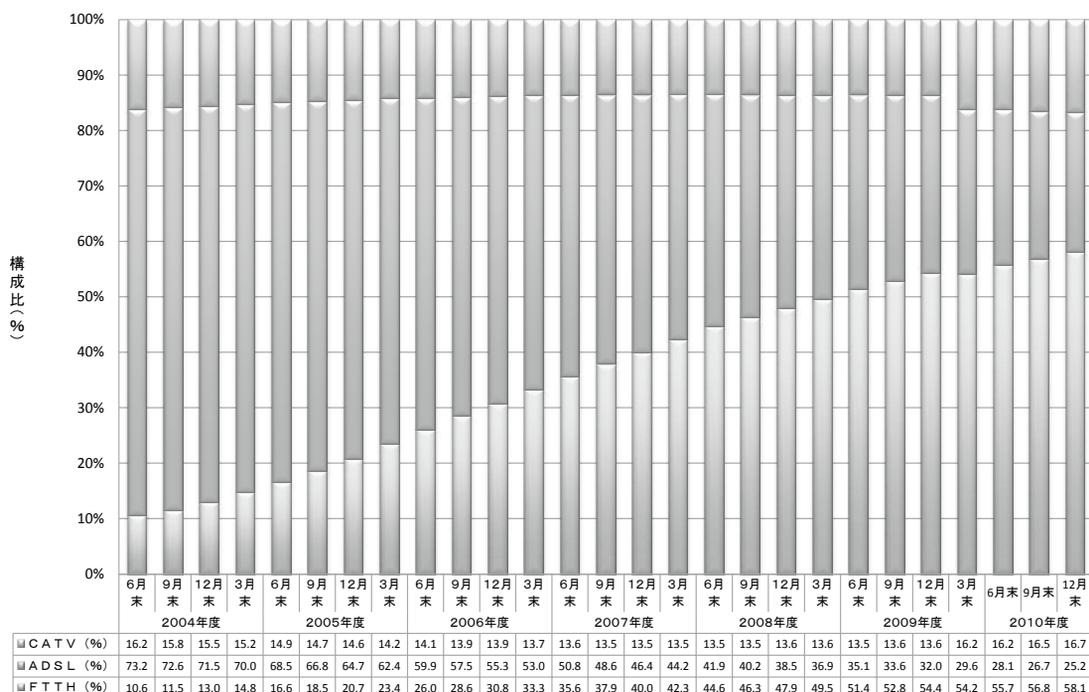
ネット回線であった。2001年にはCATVインターネットの契約者数は100万人近い値を示しており、図5-2に示されている2004年6月末には267万人の契約者数に達している。

しかしブロードバンド・サービスが劇的に増加し始めたのは、ADSLへのソフトバンクの参入（2002年）以降であった。2006年3月末には1,451万人の契約数に達しADSLのピークを迎えた。それ以降はADSLの普及については純増が止まったものの1,400万から1,200万台の契約者数を維持していた。FTTHサービスがADSLのサービスを上回ったのが2008年6月末であり、ADSL 1,229万人に対しFTTHは1,308万人となった。その後はFTTHサービスの契約者数が順調に伸びて2010年12月末には、1,977万人となり、ADSLの859万を引き離している。かくして韓国とともに日本のブロードバンド・サービスの主流は光ケーブルを用いたFTTHサービスとなった。

またブロードバンド・サービスの契約者数の構成比の推移をグラフにしたものが図5-3である。この図を見るとFTTHサービスの契約者数が増加している傾向を容易に読み取ることができる。

ADSLサービス市場の2002年から2010年までの契約者数の推移をサービス提供企業別に示したのが図5-4である。またそれぞれの企業別の構成比をグラフにしたものが図5-5である⁷⁾。

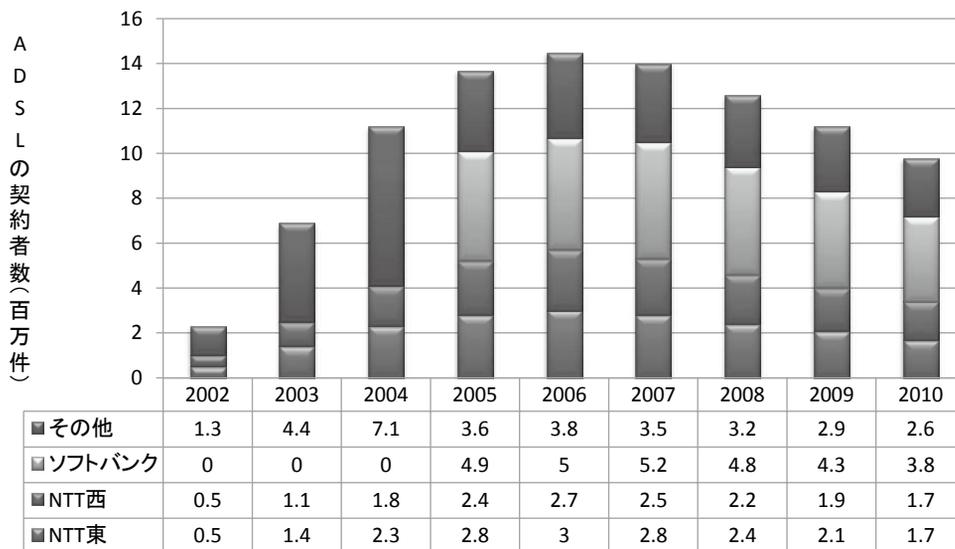
図5-3 ブロードバンドサービスの契約数の構成比 (%)



出所：総務省資料より作成。

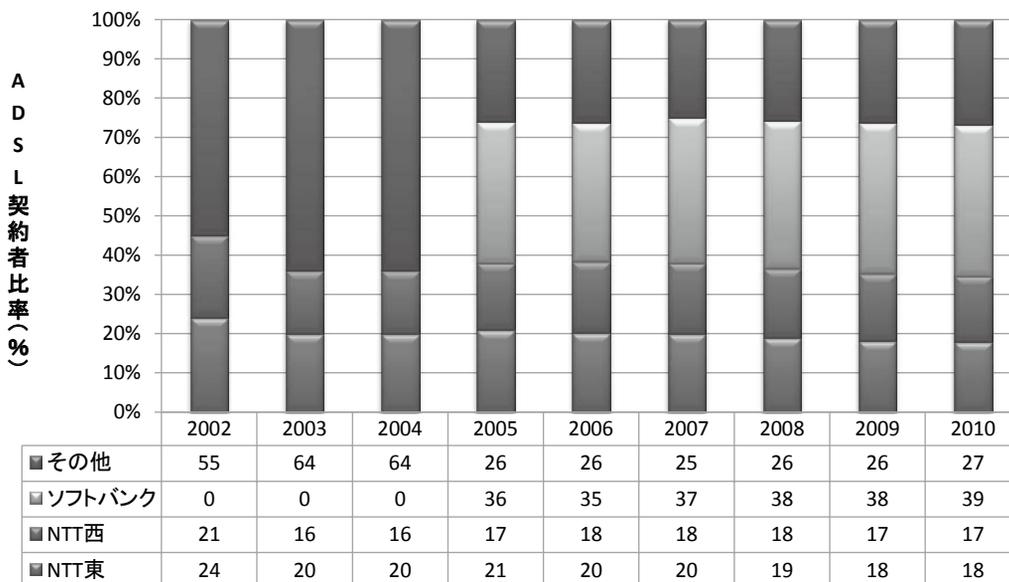
7) これ以降の記述は、依田高典（2007）、Ida, Takanori（2009）、依田高典（2009）依田高典（2011）に依存している。

図5-4 ADSLの契約者数



依田高典（2010），総務省資料より作成。

図5-5 ADSLの契約者比率



依田高典（2010），総務省資料より作成。

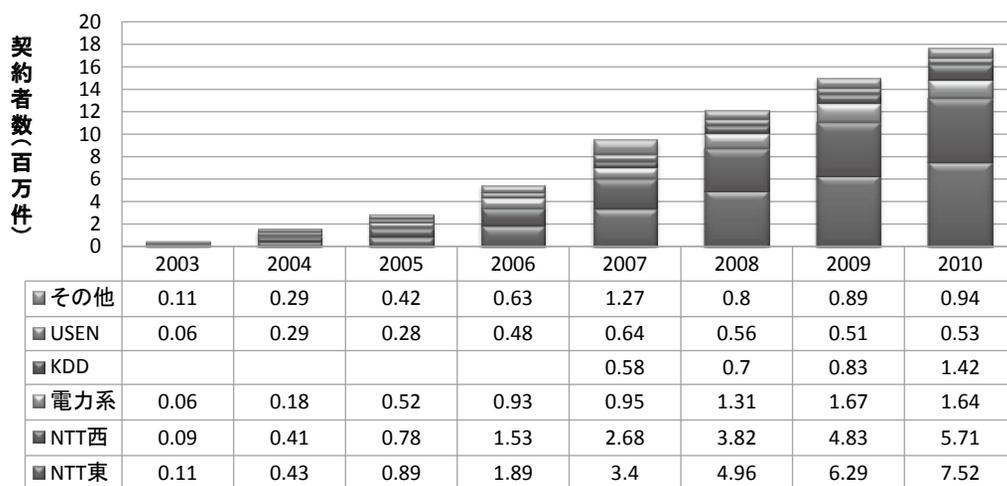
ADSLサービスが本格的に普及し始めたのは2002年であったが、前の節でも触れたように、順調に増加した契約者数は2006年に上限を記録した後2007年から減少に転じた。その後も低下傾向が続いている。ADSLサービスは主としてNTT東西の電話回線（メタル回線）を使い、ライン・シェアリングの形でその他の企業は利用者にサービスを提供しているため、NTT東西に大きく依存していることになる。それにも拘らずNTT東西のシェアは2003年以降40%を下回っている。これはソフトバンクを始めライバル企業の価格（料金）競争が行われた結果でもある。その意味でADSLサービス市場では激しい競争が行われ価格も低下するという良循環が起こったものと判断できる。

FTTHサービス市場の2003年から2010年までの契約者数の推移をサービス提供企業別に示したのが図5-6である。またそれぞれの企業別の構成比をグラフにしたものが図5-7である。

FTTHサービス市場においては、2003年から普及が始まったと考えられ、図5-2からも分かるように2004年には契約者数は100万をはるかに超え、同年12月末には242万を超えた。2003年当初はFTTHを上回っていたCATVインターネットの契約数は、2005年6月末にはFTTHがその契約数を抜き去り340万契約数に達した。その後も着実に増加し続けた。このようにこの時期にFTTHサービスの契約者数を記録したのは日本および韓国のみであった⁸⁾。

NTT東西は2003年時点では必ずしも支配的企業ではなかったが、2008年には70%を超えるシェアを獲得している。NTT東西に対抗する企業としては電力系の企業がFTTH（光ファイバー）

図5-6 FTTHサービスの契約者数

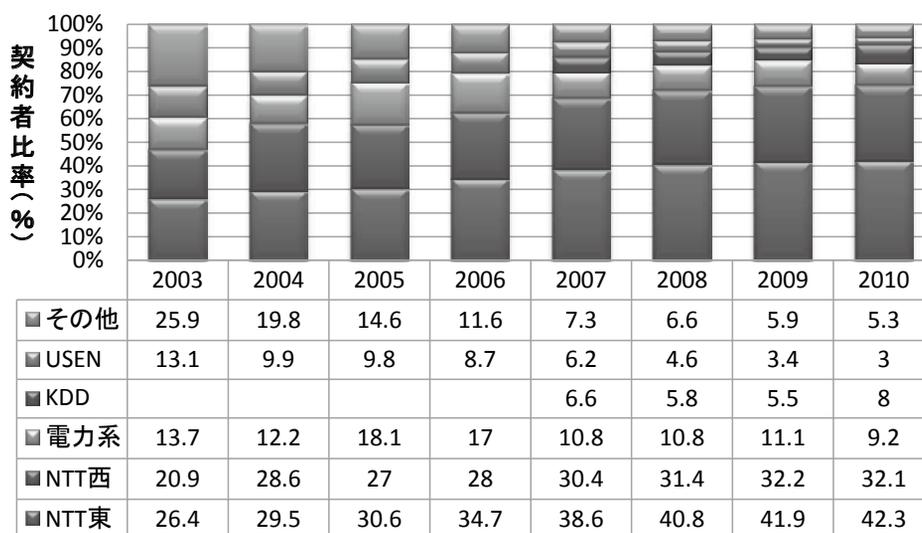


依田高典（2009），総務省資料より作成。

8) 依田高典（2011）では「FTTHは、大容量、超高速、通信速度の上下対称等、真のブロードバンドとしての性質を備え、固定系ブロードバンドとしては最終形であり、無線・携帯サービスとの融合も今後ますます進むであろう。」(p.77)と指摘している。

の設備を持った設備競争企業として登場しており（例えば、2007年からKDDIがやはり設備競争企業として参入してきているがこれは東京電力、中部電力の回線を用いている。また関西電力系のケイ・オプティコム社など）、今後強力なライバルになるかもしれない。またこのうえにさらに設備競争企業（NTT東西、電力系企業）からFTTHを借りてサービスを提供するサービス競争企業も登場してきているFTTHサービス市場は、ADSLサービス市場と異なり規模の経済性が強く働くと考えられるので、適切な競争が行われるかどうかは疑問で、ここにこの分野の規制の必要性を検討する余地が出てくる⁹⁾。

図5-7 FTTHサービスの契約者比率



総務省資料より作成。

#### 参考文献

依田高典（2007）『ブロードバンド・エコノミックス』日本経済評論社。

依田高典（2010）『情報通信産業論』（講義資料）ホームページ。

依田高典（2011）『次世代インターネットの経済学』岩波書店（岩波新書1310）。

依田高典・坂平海（2006）「ブロードバンド・マイグレーションとロックイン効果」公益事業研究，第58巻

9) 依田高典（2011）ではADSLに比べてFTTHの特徴として①規模の経済性（ADSLは既設のメタル電話回線を利用した新たな固定費のかからないサービスであったのに対し、FTTHは初めから高速な光ファイバーの敷設するための膨大な固定費がかかるため規模の経済性が強く働く）②需要密度の経済性（ADSLが局舎からユーザまでのピアツーピア方式で一芯で直接つなぐのに対して、FTTHでは一本の光ファイバーを最大32ユーザで共有するサービスであり、多くのユーザがそのケーブルを共有すれば平均コストが下がるという需要密度の経済性が存在する）の2点があることを指摘している。

- 第2号, pp.67-81.
- 依田高典・根岸哲・林敏彦 (2009) 『情報通信の政策分析:ブロードバンド・メディア・コンテンツ』NTT出版.
- 池田信夫 (2010) 『新・電波利権 なぜ電波は浪費されるのか』, アゴラブックス (電子書籍版).  
(?http://a.sp3.com/ln/?uFrajvqY?)
- 黒田敏史・依田高典 (2004) 「離散的選択モデルを用いた日本のブロードバンド市場の需要分析」InfoCom Review 35, pp.25-36.
- 福家秀紀 (2007) 『ブロードバンド時代の情報通信政策』NTT出版.
- 福沢諭吉 (1954) 『改定 福翁自伝』岩波書店 (岩波文庫, 緑22), 1954.
- 岡田羊祐・大橋弘・野口正人・砂田充 (2006) 「ブロードバンド・アクセス市場の需要分析」競争政策研究センター共同研究, pp.1-89.
- 田中辰雄・矢崎敬一・村上礼子 (2008) 『ブロードバンド市場の経済分析』慶應義塾大学出版会.
- 田中辰雄・矢崎敬一・村上礼子 (2004) 「ブロードバンド・サービスの競争実態に関する調査」競争政策研究センター共同研究, pp.1-83+1-15.
- 山崎和郎 (2001) 「収穫逦増概念とデ・ファクト・スタンダード競争 (1)」東北学院大学論集 経済学 146号, pp.137-155.
- 山崎和郎 (2002) 「収穫逦増概念とデ・ファクト・スタンダード競争 (2)」東北学院大学論集 経済学 149号, pp.119-123.
- 山崎和郎 (2003) 「収穫逦増概念とデ・ファクト・スタンダード競争 (3・完)」東北学院大学論集 経済学 151・152合併号 pp.203-225.
- Belleflamme, Paul and Martin Peitz (2010) , *Industrial Organization: Markets and Strategies*, Cambridge University Press.
- Caves, Martin E., Sumit K. Majumdar and Ingo Vogelsang Eds. (2002) , *Handbook of Telecommunications Economics Volume 1 Structure, Regulation and Competition*, Emerald Group Publishing Limited.
- Caves, Martin E., Sumit K. Majumdar and Ingo Vogelsang Eds. (2008) , *Handbook of Telecommunications Economics Volume 2 Technology Evolution and the Internet*, Emerald Group Publishing Limited.
- Crandall, Robert W., Allan T.Ingraham and Hall Singer (2004) "Do Unbundling Policies Discourage CLEC Facilities-Based Investment?", The B.E. Journal of Economic Analysis & Policy, Vol.4, pp.1-23.
- Crandall, Robert W. and James H. Alleman (2003) , BROADBAND: Should We Regulate High-Speed Internet Access? (井手秀樹監訳, 株式会社情報通信総合研究所 ブロードバンド・サービス研究チーム訳 (2005) 『ブロードバンドの発展と政策 高速インターネット・アクセスに規制は必要か』NTT出版.)
- Economides, Nicholas, Katja Seim, and V. Brain Viard (2008) "Quantifying the Benefits of Entry into Local Telephone Service.," Rand Journal of Economics, Vol.39, No.3, pp. 699-730.
- Greenstein, Shane and Michael Mazzeo (2006) , "The Role of Differentiation Strategy in Local Telecommunication Entry and Market Evolution: 1992-2002", Journal of Industrial Economics Vol. 54 Issue 3, pp.323-50.

- Ida, Takanori (2009) , *Broadband Economics: Lesson from Japan*, (Routledge Studies in Global Competition) , Routledge.
- Ida, Takanori (2004) , "The Broadband Market in Japan", 21COE Interface for Advanced Economic Analysis, Kyoto University, Discussion paper No. 049.
- Ida, Takanori and Kai Sakashira (2007) , "Broadband Migration and Lock-in Effects: Mixed Logit Model Analysis of Japan's High-speed Internet Access Service", 21COE Interface for Advanced Economic Analysis, Kyoto University, Discussion paper No. 120.
- Ida, Takanori and Kai Sakashira (2007) , "Fixed-mobile convergence and lock-in effects: Mixed logit model analysis of Japan's broadband and mobile phone services, 21COE Interface for Advanced Economic Analysis, Kyoto University, Discussion paper No. 136.
- Ida, Takanori and Toshihumi Kuroda (2004) , "Discreet Choice Analysis of Demand for Broadband in Japan", 21COE Interface for Advanced Economic Analysis, Kyoto University, Discussion paper No. 037.
- Lyons, Bruce ed. (2009) , *Cases in European Competition Policy*, Cambridge University Press.
- Minamihashi, Naoki (2010) , Prevention of Competition by Competition Law: Evidence from unbundling Regulation on Fiber-Optic Networks in Japan, Draft, October 31.
- Mutta, Massimo (2004) , *Competition Policy: Theory and Practice*, Cambridge University Press.
- Spulber, Daniel F. and Christopher S. Yoo (2009) , *Networks in Telecommunications: Economics and Law*, Cambridge University Press.
- Suzumura, Kotaro (2003) , "Competition, Welfare, and Competition Policy "CPRM Discussion Paper Series 3-E, Competition Policy Research Center, Fair Trade Commission of Japan.

[資料等]

- 総務省 (2011) 『電気通信分野における競争状況の評価 2010』 総務省.
- 総務省 (2010) 『電気通信分野における競争状況の評価 2009』 総務省.
- 総務省 (2009) 『電気通信分野における競争状況の評価 2008』 総務省.
- 総務省 (2008) 『電気通信分野における競争状況の評価 2007』 総務省.
- 総務省 (2007) 『電気通信分野における競争状況の評価 2006』 総務省.
- 総務省 (2011) 『情報通信白書 平成23年版』 総務省.
- 情報通信総合研究所編 (2010) 『情報通信データブック2011』 NTT出版.
- 情報通信総合研究所編 (2010) 『情報通信アウトブック2011：新世代モバイルデバイスの台頭』 NTT出版.
- 野村総合研究所 (2011) 『IT市場ナビゲーター：これからの情報・通信市場で何が起ころか 2011年版』 東洋経済新報社.

## 災害と外国人

### —母国に「逃げる」ことを中心に—¹⁾

郭 基 煥

#### 1. はじめに

地震発生から1週間ほどがたった頃、あるツイッター上では、避難所となっていた仙台市のS中学校について、不穏な投稿がなされた²⁾。それによれば、S中学校には多くの中国人・韓国人が避難しており、中国人が支援物資を根こそぎ運び出したり、体育館の中でトマトの皮を吐き出したりなど「やりたい放題」にしている。そのように書いた「投稿者」は、さらに次のように続けた。「木刀を持っていく。味方、求む」。これに対して同調する投稿が次々と掲載された。

もっとも、それがまったくのデマであることは、同じツイッター上で他の投稿者により即座に指摘されており、また東北の地方新聞によっても早い段階で、デマに警戒するようという呼びかけと共に、指摘されている³⁾。デマであることは避難所の関係者はすぐにわかったはずであった。なぜならS中学校は、3月13日に電気が復旧した際、校舎の一部に火災が発生したため、翌日には閉鎖しており、投稿者が投稿したときには、すでにそこには誰も避難してはいなかったからである⁴⁾。投稿者は拍子抜けするほど軽率だったと言わねばならない。

この軽率さは、ある種の暗い情熱の結果だったことだろう。実際、投稿者が、エスノセントリックな暗い情熱に掻き立てられていただろうことは、軍国主義を想起させるような「木刀」を持ち出していることからもうかがうことができる。

しかし、外国人、特にアジア系外国人を各種の犯罪と結びつける言説の発信者や媒介・拡散者をこの種の暗い情熱の持ち主に限定するとしたら、おそらく事態を矮小化しすぎている。震災以降、被災地では、特に沿岸地での犯罪と危険について眉をひそめて語ることは、ごく日常的な風景と化しているようにさえ見受けられる。そしてこの話題は時に、予定調和的に、一層の小声で、犯罪の主体として外国人を名指したり、暗示したり（「日本人とは思えない」）することで、終わる。

震災以前において既に、「外国人」という記号と「犯罪」を連結させた「外国人犯罪」なる表現が、リキッド・モダニティの現代における「社会的絆の弱さ、流動性から生じる実存的不安」（Bauman

1) 本稿は第104回公共哲学京都フォーラムでの筆者の報告を基に、若干の加筆修正を施したものである。

2) 詳細については萩上（2011：50-52）参照のこと。

3) 3月20日、河北新報。

4) 当避難所の責任者であった当校の校長、及び彼をサポートした町内会長によれば、避難所であった3月11日から3月14日までの間、S中学校には1000名以上の避難所があり、そのうち5割程度（校長）ないし8～9割が外国人であった。これは学校の近くに大学の留学生のための寄宿舎があるためである。避難所期間中の中学校における「外国人」の様子の実際は、「きわめて整然としていた」（校長）し、日本人と外国人の間のトラブルも「知る限り、まったく起こっていない」（町内会長）。【校長聞き取り：7月19日、S中学校、会長聞き取り：8月3日、会長自宅】

2000 = 訳2001 : 142) を背景に、一つの日常的な記号として定着していたことを考えれば、社会と生の一層のリキッド化を予想させる今回の危機に際して、こうした言説が日常化することは、さほど不思議なことではなかった、といえるかもしれない。もちろん、「客観的」で、統計的な「事実」が公表されていない現段階では、この言説を事実無根のデマと見なすべきか、ごく一部の「事実」⁵⁾に対する過剰な一般化であると見なすべきなのかを論じることはできない⁶⁾。しかし、言説によって指示されている「現実」かどうであろうとも、「外国人犯罪」言説は、当の外国人にとっては、時として対処しなければならない環境、あるいはひとつの現実たらざるを得なくなることは予想される⁷⁾。

「外国人」にとって震災時の環境にはこのような困難なものばかりではなく、一見したところ、アドバンテージのように見える要素もある。それは、とりもなおさず、危機にあって、「母国に帰る」という選択肢を持っているという点である。実際——これも今のところ、数量的なデータは持ち合わせていないが——被災沿岸地に居住する外国人技能実習生の多くが政府の支援によって帰国したし、仙台市内の外国人も多くが一時帰国している⁸⁾。しかしながら、一見したところアドバンテージである要素は、そうした場所を国外に通常は持たない日本人の側から見ると、しばしば「運命」を共有していない「よそ者」として外国人を見なす根拠のひとつともなりうる。シュッツの表現を借りれば、外国人はしばしば「疑わしい忠誠心 *doubtful royalty* (Schutz 1964 : 104)」の持ち主として見なされる。

たとえば、朝日新聞では発災から10日ほどのちの3月20日付の『天声人語』で、多くの外国人が日本脱出を急いでいると指摘し、「物心の支援に感謝しつつ、この国は自らの手で立て直すしかない胸に刻んだ」と述べ、さらに「大戦の焼け野原から立ち上げたこの国において、私たち

5) 仮に日本以外のある国の人がこの種の犯罪を「現実」に犯していたとしても、そこから「外国人犯罪」を「事実」と見なすことは、恣意性を帯びていることにも注意すべきであろう。その犯罪者は同時に「男性」、住所不定者、無職者など他の社会的なカテゴリーを帯びているかもしれない、常にこうしたカテゴリーで捉えることも可能である。日本人による犯罪が生じたとき、こうしたカテゴリーが通常、用いられる（「日本人犯罪」というカテゴリーではなく）一方で、外国人犯罪については、この種のカテゴリー化は行われず、という不均衡がある。この意味では、「外国人犯罪」は常に実際の統計がどうであれ、社会的に構築されたものであるという性格を帯び、「事実」からの余剰を含む。

6) 宮城県警及び数箇所の沿岸地の警察署は、早い段階から、これらの言説がデマであり、惑わされないようにというPRをホームページ上で行っている。事実関係について、私が電話で問い合わせたところ、宮城県警、南三陸警察署、石巻警察署は「回答できない」との答えであった。ただし、気仙沼警察署は、警察では外国人犯罪についてはまったく把握していない、との回答を得た。また、石巻警察署も、外国人による遺品からの金品奪取については、まったく把握していない、との回答を得た。本報告では、こうした言説の全体像を論じることはできないし、言説の背後にあるものを社会心理学的に分析することもできない。

7) 災害時において外国人が情報の入手困難等の理由により「災害弱者」になりうることの指摘は阪神淡路大震災以来、指摘されており、「多文化共生」のプロジェクトの枠の中でその対策が考えられてきたし、今回の震災時も多言語情報発信などの外国人に対する支援体制は早い段階から整えられてきた。しかし外国人犯罪言説を考慮するとき、多文化共生の観点から考えなければならない問題として、外国人に対する情報の不足と同時に外国人をめぐる情報の過剰という課題が浮かび上がってくる。

8) 日本人にもトランスナショナルな移動という選択肢があることはもちろんだし、実際、調査者の聞き取りによれば、少なくない日本人が韓国に避難していた模様である。しかし、滞在コストなどのため、こうした選択肢を実際に選ぶ人が限定されていることは言うまでもない。

に帰るべき場所はない」と結んでいる⁹⁾。この感動的な決意表明は、同時に、「帰るべき場所」のある「外国人」が、そうである限りで、日本人とは運命を共有しないよそ者であることの承認であろう。ここではどこにも外国人の帰国を非難することばはない。その意味では外国人をむしろ寛容に「よそ者」として位置付けている、といえるかもしれない。なるほど、それは先の暗い情熱の持ち主が攻撃的に外国人（特に中国人）を「よそ者」として位置付けるのとは対照的であるが、表象上の位置としては等しい。

このように、外国人の帰国は、日本人に「外国人」をよそ者として見なす表象を再想起させ、再強化する機能を果たしうるだろう。そうであれば、特に当の外国人が日本社会、あるいは自分が所属する地域社会や、自分が関わる人間関係のネットワークに深くコミットメントしている程度に応じて、自分がアドバンテージを持っていること、さらにはそのアドバンテージを実際に利用することは、当の外国人に心理的な葛藤を引き起こす材料となることも予想される。

それを意識した外国人に日本にいることの居心地の悪さを与えるだろう外国人犯罪言説もやはり〈「運命」を共有していない「よそ者」〉という表象によって支えられているように思われる。同時に、(一時)帰国の選択は、この〈「運命」を共有していない「よそ者」〉という表象を日本人に再確認させる結果にもなりかねない(と意識されるだろう)。事態をこのように考えるとき、震災以降の外国人の置かれた状況は、ある種のダブルバインド的なものとして考えられるように思われる。では、外国人は実際に、このような折り重なる困難を経験したのだろうか。また経験しているとしたら、どのように経験したのだろうか¹⁰⁾。

## 2. 「逃げ出した者」という意識——韓国人留学生の事例¹¹⁾ から

韓国からの留学生Cさん(男性、25歳)は、地震発生後、避難所で一泊したあと、自宅アパートで寝泊りする一方で、昼は多くの時間を領事館で過ごしていた¹²⁾。そこで、彼は、自身が所属する大学の教育学部の職員から、外国人犯罪の噂が回っていることを聞いた。彼は、その噂を信じる日本人がそれほど多くはない、と信じ、なるべくそれについて考えないようにしていた一方で、「外国人への暴行や嫌がらせ」に対する不安を感じていた、と言う。

ただし、彼の場合、この不安は、噂を聞いたことによってもたらされたわけではなかった。噂

9) この新聞記事をはじめ震災後の外国人についての言説をめぐっては、東北大学国際高等研究教育機構助教の李善姫が多文化関係学会(2011/9/11)で詳しく分析しており、また、それに前後して行われた筆者を含む共同研究(「震災と外国人」)プロジェクトの研究会において発表しており、そこで彼女から多くの示唆を受けた。感謝したい。

10) 筆者は6月以降、外国人が震災をどのように経験したのか、聞き取り調査を行っている。本報告はその調査を元としているが、調査は始まったばかりであり、また、対象者は未だ7名に過ぎない。さらに地域的には仙台市在住者が6名(ほかに石巻市1名)であり、職業的には留学生が3名(ほかに韓国食堂経営の夫妻2名、主婦1名、スナック勤務1名)であり、沿岸地に多い外国人実習生を含んでいないことを考えると、相当に偏っている。したがって、ここでは、外国人の震災経験の全体像を示すには程遠い。本格的な調査のための予備的調査として理解していただきたい。

11) 聞き取り:2011年6月17日、東北学院大学

12) 仙台市内の韓国領事館には震災後、多くの韓国人が情報の収集、食料の確保のために訪れていた。また一時帰国希望者が帰国するまでの間、寝泊りするスペースを提供していた。

を聞く以前、既に震災後、避難所にいるときから、そうした不安（「外国人に対するプレッシャーのようなもの」）を感じていて、韓国人同士で話し合うとき、声をなるべくひそめるようにしていた、と言う。いわゆる「身元隠しpassing」である。

不安はなぜもたらされたのか。彼の場合、その理由の一つは「関東大震災時の出来事が頭に思い浮かんだ」ためであった¹³⁾。彼は、今の時代にはない、と思いつつも、どこかでそうしたことがまた起こるのではないか、という不安を持った。なお、1923年の状況の再来に対する不安は、この聞き取りをしたとき同席した別の韓国人Kさん（自分自身、被災し、避難所暮らしを経験している）も持ったものであった。もっともKさんがそうであったように彼もまた実際に「嫌な経験をしたことは特になかった」。

1923年の出来事がトラウマのような形で想起されたのは、なぜか。それは真空の状況で生まれたわけではなかった。彼は自分が留学初期の学部時代に言葉のことばのことで学校の友人にからかわれた経験があった。彼には、この種の「小さな経験」がいくつかある。それでも震災まで、彼は自分自身に対して、「こんなことはたいしたことではない。自分は勉強するために来たのだから、しっかり勉強すればよい」と思い込ませてきた。しかし、それが「地震によって急に大きくなった」のである。抑圧してきた不安が地震を機に解除された形であった、といえるかもしれない。

彼は3月17日には、韓国に一時帰国している。帰国することを決めたのは、友人や、彼が通う教会の人たちに強く勧められたからであった。彼はこの期間、日中は領事館で多くの時間を過ごしていたが、他の調査対象者からの証言もあった通り、ここでの雰囲気は、帰国は当然であり、「帰らないと、周囲の人から変な人のように見られた」。ただ、彼は「最後まで100%帰りたくなかった」。理由は、帰れば、自分が所属する大学院研究室の教授に「どんな目に合わされるか、怖かった」からである。彼は「大事なときに逃げ出したら、どんな「罰」があるのか」という怖さを持っていたのである。

彼は他の一時帰国者などと比べて、相当早いと思われる10日ほどのちには、再来日しているが、そのときには、教授に「逃げた人、と真剣に怒られた」という。このような発言からは、帰国をとどまった動機、そして早期に再来日した動機に研究室の教授の存在が極めて大きかったことをうかがわせるが（彼は聞き取り期間中、彼のことを「ボス」という言い方を何度かした）、同時に研究室という所属する集団の一員としての、さらに理系の人間としてのアイデンティティから生まれるある種の規範意識が働いていたとも推察される。というのも、彼が地震発生直後に取った行動は建物の階下にあった実験装置の様子を確認することであり、それは「理系の人間なら、当然のこと」だと言うのである。

彼は再来日後、数度にわたって、ボランティア活動を実施している。理由は、「逃げ出したものとして申し訳ない気持ち」があったからだった。なぜだろうか。

彼は教授を恐れつつも、「ボス」という言い方で彼を揶揄することを忘れないし、所属する集

13) 周知の通り、1923年の関東大震災のとき、朝鮮人が井戸に毒を注いでいるなどのデマが起り、多くの朝鮮人が虐殺される惨劇が起こっている。

団への帰属意識を表明しつつも、自分は「こいつらとは違う韓国人だ」という意識を常にもっていることを感情を押し殺したような語調で語っている。そうした語り、そして語り口調からは、所属する集団に対する帰属意識はむしろ自分の将来のための、ある種の「通過儀礼」的なそれとして半ば演じているものであるようにも見える。かといってまた、彼はもはや韓国という社会の素朴な一員でない。二重の文化によって鍛えられた「苦々しい慧眼grievous clear-sightedness」(Schutz 1964: 104)の持ち主でもある。というのも、彼は、震災直後に教会に集まった他の留学生が近所の韓国食堂に行ったことについて極めて不合理であると非難し、また領事館でテレビのニュースを聞くとき周囲の韓国人がうるさかったことも——おそらくは——同じ観点から非難しているのである。

こうした語りからは、合理的であることを重視し、そうであろうと心がけ、合理的な理由がないのに他人に同調することを拒否する合理的個人という姿が見えてくる。彼に対してこうした人間像をいったん描いたとすれば、彼の語りのほとんどすべてがそのような人間像に符合させて解釈することが可能である。彼はボランティアを行う際、仙台市内で被害がもっとも大きかったところを調べ、若林区のセンターを經由して、活動を行ったが、それは数度ですぐにやめてしまった。理由は、震災とは無関係な草むしりや庭掃除のようなボランティアだったからである。つまり、彼によれば、それは活動の依頼者が「震災を利用してボランティアを利用していたように見えた」からである。彼にあっては雰囲気にもまれてボランティアを行うことはなかったのである。またこの「苦々しい慧眼」の持ち主は震災時の研究室の人たちの態度についても、「相変わらずマニュアル好きで、頭が硬い」と冷笑的に語る。

しかしこのような合理的個人という人間像を描くとき、「逃げ出したものとして申し訳ない気持ち」はどのように解釈すればいいのだろうか。それは誰に対して、何に対して思ったのだろうか。所属する研究室や「ボス」に対してだろうか。であれば、なぜこの気持ちがボランティア活動につながったのだろうか。危機に際して、もっとも安全と考えられる場所に避難することは、人間にとってもっとも基本的な権利であり、自由であり、また合理的な判断として考えられるものであろう。彼の場合、あらゆる場面で合理的な判断を重んじるか、状況がそれを許さないときは、シニカルに合理的な批判のことばを向ける。こうした態度からは、「逃げ出したものとして申し訳ない気持ち」はまったくそぐわないように見える。この気持ちはどこから生じ、またそこからは何を読み取ることができるのだろうか。

### 3. 「母国」が落ち着かない——他の事例から

筆者が調査した6名のうち、上のCさんを含む留学生3名は全員がボランティア活動に参加している。特記すべきことは、その三人が共通して、母国への一時帰国したことについて「申し訳ない」という感情を持ったことである。

韓国人留学生(女性) Yさん¹⁴⁾は、地震発生後、教会に行き、ついで、牧師及び他の信者(多く

14) 聞き取り：2011年6月23日、東北学院大学

は留学生)と共に韓国食堂に歩いていき、そこで一泊した。彼女は、その翌日から数日間、主に領事館で生活したあと、特に領事館と一緒にいた友人からの強い勧めがあって、韓国に帰国した¹⁵⁾。

しかし、母国への一時帰国は、彼女を安堵させるものではなかった。韓国にいる間、彼女は、やはり「申し訳ない気持ち」にとらわれていた、という。安全な場所が、彼女にとっては、むしろ、落ち着かない場所だったことになる。そして再来日後、彼女もまたボランティア活動に従事している。活動は主に教会関係者と共に行った。瓦礫撤去作業とキムチやチヂミの提供などである。キムチを自衛隊の人にも提供した、という話もしてくれた。彼女はボランティア活動を繰り返し行っていたが、一度、実際に見た被災地の様子がテレビで見る映像とはまったく違うことにショックを受けたからだった。

中国人留学生Wさん(女性)¹⁶⁾も一部でCさんとよく似た経験をしている。彼女は震災後、彼女がアルバイトをしていた大学内機関の先生の自宅に避難し(2泊)、その後は友人宅に他の留学生と共に泊まった。数日後、やはり原発の影響への恐れから、一時帰国したが、その直前に指導教官にメールを出したところ、「帰国するのは無責任だ」という内容の叱責を受けた、という。もっとも彼女はこれに対して、「一緒にがんばろうと思ったけれど、先生からののはじめてのメールがこんなものとは思わなかった」という内容に始まる長いメールを送った。概略は次のとおりである。「原発のことも誰からも説明もなかった。安全と言っても次々に爆発していた。中国の親が心配して泣いていた。食料も足りなかった。ここにいれば、日本人と食料の競争になる。いたら、先生は私をケアしていたのか」。長いメールが功を奏したらしく、そのあとの先生の対応は「優しかった」という。また、日本に戻ってきたら、「帰ったのはよかった」と言ってくれた、という。

それでも彼女もやはり帰ったことについて「自分では申し訳ない、という気持ちがあった」と語っている。そして彼女もまたボランティア活動に加わっている。彼女の場合、母国にいる間に募金活動を行い、女川町に送金した¹⁷⁾。また再来日後は5月中旬に2度、他の留学生を組織して、団体で若林区の瓦礫撤去作業を行っている。ボランティアを行うことは、中国にいたときから既に考えていた。理由は「悲惨な状態を放ってはおけない」であった。

外国人犯罪の噂については、彼女の答えは、「知らなかった」である。また外国人であることのために不快な経験を、ということもなかった。彼女の場合、逆に震災後の物資不足の時期、スーパーで買い物をするためにレジで並んでいたとき、たまたま前にいた日本人の中年女性が、

15) したがってほとんどの時間を韓国人同士で過ごしていたせいであろうか、Cさんとは違い、自分が外国人であることを悟られないようにするようなことはなかった、という。また、再来日後に、外国人犯罪の噂は聞いたとき、「社会全体が差別的な雰囲気になるのではないか」という不安をもった、と言う。その意味では本文で指摘した「居心地の悪さ」を予想的に感じている、といえるだろう。ただし、彼女の場合、普段の身近な人間関係から、自分自身が嫌がらせを受けたりする、ということは感じたことがない、という。

16) 聞き取り：2011年6月24日、東北学院大学

17) 女川町では震災時、同町の大手水産加工業者である佐藤水産の専務が自社で働く中国人実習生を全員、高台に避難させた後、自分だけが港のほうに降りていったあと、亡くなるという事件があり、このことは中国のメディアでも大々的に報道されていた。このことはWさんも知っていたが、そのために女川町に送金をした訳ではない、という。郵便を介しての送金が可能な市町村が限定されていたからだ、と言う。

支払いをしてくれた、というエピソードも教えた。Wさんが中国語で友人と話しているのを聞いて、中国人と知った中年女性は、「たいへんでしょう」と言って、支払いをしてくれたのである。

ボランティア活動の実践や教員との「本音」(?)の付き合い、中年女性のエピソードなどを知ると、彼女は一見、日本に対して好意的な感情を持っているように見えるが、「親日家」などというカテゴリー化はあまり適切とは思われない。震災前と後の日本人に対するイメージを聞くと、むしろ突き放したような呆れ顔で、こう言った。「相変わらず、冷たい」。こういう言い方を見ると、Cさんもそうであったが、彼女もまたどこかに、日本人に対して、過剰な期待を抑制した、冷やかな観察者としての立場に立っているように見える。こうした人間像を描くとき、やはりCさんに対するのと同じ疑問を持たないではいられない。「申し訳ない」という気持ちはどこから生まれ、何を意味するのか、という問いである。

聞き取りをした中には、上記三人の留学生以外にも、類似する感情を抱いた人がいた。仙台市内で韓国食堂を経営する夫妻（共に韓国人）の妻である¹⁸⁾。夫婦は韓国食堂を営む一方で、二階建て自宅の一階でキムチの製造販売を行っている。夫婦、特に夫のPさんは強固とっていい韓国人アイデンティティを持っている¹⁹⁾ことは、自宅前に常に大極旗が掲げられていることがこの上なく雄弁に物語っている。食堂には以前、竹島（独島）問題がメディアで盛んに報じられていたとき、匿名の電話がかかってきて、「朝鮮人は朝鮮に帰れ」などと怒鳴られたことがあったが、Pさんは「言いたいことがあるなら、顔を見て話せ」と言い返した、と言う。とはいえ、彼の場合、強い韓国人アイデンティティは日本人との距離を広げるように作用しているわけではなかった。日本人との関係は良好であり、自宅でとれた野菜を届けてくれる友人もいるし、近隣の人たちからは自分たちが町に来てくれたことを感謝してもらっている、と言う²⁰⁾。夫婦は震災発生時に店に教会の信者たちに食事を提供し、宿泊もさせたのみならず（中国人のアルバイト店員も宿泊させた）、自宅前では残っていたプロパンガスがなくなるまでキムチやチヂミを、道行く人々にほぼ無償に近い値段で提供していた。上記三人の留学生はいわば制度化されたボランティアを行っていたわけであるが、それとは対照的に、この夫婦は、自分たちのおかれた状況の中で、自分たちのアドバンテージをフルに活用して、非制度的な——むしろ語の本来の意味に近いだろう——ボランティアを行っていた、形であった²¹⁾。

夫婦は数日後には帰国をする。領事館で他の留学生などから、「帰ってくれないと自分が心配だ」と強く勧められたためであった。夫婦は二か月ほど、韓国に滞在した。しかし、その間、妻

18) 聞き取り：2011年7月20日、自宅。この男性の食堂が多くの教会に通う韓国人留学生が震災発生日に訪れた店である。

19) この男性への聞き取りは、後半の三分の一近くが、在日韓国人や日本生まれの韓国人が韓国語をしっかりと話さず、学ぼうとしないことへの批判であった。

20) 彼は「年をとってきて、何が大事かわかってきたんだなあ。人の関係だ」と話していた。

21) こうした「非制度的なボランティア」についていえば、石巻市在住の主婦（同時に大学非常勤講師であり、女川町の実習生の「教育係」でもあり、さらに宮城県国際交流事業においてさまざまな役割を担っている）もまた実践していた。彼女は石巻市の避難所に2週間余り、避難していたが、その間、家にお米を炊いて、避難所に持ってきて、自分の子供の同級生の父兄たちと共に、他の避難者たちに提供していた。彼女は3月25日に帰国したが、それは避難所で吐血し、病院でも有効な薬が手に入れられなかったためであった。

のAさんはむしろ「落ち着かなかった」と言う。そして「仙台に戻ったら、逆に楽になった」。

以上のように、筆者が聞き取りを行った人たちの多くは、様々な形で制度的もしくは非制度的なボランティアに関わっていた。そして注目したいのは、多くが一時帰国したことに対して「申し訳ない」感じを持ったり、安全であるはずの母国に在ることに対して、落ち着かない感じを持ったりしていたことである。また、それがボランティア実施の動機の、少なくとも一部をなしているか、(非制度的な)ボランティアの実践者においてこの感覚が見られる、という点である。

#### 4. 倫理的な自己審問の源、ある特殊なトポフィリア

一時帰国したことに対する「申し訳ない」という感情は、安全を求める身体としての自分とは別に、そのように求める自分を責め、審問する別の視点が成立していることを意味している。言い換えれば、安全を求める身体としての生を再帰的に眺める「超越的な視点」が成立している。では、この視点はどのようにして生まれたのだろうか。

ここでCさんに限って考えれば、想定される回路は、こんな大事なときに逃げるべきではない、と彼に叱責した「ボス」の視点の「内面化」である²²⁾。つまりボスという具体的な他者がその具体性が消去されて、超越的な視点に取り込まれ、その声が鳴り響いていた、という解釈である。聞き取りによれば、この「ボス」の見方を、周囲の人とは異なり、彼の父親は基本的に賛同していた、という。そうであれば、帰国を責めていたは、父—ボスの声として解釈されるかもしれない。

しかしこうした解釈はそれを認めたとしても、帰国を審問する父—ボスの声がなぜ特権化したのか、という問いに送り返されるのではないだろうか。思い出すべきは、この「苦々しい慧眼」の持ち主は、所属する集団とその規範に対して一定の批判的な、もしくは「批評的」な距離を置いていることだ。さらに彼は自身が参加したボランティア活動に対しても、「批評的」な距離を置いていた。であれば、帰国を審問するのが、父—ボスの声だとしても、それに対しても「批評的」な距離を取ることも可能だったはずなのではないだろうか。たとえば、避難の帰国に関して、自宅前に韓国の国旗を掲揚しつつ、近隣の人との良好な関係を保つ韓国食堂経営者夫婦のうち夫のPさんは、一時帰国したことについてどう思っているか、と尋ねたとき、日本人が自分の近くの避難所に行くのが当然のように、韓国人が自分の国に避難するのは当たり前だ、と強い語調で答えている(そして、「近所の人にも今度、何か起こったときのために、韓国と一緒に使える避難所を作っておきましょうか、と冗談で言っている」と話した)。Cさんの中で、他ならぬ避難の帰国に対しては、この種の判断が中断されたのはなぜか。

ここでありうる回答は、父—ボスの声はそれが鳴り響いたとしても、触発の役割であって、伝

22) こうした見方は、フロイトの超自我をめぐる議論やアルチュセールの「イデオロギーの呼びかけ」の議論、またそれらの議論をジェンダーやアイデンティティの問題と接合させたバトラーの議論によって支持されるだろう。したがって本格的に論じるには、こうした議論の参考が必要である。また、それを基に、危機における超越的視点としての良心の生成について考察することは興味深い。しかし、ここではこれらについて論じることは到底、できない。この報告では、聞き取り内容に即して、その範囲内で考えられることを論じてみたい。

えられる沿岸地の悲惨さそのものが彼を責め、審問した、というものであろう。これは、おそらくレヴィナスであれば、支持する回答であらう。彼は言う。

他者の現前は自由の前批判的な正当性を審問するのではなかろうか。自由は自己への恥辱として自分自身に現れるのではなかろうか。(Lévinas 1961=訳1989: 466)

もちろん、ここで言われている他者の現前は具体的な他人が知覚される状況を指している。しかし、レヴィナスにとっての他者は常に「弱さ」や異邦人性によって特徴付けられる。彼は、目の前に現れる人に見えてしまう「弱さ」や異邦人性が、無邪気に自由を行使し続ける「私」を審問するところに「主体」の成立を見る。

であれば、あの日以来の沿岸被災地とレヴィナスのいう他者を結びつけて理解することはあながち不当ではないだろう。沿岸被災地の状況に見えてくるのは、あらゆる意味が無化されて、むき出しになった存在であり、人や社会や文明の、あってはならない弱さ、あるいは儂さではなかったか。

Cさんであって、沿岸被災地はレヴィナスが描くような他者として現れたのではないだろうか。つまり、沿岸地はそれ自体として、自分を守ってくれる社会的な意味づけを失った、あるいはそうした意味づけのかなたにある、他者の根本的な弱さに相当するものとして現れたのではないだろうか。そしてこの現れ方が、彼に祖国への避難という、権利上は何ら非難されるべき理由のない自由を、審問させたのではないだろうか²³⁾。

ここではこれ以上、こうした解釈を正当化していくことは難しい。しかし、仮にこうした解釈が可能だとしたら、加えておきたのは、もちろんそれは外国人にのみ当てはまることではない、ということである。というよりも、おそらく私たちがもつ常識に沿って言えば、むしろ逆の順序で述べるのが適切かもしれない。すなわち、被災地の様相がひとつの他者として迫り、自己の安全や自由に対する素朴な権利感覚を揺さぶるという倫理的な審問は、日本人のみに起こるのではない、と。

冒頭で筆者は外国人に予想される様々な困難について述べた。それについて簡潔に述べておけば、こうなるだろう。まず外国人犯罪については、それを現実聞いていない場合でも、特に韓国人の場合、関東大震災の出来事が思い出されることで、なんらかの不安を覚える場合がある、ということである。この知見からは、多文化共生社会の構築のためには、長期にわたる解決の努力が求められる困難な課題があることが示唆される。

次に、帰国という選択肢を使用することが、運命を共有していない〈よそ者〉表象を日本人に再確認させるように感じることで、心理的葛藤が引き起こされるかもしれない、という予想について、ここまでの考察から、次のように言うことができるだろう。たしかに心理的葛藤は起こりうるが、それは安全を求める自分と被災地という他者の声に応答しようとする超越的視点との間

23) 倫理的自己審問については、ボランティアの持続との関連で述べた『公共的良識人235号』を参照。

にも起こりうるということである。

この意味での心理的葛藤、すなわち倫理的自己審問という形をとる葛藤は、多文化共生社会のための解決すべき課題というよりは、それに向けての新しい希望を示唆している。ここでの倫理的な自己審問は、ある場所そのものに対して、応答しようとする感性である。さらにいえば、日常が破壊された、悲惨な場所が、まさに、日常が破壊され、悲惨であるという、その理由によって、まるで自分の故郷に対するように、無関心ではいられなくなる感性である。

それはある種のトポフィリア（「場所への愛」）のように見受けられる。もっともトポフィリアが「個人的および文化的な一体感と安心感の生き生きした源泉、つまりそこから私たちが世界の中で自らの方向を見定めていく出発点を構成する」（Relph 1976 = 訳1999 : 114 - 5）ものを典型例とするのならば、それとは著しく隔たったものであることも事実である。Cさんはどのような意味でも被災地に対して一体感や安心感を得ることはないだろうし、得るための個人史ももってはいない。被災地との結びつきは、生の「出発点」とはもっとも遠い何かであろう。一方で、Cさんにとって被災地は、まるで故郷のように無関心ではいられない場所でもある。レヴィナスにとって他者はその絶対的他者性によって「私」に無関心ではいられない感性を引き起こすが、ここでは、むしろ土地がその絶対的他者性²⁴⁾によって無関心ではいられない感性を引き起こしているのである。ここにあるトポフィリアは、仮にそう呼ぶことができるとしても、一体感や安心感とは正反対の他者性への感受性に基づくそれなのである。

この他者性への感受性に基づくトポフィリアは、少なくともその意識経験においては日本というネーションの枠を基礎においてははいない。震災以降、日本では「がんばろう、日本」というスローガンが溢れていた。また海外からの日本への賞賛の声がしばしば、日本人自らをエンパワメントするリソースとして用いられていた。さらに日本への海外からの支援に対して感謝する言説もまたしばしば見られた。こうした言説は、それ自体としては何ら排外的ナショナリズムとして批判される要素はない。しかし、一方で、Cさんのトポフィリアは絶対的他者性への感受性に基づくという点に加えて、ネーションというよりは、被災地という極めて限定された場所に対するものである点でも際立っている。要するにCさんの倫理的自己審問の基点は、日本という国家ではなく、あくまで被災地という場所なのである。Cさんのトポフィリアは国家を前提としない。被災地とCさんは国家を媒介として結び合っているのではない。それは無媒介的に直接に結び合っている。被災地の絶対的他者性が無媒介的に結び合うという形である。ここでは、遠さ（絶対的他者性）と近さ（無媒介的結合）が矛盾していない。そう考える限り、震災以降のネーションという枠を前提にした諸言説は、それが非難されるべき要素はないにしても、こうした感性とはすれ違っている、と言わなければならない。あるいは、「冷や水」を浴びせるものだ、というべきかもしれない。

絶対的他者としての被災地と「外国人」との無媒介的な結合は、新しい希望を垣間見せる。

24) ここにある差異は、たとえば日本の中の通常の諸地域の間にあるような特徴や違い、つまり特産物や風景の違いとして語りうるような相対的な差異ではない。

人口減少や産業の衰退、観光客の減少など様々な問題が予想される被災地において、「外国人」——その呼称はもはや国家という枠を超えている限りでは不適切ではあるが——との無媒介的な結合は、仮にそうした人々を復興プログラムの中に積極的に参画させることに成功したときには、重要な人的資源となりうるだろうからである²⁵⁾。

<引用文献>

Bauman, Z., *Liquid Modernity*, 2000, Polity Press = 2001, 森田典正訳『リキッド・モダニティ——液化化する社会』大月書店

Lévinas, E., 1961, *Totalité et Infini*, Nijhoff. = 1989, 合田正人訳『全体性と無限』国文社.

荻上チキ, 2011『検証 東日本大震災の流言・デマ』光文社新書

Relph, E., 1976, *Place and Placelessness*, Pion. = 1999, 高野岳彦, 阿部隆, 石山美也子訳『場所の現象学』ちくま学芸文庫

Schutz, A., 1964, *Collected Papers II: Studies in Social theory*, Nijhoff.

---

25) こうした可能性の具体的な方策については、ここでは論じることができない。この点については別の機会に考察してみたい。



# Global Indeterminacy in a Model with Public Health Spending

Kei Hosoya*

## Abstract

This paper investigates the possibility of global indeterminacy in a simple growth model with a non-separable utility function involving consumption and public health services provided by government through public health spending. According to the assumption of non-separability in utility, we show that long-run equilibria may exhibit global indeterminacy if the intertemporal elasticity of substitution is sufficiently large, in conjunction with the effects of public health. The condition for such indeterminacy is independent of the production sector. Numerical computations under reasonable parameter constellations support the theoretical result.

**Keywords:** Global indeterminacy; Public health spending; Non-separable utility function.  
**JEL classification numbers:** I18; O41.

---

*The author acknowledges the financial support provided by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology of the Japanese Government through a Grant-in-Aid for Young Scientists (B) 20730163. Any remaining errors are my own responsibility.

## 1 Introduction

In recent years, a large body of research has investigated the existence of indeterminate equilibria in various types of models. The indeterminacy of equilibria typically indicates that there exist multiple transitional growth paths converging to a same (single) long-run equilibrium. This means that the perfect foresight equilibrium exhibits *local* indeterminacy.¹⁾

The central issue in research on indeterminacy is that it provides an explanation for why economies with similar fundamentals experience large variations in growth performance. Thus, from the viewpoint of development macroeconomics, the concept of *global* indeterminacy which implies similar economies arrive at different long-run equilibria also deserves careful attention.²⁾ In a typical situation, the model tends to have dual long-run growth equilibria. In such case, high and low growth rate equilibria coexist.

Here, we construct a simple growth model with public health services provided by government spending through income taxation, and examine its long-run properties. As a critical source of multiplicity, standard analyses on indeterminacy often assume (socially) increasing returns to scale for production technologies; however, our production function satisfies constant returns.³⁾

One of the notable features of the model is that it employs a non-separable utility function between consumption and the level of public health services. A recent paper by Fernández et al. (2004) provides an analysis under non-separable utility that includes private and public consumption and leisure, but they study only the local dynamics.⁴⁾ Our concern is different from theirs in that we aim at global properties.

In light of the fact that governments have a responsibility to maintain public health in general, in this paper we assume that private agents maximize their own utility, taking the level of public health (that affects utility levels) as exogenously given. This is an adequate assumption given the observation of health care policies in many countries. In addition, public health is assumed to boost labor productivity in the production of goods like a labor augmenting technological progress.

The purpose of this paper is to clarify the possibility of global indeterminacy (multiple

1) Examples of recent typical contributions on local indeterminacy include Alonso-Carrera and Freire-Serén (2004), Benhabib and Perli (1994) and García-Belenguer (2007).

2) Although unlike our mechanism, recent contributions on global indeterminacy include Palivos et al. (2003), Park and Philippopoulos (2004) and Pérez and Ruiz (2007).

3) To generate (local) indeterminacy, for example, Benhabib and Perli (1994) and Boldrin and Rustichini (1994) rely on increasing returns with respect to production.

4) Bennett and Farmer (2000) have also introduced non-separable utility to examine the existence of local indeterminacy. Cazzavillan (1996) and Raurich (2003) show the emergence of local indeterminacy using a model that introduces public spending (or publicly provided goods) into the utility and production functions.

equilibria). What is important is whether one can establish the existence of dual long-run equilibria even when using an extremely simple model with public health spending. The principal results obtained in this paper are as follows. The emergence of global indeterminacy depends on the external effects of public health on the agent's preference and the size of the intertemporal elasticity of substitution. In particular, we show that there exist two balanced growth rate equilibria for sufficiently large values of intertemporal elasticity. This implies that countries with similar economic fundamentals may arrive at different equilibria in the long-run. We also confirm such multiplicity by running numerical computations under reasonable parameter constellations.

## 2 The Model

This section presents a simple growth model with public health spending in a decentralized economy setting. The key factor of the model is public health services provided by the government sector. The provision of public health services produces effects in two directions: a good public health environment increases labor productivity in the production of goods (e.g. such an environment will be helpful in extending healthy working hours through prevention of illness) and an improvement in economy-wide average health level directly enhances a representative agent's welfare. The latter will be explained later.

We assume that the production function for a representative firm is expressed as a standard Cobb–Douglas technology:

$$Y(t) = K(t)^\alpha [A(t)L(t)]^{1-\alpha}, \quad \alpha \in (0, 1), \quad (1)$$

where  $Y$ ,  $K$ ,  $A$  and  $L$  are, respectively, aggregate output, physical capital, productivity index and labor force, and  $\alpha$  is the share of physical capital in the production process.⁵⁾ As noted above, productivity is linked directly to the level of public health services,  $A = H$ . We also assume no population growth (i.e.  $\dot{L}/L = 0$ ). Accordingly, from Eq. (1), we obtain  $Y = K^\alpha (HL)^{1-\alpha}$ . Therefore, the health factor has the characteristic of augmenting labor.

The representative firm's profit  $\pi$  is given by

$$\pi \equiv Y - rK - wHL = K^\alpha (HL)^{1-\alpha} - rK - wHL, \quad (2)$$

where  $r$  and  $w$  denote the rental price on physical capital and the wage rate, respectively. Standard profit maximization based on Eq. (2) gives

$$r = \alpha \frac{Y}{K}, \quad (3)$$

---

5) From now on, we will suppress the time argument  $t$  when not needed for clarity.

$$w = (1 - \alpha) \frac{Y}{HL}. \tag{4}$$

Next, we need to explain government activities. We assume that the government maintains a balanced budget at each point in time. We obtain

$$G = \tau Y, \tag{5}$$

where  $G$  is government spending (for public health) and  $\tau \in (0, 1)$  is the rate of income tax imposed on a representative household.

The household maximizes the following intertemporal utility function:

$$\int_0^{+\infty} \frac{(C\bar{H}^\sigma)^{1-\theta} - 1}{1-\theta} e^{-\rho t} dt, \quad \sigma \in (0, 1], \theta > 0, \theta \neq 1, \rho > 0, \tag{6}$$

where  $C$  is consumption and  $\bar{H}$  is the economy-wide public health services exploited from the stock of public health capital. It has been recognized by, for example, the empirical findings of Viscusi and Evans (1990) that health status has an effect on utility. They find that the marginal utility of consumption (or income) increases with better health.⁶⁾ The idea of Eq. (6) stems from these findings. Moreover,  $\sigma$  is the weight of public health in utility,  $\theta$  is the inverse of the intertemporal elasticity of substitution and  $\rho$  is the subjective discount rate. Note that  $\bar{H}$  is an exogenous variable for the agent, thus the agent cannot choose that level.⁷⁾ Following Turnovsky (1996),  $\bar{H}$  is defined by  $\bar{H} \equiv H^\beta (H/Y)^{1-\beta}$ . In this relation, the negative effect of  $Y$  to the level of public health services  $\bar{H}$  captures what is called congestion phenomena associated with the character of public good. The weighting parameter  $\beta \in [0, 1]$  corresponds to the degree of congestion. Here, we assume that public health is a pure (non-rivaling and non-excludable) public good (i.e.  $\beta = 1$ ). This means  $\bar{H} = H$ . Applying this relation to Eq. (6), we obtain

$$\int_0^{+\infty} \frac{(CH^\sigma)^{1-\theta} - 1}{1-\theta} e^{-\rho t} dt. \tag{7}$$

By using Eqs. (3)–(5), the household’s flow budget constraint is given by

$$\dot{K} = (1 - \tau)(rK + wHL) - C, \quad K(0) = K_0 > 0. \tag{8}$$

In Eq. (8) we omit physical capital depreciation. To solve the agent’s dynamic optimization

6) For more a comprehensive discussion, see for example Smith (1999).

7) For this reason, a joint concavity assumption imposed on  $C$  and  $\bar{H}$  (i.e.  $\theta > \sigma/1 + \sigma$ ) is not needed in the present case.

problem, let us define the current-value Hamiltonian  $\mathcal{H}$ . In the following, for analytical simplicity, we set the total labor force as normalized to unity ( $L = 1$ ) such that all variables become per capita amounts. From Eqs. (7) and (8)

$$\mathcal{H} \equiv \frac{(CH^\sigma)^{1-\theta} - 1}{1-\theta} + \lambda[(1-\tau)(rK + wH) - C],$$

where  $\lambda$  is the co-state variable associated with Eq. (8). The necessary optimality conditions are given by the following:

$$\lambda = (CH^\sigma)^{-\theta} H^\sigma, \quad (9)$$

$$\dot{\lambda} = -\lambda(1-\tau)r + \lambda\rho. \quad (10)$$

The necessary conditions of Eqs. (9) and (10) are also sufficient when the transversality condition  $\lim_{t \rightarrow +\infty} \lambda(t)K(t)e^{-\rho t} = 0$  holds.

Log-differentiation of Eq. (9) with respect to time gives

$$\frac{\dot{\lambda}}{\lambda} = -\theta \frac{\dot{C}}{C} + \sigma(1-\theta) \frac{\dot{H}}{H}. \quad (11)$$

Next, using the production function  $Y = K^\alpha H^{1-\alpha}$  and Eq. (3), we obtain  $r = \alpha(K/H)^{\alpha-1}$ .

Substitution of this relation to Eq. (10) yields

$$\frac{\dot{\lambda}}{\lambda} = -\alpha(1-\tau) \left(\frac{K}{H}\right)^{\alpha-1} + \rho. \quad (12)$$

From Eqs. (11) and (12), we get

$$-\theta \frac{\dot{C}}{C} + \sigma(1-\theta) \frac{\dot{H}}{H} = -\alpha(1-\tau) \left(\frac{K}{H}\right)^{\alpha-1} + \rho. \quad (13)$$

To complete the model, we need to explain the evolution of public health. As noted earlier, the stock of public health,  $H$ , evolves through governmental health spending,  $G$ . Following Capolupo (2000), the dynamic equation for public health capital is

$$\dot{H} = \delta G = \delta \tau Y = \delta \tau K^\alpha H^{1-\alpha}, \quad \delta > 0, \quad (14)$$

where  $\delta$  represents the technological efficiency parameter of public health creation.⁸⁾ Combining Eqs. (13) and (14) and rearranging gives

$$\theta \frac{\dot{C}}{C} - \delta\sigma\tau(1 - \theta) \left(\frac{K}{H}\right)^\alpha = \alpha(1 - \tau) \left(\frac{K}{H}\right)^{\alpha-1} - \rho. \quad (15)$$

## 2.1 Dynamic System and Definition of Global Indeterminacy

We summarize the dynamic system of the model. First, we can obtain from Eqs. (8), (14) and (15) the following three differential equations.⁹⁾

$$\frac{\dot{K}}{K} = (1 - \tau) \left(\frac{K}{H}\right)^{\alpha-1} - \frac{C}{K}, \quad (16)$$

$$\frac{\dot{H}}{H} = \delta\tau \left(\frac{K}{H}\right)^\alpha, \quad (17)$$

$$\frac{\dot{C}}{C} = \frac{1}{\theta} \left( \delta\sigma\tau(1 - \theta) \left(\frac{K}{H}\right)^\alpha + \alpha(1 - \tau) \left(\frac{K}{H}\right)^{\alpha-1} - \rho \right). \quad (18)$$

In view of tractability, the present three dimensional system can be converted to a new system:

$$\frac{\dot{X}}{X} = \frac{\delta\sigma\tau(1 - \theta)Z^\alpha + \alpha(1 - \tau)Z^{\alpha-1} - \rho}{\theta} - (1 - \tau)Z^{\alpha-1} + X, \quad (19)$$

$$\frac{\dot{Z}}{Z} = (1 - \tau)Z^{\alpha-1} - X - \delta\tau Z^\alpha, \quad (20)$$

where  $X \equiv C/K$  and  $Z \equiv K/H$ . In consequence, these equations characterize the dynamics of the model.

At this moment, we should define the situation of global indeterminacy in this paper. Based on Palivos et al. (2003), the following definition is introduced with slight modification.

**Definition** (Palivos et al., 2003, p. 91, Definition 2) *Under a given predetermined state variable  $Z(0) \equiv K(0)/H(0)$ , if there exist at least two possible initial conditions  $X_i(0) \in \mathbb{R}_{++}$ ,  $i = 1, 2$  such that*

8) Capolupo (2000) explores a Barro (1990)-type endogenous growth model with human capital in which the accumulation of human capital depends only on governmental education spending. In that case, one interpretation of the formulation is that human capital is accumulated through compulsory education. Therefore, as far as the evolution of public health is concerned, our model can be seen as the application of Capolupo (2000) to a public health setting.

9) Applying  $r = (K/H)^{\alpha-1}$  and  $w = (1 - \alpha)(K/H)^\alpha$  to Eq. (8), we have Eq. (16).

these  $X(X_i(0), t)$  converge to a steady-state equilibrium, we call the situation globally indeterminate.

As is obvious, the initial value of the jump variables  $C(0)$  and therefore  $X(0) \equiv C(0)/K(0)$  are not predetermined. On the basis of the definition, if there exist multiple equilibria in this model, that ensures the emergence of global indeterminacy independent of the local stability properties of these equilibria (Palivos et al., 2003). In the following section, we will investigate equilibrium properties in consideration of the possibility of global indeterminacy.

## 2.2 Balanced Growth Path Solution

In a balanced growth path (BGP), by definition, all endogenous variables  $C, K, H$  and  $Y$  grow at the same rate on the path. If denoting  $g$  as the common growth rate,  $g \equiv g_C = g_K = g_H = g_Y$  holds.¹⁰⁾ Applying  $g = g_H$  to Eq. (14) yields  $K/H = (g/\delta\tau)^{1/\alpha}$ . Substituting this into Eq. (15) together with  $g = g_C$  gives

$$\theta g - \sigma(1 - \theta)g = \alpha(1 - \tau) \left( \frac{g}{\delta\tau} \right)^{\frac{\alpha-1}{\alpha}} - \rho. \quad (21)$$

As a consequence, the solution  $g^*$  to Eq. (21) corresponds to the balanced growth rate for the decentralized economy.

## 2.3 Equilibrium Properties and Global Indeterminacy

To investigate the equilibrium properties of the model, it would be convenient to rewrite Eq. (21) as

$$\underbrace{\alpha(1 - \tau) \left( \frac{g}{\delta\tau} \right)^{\frac{\alpha-1}{\alpha}}}_{\Gamma} = \underbrace{[\theta - \sigma(1 - \theta)]g + \rho}_{\Psi}. \quad (22)$$

Let the left-hand side (LHS) and the right-hand side (RHS) of Eq. (22) be denoted  $\Gamma$  and  $\Psi$ , respectively. Both  $\Gamma$  and  $\Psi$  are the function of  $g$ , namely,  $\Gamma(g)$  and  $\Psi(g)$ . For each function, we characterize the shapes.

First, we find that  $\Gamma(g)$  is a strictly decreasing and a strictly convex function of  $g$ , in view of functional properties  $\lim_{g \rightarrow 0} \Gamma(g) = +\infty$ ,  $\lim_{g \rightarrow 0} \Gamma'(g) = -\infty$ ,  $\lim_{g \rightarrow +\infty} \Gamma(g) = 0$  and  $\lim_{g \rightarrow +\infty} \Gamma'(g) = 0$ .

On the other hand,  $\Psi(g)$  is a simple linear function of  $g$ , but the slope varies depending on the size of  $\theta$ . Specifically, there are three possibilities: first, when  $\theta > \sigma/1 + \sigma$ ,  $\Psi$  has a

10) The expression  $g_x$  denotes the growth rate of placeholder  $x$ .

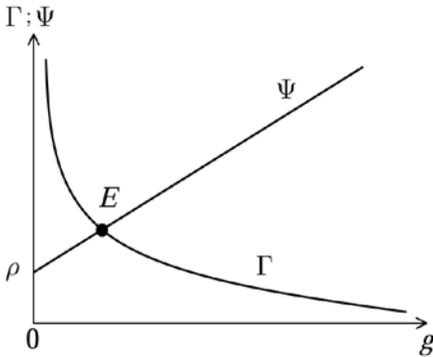


Figure 1:  $\theta > \sigma / 1 + \sigma$

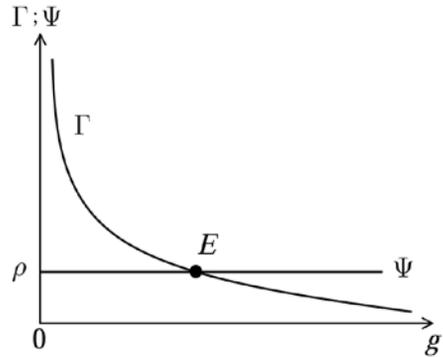


Figure 2:  $\theta = \sigma / 1 + \sigma$

positive slope with intercept,  $\rho > 0$ , in the relevant quadrant; second, when  $\theta = \sigma / 1 + \sigma$ ,  $\Psi$  comes to a horizontal line at  $\rho$ ; and third, when  $\theta < \sigma / 1 + \sigma$ ,  $\Psi$  has a negative slope with intercept  $\rho$ .

According to the shapes of  $\Gamma$  and  $\Psi$ , we can state the following two propositions.

**Proposition 1** *When  $\theta \geq \sigma / 1 + \sigma$ , there exists a unique long-run equilibrium solution. This case is shown in Figure 1 (the case of  $\theta > \sigma / 1 + \sigma$ ), and Figure 2 (the case of  $\theta = \sigma / 1 + \sigma$ ).* □

**Proposition 2** *There is a possibility that the global indeterminacy of long-run equilibria arises from a preference parameter condition of  $\theta < \sigma / 1 + \sigma$ .* □

To understand the above statement, we explore it further. That is, (i) when the LHS ( $\Gamma$ ) is located below the RHS ( $\Psi$ ) over the whole range of positive  $g$ , there is no solution; (ii) when the LHS is tangent to the RHS, that is,  $\Gamma'(g^*) = \Psi'(g^*)$ , there is a single solution; (iii) when the LHS is located above the RHS, there are two solutions.

The last case, (iii), implies the emergence of global indeterminacy; there exist two long-run growth rates that satisfy optimality criteria. The corresponding situation is presented in Figure 3. In this figure, an equilibrium  $E$  ( $E'$ ) represents a low (high) growth equilibrium. To confirm the possibility of our theoretical result for multiple growth paths, we resort to numerical computations. A numerical example is shown in Figure 4.¹¹⁾ This example yields a dual BGP situation as seen in Figure 3. The following parameter values are applied:  $\alpha = 0.3$ ,  $\tau = 0.04$ ,

11) We used MATLAB 6.5.1 to run numerical computations.

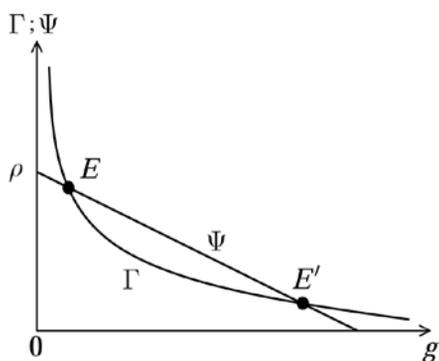


Figure 3: Global indeterminacy

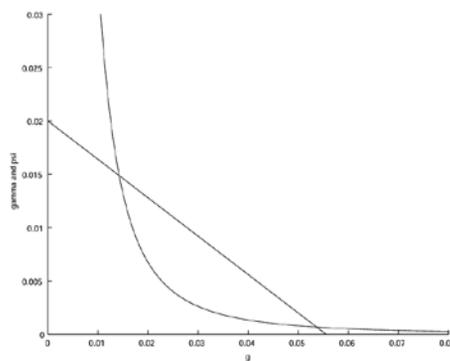


Figure 4: Numerical example

$\delta = 0.1$ ,  $\sigma = 0.7$ ,  $\theta = 0.2$ ,  $\rho = 0.02$ .¹²⁾ In the lower growth case (corresponding to  $E$  in Figure 3) the equilibrium growth rate is  $g^* = 0.0142$ , while in the higher growth case (corresponding to  $E'$ )  $g^* = 0.0537$ .¹³⁾

As explored above, theoretically and numerically, it is quite likely that our model exhibits dual balanced growth equilibria, and thus equilibrium is *globally indeterminate*. The important point in obtaining dual equilibria is the specification of preference structure. In particular, the crucial parameters for generating global indeterminacy are  $\sigma$  and  $\theta$  within the agent's utility function. To put it more concretely, a positive value of  $\sigma$ , namely, the existence of the effects of public health services on welfare, is a necessary condition for global indeterminacy.¹⁴⁾ Additionally, if the intertemporal elasticity of substitution takes a sufficiently large value (i.e.  $\theta$  is low enough) which satisfies the condition  $\theta < \sigma / 1 + \sigma$ , there is a possibility of global indeterminacy. It should also be added that public health services are an external factor for the optimal behavior of the representative household. As shown in several studies, some kinds of external effect have a deep connection with indeterminacy; therefore, the externality in preference explained above naturally affects the multiplicity of equilibria.

Accordingly, in the present analysis, both the agent's preference and the feature of health services as a public good have a significant role in generating global indeterminacy.

12) From the formulation of Eq. (5), we can take  $\tau$  as the share of public health expenditure to GDP ( $\tau = G/Y$ ). According to *World Development Indicators 2007 (CD-ROM)*, for example, averaged public health expenditure (% of GDP) in 132 countries during 2000–2004 was 4.23%. Therefore,  $\tau = 0.04$  is an appropriate value. Concerning  $\sigma$  and  $\theta$ , we set these values in light of the condition of  $\theta < \sigma / 1 + \sigma$ .

13) We should present an additional numerical example. If updating  $\sigma$  and  $\theta$  to 0.95 and 0.35 while keeping other parameters unchanged, the two long-run growth rates are 0.0137 and 0.0736, respectively.

14) In fact, global indeterminacy is never found in the case of  $\sigma = 0$ .

### 3 Concluding Comments

This paper has focused on only the long-run properties of general equilibrium at the BGPs, particularly on the problem of the emergence of global indeterminacy. Therefore, a further direction of this paper will be to investigate its local dynamics around the BGPs. This line of research is essential for a better understanding of the present study.

### References

- [ 1 ] Alonso-Carrera, J. and Freire-Serén, M. J. (2004). "Multiple Equilibria, Fiscal Policy and Human Capital Accumulation," *Journal of Economic Dynamics and Control*, 28(4), 841-856.
- [ 2 ] Barro, R. J. (1990). "Government Spending in a Simple Model of Endogenous Growth," *Journal of Political Economy*, 98(5), S103-S125.
- [ 3 ] Benhabib, J. and Perli, R. (1994). "Uniqueness and Indeterminacy: On the Dynamics of Endogenous Growth," *Journal of Economic Theory*, 63(1), 113-142.
- [ 4 ] Bennett, R. L. and Farmer, R. E. (2000). "Indeterminacy with Non-Separable Utility," *Journal of Economic Theory*, 93(1), 118-143.
- [ 5 ] Boldrin, M. and Rustichini, A. (1994). "Growth and Indeterminacy in Dynamic Models with Externalities," *Econometrica*, 62(2), 323-342.
- [ 6 ] Capolupo, R. (2000). "Output Taxation, Human Capital and Growth," *The Manchester School*, 68(2), 166-183.
- [ 7 ] Cazzavillan, G. (1996). "Public Spending, Endogenous Growth and Endogenous Fluctuations," *Journal of Economic Theory*, 71(2), 394-415.
- [ 8 ] Fernández, E., Novales, A. and Ruiz, J. (2004). "Indeterminacy under Non-Separability of Public Consumption and Leisure in the Utility Function," *Economic Modelling*, 21(3), 409-428.
- [ 9 ] García-Belenguer, F. (2007). "Stability, Global Dynamics and Markov Equilibrium in Models of Endogenous Economic Growth," *Journal of Economic Theory*, 136(1), 392-416.
- [10] Palivos, T., Yip, C. K. and Zhang, J. (2003). "Transitional Dynamics and Indeterminacy of Equilibria in an Endogenous Growth Model with a Public Input," *Review of Development Economics*, 7(1), 86-98.
- [11] Park, H. and Philippopoulos, A. (2004). "Indeterminacy and Fiscal Policies in a Growing Economy," *Journal of Economic Dynamics and Control*, 28(4), 645-660.
- [12] Pérez, R. and Ruiz, J. (2007). "Global and Local Indeterminacy and Optimal Environmental Public Policies in an Economy with Public Abatement Activities," *Economic Modelling*, 24(3), 431-452.
- [13] Raurich, X. (2003). "Government Spending, Local Indeterminacy and Tax Structure," *Economica*, 70(4), 639-653.
- [14] Smith, J. P. (1999). "Healthy Bodies and Thick Wallets: The Dual Relation between Health and

Economic Status," *Journal of Economic Perspectives*, 13(2), 145-166.

- [15] Turnovsky, S. J. (1996). "Optimal Tax, Debt and Expenditure Policies in a Growing Economy," *Journal of Public Economics*, 60(1), 21-44.
- [16] Viscusi, W. K. and Evans, W. N. (1990). "Utility Functions that Depend on Health Status: Estimates and Economic Implications," *American Economic Review*, 80(3), 353-374.



## 執筆 者 紹 介

- 岩 本 由 輝 (本学名誉教授)  
岩 間 剛 城 (近畿大学講師)  
宇佐美 英 機 (滋賀大学教授)  
岡 田 清 一 (東北福祉大学教授)  
奥 井 亜紗子 (京都女子大学)  
菊 池 慶 子 (本 学 教 授)  
北 原 淳 (龍谷大学教授)  
國 方 敬 司 (山形大学教授)  
雲 然 祥 子 (東北学院大学大学院  
経済学研究科博士後期課程)  
サイモン・ジェイム  
ス・バイスウエイ (日本大学准教授)  
佐々木 秀 之 (東北産業経済研  
究所特別研究員)  
佐 藤 章 夫 (農 業 自 営)  
高 橋 基 泰 (愛媛大学教授)  
竹 内 洋 (宮城教育大学教授)  
永 野 由紀子 (専修大学教授)  
長谷部 弘 (東北大学教授)  
廣 田 誠 (大阪大学教授)  
藤 井 勝 (神戸大学教授)  
堀 田 幸 義 (宮城教育大学  
准 教 授)  
三 浦 黎 明 (岩手県立大学  
名 誉 教 授)  
山 内 太 (京都産業大学教授)  
米 村 千 代 (千葉大学教授)  
山 崎 和 郎 (本 学 教 授)  
郭 基 煥 (本学准教授)  
細 谷 圭 (本学准教授)

〔論 文〕

2000年代の山形県における全通労働運動（7・完）……………岩 本 由 輝（1）

マルサス、ミル、そしてマーシャル

— 貧困と人口について —……………小 沼 宗 一（39）

国際間資本移動による利益と習慣形成

— 2国1部門世代重複モデルによる厚生分析 —……………篠 崎 剛（53）

〔論 文〕

仙台市・宮城県における公営電気事業と太田千之助……………岩 本 由 輝（1）

A.スミスとマルサス地代論の構造……………遠 藤 和 朗（31）

ケインズにおける賃金と雇用……………小 沼 宗 一（49）

持続的発展可能な日本の産業構造の構築……………小 柴 徹 修（61）

不換銀行券と商品価値の表現様式(1)

— 現代の不換銀行券の原理的把握に向けて —……………泉 正 樹（111）

企業間の費用格差とサービス直接投資……………倉 田 洋（141）

〔研究ノート〕

Understanding the Income Redistribution Effect through using

Relative Poverty Measurements (2)……………Shuya MAEDA（155）

東北学院大学学術研究会

会 長 星 宮 望

評 議 員 長 菅 山 真 次  
編 集 委 員 長

評 議 員

文学部 遠 藤 裕 一 (編集)

佐 藤 司 郎 (編集)

辻 秀 人 (編集)

経済学部 越 智 洋 三 (編集)

泉 正 樹 (会計)

佐 藤 滋 (編集)

経営学部 菅 山 真 次 (評議員長・編集委員長)

松 岡 孝 介 (会計)

折 橋 伸 哉 (編集)

法学部 黒 田 秀 治 (庶務)

白 井 培 嗣 (編集)

木 下 淑 恵 (編集)

教養学部 吉 田 信 彌 (編集)

伊 藤 春 樹 (編集)

乙 藤 岳 志 (庶務)

金 菱 清 (編集)

東北学院大学経済学論集 第177号

2011年12月13日 印 刷 (非売品)  
2011年12月19日 発 行

編集兼 菅 山 真 次  
発行人 菅 山 真 次  
印刷者 針 生 英 一  
印刷所 ハリウ コミュニケーションズ株式会社  
発行所 東北学院大学学術研究会  
〒980-8511  
仙台市青葉区土樋 一丁目3番1号東北学院大学内

# TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY

# ECONOMIC REVIEW

No.177

December 2011

## In Commemoration of Yoshiteru Iwamoto, Professor Emeritus

Dedication .....	<i>Yoshinori Harada</i> ( 1 )
The Career of Yoshiteru Iwamoto .....	( 2 )
The Works of Yoshiteru Iwamoto .....	( 4 )
The One in Every Four Hundred Year Earthquake and Tsunami and Tepco's No.1 Nuclear Reactor Plant in Fukushima .....	<i>Yoshiteru Iwamoto</i> ( 51 )

## Articles

A study of the Eizoku-ko in Kami-shiojiri Village in Shinshu Ueda : Based on the approach of the Okuin-cho .....	<i>Kouki Iwama</i> ( 69 )
A History of the Kyoto Nishiki Takakura Vegetable Market in the End of Edo Era .....	<i>Hideki Usami</i> ( 83 )
A move to Nakamura from Odaka .....	<i>Seiichi Okada</i> ( 99 )
The Transition of the 'Local Elite' Encouragement System -A Case Study of Graduates from Agricultural High Schools in the 1930's .....	<i>Asako Okui</i> (111)
Establishment of Pine Coastal Forest in Sendai Clans .....	<i>Keiko Kikuchi</i> (127)
The Relation between Land Policy and Forest Policy in Modern Thailand .....	<i>Atsushi Kitahara</i> (139)
Fens and Marshes from the Perspective of the English Agricultural Revolution .....	<i>Keiji Kunikata</i> (151)
The Problem of the raise of the electricity rate of Sendai-City in Taisho era .....	<i>Sachiko Kumoshikari</i> (165)
A Financial History of the London Gold Market, 1600-2004 .....	<i>Simon James Bytheway</i> (195)
Decision Making Processes in the Meiji-Era: The case of the Nippon Railway Sendai Station Location and the Burden on Beneficiaries .....	<i>Hideyuki Sasaki</i> (211)
The Management of Irrigation Systems by Feudal Local Governments and Villages in the Tokugawa era -Irrigation Facilities and Water Use in the Yamagata Basin- .....	<i>Akio Sato</i> (235)
The Method and Methodology of the Historical Parallel and Contrast Study of English and Japanese Villages .....	<i>Motoyasu Takahashi</i> (259)
On Robert Torrens' 'Transition' Problem .....	<i>Hiroshi Takeuchi</i> (277)
Unions in a Modern Hamlet Community ( <i>Mura</i> ) of the Tohoku District : A Case study of the Hoya in the Shonai District, Yamagata Prefecture .....	<i>Yukiko Nagano</i> (291)
A Viewpoint on the Comparative Study of 'Ie' .....	<i>Hiroshi Hasebe</i> (313)
The Development of Municipal Retail Markets in Himeji City after WW II .....	<i>Makoto Hirota</i> (323)
A Social History of the District (Amphoe) in Northeast Thailand : the Case of the Chiang Yun District in the Mahasarakham Province .....	<i>Masaru Fujii</i> (339)
Preparedness and Dignity of the Samurai II : A preliminary investigation of a procession of Samurai's Attendants in Sendai Han .....	<i>Yukiyoshi Hotta</i> (363)
The Rural Economy in Iwate Prefecture during the early Taisho era -the case of the Fujisato village- .....	<i>Tomiaki Miura</i> (389)
The history of the transition of rice ownership and cultivation in the early modern era .....	<i>Futoshi Yamauchi</i> (403)
Family Constitutions in Contemporary Japan .....	<i>Chiyo Yonemura</i> (419)
=====	
An Evaluation of Competition Policy for the Broadband Market in Japan : Preliminary Consideration (1) .....	<i>Kazuo Yamasaki</i> (433)
Foreigners in the time of disaster : A Consideration of the "escape" to their home countries .....	<i>Kikan Kaku</i> (447)
Global Indeterminacy in a Model with Public Health Spending .....	<i>Kei Hosoya</i> (459)

The Research Association  
Tohoku Gakuin University  
Sendai, Japan